

東京都地域防災計画

風水害編

(令和3年修正)

[別冊資料]

東京都防災会議

東京都地域防災計画（風水害編）資料一覧

資料編

（第1部 風水害に強い東京を目指して）

第1	東京都の地形区分	1
第2	模式地質断面、関東ローム層と段丘との関係	3
第3	河川水系図(都建設局)	4
第4	東京が大きな被害を受けた台風(都総務局)	5
第5	平成21年から平成30年までの降水状況と浸水被害(都建設局)	6
第6	東京都の主な風水害(過去40年間で災害救助法を適用したもの)(都総務局)	9
第7	都の河川の現況(都建設局)	11
第8	区部下水道全体計画図(都下水道局)	12
第9	流域下水道全体計画図(都下水道局)	13
第10	区部下水道計画等(都都市整備局、都下水道局)	14

（第2部 災害予防計画）

第11	荒川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)	17
第12	多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)	19
第13	江戸川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)	21
第14	利根川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)	23
第15	中川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)	25
第16	綾瀬川洪水浸水想定区域図(関東地方整備局)	27
第17	中小河川改修計画図(都建設局)	29
第18	調節池設置箇所(都建設局)	30
第19	区部下水道浸水対策状況図(都下水道局)	31
第20	ポンプ所の揚水能力一覧表(都下水道局)	32
第21	地盤沈下地域とその広さ(都建設局)	33
第22	各地区における最大沈下量(都建設局)	34
第23	地盤沈下規制に係る法・条例の比較(都環境局)	35
第24	地下水揚水量の推移(都環境局)	36
第25	地下水揚水規制(都環境局)	37
第26	水防災総合情報システム全体概略構成図(都建設局)	38
第27	浸水予想区域図(全体図)(都建設局)	39

第28	神田川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	41
第29	隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	43
第30	石神井川及び白子川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	45
第31	城南地区河川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	47
第32	江東内部河川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	49
第33	野川仙川等流域浸水予想区域図(都建設局)……………	51
第34	黒目川等流域浸水予想区域図(都建設局)……………	53
第35	残堀川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	55
第36	境川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	57
第37	中川綾瀬川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	59
第38	鶴見川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	61
第39	浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	63
第40	霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図(都建設局)……………	65
第41	秋川及び平井川流域浸水予想区域図(都建設局)……………	67
第42	北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図(都下水道局)……………	69
第43	多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図(都下水道局)……………	71
第44	高潮防御施設整備箇所範囲図(都建設局)……………	73
第45	東京港海岸保全施設整計画 整備計画図(都港湾局)……………	74
第46	島しょ海岸保全施設の状況(都港湾局、都建設局)……………	75
第47	東京都高潮浸水想定区域図(想定最大規模)浸水深(都港湾局、都建設局)……………	77
第48	砂防指定地(都建設局)……………	79
第49	地すべり防止区域(都建設局)……………	81
第50	急傾斜地崩壊危険区域(都建設局)……………	82
第51	宅地造成工事規制区域の内訳(都都市整備局)……………	84
第52	山地災害危険地区(都産業労働局)……………	85
第53	土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域(都建設局)……………	86
第54	通信施設の整備(各通信事業者)……………	90
第55	公道現況表(都建設局)……………	95
第56	橋梁現況表(都建設局、都港湾局)……………	96
第57	都内幹線有料道路現況(東日本高速道路、中日本高速道路)……………	97
第58	首都高速道路(都内)現況(首都高速道路)……………	98
第59	道路排水場一覧表(都建設局)……………	100
第60	各鉄道機関の路線(各鉄道機関)……………	102

第61	各鉄道機関の防災設備等(各鉄道機関)……………	103
第62	各鉄道機関の予防対策(各鉄道機関)……………	106
第63	空港施設の現況(都港湾局、東京航空局)……………	108
第64	東京港の現況(都港湾局)……………	110
第65	東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図(都港湾局)……………	111
第66	島しょ港湾・漁港一覧表(都港湾局)……………	112
第67	伊豆諸島の港湾等位置図(都港湾局)……………	113
第68	小笠原諸島の港湾等位置図(都港湾局)……………	114
第69	農業施設の現況(都産業労働局)……………	115
第70	水産施設等の現況(都産業労働局)……………	116
第71	流域別保安林の面積現況(都産業労働局、関東森林管理局)……………	117
第72	防災市民組織の結成状況の推移(都総務局)……………	118
第73	防災市民組織の訓練用資器材整備の現況(東京消防庁)……………	118
第74	東京都防災ボランティアに関する要綱(都総務局)……………	119
第75	その他防災機関の訓練(各防災機関)……………	123

(第3部 災害応急対策計画・災害復旧計画)

第76	国の現地対策本部の受入・派遣対応(都総務局)……………	132
第77	ヘリコプター性能諸元(東京消防庁)……………	133
第78	警視庁の車両・資器材(警視庁)……………	134
第79	大規模救出救助活動拠点候補地一覧(都総務局)……………	135
第80	医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地及び河川等船着場候補地(都総務局・都建設局)……………	136
第81	災害時臨時離着陸場候補地一覧(都総務局)……………	139
第82	都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)……………	150
第83	19大都市水道局との相互応援に関する覚書・実施細目(都水道局)……………	154
第84	九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目(都総務局)……………	171
第85	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(都総務局)……………	180
第86	震災時等の相互応援に関する協定・実施細目(都総務局)……………	185
第87	21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目(都総務局)……………	191
第88	災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書(都福祉保健局)……………	196
第89	都医師会等との協定(都福祉保健局)……………	197
第90	災害時における応急対策業務に関する協定(都総務局・都建設局)……………	207

第91	災害時における応急復旧業務に関する協定(都建設局)……………	208
第92	災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定(都建設局)……………	209
第93	災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定(都建設局)……………	210
第94	災害時における救助・救急業務に関する協定(東京消防庁)……………	211
第95	災害時における応急対策業務に関する協定(都総務局)……………	212
第96	災害時等における道路啓開等の支援に関する協定(都総務局)……………	213
第97	災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定(都総務局)……………	215
第98	自衛隊への災害派遣要請手続等関係資料(自衛隊)……………	218
第99	風水害時の即時救援主要部隊の態勢図(自衛隊)……………	220
第100	陸上・航空自衛隊航空機能力基準(自衛隊)……………	221
第101	陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準(自衛隊)……………	222
第102	海上自衛隊艦艇・航空機的能力基準等(自衛隊)……………	224
第103	警察災害派遣隊の派遣要請の流れ(警視庁)……………	225
第104	緊急消防援助隊の要請の流れ(東京消防庁)……………	226
第105	東京都防災行政無線の概要(都総務局)……………	227
第106	東京都防災行政無線構成図(都総務局)……………	228
第107	東京都防災行政無線移動系回線構成図(都総務局)……………	229
第108	東京都防災行政無線回線構成図(区部・多摩)(都総務局)……………	230
第109	東京都防災行政無線回線構成図(島しょ系)(都総務局)……………	231
第110	東京消防庁通信連絡系統図(東京消防庁)……………	232
第111	区市町村の保有する防災行政無線等一覧表(都総務局)……………	233
第112	区市町村等の通信連絡態勢(都総務局)……………	234
第113	応急対策本部の情報連絡系統図(風水害の場合)(都総務局)……………	235
第114	業務用MCA無線機配備一覧(都総務局)……………	236
第115	電報サービスの優先利用について(NTT東日本)……………	240
第116	アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定書(都総務局)……………	244
第117	非常通信協議会の構成表(総務省、関東総合通信局)……………	245
第118	気象資料等収集系統図(気象庁)……………	246
第119	気象警報等の伝達系統図(気象庁)……………	248
第120	防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準(気象庁)……………	249
第121	FAXによる気象警報等の伝達系統図(NTT東日本)……………	266
第122	河川・圏域・流域における区市町村一覧(都総務局)……………	268
第123	被害程度の認定基準(都総務局)……………	269

第124	災害時等における放送要請・報道要請に関する協定(都政策企画局)……………	272
第125	放送機関の活動態勢(各放送機関)……………	276
第126	災害時に放送を依頼するラジオ局一覧(各放送機関)……………	285
第127	災害伝言板の利用方法(各通信事業者)……………	286
第128	水防用備蓄資器材表(都建設局・港湾局)……………	288
第129	警視庁警備本部編成表(警視庁)……………	290
第130	災害時装備資機材一覧表(警視庁)……………	291
第131	ヘリコプターの機種及び性能基準(警視庁)……………	292
第132	東京都関係部署所属船艇一覧表(第三管区海上保安本部)……………	293
第133	災害時の救護活動等についての協定書(都福祉保健局)……………	295
第134	都における食品衛生指導班の編成内訳(都福祉保健局)……………	296
第135	大東京歯科用品商協同組合との協定(都福祉保健局)……………	297
第136	東京医薬品卸業協会との協定(都福祉保健局)……………	298
第137	日本医療機器協会との協定(都福祉保健局)……………	299
第138	日本衛生材料工業連合会との協定(都福祉保健局)……………	300
第139	日本産業・医療ガス協会との協定(都福祉保健局)……………	301
第140	災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定(都福祉保健局)……………	302
第141	都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況(都福祉保健局)……………	304
第142	災害時における血液製剤の供給業務に関する協定(都福祉保健局)……………	305
第143	東京都災害拠点病院施設運営要綱(都福祉保健局)……………	306
第144	東京都災害拠点病院施設状況一覧(都福祉保健局)……………	309
第145	東京都災害拠点病院標準整備品目(都福祉保健局)……………	310
第146	災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定(都福祉保健局)……………	311
第147	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定(都福祉保健局)……………	312
第148	遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図(各防災機関)……………	316
第149	検視班の編成基準(警視庁)……………	317
第150	検案班処理能力(都福祉保健局)……………	317
第151	災害時における火葬の実施に関する協定(都福祉保健局)……………	318
第152	火葬場一覧表(都福祉保健局)……………	319
第153	避難の指示者一覧表(都総務局)……………	320
第154	避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表(都総務局・都福祉保健局)……………	321
第155	災害時における避難所等確保の支援に関する協定(都総務局)……………	322
第156	避難対策等における連携と協力に関する包括協定(都総務局)……………	328

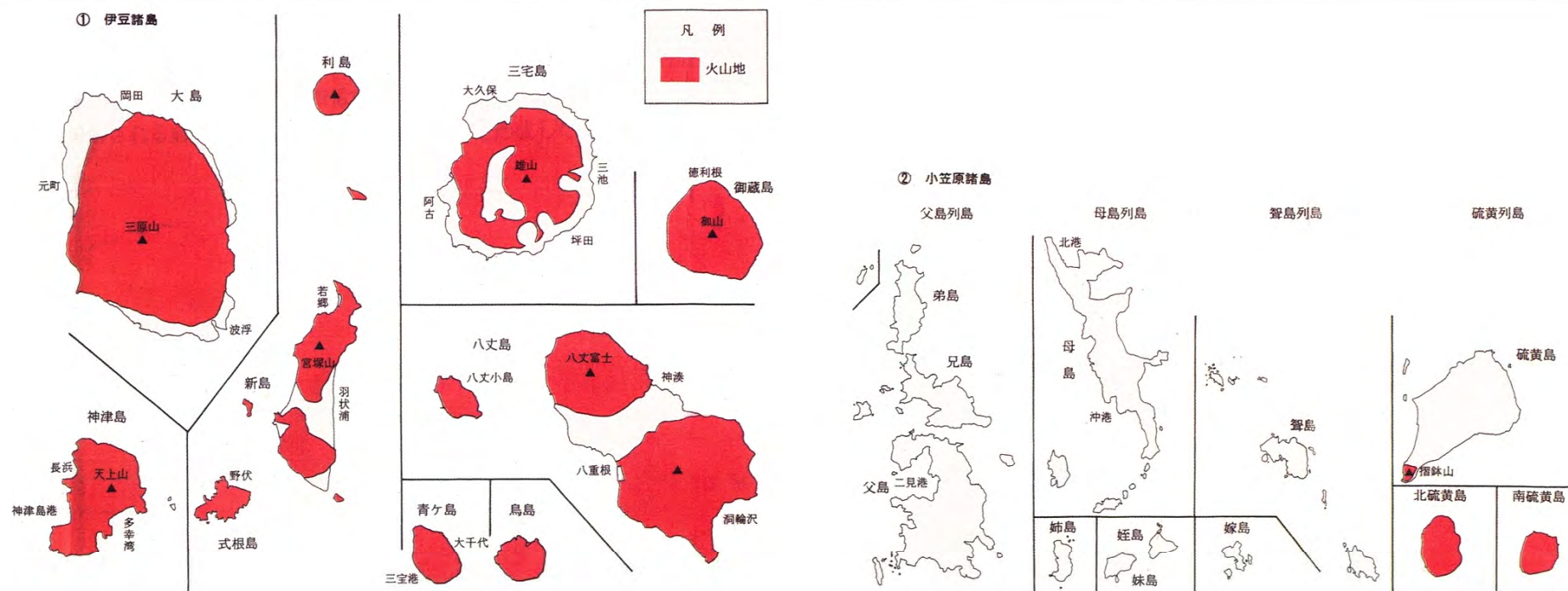
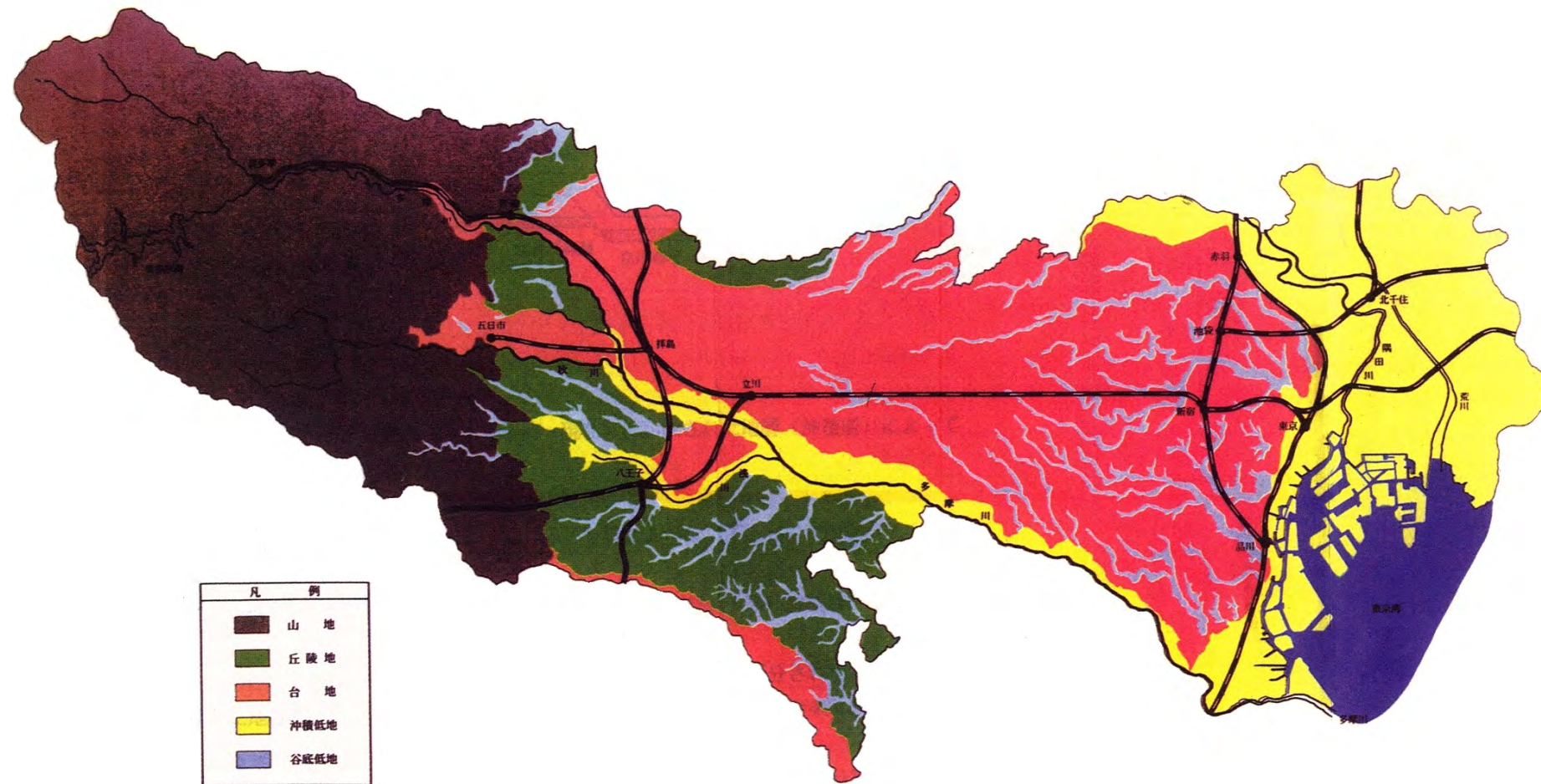
第157 東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書(都福祉保健局)……………	330
第158 東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する覚書(都福祉保健局)……………	336
第159 東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定(都福祉保健局)・	346
第160 災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定(都福祉保健局)……	348
第161 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定(都福祉保健局)……	350
第162 災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定(都財務局)……………	358
第163 災害時における愛護動物の救護活動についての協定書(都福祉保健局)……………	359
第164 災害時における要援護者の移送に関する協定書(都福祉保健局)……………	361
第165 応急給水用資器材及び給水能力一覧表(都水道局)……………	363
第166 災害時給水ステーション(給水拠点)となる施設一覧表(都水道局、都都市整備局等)・	364
第167 食料等の備蓄状況(都福祉保健局・都総務局)……………	366
第168 災害時における食料品調達業務に関する協定(都福祉保健局)……………	367
第169 災害時における支援協力に関する協定(都総務局)……………	368
第170 災害時における容器入飲料の調達に関する協定(都総務局)……………	372
第171 災害時における物資の調達支援協力に関する協定(都総務局)……………	373
第172 災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定(都総務局)……………	391
第173 都備蓄倉庫一覧(都福祉保健局)……………	394
第174 調製粉乳等備蓄等一覧(都福祉保健局)……………	395
第175 副食品の調達先(予定)一覧表(都産業労働局)……………	396
第176 食塩調達経路図(都福祉保健局)……………	396
第177 米穀の調達先一覧表(都産業労働局)……………	397
第178 米穀販売事業者等名簿一覧表(都産業労働局)……………	397
第179 災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定書(都福祉保健局)……………	398
第180 東京都生活協同組合連合会との協定(都生活文化局)……………	400
第181 災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定(都総務局)……………	405
第182 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定(都総務局)……………	408
第183 災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定(都福祉保健局)……………	411
第184 災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定(都福祉保健局)……………	413
第185 災害時における施設使用等に関する協定(都福祉保健局)……………	420
第186 東京都災害備蓄倉庫の即応態勢の強化に関する協定(都福祉保健局)……………	422
第187 輸送拠点一覧(各防災機関)……………	424
第188 貨物自動車・乗合自動車供給機関(都財務局)……………	428
第189 都各局舟艇保有状況(都港湾局)……………	428

第190 調達あっせん対象船舶一覧表(関東運輸局)……………	429
第191 ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ(都港湾局)……………	430
第192 緊急通行車両等の確認事務処理要領(都財務局)……………	431
第193 緊急通行車両等の確認事務等の実施要領(警視庁)……………	433
第194 災害用トイレの分類と備蓄等状況(都総務局)……………	443
第195 清掃船一覧表(都港湾局)……………	444
第196 給水対策本部組織図(都水道局)……………	445
第197 通信施設の応急・復旧対策など(各通信事業者)……………	446
第198 鉄道の運行基準ほか(各鉄道機関)……………	452
第199 船舶の運航基準(東海汽船)……………	464
第200 文化財の現況(都教育庁)……………	465
第201 応急仮設住宅供給能力一覧表(都住宅政策本部)……………	466
第202 災害復旧用材の供給に係わる特例措置(関東森林管理局)……………	466
第203 災害弔慰金等の支給(都福祉保健局、日赤東京都支部)……………	467
第204 災害援護資金等の貸付(都福祉保健局等)……………	468
第205 被災者生活再建支援金の支給(都福祉保健局)……………	469
第206 中小企業への融資(都産業労働局)……………	470
第207 農林漁業関係者への融資(都産業労働局)……………	472
第208 区市町村別災害救助法適用基準表(都総務局)……………	476
第209 災害救助法による救助の程度・方法及び期間(都総務局)……………	477
第210 救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ(都総務局)……………	480
第211 各担当別災害救助関連必要帳票一覧(都総務局)……………	481
第212 災害報告の様式(都総務局)……………	486
第213 日毎の記録を整理するために必要な書類(都総務局)……………	489
第214 給与品事前購入分一覧表(都福祉保健局・都総務局)……………	493
第215 激甚法に定める事業及び関係局(都総務局)……………	495
第216 災害(風水害)の一般的知識(都総務局) 気象の一般的知識(気象庁)……………	497
第217 過去の主な風水害(都総務局)……………	503

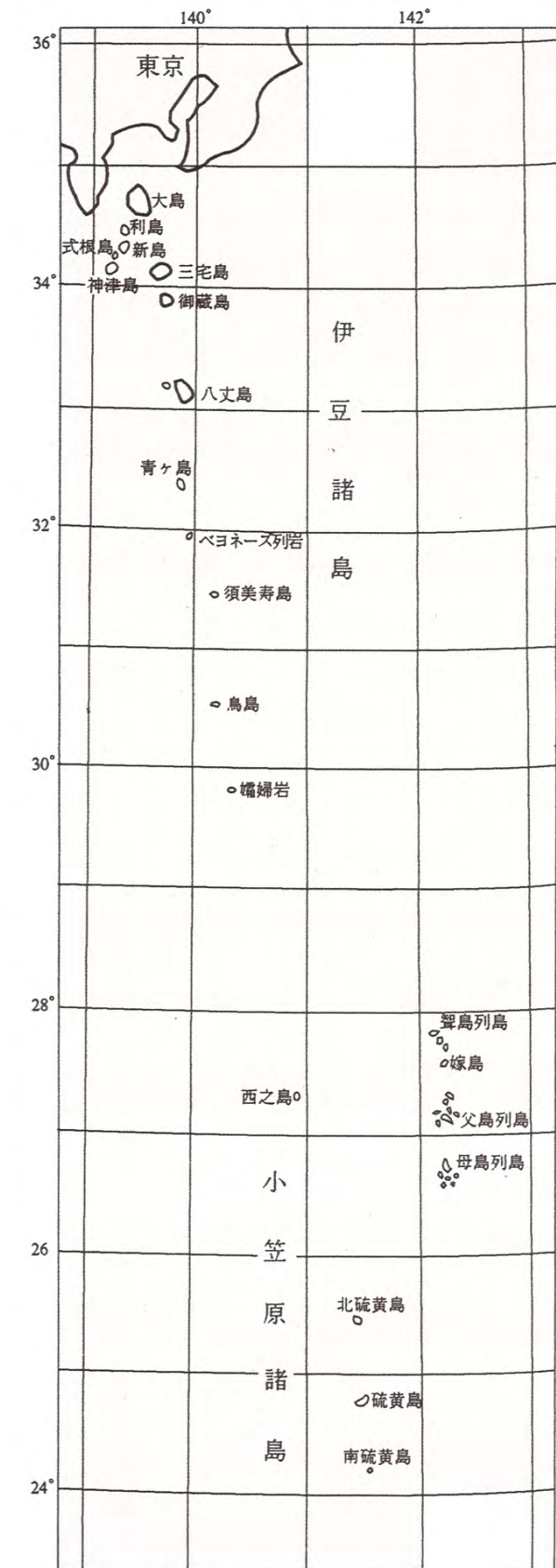
参考資料

I 防災機関の災害対策組織……………	511
II 都各局の主な災害時応援等協定の締結状況……………	586

資料編

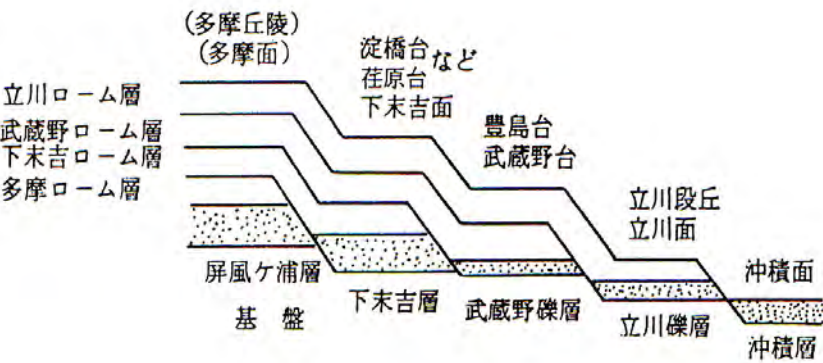


位置図

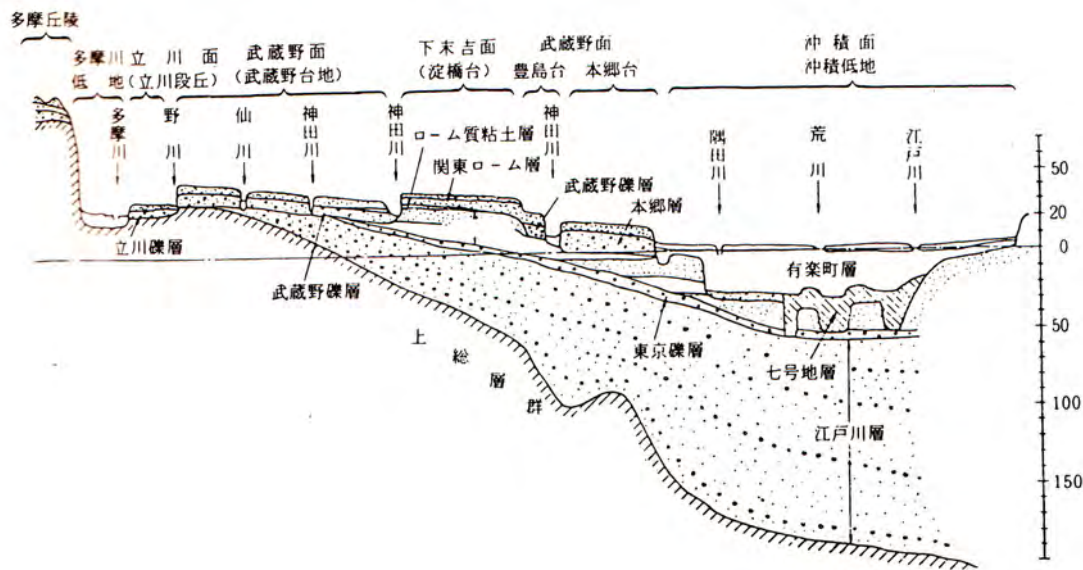


資料第2 模式地質断面、関東ローム層と段丘との関係 (本文7頁)

①模式地質断面



②関東ローム層と段丘との関係



●東京の河川と水系



資料第4 東京が大きな被害を受けた台風（都総務局）（本文13頁）

名 称	年月日	主 な 被 害					摘 要
		死 者	行 方 不 明	負 傷 者	住 家 損 壊	住 家 浸 水	
カスリーン 台風	昭和22 年 9.14～ 15	6 (1077)	2 (853)	3 (1547)	196 (9298)	床上 78,993 床下 24,879 (384,743)	房総半島をかすめ、豪雨 をもたらした。利根川栗 橋付近の決壊等により溢 れた水が数日後に都内に 達し区部東部地域が水に つかった。
キティ 台風	昭和24 年 8.31～ 9.1	18 (135)	- (25)	104 (479)	4129 (17203)	床上 73,750 床下 64,127 (144,060)	雨量は比較的少い風台風。 その上陸が満潮時と 一致したため高潮とな り、江戸川等の河口地域 を中心として浸水被害等 を受けた。
狩野川 台風	昭和33 年 9.26～ 28	36 (888)	3 (381)	164 (1138)	962 (4293)	床上 142,802 床下 337,731 (521,715)	秋雨前線を刺激し、伊豆 半島、関東地方南部に記 録的豪雨。東京では山の 手で中小河川の氾濫やが け崩れ等の被害を受け た。
台風第26号	平成25 年 10.15～ 16	37	3	25	162	床上 588 床下 103	台風により、東日本、北 日本の太平洋側を中心に 大雨となった。特に大島 町では、1時間に100ミリ 以上の猛烈な雨が降り、 24時間雨量が824ミリに 達するなど、記録的な大 雨となった。
台風第15号	令和元 年 9.7～ 9.9	1	-	6	1,694	床上 24 床下 13	台風の接近・上陸に伴 い、千葉県を中心に猛烈 な風雨となった。東京で は伊豆諸島北部を中心 に、建物被害に加え、停 電や断水等、ライフライン にも大きな被害をもたら した。
東日本台風 台風第19号	令和元 年 10.10～ 13	3 (98)	- (3)	10 (484)	1,747 (27,886)	床上 320 床下 531 (37,629)	台風の接近により、猛烈 な大雨が降り、1都12県 に大雨特別警報が発表さ れた。川の氾濫や土砂災 害により多くの建物損 壊・浸水被害が発生し、 東京では奥多摩町や日の 出町で一時的に孤立地域 が発生した。

（注）（ ）内は、全国の被害。総務省消防庁「令和元年消防白書」附属資料1-5-1昭和23年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの）より作成したため、全国の被害が入っていないものもある。

資料第5 平成21年から平成30年までの降水状況と浸水被害（都建設局）（本文13頁）

※水害記録より10棟以上の浸水被害が発生した災害を抜粋

平成21年

月 日		6月16～17日	8月9～10日	10月7～8日
気 象 現 象		集中豪雨	台風9号	台風18号
浸水面積（ha）		0.07	6.33	4.23
浸水棟数	床下（棟）	2	203	20
	床上（棟）	9	119	23
	半壊（棟）	0	0	0
	全壊（棟）	0	0	0
	計	11	322	43
降雨記録	観測所名	渋谷橋	志茂橋	荒川
	60分最大雨量（mm）	40	100	56
	総雨量（mm）	49	182	134

平成22年

月 日		6月29～30日	7月5日	9月8～9日	12月2～3日
気 象 現 象		集中豪雨	集中豪雨	台風9号	集中豪雨
浸水面積（ha）		0.17	34.45	0.48	0.59
浸水棟数	床下（棟）	0	355	16	34
	床上（棟）	12	455	30	57
	半壊（棟）	0	0	0	0
	全壊（棟）	0	0	0	0
	計	12	810	46	91
降雨記録	観測所名	中里	板橋区	三田	町田
	60分最大雨量（mm）	66	114	74	53
	総雨量（mm）	104	137	106	101

平成23年

月 日		8月26日
気 象 現 象		集中豪雨
浸水面積（ha）		5.76
浸水棟数	床下（棟）	142
	床上（棟）	275
	半壊（棟）	0
	全壊（棟）	0
	計	417
降雨記録	観測所名	上祖師谷
	60分最大雨量（mm）	96
	総雨量（mm）	140

平成24年（10棟以上の浸水被害が発生した災害なし）

平成25年

月 日		4月6～7日	7月23日	8月12日	8月21日	9月15～16日	10月15～16日
気 象 現 象		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	台風18号	台風26号
浸水面積 (ha)		0.13	2.66	0.68	2.04	0.17	160.72
浸水棟数	床下 (棟)	0	131	21	81	8	135
	床上 (棟)	22	369	57	178	14	145
	半壊 (棟)	0	0	0	0	1	74
	全壊 (棟)	0	0	0	0	0	137
	計	22	500	78	259	23	491
降雨記録	観測所名	鶴間	中央町	石神井	学校橋 (大谷口)	大島	野増
	60分最大雨量 (mm)	72	102	92	53	53	110
	総雨量 (mm)	177	104	92	82	103	621

平成26年

月 日		6月24～25日	6月29日	7月20日	7月24日	9月10日
気 象 現 象		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨
浸水面積 (ha)		1.21	5.74	2.22	3.64	99.10
浸水棟数	床下 (棟)	31	81	13	87	107
	床上 (棟)	123	217	76	82	69
	半壊 (棟)	0	0	0	0	0
	全壊 (棟)	0	0	0	0	0
	計	154	298	89	169	176
降雨記録	観測所名	越後山橋	駒場	内川	芝久保	亀戸
	60分最大雨量 (mm)	73	50	78	77	89
	総雨量 (mm)	88	67	87	121	108

平成27年

月 日		7月24日	9月8～10日
気 象 現 象		集中豪雨	台風18号
浸水面積 (ha)		0.10	0.12
浸水棟数	床下 (棟)	7	7
	床上 (棟)	13	14
	半壊 (棟)	0	0
	全壊 (棟)	0	0
	計	20	21
降雨記録	観測所名	砧	金町
	60分最大雨量 (mm)	67	54
	総雨量 (mm)	67	278

平成28年

月 日		7月14日	8月2日	8月10日	8月21～22日
気 象 現 象		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	台風9号
浸水面積 (ha)		0.17	0.24	0.14	6.81
浸水棟数	床下 (棟)	21	13	9	237
	床上 (棟)	23	18	1	165
	半壊 (棟)	0	0	0	1
	全壊 (棟)	0	0	0	0
	計	44	31	10	403
降雨記録	観測所名	北沢	新川	下砂橋	羽村
	60分最大雨量 (mm)	69	62	71	86
	総雨量 (mm)	72	75	72	264

平成29年

月 日		7月4日	7月18日	8月19日	10月22～23日
気 象 現 象		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	台風21号
浸水面積 (ha)		0.21	0.13	0.64	1.38
浸水棟数	床下 (棟)	8	7	42	14
	床上 (棟)	2	6	89	22
	半壊 (棟)	0	0	0	2
	全壊 (棟)	0	0	0	0
	計	10	13	131	38
降雨記録	観測所名	栗須	鞍尾根橋	武蔵野	片倉
	60分最大雨量 (mm)	51	57	74	53
	総雨量 (mm)	63	59	83	345

平成30年

月 日		3月9日	8月13日	8月27日	9月18日
気 象 現 象		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨
浸水面積 (ha)		0.30	0.23	2.37	0.58
浸水棟数	床下 (棟)	9	6	102	12
	床上 (棟)	8	14	285	65
	半壊 (棟)	0	0	0	0
	全壊 (棟)	0	0	0	0
	計	17	20	387	77
降雨記録	観測所名	鶴間	久我山橋	玉川	赤塚土木
	60分最大雨量 (mm)	74	66	111	89
	総雨量 (mm)	173	69	114	98

資料第6 東京都の主な風水害（過去40年間で災害救助法を適用したもの）（都総務局）

（本文13頁）

（令和2年4月1日現在）

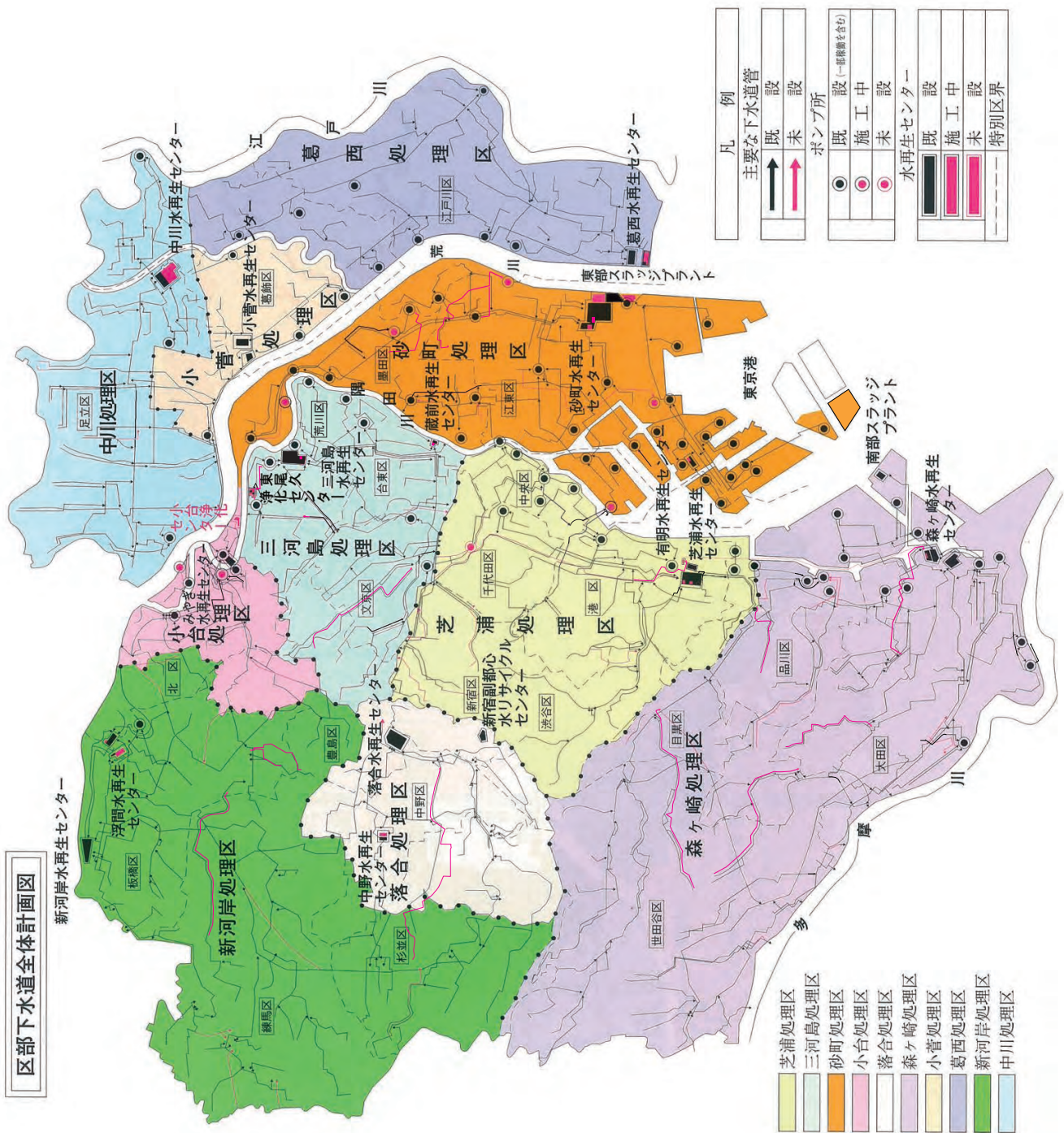
年月日	災害名	主 な 被 害									主な被害 地域	救 助 法 適 用 区 市 町 村
		死者	行方 不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		
昭49. 7. 20	雷 雨	1			2		3	1	770		区部・多摩	新宿
昭50. 10. 5	台風 第13号			3	82	285	524	1,286	4		島しょ地 域	八丈
昭51. 9. 9	台風 第17号				1			6	2,288		区部・多摩	板橋
昭53. 4. 6	集中 豪雨		1		1			2	1,874		区部・多摩	新宿、板橋
昭54. 5. 15	集中 豪雨								826		区部・多摩	新宿
昭56. 7. 22	集中 豪雨								1,796		区部・多摩	新宿、文京、目黒、豊島
昭56. 10. 22	台風 第24号				4	1	1	6	6,235		都内全域	千代田、文京、新宿、豊島、足立、葛飾、江戸川
昭57. 9. 12	台風 第18号			1	12	4	3	18	5,733		都内全域	新宿、文京、品川、中野、杉並、練馬、足立
昭58. 11. 7	台風 第17号			1	5	30	24	73	1		小笠原	小笠原
昭61. 8. 4	台風 第10号								738		都内全域	足立
平 1. 8. 1	大 雨				1			5	1,100	2,534	都内全域	中野
平 5. 8. 27	台風 第11号							3	826	3,312	区部	中野
平17. 9. 4	集中 豪雨								2,972	2,644	東京都全 域	中野、杉並
平25. 10. 15	台風 第26号	37	3	10	15	52	27	183	58	103	大島	大島
令 1. 9. 9	台風 第15号	1			7	9	98	1671	14	9	大島	大島

年月日	災害名	主 な 被 害									主な被害 地域	救 助 法 適 用 区 市 町 村
		死者	行方 不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		
令 1. 10. 12	台風 第19号	1			11	23	170	423	823	635	都内全域	大田、世田 谷、豊島、 北、板橋、 練馬、墨 田、八王 子、立川、 青梅、府 中、昭島、 調布、町 田、小金 井、日野、 福生、狛 江、東大 和、武蔵村 山、多摩、 稲城、羽 村、あきる 野、瑞穂、 日の出、奥 多摩、檜原

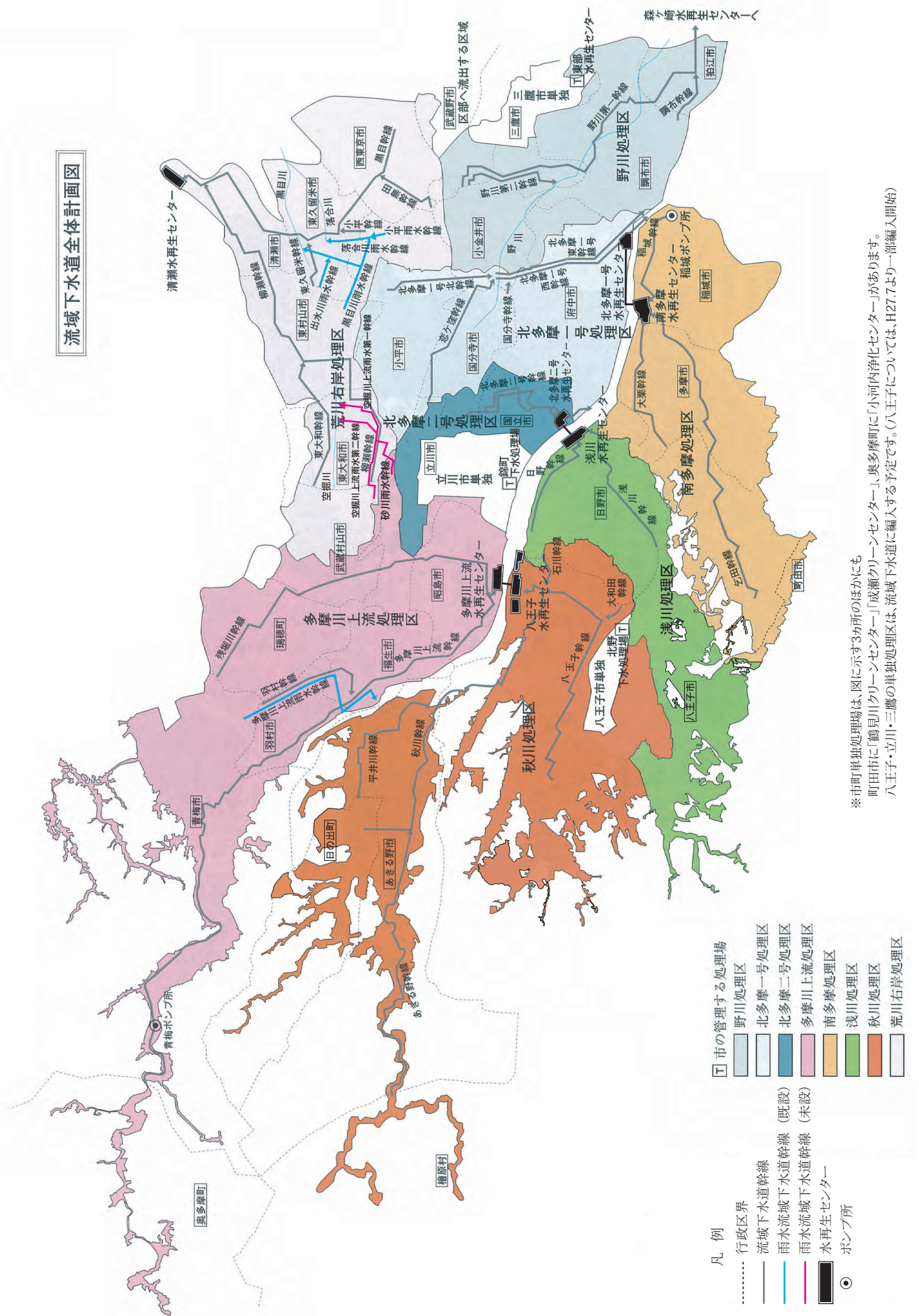
資料第 7 都の河川の現況（都建設局）（本文17頁）

（令和 2 年 4 月現在）

河川別	水系別	数	法定河川 (k m)	法定延長内訳（管理区分）（k m）		
				大臣管理	指定区間 (知事)	知事管理
一級河川	利根川	1 0	77. 12	22. 10	55. 02	—
	荒 川	3 8	253. 036	33. 10	219. 936	—
	多摩川	4 0	410. 98	76. 12	334. 86	—
	鶴見川	4	20. 75	—	20. 75	—
	小 計	9 2	761. 886	131. 32	630. 556	—
二級河川	—	1 5	95. 17	—	—	95. 17
	小 計	1 5	95. 17	—	—	95. 17
	合 計	1 0 7	857. 506	131. 32	630. 556	95. 17



図面全体計画下水道流域



※市町単独処理場は、図に示す3カ所のほかにも
町田市に「鶴見川クリーンセンター」「成瀬クリーンセンター」「小河内浄化センター」があります。
八王子・立川・三鷹の単独処理区は、流域下水道に編入する予定です。(八王子については、H27.7より一部編入開始)

資料第10 区部下水道計画等（都都市整備局、都下水道局）（本文20頁）

①区部下水道計画

処理区名	計画 面積	主要河川水系	処理区域
芝 浦 処 理 区	6,440 ha	古川水系の全部、 神田川右岸及び東 京湾沿い	千代田・中央・港・新宿・渋谷区の大 部、文京・品川・目黒・世田谷・豊島 区の一部
三 河 島 処 理 区	3,936	神 田 川 右 岸 の 一 部、神田川左岸	台東・荒川区の全部、文京・豊島区 の大部、千代田・新宿・北区の一部
砂 町 処 理 区	6,153	隅田川左岸、荒川 右岸の一部並びに 東京湾沿い	墨田・江東区の全部、中央・港・品 川・足立・江戸川区の一部
小 台 処 理 区	1,687	石神井川水系の下 流及び荒川右岸の 一部	北区の大部、豊島・板橋・足立区の一 部
落 合 処 理 区	3,506	神田川水系の上流 部	中野区の大部、新宿・世田谷・渋谷・ 杉並・豊島・練馬区の一部
森 ケ 崎 処 理 区	14,675	目黒川、多摩川両 水系及び東京湾沿 い	大田区の全部、品川・目黒・世田谷区 の大部、渋谷・杉並区の一部
小 菅 処 理 区	1,633	荒川左岸、中川右 岸の一部	足立・葛飾区の一部
葛 西 処 理 区	4,893	荒 川、中 川 の 左 岸、江戸川右岸の 一部	江戸川区の大部、葛飾区の一部
新 河 岸 処 理 区	10,474	石神井川水系の上 流及び荒川右岸の 一部	杉並・板橋・練馬区の大部、新宿・中 野・豊島・北区の一部
中 川 処 理 区	4,442	荒川左岸、江戸川 右岸及び中川水系 の一部	足立区の大部、葛飾区の一部
合計	57,839		

②流域下水道計画

流域名	処理区名	計画面積 (ha)	水再生センター名	関係市町村名
多摩川	野 川	5,476 ^{ha}	区部森ヶ崎水再生センターへ流入	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市（6市）
	北多摩一号	5,123	北多摩一号	立川市、 府中市 、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市（6市）
	北多摩二号	2,744	北多摩二号	立川市、国分寺市、 国立市 （3市）
	多摩川上流	9,349	多摩川上流	立川市、青梅市、 昭島市 、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町（6市2町）
	南多摩	5,900	南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、 稲城市 （5市）
	浅 川	3,902	浅 川	八王子市、町田市、 日野市 （3市）
	秋 川	8,533	八 王 子	八王子市 、昭島市、日野市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村（5市1町1村）
多摩川流域計		41,027		22市3町1村
荒川 右岸 東京	荒 川 右 岸	8,042	清 瀬	武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、 清瀬市 、東久留米市、武蔵村山市、西東京市（9市）
総 計		49,069		26市3町1村

注 は水再生センター所在市

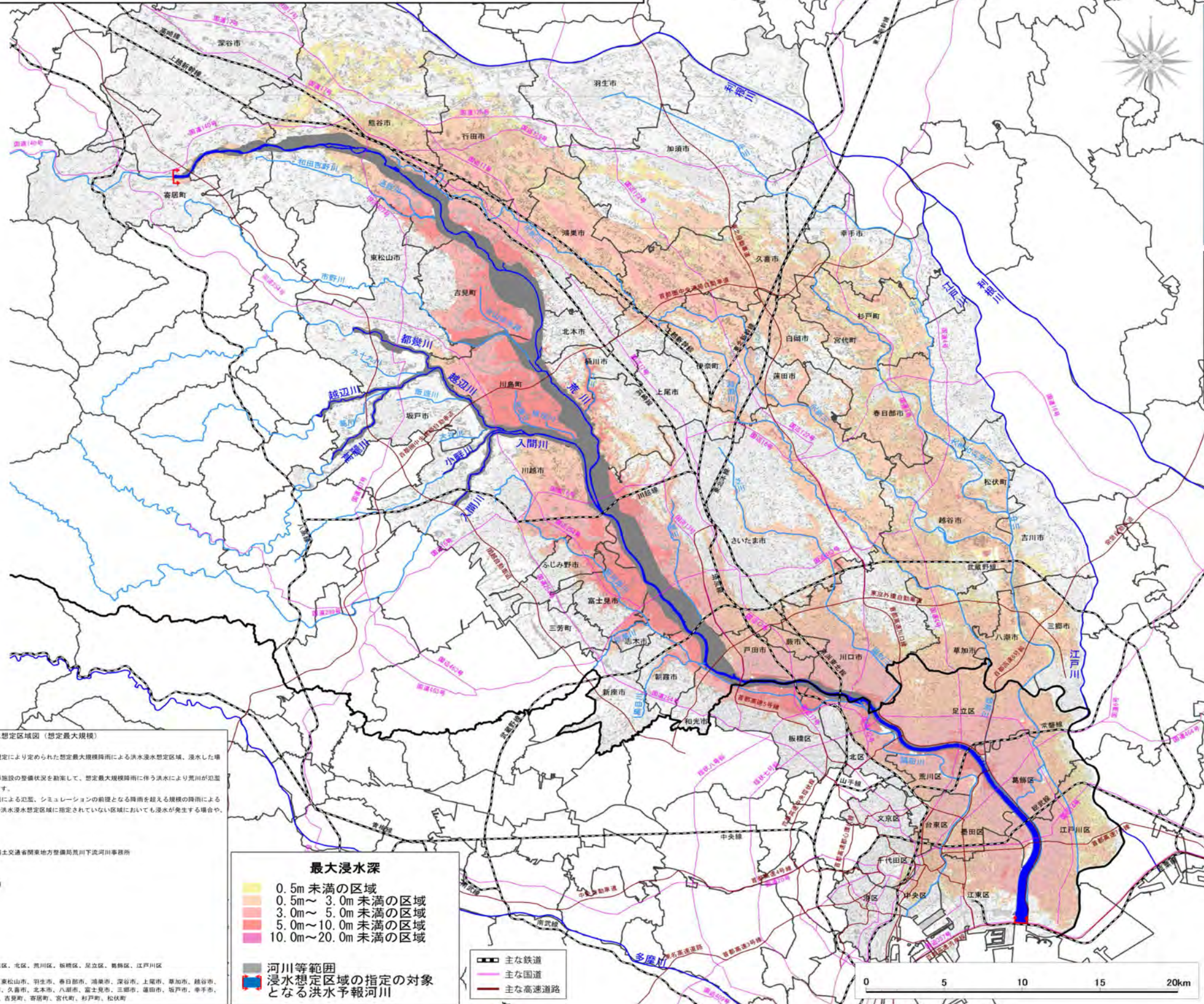
③流域下水道雨水幹線計画

流 域	処理区名	排水面積	関係市町名
多摩川	多摩川上流	1,189ha	青梅市、福生市、羽村市（3市）
荒川右岸東京	荒川右岸	902ha	小平市、東村山市、東久留米市（3市）

④単独公共下水道計画

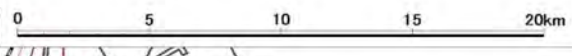
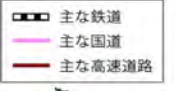
市町村名	処 理 区 名	処理面積	処 理 場 名	関 係 市
八 王 子	北 野	969ha	北野下水処 理場	
立 川	立川市単独	1,135	錦町下水処 理場	国立市（一部流入）
武 蔵 野	武蔵野第一	727	区部流入	
三 鷹	井の頭・烏山 東 部	351 719	区部流入 東部水再生センター	武蔵野市（一部流入）
町 田	町 田 鶴 川 横浜、川崎 そ の 他	2,622 4,041 164	成瀬クリーンセン ター 鶴見川クリーン センター 横浜市、川 崎市等へ流 入	
奥 多 摩	小 河 内	29	小河内浄化 センター	

荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

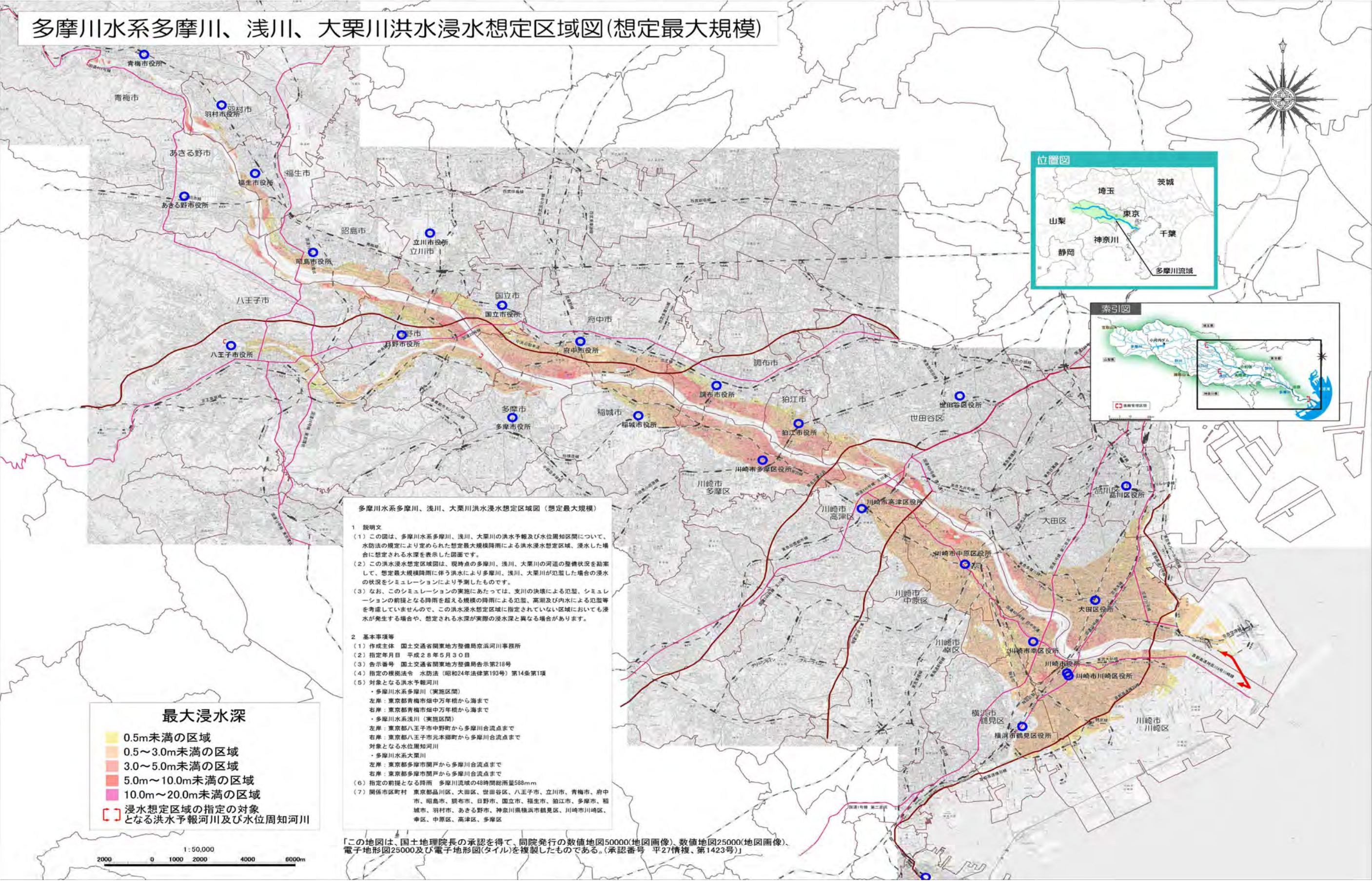


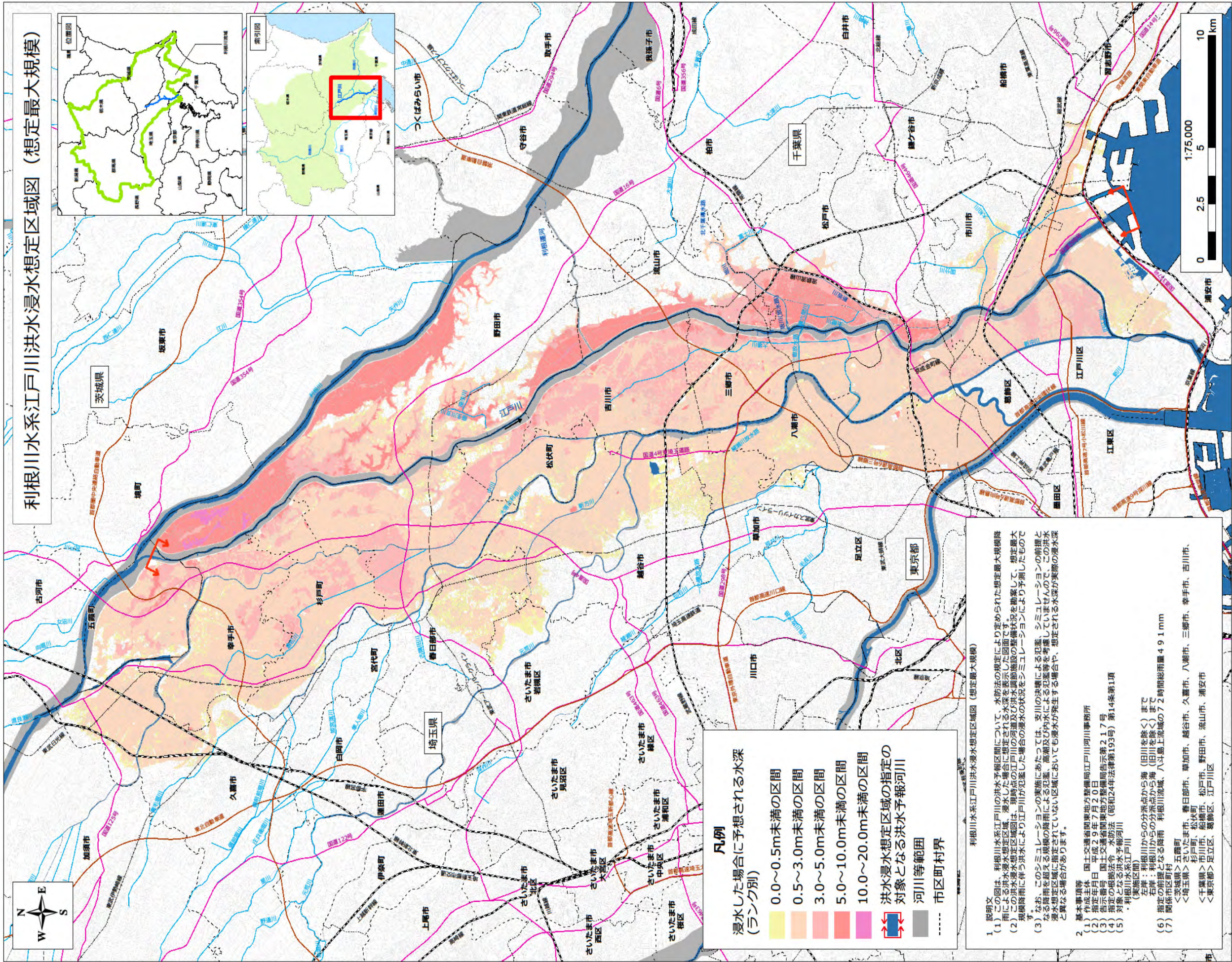
1 説明文
(1) この図は、荒川水系荒川の洪水予報区域について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。
(2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の荒川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により荒川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
(2) 指定年月日 平成28年5月30日
(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第215号
(4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5) 対象となる洪水予報河川
・荒川水系荒川(実施区域)
左岸 埼玉県深谷市荒川から海まで
右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで
(6) 指定の前提となる降雨 荒川流域の72時間総雨量632mm
(7) 関係市町村
＜東京都＞
千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
＜埼玉県＞
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、羽生市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、所沢市、戸田市、新井市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

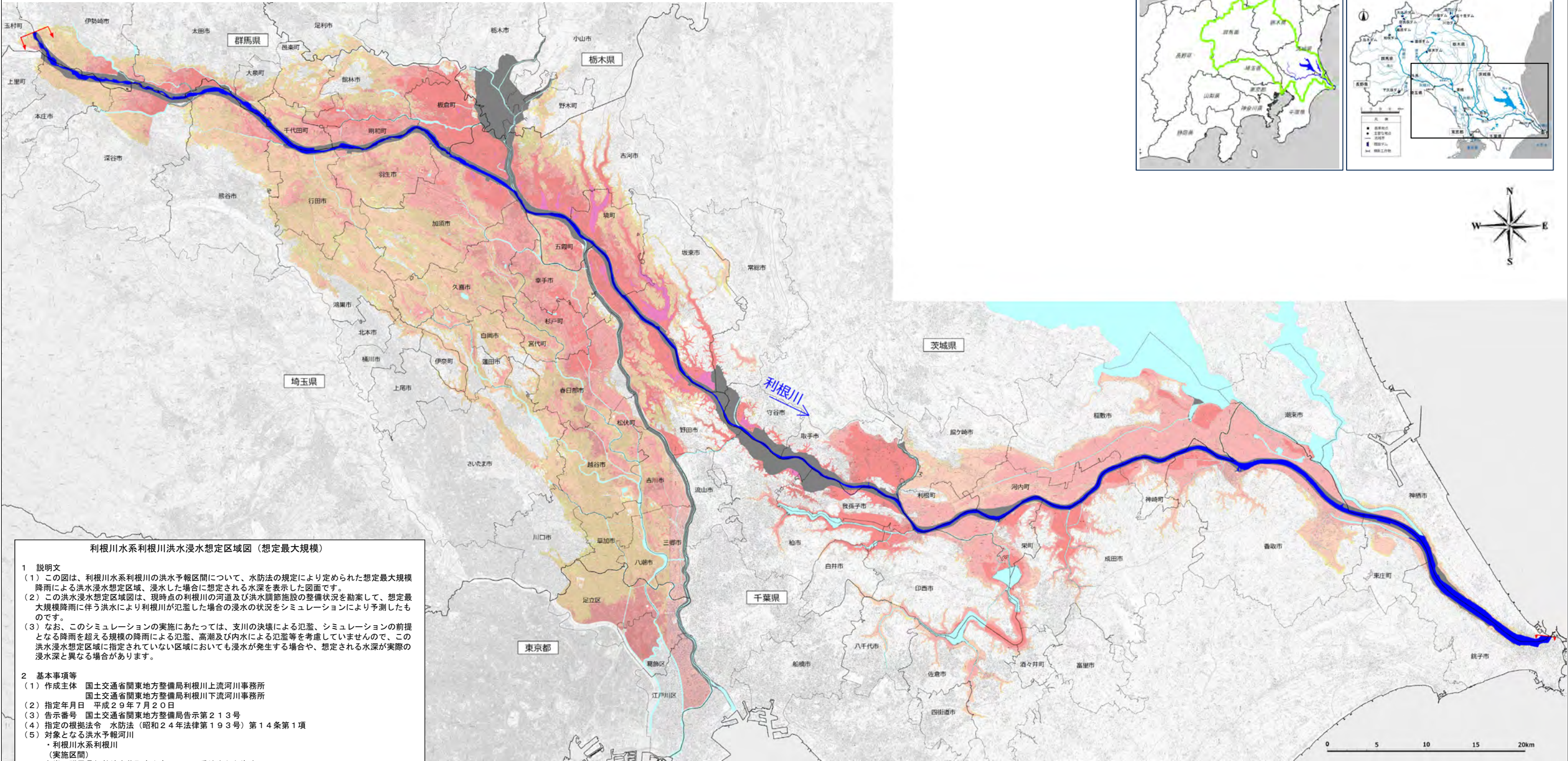
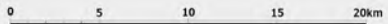
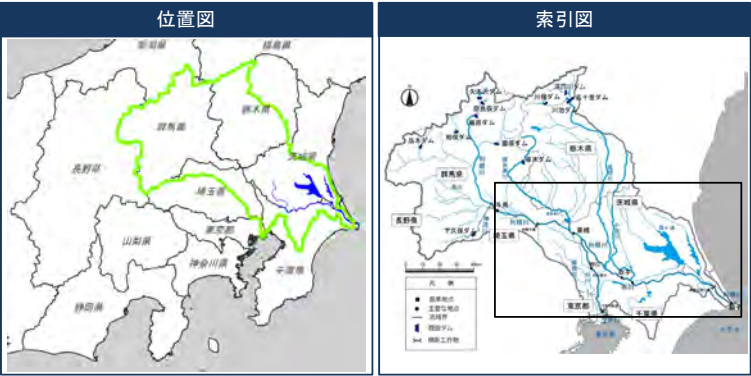


※「この地図は、国土地理院の承認を得て、図例発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。」「(承認番号 平27情標、第1370号)」





利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



- 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- 1 説明文

(1) この図は、利根川水系利根川の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の利根川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により利根川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等

(1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所

(2) 指定年月日 平成29年7月20日

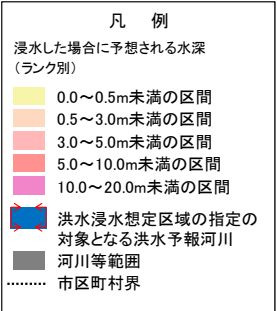
(3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第213号

(4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項

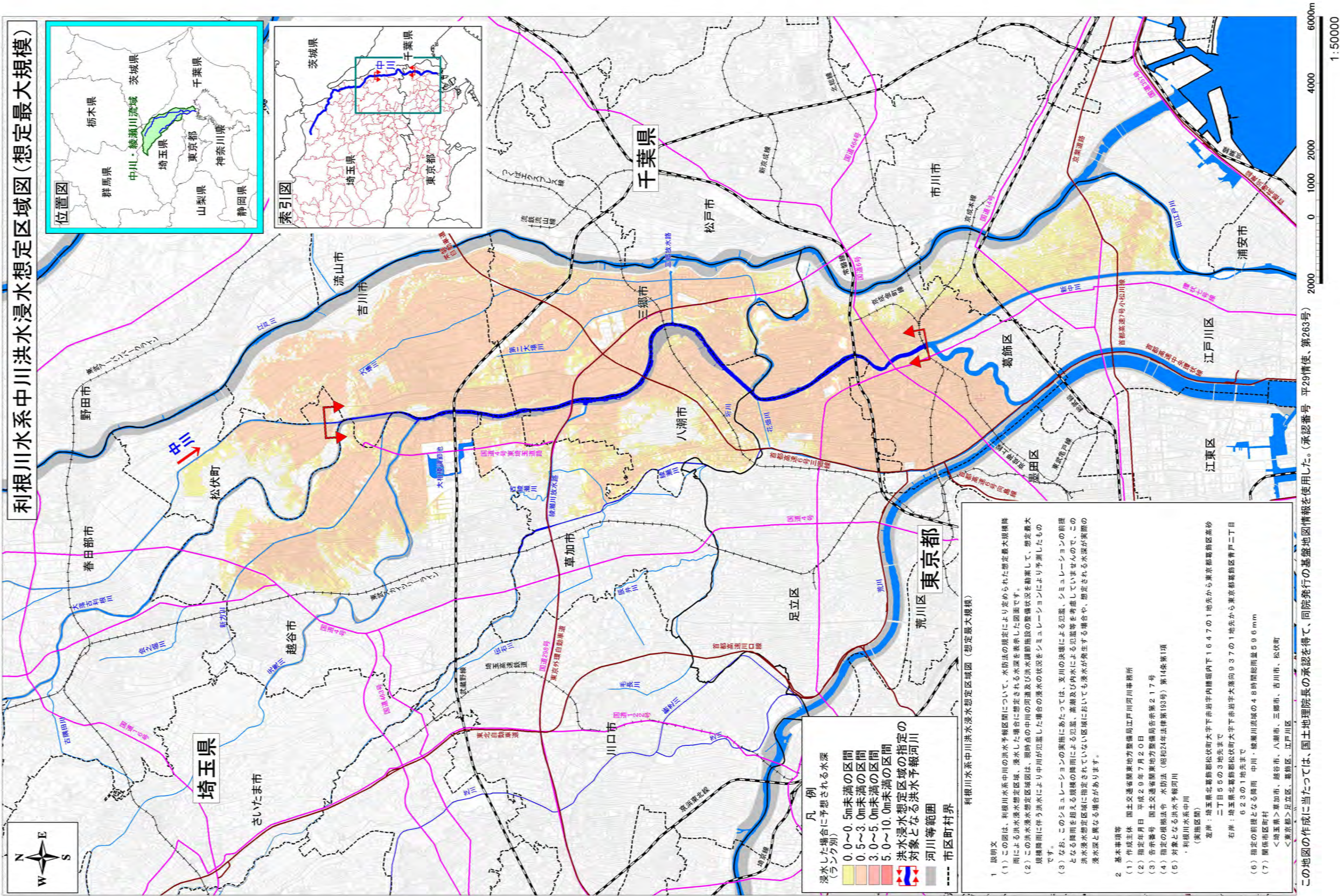
(5) 対象となる洪水予報河川
・利根川水系利根川
（実施区間）
左岸：群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から海まで
右岸：群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から海まで

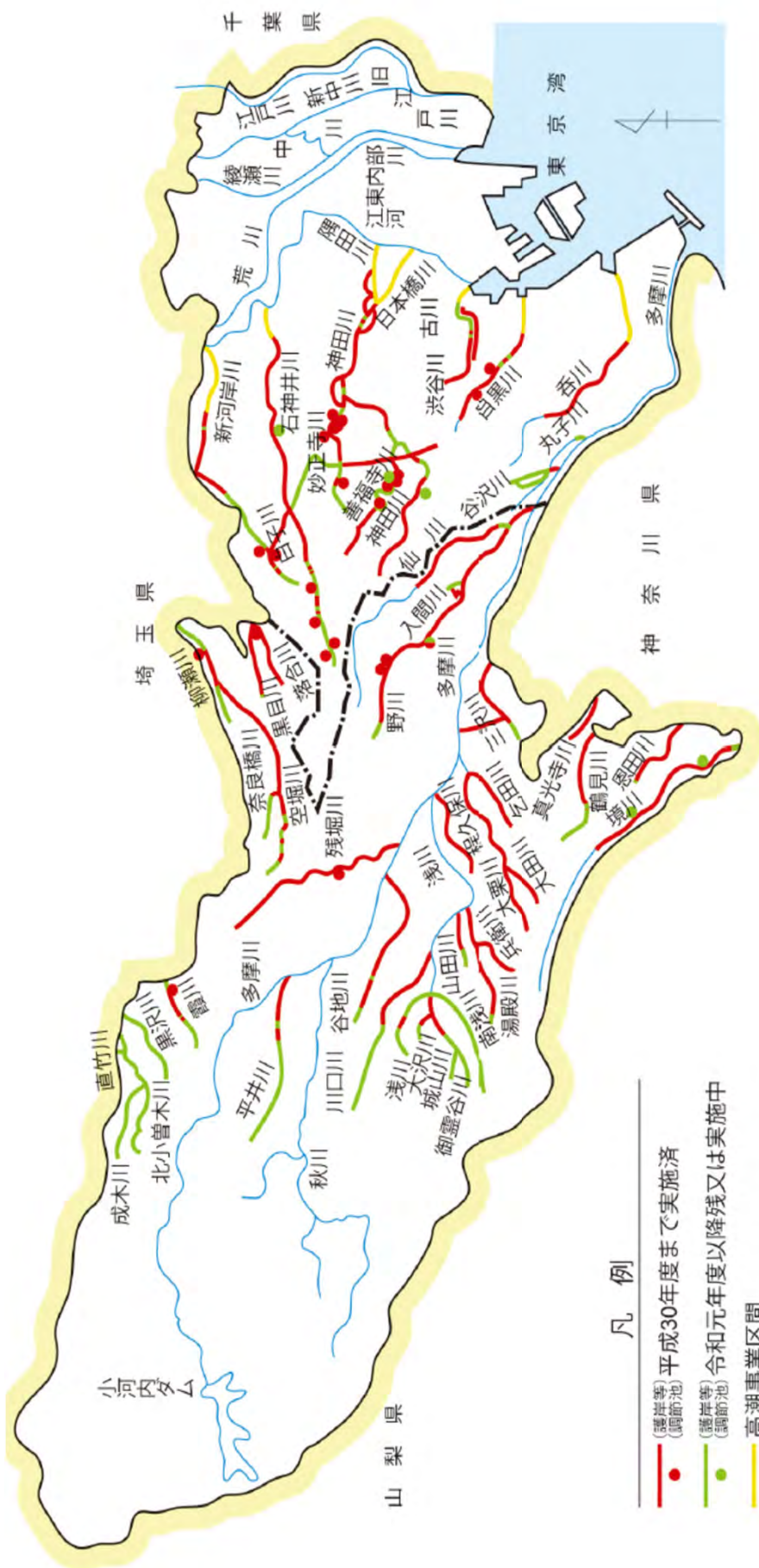
(6) 指定の前提となる降雨 利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm

(7) 関係市区町村
＜茨城県＞
古河市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、潮来市、守谷市、坂東市、稲敷市、神栖市、河内町、五霞町、境町、利根町
＜栃木県＞
足利市、栃木市、小山市、野木町
＜群馬県＞
伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
＜埼玉県＞
さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
＜千葉県＞
銚子市、船橋市、野田市、成田市、佐倉市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、四街道市、印西市、白井市、富里市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町
＜東京都＞
足立区、葛飾区、江戸川区



※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平29情復、第292号）」





資料第18 調節池設置箇所（都建設局）（本文36頁）

区 分	河川名	名 称	敷地面積 (㎡)	貯留量 (m³)	設置場所	完成 年度
完 成 12 河川 28 箇所	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	H19
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S58
	善福寺川	和田堀第二調節池※ ₁	5,100	2,500	杉並区	S56
		和田堀第三調節池※ ₁	3,900	3,000	杉並区	S56
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	H19
		善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	H29
	野 川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H元
		大沢調節池	43,100	90,000	三鷹市	H13
	白子川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
		白子川地下調節池		212,000	練馬区	H30
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H9
		鷺宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神田川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
	目黒川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳瀬川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H5
	霞 川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	古 川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H29
	黒目川	黒目橋調節池	14,000	221,000	東久留米市	H30
	残堀川	残堀川調節池	50,000	60,000	立川市・昭島市	H30
	(小計)			2,560,700		
実施中 5 河川 8 箇所	善福寺川	和田堀公園調節池※ ₁		17,500	杉並区	
	神田川	下高井戸調節池		30,000	杉並区	
		環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	中野区・練馬区	
	石神井川	城北中央公園調節池（一期）		90,000※ ₂	練馬区・板橋区	
	野川	大沢調節池（規模拡大）		68,000	三鷹市	
	境川	境川金森調節池		151,000	町田市	
		境川木曽東調節池		49,000	町田市	
	(小計)			1,086,500		
合 計	13 河川	32 箇所※ ₃		3,641,700	※ ₃	

※₁ 和田堀公園調節池は和田堀第二、第三調節池を統合して整備 ※₂ 一期分の貯留量※₃ 合計箇所数、貯留量は※₁を考慮

資料第20 ポンプ所の揚水能力一覧表（都下水道局）（本文45頁）

（令和2年4月1日現在）

処理区	ポンプ所名				揚水能力	
					汚水ポンプ (m ³ /日)	雨水ポンプ (m ³ /分)
芝 浦	桜橋第二 桜橋 品川ふ頭	銭瓶町 明石町 東品川	浜町 芝浦 天王洲	箱崎 汐留第二	3,808,800	13,994
三河島	後楽 山谷	白鬚西 町屋	日本堤 尾久	湯島	868,320	7,570
砂 町	木場 小松川 吾嬬第二 千住西 新木場 有明北雨水 台場その2 青海ふ頭 有明南その1 有明北その1	佃島 両国 吾嬬 東雲 江東 晴海 青海その1 有明 有明南その2 有明北その2	越中島 業平橋 隅田 東雲南 若洲	大島 千住 新砂 豊洲 台場その1 青海その2 中防内側	765,072	21,666
小 台	新田	王子	神谷		177,840	6,155
森ヶ崎	大森東 六郷 浜川 勝島	東糀谷 雑色 東海 城南島	羽田 平和島 八潮	矢口 鮫洲 京浜島	5,823,504	19,319
小 菅	本田	亀有	堀切		743,040	4,610
葛 西	篠崎 新小岩	細田 西小松川	小岩 東小松川	新宿 新川	2,708,640	18,585
新河岸	志村				0	1,495
中 川	梅田	東金町	熊の木	加平	367,200	17,335
合計	83か所				15,262,416	110,729

注 蔵前水再生センター及び成城排水調整所は含みません。
平成16年3月から休止している三之橋ポンプ所は含みません。

資料第21 地盤沈下地域とその広さ（都建設局）（本文47頁）

(単位: km²/年)

年			平成26年の 沈下面積		平成27年の 沈下面積		平成28年の 沈下面積		平成29年の 沈下面積		平成30年の 沈下面積		令和元年の 沈下面積	
地 域			1～2 cm	2 cm 以上	1～2 cm	2 cm 以上	1～2 cm	2 cm 以上	1～2 cm	2 cm 以上	1～2 cm	2 cm 以上	1～2 cm	2 cm 以上
区 部	低 地	江東、墨田、江戸川区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		足立、葛飾区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		北、板橋の低地と荒川区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	台 地	台東、千代田、港、品川、大田の低 地と中央区	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		北、板橋の台地と練馬、豊島、中 野、杉並区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		台東、千代田、港、品川、大田の台 地と文京、新宿、渋谷、目黒、世田 谷区	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区部 計	_____		0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			0.0		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0	
多摩 地 域	瑞穂町、青梅市、八王子市、多摩 市及び町田市を結ぶ線の東側の地 域		0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			0.0		0.4		0.0		0.0		0.0		0.0	
合 計	_____		0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			0.0		0.5		0.0		0.0		0.0		0.0	

資料第22 各地区における最大沈下量（都建設局）（本文47頁）

(単位：cm/年)

年	地 域	区 部				多摩地域
		江 東 区 墨 田 区 江戸川区	足 立 区 葛 飾 区	北区、荒川 区、板橋区 練 馬 区	その他の区部	
平成 26 年	変動量	0.52	0.26	0.33	0.76	0.38
	地 点	江戸川区中葛西 五丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	板橋区舟渡 四丁目	中央区銀座 五丁目	瑞穂町箱根ヶ崎
	基標名	江(14)	葛(11)	板(12)	京(2)	瑞穂(4)
平成 27 年	変動量	0.72	0.42	0.67	1.01	1.31
	地 点	江東区北砂 三丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	板橋区板橋 二丁目	中央区晴海 一丁目	清瀬市旭が丘 二丁目
	基標名	城(7)	葛(11)	板(19)	港(19)	清瀬(1)
平成 28 年	変動量	0.42	0.82	0.45	0.54	0.67
	地 点	江戸川区西小岩 四丁目	足立区入谷 七丁目	北区浮間 一丁目	世田谷区粕谷 一丁目	調布市上石原 一丁目
	基標名	江(3)	足(8)	北(18)	世(11)	(020-025)
平成 29 年	変動量	0.66	0.30	0.23	0.70	0.38
	地 点	江東区新砂 三丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	荒川区南千住 八丁目	台東区台東 一丁目	八王子市高尾町
	基標名	港(3)	葛(11)	荒(6)	下(1)	(110-9)
平成 30 年	変動量	— *	0.35	0.58	0.55	0.84
	地 点	—	足立区西保木間 三丁目	板橋区舟渡 四丁目	大田区西馬込 二丁目	清瀬市旭が丘 二丁目
	基標名	—	(2004)	板(12)	大(30)	清瀬(1)
令 和 元 年	変動量	0.77	0.50	0.60	0.31 *	0.13
	地 点	江戸川区江戸川 六丁目	葛飾区西新小岩 五丁目	板橋区舟渡 三丁目	中央区佃 二丁目	八王子市高尾町
	基標名	江(35)	葛(11)	(475)	復(15)	(110-9)

資料第 23 地盤沈下規制に係る法・条例の比較 (都環境局) (本文 47 頁)

法 令 (施 行 年 月)	対象地域	用 途	構 造 基 準 等			揚水量 報告義務
			揚水機の 吐出口断面積 6 cm ² 以下	同 6 超 21 cm ² 以 下	同 21 cm ² 超	
工業用水法 (昭 和 31.6)	東部、北部の 8 区	工業用	法の対象外	ストレーナー 位置 550 又は 650m 以深 (地域により 異なる。)	設置 禁止	年 1 回
建築物用地 下水の採取 の規制に関 する法律 (略称：ビ ル用水法) (昭 和 37.8)	23 区	冷暖房用 水洗便所 用 洗車用 公衆浴場 用(浴室床 面積が 150 m ² を超え るものに 限る。)	法の対象外	ストレーナー 位置 400、500、550 又は 650 m 以 深 (地域により 異なる。)	設置 禁止	年 1 回
都民の健康 と安全を確 保する環境 に関する条 例 (略称：環境 確保条例) (平 成 13.4)	・ 条例施行日 以降に、井 戸を新設又 は変更する 場合に適用 される構造 基準等は奥 多摩町、松 原 及 び 島 しょを除く 都内全域 ・ 揚 水 量 報 告は島しょ を除く都内 全域	用 途 は 問 わ ない。	揚水機出力 2.2kw 以下 揚水量 最大 20 m ³ /日以下 平均 10 m ³ /日以下	ストレーナー 位置 400、500、550 又は 650 m 以 深 (地域により 異なる。)	設置 禁止	年 1 回 (条例施行時 に既に設置さ れていた井戸 を含む。)
温泉法審査 基準 (平成 10.7)	東部、北部 8 区	温泉用	吐出口断面 積： 6 cm ² 以下 揚湯量： 50 m ³ /日以下	設置禁止		年 1 回
	15 区 24 市 1 町		吐出口断面積：21 cm ² 以下 揚湯量：150 m ³ /日以下			

注 1 工業用水法については、法が定める基準に適合しない井戸の工業用水道への強制転換が完了。

現在、例外許可とされた 4 井戸以外、都内に許可井戸は存在しない。

注 2 ビル用水法についても、工業用水法と同様上水道への強制転換が完了。現在、都内に許可井戸は存在しない。

注 3 温泉法には地盤沈下規制の直接的な規定はないが、地盤沈下の防止及び温泉資源の保護を目的に、上記の審査基準を設けた(対象地域：山間部、山間部周辺及び島しょを除く都内全域)。

資料第24 地下水揚水量の推移（都環境局）（本文47頁）

(千 m^3 /日)

用 途 区 分		昭和50年 *	昭和60年 *	平成元年 *	平成5年 *	平成10年 *	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
工場	全域	2 6 9	1 3 7	1 3 4	1 1 4	1 1 0	7 6	6 3	5 4	4 8
	区部 多摩地域	8 7 1 8 2	2 9 1 0 9	2 7 1 0 6	2 7 8 7	2 5 8 5	6 7 0	4 5 9	3 5 1	3 4 6
指定 作業場	全域	2 0 5	1 5 6	1 4 4	1 2 7	1 2 5	7 4	7 0	6 3	5 6
	区部 多摩地域	8 3 1 2 2	7 3 8 2	7 2 7 2	7 3 5 4	6 9 5 6	3 0 4 4	2 2 4 8	2 1 4 2	1 7 3 9
水道 用等	全域	5 4 3	4 1 9	4 0 1	4 1 5	4 1 1	4 0 3	3 7 9	3 2 5	2 6 3
	区部 多摩地域	3 6 5 0 7	1 6 4 0 3	1 4 3 8 8	1 2 4 0 3	1 2 3 9 9	8 3 9 5	1 5 3 6 4	1 5 3 1 0	1 2 2 5 1
計	全域	1, 0 1 7	7 1 2	6 7 9	6 5 6	6 4 6	5 5 3	5 1 2	4 4 3	3 6 8
	区部 多摩地域	2 0 6 8 1 1	1 1 8 5 9 4	1 1 3 5 6 6	1 1 2 5 4 4	1 0 7 5 3 9	4 5 5 0 9	4 1 4 7 1	4 0 4 0 3	3 2 3 3 6

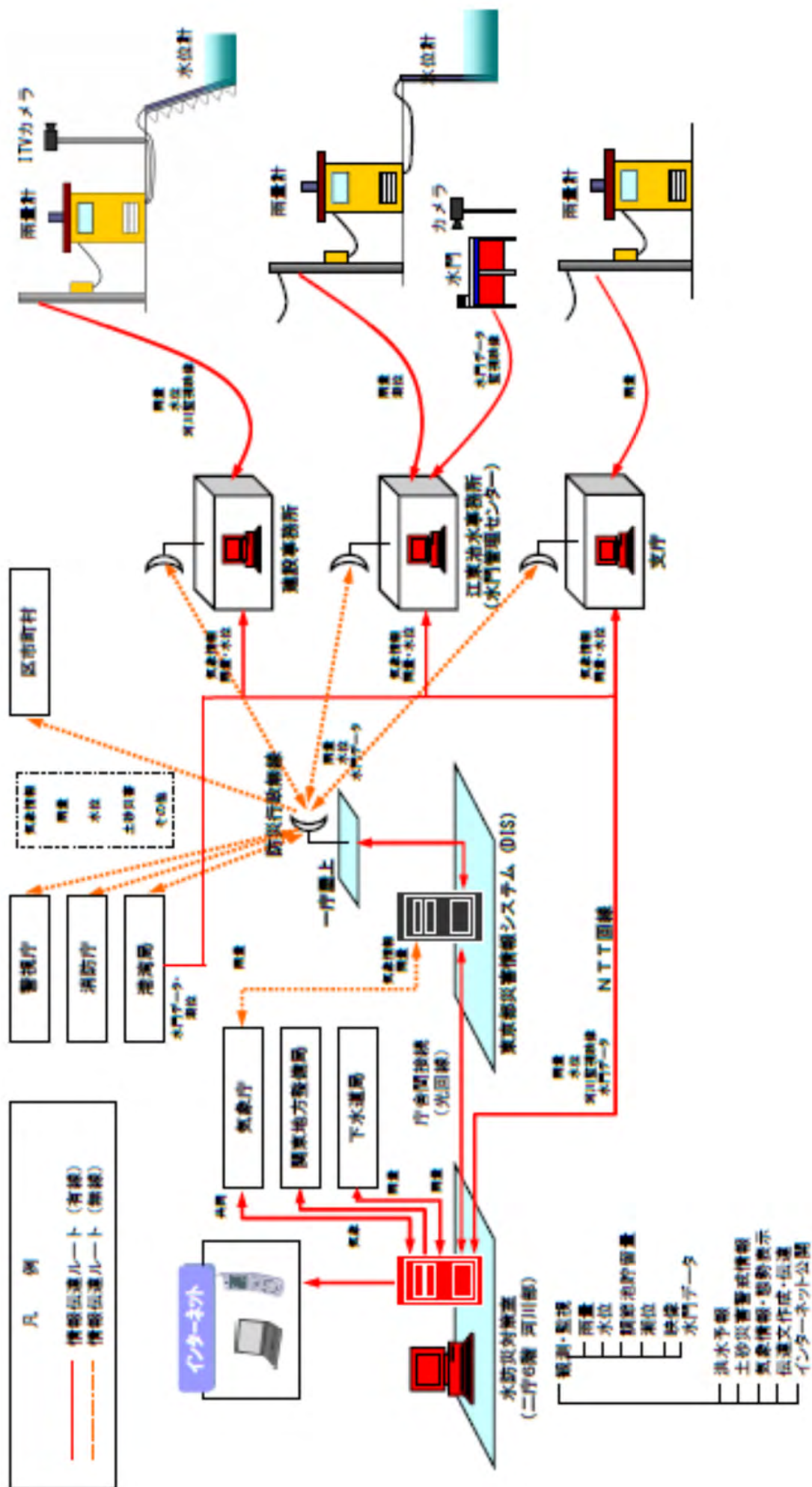
(注)・表中の数値は、各欄毎に端数処理を行っているので、「全域」と（「区部」＋「多摩地域」）の数値が一致しないものがある。

- ・＊を付した年は、揚水機の吐出口断面積21 cm^2 以上の井戸の揚水量（実測値）に、同吐出口断面積21 cm^2 未満井戸の推定揚水量を加算した。
- ・平成13年以降は、出力300ワットを超える揚水機を装備した揚水施設、平成28年7月以降は原則、動力を用いる全ての揚水施設の揚水量（実測値）である。

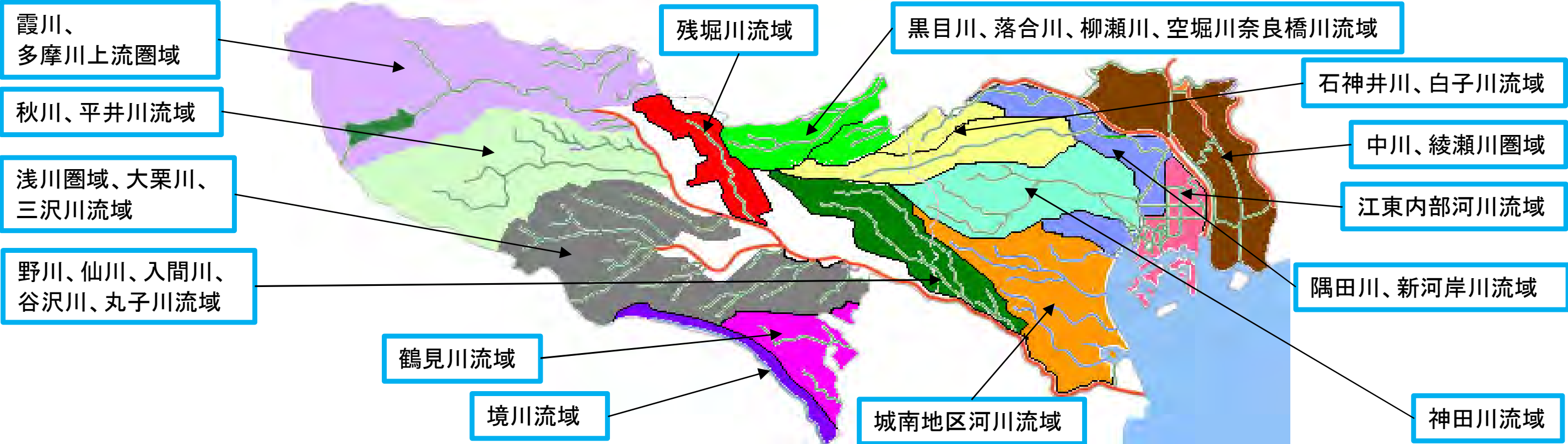
資料第 25 地下水揚水規制（都環境局）（本文 47 頁）

区 分	内 容
法律による規制	対象地域：江東地区及び城北地区の 8 区（江東、墨田、荒川、江戸川、北、板橋、足立、葛飾） 対象井戸：工業用に供するもの ○ 法律の対象地域になった時点で存在する井戸で、法の基準を満たさないものは一定期間内に工業用水道に転換させ井戸を廃止させた。昭和 55 年 3 月に転換が完了した。 ○ 井戸を新設する場合は、法が定める基準を遵守しなければならない。現在まで、井戸の新設は 0 件である。
	対象地域：23 区 対象井戸：建築物用（冷暖房用、水洗便所用、洗車用、公衆浴場用（浴室床面積が 150 m²を超えるもの））に供するもの ○ 法律の対象地域になった時点で存在する井戸で、法の基準を満たさないものは一定期間内に上水道に転換させ井戸を廃止させた。昭和 49 年 5 月に転換が完了した。 ○ 井戸を新設する場合は、法が定める基準を遵守しなければならない。現在まで、井戸の新設は 0 件である。
	上記の 2 種類の法律により、都内で 70 万 m³/日の地下水の汲み上げが削減された。
条例による規制	○ 都市化の進展に伴う地下水かん養量の減少及び未規制小口径井戸における揚水量の増大という状況を受け、平成 13 年 4 月に東京都公害防止条例を全面改正した。現在、次のような揚水規制を行っている。 ① 規制対象（揚水施設規模、地域、用途） 奥多摩町、檜原村及び島しょを除く都内全域において、一戸建て住宅で家事用のみに使用する出力 300 ワット以下の揚水機を除き、全ての揚水機を装備する揚水施設（井戸）を新設（変更）する場合は、揚水機の吐出口断面積、揚水機の出力、揚水量の上限又はストレーナーの位置（深さ）について、条例が定める基準を遵守しなければならない。 ② 揚水量の測定 一戸建て住宅で家事用のみに使用する出力 300 ワット以下の揚水機を除き、揚水機を装備する全ての揚水施設設置者は、揚水量を測定し、年 1 回知事（市長、区長）に報告しなければならない。 ③ 地下水のかん養 揚水施設設置者は、積極的に地下水のかん養に努めなければならない。

資料第26 水防災総合情報システム全体概略構成図（都建設局）（本文48頁）



浸水予想区域図 公表状況



名称	公表年月	図中の色
神田川流域浸水予想区域図	平成13年8月 平成30年3月想定最大規模に改定	水色
隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図	平成15年5月	青色
石神井川及び白子川流域浸水予想区域図	平成15年5月 令和元年5月想定最大規模に改定	黄色
城南河川流域浸水予想区域図	平成16年5月 平成30年12月想定最大規模に改定	橙色
江東内部河川流域浸水予想区域図	平成16年5月 令和2年3月想定最大規模に改定	桃色
野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図	平成17年5月 令和元年6月想定最大規模に改定	緑色
黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図	平成17年6月 令和元年12月想定最大規模に改定	黄緑色
残堀川流域浸水予想区域図	平成17年6月 令和元年12月想定最大規模に改定	赤色
境川流域浸水予想区域図	平成17年7月 平成30年6月想定最大規模に改定	紫色
中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図	平成18年6月	茶色
鶴見川流域浸水予想区域図	平成19年10月 平成30年10月想定最大規模に改定	濃桃色
浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図	平成20年3月 令和2年1月想定最大規模に改定	灰色
霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図	平成20年9月 令和2年8月想定最大規模に改定	薄紫色
秋川及び平井川流域浸水予想区域図	平成20年9月 令和2年8月想定最大規模に改定	薄緑色

神田川流域 浸水予想区域図(改定)

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水
予想区域図と同じにしています。

1. 説明文

- (1) この図は、神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日本橋川、
亀島川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想
される区域と想定される水深を表示したものです。
これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生
した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改
定)では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、
「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に
役立てていただくようお願いします。
- (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が
「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより
予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションで
は、対象とした地域における現時点(平成28年)での河川及び
下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形
態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することが
あります。

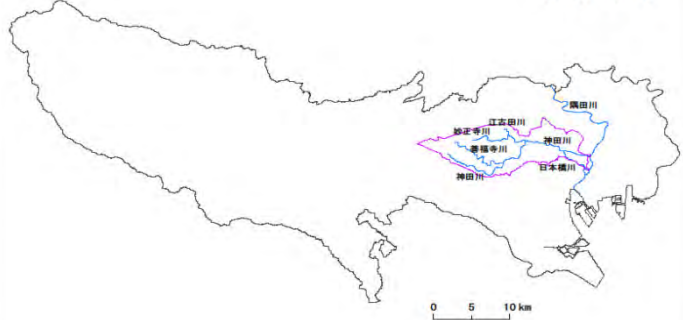
2. 基本事項等

- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会(神田川流域)
- (2) 作成年月日 平成30年3月30日
- (3) 対象とした地域
・荒川水系神田川流域
(神田川、善福寺川、妙正寺川、江古田川、日本橋川、及び亀島川流域)
- (4) 対象とした降雨
想定最大規模降雨
(時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm)
千代田区、中央区、新宿区、文京区、
台東区、世田谷区、渋谷区、中野区、
杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、
武蔵野市、三鷹市
- (5) 関係区市

3. 注意事項等

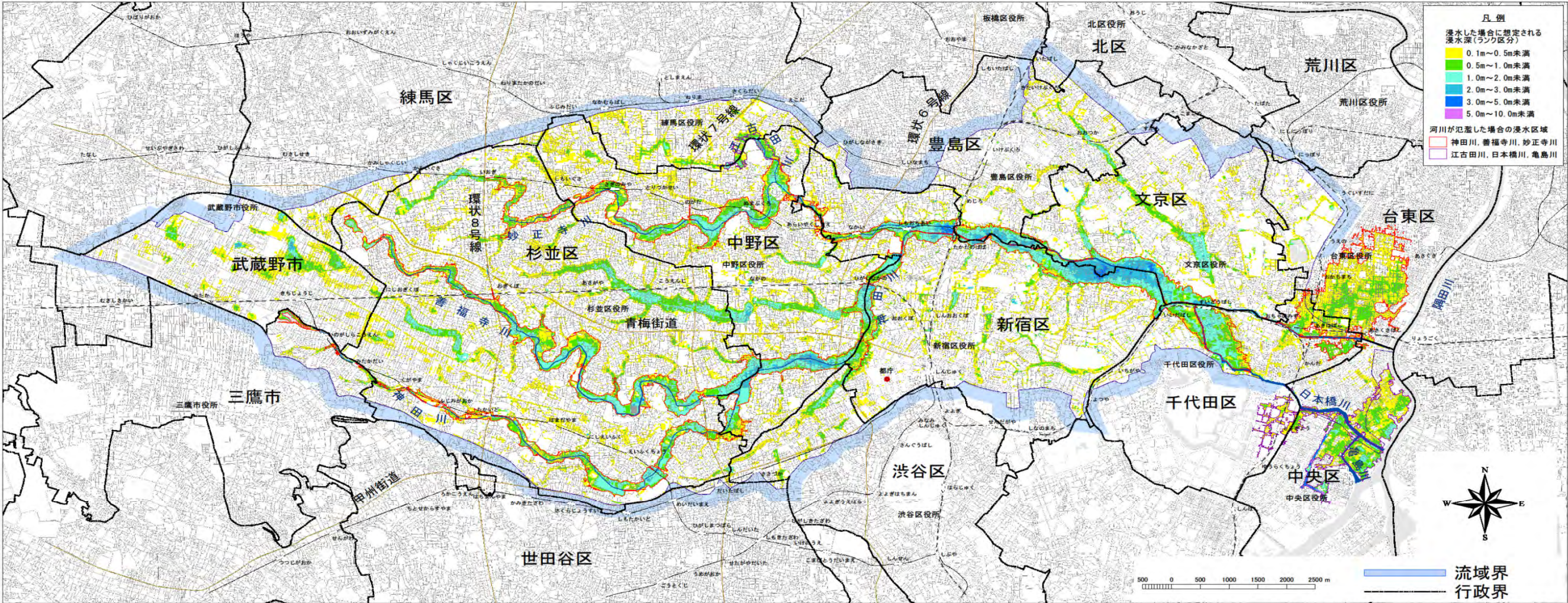
一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり
注意が必要です。
また河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水した時の水深が
大きくなるので注意してください。
また落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレ
ーションでは反映しきれないため、注意してください。

位置図



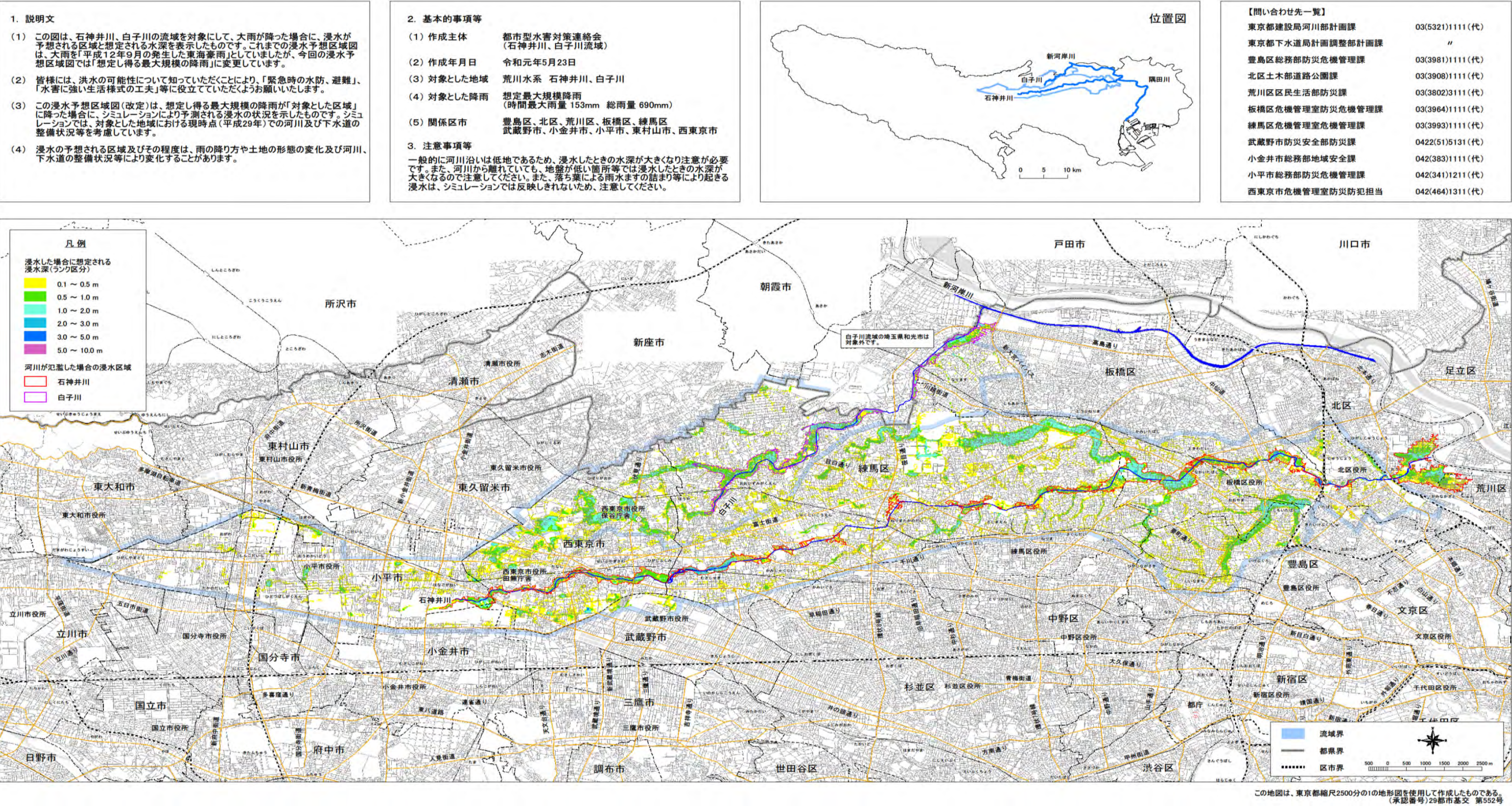
【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(5321)1111(代)
東京都建設局河川部防災課	"
東京都下水道局計画調整部計画課	"
千代田区政策経営部災害対策・危機管理課	03(3264)2111(代)
中央区総務部防災課	03(3543)0211(代)
新宿区危機管理担当部危機管理課	03(3209)1111(代)
文京区総務部防災課	03(3812)7111(代)
台東区総務部危機・災害対策課	03(5246)1111(代)
世田谷区危機管理室災害対策課	03(5432)1111(代)
渋谷区土木清掃部管理課	03(3463)1211(代)
中野区都市基盤部防災分野	03(3389)1111(代)
杉並区危機管理室防災課	03(3312)2111(代)
豊島区総務部防災危機管理課	03(3981)1111(代)
北区土木部道路公園課	03(3908)1111(代)
荒川区区民生活部防災課	03(3802)3111(代)
練馬区危機管理室危機管理課	03(3993)1111(代)
武蔵野市防災安全部防災課	0422(51)5131(代)
三鷹市総務部防災課	0422(45)1151(代)



この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) 29都市基交 第464号

石神井川及び白子川流域 浸水予想区域図(改定)



城南地区河川流域 浸水予想区域図(改定)

1. 説明文

(1) この図は、城南地区を流れる渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川及びその支流、荒川、雨水が直接流域や面管理河川へ排水される区域等を対象とし、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される最大水深を示したものです。

これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていますが、今回の浸水予想区域図(改定)では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。

(2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願い致します。

(3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が対象とした区域に降った場合には、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。

シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成29年)での河川、洪水調節地及び下水道の整備状況等を考慮しています。

(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本的事項等

(1) 作成主体
都市型水害対策推進委員会
(城南地区河川流域)

(2) 作成年月日
令和元年6月27日 一部修正

(3) 対象とした地域
渋谷川流域
雨水が直接流域や面管理河川へ排水される区域等

(4) 対象とした降雨
想定最大規模降雨
(時間最大雨量 153mm)
(総雨量 690mm)

(5) 関係区市
港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、三鷹市

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きい(低い)注意が必要です。でも、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きいなどの注意して下さい。

また、家や車にこそ雨水が溜まるので、事前に確認して、事前に注意して下さい。

【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課
03(5321)1111(代)

東京都建設局河川部防災課
〃

東京都建設局河川部調整計画課
〃

東京都下水道局臨海開発部開発整備課
〃

港区街づくり支援部土木課
03(3578)2111(代)

新宿区危機管理担当部危機管理課
03(3209)1111(代)

品川区防災まちづくり部防災課
03(3777)1111(代)

目黒区危機管理室防災課
03(3715)1111(代)

大田区総務部防災危機管理課
03(5744)1111(代)

世田谷区危機管理室災害対策課
03(5432)1111(代)

渋谷区土木部管理課
03(3463)1211(代)

杉並区危機管理室防災課
03(3312)2111(代)

三鷹市総務部防災課
0422(45)1151(代)

位置図

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水予想区域図と同じにしています。

この地図は、東京都幅尺2500分の10の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) 30都市基交 第230号

— 47 ~ 48 —

江東内部河川流域浸水予想区域図(改定)

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水予想区域図と同じにしています。

1. 説明文

- (1) 今般入
- この図は、江東区都賀川沿岸の一帯で、雨水が直接海城に流れ込む区域を意味して大雨の浸水台高に、海水の予想値を考慮して算出された水害想定値ともなっている。この区域は、
- (2) 都賀川、洪水の可能性がある。この区域は、
- (3) 都賀川、洪水の可能性がある。この区域は、
- (4) 都賀川、洪水の可能性がある。この区域は、

2 基本的事項等

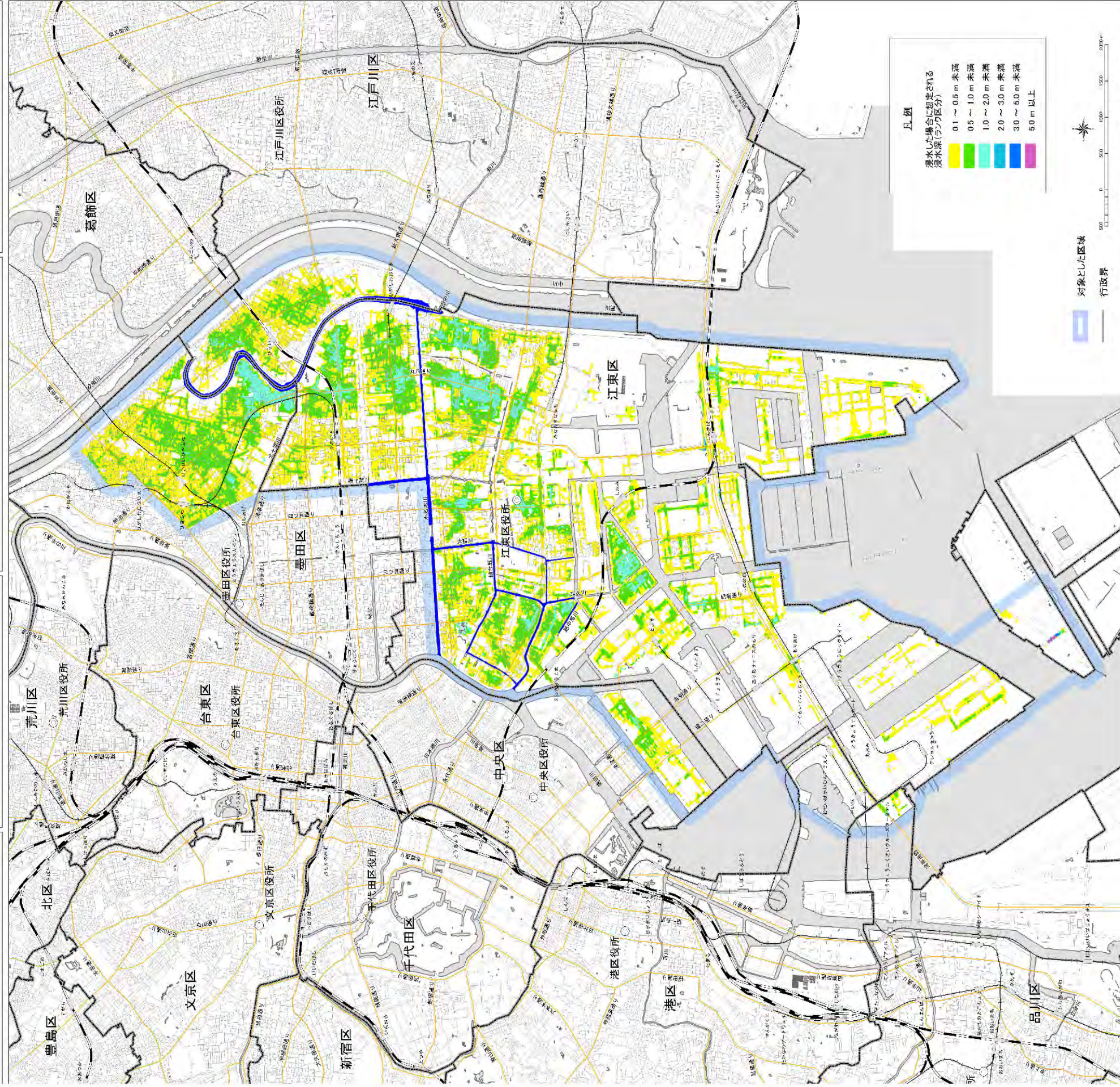
- (1) 作成主体
都市型水害対策推進委員会
(江東区高川1流域)
 - (2) 作成年月日
令和2年3月26日
 - (3) 対象とした地域
江東区内部河川流域の一部や、
雨水が直接海まで排水される区域等
 - (4) 対象とした降雨
想定最大規模降雨
(計測地点雨量 153mm)
(総雨量 690mm)
 - (5) 関係区
墨田区、江東区、江戸川区、
港区、中央区、品川区
3. 注意事項等
- 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深がかなり深刻な被害を要する。
また、江川から湧き出ても、地盤が低い箇所等は、浸水しやすいため、発生時の浸水深は、想定よりも深い可能性がある。したがって、浸水の発生時に、巨額の被害が生じ、人命に危険が生じる恐れがある。

位置圖



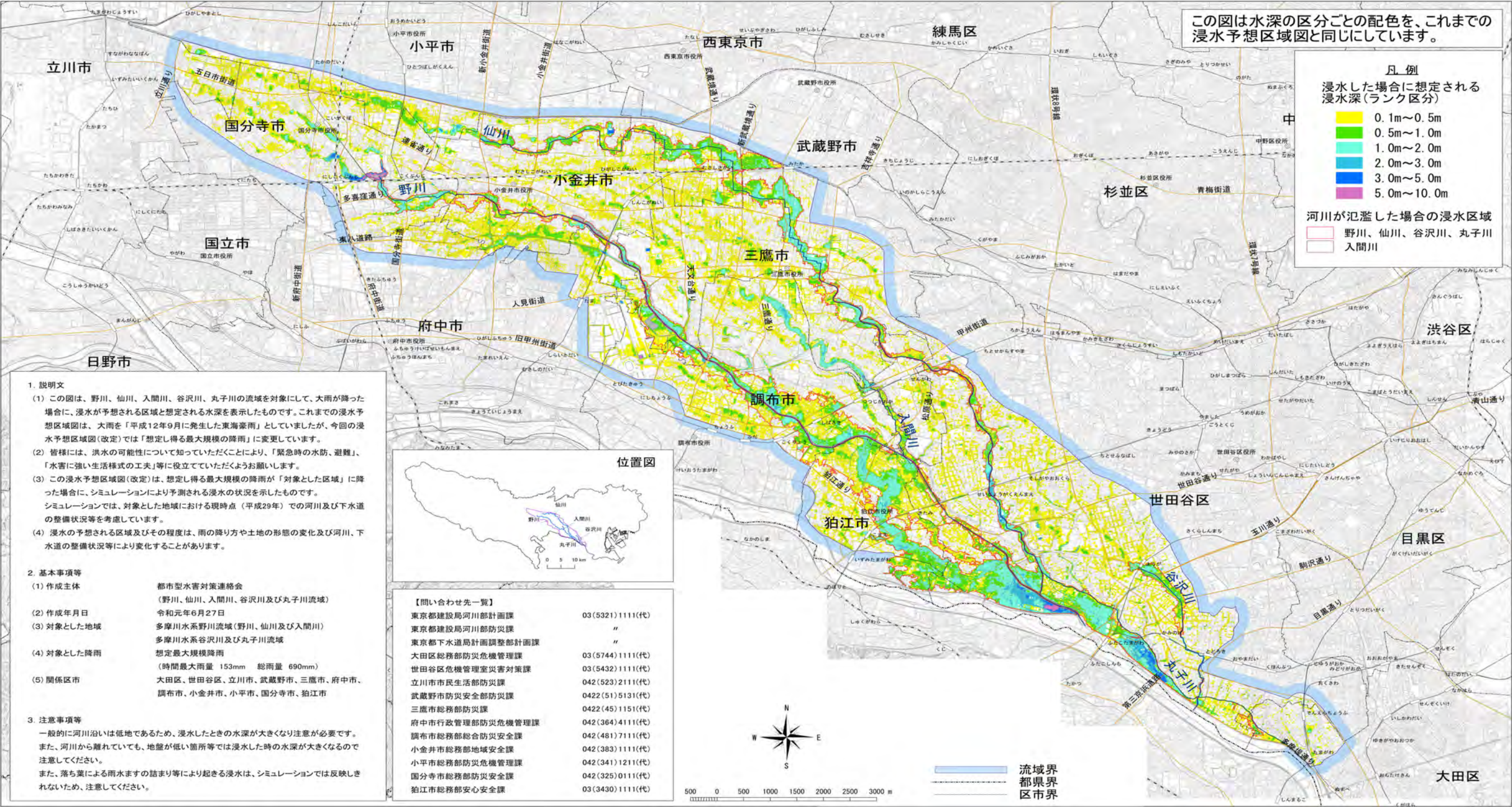
【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(532)7111(代)
東京都建設局河川部防災課	"
東京都下水道局計画調整部河川課	"
東京都港灣局港湾開発部開港整備課	"
東京都港灣局港湾整備部港防課	03(5608)6206(代)
東京都都市計画部港湾設備管理当防課	03(354)72538(代)
江東区土木部河川公園課	03(3652)1151(代)
江戸川区港湾管理率理防災業務課	03(3578)2217(代)
港区街づくり支援部土木課	03(3777)1111(代)
中央区総務部防災課	
品川区防災まちづくり防災課	

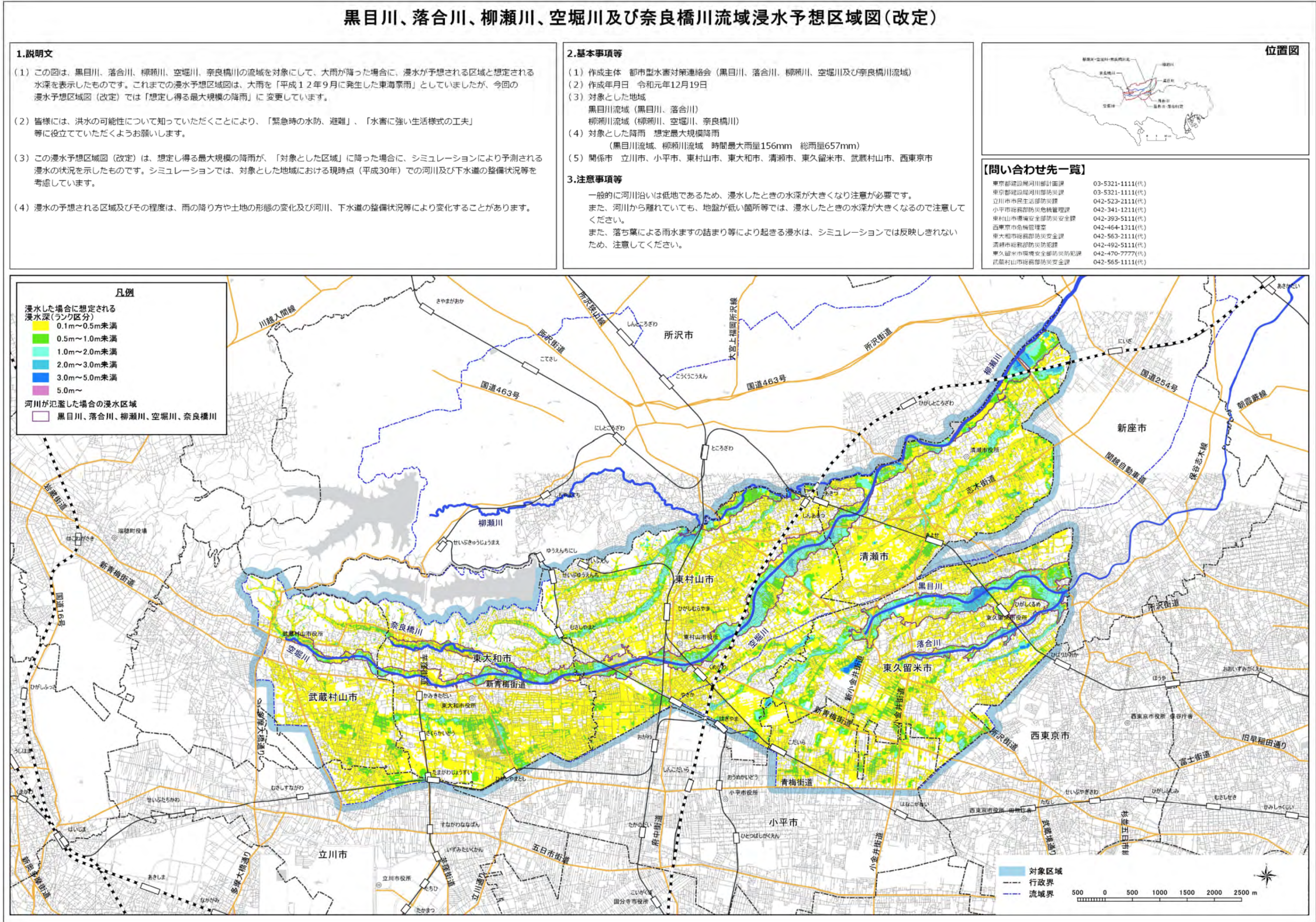


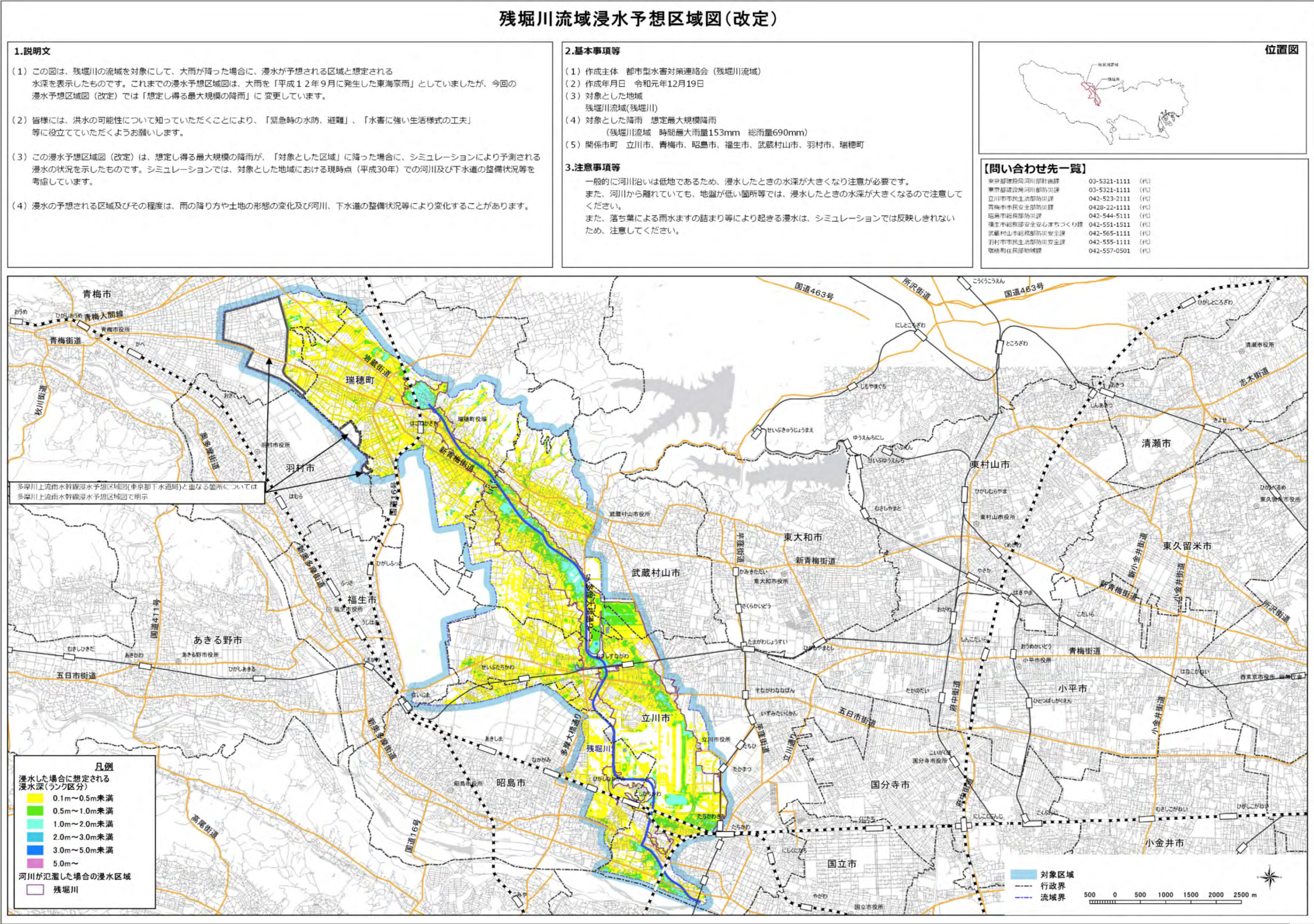
この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。
(承認番号) 都市基交第562号

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図(改定)

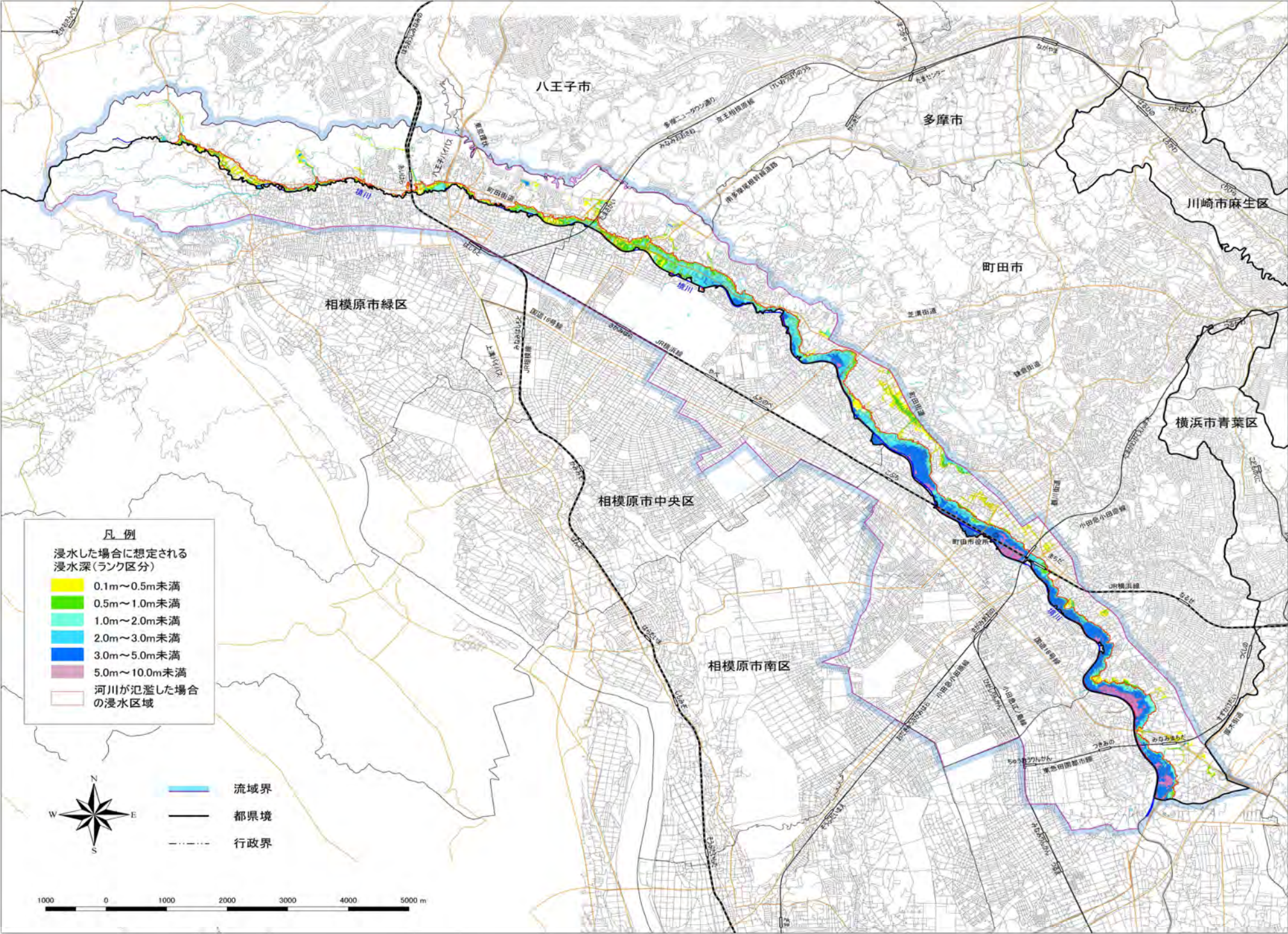


この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(29都市基文第553号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。





境川流域浸水予想区域図(改定)



この図は、水深ごとの配色を、これまでの浸水予想区域図と同じにしています。

1. 説明文
- (1) この図は、境川流域(鶴瀬橋上流域)を対象にして、大雨が降った場合に、東京都町田市市内の浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図(改定)では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。
- (3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成28年)での河川及び雨水管等の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、雨水管等の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本的事項等
- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会
(境川流域)
- (2) 作成年月日 平成 30 年 6 月 28 日
- (3) 対象とした地域 境川流域(鶴瀬橋上流域)
- (4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨
・時間最大雨量170mm(鶴瀬橋上流域)
・総雨量 710mm(鶴瀬橋上流域)
(境川流域全体で総雨量632mm)
- (5) 関係市 町田市
3. 注意事項等
- 一般的に河川沿いは低地であるため、浸水した時の水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水した時の水深が大きくなるので注意してください。
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。



- 【問い合わせ先一覧】
- | | |
|--------------|-----------------|
| 東京都建設局河川部計画課 | 03(5321)1111(代) |
| 東京都建設局河川部防災課 | 〃 |
| 町田市防災安全部防災課 | 042(722)3111(代) |

この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)29都市基交第499号

中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図

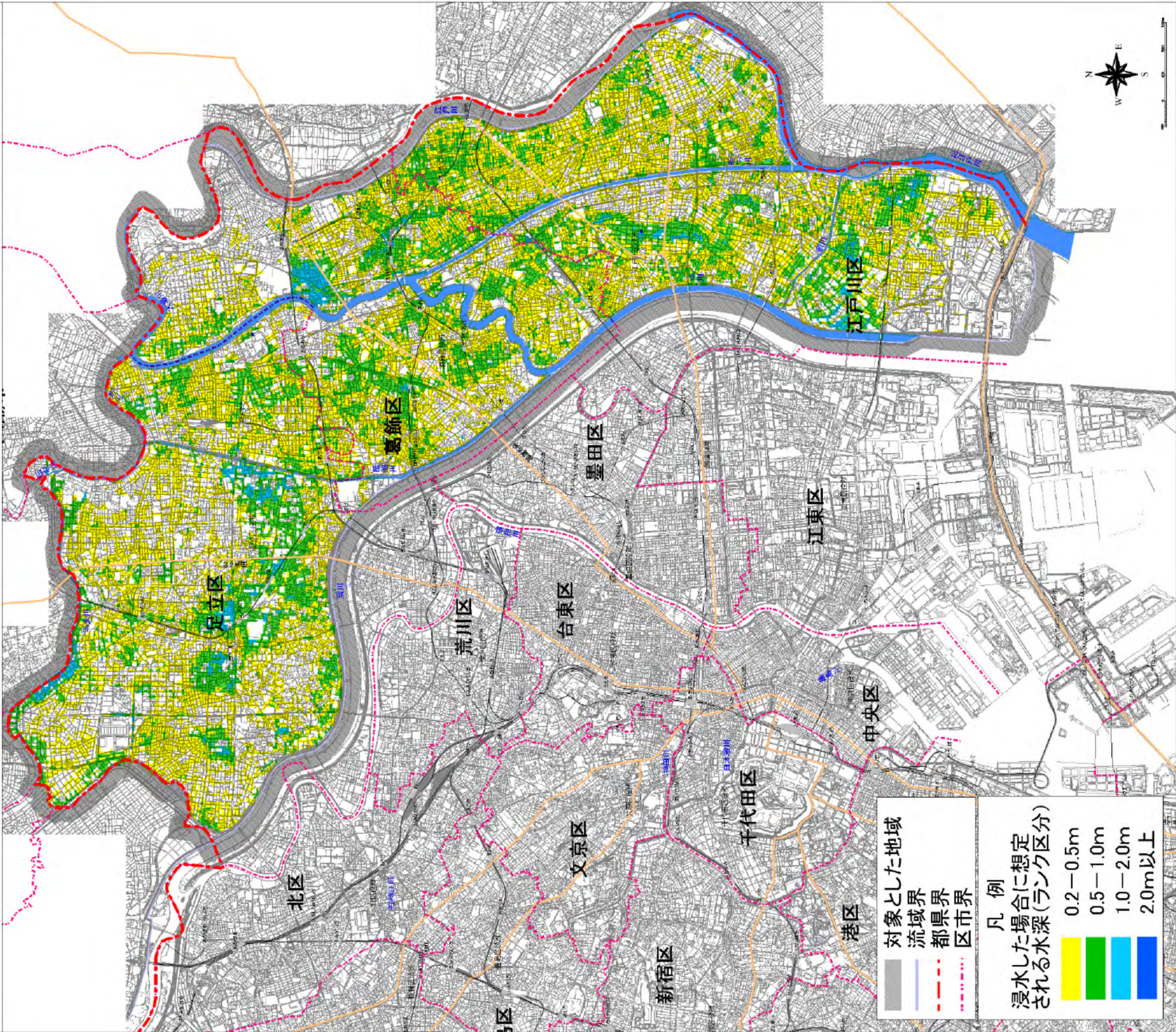
1. 中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図について
(1) この図は、中川・綾瀬川、新中川、旧江戸川、毛長川、大場川、伝右川、坂川、新川の流域を対象として、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される最大の水深を示したものです。
(2) 指標には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。
(3) この浸水予想区域図は、平成12年9月に発生した東海豪雨が「対象とした地域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点での河川及び下水道の整備状況を考慮しています。
(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の異化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本的事項等
(1) 作成主体 都市型水害対策連絡会
(2) 作成年月日 平成18年6月9日
(3) 対象とした地域 中川・綾瀬川、新中川、旧江戸川、毛長川、大場川、伝右川、坂川、新川及び新川流域
(4) 対象とした降雨 平成12年9月 東海豪雨
(5) 関係区 足立区、葛飾区、江戸川区
(6) 総雨量 589mm、降雨最大雨量 114mm
3. 図面の見方のポイント
一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり、注意が必要です。また、河川から離れた地域でも、青・緑色で示される場所では、地盤が低い場合に、浸水したときの水深が大きくなるので注意して下さい。
なお、表示は一边が50メートルのメッシュ(区画)単位になっており、水深はメッシュ内において最大の水深となる地点のデータで表示しています。



【関係区】
足立区、葛飾区、江戸川区

【問い合わせ先】
東京都建設局河川部計画課 03(5321)1111 (代)
東京都下水道局計画調整部計画課 03(5321)1111 (代)
足立区土木部計画調整課 03(3860)5111 (代)
葛飾区都市整備部計画課 03(5662)1111 (代)
江戸川区土木部計画課 03(3652)1151 (代)



鶴見川流域浸水予想区域図(改定)

1. 説明文

(1) この図は、鶴見川流域（都県境上流域）を対象にして、大雨が降った場合に想定される浸水区域及び稲城市内の浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨」としていましたが、今回の浸水予想区域図（改定）では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。

(2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、より強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。

(3) この浸水予想区域図（改定）は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合にシミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点（平成28年）での河川及び雨水管等の整備状況を考慮しています。

(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、雨水管等の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本的事項等

(1) 作成主体

都市型水害対策連絡会（鶴見川流域）

(2) 作成年月日

平成 30 年 10 月 17 日

(3) 対象とした地域

鶴見川流域（都県境上流域）

(4) 対象とした降雨

想定最大規模降雨
・ 時間最大雨量 163mm
・ 総雨量 792mm
(24時間最大雨量 772mm)

(5) 関係市

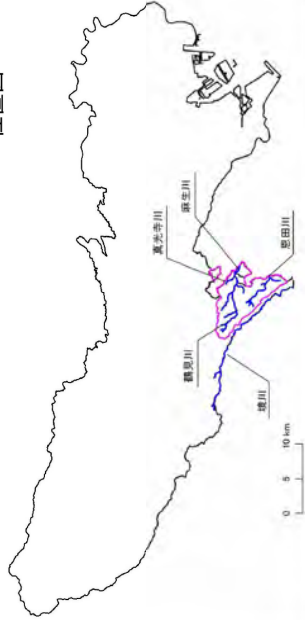
町田市、稲城市

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水した時の水深が大きくなり注意が必要です。地盤が低い箇所等では、浸水した時の水深が大きくなるので注意してください。

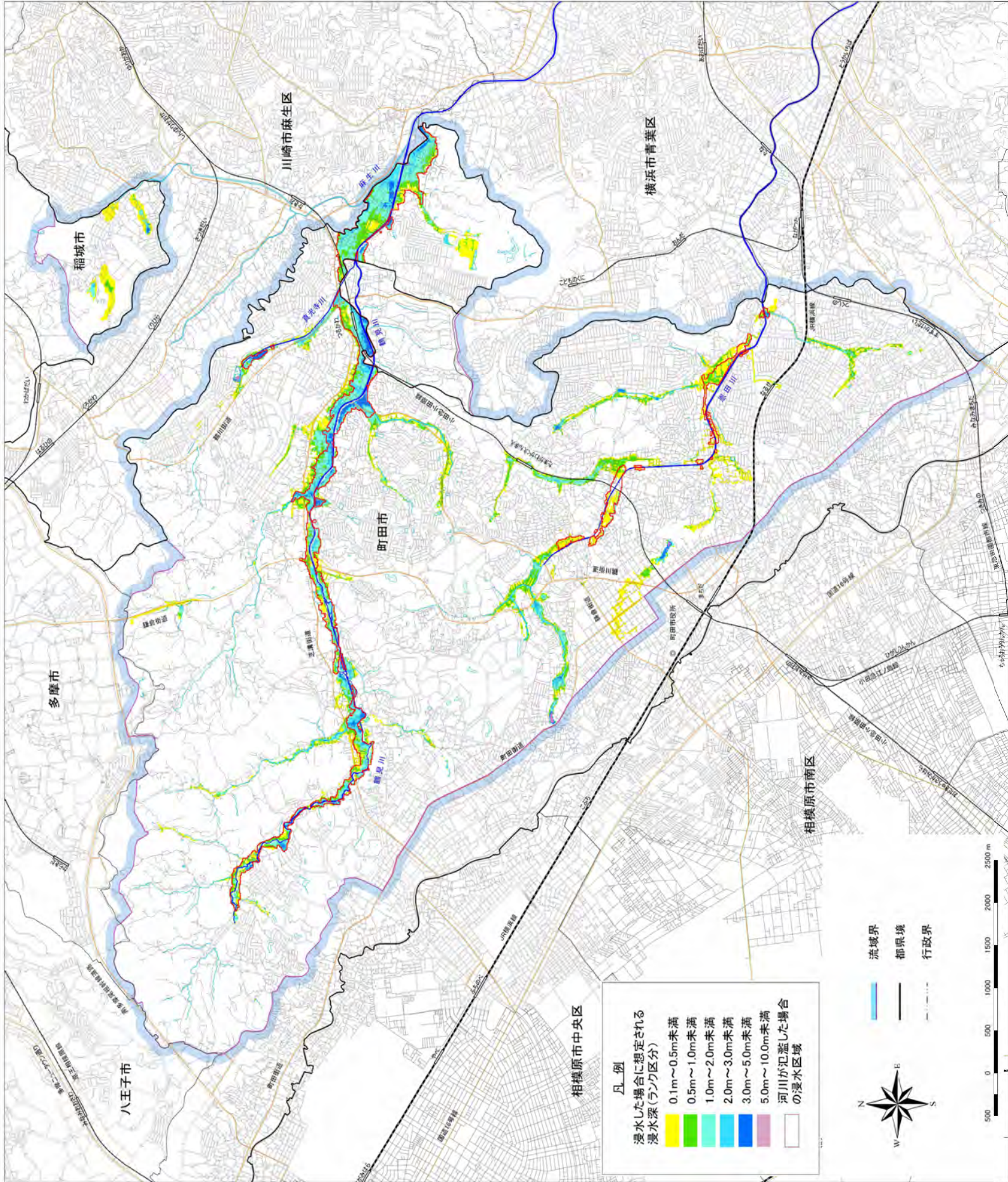
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水はシミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。

位置図



【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03 (5321) 1111 (代)
東京都建設局河川部防災課	〃
町田市防災安全部防災課	042 (722) 3111 (代)
稲城市消防本部防災課	042 (377) 7119 (代)



凡 例

浸水した場合に想定される浸水深(ランク区分)

- 0.1m～0.5m未満
- 0.5m～1.0m未満
- 1.0m～2.0m未満
- 2.0m～3.0m未満
- 3.0m～5.0m未満
- 5.0m～10.0m未満
- 河川が氾濫した場合の浸水区域

流域界 都県境 行政区

500 0 500 1000 1500 2000 2500 m

この地図は、東京都縮尺2500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号 29都市基文第499号)

— 61 ～ 62 —

浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図(改定)

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水
予想区域図と同じにしています。

1. 説明文

- (1) この図は、浅川、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御霊谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、程久保川、大栗川、大田川、乞田川、三沢川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成 1 2 年 9 月に発生した東海豪雨（時間最大雨量 114mm 総雨量589mm）」としていましたが、今回の浸水予想区域図（改定）では「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくをお願いします。
- (3) この浸水予想区域図（改定）は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における平成30年時点での河川及び下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

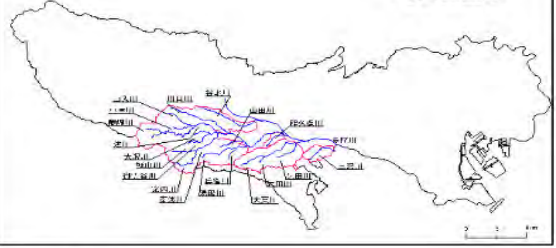
2. 基本事項等

- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会（浅川圏域、大栗川及び三沢川流域）
- (2) 作成年月日 令和2年1月30日
- (3) 対象とした地域 浅川圏域（浅川、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御霊谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、程久保川）
大栗川流域（大栗川、大田川、乞田川）
三沢川流域（三沢川）
- (4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨
（浅川圏域、大栗川流域 時間最大雨量 153mm 総雨量690mm）
（三沢川流域 時間最大雨量 152mm 総雨量690mm）
- (5) 関係市 八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市

3. 注意事項等

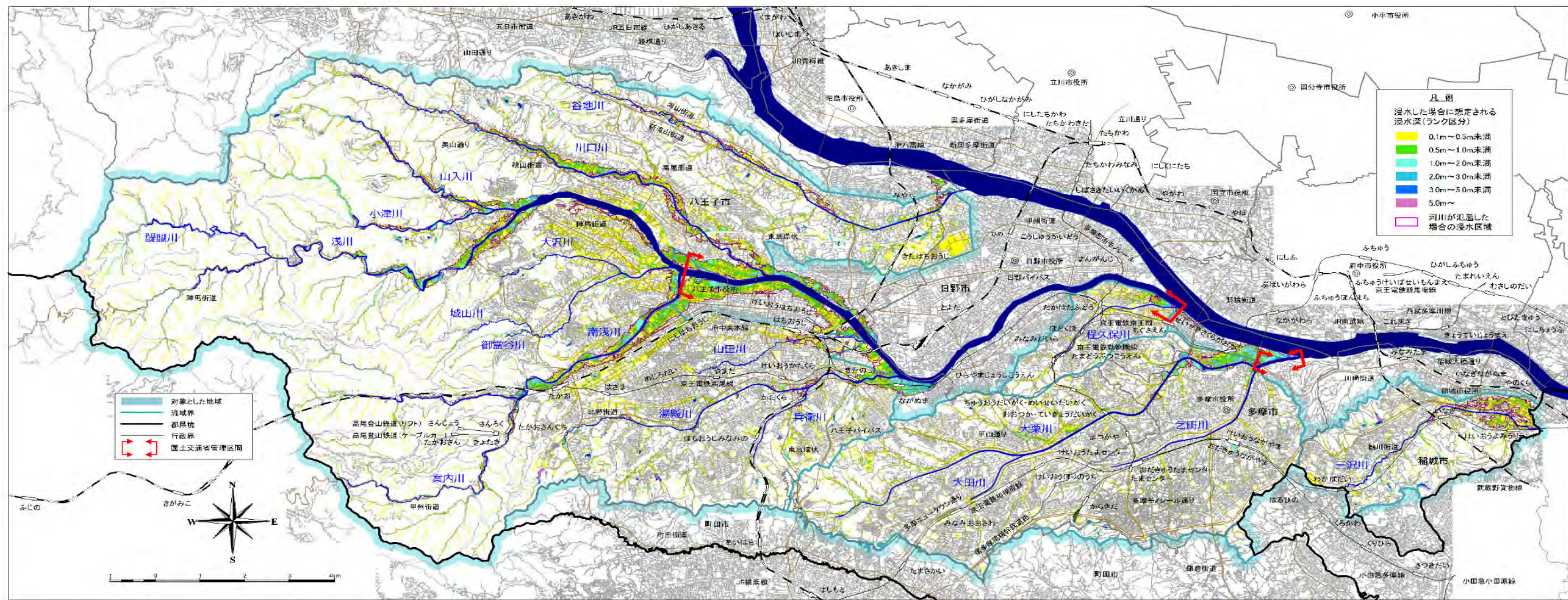
一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。

【位置図】



【問い合わせ先】

東京都建設局河川部計画課	03-5321-1111 (代)
東京都建設局河川部防災課	03-5321-1111 (代)
八王子市生活安全部防災課	042-626-3111 (代)
町田市防災安全部防災課	042-722-3111 (代)
日野市総務部防災安全課	042-585-1111 (代)
多摩市総務部防災安全課	042-375-8111 (代)
稲城市消防本部防災課	042-377-7119 (代)



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(30都市基交第603号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

霞川及び多摩川上流圏域浸水予想区域図（改定）

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水
予想区域図と同じにしています。

1. 說明文

- (1) この図は、霞川、成木川、黒沢川、北小曾木川、直竹川、多摩川上流、日原川、鳶巣川、大荷田川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨（時間最大雨量114 mm 総雨量589 mm）」としていましたが、今回の浸水予想区域図（改定）では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただきますようお願いします。
- (3) この浸水予想区域図（改定）は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予想される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における平成30年時点での河川および下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域およびその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化および河川、下水道の整備状況等により変化する可能性があります。

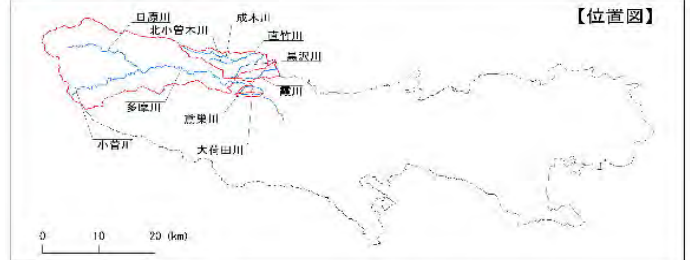
2. 基本事項等

- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会（霞川及び多摩川上流圏域）
- (2) 作成年月日 令和2年8月27日
- (3) 対象とした地域
霞川圏域（霞川、成木川、黒沢川、北小曾木川、直竹川）
多摩川上流圏域（多摩川上流、日原川、鳶巣川、大荷田川）
- (4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨
（霞川圏域 時間最大雨量186 mm 総雨量670 mm）
（多摩川上流圏域 時間最大雨量153 mm 総雨量690 mm）
- (5) 関係市町 青梅市、奥多摩町

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。

【位置図】



【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課 03-5321-1111 (代)
東京都建設局河川部防災課 03-5321-1111 (代)
青梅市市民安全部防災課 0428-22-1111 (代)
奥多摩町総務課 0428-83-2111 (代)



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（2都市基交第425号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

秋川及び平井川流域浸水予想区域図（改定）

この図は水深の区分ごとの配色を、これまでの浸水
予想区域図と同じにしています。

1. 説明文

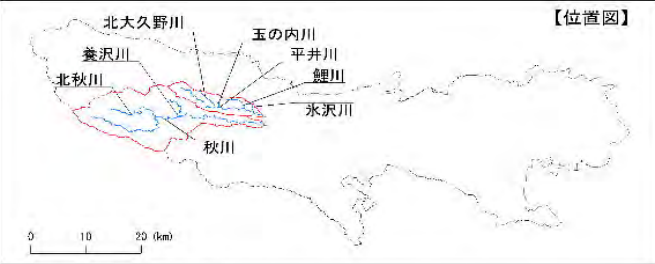
- (1) この図は、秋川、養沢川、北秋川、平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を示したものです。これまでの浸水予想区域図は、大雨を「平成12年9月に発生した東海豪雨（時間最大雨量114 mm 総雨量589 mm）」としていましたが、今回の浸水予想区域図（改定）では、「想定し得る最大規模の降雨」に変更しています。
- (2) 皆様には、洪水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただきますようお願いいたします。
- (3) この浸水予想区域図（改定）は、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予想される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における平成30年時点での河川および下水道の整備状況等を考慮しています。
- (4) 浸水の予想される区域およびその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化および河川、下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 都市型水害対策連絡会（秋川及び平井川流域）
- (2) 作成年月日 令和2年8月27日
- (3) 対象とした地域
秋川流域（秋川、養沢川、北秋川）
平井川流域（平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川）
- (4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨
時間最大雨量153 mm 総雨量690 mm
- (5) 関係市町村 八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村

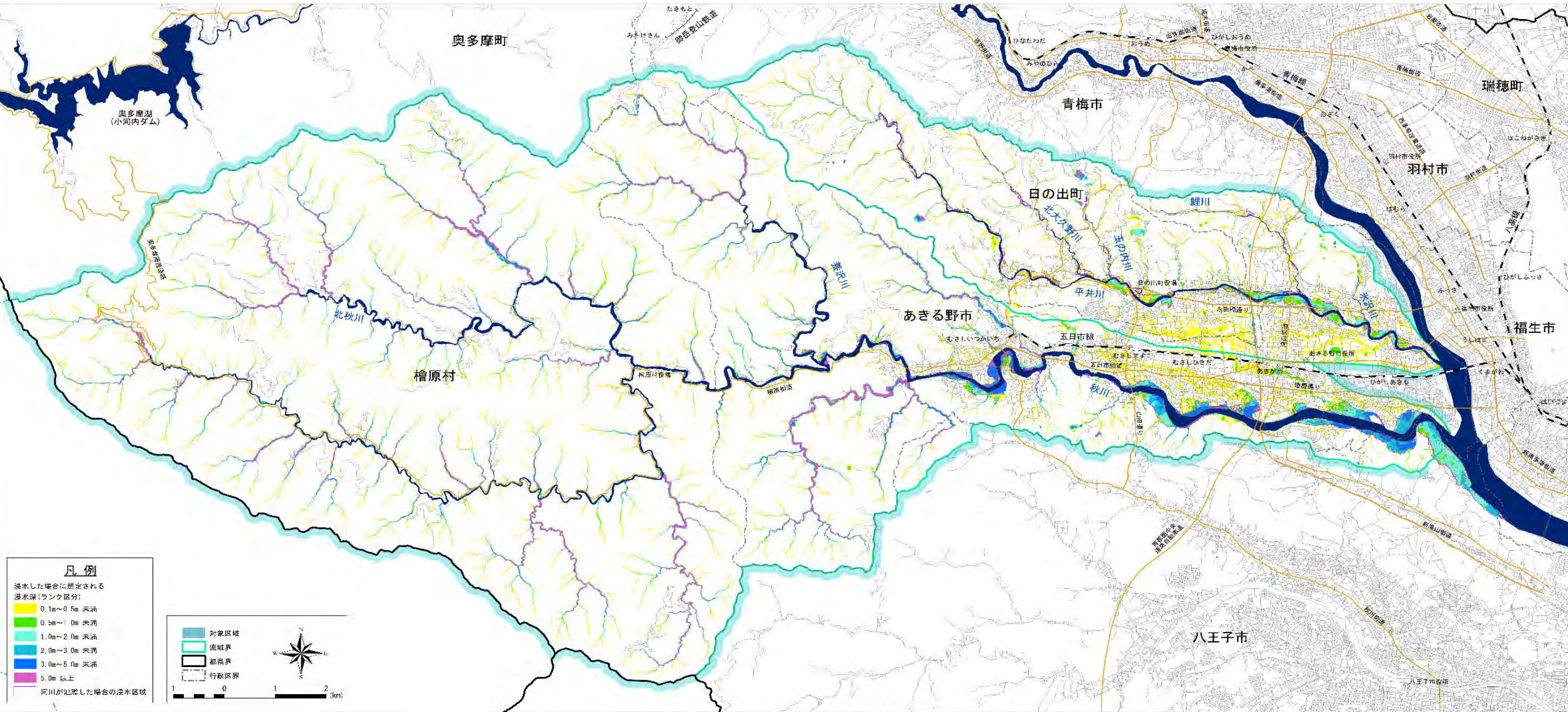
3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では浸水したときの水深が大きくなるので注意してください。
また、落ち葉による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映しきれないため、注意してください。



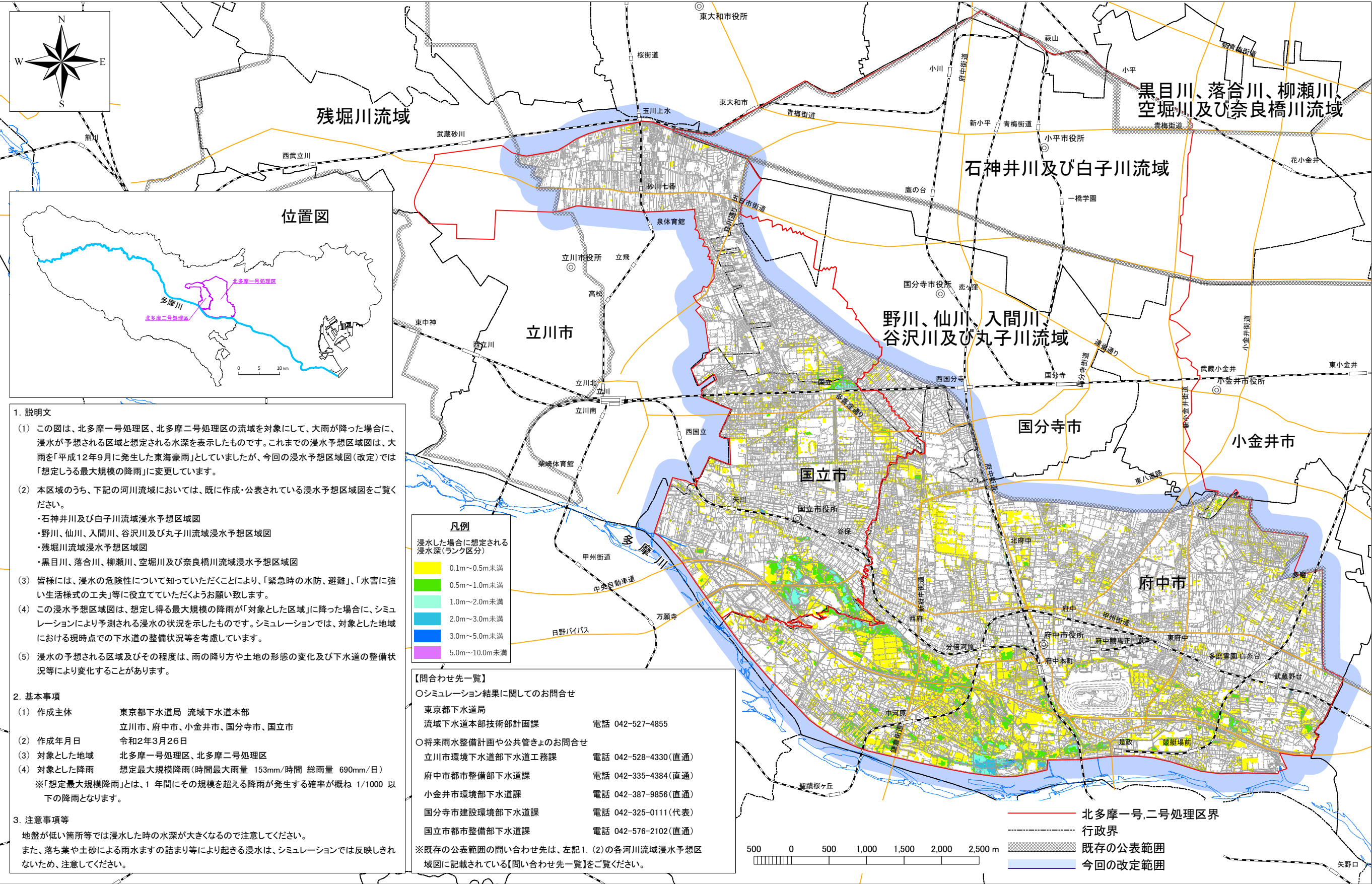
【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03-5321-1111（代）
東京都建設局河川部防災課	03-5321-1111（代）
八王子市生活安全部防災課	042-626-3111（代）
あきる野市総務部地域防災課	042-558-1111（代）
日の出町生活安全安心課	042-597-0511（代）
檜原村総務課	042-598-1011（代）



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（2都市基交第425号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域 浸水予想区域図(改定)



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(30都市基字第591号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

多摩川上流雨水幹線流域 浸水予想区域図

1. 説明文

(1) この図は、多摩川上流雨水幹線の流域を対象にして、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される水深を表示したものです。

この浸水予想区域図では、想定雨量を「想定し得る最大規模の降雨」として、昭和56年10月台風24号の降雨波形を参考に、時間最大雨量 153 mm、総雨量 690mm を想定したシミュレーションを実施しています。

※参考：本図公表の令和元年12月時点で、多摩川上流雨水幹線流域内の観測所において観測した過去最大の時間雨量は 107.5mm(平成28年8月22日観測)です。

(2) 皆様には、浸水の危険性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願い致します。

(3) この浸水予想区域図は、想定し得る最大規模の降雨が「対象とした区域」に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点での下水道の整備状況等を考慮しています。

(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び下水道の整備状況等により変化することがあります。

2. 基本事項

(1) 作成主体	東京都下水道局 流域下水道本部
(2) 作成年月日	令和元年12月19日
(3) 対象とした地域	多摩川上流雨水幹線流域
(4) 対象とした降雨	想定最大規模降雨(時間最大雨量 153mm 総雨量 690mm)
(5) 関係市	青梅市、福生市、羽村市

3. 注意事項等

地盤が低い箇所等では浸水した時の水深が大きくなるので注意してください。

また、落ち葉や土砂による雨水すの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは反映しきれないため、注意してください。

位置図

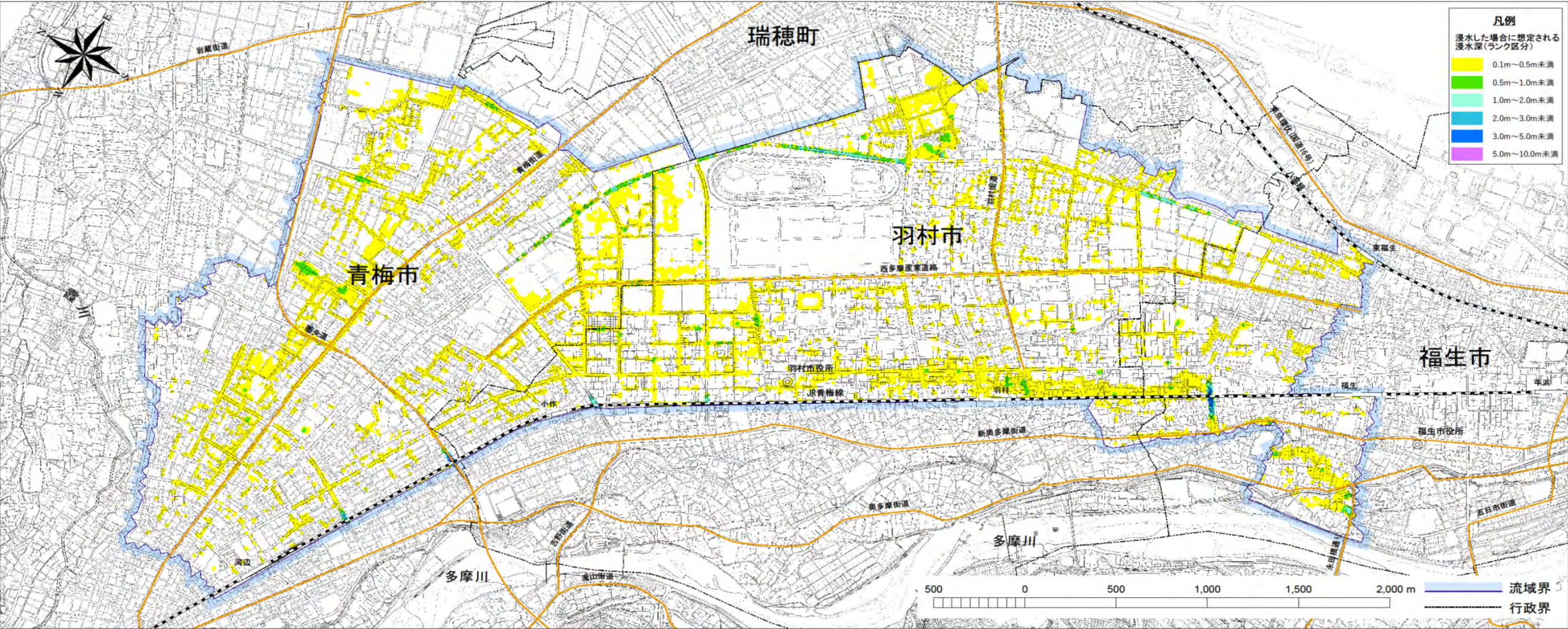
【問い合わせ先一覧】

○シミュレーション結果に関してのお問合せ

東京都下水道局
流域下水道本部技術部計画課 電話 042-527-4855

○将来雨水整備計画や公共管きょのお問合せ

青梅市
将来雨水整備計画に関するお問合せ：環境部下水工務課計画係 電話 0428-22-1111
公共管きょに関するお問合せ：環境部下水管理課管理係 内線 2631
羽村市上下水道部上下水道設備課 内線 2466、2645
福生市下水道グループ 電話 042-554-2269
電話 042-551-1968





東京港海岸保全施設整備計画 整備計画図



資料第46 島しょ海岸保全施設の状況（都港湾局、都建設局）（本文58頁）

① 都港湾局所管分

（令和2年4月1日現在）

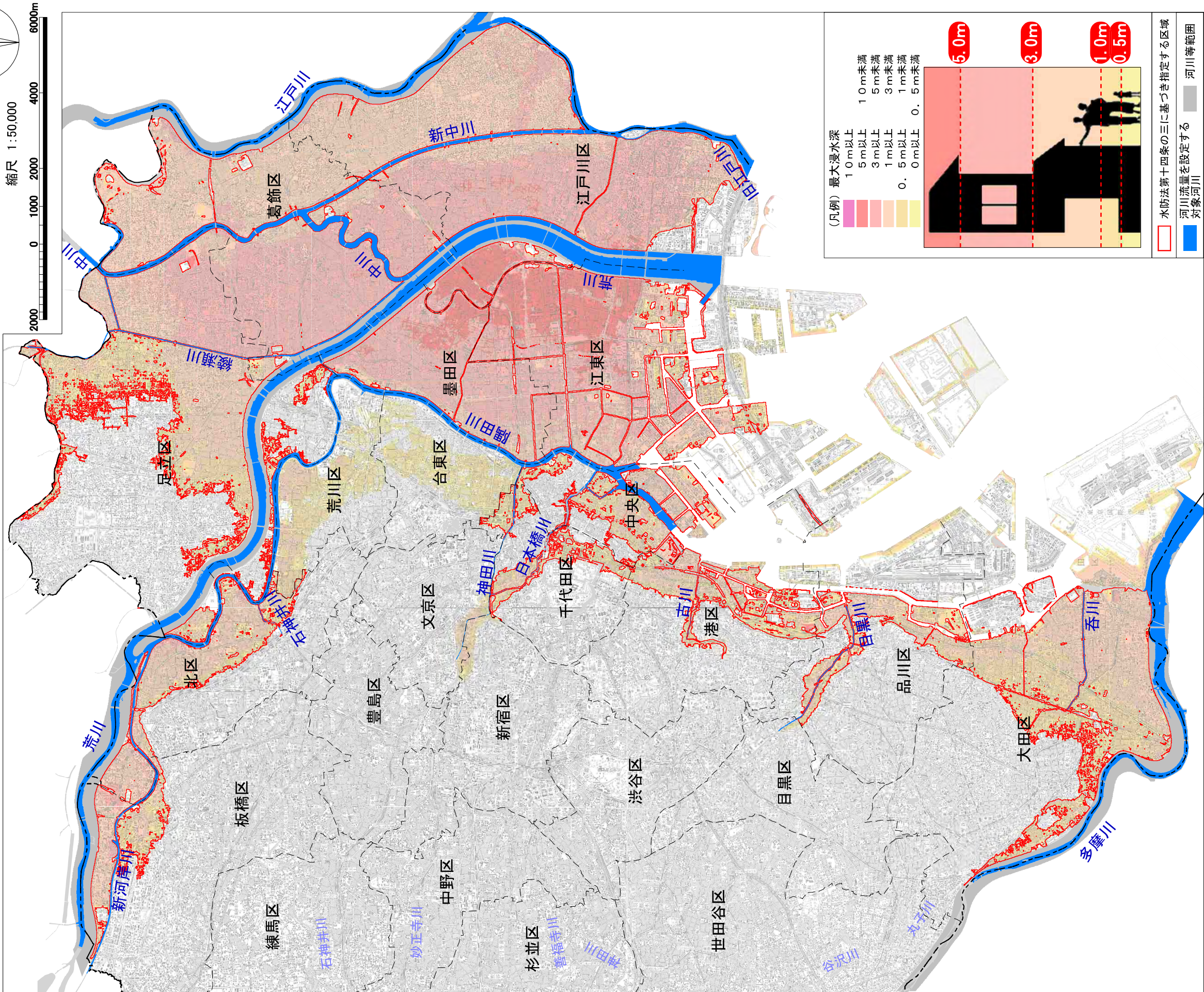
島 別	全体 計画	港湾別内訳		島 別	全体 計画	港湾別内訳	
		港湾名	施設延長			港湾名	施設延長
大 島	3,493 m	元町港	護岸 920m	三宅島	2,978 m	三池港	防潮堤 559m 護岸 369m 離岸堤 157m
		岡田港	護岸 327m 突堤 50m 離岸堤 230m			大久保港	護岸 595m 消波堤 514m
		波浮港	護岸 941m			阿古漁港	護岸 355m 離岸堤 247m 消波堤 182m
		野増漁港	護岸 615m 離岸堤 315m				
		泉津漁港	離岸堤 95m				
				御蔵島	46m	御蔵島港	護岸 46m
利 島	686m	利島港	護岸 387m 離岸堤 240m 突堤 59m	八丈島	2,042 m	神湊港	護岸 255m 突堤 400m 離岸堤 495m
新 島	4,184 m	新島港	護岸1,512m 突堤 414m 離岸堤1,271m			神湊漁港	護岸 43m 消波堤 70m
		若郷漁港	突堤 168m 離岸堤 797m 潜堤 47m			八重根漁港	防潮堤 308m
						洞輪沢漁港	護岸 259m 離岸堤 212m
神津島	1,235 m	神津島港	護岸 725m 潜堤 510m	青ヶ島	50m	青ヶ島港	護岸 50m

② 都建設局所管分

(令和元年度末現在)

島 別	海岸別内訳		島 別	海岸別内訳	
	海 岸 名	施設延長		海 岸 名	施設延長
大 島	泉 浜	護岸等 2,639m	三 宅 島	阿 古	護岸等 595m
	湯 の 浜	護岸等 927m		横まま	護岸等 587m
		人工リーフ 340m			人工リーフ 0m
	筆 島	護岸等 169m	御 蔵 島	御 蔵	護岸等 461m
	行 者	人工リーフ 293m 護岸等 410m			
利 島	前 浜	護岸等 160m	八 丈 島	乙千代ヶ浜	護岸等 137m
新 島	羽 伏 浦	護岸等 826m		洞 輪 沢	護岸等 118m
	和 田 浜	護岸等 32m	そ の 他		護岸等 5,194m
		人工リーフ 124m			人工リーフ 200m
神 津 島	多 幸 浜	護岸等 1,557m	計		護 岸 等
	沢尻・長浜	護岸等 1,512m			1,5324m
		人工リーフ 376m			人 工 リ ー フ 等
					1,333m

東京都高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕(浸水深)



1 説明

(1) この図に関する詳細な説明については、「高潮浸水想定区域図について(説明資料)」をご参照ください。

(2) この図は、東京湾沿岸(東京都区間)において、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、浸水が想定される区域(高潮浸水想定区域)、想定される浸水の深さを表示した図面です。

(3) この図で示す高潮浸水想定区域等は、沿岸保全施設や高潮の影響を受ける河川施設の整備状況を踏まえた上で、高潮に加え計画規模の降雨による洪水も考慮した浸水の状況を、シミュレーションにより想定したものです。作成にあたっては、台風の様相や進路が予測される条件を想定した複数のシミュレーションを行い、それらの結果から各地点の最大となる浸水の深さを抽出し統合しています。

(4) なお、シミュレーションは、想定し得る最大規模の高潮を想定していますが、それをさらに上回る規模の高潮の発生や、想定し得る最大規模の洪水との同時発生、地震による堤防等への影響、下水道や地下鉄等の地下施設による影響等を考慮していません。このため、実際の高潮時には、高潮浸水想定区域図以外の場所においても浸水が発生する場合や、浸水の深さが異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 東京都(港湾局、建設局)

(2) 作成年月日 平成30年3月30日

(3) 指定年月日 令和2年7月14日

(4) 対象となる海岸 多摩川河口(神奈川県)から旧江戸川河口(千葉県)まで

(5) 作成の前堤となる高潮 上陸時中心気圧910hPa、最大旋回風速半径75km、移動速度73km/hの台風による高潮

(6) 関係区 千代田区、中央区、港区、板橋区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。

(承認番号 平29青復 第1433号)

資料第48 砂防指定地（都建設局）（本文72・366頁）

（令和2年8月末時点）

番号	溪流名	市町村名	指定年月日	番号	溪流名	市町村名	指定年月日
1	落沢	奥多摩町	大正7年7月4日	51	黒沢川	青梅市	昭和8年1月30日
2	オチ沢	奥多摩町	大正7年7月4日	52	小布市川	青梅市	昭和8年1月30日
3	小袖川	奥多摩町	大正7年7月4日	53	滝本川	青梅市	昭和8年1月30日
4	シダクラ沢	奥多摩町	大正7年7月4日	54	長沢川	青梅市	昭和8年1月30日
5	平沢	奥多摩町	大正7年7月4日	55	小津川	八王子市	昭和8年1月30日
6	橋沢	奥多摩町	大正7年7月4日	56	小仏川	八王子市	昭和8年1月30日
7	蛇沢	奥多摩町	大正7年7月4日	57	山入川	八王子市	昭和8年1月30日
8	ボウズ谷	奥多摩町	大正7年7月4日	58	北大久野川	日の出町	昭和8年1月30日
9	水久保沢	奥多摩町	大正7年7月4日	59	平井川	日の出町	昭和8年1月30日
10	水根沢谷	奥多摩町	大正7年7月4日	60	三ノ谷	あきる野市	昭和8年12月19日
11	峰谷川	奥多摩町	大正7年7月4日	61	北浅川	八王子市	昭和11年1月27日
12	モクボ谷	奥多摩町	大正7年7月4日	62	唐滝川	八丈町	昭和25年6月1日
13	ヤツネヤ谷	奥多摩町	大正7年7月4日	63	三原川	八丈町	昭和25年6月1日
14	岫沢	奥多摩町	大正7年7月4日	64	金曽沢	三宅村	昭和25年6月1日
15	海沢川	奥多摩町	大正7年11月7日	65	とんび沢	三宅村	昭和25年6月1日
16	オウカワ沢	奥多摩町	大正7年11月7日	66	川口川	八王子市	昭和26年6月28日
17	大沢	奥多摩町	大正7年11月7日	67	谷地川	八王子市	昭和26年6月28日
18	小川谷	奥多摩町	大正7年11月7日	68	鴨川	八丈町	昭和26年6月28日
19	カラ沢	奥多摩町	大正7年11月7日	69	神津沢	神津島村	昭和26年9月5日
20	唐松谷	奥多摩町	大正7年11月7日	70	名古屋川	八丈町	昭和26年9月5日
21	小中沢	奥多摩町	大正7年11月7日	71	刈寄川	あきる野市	昭和28年10月15日
22	孫惣谷	奥多摩町	大正7年11月7日	72	氷沢川	あきる野市	昭和28年10月15日
23	タル沢	奥多摩町	大正7年11月7日	73	深沢川	あきる野市	昭和28年10月15日
24	寺地沢	奥多摩町	大正7年11月7日	74	二本竹川	青梅市	昭和29年6月22日
25	栃寄川	奥多摩町	大正7年11月7日	75	蛇沢	神津島村	昭和32年11月13日
26	日原川	奥多摩町	大正7年11月7日	76	西川	三宅村	昭和33年3月3日
27	日陰名栗沢	奥多摩町	大正7年11月7日	77	間川	三宅村	昭和33年3月3日
28	大沢川	青梅市	大正8年11月18日	78	喜代沢	青梅市	昭和28年10月15日
29	琴沢入川	青梅市	大正8年11月18日	79	鷹巣川	青梅市	昭和28年10月15日
30	払沢	青梅市	大正8年11月18日	80	卯辰川・西川	御蔵島村	昭和34年5月20日
31	平溝川	青梅市	大正8年11月18日	81	大金沢	大島町	昭和34年12月25日
32	越沢	奥多摩町	大正8年11月18日	82	長沢・ごりんの沢	大島町	昭和34年12月25日
33	大丹波川	奥多摩町	大正8年11月18日	83	案下川	八王子市	昭和35年10月7日
34	西川	奥多摩町	大正8年11月18日	84	醍醐川	八王子市	昭和35年10月7日
35	松沢	奥多摩町	大正8年11月18日	85	足下田川	日の出町	昭和37年8月15日
36	峰入川	奥多摩町	大正8年11月18日	86	玉の内川	日の出町	昭和37年8月15日
37	鯉川	あきる野市	大正10年2月5日	87	二ッ塚川	日の出町	昭和37年8月15日
38	大荷田川	青梅市	大正10年2月5日	88	姉川	三宅村	昭和37年11月13日
39	岨端川	青梅市	大正10年2月5日	89	榎木沢	三宅村	昭和37年11月13日
40	多摩川	青梅市、奥多摩町	大正10年2月5日	90	神明沢	青梅市	昭和38年3月12日
41	浅間沢	青梅市、羽村市	大正10年2月5日	91	幸神川	日の出町	昭和38年3月12日
42	養沢川	あきる野市	大正13年8月30日	92	羽生沢川	日の出町	昭和38年3月12日
43	子の神沢	奥多摩町	大正13年8月30日	93	八雲沢	奥多摩町	昭和41年5月30日
44	棚沢川	奥多摩町	大正13年8月30日	94	坂沢	あきる野市	昭和41年6月24日
45	盆堀川	あきる野市	昭和2年10月13日	95	和垂田沢	新島村	昭和41年6月24日
46	南秋川	檜原村	昭和3年5月14日	96	ツヅキ沢	神津島村	昭和41年8月16日
47	北浅川	檜原村	昭和4年2月13日	97	伊豆川	三宅村	昭和41年8月16日
48	秋川	あきる野市	昭和8年1月30日	98	釜の尻沢	三宅村	昭和41年8月16日
49	一ノ谷	あきる野市	昭和8年1月30日	99	樽沢	あきる野市	昭和42年3月22日
50	二ノ谷	あきる野市	昭和8年1月30日	100	白倉入沢	日の出町	昭和42年3月22日

番号	溪流名	市町村名	指定年月日	番号	溪流名	市町村名	指定年月日
101	谷戸川	日の出町	昭和42年3月22日	151	厚木沢	三宅村	平成15年12月16日
102	矢越沢	日の出町	昭和42年3月22日	152	大久保沢	三宅村	平成15年12月16日
103	五郎川	大島町	昭和42年3月31日	153	川田沢支川	三宅村	平成15年12月16日
104	滝ノ沢	奥多摩町	昭和42年3月31日	154	大穴沢	三宅村	平成16年1月28日
105	唐沢	あきる野市	昭和42年7月12日	155	岡堀沢	三宅村	平成16年1月28日
106	大入川	日の出町	昭和42年7月12日	156	椎取沢	三宅村	平成16年1月28日
107	花水川	青梅市	昭和42年12月28日	157	清水沢	三宅村	平成16年1月28日
108	坂本川	日の出町	昭和42年12月28日	158	鉄砲沢・夕景沢	三宅村	平成16年1月28日
109	水穴沢	あきる野市	昭和43年3月30日	159	湯船沢・土佐沢	三宅村	平成16年1月28日
110	渡世沢	新島村	昭和44年1月13日	160	釜方沢	三宅村	平成16年3月17日
111	町屋川	青梅市	昭和45年10月7日	161	しらみ沢	三宅村	平成16年3月17日
112	坊田沢	三宅村	昭和45年10月7日	162	大蔵沢	奥多摩町	平成16年12月2日
113	ようが沢	三宅村	昭和47年11月24日	163	角屋敷沢	三宅村	平成17年4月26日
114	吉田沢	新島村	昭和48年9月7日	164	芦穴沢	三宅村	平成17年8月3日
115	大谷川	小笠原村	昭和49年3月30日	165	空栗沢	三宅村	平成17年8月3日
116	大村川	小笠原村	昭和49年3月30日	166	立根沢	三宅村	平成17年8月3日
117	地の岡沢	大島町	昭和54年7月9日	167	美茂井沢	三宅村	平成18年8月11日
118	田ヶ沢	三宅村	昭和59年1月28日	168	三ノ輪沢	三宅村	平成18年8月11日
119	筑穴ヶ沢	三宅村	昭和59年1月28日	169	ハルゲ沢	三宅村	平成19年5月22日
120	道の沢	三宅村	昭和59年1月28日	170	初沢川	八王子市	平成21年3月4日
121	長ノ入沢	八丈町	昭和61年3月17日	171	中の沢	八王子市	平成22年9月24日
122	奥村川	小笠原村	昭和62年1月26日	172	塩ノ沢	奥多摩町	平成23年10月21日
123	谷久保川	青梅市	昭和63年3月18日	173	岡田沢	大島町	平成23年10月21日
124	鉄砲沢	小笠原村	平成1年3月7日	174	北の山川	大島町	平成23年11月1日
125	赤見沢	八丈町	平成1年3月9日	175	三頭沢	檜原村	平成25年12月2日
126	吹上川	小笠原村	平成3年3月15日	176	差木地沢	大島町	平成27年12月24日
127	渡浮根沢	新島村	平成3年3月15日	177	滝川沢	大島町	平成27年12月24日
128	角尻川	八丈町	平成3年3月15日	178	タデノ沢北支川	三宅村	平成27年12月24日
129	吉野川	青梅市	平成5年3月25日	179	厚木沢北支川	三宅村	平成27年12月24日
130	八重沢	大島町	平成6年1月21日	180	十二天沢	奥多摩町	平成28年5月10日
131	力石沢	八王子市	平成8年3月15日	181	大里一ノ沢	八丈町	平成28年9月7日
132	大宮沢	大島町	平成11年7月2日	182	西川西支川	三宅村	平成28年9月7日
133	長谷川	小笠原村	平成11年7月2日	183	喜代沢支川	青梅市	平成29年3月6日
134	伊ヶ谷沢	三宅村	平成12年5月10日	184	中曽川	青梅市	平成29年3月6日
135	高処沢	神津島村	平成13年3月16日	185	伊ヶ谷沢南支川（1）	三宅村	平成29年9月26日
136	平たん沢	神津島村	平成13年3月16日	186	伊ヶ谷沢南支川（2）	三宅村	平成29年9月26日
137	洞沢	神津島村	平成13年3月16日	187	北袋沢地区第一沢	小笠原村	平成29年10月23日
138	小骨ヶ洞	八丈町	平成13年3月16日	188	佐久川	大島町	平成30年6月7日
139	時雨川	小笠原村	平成14年3月14日	189	長沢	三宅村	平成31年3月1日
140	カジヤノ沢	神津島村	平成14年9月24日	190	大谷川支川	小笠原村	令和2年6月4日
141	大の沢	神津島村	平成14年9月24日				
142	川田沢	三宅村	平成14年9月24日				
143	三池沢	三宅村	平成14年9月24日				
144	大沢	三宅村	平成15年1月10日				
145	御子敷沢	三宅村	平成15年1月10日				
146	仏沢	三宅村	平成15年1月10日				
147	タデノ沢	三宅村	平成15年1月10日				
148	カニガ沢	三宅村	平成15年1月10日				
149	ヤナボ沢	三宅村	平成15年3月14日				
150	赤場曉沢	三宅村	平成15年12月16日				

資料第49 地すべり防止区域（都建設局）（本文72・366頁）

（令和2年8月末時点）

番号	地 域 名	所 在 地	指定面積	指定年月日
1	玉 の 内 地 す べ り	日の出町大久野字坂本、玉の内	6.06ha	昭和 37. 11. 13
2	三 宝 港 地 す べ り	青ヶ島村三宝港	6.64ha	〃 37. 11. 13
3	大 里 沢 地 す べ り	神津島村字沢尻、長浜、鍛冶山	15.70ha 7.22ha	〃 54. 3. 16 平成 14. 5. 24
4	子 の 神 沢 地 す べ り	奥多摩町氷川字栃久保	5.09ha	昭和 59. 3. 31
5	尾 越 地 す べ り	八丈町末吉	15.15ha	〃 60. 3. 27
6	里 地 す べ り	御蔵島村字、西川、山尻	8.38ha	〃 62. 3. 27
7	長 浜 地 す べ り	小笠原村母島字長浜	9.20ha	〃 63. 3. 18
8	登 計 地 す べ り	奥多摩町氷川字登計	6.84ha	〃 63. 3. 18
9	上 元 郷 地 す べ り	檜原村字上元郷	7.14ha 1.39ha 0.33ha	平成元. 3. 31 〃 4. 5. 28 〃 14. 5. 24
10	峰 地 す べ り	奥多摩町留浦字峯平、福次、山本	15.31ha	〃 7. 7. 24
11	大六殿・上の川地すべり	神津島村字滝川ほか	5.87ha	〃 14. 5. 24
12	奥 地 す べ り	奥多摩町留浦字奥、なべ久保	37.39ha	〃 14. 5. 24
13	寺 岡 地 す べ り	あきる野市大字養沢及び同市大字乙津	5.96ha	〃 26. 5. 14

資料第50 急傾斜地崩壊危険区域（都建設局）（本文73・366頁）

(令和 2年8 月末時 点) 番号	地 区 名	所 在 地	指定面積	指定年月日
1	新宿区赤城元町地区	新宿区赤城元町、西五軒町、築地町地内	0.493ha	昭49.11.27
2	北区赤羽西二丁目地区	北区赤羽西二丁目地内	0.25ha	昭57.3.31
3	神津島村七軒町地区	神津島村滝川地内	1.35ha	昭57.3.31
4	奥多摩町小留浦地区	奥多摩町留浦字小留浦地内	2.2ha	昭59.3.31
5	北区赤羽西三丁目地区	北区赤羽西三丁目地内	0.308ha	昭59.5.15
6	あきる野市草花地区	あきる野市草花字花ノ岡地内	0.9ha	昭60.3.30
7	神津島村上の川地区	神津島村上の川地内	1.9ha	昭60.3.30
8	奥多摩町留浦地区	奥多摩町留浦字留浦地内	2.856ha	昭62.2.23
9	神津島村上の山地区	神津島村滝川地内	1.42ha	昭62.2.23
9の2	神津島村上の山地区(2)	神津島村滝川地内	2.354ha	平15.3.19
10	北区赤羽西四丁目地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21ha	昭62.10.27
11	青梅市長淵二丁目地区	青梅市長淵二丁目地内	0.528ha	平元.1.28
12	北区岸町二丁目地区	北区岸町二丁目、中十条一丁目地内	0.226ha	平元.2.17
13	八丈島八丈町三根地区	八丈町三根地内	1.54ha	平元.2.17
14	八王子市初沢町地区	八王子市初沢町地内	1.357ha	平2.1.30
15	奥多摩町原地区	奥多摩町原字上の山、字熱海地内	1.784ha	平2.3.26
15の2	奥多摩町原地区(2)	西多摩郡奥多摩町原地内	0.026ha	平26.10.16
15の3	奥多摩町原地区(3)	西多摩郡奥多摩町原地内	0.063ha	平30.12.25
16	大島町波浮港地区	大島町波浮港字吹上、字港渕ほか地内	2.77ha	平2.3.26
17	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区	青梅市千ヶ瀬町五丁目地内	0.392ha	平3.3.1
17の2	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区	青梅市千ヶ瀬町五丁目地内	0.003ha	平5.12.21
17の3	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区(2)	青梅市千ヶ瀬町五丁目地内	0.191ha	平24.12.17
17の4	青梅市千ヶ瀬町五丁目地区(3)	青梅市千ヶ瀬町五丁目地内	0.046ha	平28.3.22
18	あきる野市折立地区	あきる野市草花字下折立、字上折立、字折立下夕平地内	1.765ha	平3.3.14
19	府中市日新町一丁目地区	府中市日新町一丁目ほか地内	0.562ha	平3.3.20
19の2	府中市日新町一丁目地区	府中市日新町一丁目ほか地内	0.333ha	平5.3.19
20	北区赤羽西二丁目(2)地区	北区赤羽西二丁目地内	0.585ha	平3.3.26
21	あきる野市山田地区	あきる野市山田、上分、下分地内	1.017ha	平3.3.26
21の2	あきる野市山田地区	あきる野市山田字下分地内	0.619ha	平9.1.13
21の3	あきる野市山田地区(3)	あきる野市山田字下分地内	0.226ha	平24.1.19
22	三宅村夕景地区	三宅村阿古、伊ヶ谷地内	0.979ha	平4.3.23
22の2	三宅村夕景地区(2)	三宅村伊ヶ谷地内	0.388ha	平27.12.22
23	日野市落川地区	日野市落川、百草地内	1.076ha	平5.12.13
24	八王子市大和田地区	八王子市大和田七丁目地内	0.396ha	平7.3.15
25	あきる野市平沢地区	あきる野市平沢字瀧ノ上、字西ノ前地内	0.450ha	平8.3.8
25の2	あきる野市平沢地区(2)	あきる野市平沢字西ノ前地内	0.231ha	平12.7.28
26	青梅市御岳山地区	青梅市御岳山地内	0.393ha	平8.5.22
27	神津島村与種地区	神津島村高处山地内	2.032ha	平8.5.22
27の2	神津島村与種地区(2)	神津島村高处山地内	6.616ha	平15.3.19
28	青梅市青梅地区	青梅市青梅字滝ノ上地内	0.309ha	平9.1.13
29	大島町岡田地区	大島町岡田字川の道ほか地内	2.240ha	平9.1.13

(令和 2年8 月末時 点) 番号	地 区 名	所 在 地	指定面積	指定年月日
29の2	大島町岡田地区(2)	大島町岡田字上ノ山地内	0.772ha	平12.10.17
30	あきる野市伊奈地区	あきる野市伊奈字上宿ほか地内	0.205ha	平10.5.28
30の2	あきる野市伊奈地区(2)	あきる野市伊奈字上宿ほか地内	0.202ha	平16.5.24
31	八王子市初沢町地区(2)	八王子市初沢町地内	2.384ha	平10.12.2
32	三宅村伊ヶ谷地区	三宅村伊ヶ谷地内	1.355ha	平10.12.11
33	大島町泉津地区	大島町泉津字川之原、字波牛地内	0.545ha	平11.11.5
34	羽村市羽西二丁目地区	羽村市羽西二丁目、羽加美四丁目地内	0.151ha	平11.11.24
35	八王子市横川地区	八王子市横川町地内	0.451ha	平13.1.16
36	多摩市連光寺一丁目地区	多摩市連光寺一丁目ほか地内	1.860ha	平14.2.1
36の2	多摩市連光寺一丁目地区(2)	多摩市連光寺一丁目地内	1.471ha	平14.12.19
37	神津島村宮原地区	神津島村宮原地内	1.914ha	平15.3.19
38	新島木戸上地区	新島村木戸上地内	0.938ha	平15.3.19
39	瑞穂町箱根ヶ崎地区	瑞穂町箱根ヶ崎地内	0.272ha	平15.3.19
40	日の出町大久野細尾地区	日の出町大久野細尾地内	2.366ha	平15.7.28
41	八王子市初沢(3)地区	八王子市初沢町地内	0.528ha	平17.4.6
41の2	八王子市初沢(3-2)地区	八王子市初沢町地内	0.594ha	平21.3.9
41の3	八王子市初沢(3-3)地区	八王子市初沢町地内	0.955ha	平21.12.21
41の4	八王子市初沢(3-4)地区	八王子市初沢町地内	0.450ha	平30.10.15
42	日の出町大久野細尾(2)地区	日の出町大久野細尾地内	1.381ha	平19.10.4
43	杉並区堀ノ内一丁目地区	杉並区堀ノ内一丁目地内	0.106ha	平19.12.14
44	大島町岡田(2)地区	大島町岡田字上の山、字大久保、字助田地内	2.869ha	平20.9.30
45	八王子市南浅川地区	八王子市南浅川町地内	0.832ha	平21.3.9
46	檜原村藤原地区	檜原村字藤原地内	2.526ha	平21.3.17
47	あきる野市館谷地区	あきる野市館谷字追原地内	0.391ha	平23.7.28
48	あきる野市折立(2)地区	あきる野市草花字下折立ほか地内	0.167ha	平23.11.29
49	檜原村三都郷地区	檜原村三都郷地内	2.305ha	平23.11.29
50	奥多摩町大沢地区	奥多摩町日原字大沢地内	1.076ha	平24.3.13
51	青梅市御岳山(2)地区	青梅市御岳山地内	0.316ha	平25.3.18
52	八王子市山田地区	八王子市山田町地内	0.224ha	平26.11.19
53	八王子市高尾地区	八王子市高尾町地内	2.982ha	平27.1.20
53の2	八王子市高尾地区(2)	八王子市高尾町地内	0.392ha	平31.3.19
54	新島村山津山川地区	新島村本村及び字山津山川各地内	1.148ha	平27.8.12
55	大島町元町地区	大島町元町二丁目地内	0.454ha	平28.11.14
56	青梅市河辺町一丁目地区	青梅市河辺町一丁目・六丁目地内	1.422ha	平29.1.18
57	青梅市長淵一丁目地区	青梅市長淵一丁目・友田五丁目地内	0.331ha	平29.1.18
58	青梅市千ヶ瀬町一丁目地区	青梅市千ヶ瀬町一丁目・二丁目地内	1.022ha	平29.1.24
59	八王子市高尾(2)地区	八王子市高尾町・初沢町地内	4.949ha	平29.5.19
59の2	八王子市高尾(2-2)地区	八王子市高尾町地内	0.100ha	平30.10.15
60	八王子市大塚地区	八王子市大塚地内	0.0834ha	令2.2.6
61	日の出町大久野新井地区	日の出町大久野新井地内	2.683ha	令2.4.24
62	奥多摩町丹三郎地区	奥多摩町丹三郎地内	3.598ha	令2.5.20
63	多摩市和田地区	多摩市和田、日野市百草地内	0.646ha	令2.6.5

資料第 51 宅地造成工事規制区域の内訳（都都市整備局）（本文 74 頁）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

地 区	面積（h a）	区 市	面積（h a）			
			計	第 1 次指定	第 2 次指定	第 3 次指定
区 部	771.6	世 田 谷 区	246.0		246.0	
		板 橋 区	525.6		525.6	
市 部	15,208.8	八 王 子 市	8,902.0	6,689.0	2,213.0	
		町 田 市	6,306.8	2,414.0	3,892.8	
多摩建築 指導事務所 開発指導第一課 所管区域	3,098.8	青 梅 市	2,377.0		47.8	2,329.2
		日 野 市	700.5	700.5		
		あきる野市	21.3	21.3		
多摩建築 指導事務所 開発指導第二課 所管区域	3,217.8	三 鷹 市	71.4		71.4	
		調 布 市	121.6		121.6	
		小 金 井 市	67.3		67.3	
		東久留米市	3.5	3.5		
		多 摩 市	1,650.0	1,650.0		
		稲 城 市	1,304.0		1,304.0	
合 計	22,297.0	11 市 2 区	22,297.0	11,478.3	8,489.5	2,329.2
区域指定の効力発生年月日				昭 37. 10. 1	昭 38. 11. 10	昭 40. 10. 20

資料第 52 山地災害危険地区（都産業労働局）（本文 74・366 頁）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊危険地区		地すべり等発生危険地区	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
八 王 子 市	18	39.23	20	285.0	0	0
町 田 市	1	1.36	0	0.0	0	0
青 梅 市	32	59.12	27	516.0	0	0
稲 城 市	1	1.36	0	0.0	0	0
あ き る 野 市	16	28.23	31	346.0	0	0
日 の 出 町	13	18.51	14	218.0	0	0
檜 原 村	54	63.75	36	341.0	0	0
奥 多 摩 町	54	99.15	62	570.0	0	0
多摩地域小計	188	309.35	190	2,276.0	0	0
大 島 町	26	66.42	12	44.0	0	0
新 島 村	2	3.78	16	294.0	0	0
神 津 島 村	21	51.51	17	153.0	0	0
利 島 村	1	0.65	2	38.0	0	0
三 宅 村	33	90.09	6	72.0	0	0
御 蔵 島 村	10	6.89	3	15.0	0	0
八 丈 町	21	38.69	11	64.0	0	0
青 ケ 島 村	4	1.8	6	37.0	0	0
島 し ょ 小 計	118	259.83	73	717.0	0	0
東 京 都 合 計	306	569.18	263	2,993.0	0	0

（注）

- 1 崩壊土砂流失危険地区：山腹崩壊地、地すべり等から多量の土砂が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区
- 2 山腹崩壊危険地区：崩壊が発生又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区
- 3 地すべり等発生危険地区：地すべり等防止法第 3 条の規定による地すべり防止区域に指定された地区

資料第53 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域（都建設局）（本文75・366頁）

1 土砂災害警戒区域指定数

（令和2年4月1日現在）

区 市 町 村 名	土 砂 災 害 の 発 生 要 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類			計
	土 石 流	地 す べ り	急傾斜地の崩壊	
千 代 田 区	0	0	41 *	41 *
中 央 区	0	0	0	0
港 区	0	0	211 *	211 *
新 宿 区	0	0	55	55
文 京 区	0	0	106 *	106 *
台 東 区	0	0	2 *	2 *
墨 田 区	0	0	0	0
江 東 区	0	0	0	0
品 川 区	0	0	49 *	49 *
目 黒 区	0	0	25 *	25 *
大 田 区	0	0	97	97
世 田 谷 区	0	0	100 *	100 *
澁 谷 区	0	0	11	11
中 野 区	0	0	21 *	21 *
杉 並 区	0	0	7	7
豊 島 区	0	0	21	21
北 区	0	0	95	95
荒 川 区	0	0	7	7
板 橋 区	0	0	149 *	149 *
練 馬 区	0	0	16 *	16 *
足 立 区	0	0	0	0
葛 飾 区	0	0	0	0
江 戸 川 区	0	0	0	0
八 王 子 市	497 *	1	3,157 *	3,655 *
立 川 市	0	0	26	26
武 蔵 野 市	0	0	0	0
三 鷹 市	0	0	21 *	21 *
青 梅 市	400	3	1,062 *	1,465 *
府 中 市	0	0	23 *	23 *
昭 島 市	0	0	37	37
調 布 市	0	0	52 *	52 *
町 田 市	21 *	0	1,964 *	1,985 *
小 金 井 市	0	0	10	10
小 平 市	0	0	1	1
日 野 市	15	0	450 *	465 *

東 村 山 市	2	0	9	11
国 分 寺 市	0	0	16	16
国 立 市	0	0	11 *	11 *
福 生 市	0	0	17	17
狛 江 市	0	0	0 *	0 *
東 大 和 市	4	0	50	54
清 瀬 市	0	0	10	10
東 久 留 米 市	0	0	14	14
武 蔵 村 山 市	10	0	115	125
多 摩 市	3 *	0	382 *	385 *
稲 城 市	5	0	275 *	280 *
羽 村 市	1	0	27 *	28 *
あ き る 野 市	133 *	0	645 *	778 *
西 東 京 市	0	0	4	4
瑞 穂 町	8	0	34	42
日 の 出 町	164 *	1	504 *	669 *
檜 原 村	150	6	775	931
奥 多 摩 町	152 *	10	727	889 *
大 島 町	105	0	444	549
利 島 村	1	0	89	90
新 島 村	25	0	161	186
神 津 島 村	41	2	255	298
三 宅 村	81	0	233	314
御 蔵 島 村	16	2	75	93
八 丈 町	93	1	468	562
青 ケ 島 村	8	0	61	69
小 笠 原 村	52	4	244	300
計	1,987	30	13,461	15,478

*このほかに他の区市町村境から跨る指定区域あり

2 土砂災害特別警戒区域指定数

(令和2年4月末現在)

区 市 町 村 名	土砂災害の発生要因となる自然現象の種類			計
	土 石 流	地 す べ り	急傾斜地の崩壊	
千 代 田 区	0	0	30	30
中 央 区	0	0	0	0
港 区	0	0	142	142
新 宿 区	0	0	38	38
文 京 区	0	0	64	64
台 東 区	0	0	1	1
墨 田 区	0	0	0	0

江 東 区	0	0	0	0
品 川 区	0	0	37	37
目 黒 区	0	0	18 *	18 *
大 田 区	0	0	60	60
世 田 谷 区	0	0	79	79
渋 谷 区	0	0	9	9
中 野 区	0	0	11 *	11 *
杉 並 区	0	0	6	6
豊 島 区	0	0	10	10
北 区	0	0	71	71
荒 川 区	0	0	6	6
板 橋 区	0	0	117	117
練 馬 区	0	0	12	12
足 立 区	0	0	0	0
葛 飾 区	0	0	0	0
江 戸 川 区	0	0	0	0
八 王 子 市	418	0	2,797 *	3,215 *
立 川 市	0	0	22	22
武 蔵 野 市	0	0	0	0
三 鷹 市	0	0	21 *	21 *
青 梅 市	354	0	1,034 *	1,388 *
府 中 市	0	0	15	15
昭 島 市	0	0	32	32
調 布 市	0	0	41	41
町 田 市	18	0	1,717 *	1,735 *
小 金 井 市	0	0	8	8
小 平 市	0	0	0	0
日 野 市	7	0	381 *	388 *
東 村 山 市	0	0	5	5
国 分 寺 市	0	0	4	4
国 立 市	0	0	10 *	10 *
福 生 市	0	0	14	14
狛 江 市	0	0	0 *	0 *
東 大 和 市	3	0	47	50
清 瀬 市	0	0	10	10
東 久 留 米 市	0	0	8	8
武 蔵 村 山 市	6	0	107	113
多 摩 市	1	0	234 *	235 *
稲 城 市	4	0	219	223
羽 村 市	1	0	25	26
あ き る 野 市	119 *	0	621 *	740 *
西 東 京 市	0	0	2	2

瑞穂町	8	0	26	34
日の出町	142 *	0	487 *	629 *
檜原村	148	0	754	902
奥多摩町	139	0	720	859
大島町	92	0	419	511
利島村	0	0	76	76
新島村	18	0	149	167
神津島村	30	0	203	233
三宅村	42	0	224	266
御蔵島村	13	0	64	77
八丈町	79	0	464	543
青ヶ島村	4	0	57	61
小笠原村	41	0	235	276
計	1,687	0	11,963	13,650

*このほかに他の区市町村境から跨る指定区域あり

○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、各建設事務所、区市町村、建設局河川部計画課において閲覧できるほか、インターネットでも公開している。

東京都土砂災害警戒区域等マップ <http://www2.sabomap.jp/tokyo/>

機 関 名	内 容
N T T 東日本 N T T コミュニケーションズ N T T ドコモ	1. 電気通信設備等の高信頼化 災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。 (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。 (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。 2. 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。 (2) 主要な中継交換機を分散設置する。 (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。 (4) 通信ケーブルの地中化を推進する。 (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。 3. 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化 電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。 4. 災害時措置計画 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。 5. 重要通信の確保 (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。 (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。 (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。 6. 災害対策用機器及び車両等の配備 (1) 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ N T T ド コ モ	① 非常用衛星通信装置 ② 非常用無線装置 ③ 非常用交換装置 ④ 非常用伝送装置 ⑤ 非常用電源装置 ⑥ 応急ケーブル ⑦ 災害対策指揮車 ⑧ 雪上車及び特殊車両 ⑨ 携帯電話サービスカー ⑩ その他の応急復旧用諸装置 7. 災害対策用資機材等の確保と整備 (1) 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。 (2) 災害対策用資機材等の輸送 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。 (3) 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
K D D I	1 通信設備の災害予防対策 風水害等の災害時における通信サービスを確保するため、平素から以下に掲げる災害予防対策を進めている。 (1) 通信設備、建物の防災設計 通信設備及びその設備を収容している建物は、耐災害性に配慮した構造設計を実施している。また、風水害対策としては、堅ろうな建物による耐風性並びに建物のかさ上げ建設、防水壁及び防潮板の取付け等による耐水性を維持している。 (2) 通信設備の信頼性向上 設備自体の強化、予備設備による二重化構造及び分離設置等の信頼性向上施策を講じている。 (3) 運用統制局の分散配置 運用統制局の分散配置を図り、一つの統制局に機能停止があっても、他の局により代替機能を果たし、通信疎通の確保等の

機 関 名	内 容
K D D I	統制を図っている。 (4) 伝送路の多ルート化及び回線の分散収容 国内及び国際伝送路は多ルート化を図り、伝送ルートの被害が全体の疎通に大きな影響を及ぼさない対策を行っている。また、国内及び国際回線については、収容局の分散を進め回線の安全対策を行っている。 (5) 通信用電源の確保 通信用の商用電源は、複数系統による受電体制を進めるとともに、停電に備えた自家発電設備を備えている。 (6) 設備の安全点検の実施 通信設備等は、災害予防の観点から安全点検を定期的の実施し、機能維持に配慮している。 (7) 災害対策設備の配備 災害対策用の設備及び関連設備は、通信の確保及び応急復旧に配慮し、緊急連絡用設備、車載型無線基地局、移動電源車等を配備し、また、緊急輸送手段として災害対策車両及びヘリコプターの利用等を準備している。 2 災害時の措置計画 (1) 疎通計画 国内外の通信の疎通状況を 24 時間体制で監視するネットワークオペレーションセンター等の機能により、被害の状況を勘案のうえ、交換回ルートの措置、疎通量の制御及び伝送路の代替設定措置等の網管理措置を緊急に実施する。 (2) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況等を勘案して、本社、支社及び現業事業所に災害対策組織を緊急に設置する。 (3) 本社に設置した災害対策本部は、ネットワーク対策、情報連絡、広報等の災害対策活動の全般について組織的な活動を指揮する。 (4) 国及び都等の重要機関との連絡は、内閣府の中央防災無線網、都の防災行政無線網及び総務省の所管する非常無線通信を利用する。 (5) 通信の確保を重点とした応急復旧措置を優先し、さらに必要と判断される場合は、関連災害対策設備等を使用した対応措置を行う。

機 関 名	内 容
ソフトバンク	1. 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）についてその重要性等を鑑み防災対策を行っていく。 (1) 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行っていくものとする。 (2) 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行っていくものとする。 2. 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するために、次の各号に基づき通信網の整備を行う。 (1) 主要な伝送路を多ルート構成、またはリング構成とすること (2) 主要な中継交換機を分散設置すること (3) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること 3. 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化 重要な電気通信処理システムおよび電気通信システム等のファイル類について災害時における滅失、または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。 4. 災害時措置計画 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置および網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。 5. 重要通信の確保 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。 6. 災害対策用機器および車両等の配備 災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。 7. 災害対策用資機材等の確保と整備 災害対策用資機材等の確保と整備をするため、次のとおり実施する。 (1) 災害応急対策および災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材 の確保に努める。 (2) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、資材および物資 等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。 (3) 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。 (4) 非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等を備える。 (5) 災害対策用資機材等の仮置場について、緊急事態下の借用交渉

機 関 名	内 容
ソフトバンク	の難航が予想されるため、あらかじめその候補地について協力会社の協力を得て、緊急事態下の用地確保の円滑化を図る。 8. 設備事故の防止 電気通信設備等を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため電気通信設備等の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改善に努める。
日 本 郵 便	主要社屋等について、次のとおり災害に対する安全性の確保に努め、不特定多数の者が利用する社屋等については特に配慮し、台風常襲地帯等の社屋等については災害の態様に応じて配慮する。 1 社屋等の不燃堅牢化改善計画の推進 災害の防止、業務運営環境等の設備改善を図るため、社屋等の不燃堅牢化その他の改善計画を推進する。 2 防災中枢機能等の確保、充実 防災中枢機能を果たす社屋等及び設備の充実に努め、災害に対する安全性の確保を図り、必要に応じ、通信・電気・水等の確保を図る。また、災害時に備え、生活必需品（飲料水、食料、応急医薬品等）を備蓄し、応急対策に必要な物資等（防災服、消火・救助資機材等）を確保する。 3 社屋等における災害予防措置 社屋等における消火、避難等の防災設備の整備、防火訓練等の実施、災害時の業務の応急復旧に必要な資材及び用品の備蓄等に関する措置をとる。 4 コンピュータシステムの安全確保 社屋等が保有する重要なコンピュータシステムについて、地震等に対する耐災性の向上等安全確保を図り、重要なデータのバックアップ対策を講ずる。 5 郵便物の運送施設及び集配施設の整備 被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、車両、船舶等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努める。 郵便物の運送又は集配の委託を受けている輸送機関又は運送業者に対しては、それぞれ独自に、災害時における郵便物の運送及び集配の確保に必要な輸送施設等の整備を図るよう協力を得る。

資料第55 公道現況表（都建設局）（本文86頁）

(令和2年4月1日現在)

区 分			公 道 合 計		都管理道路				区市町村道	
					一般国道（指定区間外）					
			延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）
区 部	舗 装 道	コンクリート舗装	72,374	3,100,856	6,212	1,459,357		28,318	66,162	1,641,499
		高 級 瀝 青 舗 装	8,611,539	60,586,474	882,711	13,177,351	17,890	298,621	7,728,828	47,409,123
		ブ ロ ッ ク 舗 装	142,365	4,732,999	120	894,584		8,349	142,245	3,838,415
		コ ン ク リ ー ト 平 板 舗 装	29,333	1,934,965		829,177		23,715	29,333	1,105,788
		簡 易 舗 装	2,726,614	19,326,603	5,838	3,140,207		65,609	2,720,776	16,186,396
	砂 利 道		12,883	41,684				12,883	41,684	
	そ の 他		2,617	2,534,604		2,102,637		27,810	2,617	431,967
	計		11,597,725	92,258,185	894,881	21,603,313	17,890	452,422	10,702,844	70,654,872
多 摩 部	舗 装 道	コンクリート舗装	168,165	3,883,446	18,030	1,521,566	1,782	67,819	150,135	2,361,880
		高 級 瀝 青 舗 装	5,601,231	37,337,847	998,767	9,208,255	54,582	409,440	4,602,464	28,129,592
		ブ ロ ッ ク 舗 装	43,750	1,632,094	17	359,653		3,216	43,733	1,272,441
		コ ン ク リ ー ト 平 板 舗 装	33,433	878,575	860	261,039		6,615	32,573	617,536
		簡 易 舗 装	3,425,581	21,318,056	46,803	2,815,126		71,065	3,378,778	18,502,930
	砂 利 道		1,805,444	3,750,595	39,145	141,964		880	1,766,299	3,608,631
	そ の 他		17,162	4,293,767		2,987,661		205,183	17,162	1,306,106
	計		11,094,766	73,094,380	1,103,622	17,295,264	56,364	764,218	9,991,144	55,799,116
島 部	舗 装 道	コンクリート舗装	309,353	1,718,437	79,118	693,795			230,235	1,024,642
		高 級 瀝 青 舗 装	324,418	2,023,208	164,019	1,058,879			160,399	964,329
		ブ ロ ッ ク 舗 装	700	67,862	238	64,109			462	3,753
		コ ン ク リ ー ト 平 板 舗 装	414	44,553		35,710			414	8,843
		簡 易 舗 装	179,823	969,672	1,036	89,857			178,787	879,815
	砂 利 道		675,593	1,418,545	2,232	11,217			673,361	1,407,328
	そ の 他		1	1,023,349		925,928			1	97,421
	計		1,490,302	7,265,626	246,643	2,879,495			1,243,659	4,386,131
合 計	舗 装 道	コンクリート舗装	549,892	8,702,739	103,360	3,674,718	1,782	96,137	446,532	5,028,021
		高 級 瀝 青 舗 装	14,537,188	99,947,529	2,045,497	23,444,485	72,472	708,061	12,491,691	76,503,044
		ブ ロ ッ ク 舗 装	186,815	6,432,955	375	1,318,346		11,565	186,440	5,114,609
		コ ン ク リ ー ト 平 板 舗 装	63,180	2,858,093	860	1,125,926		30,330	62,320	1,732,167
		簡 易 舗 装	6,332,018	41,614,331	53,677	6,045,190		136,674	6,278,341	35,569,141
	砂 利 道		2,493,920	5,210,824	41,377	153,181		880	2,452,543	5,057,643
	そ の 他		19,780	7,851,720		6,016,226		232,993	19,780	1,835,494
	計		24,182,793	172,618,191	2,245,146	41,778,072	74,254	1,216,640	21,937,647	130,840,119

資料第 56 ①橋梁現況表（都建設局）（本文 86 頁）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区 分		橋数（橋）	橋長（m）	橋面積(m ²)	橋齡別現況		
					15 年未満	15～25 年	25 年以上
一 般 橋	15m 未 満	507	3,632	49,208	14	29	464
	15～30m 未 満	233	4,991	88,308	18	34	181
	30～100m 未 満	263	14,285	227,328	15	51	197
	100m 以 上	218	58,945	961,854	16	29	173
	計	1,221	81,853	1,326,698	63	143	1,015
横断歩道橋		589	47,135	94,716	17	20	552
人道橋		106	3,018	10,441	4	9	93

②橋梁現況表（都港湾局）

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区 分		橋数（橋）	橋長（m）	橋面積(m ²)	橋齡別現況		
					15 年未満	15～25 年	25 年以上
鋼 橋	30m 未 満	—	—	—	—	—	—
	30～100m 未 満	1	85	2,550	—	—	1
	100m 以 上	15	8,809	169,106	3	2	10
	計	16	8,894	171,656	3	2	11

資料第57 都内幹線有料道路現況（東日本高速道路、中日本高速道路）（本文86、361頁）

（令和2年4月1日現在）

路線名	起 点 終 点	都 内 経 過 地	延長 m	関係する主な通称 道路名
東北縦貫自動車道	東京都練馬区 青森県青森市	練馬区	1,482	
東関東自動車道	東京都練馬区 茨城県水戸市	葛飾区	922	
関越自動車道	東京都練馬区 新潟県新潟市	練馬区 清瀬市	4,180	
第一東海自動車道	東京都世田谷区 愛知県小牧市	世田谷区 町田市	3,757	
中央自動車道	東京都杉並区 兵庫県西宮市	杉並区 世田谷区 三鷹市 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市	39,723	
一般国道14号	東京都江戸川区 千葉県千葉市	江戸川区	3,025	京葉道路
一般国道466号	東京都世田谷区 神奈川県横浜市	世田谷区	633	第三京浜道路
一般国道468号	神奈川県横浜市 千葉県木更津市	八王子市 あきる野市 青梅市 羽村市 日の出町	24,525	

資料第58 首都高速道路（都内）現況（首都高速道路）（本文86、361頁）

（東京都内）（令和2年4月1日現在）

路線名	呼称	区間	延長	一般街路との連絡施設名	
				入 口	出 口
高速都心環状線	C1	江戸橋JCT ～江戸橋JCT (環状線部分)	14.8km	〔内回り〕 江戸橋、神田橋、代官町、霞が関、飯倉、芝公園、銀座、宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、汐留、芝公園、霞が関、神田橋、呉服橋	〔内回り〕 呉服橋、神田橋、北の丸、霞が関、芝公園、汐留、銀座、新富町 京橋 〔外回り〕 宝町、新富町、銀座、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、神田橋、江戸橋
高速中央環状線	C2	大橋JCT～葛西JCT	46.9km	〔内回り〕 西池袋、初台南、清新町、平井大橋、四つ木、千住新橋、扇大橋、滝野川、中環小松川 〔外回り〕 高松、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、王子北、扇大橋、千住新橋、小菅、四つ木、船堀橋、中環大井南	〔内回り〕 西池袋、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、中環大井南、船堀橋、四つ木、小菅、千住新橋、扇大橋、王子北 〔外回り〕 西池袋、初台南、新板橋、扇大橋、千住新橋、四つ木、平井大橋、清新町
高速1号上野線	1	江戸橋JCT ～入谷出入口	4.4km	〔上り〕 入谷、上野、本町 〔下り〕 本町	〔上り〕 本町 〔下り〕 本町、上野、入谷
高速1号羽田線	1	浜崎橋JCT～羽田	13.8km	〔上り〕 羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森、芝浦 〔下り〕 芝浦、勝島、平和島、羽田	〔上り〕 平和島、勝島、芝浦、羽田 〔下り〕 芝浦、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田
高速2号目黒線	2	一ノ橋JCT ～戸越	5.9km	〔上り〕 戸越、荏原、目黒、天現寺	〔下り〕 天現寺、目黒、荏原、戸越
高速3号渋谷線	3	谷町JCT～用賀	11.9km	〔上り〕 用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町 〔下り〕 池尻、渋谷	〔上り〕 池尻、渋谷 〔下り〕 高樹町、渋谷、三軒茶屋、用賀
高速4号新宿線	4	三宅坂JCT～高井戸	13.5km	〔上り〕 高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木、外苑 〔下り〕 外苑、初台、永福	〔上り〕 永福、初台、新宿、外苑 〔下り〕 外苑、代々木、新宿、幡ヶ谷、永福、高井戸
高速5号池袋線	5	竹橋JCT～都県境	18.5km	〔上り〕 高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、西神田 〔下り〕 一ツ橋、飯田橋、東池袋、板橋本町	〔上り〕 板橋本町、東池袋、飯田橋、一ツ橋 〔下り〕 西神田、早稲田、護国寺、東池袋、北池袋、板橋本町、中台、高島平
高速6号向島線	6	江戸橋JCT～ 堀切JCT	10.5km	〔上り〕 堤通、向島、駒形、箱崎(浜町) 〔下り〕 箱崎(浜町)、向島、堤通	〔上り〕 堤通、向島、箱崎(浜町、清洲橋) 〔下り〕 箱崎(浜町、清洲橋)、駒形、向島、堤通

路線名	呼称	区間	延長	一般街路との連絡施設名	
				入 口	出 口
高速6号三郷線	6	小菅JCT～都県境	4.9km	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平
高速7号小松川線	7	両国JCT～谷河内	10.4km	〔上り〕 一之江、小松川、錦糸町 〔下り〕 錦糸町	〔上り〕 錦糸町 〔下り〕 錦糸町、小松川、一之江
高速9号深川線	9	箱崎JCT～辰巳JCT	5.3km	〔上り〕 木場 〔下り〕 福住、塩浜	〔上り〕 枝川、福住 〔下り〕 木場
高速10号晴海線	10	東雲JCT～晴海	2.7km	〔下り〕 豊洲、晴海	〔上り〕 豊洲、晴海
高速11号台場線	11	芝浦JCT～有明JCT	5.0km	〔上り〕 台場	〔下り〕 台場
高 速 川 口 線	s1	江北JCT～都県境	5.6km	〔上り〕 加賀、鹿浜橋 〔下り〕 鹿浜橋、足立入谷	〔上り〕 足立入谷、東領家 〔下り〕 鹿浜橋、加賀
高 速 湾 岸 線	B	東京都千葉県管理境 ～多摩川トンネル東京 側坑口	21.8km	〔東行き〕 空港中央、大井、有明、新木場、 葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、臨海副都心、大井 南、空港中央、湾岸環八	〔東行き〕 湾岸環八、空港中央、大井南、臨 海副都心、新木場、葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、有明、大井、大井 南、空港中央
高 速 湾 岸 線	B	多摩川トンネル東京側坑口 ～東京都神奈川県管理境	1.3km	なし	なし
高速湾岸分岐線		昭和島JCT～ 東海JCT	1.9km	なし	なし
高 速 八 重 洲 線	Y	神田橋JCT～ 汐留JCT (東京高速道路(株)を除く)	1.9km	なし	〔南行き〕 丸の内
高速神奈川1号 横羽線	k1	羽田～都県境	0.9km	なし	なし
計			201.9km		

資料第 59 道路排水場一覧表（都建設局）（本文 86 頁）

（令和 2 年 4 月現在）

名 称	所 在		排水能力 (m ³ /min)	概 要
	路線番号	箇 所		
日比谷地下自動車道	主 304	千代田区日比谷公園先	8.46	トンネル
新 橋	〃 316	港区新橋一・二丁目	2.6	〃
東銀座	〃 316	中央区銀座四丁目	9.0	〃
室 町	〃 316	〃 京橋二丁目	4.0	〃
八重洲	〃 316	〃 日本橋二丁目	4.0	〃
江戸橋	〃 316	〃 日本橋二丁目	5.8	〃
入船橋 排 水 場	特 473	〃 築地二丁目	9.0	立体交差
中目黒	主 317	目黒区中目黒一丁目	20.0	〃
大 鳥	〃 317	〃 目黒三丁目	10.8	〃
本蒲田	〃 11	大田区蒲田五丁目	4.6	〃
新蒲田	〃 311	〃 新蒲田二丁目	10.5	〃
平和島	〃 318	〃 平和島五丁目	4.5	トンネル
荻 窪	〃 311	杉並区上荻二丁目	36.0	立体交差
野 方	〃 318	中野区野方三丁目	18.0	〃
南常磐台	〃 318	板橋区南常磐台一丁目	6.0	〃
熊野町	〃 317	〃 中丸町	9.0	〃
新小岩	〃 308	葛飾区新小岩一丁目	27.0	〃
北 砂	特 474	江東区北砂二丁目	8.0	〃
西日暮里	主 58	荒川区西日暮里五丁目	7.3	〃
掃部宿	特 461	足立区千住東一丁目	20.0	〃
道灌山	主 58	荒川区西日暮里五丁目	7.6	〃
三 鷹	一 121	三鷹市下連雀三丁目	4.8	〃
箱根ヶ崎道路排水場	主 5	西多摩郡瑞穂町	6.0	〃
箱根ヶ崎 排 水 場	〃 5	〃	48.2	立体交差
松原立体	一 220	昭島市松原町二丁目	8.0	〃
南千住	特 464	荒川区南千住四丁目	6.0	〃
東 海	主 318	大田区東海二丁目	11.8	〃
大和大橋	〃 318	〃 平和島六丁目	0.9	〃
四面道	〃 311	杉並区清水一丁目	4.4	〃
向 原	特 441	板橋区向原二丁目	9.0	トンネル
小 竹	〃 441	練馬区小竹町二丁目	9.0	〃
谷 原	〃 443	練馬区高野台四丁目	8.8	立体交差
白鬚東	特 461	墨田区堤通二丁目	10.0	トンネル
昭島つつじが丘	一 162	昭島市つつじが丘三丁目	7.0	立体交差
芝 山	主 40	清瀬市元町二丁目	7.2	〃
高幡立体	一 503	日野市高幡地内	5.0	〃
一ノ宮立体	主 20	〃 落川地内	5.0	〃
小 柳	〃 9	府中市小柳町四丁目	10.0	〃
府中栄町	〃 14	〃 栄町三丁目	10.0	〃
田無谷戸道路	一 112	西東京市谷戸町三丁目	1.0	〃
玉川上水	主 43	立川市幸町六丁目	5.0	立体交差
井荻トンネル	〃 311	杉並区今川一丁目	24.3	トンネル
乃木坂トンネル	特 413	港区赤坂九丁目	0.2	〃
新宿西口広場	特 414	新宿区西新宿一丁目	3.4	〃
新宿副都心四号街路・地下道	副 4	新宿区西新宿一丁目	0.8	トンネル
立川立体排水場	主 16	立川市曙町三丁目	13.0	立体交差
練馬トンネル	主 311	練馬区貫井四丁目	6.1	トンネル
練馬春日町トンネル	主 311	練馬区春日町三丁目	11.7	〃

尾長橋トンネル	主	306	北区豊島一丁目	6.3	〃
西東京緑町排水場	一	112	西東京市緑町一丁目	0.8	
清瀬立体排水場	主	40	清瀬市元町一丁目	1.8	立体交差
東長沼立体排水場	主	9	稲城市東長沼	10.0	
築地虎ノ門トンネル	特	405	港区西新橋二丁目	7.3	トンネル
東伏見トンネル	一	233	西東京市東伏見一丁目	5.4	〃
下保谷トンネル	一	234	西東京市住吉町五丁目	5.4	〃
打越町土入立体	一	173	八王子市打越町	2.8	立体交差

資料第60 各鉄道機関の路線（各鉄道機関）（本文89頁）

（令和2年4月現在）

機関名	路線 延長 (m)	内 訳 (m)						
		掘割 区間	地下 区間	高架 区間	盛土 区間	切土 区間	平地 区間	橋梁 区間
都交通局								
都電	12,212	—	—	—	—	—	12,176	36
地下鉄	109,000	—	101,573	5,438	50	10	—	1,929
有軌電車	9,700	—	—	8,870	—	—	—	830
小計	130,912	—	101,573	14,308	50	10	12,176	2,795
J R 東 日 本	281,863	—	31,629	92,395	132,670 ※1	102,283 ※1	—	724※2
J R 東 海	15,615	275	—	7,048	5,045	2,489	—	794
東武鉄道	31,201	124	496	7,710	3,855	2,295	16,043	678
東急電鉄	62,826	(ずい道) 4,467	10,650	7,937	7,147	12,307	17,602	2,689
京成電鉄	24,419	318	1,690	7,027	5,272	—	6,965	3,147
京王電鉄	82,978	(ずい道) 3,361	8,646	14,571	5,284	11,100	37,886	2,130
京急電鉄	19,929	600	4,560	11,447	172	—	890	2,260
西武鉄道	101,133	—	2,186	9,630	5,826	—	81,955	1,536
小田急 電鉄	26,552	1,959	1,748	11,359	1,515	3,431 364※3	5,691	485
東地下 鉄	195,944	—	166,817	17,360	6,713		—	5,054
東京モノ レール	17,959	528	4,210	11,311	—	—	—	1,910
ゆり かもめ	14,790			14,790				
北総鉄道	2,000	40		1,303			326	331
東京臨海 高速鉄道	12,246	—	8,705	2,031	—	395	577	538
多摩都市 モノレール	16,180	(かい道 含) 515		15,665				
首都圏新 都市鉄道	58,260	—	16,312	25,523	1,888	4,353	—	10,184

*は箇所を示す

※1 は盛土、切土の総延長を示す ※2 は箇所数を示す ※3 は片切片盛区間を示す

資料第61 各鉄道機関の防災設備等（各鉄道機関）（本文89頁）

機 関 名	防 災 設 備 等
都 交 通 局	1 都電 風水害による道床冠水、電線路、軌道の陥没等に備え、パトロール車を配置している。 また、電車無線及び各停留場には、保安電話及び放送設備があり、乗務員と営業所間の相互連絡及び待合せ客への情報提供が可能である。 2 都営地下鉄 (1) 駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設けている。 AP＋ 3.1m以下にある駅出入口、エレベーター出入口、換気塔（搬入口等）、宿泊所及び車庫・庁舎の開口部には、防水扉等を設置している。 なお、通風口を路面に設けている場合は、浸水防止機等を取り付けて、浸水防止に万全を期している。 また、浅草線の本所吾妻橋、新宿線の浜町、森下及び大江戸線の築地市場、蔵前にずい道内防水扉を設置している。 (2) 強風に対しては、総合指令庁舎屋上及び新宿線荒川橋梁上に風速計を備え、各指令区が常時監視している。 3 日暮里・舎人ライナー 風水害による軌道内障害に備え、緊急自動車を配置している。強風に対しては、荒川橋梁上に風速計を備え、指令区が常時監視している。 また、各駅構内及び車両前面にカメラを設置しており、指令区で状況を確認しながら、待ち合わせ客への情報提供が可能である。
J R 東 日 本	○ 当社管内の都の地域における線路は、盛土132.67km、切土102.283km等があることから、これらの線区における風水害の防止のため、土留壁、法面工、落石止、排水溝の防災措置を講じるとともに、雨量計、風速計等を備え、常時監視している。
J R 東 海	○ 盛土、切土区間が約 6.5kmあることから、これらに対する風水害の防止のため、土留壁約40か所、法面工 3 か所、排水溝関係の防災措置を講じている。
東 武 鉄 道	○ 台風、異常気象等に備え、風速計を全線で25か所（都内は北千住）、雨量計を全線で8か所（都内は下板橋）に設置している。
東 急 電 鉄	○ 台風、異常気象等に備え、風速計を各線で 6 か所設置している。また、雨量計を 4 か所に 設置している。
京 成 電 鉄	○ 台風、異常気象時等に備え、風速計を全線で 1 3 か所、雨量計を全線で 8 か所設置している。

機 関 名	防 災 設 備 等
京 王 電 鉄	○ 風水害防止のため防風壁の設置工事や土砂崩壊対策として、線路脇斜面の補修工事を継続的に進めている。
京 急 電 鉄	○ 台風、異常気象等に備え、風速計を全線16か所（都内は品川駅構内、京急蒲田駅構内、六郷川橋梁）、雨量計を全線10か所（都内は品川駅構内）に設置、データーを総合司令所に伝送し、防災措置を講じている。
西 武 鉄 道	○ 風水害防止のため、風速計を全線13か所（都内は6か所）、雨量計を全線15か所（都内は5か所）に設置、データーを運転司令に伝送し、防災措置を講じている。
小 田 急 電 鉄	○ 風水害防止のため、沿線の要所に雨量計を全線16か所（都内は4か所）、風速計を全線20か所（都内は4か所）に設置し、「地震、気象情報監視システム」により計測された気象情報を運輸司令所において一元的に把握し、運転規則等の措置を講じている。
東 京 地 下 鉄	1 駅出入口の浸水防止設備 ○ 駅出入口及びエレベーター出入口には止水板を設置している。特に地盤の低い江東地区等隅田川以東を通過する東西線の駅出入口高さはTP1.0m、有楽町線は、防潮堤内をTP1.9m、防潮堤外を6.7mにしている。 ○ そのほか、ビルに直結した出入口は、ビル側が浸水防止対策を実施する協定等により、浸水防止設備の整備を図っている。 2 換気口の浸水防止設備 ○ 換気口天端の標高がTP3.1m以下の換気口及び豪雨、洪水等の異常出水で路面冠水による浸水のおそれのある換気口には、駅からの遠隔操作で自動的に閉鎖できる浸水感知器付浸水防止機を設置して浸水を防止している。 3 トンネル坑口の浸水防止 ○ トンネル坑口は、高潮及び地形を考慮し高い壁を立ち上げて浸水を防止している。特に防潮堤外である有楽町線の辰巳坑口は、防潮堤よりも高いTP6.7mとしている。 ○ さらに、万一それを超える高潮や津波による浸水に備えた防水ゲートを設けている。また、過去に神田川の増水で浸水被害のあった丸ノ内線中野車両基地坑口及び御茶ノ水坑口に防水ゲートを設けて、河川の増水による浸水に備えている。 4 トンネル内浸水拡大防止設備 ○ 河川の氾濫、洪水、高潮及び津波等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを設置して、都心への被害が拡大するのを防止している。 5 トンネル内排水設備 ○ トンネルの勾配の低い箇所にポンプ室を設け、それぞれ毎

機 関 名	防 災 設 備 等
	分1立方メートルの排水量のポンプを3台設置して、トンネル内の排水を行っている。 6 強風対策 ○ 地上区間の主要6橋りょう部に風速計を設置し、風速監視装置に表示される風速をもとに、運転規制を行っている。
東 京 京 都 モ ノ レ ー ル	○ 強風に備え、運転指令室に風速計を設置している。 ○ 浸水防止のため、地下駅には、土のう、防潮板を備えている。また、トンネル内は、排水用ポンプを設置している。
ゆ り か も め	○ 台風、異常気象に備え、風速計を全線で4か所設置し、常時監視している。 ○ レインボーブリッジ区間については、飛散物による列車支障を防止するため、延長約2,400mのフェンス（屋根付き1,168m）を設置している。
北 総 鉄 道	○ 風水害防止のため、風速計を全線で4か所（都内は江戸川橋梁）、雨量計を全線で3か所（規制区間：京成高砂～東松戸間は紙敷変電所<東松戸駅付近>）設置している。
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	○ 台風、異常気象に備え、風速計を2カ所、雨量計を2カ所設置している。 ○ 浸水防止のため、3駅に止水板、1駅に防水扉を設置している。
多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	○ 本線上2ヶ所に風速計、立川変電所及び東中野変電所の2ヶ所に地震計を設置している。 ○ トンネル内は非常電話を設置している。
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	○ 台風、異常気象等に備え、風速計を8箇所（都内は隅田川橋梁、荒川橋梁）、雨量計を3箇所（都内は北千住駅）水位計を1箇所、地震計5箇所（都内は秋葉原駅、北千住駅）、レール温度計を2箇所（都内は北千住駅）、大気温度計を2箇所（都内は北千住駅）設置している。

資料第62 各鉄道機関の予防対策（各鉄道機関）（本文89頁）

機 関 名	事 業 計 画
都 交 通 局	○ 止水板、防水扉、浸水防止機等を設置しており、定期的な訓練、点検整備により、対応能力の向上及び機能維持を図っている。 ○ 局管理の駅出入口において、今後公表される新たな浸水想定を踏まえ、必要な追加対策（止水板の高さの見直し、止水板から防水扉への変更等）を検討・実施していく。
J R 東 日 本	○ 風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に務め、重点的な防災強化工事を実施するとともに、全社的な防災管理システム研究開発に対応して、災害予測、検知、情報連絡のために必要な機器の設置を進めるとともに、新たな技術開発に向けての検討を進めている。
J R 東 海	○ 雨量計1か所、風速計2か所を設置し、降雨量、風速の程度により、運転規制措置を定めている。
東 武 鉄 道	○ 都内における立地条件から台風等に起因する風水害が多いため、強風地区及び地盤の軟弱な地区を中心に電柱支持物の強化や定期的に沿線樹木の伐採を行っている。
京 成 電 鉄	風害対策 ○ 倒壊のおそれのある樹木は、定期的に伐採を行っている。 水害対策 ○ 鉄道線路における水害防止のため、低地など出水が予想される箇所に排水孔を整備する等対策を行っている。
京 王 電 鉄	○ 風速計17カ所・雨量計8カ所・水位計3カ所を設置し、さらに気象情報会社から提供された解析雨量データを活用している。観測された時間雨量、累積雨量を応じて、速度規制や運転中止の基準を定めている。
京 急 電 鉄	水害対策 ○ 本線の泉岳寺～品川駅間の地下区間の通風口には自動防水シャッターを備え、浸水を防止すると共に、定期的に点検を行っている。 ○ 空港線の穴守稻荷～天空橋駅間に手動式、油圧式の浸水防水扉を設置し、浸水を防ぐと共に、定期的に点検を行っている。
西 武 鉄 道	○ 都内においては、風水害に対する改良、補強工事はほぼ完了しているが、今後も事業計画に合わせて設備の改善に努めていく。
小 田 急 電 鉄	○ 都内における施設物の風水害に対する強度調査及び改良、補強工事はほぼ完了しているが、周辺状況の変化及び老朽化等を考慮し、必要に応じ調査、改良工事を実施する。

機 関 名	事 業 計 画
東 京 地 下 鉄	○ 浸水防止機、防水ゲート、防潮扉、排水ポンプ等を設置しており、定期点検整備により機能を維持している。
東 京 モ ノ レール	1 風害対策 ○ 線路及びその他の構造物については、経年により老朽化しないよう健全度の維持に努めている。 2 水害対策 ○ トンネル内の防水対策、排水ポンプの点検等を常時実施している。
ゆ り か も め	○ 線路及び駅舎について、日常点検、定期点検等により健全性の維持につとめている。
北 総 鉄 道	1 風害対策 ○ 倒壊のおそれのある樹木は、定期的に伐採を行っている。
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	○ 風速計、雨量計を設置し、降雨量、風速の程度により、点検及び運転規制措置を定めている。
多 摩 都 市 モ ノ レール	○ 台風等による強雨時は、沿線から仮設物や樹木の倒壊、飛来による列車・軌道・構造物への接触事故が懸念されるので、近接施工協議時や沿線巡視時において沿線工事業者への注意喚起を行なっている。 ○ 沿線樹木の繁茂状況を把握し、必要に応じ所有者と協議を行なっている。
首 都 都 市 新 都 市 鉄 道	○ 風水害等対策のため、沿線に設置した各防災設備からの情報と気象庁等からの広域気象情報により、災害予測、検知し、各箇所への情報連絡設備を充実させている。

資料第63 空港施設の現況（都港湾局、東京航空局）（本文89頁）

（令和2年4月現在）

管理 機関	施 設 名	基 本 施 設	附 帯 施 設
（東京空港事務所） 東京航空局	東京国際空港	空港敷地面積 1,516ha 滑走路 A 3,000 × 60 m B 2,500 × 60 m C 3,360 × 60 m D 2,500 × 60 m 駐機場 244 スポット	ターミナルビル 駐車場（12,472 台駐車可） 〔航空保安施設〕 地上着陸誘導施設、計器着陸装置、 照明施設、標識施設、消防車、救急 医療作業車
		空港敷地面積 39ha 滑走路 800m×30m 駐機場 78スポット	ターミナルビル、管理事務所棟、 格納庫 駐車場（175台） 〔航空保安施設〕 対空通信施設、航空灯火施設、航 空標識、自家用発電施設、消防 車、医療用資器材
		空港敷地面積 15ha 滑走路 90 × 30 m 駐機場 38 スポット	ターミナルビル、格納庫 駐車場（10台） 〔航空保安施設〕 対空通信設備、航空標識、航空灯 火施設、自家用発電設備、消防車
		空港敷地面積 62ha 滑走路 1,800m×45m 駐機場 13スポット	ターミナルビル 駐車場（233台） 〔航空保安施設〕 計器着陸誘導施設、対空通信施 設、航空灯火施設、航空標識、自 家用発電施設、消防車、医療用資 器材
都 港 湾 局	三宅島空港	空港敷地面積 29ha 滑走路 1,200m×30m 駐機場 6 スポット	ターミナルビル（仮設） 駐車場（53台） 〔航空保安施設〕 対空通信施設（羽田リモート）、 航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材

管理 機関	施 設 名	基 本 施 設	附 帯 施 設
	八丈島空港	空港敷地面積 76ha 滑走路 2,000m×45m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (274台) [航空保安施設] 計器着陸誘導施設、対空通信施設 (羽田リモート)、航空灯火施設、 航空標識、自家用発電施設、 消防車、医療用資器材
	新 島 空 港	空港敷地面積 18ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (62台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、 航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材
	神津島空港	空港敷地面積 26ha 滑走路 800m×25m 駐機場 3スポット	ターミナルビル 駐車場 (44台) [航空保安施設] 対空通信施設 (羽田リモート)、 航空灯火施設、航空標識、自家用 発電施設、消防車、医療用資器材

資料第64 東京港の現況（都港湾局）（本文89頁）

1 外郭施設 (令和2年4月現在)

名 称	延 長(m)	名 称	延 長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	13号地小型船だまり波除堤	127.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	13号地小型船だまり防波堤	106.9
12号地貯木場東側波除堤	431.4		
12号地貯木場西側波除堤	844.0		
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
計		8,140.0	

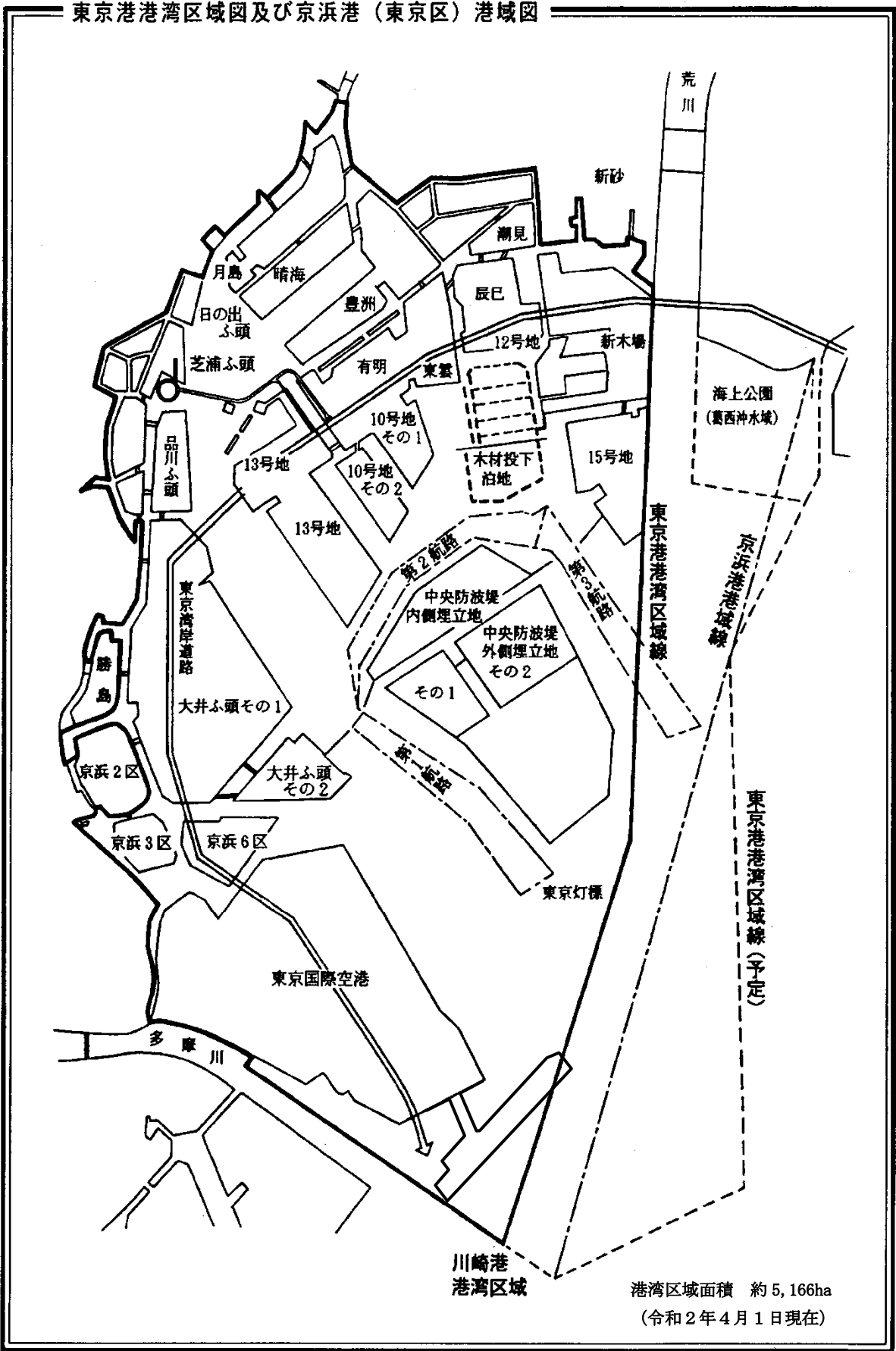
2 水域施設 (令和2年4月現在)

区 分	幅員又は面積	水 深
第1航路	幅 員 6 0 0 ～ 6 6 0 m	A. P. - 1 5 m ～ - 1 6 . 5 m
第2航路	幅 員 3 0 0 m	A. P. - 1 0 m ～ - 1 2 m
第3航路	幅 員 3 0 0 ～ 5 5 0 m	A. P. - 1 2 m
芝浦はしけだまり	面 積 7 7 , 0 0 0 m ²	A. P. - 4 . 0 m
西芝浦はしけだまり	面 積 7 , 2 5 2 m ²	A. P. - 3 . 0 m
13号地その2はしけだまり	面 積 2 4 , 0 0 3 m ²	A. P. - 4 . 0 m
7号地船だまり	面 積 1 0 7 , 0 0 0 m ²	A. P. - 4 . 0 m
城南島小型油槽船だまり	面 積 1 8 , 6 5 0 m ²	A. P. - 4 . 0 m
10号地はしけだまり	面 積 2 1 , 3 3 0 m ²	A. P. - 7 . 5 m
大井はしけだまり	面 積 9 , 5 0 0 m ²	A. P. - 1 1 m

3 係留施設 (令和2年4月現在)

施設規模			大 型 船				小型船	合 計
			水 深				水 深	
			計	9.0m以上	7.5m以上 9.0m未満	4.5m以上 7.5m未満	4.5m未満	
岸壁・ 棧橋等	公共	延長(m)	15,976	7,054	4,833	4,089	3,294	19,270
		バース数	113	30	32	51		113
	専用	延長(m)	6,299	4,324	1,315	660	247	6,546
		バース数	37	17	12	8		37
	計	延長(m)	22,275	11,378	6,148	4,749	3,541	25,816
		バース数	150	47	44	59		150
係船浮標	公共		3		3			3
	専用							
	計		3		3			3

(注) 1 公共の大型船係留施設は、客船バースを含むが、官庁船バースは除いている。
また、小型船係留施設は、現在貨物が取扱われていない施設を除いている。
(注) 2 専用施設は、港内にある係留施設全てを含む。

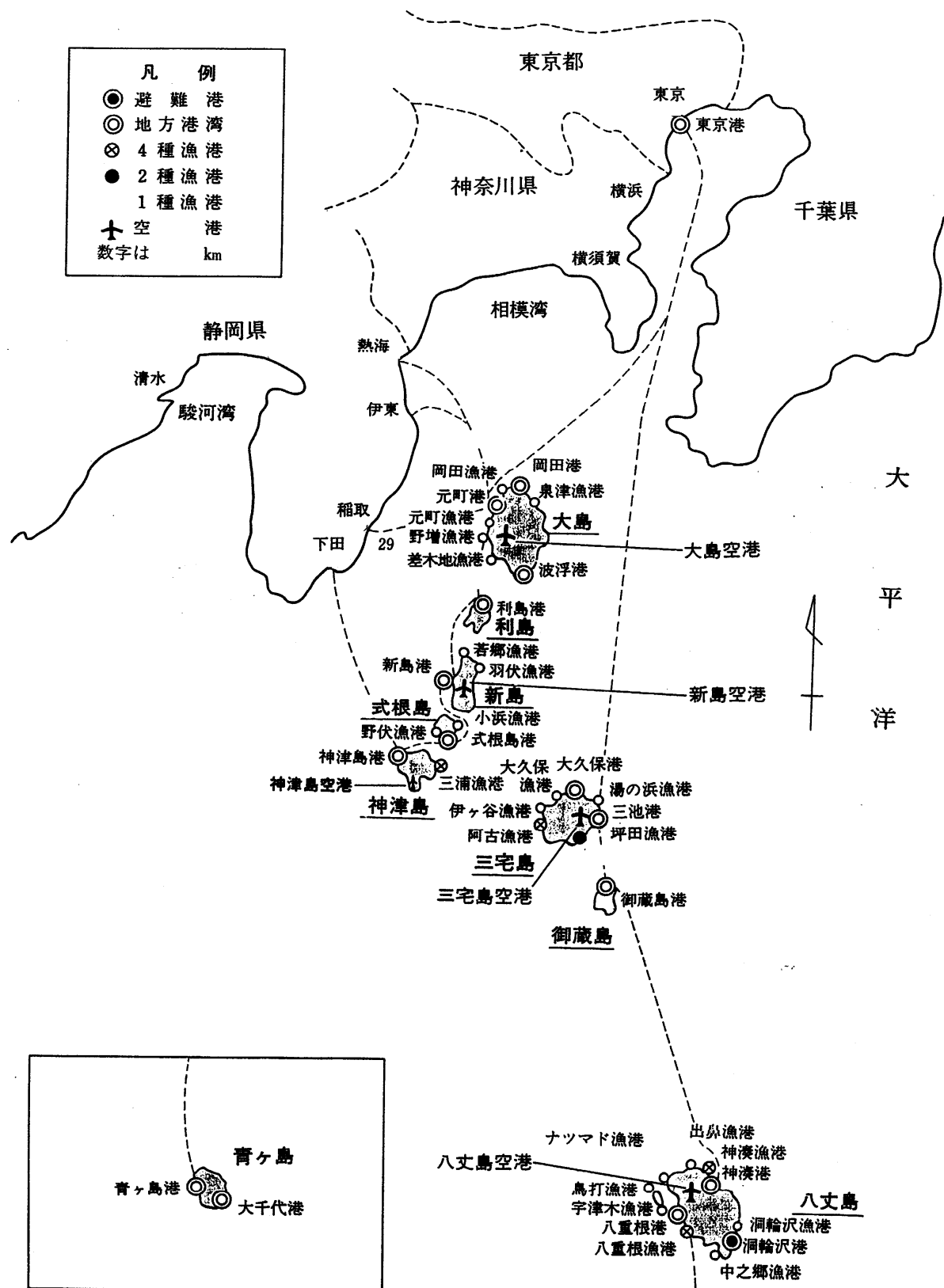


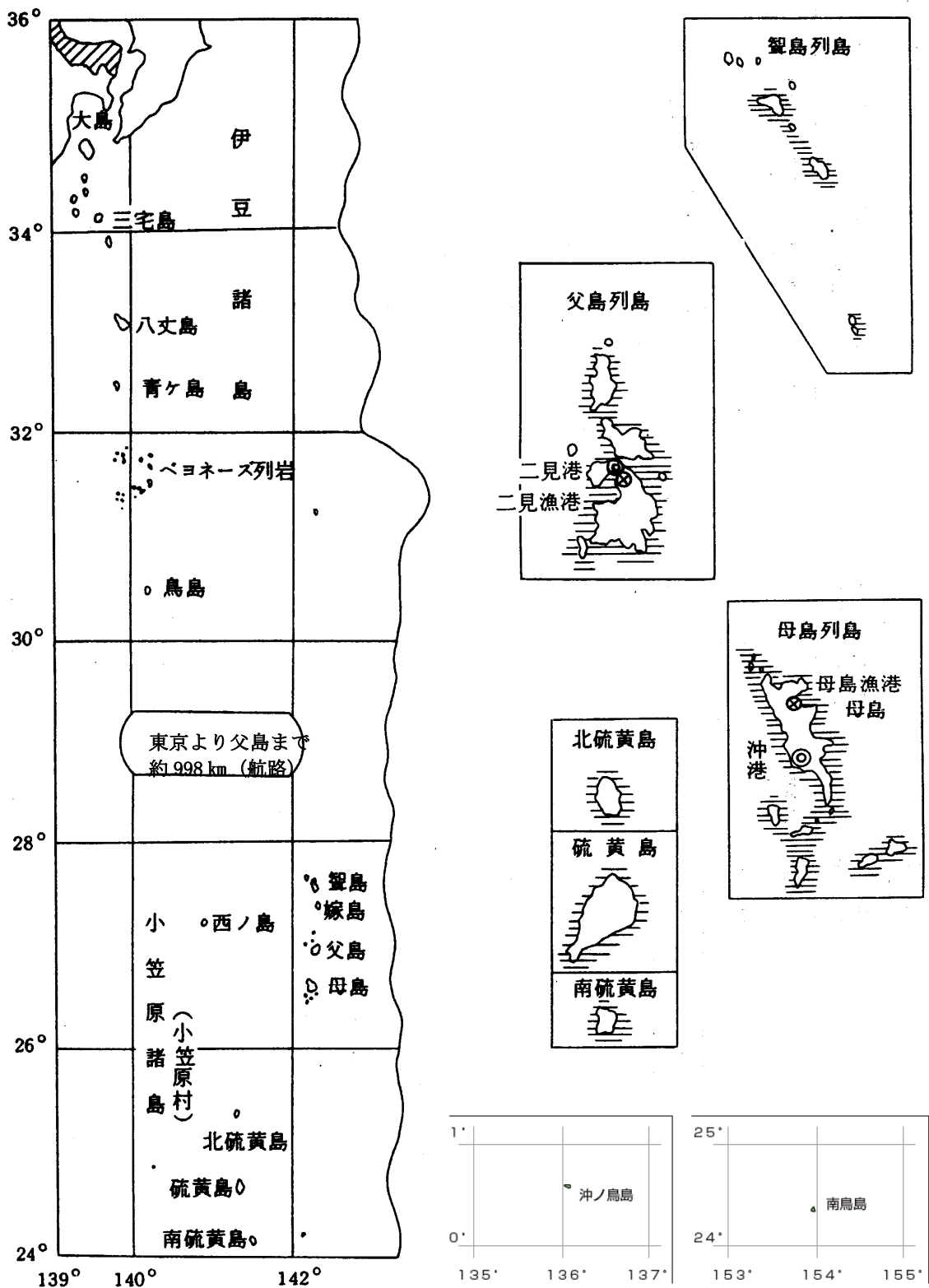
資料第66 島しょ港湾・漁港一覧表（都港湾局）（本文89頁）

（令和2年4月1日現在）

島名	港 名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備 考	島名	港 名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備 考		
大 島	元 町 港	岸壁	-7.5	300	5,000t級	三 宅 島	三 池 港	岸壁	-7.5	150	5,000t級		
		〃	-6.0	160	500t級			〃	-6.0	80	500t級		
		物揚場	-3.0	50	小型船		大久保港	物揚場	-3.0	30	休止中		
	岡 田 港	岸壁	-7.5	150	5,000t級		湯 の 浜 漁 港	岸壁	-3.0	210	小型船		
		〃	-6.5	125	4,000t級								
		〃	-5.0	110	500t級		伊 ケ 谷 漁 港	〃	-7.5	150	〃		
		〃	-4.5	45	500t級			物揚場～ 岸壁	-2.0～ -3.0	148	〃		
	波 浮 港	〃	-6.5	135	4,000t級		大 久 保 漁 港	物揚場	-2.0	101	〃		
		物揚場	-3.0	757	小型船								
	島	元町漁港	岸壁	-3.0	187		〃	坪田漁港	岸壁	-3.0	225	〃	
		岡田漁港	〃	-3.0	284		〃		物揚場	-2.0～ -2.5	210	〃	
		野増漁港	〃	-3.0	140		〃		阿古漁港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		差 木 地 漁 港	〃	-3.0	111		〃			〃	-5.0	120	小型船
										〃	-4.5	51	〃
	〃							-3.0		767	〃		
	利 島	利 島 港	〃	-7.5	450		5,000t級	御蔵島	御蔵島港	岸壁	-7.5	300	5,000t級
〃			-6.0	80	500t級	物揚場	-3.0			162	小型船		
物揚場			-3.0	137	小型船	八 丈 島	神 湊 港	岸壁	-7.5	150	5,000t級		
新 島	新 島 港	岸壁	-7.5	300	5,000t級			〃	-6.0	160	500t級		
		〃	-6.0	80	500t級		八重根港	〃	-7.5	150	5,000t級		
		物揚場	-3.0	200	小型船			〃	-6.5	80	500t級		
	若郷漁港	岸壁	-6.0	45	小型船		洞 輪 沢 漁 港	〃	-3.0	229	小型船		
		〃	-4.5	51	小型船								
		〃	-3.0	448	小型船		島	中 之 郷 漁 港	〃	-3.0	105	〃	
羽伏漁港	〃	-7.5	155	5,000t級	神湊漁港								〃
	〃	-3.0	295	小型船				〃	-4.5	114	〃		
式 根 島	式根島港	〃	-7.5	150				5,000t級	〃	-3.0	809	〃	
		物揚場	-3.0	80	小型船	八 重 根 漁 港		〃	-3.0	752	〃		
	野伏漁港	岸壁	-7.5	195	5,000t級							青ヶ島	青ヶ島港
		〃	-3.0	380	小型船	大千代港		〃	-3.0	50	〃		
神 津 島	小浜漁港	〃	-3.0	93	〃	父 島	二 見 港	〃	-7.5	200	10,000t級		
		物揚場	-2.0	110	〃			〃	-5.0	160	500t級		
	神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000t級		物揚場	-3.0	130	小型船			
		物揚場	-2.0～ -3.0	617	小型船			岸壁	-4.5	90	小型船		
		三浦漁港	岸壁	-7.5	155		5,000t級	二見漁港	物揚場～ 岸壁	-2.0～ -4.0	627	〃	
			〃	-5.0	150	500t級	母 島		沖 港	岸壁	-4.5	180	500t級
〃	-3.0	766	小型船	物揚場	-3.0	363		小型船					

資料第67 伊豆諸島の港湾等位置図（都港湾局）（本文89頁）





農業施設の現況（都産業労働局）

河川名		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業用水名		玉川農業用水	長谷農業用水	木野下ため池	滝川貯水池	沢立貯水池	笠地貯水池	笠地貯水池	西原貯水池	いぶりや貯水池	—	—
取水 施設	維持 管理 団体名	東京都産業労働局	東京都産業労働局	青梅市	大島町	大島町	大島町	三宅村	三宅村	八丈町	八丈町	八丈町
	受益面積	21ha	14ha	3ha	17ha	18.4ha	24.3ha	17.7ha	—	—	—	13ha
	受益戸数	31戸	8戸	71戸	64戸	31戸	30戸	32戸	—	—	—	155戸
	取水地点	小笠原村母島船木山	小笠原村父島長谷	青梅市木野下	大島町差木地・間伏	大島町北部	三宅村阿古	三宅村西原・伊豆	三宅村	八丈町窪立地区	三原山南部、中ノ郷地区	八丈町中ノ郷地区
取水 施設	取水方法	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池	貯水池
	流量	25,000t	4,230t	2,118t	40,000t	30,000t	40,000t	40,000t	40,000t	6,000t	25,000t	15,000t
	構造規模	コンクリート	コンクリート	コンクリート	ゴムシート掘込式	ゴムシート掘込式	ゴムシート掘込式	ゴムシート掘込式	ゴムシート掘込式	ゾーン型フィルダム形式	ゾーン型フィルダム形式	ゾーン型フィルダム形式
		延長69m	延長40.5m	延長39m	延長158m	延長128m	延長140m	延長150m	延長150m	延長m	延長44m	延長36m
幹線 水路		高さ12.5m	高さ9.3m	高さ2m	高さ7m	高さ5m	高さ12m	高さ7m	高さ7m	高さ8m	高さ7m	高さ12m
	構造規模	管水路	管水路	コンクリート水路	管水路	管水路	管水路	管水路	管水路	コンクリート水路	管水路・コンクリート水路	管水路・コンクリート水路

(令和2年4月)

河川名		多摩川	多摩川	多摩川
農業用水名		大丸用水	日野用水	昭和用水
取水 施設	維持 管理 団体名	大丸用水土地改良区(稲城市経済課内)	日野用水土地改良区(日野市産業振興課内)	昭和用水土地改良区(昭島市環境課内)
	受益面積	20.4ha	20.7ha	14.8ha
	受益戸数	127戸	108戸	94戸
	取水地点	稲城市大丸	八王子市平町	昭島市拝島町5-1501
取水 施設	取水方法	堰	堰	堰
	流量	2.35t/秒	1.73t/秒	0.99t/秒
	構造規模	コンクリート	コンクリート	コンクリート
		延長378m	延長379m	延長378m
幹線 水路		高さ2m	高さ1.2m	高さ3.47m
	構造規模	コンクリート・土水路	コンクリート	コンクリート・玉石練り石
		幅3.4m×高さ1m	幅2.1m×高さ0.9m	幅3.6m×高さ0.6m
		延長10km	延長7.4km	延長6.6km

市町村等の管理施設については、被災の影響が大きい施設として、整備・点検を計画しているものとした。

資料第70 水産施設等の現況（都産業労働局）（本文94頁）

（令和2年4月現在）

施設名 地区別	組合 数	蓄 養 施 設	通 信 施 設	燃料補 給施設	流通改 善施設	漁船修理 保管施設	養殖・ 養魚施設
大島支庁管内	5	9	3	6	10	14	
三宅支庁管内	2	1	2	1	3	4	
八丈支庁管内	2	0	2	3	5	4	
小笠原支庁管内	2	1	2	2	5	4	
都区内・ 多摩地区	12	8					24
島しょ農林水産 総合センター		1	6				3
計	23	20	15	12	23	26	27

資料第71 流域別保安林の面積現況（都産業労働局、関東森林管理局）（本文94頁）

（国有林：令和2年4月現在）

（面積単位：ha） （民有林：令和2年4月現在）

種 類 流域名	国有林 民有林 の別	水 源 かん養 保安林	土砂流 出防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	飛 砂 防 備 保安林	防 風 保安林	水 害 防 備 保安林	潮 害 防 備 保安林	干 害 防 備 保安林	防 雪 保安林	防 霧 保安林	なげれ 防 止 保安林	落 石 防 止 保安林	防 火 保安林	魚つき 保安林	航 行 目 標 保安林	保 健 保安林	風 致 保安林	合 計
多摩川	国有林	490	296														(555) 154	(122)	(677) 940
	民有林	11,930	(60) 1,272	(1) 53		1			7				35	(10)			(1,528) 433	(23) 71	(1,622) 13,802
荒川	国有林																		
	民有林	62	74																136
島しょ	国有林		136	13				63	390								(581) 1,082		(581) 1,685
	民有林		2,383	108	18	85		(3) 13	75				31	3	21				(3) 2,736
計	国有林	490	432	13				63	390								(1,136) 1,236	(122)	(1,258) 2,625
	民有林	11,992	(60) 3,729	(1) 161	18	86		(3) 13	82				66	(10) 3	21		(1,528) 433	(23) 71	(1,625) 16,674

（注）（ ）は兼種保安林で外数

資料第72 防災市民組織の結成状況の推移（都総務局）（本文98頁）

（各年4月1日現在）

区 分 \ 年	28	29	30	31	R2
特 別 区	4,707	4,721	4,730	4,733	4,738
市 町 村	2,421	2,471	2,371	2,546	2,567
計	7,128	7,192	7,101	7,279	7,305

資料第73 防災市民組織の訓練用資器材の現況（東京消防庁）（本文98頁）

区 分		令和2年4月1日現在
東京消防庁	D 級 可 搬 消 防 ポ ン プ	81 台
	ス タ ン ド パ イ プ	313 セット
	煙 体 験 ハ ウ ス	83 棟
	訓 練 用 通 報 装 置	162 台
	起 震 車	1 台
	V R 防 災 体 験 車	1 台
	ま ち か ど 防 災 訓 練 車	4 台
	模 擬 消 火 装 置 （ ほ の お 君 ）	84 台

東京都防災ボランティアに関する要綱

平成 7 年 5 月 11 日

6 総災防第 280 号

総務局長決定

（目 的）

第 1 条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第 5 条の規定による知事の要請に基づき、第 3 条に規定する活動に従事する者をいう。

（防災ボランティア活動の種類及び資格）

第 3 条 防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。

（防災ボランティアの登録等）

第 4 条 防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書（第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受けさせるものとする。

3 知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録証（第 2 号様式）を交付する。

（防災ボランティアの出動）

第 5 条 知事は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めたときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。

（出動経費の負担）

第 6 条 防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。）は、出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第 2 項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。

（損害補償）

第 7 条 防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和 38 年東京都条例第 38 号）の規定に準じて、補償するものとする。

（被服等の支給）

第 8 条 災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。

（登録事項の変更手続き等）

第 9 条 防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届（第 3 号様式）により、知事に提出しなければならない。

（委 任）

第 10 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

種 別	資 格
建築物の応急危険度判定	建築士法（昭和25年法律第 202号）に定める建築士又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有するもの又は勤務地を有するもの
語学ボランティア	別に定める基準に該当する者又は知事が特に必要と認めた者であって、都内に住所を有し、勤務し、又は在学するもので、満18歳以上のもの

別記

第 1 号様式

年 月 日 <u>東京都防災ボランティア登録申込書</u> 東京都知事 殿 氏名 _____ 印 私は、東京都防災ボランティアとして活動したいので、下記のとおり申込みます。	
ボランティア活動の種類	
免許等の種類・登録番号	第 号
住 所	〒 _____ 電話 () FAX ()
(ふりがな) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 (男・女)
(ふりがな) 勤 務 先 (ふりがな) 学 校	名 称 電話 () 所在地 〒 _____ FAX ()
緊急時の連絡先	電話 () FAX ()

別記
第2号様式

東京防災ボランティア登録証		
写 真	氏名 年 月 日生 No 種類	
登録年月日 年 月 日生 上記の者は、東京防災ボランティアであることを証明する。		
東 京 都 知 事 印		

別記
第3号様式

年 月 日		
<u>東京都防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届</u>		
東京都知事 殿		
☐ 防災ボランティアの登録事項を変更したので、 ☐ 防災ボランティアの登録を抹消したいので、下記のとおり届け出ます。		氏名 _____ 印
ボランティア活動の種類		
免許等の種類・登録番号	第 号	
変 更	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 年 月 日	年 月 日
抹 消	抹 消 理 由	
	抹 消 年 月 日	年 月 日

資料第75 その他防災機関の訓練（各防災機関）（本文122頁）

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本 NTTコミュニ ケーション ズ N T T ド コ モ	1 防災訓練 下記に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 (1) 災害予報及び警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (災害用伝言ダイヤル等の運営を含む) (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防及び水防 (7) 避難及び救護 2 総合防災訓練への参加 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
日 本 銀 行	(訓練項目) 1 システム障害対策訓練 2 代替業務拠点移行訓練 3 本店災害対策本部立上訓練 4 本店災害対策本部運営訓練 5 危険回避行動訓練および避難訓練 6 業務継続要員参集訓練 7 安否確認訓練 8 一斉連絡・応答訓練 9 その他 (実施時期・回数) 年1回（9月～10月）が主
K D D I	○ 下記に掲げる事項について定期的又は随時に訓練を実施している。 1 災害の予報及び警報（警戒宣言等）の伝達訓練 2 本社・災害対策本部の設営、運営訓練 3 地方、現地対策室の設営、運営訓練 4 関係要員の非常招集訓練 5 全事業所を対象とした情報連絡訓練 6 通信設備の被害を想定した応急復旧訓練 7 営業、広報、管理及び管財対策訓練 8 災害対策用機器の操作訓練 9 避難、救護、重要書類の持ち出し等の訓練 10 防災会議及び行政機関等で実施する防災訓練への参加

機 関 名	内 容
ソ フ ト バ ン ク	1 防災訓練の実施 次の防災訓練を毎年1回以上実施する。 (1) 災害予報および警報の伝達 (2) 非常招集 (3) 災害時における通信そ通確保 (4) 各種災害対策用機器の操作 (5) 電気通信設備等の災害応急復旧 (6) 消防 (7) 避難と救護 2 総合防災訓練への参加 中央防災会議、または地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に可能な限り参加し、これに協力する。
東 京 電 力	(訓練項目) 1 情報連絡訓練

機 関 名	内 容
J R 東 海	1 関係社員に対して、下記の内容の訓練を行うとともに、地方自治体等が実施する総合防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の高揚を図る。 (1) 情報伝達訓練 (2) 非常参集訓練 (3) 列車の運転規制及び運転再開訓練 (4) 復旧体制及び災害復旧訓練 (5) その他必要な訓練 2 年1回以上実施する。 3 関係業者に対して、必要な訓練等の指導を行う。
首 都 高 速 道 路 (株)	○ 総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。 1 訓練項目 (1) 初動対応訓練 (5) 避難誘導訓練 (2) 情報受伝達訓練 (6) その他訓練 (3) 災害対策本部運営訓練 (4) 応急対策訓練 2 実施回数 年1回以上
東 日 本 高 速 道 路	(訓練項目) 1 非常参集訓練 4 災害応急対策訓練 2 情報収集・伝達訓練 5 その他訓練 3 災害対策本部設置運営訓練 (実施時期・回数) 年1回以上
日 本 放 送 協 会	(訓練項目) 1 組織動員 6 局舎防災 11 非常持出 2 情報連絡 7 輸送 12 医療救護ほか 3 放送送出 8 宿泊 13 生活情報収集・放送 4 視聴者対応 9 給水 5 放送施設防災 10 避難救助 (実施時期・回数) 年2回 (総合訓練と実地訓練)

機 関 名	内 容
TBSテレビ	○ 災害時における人命の保護と施設の防御及び放送確保に万全を期するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 防災一般（総合、部分） (2) 放送送出（非常用送信） (3) 情報連絡 2 実施回数 年1回以上
文化放送	○ 災害発生時における放送電波の維持に万全を期するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 組織の点検整備 (2) 放送設備の防災措置 (3) 情報連絡 (4) 放送送出 (5) 社屋の防災・避難救助ほか 2 実施回数 年1回以上
ニッポン放送	○ 非常災害時における放送確保に万全を期するため、毎年、非常対策規程の運用等の訓練を実施している。 1 訓練項目 (1) 組織の点検整備 (2) 情報収集伝達（放送送出） (3) 放送施設の保守確保 (4) 局舎の保守業務 (5) 非常持出品・食品の点検 2 実施回数 年1回以上
ラジオ本	○ 大災害発生時における放送電波の維持に万全を期するため、毎年9月1日前後に防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 組織・連絡系統の点検 (2) 災害時の放送施設の運用 (3) 情報収集・伝達訓練 2 実施回数 年1回以上

機 関 名	内 容
TBSラジオ	○ 災害時における人命の保護と施設の防御及び放送確保に万全を期するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 防災一般（総合、部分） (2) 放送送出（非常用送信） (3) 情報連絡 2 実施回数 年1回以上
日 本 テ レ ビ	○ 防災対策の徹底を期し、人的、物的被害を軽減するため、防災訓練を実施する。 1 訓練項目 (1) 組織、連絡系統動員 (2) 放送施設防災 (3) 自衛消防隊組織、防御、教育、避難、消火の総合訓練 (4) 報道特別番組制作のための訓練 2 実施回数 年1回以上
テレビ東京	○災害時における放送実施に万全を期するため、防災訓練を実施する。 1. 全社訓練（毎年テーマを決めて実施 以下は最近実施した訓練） (1) 災害本部設置訓練 (2) 災害シミュレーション訓練 (3) 災害時情報伝達訓練 2. 非常時放送体制訓練（T X N協力）
フジテレビ ジ ョ ン	○ 災害時における放送実施に万全を期するため、以下の訓練を定期的に実施する。 1 年2回の社内防災訓練 3 非常無線、備品等の点検 2 災害時放送体制訓練 4 非常通信体制訓練など (FNN協力、非常呼集など)
テ レ ビ 朝 日	○ 災害時における放送実施に万全を期するため、防災訓練を実施する。 1 年1回の社内防災訓練 3 非常無線、備品等の点検 2 非常時放送体制訓練（ANN協力）
TOKYO MX	1 訓練項目 (1) 組織、連絡系統の点検 (2) 災害時の放送実施運用訓練 (3) 社内防災訓練 (4) 非常通信設備、備品等の点検 2 実施時期・回数 年2回

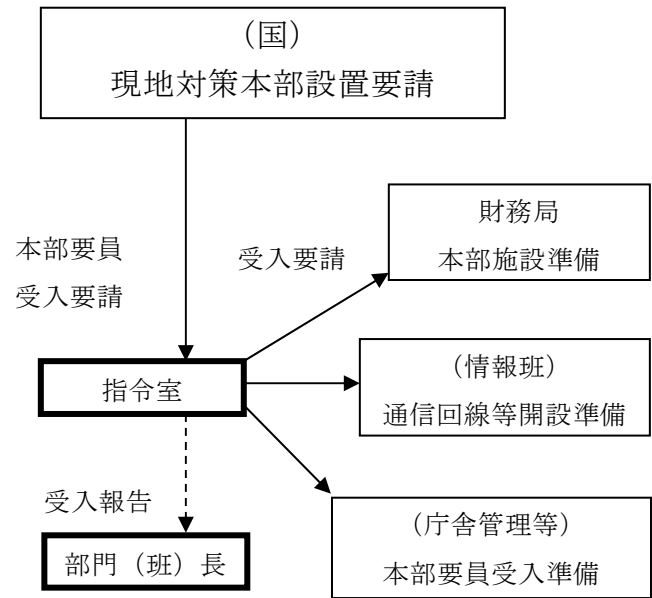
機 関 名	内 容
東 武 鉄 道	○ 各職場別に異常時訓練を実施するほか、各職合同の異常時総合訓練及び防災訓練を実施する。 1 異常時総合訓練 (1) 列車脱線復旧訓練 (2) 鉄道施設復旧訓練 (3) 列車防護訓練 (4) 旅客の避難誘導訓練 (5) 初期消火訓練 (6) 非常招集訓練 (7) 情報連絡訓練 (8) その他 2 防災訓練 (1) 減速運転訓練 (2) 一旦停止と注意運転訓練 (3) 駅混乱防止対策訓練 (4) 旅客の避難誘導・救急措置訓練 (5) 要注箇所点検訓練 (6) 情報伝達訓練
東 急 電 鉄	○ 災害発生に際し、迅速な復旧を図るため、総合訓練を防災の日を含め、年2回実施するとともに、各現業・職場ごとに防災対策上必要な訓練を実施する。 1 車両脱線復旧訓練 2 車両火災の初期消火訓練 3 旅客の救急措置訓練 4 非常招集訓練 5 情報収集伝達訓練 6 施設点検訓練 7 減速運転訓練 8 その他
京 成 電 鉄	○ 災害発生に際し、迅速な復旧を図るため、年1回の総合訓練のほか、防災の日に防災訓練を実施するとともに、各現業・職場ごとに必要な訓練を実施する。 1 総合訓練 (1) 情報連絡 (2) 復旧要員非常招集訓練 (3) 避難誘導訓練 (4) 負傷者の救急訓練 (5) 広報活動訓練 (6) 列車脱線復旧訓練 2 防災訓練 (1) 列車減速運転訓練 (2) 列車一旦停車訓練 (3) 誘導案内放送訓練 (4) 施設点検訓練
京 王 電 鉄	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり行う。 1 訓練項目 (1) 非常招集訓練 (2) 事故対策本部設置訓練 (3) 情報収集・伝達訓練 (4) 施設の点検訓練 (5) 避難誘導案内訓練 (6) 救急・救護活動訓練 (7) 脱線復旧訓練ほか 2 実施回数 年1回以上

機 関 名	内 容														
京 急 電 鉄	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、関係自治体等が実施する防災訓練及び各種運動期間中、各職場ごとで防災訓練を次のとおり実施する。九都県市合同防災訓練と連動して9月に鉄道本部全体で防災訓練を実施するとともに、関係自治体等が実施する各種訓練等に参加する他、各種運動期間中に各職場ごとで訓練を実施する。その他の訓練として、鉄道事故復旧訓練、テロ対策訓練を年1回実施する。 訓練項目 <table> <tr> <td>1 通信訓練</td><td>7 列車防護訓練</td></tr> <tr> <td>2 列車の一旦停止訓練</td><td>8 情報伝達訓練</td></tr> <tr> <td>3 列車の減速運転訓練</td><td>9 対策本部設置訓練</td></tr> <tr> <td>4 非常招集訓練</td><td>10 安否登録訓練</td></tr> <tr> <td>5 避難誘導訓練</td><td>11 鉄道事故復旧訓練</td></tr> <tr> <td>6 救助訓練</td><td>12 その他</td></tr> </table>	1 通信訓練	7 列車防護訓練	2 列車の一旦停止訓練	8 情報伝達訓練	3 列車の減速運転訓練	9 対策本部設置訓練	4 非常招集訓練	10 安否登録訓練	5 避難誘導訓練	11 鉄道事故復旧訓練	6 救助訓練	12 その他		
1 通信訓練	7 列車防護訓練														
2 列車の一旦停止訓練	8 情報伝達訓練														
3 列車の減速運転訓練	9 対策本部設置訓練														
4 非常招集訓練	10 安否登録訓練														
5 避難誘導訓練	11 鉄道事故復旧訓練														
6 救助訓練	12 その他														
西 武 鉄 道	○ 発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 訓練項目 <table> <tr> <td>(1) 総合復旧訓練</td><td>(5) 情報伝達訓練</td></tr> <tr> <td>(2) 一旦停止・減速運転訓練</td><td>(6) 避難誘導訓練</td></tr> <tr> <td>(3) 非常招集訓練</td><td>(7) 異常時想定訓練</td></tr> <tr> <td>(4) 震災時安否等報告訓練</td><td></td></tr> </table>	(1) 総合復旧訓練	(5) 情報伝達訓練	(2) 一旦停止・減速運転訓練	(6) 避難誘導訓練	(3) 非常招集訓練	(7) 異常時想定訓練	(4) 震災時安否等報告訓練							
(1) 総合復旧訓練	(5) 情報伝達訓練														
(2) 一旦停止・減速運転訓練	(6) 避難誘導訓練														
(3) 非常招集訓練	(7) 異常時想定訓練														
(4) 震災時安否等報告訓練															
小 田 急 電 鉄	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、鉄道各部門においては、下記の訓練を年1回以上実施する。 ・ 非常招集訓練 ・ 情報収集と伝達訓練 ・ 旅客避難・誘導訓練 ・ 従業員避難訓練 ・ 各担当業務に必要な防災及び応急処置訓練														
東 京 地 下 鉄	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、地域防災ネットワーク及び職場ごとに、防災対策上必要な訓練を各種運動期間中に実施する。 また、社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、また全社員に救急救命技能講習を受講させている。 訓練項目 <table> <tr> <td>1 対策本部設置・運営訓練</td><td>2 減速運転訓練</td></tr> <tr> <td>3 一旦停止訓練</td><td>4 情報伝達訓練</td></tr> <tr> <td>5 非常招集訓練</td><td>6 避難誘導訓練</td></tr> <tr> <td>7 自衛消防訓練</td><td>8 救護活動訓練</td></tr> <tr> <td>9 応急処置訓練</td><td>10 連絡通報訓練</td></tr> <tr> <td>11 復旧訓練</td><td>12 異常時総合想定訓練</td></tr> <tr> <td>13 その他（各地域の防災訓練の参加等）</td><td></td></tr> </table>	1 対策本部設置・運営訓練	2 減速運転訓練	3 一旦停止訓練	4 情報伝達訓練	5 非常招集訓練	6 避難誘導訓練	7 自衛消防訓練	8 救護活動訓練	9 応急処置訓練	10 連絡通報訓練	11 復旧訓練	12 異常時総合想定訓練	13 その他（各地域の防災訓練の参加等）	
1 対策本部設置・運営訓練	2 減速運転訓練														
3 一旦停止訓練	4 情報伝達訓練														
5 非常招集訓練	6 避難誘導訓練														
7 自衛消防訓練	8 救護活動訓練														
9 応急処置訓練	10 連絡通報訓練														
11 復旧訓練	12 異常時総合想定訓練														
13 その他（各地域の防災訓練の参加等）															
東 京 モ ー ル	○ 各防災訓練の運動期間に合わせ、それぞれの運動に即した減速運転、一旦停止訓練や消火、通報、応急救護等の訓練を地域の実態にあわせて行う。														

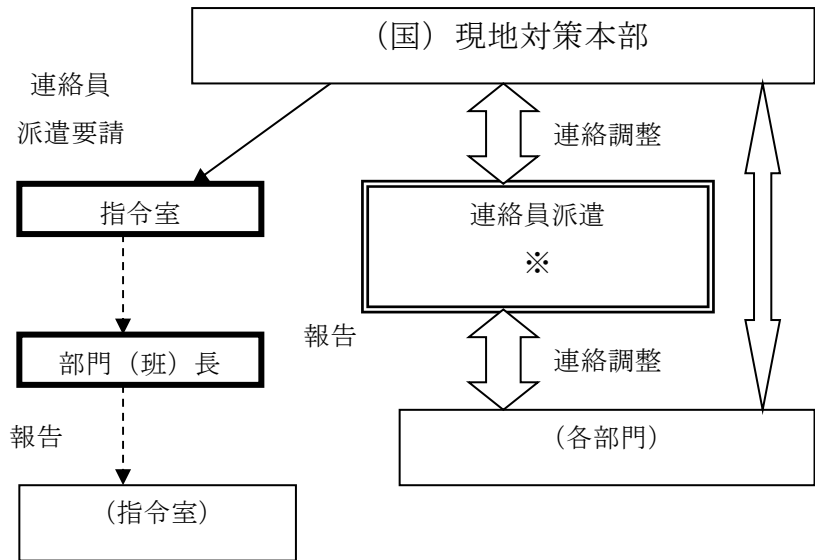
機 関 名	内 容
ゆ り か も め	○ 社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について教育訓練を実施し、その徹底を期するとともに必要な訓練を行う。 訓練項目 (1) 事故等の発生が予想されるときに係員の配置方及び発生時における応急処置 (2) 事故等の発生時における運転取扱方及び復旧作業 (3) 復旧作業に必要な用具及び資材の整備並びに係員の配置方 (4) 死傷者の救護及び旅客の避難誘導 (5) 列車防護及び閉そく方式の変更 (6) 異常時総合訓練 (7) その他の訓練
北 総 鉄 道	○ 発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 (1) 非常招集訓練 (2) 鉄道災害対策本部設置訓練 (3) 列車の減速運転訓練 (4) 情報収集・伝達訓練 (5) 施設の点検訓練 (6) 車両脱線復旧訓練 (7) 消火器、消火栓の使用訓練 (8) 広報活動訓練 ほか
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	○ 防災対策（応急対策）に従事する従業員に対し、防災対策（応急対策）に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。 訓練項目 (1) 非常招集 (2) 情報連絡 (3) 旅客誘導案内 (4) 各担当業務に必要な防災訓練
多 摩 都 市 モ ノ レール	○ 社員に対して平素から災害発生時の初動措置要領、心構えについて教育し、その徹底を期しておくとともに早期復旧を図るために必要な下記訓練を年1回以上実施する。 1 異常時想定訓練 2 非常召集伝達訓練 3 非常参集訓練 4 その他必要とするもの
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	○ 訓練項目・実施時期 1 異常時総合訓練（10月） (1) 列車防護訓練 (2) 通報連絡訓練 (3) 対策本部・現地本部設置訓練 (4) 情報収集伝達訓練 (5) 救出・非難誘導訓練 (6) 仮設電話設置訓練 (7) 支障物除去訓練 (8) 応急手当訓練 (9) 心肺蘇生訓練 (10) 軌道復旧訓練 (11) 車両脱線復旧訓練 (12) 電車線断線復旧訓練 2 防災訓練（9月） (1) 非常召集訓練 (2) 一旦停止訓練 (3) その他各所で訓練を実施

資料第76 国の現地対策本部の受入・派遣対応（都総務局）（本文142頁）

①（国）現地対策本部の受入対応



②（国）現地対策本部への派遣対応



資料第77 ヘリコプター性能諸元（東京消防庁）（本文151頁）

（令和2年4月1日現在）

機 体 項 目		ひ ば り	ゆりかもめ	こうのとりの はくちょう	ち ど り	おおたか か も め つ ば め
機 体	型 式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアバス・ヘリコプターズ式 EC225LP型	アグスタ式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性 能	全 備 重 量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡 航 速 度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航 続 時 間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航 続 距 離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座 席 数 （乗員含む）	23席	23席	22席	16席	14席 （総務省ヘリ13席）
	エ ン ジ ン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラットホイットニー式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基
	使 用 燃 料	航空用ジェットA-1				
装 備 品 等	消 火 装 置 （容 量）	胴体下部取付け式 2,000・	胴体下部取付け式 2,500・	胴体下部取付け式 2,500・（1式）	胴体下部取付け式 1,893・	※胴体下部取付け式 900・（おおたか は、かもめ、つばめ と共用）
	ホ イ ス ト 装 置 （最大つり上げ重 量）	272kg				
	ス リ ン グ （最大つり上げ重 量）	3,000kg	3,800kg		1,600kg	

- 備考
- 1 本諸元、性能値は製造者性能表における、全備重量時の数値を掲示したものである。
 - 2 輸入後の消防ヘリコプターとしての機体改修、各種災害活動に対処するための消防活動用
装備品の選択及び当庁運用基準によりその数値は変化する。
 - 3 航続距離については、推奨巡航速度での数値である。航続時間については、EC225型1
48km/h、AS332型130km/h、AS365型140km/hで飛行した場合の数値であり航
続距離を含め予備燃料は考慮していない。
- ※はくちょうは放水式消火装置、かもめ、つばめは消火弾式消火装置搭載可能

資料第78 警視庁の車両・資器材（警視庁）（本文153頁）

区 分	配備数（令和2年4月現況）
ヘリコプター	14 機
警 備 艇	22 隻
車 両	パトカー 1,292 台
	白バイ 961 台
	警備用自動二輪車 40 台
	機動救助車 11 台
	機動救助資材車 12 台
	輸送車 540 台
	クレーン・レッカー 41 台
	ショベル車 21 台
	災害用資材車 112 台
	災害用広報車 10 台
	多目的災害用車 10 台
	水難救助車 3 台
	山岳救助車 4 台
	災害用投光車 2 台
	衛星通信車 1 台
	給水車 4 台
資 材	救命ボート 420
	船外機 207
	救命索発射器 72
	救命胴衣 3,512
	スコップ・ハンマー 3,451
	牽引車補助車 457
	バール 1228
	自動膨張式救命浮環 2134
	チェーンソー 320
	エンジンカッター 488
	渡河橋 1
	土のう袋 74,732
	可搬式膨張堰 56

資料第79 大規模救出救助活動拠点候補地一覧（都総務局）（本文 154頁）

大規模救出救助活動拠点(屋外施設)

N0.	候補地名称	所在地	想定候補面積（㎡）	へり離着陸想定面（m）及び現況	
1	東京都立木場公園	江東区平野四丁目地内	15,000	100×80	多目的広場
2	東京都立駒沢オリンピック公園	目黒区東が丘二丁目及び世田谷区駒沢公園各地内	18,000	100×80	陸上競技場
3	東京都立和田堀公園	杉並区大宮二丁目地内	16,000	100×80	競技場
4	東京都立城北中央公園	板橋区桜川一丁目及び練馬区氷川台一丁目各地内	28,000	100×80	競技場
5	東京都立舎人公園	足立区舎人公園地内	18,000	100×80	陸上競技場
6	東京都立水元公園	葛飾区水元公園地内	20,000	100×80	駐車場
7	東京都立篠崎公園	江戸川区上篠崎一丁目地内	20,000	80×100	野球場
8	東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町六丁目地内	20,000	100×100	第三駐車場
9	若洲海浜公園	江東区若洲三丁目	20,000	80×80	駐車場
10	東京ビッグサイト	江東区有明三丁目	23,000	100×80	屋外展示場
11	白鬚東地区及び汐入公園	墨田区堤通二丁目地内	15,000	80×80	空地
12	東京都立代々木公園	渋谷区神南二丁目地内	26,000	100×100	陸上競技場
13	東京都立光が丘公園	練馬区光が丘	43,000	100×80	陸上競技場
14	東京都立大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮四丁目	21,000	100×80	陸上競技場
15	ガス橋緑地少年野球場	大田区下丸子二丁目地先	67,000	80×100	野球場
16	東京都立砧公園	世田谷区砧公園地内	15,000	80×100	野球場
17	東京都立小金井公園	小金井市関野町二丁目地内	22,000	100×100	いこいの広場
18	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町五丁目地内	24,000	100×100	芝生広場
19	東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町三丁目地内	25,000	100×80	府中朝日フットボールパーク
20	東京都立川地域防災センター	立川市緑町3233-2	立川防災基地内の都防災機関の施設等の機能を含む。		
21	東京都立秋留台公園	あきる野市二宮地内	15,000	80×100	陸上競技場
22	東京都立東村山中央公園	東村山市富士見町五丁目	25,000	100×100	中央広場
23	東京都立東大和南公園	東大和市桜が丘三丁目地内	21,000	100×80	陸上競技場
24	東京都立府中の森公園	府中市浅間町一丁目地内	19,000	100×80	サッカー場
25	東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町二丁目地内	27,000	100×100	原っぱ広場
26	八王子市立上柚木公園	八王子市上柚木二丁目地内	16,000	80×100	陸上競技場
27	八王子市立滝が原運動場	八王子市高月町地内	30,000	100×80	グラウンド
28	八王子市立富士森公園	八王子市台町二丁目地内	15,000	80×100	陸上競技場
29	多摩市立陸上競技場	多摩市諏訪四丁目地内	15,000	80×100	陸上競技場
30	町田市立野津田公園	町田市野津田2035	15,000	100×100	陸上競技場
31	多摩川グラウンド	日野市万願寺一丁目地先内	20,000	80×100	河川敷
32	青梅スタジアム	青梅市今井五丁目地内	28,000	100×100	野球場
33	北野多目的広場	八王子市北野町地内			多目的広場
34	多摩川緑地公園グラウンド	狛江市猪方四丁目地内			野球場
35	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明三丁目地内	基幹的広域防災拠点の機能を含む。		

注）想定候補面積（㎡）は、救助・救出部隊の活動拠点としての想定面積
想定候補面積（㎡）及びへり離着陸想定面（m）については、平成25年度の調査を基に計上

大規模救出救助活動拠点(屋内施設)

N0.	候補地名称	所在地	アクセス道路
1	中央清掃工場	中央区晴海五丁目2番1号	晴海通り
2	港清掃工場	港区港南五丁目7番1号	海岸通り
3	墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目10番23号	国道6号線
4	有明清掃工場	江東区有明二丁目3番10号	湾岸道路
5	新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目1番1号	湾岸道路
6	品川清掃工場	品川区八潮一丁目4番1号	湾岸道路
7	目黒清掃工場	目黒区三田二丁目19番43号	山手通り
8	大田清掃工場	大田区京浜島三丁目6番1号	湾岸道路
9	多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33番1号	環状8号線
10	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1番1号	環状8号線
11	千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目7番1号	環状8号線
12	渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目35番1号	明治通り
13	杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目7番6号	環状8号線
14	豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目5番1号	川越街道
15	北清掃工場	北区志茂一丁目2番36号	北本通り
16	板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48番1号	高島通り
17	練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号	目白通り
18	光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号	笹目通り
19	足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7番1号	尾竹橋通り
20	葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20番1号	岩槻街道
21	江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目10番地	篠崎街道
22	北野清掃工場	八王子市北野町596番3号	国道20号線
23	昭島市清掃センター	昭島市田中町四丁目3番14号	国道16号線
24	町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町3160番	町田街道
25	多摩清掃工場	多摩市唐木田二丁目1番地1号	尾根幹線道路
26	柳泉園クリーンポート	東久留米市下里四丁目3番10号	新所沢街道

1 ヘリコプター緊急離着陸場候補地

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場候補地	所在地	現況
日本大学病院	北の丸公園第3駐車場	千代田区北の丸公園1-1	駐車場
三井記念病院			
聖路加国際病院	中央区立月島運動場	中央区晴海1-3-29	グラウンド
東京慈恵会医科大学附属病院	都立芝公園野球場	港区芝公園4-10	野球場
東京都済生会中央病院			
北里大学北里研究所病院	聖心女子学院グラウンド	港区白金4-11-1	グラウンド
東京女子医科大学病院	千代田区立外濠公園運動場	千代田区五番町地先	野球場
国立国際医療研究センター病院	国立国際医療研究センターヘリポート	新宿区戸山1-21-1	屋上施設
慶應義塾大学病院	明治神宮外苑軟式野球場	新宿区霞ヶ丘町1-1	野球場
東京医科大学病院	東京都庁第一本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	屋上施設
東京都保健医療公社大久保病院			
国立国際医療研究センター病院	新宿区立西戸山公園野球場	新宿区百人町4-1	野球場
東京医科大学病院			
東京山手メディカルセンター			
東京都保健医療公社大久保病院			
東京新宿メディカルセンター			
順天堂大学医学部附属順天堂医院	順天堂大学医学部附属順天堂医院ヘリポート	文京区本郷3-1-3	屋上施設
東京大学医学部附属病院	東京大学医学部付属病院ヘリポート	文京区本郷7-3-1	屋上施設
順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京大学御殿下グラウンド	文京区本郷7-3-1	グラウンド
東京大学医学部附属病院			
日本医科大学付属病院	日本医科大学付属病院ヘリポート	文京区千駄木1-1-5	屋上施設
都立駒込病院	東京大学御殿下グラウンド	文京区本郷7-3-1	グラウンド
東京医科歯科大学医学部附属病院			
東京医科歯科大学医学部附属病院	東京医科歯科大学医学部附属病院ヘリポート	文京区湯島1-5-45	屋上施設
永寿総合病院	永寿総合病院ヘリポート	台東区東上野2-23-16	屋上施設
永寿総合病院	都立上野恩賜公園正岡子規記念球場	台東区上野公園5番地	野球場
東京曳舟病院	墨田区立東墨田運動場	墨田区東墨田1-10	野球場
都立墨東病院	都立墨東病院ヘリポート	墨田区江東橋4-23-15	屋上施設
都立墨東病院	都立猿江恩賜公園野球場	江東区毛利2-28	野球場
江東病院	都立亀戸中央公園多目的広場	江東区亀戸9-37	広場
順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター	葛西臨海公園第3駐車場	江戸川区臨海町6-2	駐車場
がん研究会有明病院	東京ビッグサイト西棟屋外駐車場	江東区有明3-21-1	駐車場
がん研究会有明病院	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明3-8	ヘリポート
がん研究会有明病院	がん研究会有明病院ヘリポート	江東区有明3-8-31	屋上施設
昭和大学江東豊洲病院	都立辰巳の森海浜公園	江東区辰巳1-1-35	公園
NTT東日本関東病院	聖心女子学院グラウンド	港区白金4-11-1	グラウンド
昭和大学病院	品川区立西大井広場公園	品川区西大井1-4-10	公園
東京都保健医療公社荏原病院			
国立病院機構東京医療センター	都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	目黒区東が丘2-16、世田谷区駒沢公園1番地	競技場
東邦大学医療センター大森病院	大田スタジアム	大田区東海1-2-10	野球場
大森赤十字病院	大田区立平和島公園運動場	大田区平和島4-2-2	グラウンド
東京都保健医療公社荏原病院	東京都保健医療公社荏原病院ヘリポート	大田区東雪谷4-5-10	屋上施設
東京労災病院	東京労災病院ヘリポート	大田区大森南4-13-21	屋上施設
池上総合病院	区民広場（西六郷3丁目）	大田区西六郷3-13先多摩川左岸	河川敷

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場候補地	所在地	現況
都立松沢病院	都立祖師谷公園運動広場	世田谷区上祖師谷3-22	広場
至誠会第二病院			
公立学校共済組合関東中央病院	東京農業大学野球場	世田谷区桜丘1-1	野球場
日本赤十字社医療センター	港区立麻布運動場・野球場	渋谷区広尾4-1-22	屋上施設
日本赤十字社医療センター			
都立広尾病院	東京都立広尾病院ヘリポート	港区南麻布5-6-33	野球場
都立広尾病院			
東京警察病院	中野区立上高田公園野球場	渋谷区恵比寿2-34-10	屋上施設
東京警察病院	東京警察病院ヘリポート	中野区上高田5-7-1	野球場
立正佼成会附属佼成病院	東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区中野4-22-1	屋上施設
東京医療生活協同組合中野総合病院			
荻窪病院	杉並区立桃井原っぱ公園	中野区南台1-15	校庭
立正佼成会附属佼成病院	杉並区立桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	公園
都立大塚病院	都立和田堀公園第一競技場	杉並区大宮2-26	競技場
東京北医療センター	豊島区立総合体育場一帯	豊島区東池袋4	グラウンド
東京女子医科大学東医療センター	板橋区立小豆沢公園	板橋区小豆沢3-8	公園
日本大学医学部附属板橋病院	東尾久運動場多目的広場	荒川区東尾久7-1-1	グラウンド
東京都健康長寿医療センター	都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台1-6	野球場
東京都保健医療公社豊島病院	都立城北中央公園競技場	板橋区桜川1-4	競技場
帝京大学医学部附属病院	東京都保健医療公社豊島病院ヘリポート	板橋区栄町33-1	屋上施設
帝京大学医学部附属病院	板橋区立東板橋公園グラウンド	板橋区板橋3-50-1	野球場
練馬光が丘病院	帝京大学医学部附属病院ヘリポート	板橋区加賀2-11-1	屋上施設
順天堂大学医学部附属練馬病院	都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘4-1	競技場
博慈会記念総合病院	東台野球場	練馬区石神井町1-11-32	野球場
西新井病院	都立舎人公園陸上競技場	足立区舎人公園1番地	競技場
苑田第一病院	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1	公園
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区立総合スポーツセンター陸上競技場	葛飾区奥戸7-17-1	競技場
平成立石病院	堀切少年野球場荒川河川敷（京成上野線下流）	葛飾区堀切2-2先	河川敷
東京都保健医療公社東部地域病院	都立東綾瀬公園東側野球場	足立区東綾瀬3-4	野球場
東京都保健医療公社東部地域病院	都立東綾瀬公園西側野球場	足立区綾瀬6-37	野球場
東京臨海病院	江戸川区臨海球技場第一	江戸川区臨海町1-1-2	グラウンド
江戸川病院	都立篠崎公園A地区野球場	江戸川区上篠崎1-25	野球場
森山記念病院	都立大島小松川公園（自由の広場）	江戸川区小松川1-7	公園
東京医科大学八王子医療センター	東京医科大学八王子医療センターヘリポート	八王子市館町1163	屋上施設
東海大学八王子病院	東海大学医学部付属八王子病院ヘリポート	八王子市石川町1838	屋上施設
東海大学八王子病院	元横山2号河川敷広場	八王子市田町4番地	河川敷
町田市民病院	町田市立町田市民球場	町田市旭町3-20-60	野球場
南町田病院	町田市鶴見川クリーンセンター	町田市三輪緑山1-1	芝
青梅市立総合病院	青梅市市民球技場野球場	青梅市河辺町1-872-1	野球場
青梅市立総合病院	青梅市立総合病院ヘリポート	青梅市東青梅4-16-5	屋上施設
公立福生病院	加美平野球場	福生市加美平1-21	野球場
公立阿伎留医療センター	亜細亜大学日の出グラウンド	日の出町平井1466	グラウンド
日野市立病院	日野市立多摩平第一公園	日野市多摩平4-2	公園
日本医科大学多摩永山病院	多摩市立多摩市東公園陸上競技場	多摩市諏訪4-9	競技場
東京都保健医療公社多摩南部地域病院	八王子市立大塚公園運動場	八王子市松が谷66	野球場
稲城市立病院	稲城市立中央公園総合グラウンド	稲城市長峰1-1	競技場
国立病院機構災害医療センター	国立病院機構災害医療センターヘリポート	立川市緑町3256	屋上施設
立川病院	立川飛行場	立川市緑町5番地	飛行場
東大和病院	都立東大和南公園運動広場	東大和市桜が丘3丁目地内	広場
都立多摩・小児総合医療センター	都立多摩・小児総合医療センターヘリポート	府中市武蔵台2-8-29	屋上施設

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場候補地	所在地	現況
都立多摩・小児総合医療センター	一橋大学グラウンド	国立市中2-1	グラウンド
東京慈恵会医科大学附属第三病院	調布市民野球場	調布市染地2-43-1	野球場
武蔵野赤十字病院	武蔵野赤十字病院ヘリポート	武蔵野市境南町1-26-1	屋上施設
武蔵野赤十字病院	都立小金井公園いこいの広場	小金井市関野町2-9	広場
杏林大学医学部附属病院	三鷹市立第一中学校校庭	三鷹市下連雀9-10-1	校庭
杏林大学医学部附属病院	杏林大学医学部附属病院ヘリポート	三鷹市新川6-20-2	屋上施設
公立昭和病院	丸井総合グラウンド	小平市花小金井8-25	グラウンド
佐々総合病院	向台運動場	西東京市向台町5-4-44	グラウンド
東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市立東村山運動公園	東村山市恩多町1-51-1	グラウンド
国立病院機構東京病院	日本社会事業大学内グラウンド	清瀬市竹丘3-1207-8	グラウンド

2 河川等船着場候補地

災害拠点病院	河川等防災船着場候補地	所在地	備考
順天堂大学医学部附属順天堂医院	新三崎橋	千代田区飯田橋3丁目	
日本大学病院	和泉橋	千代田区神田佐久間町	
東京医科歯科大学医学部附属病院			
三井記念病院			
聖路加国際病院	新川	中央区新川2丁目地先	
聖路加国際病院	明石町	中央区明石町地先	
聖路加国際病院	箱崎町	中央区日本橋箱崎町地先	
順天堂大学医学部附属順天堂医院	市兵衛河岸	文京区後楽1丁目	
東京曳舟病院	桜橋	台東区今戸1丁目地先	
永寿総合病院	浅草	台東区花川戸1丁目地先	
永寿総合病院	吾妻橋	墨田区吾妻橋1丁目先	
聖路加国際病院	越中島	江東区越中島1丁目地先	
東京都立墨東病院	亀戸	江東区亀戸2丁目1番地先	
東京都立墨東病院	天神橋	江東区亀戸3丁目8番地先	
江東病院	番所橋	江東区東砂2丁目14番地先	
東邦大学医療センター大森病院	夫婦橋	大田区南蒲田1	
博慈会記念総合病院	神谷	北区神谷1丁目3番地先	
東京女子医科大学東医療センター	荒川遊園	荒川区西尾久6丁目地先	
東京女子医科大学東医療センター	東尾久	荒川区東尾久7丁目3番地	

資料第81 災害時臨時離着陸場候補地一覧（都総務局）（本文154頁）

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
1	皇居前広場	千代田区皇居外苑1番馬場先地区	15,000	広場	
2	都立日比谷公園（第二花壇）	千代田区日比谷公園1番地	1,800	公園	
3	上智大学運動場	千代田区紀尾井町5番	6,000	大学グラウンド	
4	北の丸公園第2駐車場	千代田区北の丸公園2		駐車場	
5	北の丸公園第3駐車場	千代田区北の丸公園1-1	4,000	駐車場	日本大学病院、三井記念病院
6	千代田区立外濠公園総合グラウンド	千代田区五番町先	9,000	野球場	東京女子医科大学病院
7	中央区立月島運動場	中央区晴海1-3-29	7,700	野球場	聖路加国際病院
8	中央区立豊海運動公園	中央区豊海町3-19	3,000	公園	
9	都立芝公園野球場	港区芝公園4-10		野球場	東京都済生会中央病院、東京慈恵会医科大学附属病院
10	港区立麻布運動場・野球場	港区南麻布5-6-33		野球場	
11	聖心女子学院グラウンド	港区白金4-11-1	5,000	高校グラウンド	北里大学北里研究所病院、NTT東日本関東病院
12	国立大学法人東京海洋大学グラウンド	港区港南4-5-7	5,850	大学グラウンド	
13	迎賓館ヘリポート	港区元赤坂2丁目	3,600	ヘリポート	
14	明治神宮外苑軟式野球場	新宿区霞ヶ丘町1-1	39,200	野球場	慶應義塾大学病院
15	新宿区立西戸山公園野球場	新宿区百人町4-1	8,100	野球場	東京医科大学病院、東京都保健医療公社大久保病院、国立国際医療研究センター、東京山手メディカルセンター、東京新宿メディカルセンター
16	東京都庁第一本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	437	屋上施設	東京医科大学病院、東京都保健医療公社大久保病院
17	国立国際医療研究センターヘリポート	新宿区戸山1-21-1	437	屋上施設	国立国際医療研究センター
18	新宿区立西落合公園少年野球場	新宿区西落合2-19	4,875	野球場	
19	東京大学御殿下グラウンド	文京区本郷7-3-1		大学グラウンド	都立駒込病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京医科歯科大学医学部附属病院、東京大学医学部附属病院
20	東京大学医学部附属病院ヘリポート	文京区本郷7-3-1	437	屋上施設	東京大学医学部附属病院
21	東京大学農学部グラウンド	文京区弥生1-1		大学グラウンド	
22	順天堂大学医学部附属順天堂医院ヘリポート	文京区本郷3-1-3	480	屋上施設	順天堂大学医学部附属順天堂医院
23	東京医科歯科大学医学部附属病院ヘリポート	文京区湯島1-5-45	480	屋上施設	東京医科歯科大学医学部附属病院
24	目白台運動公園	文京区目白台1-20-2		グラウンド（公共等）	
25	文京シビックセンター	文京区春日1-16-21	399	屋上施設	
26	台東区立リバーサイドスポーツセンター野球場	台東区今戸1-1-30	2,025	野球場	
27	台東区立リバーサイドスポーツセンター少年野球場	台東区浅草7-1-22		野球場	
28	永寿総合病院ヘリポート	台東区東上野2-23-16	300	屋上施設	永寿総合病院
29	都立上野恩賜公園正岡子規記念球場	台東区上野公園5番地		野球場	永寿総合病院
30	都立墨東病院ヘリポート	墨田区江東橋4-23-15	357	屋上施設	都立墨東病院
31	墨田区立東墨田運動場	墨田区東墨田1-10	2,500	野球場	東京曳舟病院
32	白鬚東地区（都立東白鬚公園隣接地）	墨田区堤通二丁目地内	6,400	空地	
33	都立辰巳の森海浜公園	江東区辰巳1-1-35	15,200	公園	昭和大学江東豊洲病院
34	東京ビッグサイト西棟屋外駐車場	江東区有明3-21-1	14,625	駐車場	がん研究会有明病院

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
35	都立木場公園多目的広場	江東区平野4-6	9,600	広場	
36	江東区立若洲公園多目的広場	江東区若洲3-2-1	14,400	広場	
37	若洲海浜公園	江東区若洲35番	6,400	ゴルフ場	
38	新砂運動場	江東区新砂3-9-1	7,200	グラウンド (公共等)	
39	都立亀戸中央公園多目的広場	江東区亀戸9-37	5,100	広場	江東病院
40	あそか病院ヘリポート	江東区住吉1-18-1	255	屋上施設	
41	都立夢の島公園競技場	江東区夢の島2丁目地内	20,900	競技場	
42	東京海洋大学越中島キャンパス第2グラウンド	江東区越中島2-1-6	14,400	大学グラウンド	
43	有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）	江東区有明3-8	34,200	ヘリポート	がん研究会有明病院
44	都立猿江恩賜公園野球場	江東区毛利2-28	5,670	野球場	都立墨東病院
45	がん研究会有明病院ヘリポート	江東区有明3-8-31	300	屋上施設	がん研究会有明病院
46	江東区立潮見運動公園	江東区潮見1丁目		野球場	
47	都立有明テニスの森公園	江東区有明2丁目		公園	
48	都立シンボルブロードナード公園	江東区青海1・2、有明2・3 港区台場一丁目・二丁目		公園	公園は港区と江東区にまたがる
49	都立大島小松川公園少年運動広場	江東区大島9丁目9番	30,000	広場	
50	青海フロンティアビル	江東区青海2-43	400	屋上施設	
51	テレコムセンタービル	江東区青海2-38	300	屋上施設	
52	都立大井埠頭中央海浜公園陸上競技場	品川区八潮4-1-19	20,000	競技場	
53	品川区立天王州公園	品川区東品川2-5-42		公園	
54	品川区立鮫洲運動公園	品川区東大井1-4-11		公園	
55	品川区立八潮公園多目的広場	品川区八潮5-11-16		広場	
56	品川区立西大井広場公園	品川区西大井1-4-10		公園	東京都保健医療公社荏原病院、昭和大学病院
57	都立林試の森公園大きな広場	品川区小山台2		広場	
58	品川区しながわ中央公園	品川区西品川1-28-4		公園	
59	都立桜修館中等教育学校	目黒区八雲1-1-2	10,000	高校グラウンド	
60	目黒区立碑文谷公園（旧第一勧業銀行グラウンド）	目黒区碑文谷6-12	5,625	野球場	
61	東京大学陸上競技場	目黒区駒場3-8		大学グラウンド	
62	都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	目黒区東が丘2-16、世田谷区駒沢公園1番地		競技場	国立病院機構東京医療センター
63	大田区立平和島公園運動場	大田区平和島4-2-2	12,100	グラウンド (公共等)	大森赤十字病院
64	都立大井埠頭中央海浜公園第2球技場	大田区東海1-4	9,100	野球場	
65	京浜島防災広場運動場	大田区京浜島2-10	4,500	グラウンド (公共等)	
66	多摩川丸子橋緑地少年野球場	大田区田園調布本町31多摩川左岸	900	河川敷（野球場）	
67	多摩川緑地サッカー場	大田区西六郷4-38先多摩川左岸	7,500	河川敷（サッカー場）	
68	多摩川緑地野球場（西六郷4丁目）	大田区西六郷4-24先多摩川左岸	2,500	河川敷（野球場）	
69	多摩川ガス橋緑地少年サッカー場（下丸子3丁目）	大田区下丸子3-30先多摩川左岸	3,750	河川敷（サッカー場）	
70	多摩川ガス橋緑地少年野球場（下丸子2丁目）	大田区下丸子2-13先多摩川左岸	900	河川敷（野球場）	

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
71	東京都保健医療公社荏原病院ヘリポート	大田区東雪谷4-5-10	289	屋上施設	東京都保健医療公社荏原病院
72	多摩川緑地広場硬式野球場A面 (旧巨人軍グラウンド)	大田区田園調布4-44多摩川左岸	10,000	河川敷（野球場）	
73	多摩川大師橋緑地野球場	大田区本羽田2-14先	2,500	河川敷（野球場）	
74	区民広場(西六郷三丁目)	大田区西六郷3-13先多摩川左岸	45,000	河川敷	池上総合病院
75	大田スタジアム	大田区東海1-2-10		野球場	東邦大学医療センター大森病院
76	萩中公園野球場	大田区萩中3-25-46	4,900	野球場	
77	多摩川六郷橋緑地野球場	大田区東六郷3-25先多摩川左岸	2,500	河川敷	
78	多摩川田園調布緑地サッカー場	大田区田園調布5-54先多摩川左岸	6,000	河川敷（サッカー場）	
79	大田区立東調布公園野球場	大田区南雪谷5-13-1	6,084	野球場	
80	多摩川大橋緑地	大田区多摩川2-30多摩川左岸	1,500	河川敷	
81	東京国際空港	大田区羽田空港3-3-1		空港	
82	大田桜台高校グラウンド	大田区中馬込3-11-10		高校グラウンド	
83	東糀谷防災公園	大田区東糀谷4-5-1	2,500	公園	
84	世田谷公園軟式野球場	世田谷区池尻1-5	13,300	野球場	
85	駒沢大学祖師谷グラウンド	世田谷区上祖師谷2-8	13,750	大学グラウンド	
86	都立砧公園野球場	世田谷区砧公園1番地	7,700	野球場	
87	都立祖師谷公園運動広場	世田谷区上祖師谷3-22		広場	至誠会第二病院、都立松沢病院
88	明治大学八幡山グラウンド	世田谷区八幡山2-13-9		大学グラウンド	
89	二子玉川緑地運動場	世田谷区鎌田1丁目先	12,100	河川敷	
90	世田谷区立小泉公園	世田谷区駒沢2-42		公園	
91	世田谷区立赤松公園	世田谷区赤堤4-10		公園	
92	日本体育大学グラウンド	世田谷区深沢7-1		大学グラウンド	
93	東京農業大学野球場	世田谷区桜丘1-1		野球場	公立学校共済組合関東中央病院
94	成城学園グラウンド	世田谷区成城6-1		高校グラウンド	
95	駒澤大学玉川校舎グラウンド	世田谷区宇奈根1-1		大学グラウンド	
96	日本大学グラウンド	世田谷区桜上水3-25-40		大学グラウンド	
97	日本女子体育大学グラウンド	世田谷区北烏山8-19-1		大学グラウンド	
98	玉川3丁目先多摩川左岸河川敷	世田谷区玉川3丁目先		河川敷	
99	国立成育医療センター	世田谷区大蔵2-10-1	437	屋上施設	
100	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24	888	屋上施設	
101	都立松沢病院屋上	世田谷区上北沢2-1-1	940	屋上施設	都立松沢病院
102	世田谷区立羽根木公園	世田谷区代田4-38		公園	
103	都立代々木公園競技場(織田フィールド)	渋谷区神南2-3	20,400	競技場	
104	渋谷区立スポーツセンター	渋谷区西原1-40-1	8,000	グラウンド (公共等)	
105	都立広尾病院ヘリポート	渋谷区恵比寿2-34-10	480	屋上施設	都立広尾病院
106	日本赤十字社医療センターヘリポート	渋谷区広尾4-1-22	529	屋上施設	日本赤十字社医療センター

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
107	渋谷区立広尾中学校	渋谷区東4-13-25	5,616	小中校庭	
108	渋谷区立代々木中学校	渋谷区西原1-46-1	6,048	小中校庭	
109	渋谷区立富谷小学校	渋谷区上原1-46-4	3,570	小中校庭	
110	東京大学教育学部附属中等教育学校校庭	中野区南台1-15	11,200	小中校庭	立正佼成会付属佼成病院、東京医療生活協同組合中野総合病院
111	都立武蔵丘高等学校校庭	中野区上鷺宮2-14-1	7,500	高校グラウンド	
112	中野区立上高田公園野球場	中野区上高田5-7-1		野球場	東京警察病院
113	東京警察病院ヘリポート	中野区中野4-22-1	576	屋上施設	東京警察病院
114	中野区立緑野中学校運動場	中野区丸山1-1-19		小中校庭	
115	都立和田堀公園第一競技場	杉並区大宮2-26	8,000	競技場	立正佼成会附属佼成病院
116	都立和田堀公園第二競技場	杉並区堀ノ内1-15	5,000	競技場	
117	都立高井戸公園（仮称）計画地	杉並区久我山2-2	16,000	公園計画地	
118	杉並区立桃井原っぱ公園	杉並区桃井3-8-1	12,000	公園	荻窪病院
119	杉並区立柏の宮公園	杉並区浜田山2-5-1		公園	
120	杉並区立井草森公園	杉並区井草4-12-1	6,600	公園	
121	杉並区立杉並第二小学校	杉並区成田西3-4-1		小中校庭	
122	杉並区立杉並第十小学校	杉並区和田3-55-49		小中校庭	
123	杉並区立高円寺中学校	杉並区高円寺北1-4-11		小中校庭	
124	杉並区立西宮中学校	杉並区宮前5-1-25		小中校庭	
125	杉並区立桃井第二小学校	杉並区荻窪5-10-25		小中校庭	
126	杉並区立桃井第五小学校	杉並区下井草4-22-4		小中校庭	
127	杉並区立松庵小学校	杉並区松庵2-23-24		小中校庭	
128	杉並区立井草中学校	杉並区上井草3-20-11		小中校庭	
129	杉並区立下高井戸おおぞら公園	杉並区下高井戸2-28-23		公園	
130	豊島区立総合体育場一帯	豊島区東池袋4	9,000	グラウンド（公共等）	都立大塚病院
131	学習院大学グラウンド	豊島区目白		大学グラウンド	
132	北区立中央公園野球場	北区十条台1-2-1	12,750	野球場	
133	北区立十条富士見中学校校庭	北区十条台1-9-33	5,000	小中校庭	
134	荒川下流岩淵場外	北区志茂4-19先 荒川河川敷	460	ヘリポート	
135	北区立北運動公園	北区神谷2-47-6	7,140	公園	
136	北区立赤羽スポーツの森公園	北区赤羽西5-2	7,140	公園	
137	北区立赤羽自然観察公園	北区赤羽西5-2-34	6,175	公園	
138	新河岸東公園・浮間子どもスポーツ広場	北区浮間4-27-1	6,175	公園	
139	豊島五丁目遊び場	北区豊島5-6-1	1,200	公園	
140	国立西が丘サッカー場	北区西が丘3-15	7,140	サッカー場	
141	浮間防災ステーション場外離着陸場	北区浮間1地先	460	河川敷	
142	新荒川大橋野球場	北区赤羽3-29先	9,000	河川敷（野球場）	

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
143	東尾久運動場多目的広場	荒川区東尾久7-1-1	6,300	グラウンド (公共等)	東京女子医科大学東医療センター
144	都立汐入公園多目的広場	荒川区南千住8-13	3,000	広場	
145	荒川区立南千住野球場	荒川区南千住6-45		野球場	
146	都立城北中央公園競技場	板橋区桜川1-4、練馬区氷川台1-7		競技場	東京都健康長寿医療センター
147	板橋区立城北公園野球場	板橋区坂下2-19		野球場	
148	板橋区立東板橋公園グラウンド	板橋区板橋3-50-1	5,625	野球場	帝京大学医学部附属病院
149	荒川戸田橋緑地草地広場	板橋区新河岸1-15先	4,000	河川敷	
150	荒川戸田橋緑地野球場	板橋区舟渡3丁目(番地不詳)	10,000	野球場	
151	板橋区立小豆沢公園野球場	板橋区小豆沢3-8	12,000	野球場	東京北医療センター
152	都立赤塚公園野球場	板橋区高島平3-1	4,900	野球場	
153	帝京大学医学部附属病院ヘリポート	板橋区加賀2-11-1	529	屋上施設	帝京大学医学部附属病院
154	東京都保健医療公社豊島病院ヘリポート	板橋区栄町33-1	300	屋上施設	東京都保健医療公社豊島病院
155	都立城北中央公園野球場	練馬区氷川台1-6	13,800	野球場	日本大学医学部附属板橋病院
156	練馬総合運動場公園	練馬区練馬2-29-10	6,000	グラウンド (公共等)	
157	都立光が丘公園陸上競技場	練馬区光が丘4-1	23,400	競技場	練馬光が丘病院
158	都立石神井公園内B地区野球場	練馬区石神井町5-17	16,625	野球場	
159	都立大泉中央公園陸上競技場	練馬区大泉学園町9-4	15,300	競技場	
160	練馬区役所屋上	練馬区豊玉北6-12	289	屋上施設	
161	豊島園	練馬区向山3-25-1		グラウンド (公共等)	
162	石神井松の風文化公園	練馬区石神井台1-33		グラウンド (公共等)	
163	東台野球場	練馬区石神井町1-11-32		野球場	順天堂大学医学部附属練馬病院
164	足立区立千住新橋グラウンド(虹の広場)	足立区千住5-22	6,325	グラウンド (公共等)	
165	荒川西新井橋緑地グラウンド	足立区梅田3-5先	7,700	河川敷	
166	都立東綾瀬公園東側野球場	足立区東綾瀬3-4	10,000	野球場	東京都保健医療公社東部地域病院
167	都立東綾瀬公園西側野球場	足立区綾瀬6-37	6,000	野球場	東京都保健医療公社東部地域病院
168	足立区立谷中公園野球場	足立区谷中2-23-36	3,025	野球場	
169	足立区立平野運動場	足立区平野2-12-1	11,000	グラウンド (公共等)	
170	都立舎人公園管理事務所空地	足立区舎人公園1番地	3,600	空地	
171	都立舎人公園陸上競技場	足立区舎人公園1番地	24,000	競技場	西新井病院、博慈会記念総合病院
172	都立舎人公園野球場	足立区皿沼3-33		野球場	
173	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1		公園	苑田第一病院
174	総合スポーツセンター	足立区東保木間2-27		体育施設	
175	千住新橋緑地	足立区千住大川町41番	8,325	河川敷	
176	西新井橋公園	足立区本木1-2	14,000	公園	
177	葛飾区立総合スポーツセンター陸上競技場	葛飾区奥戸7-17-1	10,000	競技場	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター
178	都立水元公園駐車場	葛飾区水元公園4番地	11,200	駐車場	

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
179	都立水元公園少年野球場（葛飾区東金町運動場少年野球場）	葛飾区東金町8-27	4,356	野球場	
180	葛飾区立柴又公園（矢切の渡し）	葛飾区柴又7丁目（江戸川河川敷）	12,800	河川敷	
181	新四つ木橋地区東岸	葛飾区東四つ木3丁目地先		河川敷	
182	葛飾区立奥戸運動場	葛飾区高砂1、奥戸2		グラウンド （公共等）	
183	葛飾区立新小岩公園	葛飾区西新小岩1-1-3		公園	
184	堀切少年野球場荒川河川敷（京成上野線下流）	葛飾区堀切2-2先	16,000	河川敷	平成立石病院
185	都立葛西臨海公園第3駐車場	江戸川区臨海町6-2	3,000	駐車場	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター
186	都立大島小松川公園（自由の広場）	江戸川区小松川1-7	10,000	広場	森山記念病院
187	第一葛西水再生センター子ども広場	江戸川区臨海町1-1-2		広場	東京臨海病院
188	京成鉄橋上流野球場	江戸川区北小岩4丁目先	10,000	河川敷（野球場）	
189	篠崎緑地	江戸川区篠崎町1-26先	30,000	空地	
190	都立篠崎公園A地区野球場	江戸川区上篠崎1-25	8,000	野球場	江戸川病院
191	江戸川区宮河川敷広場	江戸川区上篠崎1丁目先	10,000	河川敷	
192	都立篠崎公園B地区（江戸川区少年野球場）	江戸川区篠崎町8-5	8,000	野球場	
193	平井運動公園	江戸川区平井7丁目先		公園	
194	小松川リパーステーション	江戸川区小松川1丁目先		河川敷	
195	清川河川敷広場	八王子市清川町19先	5,000	河川敷	
196	滝が原運動場	八王子市高月町2401 多摩川右岸	62,500	グラウンド （公共等）	
197	八王子市立由木中学校校庭	八王子市下柚木2-34-2	8,050	小中校庭	
198	西寺方グラウンド野球場	八王子市西寺方町626	12,000	野球場	
199	拓殖大学グラウンド	八王子市館町815-1	900	大学グラウンド	
200	共立女子学園グラウンド	八王子市元八王子町1-710	8,800	大学グラウンド	
201	東海大学八王子病院ヘリポート	八王子市石川町1838	304	屋上施設	東海大学八王子病院
202	元横山2号河川敷広場	八王子市田町4番地	7,000	河川敷	東海大学八王子病院
203	八王子市立富士森公園陸上競技場	八王子市台町2-2	14,000	競技場	
204	八王子市立大塚公園運動場	八王子市松が谷66	5,000	野球場	東京都保健医療公社多摩南部地域病院
205	東京医科大学八王子医療センターヘリポート	八王子市館町1163	437	屋上施設	東京医科大学八王子医療センター
206	首都大学東京南大沢キャンパスグラウンド	八王子市南大沢1-1	10,000	大学グラウンド	
207	八王子市立上柚木公園陸上競技場	八王子市上柚木2丁目40-1	8,000	競技場	
208	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町3506	6,000	公園	
209	国立病院機構災害医療センターヘリポート	立川市緑町3256	594	屋上施設	国立病院機構災害医療センター
210	立川飛行場	立川市緑町5		飛行場	立川病院
211	武蔵野陸上競技場	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20	15,300	競技場	
212	都立武蔵野中央公園原っぱ広場	武蔵野市八幡町2-4	60,000	広場	
213	武蔵野赤十字病院ヘリポート	武蔵野市境南町1-26-1	400	屋上施設	武蔵野赤十字病院
214	都立小金井公園野球場	武蔵野市桜堤3-8	10,000	野球場	

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
215	武蔵野市立境南小学校	武蔵野市境南町2-27-27		小中校庭	
216	武蔵野市立第三中学校	武蔵野市吉祥寺東町1-23-8		小中校庭	
217	武蔵野市立第五中学校	武蔵野市関町2-10-20		小中校庭	
218	三鷹市立第一中学校校庭	三鷹市下連雀9-10-1	11,200	小中校庭	杏林大学医学部付属病院
219	大沢野川グラウンド	三鷹市大沢5-21	9,600	サッカー場	
220	杏林大学医学部付属病院ヘリポート	三鷹市新川6-20-2	576	屋上施設	杏林大学医学部付属病院
221	立正佼成会青梅練成道場グラウンド	青梅市小曾木2-450	900	グラウンド (公共等)	
222	明星大学青梅キャンパスグラウンド	青梅市長淵2-590	3,685	大学グラウンド	
223	青梅市市民球技場野球場	青梅市河辺町1-872-1	14,400	野球場	青梅市立総合病院
224	青梅市立総合病院ヘリポート	青梅市東青梅4-16-5		屋上施設	青梅市立総合病院
225	青梅市立第六小学校校庭	青梅市二俣尾3-903-1	10,120	小中校庭	
226	御岳山ヘリポート	青梅市御岳山211 (長尾平園地付近)		ヘリポート	
227	なちやぎり林道ヘリポート	青梅市成木7-1128		ヘリポート	
228	峠端沢林道ヘリポート	青梅市柚木町2-880		ヘリポート	
229	都立武蔵野の森公園 (府中朝日フットボールパーク)	府中市朝日町3-7	8,000	サッカー場	
230	東京競馬場第1駐車場	府中市八幡町3-11	25,200	駐車場	
231	東京競馬場	府中市日吉町1	100,000	競馬場	
232	稲城大橋河川敷	府中市押立町5丁目多摩川左岸	18,000	河川敷	
233	関戸橋河川敷	府中市住吉町2丁目多摩川左岸	15,000	河川敷	
234	府中市陸上競技場	府中市寿町2-20	25,200	競技場	
235	都立多摩・小児総合医療センターヘリポート	府中市武蔵台2-8-29	480	屋上施設	都立多摩・小児総合医療センター
236	府中市市民球場	府中市寿町3丁目18番	18,200	野球場	
237	郷土の森公園 (是政緑地)	府中市是政6丁目	20,000	公園	
238	都立府中の森公園サッカー場	府中市浅間町1-3	8,000	サッカー場	
239	昭島市立大神公園・市立多摩川緑地くじら運動公園	昭島市宮沢町3-17	52,500	公園	
240	昭和の森ゴルフコース (アウトコース7番)	昭島市つつじが丘1-1-7	12,000	ゴルフ場	
241	多摩川河川敷第1区 (鶴川街道の上流左岸)	調布市布田町無番地	8,250	河川敷	
242	多摩川河川敷第2区 (京王閣の南)	調布市布田町無番地	22,400	河川敷	
243	多摩川河川敷第3区 (多摩川自然観察緑地)	調布市布田町無番地	13,800	河川敷	
244	調布市民野球場	調布市染地2-43-1	9,975	野球場	東京慈恵会医科大学附属第三病院
245	調布市立調布中学校校庭	調布市富士見町4-17-1	7,150	小中校庭	
246	調布市立第八中学校校庭	調布市仙川町2-15-2	8,500	小中校庭	
247	調布市立第四中学校校庭	調布市若葉町3-15-1	7,225	小中校庭	
248	調布市立第三中学校校庭	調布市染地3-2-7	6,600	小中校庭	
249	調布市立神代中学校校庭	調布市佐須町5-26-1	4,750	小中校庭	
250	調布市立布田小学校校庭	調布市染地1-1-85	3,750	小中校庭	

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
251	調布市立第三小学校校庭	調布市上石原2-19-13	3,575	小中校庭	
252	調布市立北ノ台小学校校庭	調布市深大寺北町2-41-1	3,025	小中校庭	
253	都立神代植物公園芝生広場	調布市深大寺元町5-31	8,800	広場	
254	調布市民大町スポーツ施設大運動場	調布市菊野台3-27-4	2,520	運動場	
255	調布市立八雲台小学校校庭	調布市八雲台1-1-1	3,600	小中校庭	
256	調布市立上ノ原小学校校庭	調布市柴崎2-26-1	3,250	小中校庭	
257	調布市立調和小学校校庭	調布市西つつじヶ丘4-22-6	2,700	小中校庭	
258	調布市立緑ヶ丘小学校校庭	調布市緑ヶ丘2-16-1	2,600	小中校庭	
259	調布市立杉森小学校校庭	調布市染地2-25-4	3,150	小中校庭	
260	調布市立国領小学校校庭	調布市国領町8-1-55	4,000	小中校庭	
261	調布市立第五中学校校庭	調布市上石原3-27-1	3,600	小中校庭	
262	調布市立第七中学校校庭	調布市八雲台2-16-1	3,000	小中校庭	
263	町田市立町田市市民球場	町田市旭町3-20-60	6,300	野球場	町田市市民病院
264	町田市鶴見川クリーンセンター	町田市三輪緑山1-1	1,000	ごみ処理場	南町田病院
265	日本大学第三高等学校運動場	町田市函師町2375	6,300	高校グラウンド	
266	法政大学プレイグラウンド	町田市相原町4342	5,400	大学グラウンド	
267	町田市立野津田公園陸上競技場	町田市野津田2035	28,500	競技場	
268	日向山公園野球場（藤の台球場）	町田市本町田3486	8,180	野球場	
269	山崎第2スポーツ広場	町田市山崎町566-1	15,600	広場	
270	町田市最終処分場	町田市下小山田町3267	10,000	ごみ処理場	
271	鶴間公園広場	町田市鶴間3-1-1	9,000	公園	
272	木曽山崎公園	町田市本町田1996-1	12,000	公園	
273	上水公園運動施設グラウンド	小金井市桜町2-2	12,250	公園	
274	都立小金井公園いこいの広場	小金井市関野町2-9	10,000	広場	武蔵野赤十字病院
275	丸井総合グラウンド	小平市花小金井8-25	18,000	グラウンド (公共等)	公立昭和病院
276	千代田区立花小金井運動施設	小平市花小金井南町3-2	9,450	グラウンド (公共等)	
277	小平市立中央公園グラウンド	小平市津田町1-1	14,000	グラウンド (公共等)	
278	東光寺グラウンド	日野市栄町5-5先	2,025	河川敷	
279	浅川スポーツ広場	日野市万願寺5-3先	4,500	広場	
280	豊田児童グラウンド	日野市豊田1-3先	1,200	河川敷	
281	多摩川総合グラウンド	日野市（新井）万願寺1-1-2先	4,500	河川敷	
282	杉野女子大学日野キャンパス	日野市百草1006		大学グラウンド	
283	市民の森スポーツ公園	日野市日野本町7-12		グラウンド (公共等)	
284	日野市立多摩平第一公園	日野市多摩平4-2		公園	日野市立病院
285	平山台健康・市民支援センター	日野市平山2-1-1	2,800	グラウンド (公共等)	
286	万願寺中央公園グラウンド	日野市万願寺4-20		グラウンド (公共等)	

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
287	東村山市立東村山運動公園	東村山市恩多町1-51-1	6,400	グラウンド (公共等)	東京都保健医療公社多摩北部医療センター
288	経済産業研究所グラウンド	東村山市富士見町5-4-36	9,200	グラウンド (公共等)	
289	都立東村山中央公園中央広場	東村山市富士見町5-4		広場	
290	東村山市立久米川小学校	東村山市久米川町4-11-1	10,450	小中校庭	
291	国分寺市立窪東公園	国分寺市東戸倉2-19	5,100	公園	
292	一橋大学グラウンド	国立市中2-1		大学グラウンド	都立多摩・小児総合医療センター
293	多摩川河川敷グラウンド	国立市谷保9544		河川敷	
294	都立第五商業学校	国立市中3-4		高校グラウンド	
295	都立国立高等学校	国立市東4-25-1		高校グラウンド	
296	福生市立多摩川中央公園（げんき広場）	福生市北田園1-17	4,692	公園	
297	福生市立多摩川緑地福生南公園	福生市南田園1-1-1	7,137	公園	
298	加美平野球場	福生市加美平1-21	4,928	野球場	公立福生病院
299	狛江市立多摩川緑地公園グラウンド	狛江市猪方4丁目先 多摩川左岸	45,000	河川敷	
300	防衛省共済組合狛江スポーツセンター	狛江市元和泉2-30		グラウンド (公共等)	
301	都立東大和南公園運動広場	東大和市桜が丘3丁目地内	11,400	広場	東大和病院
302	東大和市立第6小学校校庭	東大和市仲原1-5-1	5,500	小中校庭	
303	東大和市立第1中学校運動場	東大和市奈良橋3-530		小中校庭	
304	東京都共済組合清瀬運動場	清瀬市竹丘3-10-5	15,000	グラウンド (公共等)	国立病院機構東京病院
305	東久留米市立滝山公園	東久留米市滝山2-4	4,900	公園	
306	柳泉園組合グラウンド	東久留米市下里4-3-10		グラウンド (公共等)	
307	東京経済大学運動場	武蔵村山市学園5-22-1	12,000	大学グラウンド	
308	多摩市立多摩市東公園陸上競技場	多摩市諏訪4-9	6,000	競技場	日本医科大学多摩永山病院
309	多摩市立一ノ宮公園	多摩市一ノ宮1049先	13,600	河川敷	
310	宝野公園	多摩市落合5-5		公園	
311	府中カントリークラブ敷地内	多摩市中沢1-41-1		ゴルフ場	
312	稲城市立中央公園総合グラウンド	稲城市長峰1-1	10,500	競技場	稲城市立病院
313	九段尽性園グラウンド	稲城市矢野口3750-11	22,000	グラウンド (公共等)	
314	日本大学商学部グラウンド	稲城市坂浜字19号1382-1	16,530	大学グラウンド	
315	ふれんど平尾運動場	稲城市平尾1-9-1	21,340	運動場	
316	羽村市立宮ノ下運動公園	羽村市羽加美4-875先	9,450	河川敷	
317	羽村市立江戸街道公園	羽村市五ノ神347		公園	
318	学校法人菅生学園初等学校校庭	あきる野市菅生1468	8,800	小中校庭	
319	市民運動場	あきる野市二宮683	13,650	グラウンド (公共等)	
320	あきる野市立小和田グラウンド	あきる野市小和田8	16,000	グラウンド (公共等)	
321	五日市カントリー	あきる野市網代745	2,500	ゴルフ場	
322	立川国際カントリー	あきる野市草花2390	2,500	ゴルフ場	

	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況	備考
323	戸倉運動場	あきる野市戸倉611-1	4,500	グラウンド (公共等)	
324	都立秋留台公園競技場	あきる野市二宮地内	8,000	競技場	
325	東京サマーランド西駐車場	あきる野市上代継600	12,925	駐車場	
326	向台運動場	西東京市向台町5-4-44	15,000	グラウンド (公共等)	佐々総合病院
327	西東京市立文理台公園	西東京市東町1-4	2,500	公園	
328	西東京市立谷戸小学校	西東京市緑町3-1-1	2,500	小中校庭	
329	西東京いこいの森公園	西東京市緑町3-2	5,000	公園	
330	西東京市立保谷第一小学校	西東京市下保谷1-4-4	2,500	小中校庭	
331	西東京市立田無小学校	西東京市田無町4-5-21	2,500	小中校庭	
332	西東京市立田無第一中学校	西東京市南町6-9-37	2,400	小中校庭	
333	西東京市立田無第四中学校	西東京市向台町2-14-9	2,500	小中校庭	
334	西東京市立保谷中学校	西東京市保谷町1-17-4	2,500	小中校庭	
335	瑞穂ビューパーク	瑞穂町大字箱根ヶ崎2475		競技場	
336	町営第2グラウンド	瑞穂町箱根ヶ崎西松原3-1		グラウンド (公共等)	
337	亜細亜大学日の出グラウンド	日の出町平井1466	26,450	大学グラウンド	公立阿伎留医療センター
338	谷戸沢グラウンド	日の出町平井谷戸廃棄物処理場	11,250	グラウンド (公共等)	
339	檜原村ヘリポート	檜原村倉掛9428	1,800	ヘリポート	
340	甲武トンネル待避所	檜原村南郷6081-6	1,050	空地	
341	やすらぎの里 (原則特異災害のみ)	檜原村三都郷2717	1,250	空地	
342	数馬ヘリポート	檜原村数馬6858-2	225	ヘリポート	
343	檜原総合グラウンド	檜原村三都郷	4,950	グラウンド (公共等)	
344	東京消防庁奥多摩消防ヘリポート	奥多摩町氷川字栃久保1930-2外	3,250	ヘリポート	
345	雲取山ヘリポート	奥多摩町日原1024-1	600	ヘリポート	
346	大丹波緊急離着陸場	奥多摩町大丹波516	400	ヘリポート	
347	北蓑緊急離着陸場	奥多摩町川野1527	1,800	ヘリポート	
348	登計原山林広場運動公園	奥多摩町氷川940	8,100	公園	
349	小河内ダム緊急離着陸場	奥多摩町原5	900	ヘリポート	
350	奥多摩町立古里小学校校庭	奥多摩町小丹波75	6,500	小中校庭	
351	滝谷ノ峰ヘリポート (アララギ山)	奥多摩町日原孫惣谷滝谷ノ峰	400	ヘリポート	
352	大島トウシキヘリポート	大島町	5,000	広場	
353	大島空港	大島町元町字北の山270	81,000	飛行場	
354	利島ヘリポート	利島村	672	ヘリポート	
355	式根島臨時ヘリポート	新島村式根島910	1,600	ヘリポート	
356	若郷臨時ヘリポート	新島村若郷字野原霞山79番	2,500	ヘリポート	
357	新島空港	新島村本村	20,000	飛行場	
358	神津島臨時ヘリポート	神津島村字鷗穴157	625	ヘリポート	

	施設名	所在地	確保 面積 (㎡)	現況	備考
359	神津島空港	神津島村字金長	20,000	飛行場	
360	三宅島空港	三宅島村坪田1378	36,000	飛行場	
361	御蔵島ヘリポート	御蔵島村字古入金	957	ヘリポート	
362	八丈島空港	八丈町大賀郷2839-2	90,000	飛行場	
363	富士中学校	八丈町三根4655		小中校庭	
364	富士野球場	八丈町三根		小中校庭	
365	大賀郷中学校	八丈町大賀郷3073		小中校庭	
366	三原中学校	八丈町中之郷2474		小中校庭	
367	末吉運動場	八丈町末吉2648		グラウンド (公共等)	
368	檜立運動場	八丈町		グラウンド (公共等)	
369	青ヶ島臨時ヘリポート	青ヶ島村		ヘリポート	
370	母島臨時ヘリポート	小笠原村母島		ヘリポート	
371	小笠原高等学校グラウンド	小笠原村父島字清瀬	4,950	高校グラウンド	
372	小笠原村小中学校グラウンド	小笠原村父島字宮之浜	2,064	小中校庭	
373	奥村運動場	小笠原村父島字奥村	9,100	グラウンド (公共等)	
374	母島小中学校グラウンド	小笠原村母島字元地	4,225	小中校庭	
375	評議平グラウンド	小笠原村母島字評議平	4,800	グラウンド (公共等)	

資料第82 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等（総括表）（本文156頁）

1 都

(1) 地方公共団体

項 目	内 容
1 都 9 県の震災時等の相互応援	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県は、被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援及びあつせん、施設若しくは業務の提供及びあつせん、ブロックによる連絡調整等について昭和52年6月に「震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。（資料第86参照）
21大都市災害時相互応援	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市は、飲料、飲料水及び生活必需物資の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣等について相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう平成24年4月、「21大都市災害時相互応援に関する協定」を締結している。（資料第87参照）
九都県市災害時相互応援	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市は、物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣、応援調整都県市の設置等について、都県市域を越えて機動的、効果的に対応するため、平成22年4月、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結している。（資料第84参照）
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援	関西広域連合及び九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）において、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供等、他の連合組織の応援を受けることにより被災都市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、平成26年3月、「関西広域連合と九都県市都の災害時の相互応援に関する協定」を締結している。（資料第85参照）
19大都市水道局災害相互応援	都水道局は、災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力とその円滑かつ迅速な実施を図るため、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市と平成25年3月、「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」を取り交わしている。（資料第83参照）
下水道災害時における相互支援	1 関東ブロック災害時支援 都下水道局は、被災した自治体独自で対応できない下水道被害が発生した際に、友愛精神に基づき相互支援協力を行うためのブロック内体制を構築し、支援ルールを確立するために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市の他、関係民間団体などと平成9年7月に「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」を定めている。（平成16年8月改正） 2 14大都市災害時相互支援（対象：区部） 都下水道局は、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久的相互支援の基礎とするため、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と、平成8年5月に「災害時における連絡・連携体制に関するルール」を作成している。（平成16年1月改正）

(2) 防災機関等

項 目	内 容
日赤東京都支部との委託契約	昭和55年7月、日赤東京都支部と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を、平成4年4月に一部改定し、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）について委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料第88参照）
日赤東京都支部等との協定	日本赤十字社東京都支部及び財団法人献血供給事業団と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」を平成15年7月に締結し、災害時における血液製剤の供給体制の確立を図っている。（資料第142参照）

項 目	内 容
都医師会との協定	昭和51年8月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。 (資料第89①参照)
都歯科医師会との協定	平成10年6月「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。 (資料第89②参照)
都薬剤師会との協定	平成20年7月、都薬剤師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている。 (資料第89③参照)
日本助産師会との協定	平成19年6月、日本助産師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、助産師の協力内容及び費用弁償などについて定めている。 (資料第89④参照)
都看護協会との協定	平成24年10月、都看護協会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、看護師の協力内容及び費用弁償などについて定めている。 (資料第89⑤参照)
日本放送協会及び民間放送各社との協定	災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和55年12月、日本放送協会と、また、昭和55年12月1日以降、民間放送各社と「災害時等における放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、電気通信設備等によっては、通信不能又は著しく困難な場合において、放送各社に放送を要請するときの手続きについて取り決めている。 (資料第124参照)

2 防災機関

項 目	内 容
東京海上保安部と日赤東京都支部との相互協力	東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
電力会社相互間における協力	1 災害対策用資機材等の広域運営 東京電力は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社並びに電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 2 復旧要員の広域運営 「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社並びに電源開発株式会社と復旧要員の相互応援体制を整えている。 3 災害時における電力の融通 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

3 民間協力

項 目	内 容
道路応急対策業務 (東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会、北多摩建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を昭和50年4月以降に締結し、建設資器材と労働力の提供、緊急道路障害物除去作業を実施する路線を定めている。 (資料第90参照)	
河川応急対策業務 (東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、他14企業)	災害時の河川施設の応急復旧を迅速かつ円滑に推進するため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会(以上平成9年9月)、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、水門等・排水機場26施設の施工した14企業(以上平成9年10月)と災害時における応急復旧業務に関する各種協定を平成9年10月に締結し、巡回・点検の実施と方法、建設資器材と労働力の提供を定めている。 (資料第91・92・93参照)
救助救急業務 (東京建設業協会)	東京消防庁は、災害時において、現有の救助資機材では対処できない大規模な救助救急事象の発生に備え、東京建設業協会と「災害時における救助・救急業務に関する協定」(昭和57年2月)を締結し、建設資機材と労働力の確保体制の確立を図っている。 (資料第94参照)
プレハブ建築協会との協定	災害により倒壊又は焼失した住宅の迅速な復旧と被災者の収容施設を確保するため、昭和54年12月、プレハブ建築協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供について定めている。 (資料第95参照)
道路啓開等業務 (日本自動車連盟、全日本高速道路レッカー事業協同組合、全国ロードサービス協会)	災害の発生又は発生のおそれのある場合において、道路啓開等の支援について、日本自動車連盟、全日本高速道路レッカー事業協同組合及び全国ロードサービス協会と「災害時等における道路啓開等の支援に関する協定」を締結し、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両等の移動・運搬や車両等の保管場所の確保等について定めている。 (資料第96参照)
東京都コンクリート圧送協同組合との協定	東京都コンクリート圧送協同組合と「災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定」を締結し、災害時におけるコンクリート圧送車と労働力の提供について定めている。 (資料第97参照)

項 目	内 容
東京都漬物事業協同組合等の協力	被災者に対する米飯給食に必要な副食品（漬物、つくだ煮・煮豆）、調味料（味噌、醤油）の調達について、東京都漬物事業協同組合、全国調理食品工業協同組合、東京都味噌工業協同組合、全国味噌工業協同組合連合会及び日本醤油協会と常に連絡を保ち、災害時の副食品及び調味料の円滑な確保を図ることとしている。 (資料第175参照)
生活必需品関連協同組合等の協力	生活必需品の調達について、常に関連協同組合等と連絡を保ち、調達可能数量を把握することにより、災害時の生活必需品の迅速な集荷を図ることとしている。 (資料第180参照)
都柔道接骨師会との協定	平成3年3月、都柔道接骨師会と「災害時における応急救護活動についての協定」を締結し、応急救護（柔道整復師法に規定された業務）の範囲、衛生材料の提供及び費用弁償などについて定めている。 (資料第133参照)
大東京歯科用品商協同組合との協定	大東京歯科用品商協同組合と「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、歯科用医薬品や歯科材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。 (資料第135参照)
東京都医薬品卸協同組合との協定	東京都医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、医薬品等の調達及び費用弁償などについて定めている。 (資料第136参照)
商工組合東京医療機器協会との協定	商工組合東京医療機器協会と「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定」を締結し、医療機器等の調達及び費用弁償などについて定めている。 (資料第137参照)
日本衛生材料工業連合会との協定	日本衛生材料工業連合会と「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定」を締結し、衛生材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。 (資料第138参照)
日本産業・医療ガス協会関東地域本部との協定	日本医療ガス協会関東地域本部と「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、酸素ガスや液体酸素等の調達及び費用弁償などについて定めている。 (資料第139参照)
日本救急医療財団との協定	日本救急医療財団と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結し、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務の協力の内容や費用負担などについて定めている。 (資料第140参照)
日本即席食品協会との協定	社団法人日本即席食品工業協会と「災害時における食料品調達業務に関する協定」を締結し、災害時において都民生活に必要となる食料品（即席めん）の供給体制の確立を図っている。 (資料第168参照)

19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、恒久の相互応援の基礎とし、ひいては水道界全体の防災力強化と発展に取り組むこととする。そのため、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に

遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

- 2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。
- 3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

- 2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するとともに、他の水道事業体にもその成果を発信するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この覚書は、令和 2年 3月31日から適用する。

(19大都市水道局災害相互応援に関する覚書の廃止)

2 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書(平成25年3月31日締結)は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 3月31日

札幌市水道事業管理者

三 井 一 敏

仙台市水道事業管理者 板 橋 秀 樹

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

東京都公営企業管理者水道局長 中 嶋 正 宏

川崎市上下水道事業管理者 金 子 督

横浜市水道事業管理者 山 隈 隆 弘

新潟市水道事業管理者 佐 藤 隆 司

静岡市公営企業管理者 大 石 清 仁

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 寺 田 賢 次

名古屋市水道事業、工業用水道事業
及び下水道事業管理者 宮 村 喜 明

京都市公営企業管理者上下水道局長 山 添 洋 司

大阪市水道事業管理者 河 谷 幸 生

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

神戸市水道事業管理者 広 瀬 朋 義

岡山市水道事業管理者 今 川 眞

広島市水道事業管理者 友 広 整 二

北九州市水道事業・工業用水道事業

・下水道事業管理者 中 西 満 信

福岡市水道事業管理者 清 森 俊 彦

熊本市上下水道事業管理者 白 石 三千治

19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、19大都市水道局災害相互応援に関する覚書(令和2年3月31日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1)被災した大都市の状況把握

(2)応援要請に関する連絡調整

(3)国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 災害の発生後、被災した大都市は直ちに応援幹事都市をはじめ他の大都市へ状況を情報発信するものとし、その発信基準を別表3のとおり定める。

2 被災した大都市からの連絡がなく、応援幹事都市からも連絡が取れない場合には、応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整の上、その必要性を判断して現地に出動できるものとする。

3 前項の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年4月末日までに行うものとする。

2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

- 2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。
- 3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

- 2 応援都市の職員及び業者等は、宿泊場所等を自ら確保し、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。
- 3 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章等を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
 - (2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
 - (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与
 - (4) 応援都市との作業分担の調整
 - (5) その他応援に必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。
 - 3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

- 2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、それぞれその賠償の責に任ずるものとする。
- 4 前3項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

2 前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

3 前2項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2

(2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一及び相互利用)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分に配慮を行うものとする。

2 応援の活動においては、これらの物資を相互利用できるものとし、給水車等の車両については、相互の了解のもと他の大都市の職員によっても運転・運用ができるものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

(1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)

(2) 応急給水予定場所を表示した図面

(3) 使用資機材の規格

(4) その他必要な図書

2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管

路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

- 3 大都市は、災害応援のため移動途上にある応援都市の便宜を図るため、隊員の休憩、物資の補給、情報の収集などの中継機能をそれぞれ用意し、その施設情報を交換するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
 - (2) 応急給水場所及び給水方法
 - (3) 応急復旧方法
 - (4) 応援時に必要となる携行品
 - (5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項
- 2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究、研修等)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

- 2 調査研究の結果及び参考となる資料は、災害派遣活動の経験などと合わせて研修等により、全国の水道事業者へ発信するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この実施細目は、令和 2年 3月31日から適用する。
(19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止)
- 2 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目(平成27年3月31日締結)は廃止する。

この実施細目の成立を証するため本書19通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 3月31日

札幌市水道事業管理者

三 井 一 敏

仙台市水道事業管理者 板 橋 秀 樹

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

東京都公営企業管理者水道局長 中 嶋 正 宏

川崎市上下水道事業管理者 金 子 督

横浜市水道事業管理者 山 隈 隆 弘

新潟市水道事業管理者 佐 藤 隆 司

静岡市公営企業管理者 大 石 清 仁

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 寺 田 賢 次

名古屋市水道事業、工業用水道事業
及び下水道事業管理者 宮 村 喜 明

京都市公営企業管理者上下水道局長 山 添 洋 司

大阪市水道事業管理者 河 谷 幸 生

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

神戸市水道事業管理者 広 瀬 朋 義

岡山市水道事業管理者 今 川 眞

広島市水道事業管理者 友 広 整 二

北九州市水道事業・工業用水道事業

・下水道事業管理者 中 西 満 信

福岡市水道事業管理者 清 森 俊 彦

熊本市上下水道事業管理者 白 石 三千治

別表1（第3条関係）

年 度	覚 書 幹 事 都 市
令 和 元 年 度	浜 松 市
令 和 2 年 度	名 古 屋 市
令 和 3 年 度	京 都 市
令 和 4 年 度	大 阪 市
令 和 5 年 度	堺 市
令 和 6 年 度	岡 山 市
令 和 7 年 度	広 島 市
令 和 8 年 度	神 戸 市
令 和 9 年 度	熊 本 市
令 和 10 年 度	北 九 州 市
令 和 11 年 度	福 岡 市
令 和 12 年 度	札 幌 市
令 和 13 年 度	仙 台 市
令 和 14 年 度	さ い た ま 市
令 和 15 年 度	東 京 都
令 和 16 年 度	川 崎 市
令 和 17 年 度	横 浜 市
令 和 18 年 度	新 潟 市
令 和 19 年 度	静 岡 市
注 令和20年度以降の覚書幹事都市は、上の順序に従って 各大都市が担当するものとする。	

別表2（第3条関係）

大都市	応援幹事都市		
	第1順位	第2順位	第3順位
札幌市	仙台市	川崎市	—
仙台市	札幌市	東京都	—
さいたま市	新潟市	浜松市	—
東京都	横浜市	仙台市	—
川崎市	静岡市	札幌市	—
横浜市	東京都	名古屋市	—
新潟市	さいたま市	静岡市	—
静岡市	川崎市	神戸市	—
浜松市	堺市	さいたま市	—
名古屋市	京都市	横浜市	—
京都市	名古屋市	北九州市	—
大阪市	神戸市	福岡市	—
堺市	浜松市	岡山市	仙台市
神戸市	大阪市	新潟市	—
岡山市	広島市	堺市	東京都
広島市	岡山市	熊本市	—
北九州市	熊本市	京都市	—
福岡市	北九州市	大阪市	—
熊本市	福岡市	広島市	—

注 第1順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第2又は第3順位の大都市が第1順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表3（第4条関係）

被災した大都市からの情報発信の基準

- 震度5弱以上の地震が発生したとき
- 特別警報が発令されたとき
- その他重大な事故、災害が発生したとき

被災した大都市は、被害の有無にかかわらず、直ちに応援幹事都市をはじめ他の19大都市にEメールにて発信する。なお、メール発信ができない場合は、電話等で応援幹事都市へ連絡し、応援幹事都市が被災した大都市に代わり他の19大都市にメール発信することができる。

【発信のタイミング】

発災後1時間以内。その後は状況に応じて3～6時間間隔で、被害や対応の状況が明らかになるまで被災都市の判断で継続する。

【発信内容】

水道事業の状況、被害があればその内容、応援要請の見通し、その他

災 害 時 連 絡 表

〇 〇 〇 水 道 局

災害時連絡用メールアドレス:	@
(休日及び夜間にも受信チェック可能なもの)	

注 災害時連絡用メールアドレスの登録は、各都市原則一つとします。

令和〇年度

連 絡 担 当 部 課 名	部 課 係	
	Fax ()	Mail @
	衛星携帯電話	
連 絡 担 当 責 任 者 名	課長	
	TEL ()	携帯 ()
連絡担当責任者補助者名	課 係	
	TEL ()	携帯 ()

※ 連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者の携帯電話番号は、休日及び夜間にも連絡が可能なものとする。

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

（令和○年度末現在）

○○○水道局

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車（ m^3 ）	台	台	
	給水車（ m^3 ）	台	台	
	トラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	給油車（ m^3 ）	台	台	
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽（ m^3 ）	基	基	
	仮設水槽（ m^3 ）	基	基	
	給水タンク（ ℓ ）	基	基	
	給水タンク（ ℓ ）	基	基	
	給水タンク（ ℓ ）	基	基	
	ポリ容器（ ℓ ）	個	個	
	ポリ容器（ ℓ ）	個	個	
	そ の 他			
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管（ mm ）	m	m	
	直 管（ mm ）	m	m	
	直 管（ mm ）	m	m	
	継 手 類	個	個	
非 常 食	ボ ト ル 水	本	本	
	食 糧	食	食	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

様式3（第13条関係）（A4）

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

(令和〇年度末現在)
〇〇〇水道局

派遣先	派遣人数
被害状況調査	調査員 名
応援本部	本部員 名
	連絡員 名
応急給水作業	1班 名× 班＝ 名

資料第84 九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目（都総務局）

（本文157頁）

①「九都県市災害時相互応援等に関する協定」

制 定 平成22年4月1日

一部改正 平成26年2月13日

一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

（災害等の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん

イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん

ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん

エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣

- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん

- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん

- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん

- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん

- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置

- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(連絡員の派遣)

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援調整都県市の設置)

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

- 2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。
- 3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成２６年２月１３日から実施する。

附 則（令和２年９月３０日一部改正）
（実施期日）

この協定は、令和２年９月３０日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書９通を作成し、各都県市は記名押印の上、
各１通を保有する。

令和２年９月３０日

埼玉県知事 大 野 元 裕

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 小 池 百 合 子

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

横浜市長 林 文 子

川崎市長 福 田 紀 彦

千葉市長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 本 村 賢 太 郎

②「九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目」

（趣旨）

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（連絡員の派遣）

第2条 協定第3条に規定する連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都県市の被害情報の収集
- (2) 被災都県市が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

（応援調整都県市の設置）

第3条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

- 2 被災都県市は、前項に規定する応援調整都県市が設置されていないときは、速やかに設置するように他の都県市に求めることができる。
- 3 災害の規模等により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置することができる。この場合においては、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市に応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援調整都県市は、前項の要請を受けたときは、他の都県市と調整して、応援の可否並びに応援都県市及び応援内容を決定し、その結果を被災都県市に連絡するものとする。
 - 3 前項の連絡を受けた被災都県市は、できる限り速やかに応援要請書（様式1）を応援都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（応援実施の手続）

第5条 応援都県市は、応援を行う次の事項について応援計画を作成する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 応援都県市は、応援調整都県市と必要な調整を行った上で、応援を実施する。

3 応援都県市は、速やかに応援通知書（様式2）を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（応援物資の受領通知）

第6条 被災都県市は、前条に基づく物資等を受領したときは、応援都県市に応援物資受領書（様式3）を送付する。

（応援終了の報告）

第7条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援終了報告書（様式4）を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

（連絡担当部局の設置）

第8条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

（応援職員の派遣に要した経費負担等）

第9条 協定第8条第1項の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第3者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

（九都県市域外への応援）

第10条 九都県市域外において大規模な災害や事故（以下「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
- 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
 - (1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害
 - (2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
- 4 第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
- 6 前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
- 7 前項の規定による応援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

(九都県市域外からの受援)

- 第11条 九都県市全域において大規模な災害や事故（以下「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況から九都県市による相互応援だけでは対応が困難であると判断した場合において、九都県市域外の自治体に対して被災した都県市の被害状況を通知する。
 - 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
 - (1) 複数の都県市において観測された震度5強以上の地震による災害
 - (2) 複数の都県市において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の都県市にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
 - 4 前項までの規定に基づく受援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
 - 5 前項の規定による受援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、被災都県市がカウンターパートとなる応援自治体と直接に調整する。

附 則

この実施細目は、平成２２年４月１日から実施する。

附 則（平成２６年２月１３日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、平成２６年２月１３日から実施する。

附 則（平成２７年１月２９日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、平成２７年１月２９日から実施する。

附 則（令和２年９月３０日一部改正）

（実施期日）

この実施細目は、令和２年９月３０日から実施する。

別表

第3条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

被災都県市	応援調整都県市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市域内の 複数の 都県市	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市又は同部会座長（事務局）都県市が指定する都県市		
九都県市全域			
九都県市 域外の自治体			

※ 応援調整都県市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市が、表で示された都県市と協議の上で決定する。

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

資料第 85 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定（総務局）

（本文 157 頁）

（目的）

第 1 条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都県市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府県市（以下「構成都府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府県市の応援を受けることにより、被災した構成都府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）九都県市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- （2）災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 1 条に規定する武力攻撃事態等及び同法第 2 5 条第 1 項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- （3）連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- （4）被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府県市の属する連合組織をいう。
- （5）災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

（応援の種類）

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）資機材の提供
- （4）避難者及び傷病者の受入れ
- （5）車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- （6）医療支援
- （7）その他被災した構成都府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。

4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都市府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。
- 3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条** この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。
- 2 前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条** 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。
- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
 - (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
 - (3) その他防災に関する業務

(事務局)

- 第9条** 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。
- 2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。
 - 3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
 - 4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。

(他の協定との関係)

- 第10条** この協定は、甲及び乙並びにその構成都市府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

- 第11条** この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通

を所持する。

平成26年3月6日

関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

神奈川県知事 黒岩祐治

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健作

東京都知事 舛添要一

横浜市長 林文子

川崎市長 福田紀彦

千葉市長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 加 山 俊 夫

資料第86 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目（都総務局）（本文157頁）

①「震災時等の相互応援に関する協定」

（趣 旨）

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急対処事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

（1）物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

（2）応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

（3）施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

（4）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

（カバー都県・協力都県の設置）

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

（幹事都県の役割）

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要であると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。

3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画
その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成31年3月31日から適用する。

2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 3月31日

東京都知事	小池 百合子	千葉県知事	森田 健作
茨城県知事	大井川 和彦	神奈川県知事	黒岩 祐治
栃木県知事	福田 富一	山梨県知事	長崎 幸太郎
群馬県知事	大澤 正明	静岡県知事	川勝 平太
埼玉県知事	上田 清司	長野県知事	阿部 守一

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。

- (2) カバー都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

(カバー都県)

第3条 都県を4都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合（3以上の構成都県が被災した場合を除く。）、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。

2 各グループの構成都県は別表のとおりとする。

(幹事代理都県)

第4条 協定第6条第2項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。

第1順位 副幹事都県

第2順位 座長都県

第3順位 次年度幹事都県

2 前項の用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 副幹事都県 幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
- (2) 座長都県 「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第3条に規定する、連絡会議の座長をいう。

3 幹事都県は、協定第6条第2項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 カバー都県は、協定第7条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。

2 協定第7条第1項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。

(連絡員の役割)

第6条 連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災県の被害情報の収集
- (2) 他のカバー都県及び協力都県への情報提供
- (3) 被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (4) 前三号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 協定第8条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第4条第2項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた被災都県は、協定第8条後段に規定する文書による応援要請について、様式1（応援要請書）により実際に応援をする都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第8条 協定第8条及び第9条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式2（応援通知書）を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
- (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
- (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ

可能期間

- (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第9条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式3（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式4（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。

(応援終了要請)

第10条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式5（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。

(応援終了報告)

第11条 応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式6（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。

(応援の自主出動)

第12条 協定第9条に規定する応援の自主出動をした場合には、第8条から第11条の規定を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第13条 協定第11条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第14条 協定第14条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署
- (3) 協定第10条に規定する施設、場所
- (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
- (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
- (6) 都県の支援できる項目
- (7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第15条 協定第15条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
- (2) 各都県の備蓄体制
- (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
- (4) その他必要な資料

(活動マニュアルの見直し)

第16条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成25年7月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成31年3月31日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※ 神奈川県、長野県は2つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

資料第87 21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目（都総務局）

（本文158頁）

①「21 大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動に当たっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、

速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書 (昭和35年5月13日締結)

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書 (昭和50年6月6日締結)

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。

2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。

2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

札幌市長
仙台市長
さいたま市長
千葉市長
東京都知事
川崎市長
横浜市長
相模原市長
新潟市長
静岡市長
浜松市長

上田 文雄
奥山 恵美子
清水 勇人
熊谷 俊人
石原 慎太郎
阿部 孝夫
林 文子
加山 俊夫
篠田 昭
田辺 信宏
鈴木 康友

名古屋市長
京都市長
大阪市長
堺市長
神戸市長
岡山市長
広島市長
北九州市長
福岡市長
熊本市長

河村 たかし
門川 大作
橋下 徹
竹山 修身
矢田 立郎
高谷 茂男
松井 一實
北橋 健治
高島 宗一郎
山崎 広太郎

②「21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）

第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書(関係書類添付)により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げ

る輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知
 - (2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進
 - (3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
 - (4) 防災に関する大都市間の会議の開催等
 - (5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
 - (6) 被災都市から要請のあった事項
- (応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。
(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 6 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 8 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。

2 「1 9 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。

2 「2 0 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表 1（第 5 条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成 24 年度を 1 とする。

資料第 88 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書（都福祉保健局）

東京都（以下「甲」という。）と日本赤十字社東京都支部（以下「乙」という。）との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第 1 条 甲は乙に対し、災害救助法（以下「法」という。）第 32 条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

- (1) 医 療
- (2) 助 産
- (3) 死体の処理（一時保存を除く）

第 2 条 乙が行う医療、助産及び死体の処理（以下「委託業務」という。）は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第 3 条 委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医 療
 - イ 診 察
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療
 - ニ 看 護
- (2) 助 産
 - イ 分娩の介助
 - ロ 分娩前後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
 - ニ 看 護
- (3) 死体の処理（一時保存を除く）
 - イ 死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
 - ロ 検案

2 医療の期間は、災害発生の日から 14 日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩したものであって、分娩の日から 7 日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第 4 条 委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第 5 条 委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

2 前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第 6 条 第 3 条の範囲を越えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第 7 条 甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第 8 条 乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第 9 条 本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第 10 条 前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第 11 条 本契約の有効期間は、契約の日から、満 1 箇年とする。ただし、有効期間満了の日の 1 箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう 1 箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持する。

平成 4 年 4 月 1 日

甲 東京都	代 表 者	東京都知事	鈴木 俊 一
乙 日本赤十字社東京都支部	代 表 者	東京都支部長	鈴木 俊 一
	上記代理人	副支部長	金 平 輝 子

資料第89 都医師会等との協定（都福祉保健局）

①都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都医師会（以下「乙」という。）は、昭和51年8月17日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるよう、区市町村と必要な調整を行う。

3 乙は、前項の定めによる区市町村の医療救護活動が円滑に行われるよう、地区医師会と必要な調整を行う。

（災害医療救護計画の提出）

第2条 乙は、災害対策基本法第6条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、下記の医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

（1）災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における医療救護活動

（2）災害対策基本法第8条第2項12号による相互応援協定若しくは同法第74条第1項に基づく要請又は災害救助法第14条に基づく指示があった場合等の東京都外における医療救護活動

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき医療救護班を編成し、派遣する。

3 第1項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

（1）医師（必須） 1名

（2）看護師 1名

（3）その他事務補助 1名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

4 医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務等）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対するトリアージ

（2）傷病者に対する応急処置及び医療

（3）傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

（4）死亡の確認及び遺体の検案への協力

(5) 助産救護

(6) その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務

2 医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。

3 甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。

(指揮命令)

第6条 医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。

2 医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。

3 甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前2項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。

(医療救護班の移動等)

第7条 医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、医療救護班自らが確保する。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は医療救護班自らが確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難い場合は、甲乙協議の上、決定する。

(医薬品等の確保)

第8条 医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）の確保は、次のとおりとする。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

(医療費)

第9条 次項に定める場合を除く、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

2 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償

(3) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(4) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、（２）の近接地（職員の旅費に関する条例第２条第３項に規定する近接地を指す。）における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

２ 医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

（協議会への参画）

第12条 この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に１年延長され、以降この例による。

なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙は、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成２９年４月１日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都
東京都知事 小池百合子

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地
公益社団法人東京都医師会
会長 尾崎治夫

② 都歯科医師会「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書（平成８年２月１日）の全部を次のように改正する。

（総 則）

第１条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条 甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２ 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 歯 科 医 師 | } 若干名 |
| (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等 | |
| (3) その他の補助事務 | |

（歯科医療救護班の活動場所）

第４条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第６条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第８条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２ 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３ 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第９条 救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第１０条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の

一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通を作成し、双方記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年6月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目1番20号

乙 社団法人東京都歯科医師会

代表者 会長 西村 誠

③ 都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び東京都地域防災計画（以下「都防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、法、都防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じて地区薬剤師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区薬剤師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、法第5条の2、第8条第2項第12号、第74条第1項又は都防災計画に基づき、都内区市町村又は道府県市等において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(業務の指示)

第6条 薬剤師班が行う医療救護活動は、原則として被災自治体災害対策本部の指示による。

(薬剤師班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給・輸送)

第8条 薬剤師班が使用する医薬品等は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

3 医薬品等の輸送は、甲が必要な措置をとるものとする。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

1 この協定は、平成20年7月17日から施行する。

2 平成8年2月1日に締結された協定は、これを廃止する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成20年7月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地
乙 公益社団法人 東京都薬剤師会
代表者 会長 桑 原 辰 嘉

④ 日本助産師会「災害時の救護活動等についての協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人日本助産師会東京都支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力を努めるものとする。

3 甲は、前項に規定すること区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。
(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する業務の範囲）の実施

イ 傷病者に対する助産・保健指導に関する衛生材料等の提供

2 乙が救護所において行う活動は、救護所の医師と連携して実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア 協力に必要な助産師の派遣に要する経費

イ 衛生材料等の経費

(損害補償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）の例による。

(防災訓練への協力)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急措置救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

(協 議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙何らの申出がないときは、有効期間が1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

平成19年6月11日

甲 東京都
代表者 東京都知事 石原慎太郎

乙 社団法人日本助産師会東京都支部
代表者 東京都支部長 森田玲子

⑤ 東京都看護協会「災害時の救護活動等についての協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都看護協会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

- 第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力に努めるものとする。
- 3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 災害時において、乙は、甲が社団法人東京都医師会に対し要請する医療救護班の編成に協力するほか、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。
- ア 傷病者等に対する応急救護（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定された業務の範囲）の実施
- イ 傷病者等に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
- ウ 甲が行う医療救護活動に係る会議への参加及び活動報告
- 2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

- 第3条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。
- ア 協力に必要な看護師の派遣に要する経費
- イ 衛生材料等の経費

(損害賠償)

- 第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）の例による。

(防災訓練への参加)

- 第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

- 第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、社団法人東京都医師会に協力し、情報の共有を図りながら行うものとする。

(協 議)

- 第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成24年10月30日

甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 公益社団法人東京都看護協会
代表者 会長 嶋 森 好 子

資料第90 災害時における応急対策業務に関する協定（都総務局・都建設局）（本文360頁）

- (協定の趣旨)
- 第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急事務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。
- (協力要請)
- 第2条 東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。
- (業務の指示)
- 第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。
- (建設資機材等の提供)
- 第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。
- (費用負担)
- 第5条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。
- (請求)
- 第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。
- (協議)
- 第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲（又は所管業務局長）と乙が協議して定めるものとする。
- (雑則)
- 第8条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和50年4月1日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会長	戸田順之助
(同趣旨の協定 昭和51年4月1日)	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会長	清水忠雄
(同趣旨の協定 昭和62年4月1日)	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会長	渡邊輝
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬喜久平
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会長	林貞夫
(同趣旨の協定 平成8年7月18日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	西多摩建設業協同組合理事長	入江實

資料第91 災害時における応急復旧業務に関する協定（都建設局）

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力を行うときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第3条 甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請求）

第4条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。

（協議）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事

青 島 幸 男

乙 東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会

会 長 川 田 利 雄

資料第92 災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定（都建設局）

東京都を甲とし、石川島播磨重工業株式会社を乙、川崎重工業株式会社を丙、株式会社栗本鐵工所を丁、佐藤鉄工株式会社を戊、大同機工株式会社を己、株式会社田原製作所を庚、日立造船株式会社を辛、三菱重工業株式会社を壬とし、甲乙丙丁戊己庚辛壬間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙丙丁戊己庚辛壬に対し、甲の所管する河川管理施設のうち、水門、閘門、樋門（以下「水門等」という。）に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙丙丁戊己庚辛壬がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁戊己庚辛壬に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙丙丁戊己庚辛壬は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

3 甲が乙丙丁戊己庚辛壬に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

一 東京都建設局が所管する水門等の応急復旧

二 その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第3条 甲の要請により、乙丙丁戊己庚辛壬が前条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請 求）

第4条 乙丙丁戊己庚辛壬は、業務の終了後、甲の認定を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。

（協 議）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙丙丁戊己庚辛壬が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成9年10月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚辛壬から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書9通を作成し、甲乙丙丁戊己庚辛壬記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月1日		
甲	東京都知事	青 島 幸 男
乙	石川島播磨重工業株式会社 代表取締役社長	武 井 俊 文
丙	川崎重工業株式会社 東京本社 取締役副社長	緒 方 謙二郎
丁	株式会社栗本鐵工所 東京支社 専務取締役東京支社長	河 田 啓 吾
戊	佐藤鉄工株式会社 代表取締役社長	佐 藤 恒 夫
己	大同機工株式会社 代表取締役社長	米 倉 主基雄
庚	株式会社田原製作所 代表取締役社長	隅 出 紀 之
辛	日立造船株式会社 東京支社 鉄構事業本部営業本部長	柴 田 紀 之
壬	三菱重工業株式会社 取締役社長	増 田 信 行

（注）株式会社田原製作所の解散により、業務を豊国工業株式会社東京支店が行っている。

資料第93 災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定（都建設局）

東京都を甲とし、株式会社荏原製作所を乙、株式会社電業社機械製作所を丙、株式会社西島製作所を丁、ニイガタ原動機サービス株式会社を戊、株式会社日立製作所を己、ヤンマーディーゼル株式会社を庚とし、甲乙丙丁戊己庚間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙丙丁戊己庚に対し、甲の所管する河川管理施設のうち、排水機場に対する災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙丙丁戊己庚がこれに応じて協力を行うときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し本条第3項に掲げる業務を行う必要が生じたときは、乙丙丁戊己庚に対し、協力を要請することができるものとする。

2 乙丙丁戊己庚は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

3 甲が乙丙丁戊己庚に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

一 東京都建設局が所管する排水機場の応急復旧

二 その他甲が必要とする業務

（費用負担）

第3条 甲の要請により、乙丙丁戊己庚が前条第3項に掲げる業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

（請 求）

第4条 乙丙丁戊己庚は、業務の終了後、甲の認定を受けて第2条第3項に掲げる業務の実施に要した費用を甲に請求する。

（協 議）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙丙丁戊己庚が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成9年10月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、甲及び乙丙丁戊己庚から申出のない場合には、更に1年間延長され、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、甲乙丙丁戊己庚記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月1日	甲	東京都知事	青 島 幸 男
	乙	株式会社荏原製作所 東京事務所 営業統括部長	松 尾 明
	丙	株式会社電業社機械製作所 常務取締役営業本部長	南 保 順 二
	丁	株式会社西島製作所 東京支社 取締役支社長	伊集院 正 一
	戊	ニイガタ原動機サービス株式会社 代表取締役	大 河 原 功
	己	株式会社日立製作所 公共営業本部長	長 野 暁 史
	庚	ヤンマーディーゼル株式会社 東京支社 支社長	志 村 光 紘

（注）ヤンマーディーゼル株式会社は、社名変更により、現在はヤンマー東日本株式会社となっている。また、ニイガタ原動機サービス株式会社は社名変更により新潟原動機株式会社となっている。

資料第94 災害時における救助・救急業務に関する協定（東京消防庁）

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業（以下「業務」という。）とする。

（出場の要請）

第2条 甲は、消防署長（以下「署長」という。）をして、乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の請求及び支払）

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和41年東京都条例第84号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（建設資機材等の調査）

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

（会員名簿の提出）

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

（協 議）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（適 用）

第10条 この協定は、昭和57年2月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年2月1日

甲 東京消防庁
消防総監 曾根晃平

乙 社団法人東京建設業協会
会 長 飛島 斎

資料第95 災害時における応急対策業務に関する協定（都総務局）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人プレハブ建築協会に対し、応急仮設住宅の建設及び住宅建設資材提供等災害応急対策業務（以下「応急業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 東京都知事（以下「甲」という。）は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人プレハブ建築協会長（以下「乙」という。）に対し、応急業務の協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、可能な限り応急業務について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が応急業務に要した費用は甲が負担するものとする。

（請 求）

第5条 乙は、応急業務の終了後、甲の認定を受けてこれに要した費用を甲に請求するものとする。ただし、請求の方法は、別に定める。

（協 議）

第6条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関する必要な事項は甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第7条 この協定は、昭和54年12月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和54年12月1日

甲 東京都知事
鈴木 俊 一

乙 社団法人プレハブ建築協会長
石 橋 信 夫

資料第 96 災害時等における道路啓開等の支援に関する協定（都総務局）

東京都(以下「甲」という。)、一般社団法人日本自動車連盟(以下「乙」という。)、全日本高速道路レッカー事業協同組合(以下「丙」という。)及び一般社団法人全国ロードサービス協会(以下「丁」という。)は、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における道路啓開等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等において、甲から乙、丙及び丁に対して行う道路啓開等の支援の要請に関して必要な事項を定める。

(道路啓開等の要請)

第2条 甲は、道路啓開等の支援が必要な場合は、乙、丙及び丁に対し、次に掲げる事項を要請することができる。

- (1) 緊急通行車両の通行の妨げになる車両その他の物件(以下「車両等」という。)の移動・運搬
- (2) 車両等の保管場所の確保
- (3) 車両等の移動・運搬に関する専門的な知識を有する者の派遣

(要請に対する回答)

第3条 乙、丙及び丁は、前条の規定による要請があった場合は、最大限協力するものとし、甲に対し、支援に関し必要な事項を回答する。

(要請及び回答の方法)

第4条 第2条及び前条の規定による要請又は回答は、書面により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、書面によって要請又は回答を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請又は回答を行った場合は、速やかに当該要請又は回答について書面を作成し提出する。

(情報提供)

第5条 甲、乙、丙及び丁とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用負担)

第6条 第2条の規定による要請に基づき乙、丙及び丁が実施した業務に要する費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害時等の直前の乙、丙及び丁における価格を基準として算定する。
- 3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲、乙、丙及び丁協議の上、別途定める。

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議の上、取り決める。

(担当部署及び連絡責任者)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務に関する担当部署を定め、連絡責任者を選任するとともに、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(協議等)

第9条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定める。

2 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙丙丁のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

平成26年7月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 舩 添 要 一

乙 東京都港区芝大門一丁目1番3号
一般社団法人日本自動車連盟
代表者 会 長 小 栗 七 生

丙 東京都港区南青山一丁目10番3号
全日本高速道路レッカー事業協同組合
代表者 理事長 佐 藤 正 良

丁 東京都大田区東糀谷五丁目15番13号
一般社団法人全国ロードサービス協会
代表者 会 長 藤 来 有 二

資料第 97 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定
(都総務局)

東京都(以下「甲」という。)と東京都コンクリート圧送協同組合(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における、コンクリート圧送車及び運転士(以下「コンクリート圧送車等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 本協定は、東京都地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙のコンクリート圧送車等を活用して迅速に応急対策を実施するために、甲から乙に対して行う協力要請に関して必要な事項を定める。

(コンクリート圧送車等の報告)

第 2 条 乙は、乙の組合員(以下「組合員」という。)が保有する災害時に可動可能なコンクリート圧送車等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項のコンクリート圧送車等の保有状況等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、その保有状況等について、速やかに甲に報告するものとする。

(応急対策業務に関する要請)

第 3 条 甲は、災害時において乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、業務内容、日時場所等を指定して、コンクリート圧送車等の提供を文書により要請する。ただし、これにより難しい場合は、口頭その他適切な手段で要請することができるものとし、この場合において、甲は、要請後速やかに文書を乙に提出するものとする。

2 前項の要請は、災害の実情に応じて東京都地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い、当該分掌事務を所管する局長等(別表に掲げる者を含む。以下「局長等」という。)が行うものとする。

(コンクリート圧送車等の提供及び業務の実施)

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対しコンクリート圧送車等を提供し、組合員に応急対策業務を実施させるものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

(業務の指示)

第 5 条 業務の指示は、局長等が行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

(業務の報告)

第 6 条 乙又は組合員は、第 4 条の業務が終了したときは、局長等に報告書を提出するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 第4条の業務に要した費用は甲が負担する。

2 乙又は組合員は、前条の報告書を提出する際、第4条の業務に要した費用を甲に請求するものとする。

3 第1項の費用は、災害時の直近の乙における価格を基準として算定する。

4 甲は、乙又は組合員から第2項の請求があった場合には、所定の手続により、費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 第4条に基づく業務の実施に伴い、甲、乙及び組合員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又はコンクリート圧送車等に損害が生じた場合には、乙又は組合員は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び組合員は協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定書に定めるもののほか、本協定の実施に関し必要な事項は、あらかじめ甲及び乙が協議して定める。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙の協議の上、定める。

(雑則)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月 4日

甲 東京都
東京都知事 小 池 百合子

乙 東京都コンクリート圧送協同組合
理事長 末 藤 雅 宏

別表

東京都第一建設事務所長

東京都第二建設事務所長

東京都第三建設事務所長

東京都第四建設事務所長

東京都第五建設事務所長

東京都第六建設事務所長

東京都西多摩建設事務所長

東京都南多摩東部建設事務所長

東京都南多摩西部建設事務所長

東京都北多摩南部建設事務所長

東京都北多摩北部建設事務所長

東京都土木技術支援・人材育成センター所長

東京都東部公園緑地事務所長

東京都西部公園緑地事務所長

東京都江東治水事務所長

東京都東京港管理事務所長

東京都東京港建設事務所長

東京都東京港建設事務所高潮対策センター所長

資料第 98 自衛隊への災害派遣要請手続等関係資料（自衛隊）（本文 161 頁）

①緊急の場合の連絡先

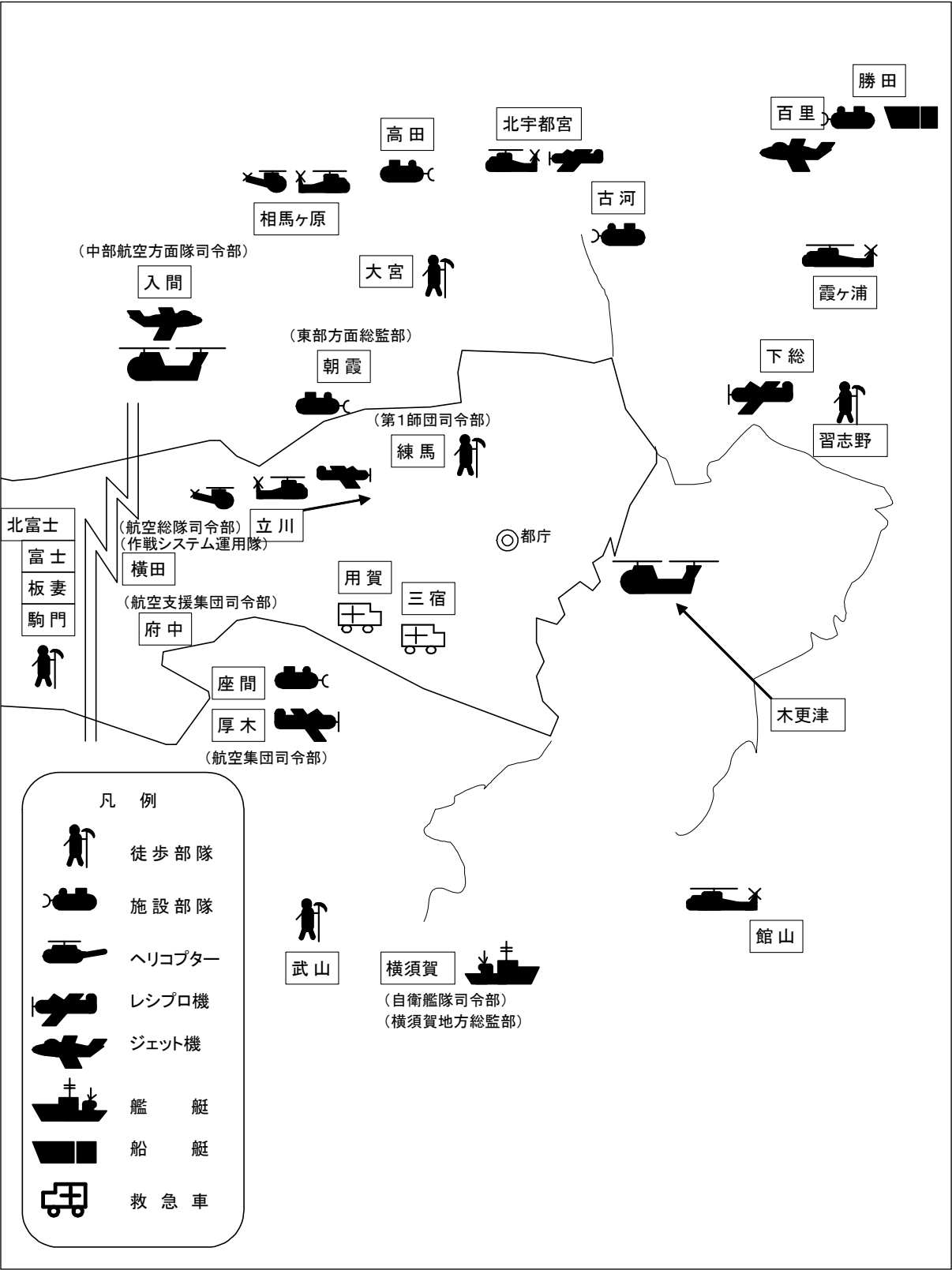
部 隊 名 等 (駐 屯 地 ・ 基 地 名)		連 絡 責 任 者	
		時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊	第 1 師団司令部 (練 馬)	第 3 部長又は同部防衛班長 (3933) 1161 内線 2230・2750	司令部当直長 (3933) 1161 内線 2708
	第 1 普通科連隊 (練 馬)	第 3 科長又は運用訓練幹部 (3933) 1161 内線 2503・2531	部隊当直司令 (3933) 1161 内線 2505
	第 1 後方支援連隊 (練 馬)	第 3 科長又は通信施設整備幹部 (3933) 1161 内線 2403・2436	部隊当直司令 (3933) 1161 内線 2405
	第 1 施設大隊 (朝 霞)	第 3 係主任又は連絡幹部 048(460) 1711 内線 4830・4832	部隊当直司令 048(460) 1711 内線 4898
海上自衛隊	横須賀地方総監部 (横須賀)	第 3 幕僚室長 又は国民保護・防災主任 046(822) 3522	オペレーション当直幕僚 046(823) 1009
	自衛艦隊司令部 (横須賀)	作戦幕僚 046(861) 8281 内線 2231	オペレーション当直幕僚 046(861) 8286
	航空集団司令部 (厚 木)	運用幕僚 0467(78) 8611 内線 4431	当直幕僚 0467(78) 8611 内線 4421
	第 4 航空群司令部 (厚 木)	作戦幕僚 0467(78) 8611 内線 2213	群当直士官 0467(78) 8611 内線 2222
	第 21 航空群司令部 (館 山)	運用幕僚 0470(22) 3191 内線 213	群当直士官 0470(22) 3191 内線 222
	第 31 航空群司令部 (岩 国)	運用幕僚 0827(22) 3181 内線 6213	群当直士官 0827(22) 3181 内線 6222
航空自衛隊	作戦システム運用 隊 (横 田)	企画科長又は防衛班長 042(553) 6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊当直 042(553) 6611 内線 2348

(注) 第 1 普通科連隊、第 1 後方支援連隊、第 1 施設大隊への連絡については、第 1 章第 8 節 2 (8) の関係担任地区市町村に限る。

②要請文の宛先（自衛隊）

区 分	宛 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 師 団 長	〒179-0081 練馬区北町 4-1-1	車両・舟艇・航空機・地上部隊による各種災害の救援活動
海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地	艦艇又は航空機をもってする人員・物資の輸送、状況偵察、通信応援等
	自衛艦隊司令官	〒237-0076 横須賀市船越町 7-73	
	より状況に 第 4 航空群司令	〒252-1101 神奈川県綾瀬市 厚木航空基地内	
	第 21 航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地	
航空自衛隊に 対するもの	作戦システム運用隊司令 (連絡窓口)	〒197-8503 福生市大字福生 2552	主として航空機による偵察・人員物資の輸送
	航空総隊司令官		
	航空支援集団司令官	〒183-8521 府中市浅間町 1-5-5	
	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山 2-3	

資料第99 風水害時の即時救援主要部隊の態勢図（自衛隊）（本文163頁）



資料第100 陸上・航空自衛隊航空機能力基準（自衛隊）（本文163頁）

（平成31年4月現在）

機 能 機 種		性 能					飛行制限		装 備 部 隊
		巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距Km	搭載能力：人 (物資：kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m	
回転翼機（ヘリコプター）	OH-6D (中型ヘリ)	239	435Km	2+2	30×30	J P-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	OH-1			2+0	35×35	〃			
	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	60JA (中型ヘリ)	240	470Km	2+12	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	AH-1S (対戦車ヘリ)	233	520Km	2+0	40×40	〃	〃	〃	
	CH-47 (大 型)	270	2.0	48	100×100	J P-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航空自衛隊
	UH-60J (中 型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	
固定翼機（レシプロ及びジェット（J））	LR-1 (連絡偵察機)	460	1,325Km	2+5	滑走420	J P-4	〃	〃	陸上自衛隊
	LR-2 (連絡偵察機)	440	1,800Km	2+8	滑走1,006	〃	〃	〃	
	U-4 (J) (多用途支援機)	M0.8	6,575Km	15	2,000×45	J P-4A	〃	〃	航空自衛隊
	U-125A (J) (捜索救難機)	820	4,000Km	4	1,500×45	〃	〃	〃	
	YS-11 (輸 送 機)	432	2.7	46 (4,600)	870×45	〃	〃	〃	
	C-1 (J) (輸 送 機)	570	3.2	64 (8,000)	640×45	〃	〃	〃	
	C-130H (輸 送 機) 愛知県小牧基地	620	4,000Km	72	1,500×45	〃	〃	〃	
	T-400 (J) (輸 送 機) 鳥取県美保基地	870	3,000Km	6	1,500×45	〃	〃	〃	
	T-4 (J) (複座連絡機)	640	1.5	2	610×45	〃	〃	〃	

	R F - 4 E (J) (複座偵察機)	720	1.5	2	800×45	〃	〃	〃	
	C - 2	890	7,600km	110 (32000)	500×45	〃	〃	〃	

資料第101 陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準（自衛隊）（本文163頁）

（平成31年4月現在）

区 分	主要作業区分	能 力	使用燃料	重 量	備 考
大型トラック	輸送一般	積載重量6 t	軽 油	8.2 t～	通称3トン半
特大型トラック	輸送一般	積載重量8.8 t	〃	10.8 t～	小数保有
大型ダンプ	工事一般	積載重量5 t	〃	9.4 t	3トン半ダンプ型
特大型	工事一般	積載重量7 t	〃		7トンドンプ型
大型水タンク車	給水・配水	積載水量5 t	〃	7.8 t	数量保有
水タンクトレーラ	給水・配水	積載水量1 t	〃	1 t	牽引式
中型救急車	患者輸送	人員11人	〃	3.9 t	中型トラック
軽レッカー車	重量物吊上げ	吊上力4.8 t	〃	14.2 t	民間型と同等
クレーン	重量物吊上げ	吊上力20 t	〃		民間型と同等
装甲人員輸送車	危険地域の 人員等輸送	人員10人	〃	11.8 t	小数保有
ドーザ	土木作業一般 障害物除去等	アタッチメント有	〃	5～19.2 t	各形式有り
特大型セミトレーラ	重量物輸送	搭載量40 t	〃	17.8 t	小数保有
油圧ショベル	土木工事一般 土砂作業等	バケット0.8m ³	〃	20 t	民間型と同等
バケットローダ	土木工事一般 土砂積み込み等	バケット1.5m ³	〃	10.8 t	民間型と同等
グレーダ	土木工事一般 整地作業等	ブレード幅3.7m	〃	11.5 t	民間型と同等
自走架柱橋	応急架橋	60m×6.7m	〃		橋梁等級42
07機動支援橋	応急架橋	60m×4.5m	〃		橋梁等級60
MGB	架設架橋	42m×4.0m	〃		橋梁等級70
92式浮橋		1個セット 104m×4.0m			橋梁等級60
渡河ボート	1 人員輸送 2 捜索救助	26人又は3.8 t	手 漕 又 は 動 力		2個1セット 舷外機をつけ動力運行
偵察ボート	捜索救助	5人又は0.9 t	手 漕		ゴムボート式
除染車	化学剤中和	積載水量2.5 t	軽 油	9.8 t	有毒化学剤の除染

冷凍冷蔵庫	給食一般	積載重量3.5 t	〃	9.5 t	民間型と同等
野外炊具1号	給食一般	200人分／45分	灯油 ガソリン	大型トラックで 牽引	トレーラ型
浄水セット	浄水・給水	7.5 t／60分	ガソリン	大型トラックで 輸送	珪藻土式
入浴セット	入浴支援	50人／60分	軽油 ガソリン	大型トラックで 輸送	練馬の湯
野外手術システム	野外施術	10～15人／1日	軽油 ガソリン	大型トラック× 4で構成	現行法では、手術不可

- 備考： 1 上記以外に自衛隊は各種の装備・資機材を保有しているが、関東地区の自衛隊の保有する災害用として使用する一般的なものを記載した。
- 2 能力の数値等は、新旧等又は、用途により各種のモデルがあり、一部概数

（平成31年4月 1 日現在）

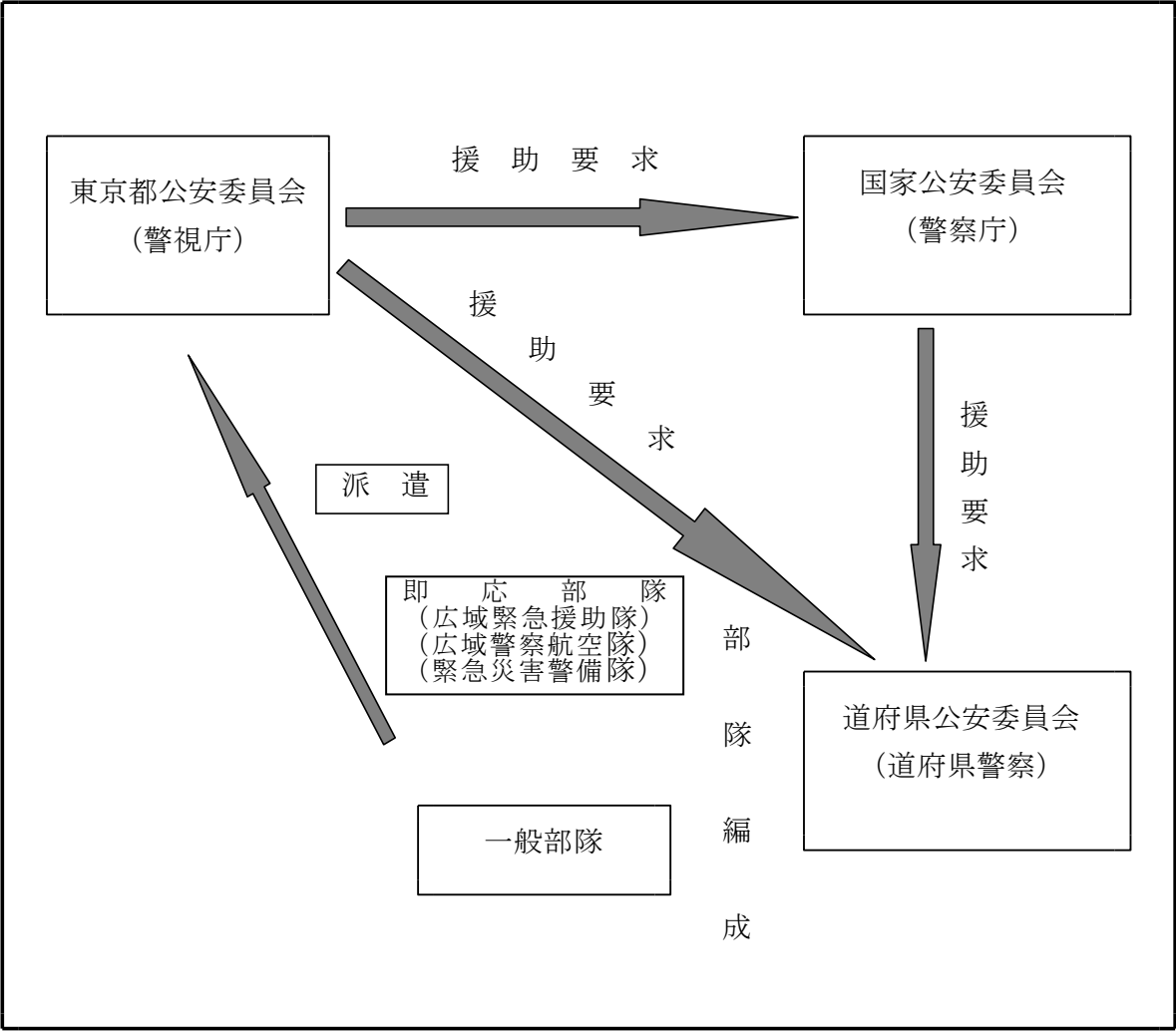
部隊名	艦艇				航空機			
	護衛艦	掃海艇 (艦)	輸送艦	その他	哨戒機	ヘリコプター		輸送機
						UH-60J SH-60J/K	(M) CH-101	
自衛艦隊等	11隻	4隻	0隻	6隻	約10機	約35機		2機
横須賀地方隊		2隻	0隻	5隻			2機	
合計	11隻	6隻	0隻	11隻	約10機	約35機	2機	2機
人員輸送能力 (1 隻 (機) 当り)	約400～ 2, 200人	約100人	約850人	約50～ 850人	8人	4～8人	約20人	約40人
物資搭載能力 (1 隻 (機) 当り)	約70～ 2, 000 t	約15 t	約2, 000 t	約15～ 300 t	約2 t	約1 t	約2 t	約3 t

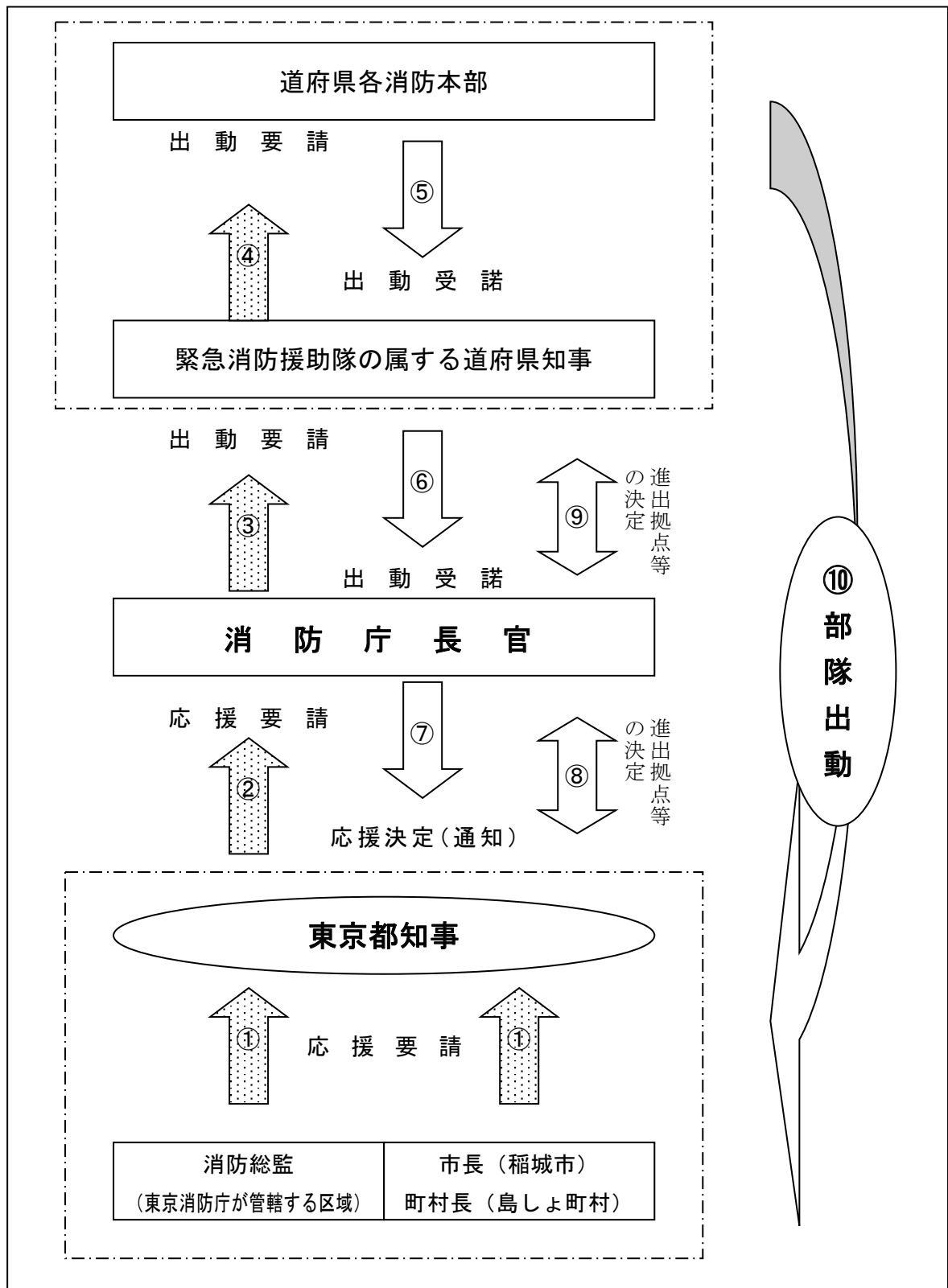
- (注) 1 この表は、主に関東周辺在籍の艦艇・航空機であり、災害発生時の行動、修理等の状況により派遣可能数は変わることがある。
- 2 艦艇・航空機の搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか1つの場合の基準を示す。
- 3 艦艇輸送能力は、海上平穏な場所における一日以内の輸送能力の基準を示すものであって、艦艇の種別、日数、気象状況、物資の形状等によって変動することがある。
- 4 航空輸送能力は、気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- 5 横須賀地方隊のヘリコプターは、砕氷艦「しらせ」に搭載のものである。
- 6 護衛艦、輸送艦は、小型舟艇2～3隻を搭載している。

海上自衛隊艦艇の接岸上の要件

	護衛艦			掃海艇	輸送艦
	DDH (約19, 950 t)	DDG (約7, 300/7, 700 t)	DD (約5, 100/4, 600 t/3, 000 t)	MSC (約500 t)	LST (約9, 000 t)
必要な水深	約12m	約13m	約12m	約6m	約10m
艦艇の長さ	約248m	約160m	約150m (130)	約60m	約180m
タグボートの要否 (型×隻数) 大型：約1, 800ps 小型：約 400ps	要 (大型×4) ※特大防舷 物×2が必要	要 (大型×2)	要 (大型×2)	否	要 (大型×2) LCACによる ビーチング可 能

資料第 103 警察災害派遣隊の派遣要請の流れ（本文 164 頁）





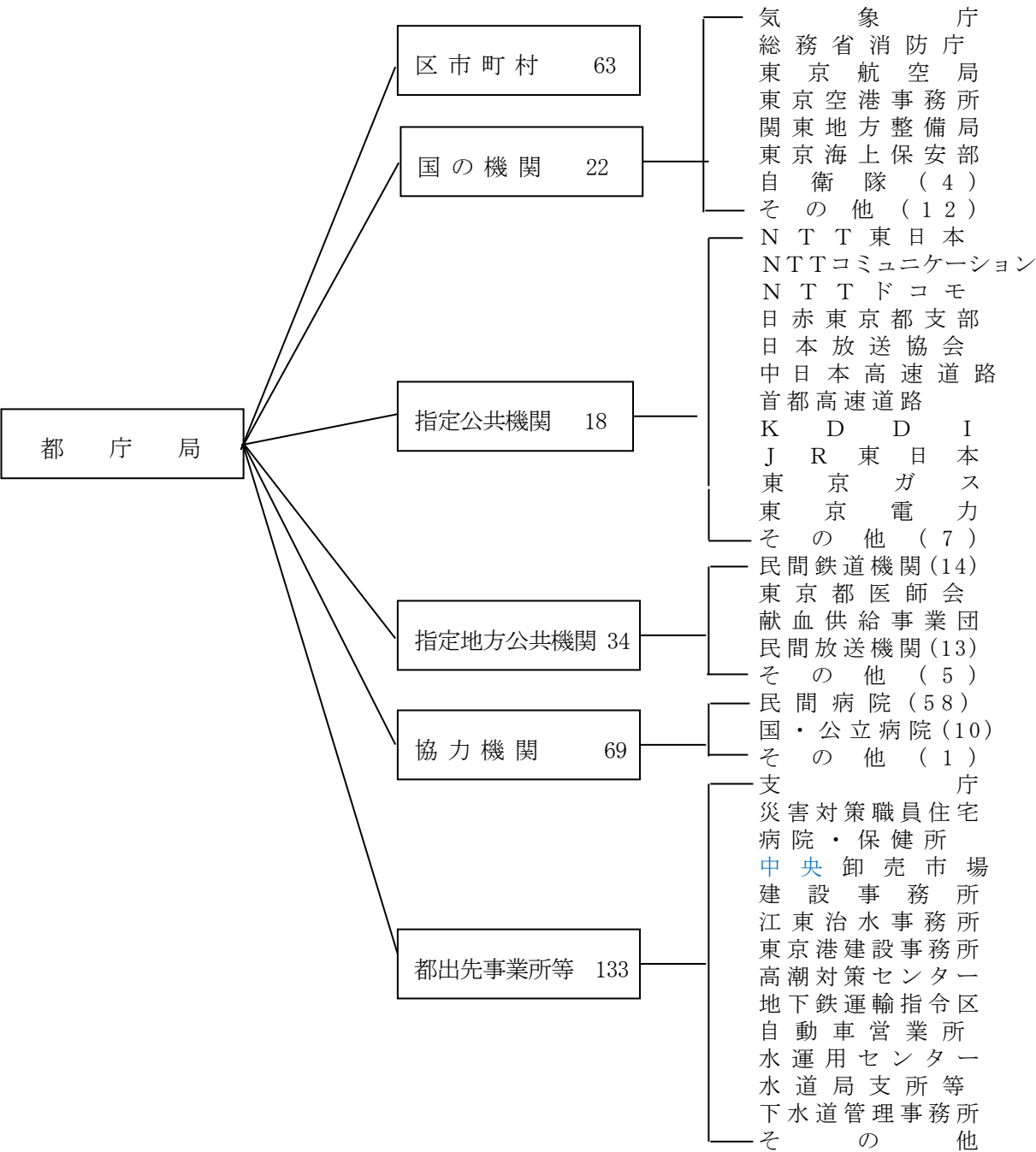
資料第105 東京都防災行政無線の概要（都総務局）（本文167頁）

①東京都防災行政無線の概要

(令和2年4月現在)

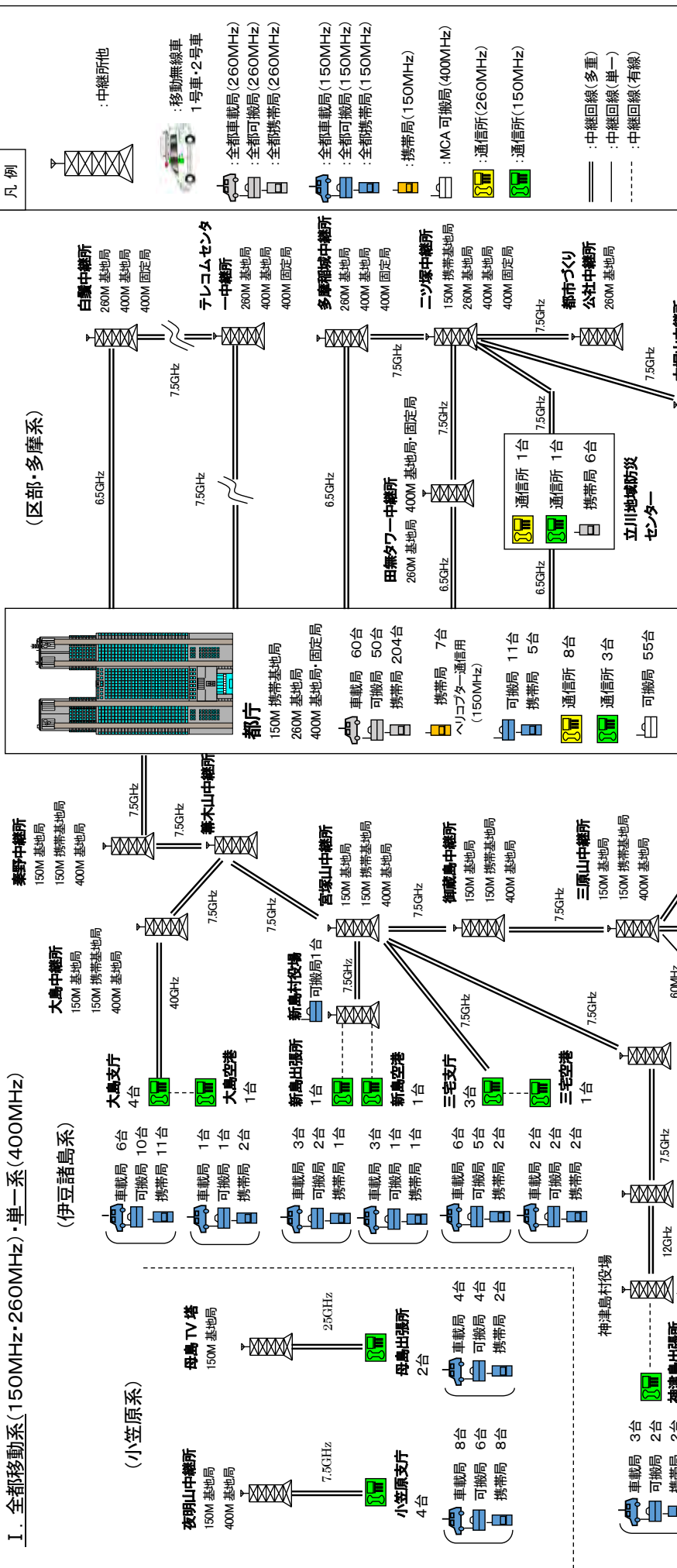
区分	固 定 系				移 動 系			衛 星 系			合 計
種別	統制局	中継局	端末局	小 計	基地局*	移動局	小 計	地球局	VSAT	小 計	
局数	2	28	332	362	31	537	568	4	16	20	950

* 移動系基地局に携帯基地局9局は含まれていない。





I. 全都移動系(150MHz・260MHz)・単一系(400MHz)



單一系無線局数内訳

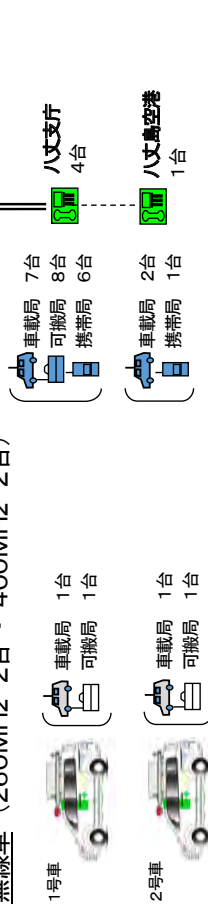
種 別	単一系 (400MHz)			
	伊豆 諸島	小笠原	都内	小計
基地局 (中継所)	6 (6)	1 (1)	6 (7)	13 (14)
可搬局 (移動車等含む)	-	-	57	57
計 々 (中継所計)	6 (6)	1 (1)	63 (64)	70 (71)

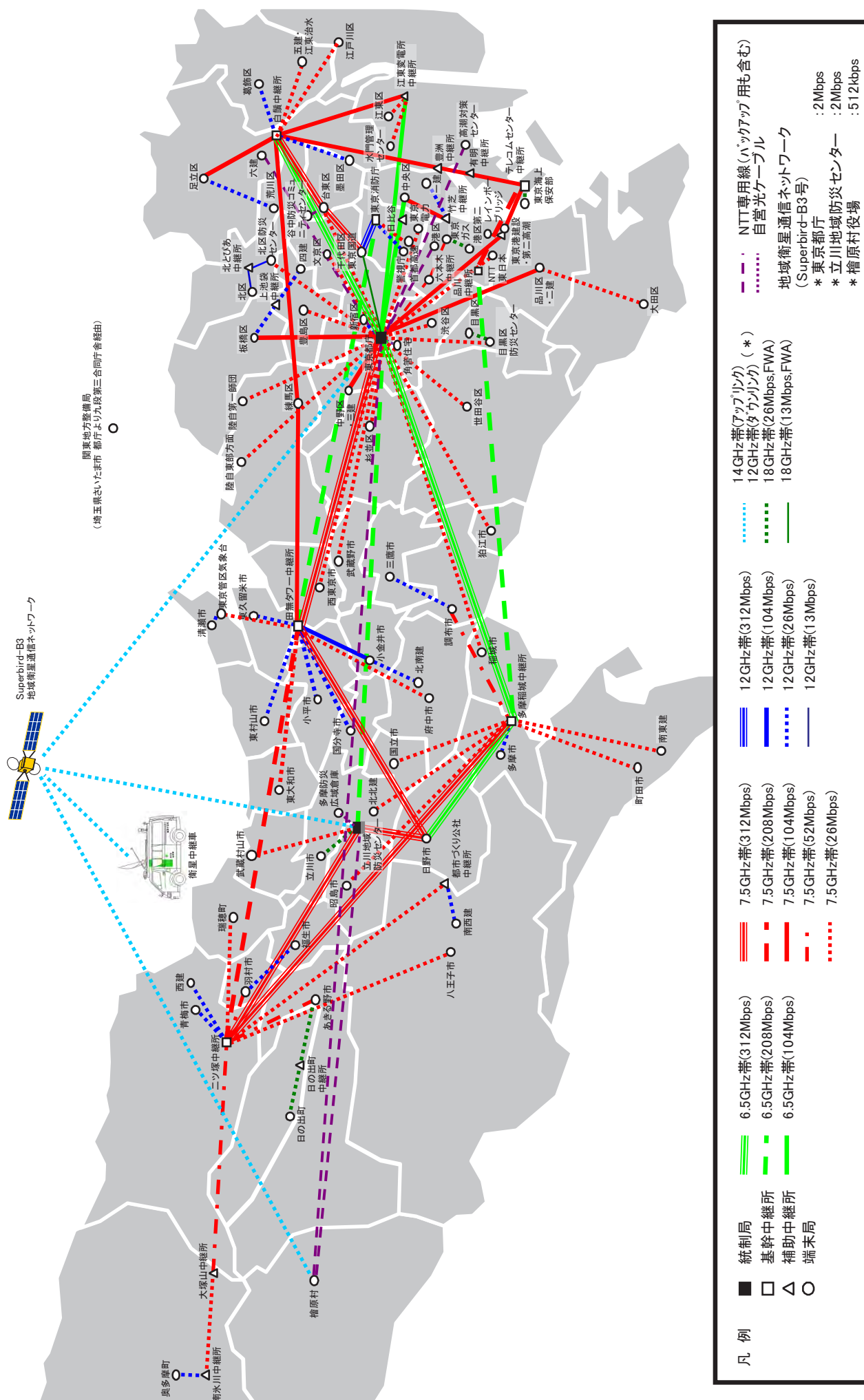
全都移動系無線局数

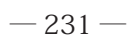
種別	全都移動島しょ系 (150MHz)				全都移動都内系 (260MHz)		携帯局
	伊豆 諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計	
基地局	7	2	—	9	8	8	9
車載	35	12	—	47	62	62	—
可搬	37	10	5	52	50	50	6
携帯	31	10	5	46	210	210	7
小計	103	32	10	145	322	322	13
計	110	34	10	154	330	330	22

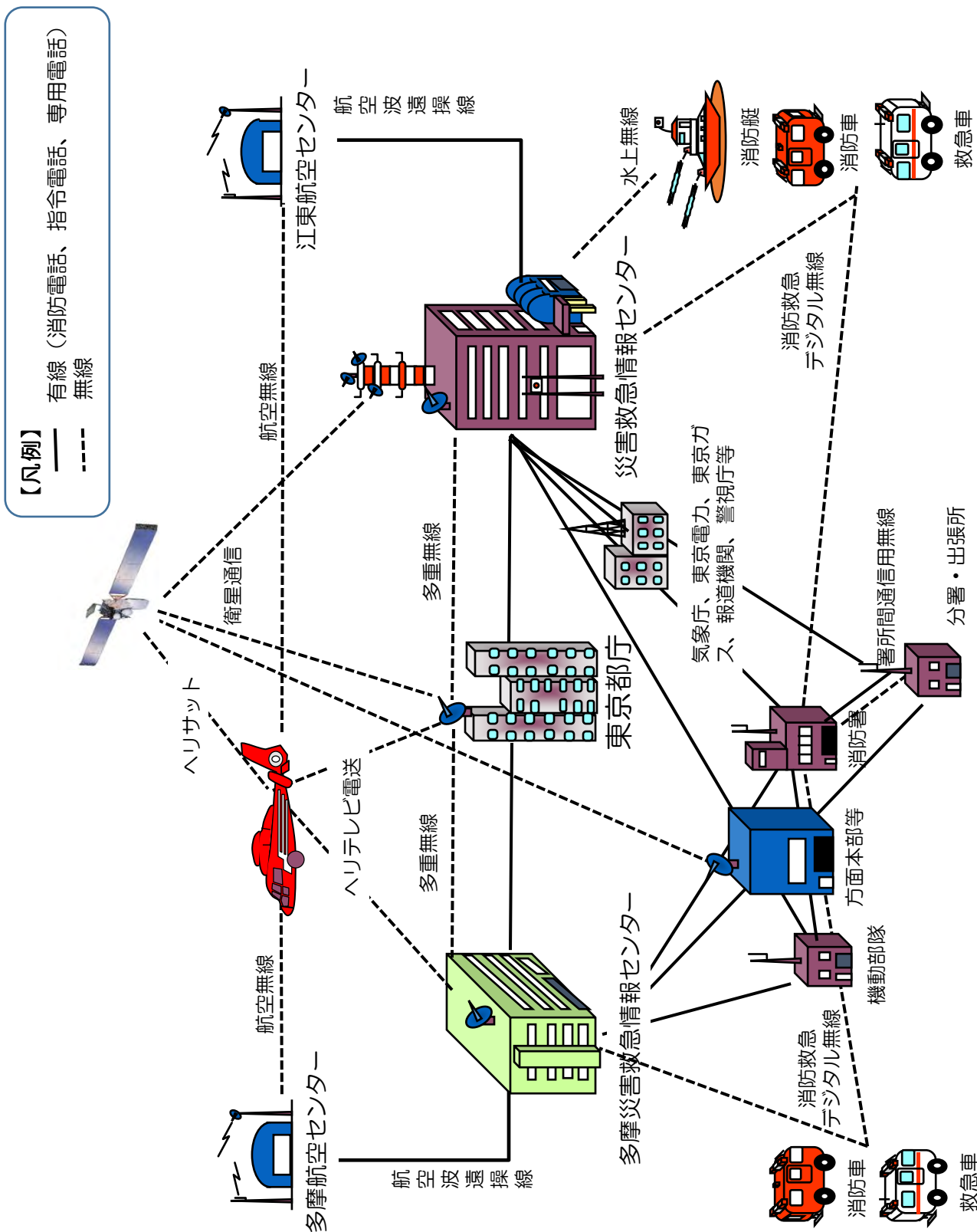
※1 島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備
※2 可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備

II. 移動無線車 (260MHz 2台・400MHz 2台)









資料第 111 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表（都総務局）（本文 167 頁）

（令和 2 年 4 月 1 日）

(1) 特 別 区

種別 団体名	区市町村防災行政無線			地域防災 無線
	固定局		移動局	
	屋 外	戸 別		
千 代 田	局 85	局 215	局 —	局 356
中 央	82	87	—	297
港	126	213	210	—
新 宿	103	423	68	196
文 京	97	472	130	62
台 東	75	—	48	104
墨 田	72	169	34	198
江 東	163	1	264	—
品 川	136	280	—	206
目 黒	65	148	266	—
大 田	250	614	—	404
世 田 谷	189	310	35	447
澁 谷	84	149	167	—
中 野	112	592	202	—
杉 並	127	758	—	225
豊 島	76	650	176	—
北	110	1,018	419	—
荒 川	103	240	—	262
板 橋	165	80	187	—
練 馬	207	1,065	217	68
足 立	193	395	—	351
葛 飾	131	200	—	229
江 戸 川	290	367	325	—
区 計	3,041	8,446	2,748	3,405

(3) 町 村

瑞 穂 町	局 49	局 56	局 41	局
日の出町	38	900	71	—
檜 原 村	32	1,150	54	—
奥多摩町	5	2,889	39	—
多摩町村計	124	4,995	205	0
大 島 町	82	—	55	—
利 島 村	4	171	—	—
新 島 村	30	1,800	53	—
神津島村	22	950	8	—
三 宅 村	46	1,712	45	—
御蔵島村	—	—	—	—
八 丈 町	41	4,294	15	—
青ヶ島村	12	—	11	—
小笠原村	20	1,603	—	—
島しょ町村計	257	10,530	187	0

(2) 市

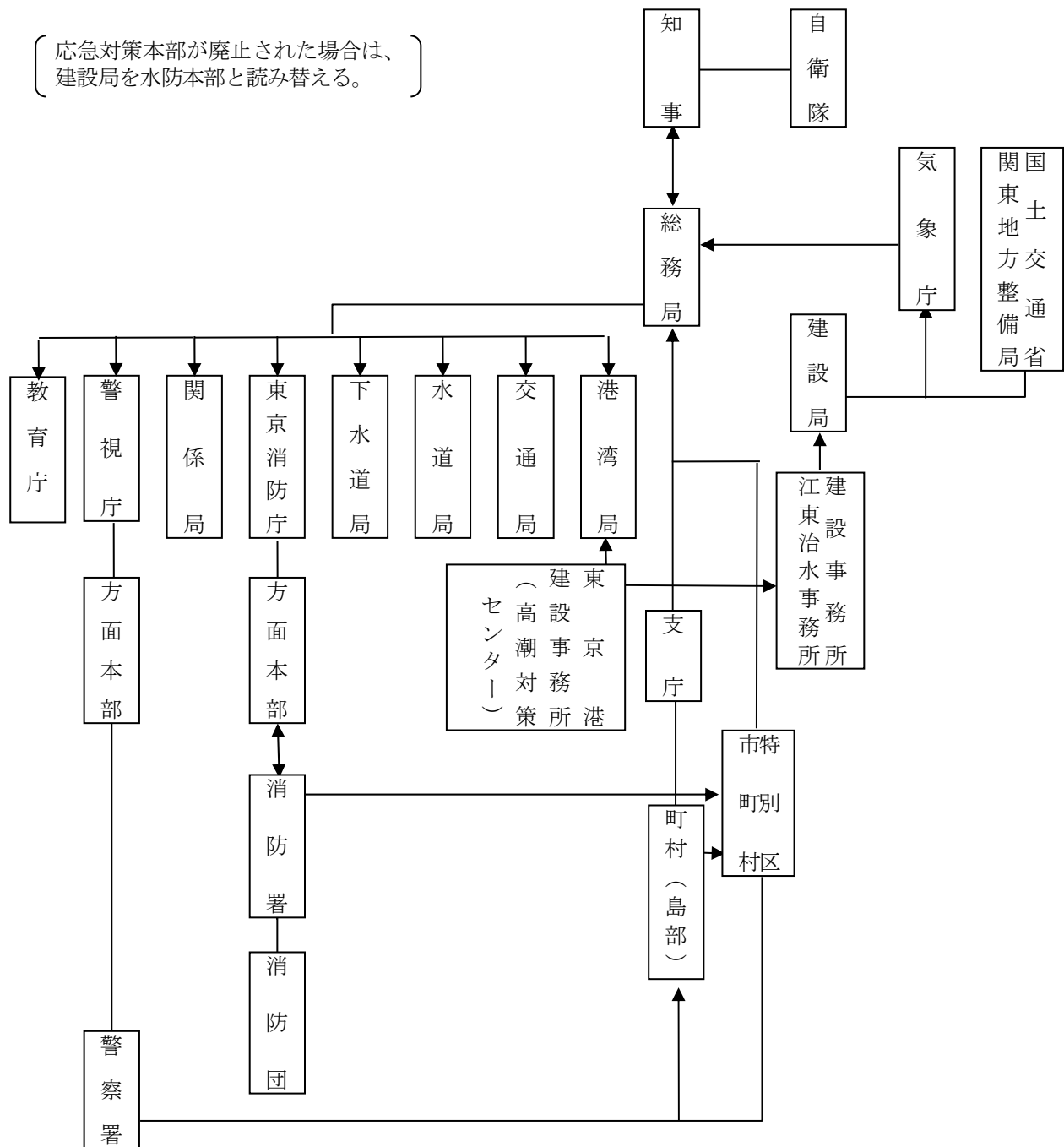
種別 団体名	区市町村防災行政無線			地域防災 無線
	固定局		移動局	
	屋 外	戸 別		
八 王 子	局 421	局 414	局 —	局 221
立 川	81	—	13	199
武 蔵 野	47	81	194	—
三 鷹	54	284	—	189
青 梅	126	—	74	—
府 中	132	48	160	—
昭 島	64	—	83	—
調 布	115	135	147	—
町 田	270	177	214	—
小 金 井	58	—	—	119
小 平	90	—	18	110
日 野	123	142	136	162
東 村 山	63	130	59	—
国 分 寺	41	—	2	—
国 立	32	—	—	98
福 生	54	170	58	—
狛 江	27	22	91	—
東 大 和	52	—	18	—
清 瀬	39	—	90	—
東久留米	49	38	5	143
武蔵村山	59	—	—	141
多 摩	114	98	78	112
稲 城	58	—	93	—
羽 村	53	—	60	—
あきる野	109	782	136	—
西 東 京	75	—	15	140
市 計	2, 406	2, 521	1, 744	1, 634

総 計	5,828	26,492	4,884	5,039
-----	-------	--------	-------	-------

資料第 112 区市町村等の通信連絡態勢(都総務局) (本文 167 頁)

機関名	内 容
区 市 町 村 及び防災機関	1 連絡態勢の確保 夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備する。 2 通信連絡責任者の選任等 都本部、都各部局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。
都	1 通常態勢時における通信連絡態勢 都本部が設置されるまでの間、都の通信連絡は、通常の勤務時間においては都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでの間は、東京都夜間防災連絡室が担当する。 2 通信連絡責任者の選任 都各部局は、前記区市町村の例と同様、通信連絡責任者を選任する。 3 本部を設置した場合の通信連絡態勢 (1) 本部が設置された場合には、原則として本部(都総務局総合防災部)に一元的に情報連絡を集約する。 (2) 都各部局は、各機関相互及び本部との連絡並びに非常配備態勢への移行等に備えて情報連絡責任者と若干の職員を配置する。 (3) 情報連絡を密にするため、都各部局は必要に応じ、情報連絡のための要員を本部に派遣する。 4 都本部設置後の通信連絡態勢 (1) 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。 (2) 都本部及び都各部局は、情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。 5 通信連絡の方法 通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。

資料第113 応急対策本部の情報連絡系統図（風水害の場合）（都総務局）（本文169頁）



（注1）関係局と教育庁以外は、東京都水防本部組織図に同じ。
（注2）関係局は、財務局、福祉保健局、病院経営本部、環境局

区分	配備先
医療	(一社)東京医薬品卸業協会
医療	商工組合日本医療機器協会
医療	(一社)日本産業・医療ガス協会
医療	(一社)日本衛生材料工業連合会
医療	大東京歯科用品商協同組合
大規模施設等	(公財)東京都歴史文化財団
大規模施設等	(公財)東京都スポーツ文化事業団
大規模施設等	(株)東京スタジアム
大規模施設等	東京都住宅供給公社
大規模施設等	東京都社会福祉保健医療研修センター
大規模施設等	東京トラフィック開発(株)
大規模施設等	(株)東京交通会館
大規模施設等	有電ビル管理(株)
宿泊施設	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
宿泊施設	(一社)全日本シティホテル連盟 本部
宿泊施設	東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合
公園	(公財)東京都公園協会
道路	(一社)東京建設業協会
道路	(一社)日本道路建設業協会
道路	(一社)東京都中小建設業協会
道路	(一社)北多摩建設業協会
道路	(一社)南多摩建設業協会
道路	西多摩建設業協同組合
道路	東日本旅客鉄道(株) 東京工事事務所
道路	西武鉄道(株) 鉄道本部工務部
道路	京王電鉄(株) 鉄道事業本部 工務部
道路	京浜急行電鉄(株) 鉄道本部
道路	京成電鉄(株) 鉄道本部建設部
道路	小田急電鉄(株) 複々線建設部
道路	全日本高速道路レッカー事業協同組合
道路	全国ロードサービス協会
道路	J A F 関東本部 東京支部
交通	(株)ゆりかもめ
河川	(公財)東京都環境公社 厩橋分室
河川	(公財)東京都環境公社 潮見分室
河川	(公財)東京都公園協会 水辺事業部水辺ライン課
港湾	東京港埠頭(株)
ライフライン	東京都下水道サービス(株)
ライフライン	東京下水道エネルギー(株)
ライフライン	下水道メンテナンス協同組合
ライフライン	(一社)東京下水道設備協会
ライフライン	(一社)日本下水道施設管理業協会
産業保安	(公社)東京都高圧ガス保安協会
産業保安	(一社)東京都LPガス協会
産業保安	(一社)東京都LPガススタンド協会
産業保安	(一社)東京都火薬類保安協会
産業保安	東京都銃砲火薬商保安協会
建築物	(一社)東京建築士会
建築物	(一社)東京都建築士事務所協会

区分	配備先
環境	(公財)東京都環境公社
環境	東京二十三区清掃一部事務組合
環境	(一社)東京都産業廃棄物協会
環境	東京たま広域資源循環組合
環境	ふじみ衛生組合
環境	柳泉園組合
環境	湖南衛生組合
環境	西多摩衛生組合
環境	多摩川衛生組合
環境	小平・村山・大和衛生組合
環境	西秋川衛生組合
環境	多摩ニュータウン環境組合
金融	(株)みずほ銀行 公務部
その他	(公財)東京都島しょ振興公社
その他	東京都島嶼町村一部事務組合
その他	(公財)東京都人権啓発センター
その他	(公財)東京税務協会
その他	(公財)東京都体育協会
その他	東京熱供給(株)
その他	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
その他	(株)東京臨海ホールディングス
災害拠点病院	東京労災病院
災害拠点病院	池上総合病院
災害拠点病院	東京新宿メディカルセンター
災害拠点病院	平成立石病院
災害拠点病院	昭和大学江東豊洲病院
災害拠点病院	森山記念病院
災害拠点病院	南町田病院
災害拠点病院	立川病院
現地機動班	都立代々木公園
現地機動班	都立砧公園
現地機動班	都立秋留台公園
現地機動班	都立東大和南公園
現地機動班	都立府中の森公園
現地機動班	都立武蔵野中央公園
現地機動班	八王子市立上柚木公園
現地機動班	八王子市立滝が原運動場
現地機動班	八王子市立富士森公園
現地機動班	多摩市立陸上競技場
現地機動班	日野市多摩川グラウンド
現地機動班	北野多目的広場
現地機動班	多摩川緑地公園グランド
現地機動班	青梅スタジアム
現地機動班	都立和田堀公園

区分	配備先
物資・物流	石油連盟
物資・物流	東京都石油商業組合
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 本社
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 京浜トラックターミナル
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 板橋トラックターミナル
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 足立トラックターミナル
物資・物流	日本自動車ターミナル(株) 葛西トラックターミナル
物資・物流	ケイヒン株式会社
物資・物流	安田倉庫株式会社
物資・物流	株式会社ウインローダー
物資・物流	株式会社ダイワコーポレーション
物資・物流	株式会社丸運
物資・物流	株式会社若洲
物資・物流	株式会社住友倉庫
物資・物流	共栄商事株式会社
物資・物流	共進倉庫株式会社
物資・物流	鴻池運輸株式会社
物資・物流	三井倉庫株式会社
物資・物流	三信倉庫株式会社
物資・物流	三菱倉庫株式会社
物資・物流	新日本物流株式会社
物資・物流	多摩運送株式会社
物資・物流	第一倉庫株式会社
物資・物流	醍醐倉庫株式会社
物資・物流	帝蚕倉庫株式会社
物資・物流	東海運株式会社
物資・物流	東京食料センター株式会社
物資・物流	東洋運輸倉庫株式会社
物資・物流	東洋埠頭株式会社
物資・物流	内外日東株式会社
物資・物流	楠原輸送株式会社
物資・物流	日本ロジスティック株式会社
物資・物流	日本通運株式会社
物資・物流	平田倉庫株式会社
物資・物流	澁澤倉庫株式会社
物資・物流	東京倉庫協会
物資・物流	岩崎倉庫株式会社
物資・物流	斉藤倉庫株式会社
物資・物流	東京ロジファクトリー株式会社
物資・物流	中野倉庫運輸株式会社
物資・物流	船橋倉庫
物資・物流	毛利倉庫
物資・物流	塩浜倉庫
物資・物流	南千住倉庫
物資・物流	西新小岩倉庫
物資・物流	北烏山倉庫
物資・物流	城南大橋第二倉庫
物資・物流	麻布十番駅地下倉庫
物資・物流	清澄白河駅地下倉庫
物資・物流	西多摩福祉事務所(倉庫)

区分	配備先
物資・物流	(一社)全国清涼飲料工業会
物資・物流	東京都生活協同組合連合会
物資・物流	(一社)日本即席食品工業協会
物資・物流	(株)ヤマタネ
物資・物流	全農パールライス(株)
物資・物流	東京山手食糧販売協同組合
物資・物流	木徳神糧(株)
物資・物流	(株)イクタツ
物資・物流	(株)ニュー・ノザワ・フーズ
物資・物流	(株)カーギルジャパン
物資・物流	三多摩食糧卸協同組合
物資・物流	(株)神明
物資・物流	東光食品(株)
物資・物流	イオン(株)
物資・物流	アサヒグループホールディングス(株)
物資・物流	味の素(株)
物資・物流	(株)伊藤園
物資・物流	伊藤忠食品(株)
物資・物流	花王(株)
物資・物流	加藤産業(株)
物資・物流	キューピー(株)
物資・物流	キリン(株)
物資・物流	国分(株)
物資・物流	サッポログループマネジメント(株)
物資・物流	サントリー食品インターナショナル(株)
物資・物流	(株)資生堂
物資・物流	(合)西友
物資・物流	日清食品ビジネスサポート(株)
物資・物流	(株)日本アクセス
物資・物流	日本コカ・コーラ(株)
物資・物流	(株)Paltac
物資・物流	ひかり味噌(株)
物資・物流	三菱食品(株)
物資・物流	(株)明治
物資・物流	森永製菓(株)
物資・物流	森永乳業(株)
物資・物流	雪印メグミルク(株)
物資・物流	ライオン(株)
物資・物流	(株)ライフコーポレーション
物資・物流	(株)ローソン

区分	配備先
一時滞在施設	東京しごとセンター
一時滞在施設	千代田都税事務所
一時滞在施設	(公財) 東京都中小企業振興公社
一時滞在施設	スクワール麹町
一時滞在施設	日比谷グリーンサロン
一時滞在施設	緑と水の市民カレッジ
一時滞在施設	東京都立一橋高等学校
一時滞在施設	東京舞台芸術活動支援センター
一時滞在施設	東京都立晴海総合高等学校
一時滞在施設	ニューピア竹芝ノースタワー(ニューピアホール)
一時滞在施設	ホテルアジュール竹芝
一時滞在施設	東京都島しょ農林水産総合センター
一時滞在施設	台場フロンティアビル
一時滞在施設	東京都立三田高等学校
一時滞在施設	東京都計量検定所
一時滞在施設	東京都立芝商業高等学校
一時滞在施設	東京都立六本木高等学校
一時滞在施設	東京都立総合芸術高等学校
一時滞在施設	新宿都税事務所
一時滞在施設	消防博物館
一時滞在施設	東京都立戸山高等学校
一時滞在施設	東京都立中央・城北職業能力開発センター
一時滞在施設	東京都立小石川中等教育学校
一時滞在施設	東京都立向丘高等学校
一時滞在施設	東京都立竹早高等学校
一時滞在施設	東京都立工芸高等学校
一時滞在施設	東京都立忍岡高等学校
一時滞在施設	東京都立浅草高等学校
一時滞在施設	上野グリーンサロン
一時滞在施設	台東都税事務所
一時滞在施設	東京都立蔵前工業高等学校
一時滞在施設	東京都立産業貿易センター台東館
一時滞在施設	東京都立白鷗高等学校
一時滞在施設	東京都立皮革技術センター
一時滞在施設	東京都立墨田川高等学校
一時滞在施設	本所都民防災教育センター
一時滞在施設	東京都立両国高等学校
一時滞在施設	東京都立日本橋高等学校
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター本部
一時滞在施設	タイム24ビル
一時滞在施設	テレコムセンタービル
一時滞在施設	東京国際展示場
一時滞在施設	T F Tビル
一時滞在施設	有明パークビル
一時滞在施設	有明フロンティアビル
一時滞在施設	江東都税事務所
一時滞在施設	東京都立城東職業能力開発センター
一時滞在施設	東京都立大江戸高等学校
一時滞在施設	東京都立深川高等学校
一時滞在施設	若洲海浜公園ヨット訓練所
一時滞在施設	東京都立墨田工業高等学校
一時滞在施設	有明テニスの森公園テニス施設
一時滞在施設	東京都立産業技術高等専門学校 品川キャンパス

区分	配備先
一時滞在施設	東京都立城南職業能力開発センター
一時滞在施設	大井ふ頭中央海浜公園 (スポーツセンター)
一時滞在施設	東京都立小山台高等学校
一時滞在施設	東京都立大崎高等学校
一時滞在施設	東京都写真美術館
一時滞在施設	東京都立駒場高等学校
一時滞在施設	東京都立桜修館中等教育学校
一時滞在施設	東京都立城南職業能力開発センター大田校
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター城南支所
一時滞在施設	東京都立大田桜台高等学校
一時滞在施設	東京都立世田谷総合高等学校
一時滞在施設	駒沢オリンピック公園総合運動場
一時滞在施設	東京都立松原高等学校
一時滞在施設	東京都立総合工科高等学校
一時滞在施設	東京都立園芸高等学校
一時滞在施設	東京都立深沢高等学校
一時滞在施設	東京消防庁消防学校
一時滞在施設	東京ウィメンズプラザ
一時滞在施設	東京都立青山高等学校
一時滞在施設	東京都立広尾高等学校
一時滞在施設	東京都立稔ヶ丘高等学校
一時滞在施設	中野都税事務所
一時滞在施設	東京都立鷺宮高等学校
一時滞在施設	東京都立武蔵丘高等学校
一時滞在施設	東京都立富士高等学校
一時滞在施設	東京都立杉並高等学校
一時滞在施設	池袋都民防災教育センター(池袋防災館)
一時滞在施設	東京都労働相談情報センター池袋事務所
一時滞在施設	東京都立文京高等学校
一時滞在施設	東京都立豊島高等学校
一時滞在施設	東京都障害者総合スポーツセンター
一時滞在施設	東京都立王子総合高等学校
一時滞在施設	東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校
一時滞在施設	東京都立赤羽商業高等学校
一時滞在施設	荒川都税事務所
一時滞在施設	首都大学東京 荒川キャンパス
一時滞在施設	東京都立荒川工業高等学校
一時滞在施設	東京都立板橋有徳高等学校
一時滞在施設	東京都立中央・城北職業能力開発センター板橋校
一時滞在施設	東京都立板橋高等学校
一時滞在施設	東京都立練馬高等学校
一時滞在施設	東京都立第四商業高等学校
一時滞在施設	東京都立練馬工業高等学校
一時滞在施設	東京都立光丘高等学校
一時滞在施設	東京都立足立東高等学校
一時滞在施設	東京都立荒川商業高等学校
一時滞在施設	東京都立足立西高等学校
一時滞在施設	東京都立足立新田高等学校
一時滞在施設	足立都税事務所
一時滞在施設	東京都立淵江高等学校
一時滞在施設	東京武道館
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター城東支所
一時滞在施設	東京都立南葛飾高等学校

区分	配備先
一時滞在施設	東京都立葛西工業高等学校
一時滞在施設	東京都立城東職業能力開発センター江戸川校
一時滞在施設	東京都立篠崎高等学校
一時滞在施設	東京都立江戸川高等学校
一時滞在施設	東京都立葛西南高等学校
一時滞在施設	東京都立小松川高等学校
一時滞在施設	東京都立八王子拓真高等学校
一時滞在施設	東京都立多摩職業能力開発センター八王子校
一時滞在施設	東京都立松が谷高等学校
一時滞在施設	八王子都税事務所
一時滞在施設	東京都労働相談情報センター八王子事務所
一時滞在施設	東京都立南多摩中等教育学校
一時滞在施設	東京都立八王子桑志高等学校
一時滞在施設	東京都立八王子北高等学校
一時滞在施設	東京都立立川国際中等教育学校
一時滞在施設	立川都民防災教育センター（立川防災館）
一時滞在施設	（公財）東京都農林水産振興財団（立川庁舎）
一時滞在施設	東京都立立川高等学校
一時滞在施設	東京都立三鷹中等教育学校
一時滞在施設	東京都立多摩高等学校
一時滞在施設	東京都青梅合同庁舎
一時滞在施設	（公財）東京都農林水産振興財団（青梅庁舎）
一時滞在施設	東京都立青梅総合高等学校
一時滞在施設	東京都立府中東高等学校
一時滞在施設	東京都立府中工業高等学校
一時滞在施設	東京都立農業高等学校
一時滞在施設	東京都立府中高等学校
一時滞在施設	東京都立多摩職業能力開発センター府中校
一時滞在施設	東京都立府中西高等学校
一時滞在施設	東京都立産業技術研究センター多摩テクノプラザ
一時滞在施設	東京都立産多摩職業能力開発センター
一時滞在施設	東京都立昭和高等学校
一時滞在施設	味の素スタジアム（調布庁舎）
一時滞在施設	東京都立町田工業高等学校
一時滞在施設	東京都立町田総合高等学校
一時滞在施設	東京都立成瀬高等学校
一時滞在施設	江戸東京たてもの園
一時滞在施設	東京都立多摩科学技術高等学校
一時滞在施設	東京都立小金井北高等学校
一時滞在施設	東京都立小平西高等学校
一時滞在施設	東京都立小平高等学校
一時滞在施設	東京都立小平南高等学校
一時滞在施設	東京都立日野台高等学校
一時滞在施設	首都大学東京 日野キャンパス
一時滞在施設	東京都立南平高等学校
一時滞在施設	東京都立東村山高等学校
一時滞在施設	東京都立国分寺高等学校
一時滞在施設	東京都労働相談情報センター国分寺事務所
一時滞在施設	東京都立国立高等学校
一時滞在施設	東京都多摩障害者スポーツセンター
一時滞在施設	東京都立第五商業高等学校
一時滞在施設	東京都立福生高等学校
一時滞在施設	東京都立多摩工業高等学校

区分	配備先
一時滞在施設	東京都立東大和高等学校
一時滞在施設	東京都立清瀬高等学校
一時滞在施設	東京都立東久留米総合高等学校
一時滞在施設	東京都立上水高等学校
一時滞在施設	東京都立武蔵村山高等学校
一時滞在施設	東京都立永山高等学校
一時滞在施設	東京都立若葉総合高等学校
一時滞在施設	東京都立羽村高等学校
一時滞在施設	東京都立五日市高等学校
一時滞在施設	東京都立秋留台高等学校
一時滞在施設	東京都立瑞穂農芸高等学校
一時滞在施設	立川都税事務所
一時滞在施設	立川都税事務所小平都税支所
一時滞在施設	京浜島勤労厚生会館
一時滞在施設	品川都税事務所
一時滞在施設	お台場海浜公園
一時滞在施設	板橋都税事務所
一時滞在施設	江戸川都税事務所
一時滞在施設	東京都立豊多摩高等学校
一時滞在施設	東京都立農芸高等学校
一時滞在施設	東京都立調布南高等学校
一時滞在施設	武蔵野の森総合スポーツプラザ
一時滞在施設	東京都立富士森高等学校
一時滞在施設	東京都立翔陽高等学校
一時滞在施設	東京都立町田高等学校
一時滞在施設	東京都立小川高等学校
一時滞在施設	東京都立足立工業高等学校
一時滞在施設	東京都立上野高等学校
一時滞在施設	東京都立橘高等学校
一時滞在施設	東京都立第三商業高等学校
一時滞在施設	東京都立千早高等学校
一時滞在施設	東京都立北豊島工業高等学校
一時滞在施設	東京都立本所高等学校
一時滞在施設	東京都立国際高等学校
一時滞在施設	東京都立第一商業高等学校

資料第115 電報サービスの優先利用について（NTT東日本）（本文170頁）

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話）

(1) 非常通話とは

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話（以下「非常扱いの通話」と言う。）は、他の手動通話に先立って接続する。

(2) 非常扱いの通話の内容等

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地象の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの通話とは

非常扱いの通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する手動通話（以下「緊急扱いの通話」と言います。）は、他の手動通話（非常扱いの通話を除きます。）に先立って接続する。

(4) 緊急扱いの通話の内容等

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知

通 話 の 内 容	機 関 等
	った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とする事項	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前表及びこの欄の(3)までのものを除く。）相互間

(非常扱いの電報及び緊急扱いの電報の伝送及び配達の順序)

(1) 非常扱いの電報の伝送及び配達の順序

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」と言う。）は、他の電報に先立って伝送及び配達する。

(2) 非常扱いの電報の内容

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます。）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信設備の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(3) 緊急扱いの電報の内容

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける

場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記1の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記2の病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

別記1（新聞社等の基準）（NTT東日本）

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規程する基幹放送事業者及び同条第24号に規程する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別記2 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院（NTT東日本）

名 称	位 置	あ て 名
小樽掖済会病院	小樽市色内1の10の17	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂51	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町4の66	ナゴヤエキサイ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	オオサカエキサイ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	コウベエキサイ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	モジエキサイ

名 称	位 置	あ て 名
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ナカサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町 43 の 1 横浜船員保険病院内	センボムセンリョウセンター又は ヨコハマセンインホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	オオサカセンインホケン

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話の及び電報の請求）

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	1 非常扱い通話は、やむを得ない特別の理由がある場合を除き、あらかじめ受持ちのNTT東日本営業支店の承諾を受けた番号の加入電話によるものとする。 2 非常扱い通話の請求に当たっては、前記の承諾を受けた利用機関等が通話の必要がある場合は、市外局番なし「102番」をダイヤルし、非常扱い通話申込経由を告げて申し込むものとします。 あらかじめ届けていない加入電話でも非常扱い電話に該当することが確認できるときは、非常扱い電話として受付ける。
緊 急 扱 い 通 話	非常扱い通話の請求方法に準ずる。
非常扱い及び緊急扱い電報	1 非常扱い及び緊急扱い電報は、電報取扱営業窓口であれば、どこでも発信できる。 また、加入電話から申し込む場合は下記へ申し込む。 「115」（8時～22時） 「0120-000-115」（22時～翌8時） 2 非常扱い及び緊急扱い電報を発信するときは、発信人は「非常扱い及び緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話の接続及び電報の電送順位）

区 分	内 容
非 常 扱 い 通 話	他の市外通話、緊急扱い通話に優先して接続する。
緊 急 扱 い 通 話	他の市外通話に優先して接続する。
非 常 扱 い 電 報	非常扱い電報は、他の電報に先立って伝送及び配達する。
緊 急 扱 い 電 報	緊急扱い電報は、他の電報（非常扱い電報を除く）に先立って伝送及び配達する。

（手動接続（電話交換手扱）で優先的に接続する非常・緊急通話及び電報の料金）

区 分	内 容
非 常 及 び 緊 急 扱 い 通 話	料金は普通通話料と同額とする。
非 常 及 び 緊 急 扱 い 電 報	料金は普通電報と同額とする。

資料第116 アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定書（都総務局）

（本文170頁）

アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づき、東京都（以下「甲」という。）が、災害時における情報収集活動に対し、社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「乙」という。）に協力を求めるときの必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における被災情報等の収集にあたり必要と認めるときは、乙に対し、情報の収集活動の協力を要請することが出来る。

（情報収集）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、可能な限り情報を収集し甲に提供するものとする。

（情報の内容）

第4条 甲が乙に要請する情報内容は、次によるものとする。

- （1）被災状況に関するもの
- （2）その他甲が災害対策上必要とするもの

（ボランティア活動）

第5条 甲の要請に基づくアマチュア無線局の活動はボランティア活動とし、情報収集によって生じる二次災害などの危険負担などは、乙の責任において対処するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請による情報収集に係る費用は無償とする。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することが出来、甲はそれに協力するものとする。

（疑義の決定方法）

第9条 この協定の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙のいずれからもなんら申出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成19年3月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都豊島区巣鴨一丁目14番5号

社団法人日本アマチュア無線連盟

代表者 会長 原 昌三

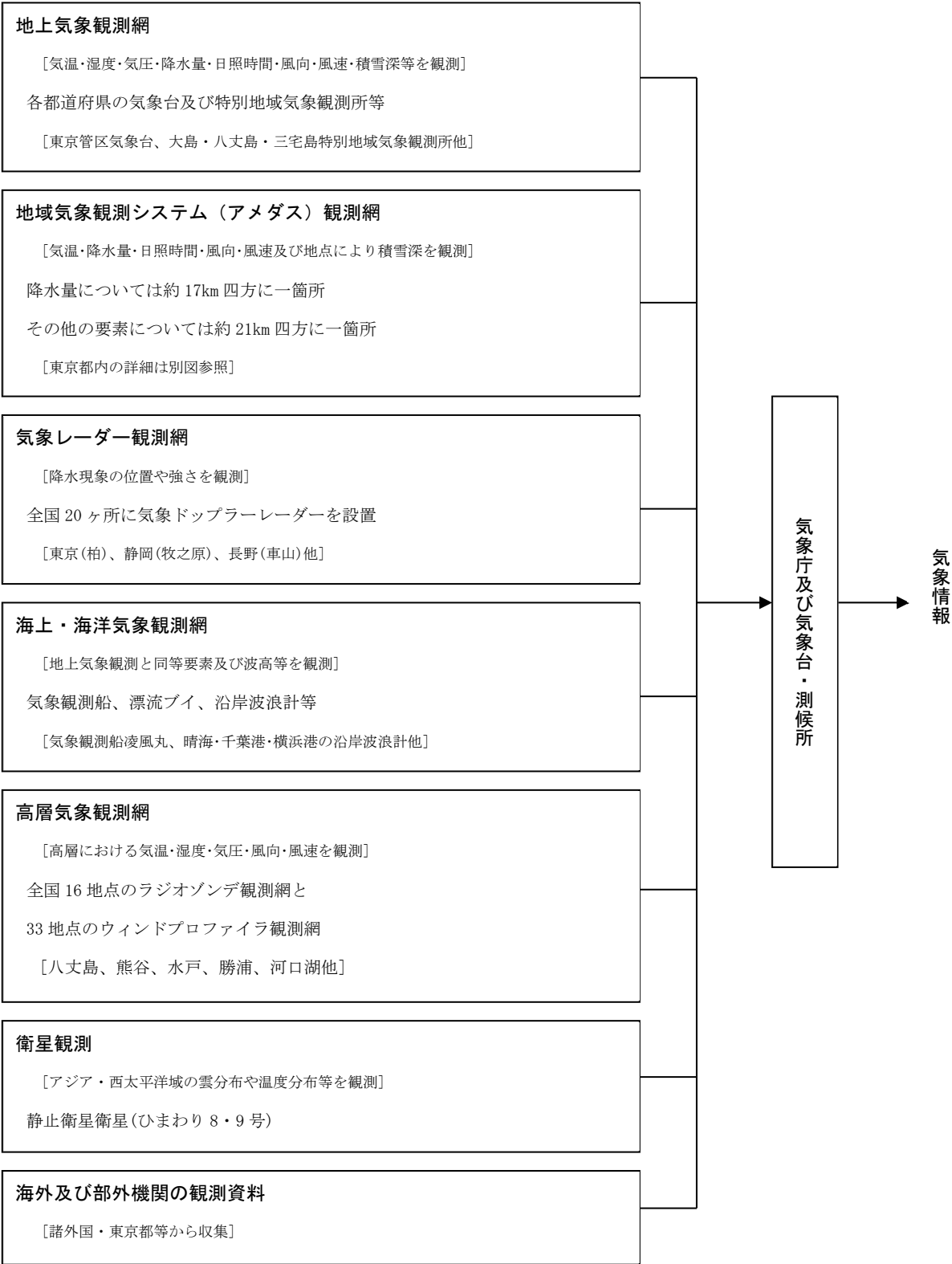
資料第117 非常通信協議会の構成表（総務省、関東総合通信局）（本文170頁）

（令和2年4月現在）

協議会名等	構 成 表
中央非常通信協議会 結成地域：全国一円 （所在地：東京）	総務省、消防庁、内閣府、警察庁、防衛省、法務省、林野庁、水産庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、スカパーJSAT(株)、ソフトバンク(株)、一般財団法人自治体衛星通信機構、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、全国消防長会、電気事業連合会、電源開発(株)、西日本電信電話(株)、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人移動無線センター、一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本赤十字社、日本通運(株)、日本電信電話(株)、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、東日本電信電話(株)、独立行政法人水資源機構
関東地方非常通信協議会 結成地域：関東総合通信局の管轄する区域 （所在地：東京）	関東総合通信局、内閣府、気象庁、東京管区气象台、海上保安庁、第三管区海上保安本部、関東管区警察局、関東管区警察局茨城県情報通信部、関東管区警察局栃木県情報通信部、関東管区警察局群馬県情報通信部、関東管区警察局埼玉県情報通信部、関東管区警察局千葉県情報通信部、関東管区警察局神奈川県情報通信部、関東管区警察局山梨県情報通信部、東京都警察情報通信部、茨城県警察本部、栃木県警察本部、群馬県警察本部、埼玉県警察本部、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、山梨県警察本部、国土交通省東京航空局、国土交通省関東地方整備局港湾空港部、国土交通省関東地方整備局企画部、日本郵便(株)関東支社、日本郵便(株)南関東支社、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、東京都、山梨県企業局、警視庁、東京消防庁、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市、横須賀市、日立市、栃木県市長会、栃木県町村会、群馬県市長会、群馬県町村会、埼玉県町村会、神奈川県市長会、神奈川県町村会、山梨県市長会、山梨県町村会、茨城県市長会、茨城県町村会、全国消防長会関東支部、独立行政法人水資源機構、東日本電信電話(株)東京事業部、東日本電信電話(株)茨城支店、東日本電信電話(株)栃木支店、東日本電信電話(株)群馬支店、東日本電信電話(株)埼玉事業部、東日本電信電話(株)千葉事業部、東日本電信電話(株)山梨支店、東日本電信電話(株)神奈川県事業部、(株)エヌ・ティ・ティエムイー、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)小山テクニカルセンター、スカパーJSAT(株)、ソフトバンク(株)、日本放送協会放送技術局、日本放送協会水戸放送局、日本放送協会宇都宮放送局、日本放送協会前橋放送局、日本放送協会さいたま放送局、日本放送協会千葉放送局、日本放送協会横浜放送局、日本放送協会甲府放送局、(株)TBSテレビ、(株)TBSラジオ、(株)文化放送、(株)ニッポン放送、日本テレビ放送網(株)、(株)フジテレビジョン、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)日経ラジオ社、(株)茨城放送、(株)栃木放送、(株)とちぎテレビ、群馬テレビ(株)、(株)テレビ埼玉、千葉テレビ放送(株)、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)テレビ神奈川、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)エフエム東京、(株)J-WAVE、東京メトロポリタンテレビジョン(株)、(株)エフエム栃木、(株)エフエム群馬、横浜エフエム放送(株)、(株)エフエムナックファイブ、(株)ベイエフエム、(株)エフエム富士、東京電力パワーグリッド(株)、電源開発(株)、日本原子力発電(株)、東京ガス(株)、(株)関電工、東日本旅客鉄道(株)東京支社、東日本旅客鉄道(株)水戸支社、東日本旅客鉄道(株)千葉支社、東海旅客鉄道(株)新幹線鉄道事業本部、東海旅客鉄道(株)静岡支社、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、西武鉄道(株)、東急電鉄(株)、東武鉄道(株)、京成電鉄(株)、富士急行(株)、日本航空(株)、全日本空輸(株)、大島旅客自動車(株)、山梨交通(株)、日本通運(株)首都圏支店、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、中日本高速道路(株)東京支社、東日本高速道路(株)関東支社、一般社団法人関東自動車無線協会、一般財団法人移動無線センター、日本赤十字社東京都支部、日本赤十字社茨城県支部、日本赤十字社栃木県支部、日本赤十字社群馬県支部、日本赤十字社埼玉県支部、日本赤十字社千葉県支部、日本赤十字社神奈川県支部、日本赤十字社山梨県支部、一般社団法人日本アマチュア無線連盟関東地方本部、一般社団法人日本アマチュア無線連盟東京都支部、一般社団法人日本アマチュア無線連盟茨城県支部、鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会、関東漁業無線連合会、太平洋セメント(株)、総合警備保障(株)、関東新聞通信無線連盟、(株)ウェザーニューズ、日本銀行、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、(株)三菱UFJ銀行、(株)足利銀行、(株)日本デジコム、アイピースタージャパン(株)、事業継続対策コンソーシアム

資料第118 気象資料等収集系統図（気象庁）（本文172頁）

次の資料を収集し、提供する

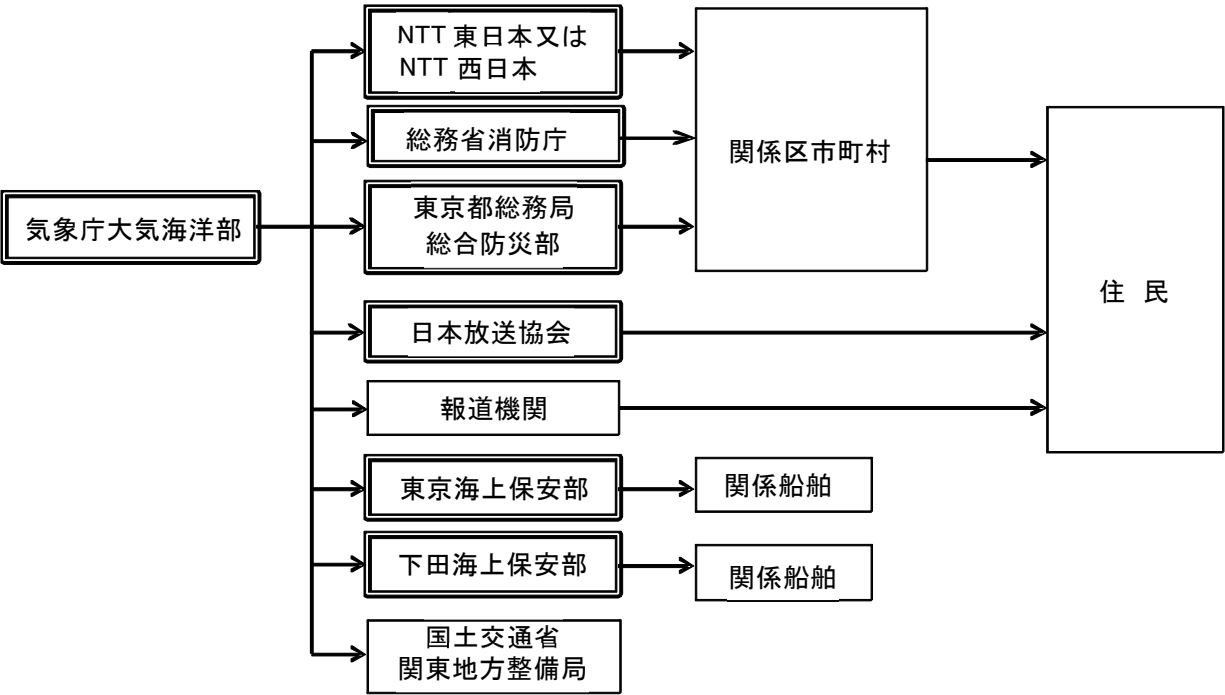


東京都のアメダス観測網（別図）



シンボル	観測所の種類	観測要素
■	気象台	気温・降水量・風向風速・日照時間・積雪深・湿度・気圧
■	測候所・特別地域気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	地域気象観測所(アメダス)	降水量
■	地域気象観測所(アメダス)	気温・降水量・風向風速
■	地域気象観測所(アメダス)	気温・降水量・風向風速・日照時間
■	父島気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧
■	南鳥島気象観測所	気温・降水量・風向風速・日照時間・湿度・気圧

資料第119 気象警報等の伝達系統図（気象庁）（本文172頁）



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

（１）防災気象情報の種類と概要

① 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

② 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、都内区市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町村等をまとめた地域の名称
23 区東部：台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
23 区西部：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
多摩南部：八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
多摩北部：立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、 東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市
多摩西部：福生市、羽村市、青梅市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
大 島：大島町
新 島：利島村、新島村、神津島村
三 宅 島：三宅村、御蔵島村
八 丈 島：八丈町、青ヶ島村
小笠原諸島：小笠原村

③ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

④ 早期注意情報

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部、小笠原諸島を発表単位として、2日先から5日先にかけては日単位で、東京地方、伊豆諸島小笠原諸島を単位として発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑤ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、東京都（東京地方、伊豆諸島、小笠原諸島）気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

⑥ 記録的短時間大雨情報

東京都内（東京地方、伊豆諸島、小笠原諸島）で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、東京都気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の大危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

（2）特別警報・警報・注意報の基準

① 警報・注意報の発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

(東京管区気象台管内)											
令和元年5月29日現在											
発表官署		気象庁予報部									
府県予報区		東京都									
一次細分区域		東京地方				伊豆諸島北部		伊豆諸島南部		小笠原諸島	
市町村等をまとめた地域		23区西部	23区東部	多摩北部	多摩南部	多摩西部	大島	新島	八丈島	三宅島	
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合									
	暴風(平均風速)	陸上 25m/s、海上 25m/s		25m/s		25m/s ^{*1}		30m/s		25m/s	
	暴風雪(平均風速)	陸上 25m/s、海上 25m/s 雪を伴う		25m/s 雪を伴う							
	大雪	12時間降雪の深さ10cm				12時間降雪の深さ20cm		12時間降雪の深さ10cm			
報	波浪(有義波高)	3.0m						6.0m			
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合									
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合									
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合									
	強風(平均風速)	陸上 13m/s、海上 13m/s		13m/s ^{*2}		15m/s ^{*2}		15m/s			
注	暴風(平均風速)	陸上 13m/s、海上 13m/s 雪を伴う		13m/s ^{*2} 雪を伴う							
	大雪	12時間降雪の深さ5cm				12時間降雪の深さ5cm					
	波浪(有義波高)	1.5m						2.5m		3.0m	
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合									
	雷	落雷等により被害が予想される場合									
意	降雪										
	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m		100m		陸上 100m、海上 500m					
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%				最小湿度30%で実効湿度60%		最小湿度35%で実効湿度65%		最小湿度30%で 実効湿度60%	
	なだれ										
	低温	夏期(平均気温)：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温)：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下					冬期(最低気温)：-2℃以下		冬期(最低気温)：2℃以下		
報	霜	4月10日～5月15日 最低気温2℃以下					早霜・晩霜期 最低気温3℃以下		早霜・晩霜期 最低気温5℃以下		
	霜水・霜雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時									
	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	100mm					80mm				

* 1 大島特別地域気象観測所の観測値は20m/sを目安とする。

- * 2 八王子（アメダス）の観測値は16m/sを目安とする。
- * 3 大島特別地域気象観測所の観測値は12m/sを目安とする。

- ・警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- ・波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- ・大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ・表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- ・地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

②特別警報の種類と基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

特別警報の指標（発表条件）の考え方は別表6のとおりで、大雨特別警報の基準（東京都）のうち雨を要因とする指標（50年に1度の値）は別表7のとおりである。

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23区西部	千代田区	34	180
	中央区	30	—
	港区	27	180
	新宿区	19	180
	文京区	18	180
	品川区	17	180
	目黒区	17	182
	大田区	22	174
	世田谷区	22	177
	渋谷区	20	180
	中野区	20	183
	杉並区	23	174
	豊島区	21	180
	北区	21	167
	板橋区	20	158
	練馬区	20	172
23区東部	台東区	23	185
	墨田区	29	—
	江東区	30	—
	荒川区	22	184
	足立区	29	—
	葛飾区	30	—
	江戸川区	32	—
多摩北部	立川市	16	179
	武蔵野市	24	—
	三鷹市	21	174
	府中市	33	176
	昭島市	16	179
	調布市	30	176
	小金井市	20	174
	小平市	15	174
	東村山市	19	180
	国分寺市	20	180
	国立市	34	184
	狛江市	30	179
	東大和市	18	180
	清瀬市	25	171
	東久留米市	17	171
	武蔵村山市	25	167
	西東京市	17	171

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
多摩西部	青梅市	25	166
	福生市	28	178
	羽村市	29	185
	あきる野市	25	162
	瑞穂町	22	173
	日の出町	20	162
	檜原村	18	159
	奥多摩町	16	168
多摩南部	八王子市	22	151
	町田市	19	151
	日野市	17	165
	多摩市	19	160
	稲城市	21	160
大島	大島町	21	138
新島	利島村	13	188
	新島村	24	168
	神津島村	20	167
八丈島	八丈町	19	180
	青ヶ島村	11	178
三宅島	三宅村	13	166
	御蔵島村	14	210
(小笠原諸島)	小笠原村	17	101

(別表 2) 洪水警報基準

(令和元年 5 月 29 日現在)

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=11.6	神田川流域=(11, 27.1)	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	中央区	日本橋川流域=16.6, 隅田川流域=47.3	—	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	港区		—	渋谷川・古川〔渋谷橋・四ノ橋〕
	新宿区	妙正寺川流域=9.2	神田川流域=(8, 18.5), 妙正寺川流域=(8, 7.2)	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	文京区		神田川流域=(8, 24)	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	品川区	立会川流域=11.4	目黒川流域=(9, 12.7)	目黒川〔青葉台・荏原調節池上流〕
	目黒区	呑川流域=8.4, 立会川流域=5.7, 蛇崩川流域=7.9, 烏山川流域=8.2, 北沢川流域=8.6	呑川流域=(14, 5.4)	目黒川〔青葉台・荏原調節池上流〕
	大田区	呑川流域=12	呑川流域=(14, 7.7)	多摩川〔田園調布(上)〕
	世田谷区	丸子川流域=3.9, 呑川流域=5, 蛇崩川流域=7.9, 烏山川流域=8.2, 北沢川流域=8.6	呑川流域=(14, 3.2), 烏山川流域=(9, 7.3), 北沢川流域=(9, 7.7)	多摩川〔石原・田園調布(上)〕, 野川・仙川〔大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川〕
	渋谷区		神田川流域=(8, 13)	渋谷川・古川〔渋谷橋・四ノ橋〕, 神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	中野区	妙正寺川流域=9.4	神田川流域=(8, 13), 妙正寺川流域=(8, 7.4)	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	杉並区	妙正寺川流域=6.6, 善福寺川流域=11.2	妙正寺川流域=(11, 6.3), 善福寺川流域=(11, 10)	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	豊島区		神田川流域=(8, 21.6)	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	北区	石神井川流域=17.2, 新河岸川流域=44.8, 隅田川流域=45.1	石神井川流域=(18, 10.8), 新河岸川流域=(10, 40.2)	荒川〔治水橋・岩淵水門(上)〕
	板橋区	石神井川流域=19, 白子川流域=15.2	石神井川流域=(15, 11.3)	荒川〔治水橋・岩淵水門(上)〕
	練馬区	石神井川流域=7, 白子川流域=10.5	—	—
23区東部	台東区	隅田川流域=45.7	隅田川流域=(18, 26.3)	荒川〔岩淵水門(上)〕, 神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	墨田区	隅田川流域=43.2	隅田川流域=(18, 24.9)	荒川〔岩淵水門(上)〕
	江東区	隅田川流域=47.2	—	荒川〔岩淵水門(上)〕
	荒川区	隅田川流域=45.6	—	荒川〔岩淵水門(上)〕
	足立区	隅田川流域=45.7, 綾瀬川流域=24.3, 毛長川流域=8.5	—	中川〔吉川〕, 綾瀬川〔谷古宇区間〕〔谷古宇〕, 芝川・新芝川〔青木水門〕, 江戸川〔野田〕, 荒川〔岩淵水門(上)〕
	葛飾区	中川流域=41.5, 綾瀬川流域=24.3, 大堀川流域=10.1	中川流域=(12, 25.2)	中川〔吉川〕, 芝川・新芝川〔青木水門〕, 江戸川〔野田〕, 荒川〔岩淵水門(上)〕
	江戸川区	中川流域=45.7, 旧江戸川流域=18.5	—	中川〔吉川〕, 江戸川〔野田〕, 荒川〔岩淵水門(上)〕

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
多摩北部	立川市	残堀川流域=11	残堀川流域=(16, 8.2)	多摩川[観布橋]
	武蔵野市	仙川流域=9.8	—	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]
	三鷹市		—	神田川[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]、 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	府中市		—	多摩川[観布橋・石原]、 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	昭島市	残堀川流域=14.3	多摩川流域=(17, 43.6)	多摩川[観布橋]
	調布市	入間川流域=8.4	—	多摩川[観布橋・石原・田園調布(上)]、 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	小金井市	仙川流域=8.4	—	野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	小平市	石神井川流域=5.1	—	—
	東村山市	空堀川流域=16.4, 柳瀬川流域=13.3, 北川流域=6.9	—	—
	国分寺市	野川流域=8.8	野川流域=(20, 6.2)	—
	国立市		—	多摩川[観布橋・石原]
	狛江市		—	多摩川[観布橋・石原・田園調布(上)]、 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]
	東大和市	空堀川流域=11.4, 奈良橋川流域=5.5	空堀川流域=(10, 10.9)	—
	清瀬市	空堀川流域=16.6, 柳瀬川流域=22.2	—	—
	東久留米市	黒目川流域=16.5	黒目川流域=(8, 13.5)	—
	武蔵村山市	残堀川流域=8.1, 空堀川流域=5.9	—	—
	西東京市	石神井川流域=6.9	石神井川流域=(17, 4.7)	—
多摩西部	青梅市	霞川流域=7.9, 黒沢川流域=6.6, 成木川流域=13.8, 北小曾木川流域=5.3	—	多摩川[観布橋]
	福生市		—	多摩川[観布橋]
	羽村市		—	多摩川[観布橋]
	あきる野市	養沢川流域=10, 秋川流域=27.2, 平井川流域=12.8	—	多摩川[観布橋]
	瑞穂町	残堀川流域=6.6	—	—
	日の出町	平井川流域=13.2, 北大久野川流域=4.9	—	—
	檜原村	神ノ戸川流域=6.6, 秋川流域=15.2, 北秋川流域=13.2	—	—
	奥多摩町	多摩川流域=38.8, 日原川流域=24.2, 大丹波川流域=10.7	—	—
多摩南部	八王子市	湯殿川流域=13.1, 山田川流域=6.3, 南浅川流域=16.7, 大栗川流域=12.7, 城山川流域=10.2, 川口川流域=9.2, 谷地川流域=12.2, 山入川流域=8.5, 秋川流域=28.7	南浅川流域=(9, 15.2), 谷地川流域=(9, 12)	多摩川[観布橋], 浅川[浅川橋]
	町田市	境川流域=20.2, 恩田川流域=9.2, 鶴見川流域=12.6, 真光寺川流域=6.1, 麻生川流域=7	境川流域=(12, 18.2), 恩田川流域=(17, 4.6), 鶴見川流域=(9, 12), 真光寺川流域=(15, 4.8)	—
	日野市	程久保川流域=7.7, 谷地川流域=12.2	谷地川流域=(9, 12)	多摩川[観布橋・石原], 浅川[浅川橋]
	多摩市	乞田川流域=10.6, 大栗川流域=14.4	—	多摩川[観布橋・石原], 浅川[浅川橋]
	稲城市	三沢川流域=7.5	三沢川流域=(8, 7)	多摩川[石原]

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
大島	大島町		—	—
新島	利島村		—	—
	新島村		—	—
	神津島村		—	—
八丈島	八丈町		—	—
	青ヶ島村		—	—
三宅島	三宅村		—	—
	御蔵島村		—	—
(小笠原諸島)	小笠原村		—	—

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表 3) 大雨注意報基準 (令和元年 5 月 29 日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
23区西部	千代田区	18	127
	中央区	16	134
	港区	13	127
	新宿区	11	127
	文京区	12	127
	品川区	11	127
	目黒区	10	129
	大田区	11	123
	世田谷区	12	125
	渋谷区	10	127
	中野区	11	129
	杉並区	11	123
	豊島区	11	127
	北区	11	118
	板橋区	12	112
	練馬区	14	122
23区東部	台東区	18	131
	墨田区	16	134
	江東区	14	134
	荒川区	14	130
	足立区	20	134
	葛飾区	17	134
	江戸川区	17	134
多摩北部	立川市	10	139
	武蔵野市	11	137
	三浦市	13	135
	府中市	12	137
	昭島市	12	139
	国分寺市	18	137
	小金井市	13	135
	小平市	11	135
	東村山市	10	140
	国分寺市	16	140
	国立市	18	143
	狛江市	18	139
	東大和市	11	140
	清瀬市	13	133
	東久留米市	9	133
	武蔵村山市	13	118
	西東京市	9	133

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
多摩西部	青梅市	12	117
	福生市	20	138
	羽村市	19	144
	あきる野市	11	115
	檜穂町	13	122
	日の出町	8	115
	檜原村	12	112
	奥多摩町	11	119
多摩南部	八王子市	12	114
	町田市	12	114
	日野市	9	125
	多摩市	11	121
	稲城市	16	121
大島	大島町	13	100
新島	利島村	8	137
	新島村	14	122
	神津島村	14	121
八丈島	八丈町	8	133
	青ヶ島村	7	131
三宅島	三宅村	10	122
	御蔵島村	9	155
(小笠原諸島)	小笠原村	12	90

(別表 4) 洪水注意報基準 (令和元年 5 月 29 日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
23区西部	千代田区	日本橋川流域=9.2, 神田川流域=23.6	日本橋川流域=(7, 9.2), 神田川流域=(11, 18.9)	—
	中央区	日本橋川流域=13.2, 隅田川流域=37.7, 神田川流域=23.7	日本橋川流域=(13, 9.8), 隅田川流域=(13, 30.3)	—
	港区	古川流域=6.1	古川流域=(12, 5.7)	—
	新宿区	神田川流域=17.1, 妙正寺川流域=7.3	神田川流域=(8, 9.1), 妙正寺川流域=(5, 6.2)	—
	文京区	神田川流域=22.1	神田川流域=(8, 11.8)	—
	品川区	立会川流域=9.1, 目黒川流域=14.4	立会川流域=(10, 7.3), 目黒川流域=(8, 8)	—
	目黒区	呑川流域=6.7, 立会川流域=4.5, 目黒川流域=14, 蛇崩川流域=6.8	呑川流域=(12, 3.5), 立会川流域=(10, 3.6), 目黒川流域=(8, 7.4), 蛇崩川流域=(12, 5)	—
	大田区	呑川流域=9.6	多摩川流域=(12, 41.8), 呑川流域=(12, 4.9)	多摩川〔田園調布(上)〕
	世田谷区	野川流域=12.1, 仙川流域=9.6, 丸子川流域=3.1, 呑川流域=4, 蛇崩川流域=6.3, 角山川流域=6.5, 北沢川流域=6.8	多摩川流域=(10, 45.7), 野川流域=(6, 12.1), 仙川流域=(6, 8.9), 丸子川流域=(8, 1.8), 呑川流域=(12, 2.1), 蛇崩川流域=(10, 5), 角山川流域=(9, 5.2), 北沢川流域=(6, 5.1)	多摩川〔田園調布(上)〕
	渋谷区	渋谷川流域=6.9, 神田川流域=10.7	渋谷川流域=(10, 3.5), 神田川流域=(8, 5.7)	—
	中野区	神田川流域=10.7, 妙正寺川流域=7.5	神田川流域=(8, 5.7), 妙正寺川流域=(5, 6.3)	—
	杉並区	妙正寺川流域=5.3, 神田川流域=7, 善福寺川流域=8.9	妙正寺川流域=(11, 4.5), 神田川流域=(11, 5.6), 善福寺川流域=(11, 5)	—
	豊島区	神田川流域=20	神田川流域=(8, 10.6)	—
	北区	石神井川流域=13.7, 新河岸川流域=35.8, 隅田川流域=35.9	石神井川流域=(10, 7.1), 新河岸川流域=(10, 28.6), 隅田川流域=(8, 19.2)	荒川〔岩淵水門(上)〕
	板橋区	石神井川流域=15.2, 白子川流域=12	石神井川流域=(10, 10.2), 新河岸川流域=(10, 28.5)	荒川〔治水橋・岩淵水門(上)〕
	練馬区	石神井川流域=5.6, 白子川流域=8.4	石神井川流域=(11, 3), 白子川流域=(13, 4.8)	—
23区東部	台東区	隅田川流域=36.5	隅田川流域=(12, 23.7)	—
	墨田区	隅田川流域=34.5	隅田川流域=(12, 22.4), 荒川流域=(8, 50)	荒川〔岩淵水門(上)〕
	江東区	隅田川流域=37.7	隅田川流域=(13, 30.2), 荒川流域=(8, 68)	荒川〔岩淵水門(上)〕
	荒川区	隅田川流域=36.4	隅田川流域=(8, 19.5)	荒川〔岩淵水門(上)〕
	足立区	隅田川流域=36.5, 綾瀬川流域=19.4, 毛長川流域=6.8	隅田川流域=(8, 19.5), 綾瀬川流域=(13, 15.5), 荒川流域=(13, 54.4), 新芝川流域=(8, 4.7), 毛長川流域=(8, 6.8)	中川〔吉川〕, 綾瀬川〔谷古宇区間〕〔谷古宇〕, 芝川・新芝川〔青木水門〕, 荒川〔岩淵水門(上)〕
	葛飾区	中川流域=33.2, 綾瀬川流域=19.4, 大場川流域=8	荒川流域=(8, 68), 中川流域=(12, 22.7), 綾瀬川流域=(13, 15.5), 江戸川流域=(8, 16.3)	中川〔吉川〕, 江戸川〔野田〕, 荒川〔岩淵水門(上)〕
	江戸川区	中川流域=36.6, 旧江戸川流域=14.8	荒川流域=(8, 67.9), 旧江戸川流域=(8, 14.8), 江戸川流域=(12, 17.7)	江戸川〔野田〕, 荒川〔岩淵水門(上)〕

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
多摩北部	立川市	残堀川流域=8.8	多摩川流域=(10, 40.5), 残堀川流域=(10, 7.1)	多摩川[調布橋]
	武蔵野市	仙川流域=7.8	仙川流域=(10, 6.2)	—
	三鷹市	野川流域=11.6, 仙川流域=8.8, 神田川流域=3.2	神田川流域=(11, 2.5)	—
	府中市	野川流域=11.3	多摩川流域=(10, 45.1), 野川流域=(6, 11.3)	多摩川[石原]
	昭島市	残堀川流域=11.4	多摩川流域=(10, 39.2), 残堀川流域=(10, 9.1)	多摩川[調布橋]
	調布市	野川流域=12.4, 入間川流域=5.9	多摩川流域=(10, 45.4), 野川流域=(10, 9.9)	多摩川[石原]
	小金井市	野川流域=10, 仙川流域=6.7	野川流域=(6, 10), 仙川流域=(10, 5.4)	—
	小平市	石神井川流域=4	石神井川流域=(10, 3.2)	—
	東村山市	空堀川流域=13.1, 柳瀬川流域=10.6, 北川流域=4.8	空堀川流域=(5, 6.9), 柳瀬川流域=(7, 5.8)	—
	国分寺市	野川流域=7	野川流域=(6, 5.6)	—
	国立市		多摩川流域=(10, 41.3)	多摩川[調布橋]
	狛江市	野川流域=14.1	多摩川流域=(10, 45.8), 野川流域=(10, 11.3)	多摩川[石原]
	東大和市	空堀川流域=9.1, 奈良橋川流域=3.9	空堀川流域=(10, 5.6)	—
	清瀬市	空堀川流域=13.2, 柳瀬川流域=17.7	空堀川流域=(10, 10.6)	—
	東久留米市	黒目川流域=13.2	黒目川流域=(8, 8.4)	—
	武蔵村山市	残堀川流域=6.4, 空堀川流域=4.7	残堀川流域=(7, 3.5), 空堀川流域=(9, 2.8)	—
	西東京市	石神井川流域=5.5	石神井川流域=(6, 3.6)	—
多摩西部	青梅市	霞川流域=6.3, 黒沢川流域=5.2, 成木川流域=11, 北小曾木川流域=4.2	多摩川流域=(7, 33.8), 霞川流域=(5, 4.4), 黒沢川流域=(5, 3.2), 成木川流域=(5, 11), 北小曾木川流域=(5, 4.2)	多摩川[調布橋]
	福生市		—	多摩川[調布橋]
	羽村市		—	多摩川[調布橋]
	あきる野市	養沢川流域=8, 秋川流域=21.7, 平井川流域=10.2	秋川流域=(10, 21.7), 平井川流域=(6, 10.2)	多摩川[調布橋]
	瑞穂町	残堀川流域=5.2	残堀川流域=(7, 2.9)	—
	日の出町	平井川流域=10.6, 北大久野川流域=3.9	平井川流域=(6, 10.6), 北大久野川流域=(6, 2.4)	—
	檜原村	神ノ戸川流域=5.2, 秋川流域=12.1, 北秋川流域=10.5	秋川流域=(10, 9.7)	—
	奥多摩町	多摩川流域=31, 日原川流域=19.3, 大丹波川流域=8.5	多摩川流域=(9, 31)	—
多摩南部	八王子市	湯殿川流域=10.5, 山田川流域=5, 南浅川流域=13.4, 大栗川流域=10.1, 城山川流域=8.2, 川口川流域=7.3, 谷地川流域=9.7, 山入川流域=6.8, 秋川流域=22.9	湯殿川流域=(10, 6.8), 山田川流域=(6, 3), 南浅川流域=(9, 7.5), 浅川流域=(6, 21.9), 大栗川流域=(6, 8.1), 城山川流域=(6, 8.2), 川口川流域=(10, 5.8), 谷地川流域=(6, 5.1), 山入川流域=(6, 6.8), 多摩川流域=(10, 39.4), 秋川流域=(10, 22.9)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
	町田市	境川流域=16.1, 恩田川流域=7.3, 鶴見川流域=10, 真光寺川流域=4.8, 麻生川流域=5.6	境川流域=(7, 16.1), 恩田川流域=(10, 4.1), 鶴見川流域=(6, 8.4), 真光寺川流域=(10, 3.8)	—
	日野市	程久保川流域=6.1, 谷地川流域=9.7	浅川流域=(10, 21.2), 程久保川流域=(6, 4.7), 谷地川流域=(6, 5.1), 多摩川流域=(10, 40.6)	多摩川[調布橋], 浅川[浅川橋]
	多摩市	乞田川流域=8.4, 大栗川流域=11.5	多摩川流域=(10, 44.3), 大栗川流域=(5, 11.5)	多摩川[石原]
	稲城市	三沢川流域=4	三沢川流域=(5, 4), 多摩川流域=(9, 56.8)	多摩川[石原]

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
大島	大島町		—	—
新島	利島村		—	—
	新島村		—	—
	神津島村		—	—
八丈島	八丈町		—	—
	青ヶ島村		—	—
三宅島	三宅村		—	—
	御蔵島村		—	—
(小笠原諸島)	小笠原村		—	—

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
23区西部	千代田区	4.0m	2.0m
	中央区	4.0m	2.0m
	港区	2.4m	2.0m
	新宿区	—	—
	文京区	4.0m	2.0m
	品川区	2.4m	2.0m
	目黒区	—	—
	大田区	3.0m	2.0m
	世田谷区	—	—
	渋谷区	—	—
	中野区	—	—
	杉並区	—	—
	豊島区	—	—
	北区	4.0m	2.0m
	板橋区	4.0m	2.0m
	練馬区	—	—
23区東部	台東区	4.0m	2.0m
	墨田区	4.0m	2.0m
	江東区	4.0m	2.0m
	荒川区	4.0m	2.0m
	足立区	4.0m	2.0m
	葛飾区	4.0m	2.0m
	江戸川区	3.1m	2.0m
多摩北部	立川市	—	—
	武蔵野市	—	—
	三鷹市	—	—
	府中市	—	—
	昭島市	—	—
	調布市	—	—
	小金井市	—	—
	小平市	—	—
	東村山市	—	—
	国分寺市	—	—
	国立市	—	—
	狛江市	—	—
	東大和市	—	—
	清瀬市	—	—
	東久留米市	—	—
	武蔵村山市	—	—
	西東京市	—	—

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表 1～5）の解説】

(1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、() 内は府県予報区または一次細分区域を示す。

(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意

報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“—”で示している。

(3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合

は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

(4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(5) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表 1 及び 3 の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

(6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面 (TP) を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。

○土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

○流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/ryuikishisu.html>) を参照。

○表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/hyomenshisu.html>) を参照。

(別表 6) 特別警報の指標（発表条件）

各基準と指標（発表条件）との関係

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 若しくは、 数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※	
	暴風	暴風が吹くと予想される場合※
高潮	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合※
波浪		高波になると予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	

雨を要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

台風等を
要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

雪を要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

※：実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出
（気象庁の発表条件）を設け、これらを客観的かつ定量的に基づいて判断をし、発表

※：実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

50年に一度の値（5km格子）を用いた場合

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表※¹します。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数※²において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

② 3時間降水量及び土壌雨量指数※²において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。

（ただし、3時間降水量が150mm※³以上となった格子のみをカウント対象とする。）

※¹ 当該地域の中で、大雨警報(土砂災害)の危険度分布で最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報(土砂災害)を、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には大雨特別警報(浸水害)を発表。

※² 土壌雨量指数：降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※³ 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

災害発生との関連が深い指数（1km格子）を用いた場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する**土壌雨量指数**の基準値を**地域毎に設定**し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子程度まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合、**その格子を含む市町村等※**に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。

その他、指数を用いて発表する大雨特別警報の基準値、台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）、雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）は気象庁ホームページ以下「特別警報の発表基準」を参照ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun.html>

（別表7）雨に関する50年に1度の値（各区市町村別）

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和元年5月8日

注1) R48:48時間降水量(mm)、R03:3時間降水量(mm)、SWI:土壌雨量指数(Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかる5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)

個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

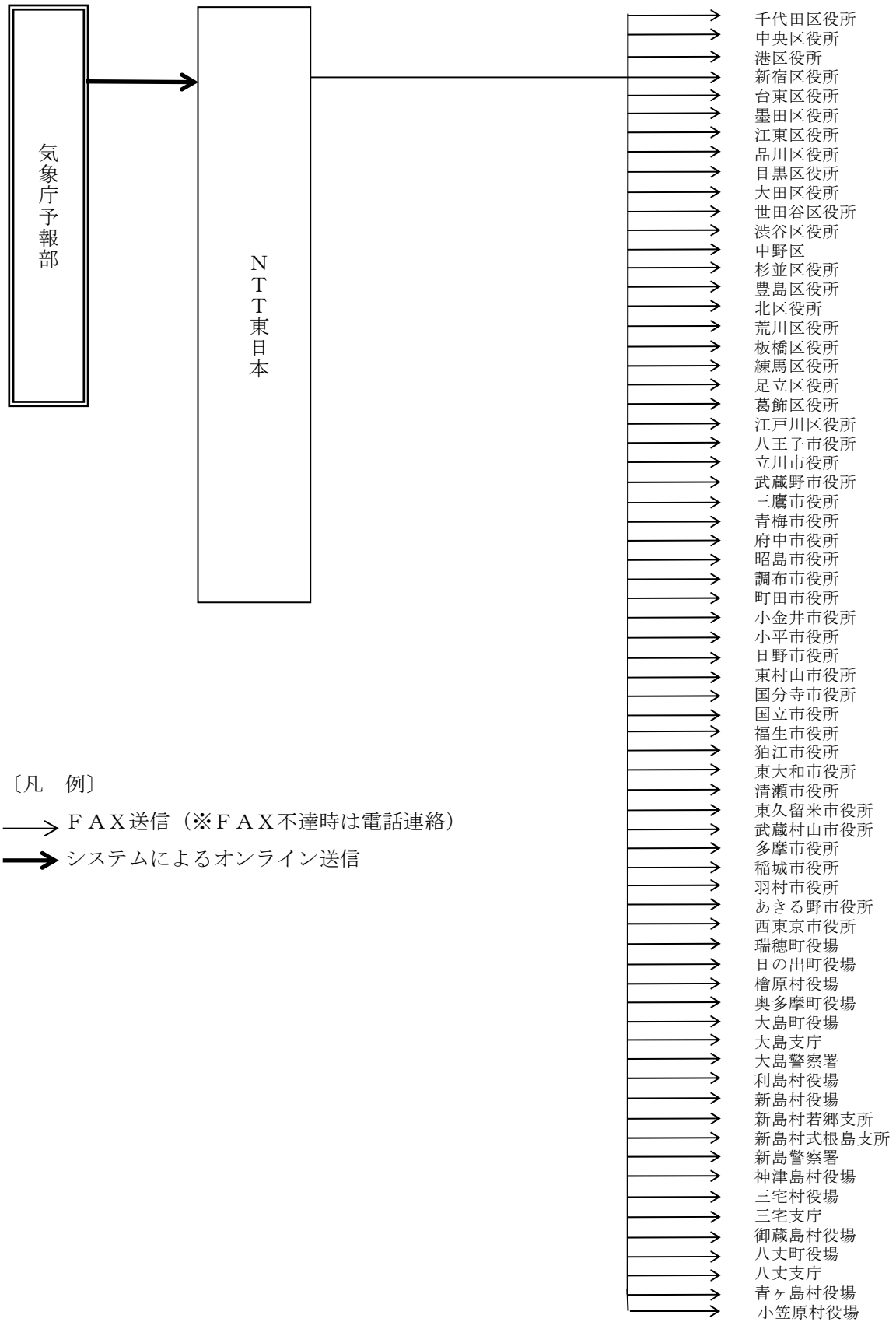
地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
東京都	東京都	東京地方	23区西部	千代田区	406	169	266
東京都	東京都	東京地方	23区西部	中央区	399	157	257
東京都	東京都	東京地方	23区西部	港区	388	153	252
東京都	東京都	東京地方	23区西部	新宿区	374	165	246
東京都	東京都	東京地方	23区西部	文京区	363	154	242
東京都	東京都	東京地方	23区西部	品川区	372	139	237
東京都	東京都	東京地方	23区西部	目黒区	383	144	245
東京都	東京都	東京地方	23区西部	大田区	367	136	235
東京都	東京都	東京地方	23区西部	世田谷区	377	149	240
東京都	東京都	東京地方	23区西部	渋谷区	376	154	245
東京都	東京都	東京地方	23区西部	中野区	372	164	242
東京都	東京都	東京地方	23区西部	杉並区	362	150	237
東京都	東京都	東京地方	23区西部	豊島区	366	164	241
東京都	東京都	東京地方	23区西部	北区	362	162	241
東京都	東京都	東京地方	23区西部	板橋区	362	165	238
東京都	東京都	東京地方	23区西部	練馬区	349	146	230
東京都	東京都	東京地方	23区東部	台東区	362	140	241
東京都	東京都	東京地方	23区東部	墨田区	377	153	251
東京都	東京都	東京地方	23区東部	江東区	372	149	245
東京都	東京都	東京地方	23区東部	荒川区	364	148	243
東京都	東京都	東京地方	23区東部	足立区	369	152	245
東京都	東京都	東京地方	23区東部	葛飾区	383	147	251
東京都	東京都	東京地方	23区東部	江戸川区	379	149	252
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	立川市	425	160	262
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	武蔵野市	348	126	226
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	三鷹市	355	133	232
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	府中市	372	134	236
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	昭島市	443	169	270

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	調布市	364	137	230
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	小金井市	368	132	236
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	小平市	394	144	249
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	東村山市	385	145	252
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	国分寺市	409	151	255
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	国立市	425	158	259
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	狛江市	374	153	234
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	東大和市	418	160	262
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	清瀬市	353	146	235
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	東久留米市	369	140	241
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	武蔵村山市	437	171	265
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	西東京市	353	135	231
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	青梅市	480	152	268
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	福生市	413	159	257
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	羽村市	447	168	264
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	あきる野市	482	151	273
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	瑞穂町	430	174	259
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	日の出町	483	153	271
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	檜原村	516	135	274
東京都	東京都	東京地方	多摩西部	奥多摩町	540	136	279
東京都	東京都	東京地方	多摩南部	八王子市	473	165	278
東京都	東京都	東京地方	多摩南部	町田市	435	162	262
東京都	東京都	東京地方	多摩南部	日野市	466	178	278
東京都	東京都	東京地方	多摩南部	多摩市	439	164	261
東京都	東京都	東京地方	多摩南部	稲城市	393	147	235
東京都	東京都	伊豆諸島北部	大島	大島町	458	166	259
東京都	東京都	伊豆諸島北部	新島	利島村	423	169	255
東京都	東京都	伊豆諸島北部	新島	新島村	406	152	239

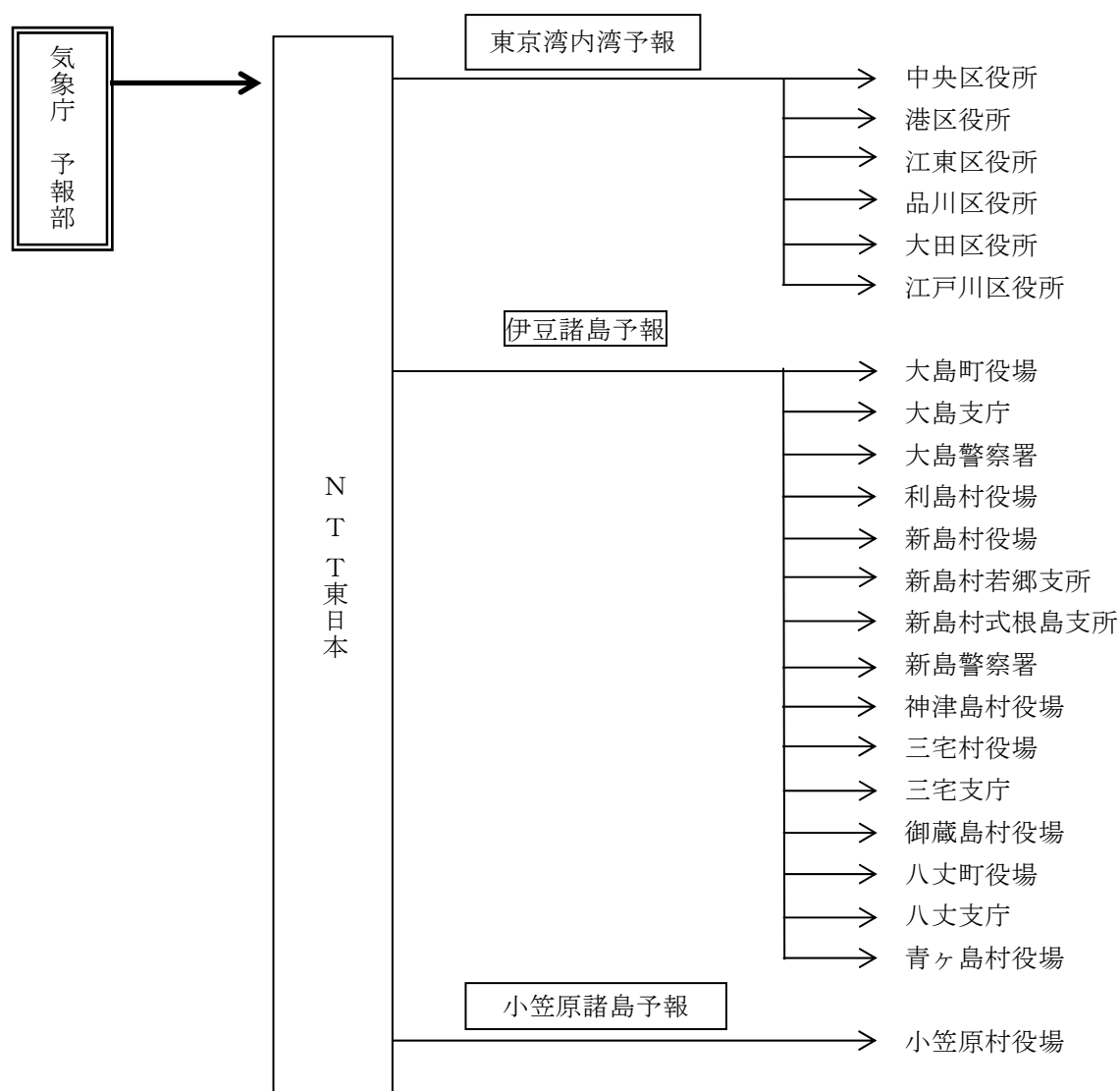
地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
東京都	東京都	伊豆諸島北部	新島	神津島村	467	169	268
東京都	東京都	伊豆諸島南部	八丈島	八丈町	346	147	211
東京都	東京都	伊豆諸島南部	八丈島	青ヶ島村	340	129	211
東京都	東京都	伊豆諸島南部	三宅島	三宅村	441	150	255
東京都	東京都	伊豆諸島南部	三宅島	御蔵島村	443	175	259
東京都	東京都	小笠原諸島	小笠原諸島	小笠原村	365	148	218

資料第121 FAXによる気象警報等の伝達系統図（N T T 東日本）（本文172頁）

(1) 気象、高潮、波浪、洪水警報



(2) 津波警報



〔凡 例〕

—→ FAX送信 (※FAX不達時は電話絡)

→ システムによるオンライン送信

資料第122 河川・圏域・流域における区市町村一覧（都総務局）（本文174頁）

河川・圏域・流域名	区数	23区東部						23区西部																
		台東	墨田	江東	荒川	足立	葛飾	江戸川	千代田	中央	港	新宿	文京	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	板橋	練馬
1 利根川沿川	0																							
2 江戸川沿川	3						○	○																
3 中川・綾瀬川圏域	3						○	○																
4 荒川沿川	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○		
5 隅田川・新河岸川流域	11	○	○	○	○	○	○		○	○	○										○	○		
6 江東内部河川流域	6		○	○	○		○	○	○	○	○													
7 神田川流域	10	○							○	○	○	○							○	○	○			○
8 石神井川・白子川流域	4																				○	○	○	○
9 黒目川・柳瀬川流域	0																							
10 霞川圏域	0																							
11 城南地区河川流域	8										○	○	○	○	○	○				○				
12 多摩川沿川	2														○	○								
13 野川流域	2														○	○								
14 残堀川流域	0																							
15 浅川圏域	0																							
16 秋川流域	0																							
17 平井川流域	0																							
18 鶴見川流域	0																							
19 境川流域	0																							

河川・圏域・流域名	市町村数	多摩南部						多摩北部						多摩西部																		
		八王子	町田	日野	多摩	稲城	立川	武蔵野	三鷹	府中	昭島	調布	小金井	小平	東村山	国分寺	国立	西東京	狛江	東大和	清瀬	東久留米	東横村山	青梅	福生	羽村	あきる野	瑞穂	日の出	檜原	奥多摩	
1 利根川沿川	0																															
2 江戸川沿川	0																															
3 中川・綾瀬川圏域	0																															
4 荒川沿川	0																															
5 隅田川・新河岸川流域	0																															
6 江東内部河川流域	0																															
7 神田川流域	2								○																							
8 石神井川・白子川流域	4											○	○	○	○			○														
9 黒目川・柳瀬川流域	8							○										○		○	○	○	○									
10 霞川圏域	1																							○								
11 城南地区河川流域	1								○																							
12 多摩川沿川	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 野川流域	9						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○													
14 残堀川流域	7						○	○			○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 浅川圏域	5	○	○	○	○	○																										
16 秋川流域	3																															
17 平井川流域	2																															
18 鶴見川流域	1																															
19 境川流域	1																															

資料第123 被害程度の認定基準（都総務局）（本文183頁）

1 人的被害

- （１）「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- （２）「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。
- （３）「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
- （４）「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月末満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- （１）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- （２）「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
- （３）「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
- （４）「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- （５）「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- （６）「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- （１）「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- （２）「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- （３）「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- （４）非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料第124 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定（都政策企画局）（本文192頁）

① 日本放送協会及び民間放送各社との協定

「災害時等における放送要請に関する協定」

- (協定の趣旨)
- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。
- (放送の要請)
- 第2条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は、要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。
- 2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。
- (要請の手続)
- 第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- 1 放送要請の理由
 - 2 放送事項
 - 3 その他必要な事項
- (放送の実施)
- 第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。
- (連絡責任者)
- 第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。
- (雑 則)
- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 第7条 この協定は、昭和55年12月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月 1日

甲	東京都知事	鈴木 俊 一
乙	日本放送協会会長	坂 本 朝 一

同文の協定

昭和55年12月 1日

乙	株式会社東京放送取締役社長	山西 由 之
乙	株式会社文化放送取締役社長	岩 本 政 敏
乙	株式会社ニッポン放送取締役社長	石 田 達 郎
乙	株式会社ラジオ関東取締役社長	遠 山 景 久
乙	株式会社エフエム東京取締役社長	大 野 勝 三
乙	日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小 林 与三
乙	株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅 野 賢 澄
乙	全国朝日放送株式会社取締役社長	高 野 信
乙	株式会社東京12チャンネル取締役社長	中 川 順
	(現 株式会社 テレビ東京)	

昭和56年 1月10日

乙	株式会社日本短波放送取締役社長	安 藤 蕃
	(現 株式会社 日経ラジオ社)	

平成 2年 7月30日

乙	株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾 山 克 巳
---	-------------------	---------

同文の協定

平成8年1月31日

甲	東京都知事	青 島 幸 男
乙	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役社長	藤 森 鐵 雄

平成8年4月30日

乙	エフエムインターウェーブ株式会社取締役社長	竹 内 経 輝
---	-----------------------	---------

「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目

(趣 旨)

第1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認めた場合は、知事本部政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

(要請文の作成・協議)

第4 知事本部政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第6 知事本部政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに報道局報道部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第10 知事本部長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第5号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第86号)

② アメリカン・フォーシズ・ネットワークとの協定

「災害時等における放送要請に関する協定書」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク横田(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送を要請する事項
- (3) その他必要な事項

2 依頼は、有線電気通信設備、無線設備若しくは使用者等により行う。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

2 乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第4条第2項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙はAFNラジオチーフを連絡者として定める。

(雑則)

第6条 この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から10年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限60日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、2年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈に当たっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本局長 秋山俊行

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク・ジャパン 司令官 デヴィッド・S・ウェストオーバー空軍中佐
2011. 10. 25

(英文略)

③ 新聞社及び通信社との協定

「災害時等における報道要請に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都知事（以下「甲」という。）が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会（以下「乙」という。）及び株式会社朝日新聞社（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 保健衛生に関する事項
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、甲又は乙から第2条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

(車両の通行)

第5条 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事 青島 幸男
乙 東京都公安委員会委員長 河野 義克
丙 株式会社朝日新聞社代表取締役社長 松下 宗之

同内容の協定

平成9年9月1日

丙	社団法人共同通信社社長	犬 養 康 彦
丙	株式会社読売新聞社代表取締役社長	渡 辺 恒 雄
丙	株式会社毎日新聞社代表取締役社長	小 池 唯 夫
丙	株式会社日本経済新聞社代表取締役社長	鶴 田 卓 彦
丙	株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長	白 井 文 吾
丙	株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長	清 原 武 彦
丙	株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長	溝 口 勲 夫
丙	株式会社日本工業新聞社代表取締役社長	山 下 幸 秀
丙	株式会社時事通信社代表取締役社長	村 上 正 敏
丙	株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長	小笠原 敏 晶

資料第125 放送機関の活動態勢（各放送機関）（本文192頁）

1 放送機関の活動態勢

(1) 放送機関共通の態勢

機 関 名	内 容
各 放 送 機 関	重大な災害が発生した場合、会長（社長）を本部長とする災害対策本部会議を設置し、全組織をあげて放送の確保に取り組む。

(2) 各放送機関の主な活動態勢

機 関 名	内 容
日 本 放 送 協 会	1 災害時の活動態勢 重大な災害が発生した場合、会長を本部長とする災害対策本部を設置し、全組織をあげて放送の確保に取り組む。 2 発災時の対応 非常災害が発生した場合は、迅速、的確に必要な措置をとる。 なお、放送所や放送施設が被災した場合は、あらかじめ選定してある場所に速やかに移転、または業務を移管し、放送を継続する。 (1) 全国規模の動員・応援体制を構築して、きめ細かく情報を伝える。 (2) ライフラインを専用に伝える情報班を立ち上げる。 (3) 「J-anpi」などを通じて、安否情報の提供にあたる。 (4) 国内の外国人向け放送を強化する。 (5) 上記対応に必要な機材や放送装置を適切に確保する。 3 応急復旧対策 被災した設備や施設等について、応急仮設、設備変更などにより、復旧対策を講じ、速やかに原状復旧を図る。 4 関連情報の周知 (1) 放送などの各種手段により災害に関連する情報を周知する。 (2) 避難場所等における放送受信の確保に努める。

機 関 名	内 容
T B S テ レ ビ 及 T B S ラ ジ オ	1 災害時の活動態勢 大震災発生等の非常時には、代表取締役社長を最高責任者とする災害対策総合本部を設置し、その下に総務局長を責任者とする災害対策本部を設置する。対策本部には災害報道に携わる現場以外の全社員が参加し、人事班、補給班、広報班等の各担当に分かれて、非常体制の構築、災害報道の支援にあたる。また、災害報道に携わる現場は、テレビ本部、ラジオ本部、技術本部を設置し、必要な措置をとりながら災害報道にあたる。 2 発災時の応急措置 非常災害が発生した場合は、災害の規模、状況により迅速、的確に必要な措置を講じ、放送の維持確保を図る。その主な運用は以下の通りである。 (1) 局外中継用機器 災害時の取材に使用する中継機器については、商用電源の停電の場合、エンジン発電機又は蓄電池を使用して取材活動を継続する。 (2) 中継線 赤坂演奏所とN T Tテレビ端局間（大手町端局、唐ヶ崎端局）のアクセス回線は、異ルートによる二重化構成になっており、障害発生時には無瞬断による切り替えを実施する。 (3) 放送用電源 商用電源停電の場合、自家発電装置を使用する。更に、ラジオ、テレビとも無停電電源装置（U P S）を使用し、電源の安定供給をはかる。 (4) 放送中継線（スタジオ～送信所間） ラジオは専用光回線、無線回線各1回線を設けており、両回線が不通となった場合には、番組素材伝送回線を臨時に構築し番組を伝送する。 テレビはKDDI専用光回線が別ルートで2回線と無線回線を設置してある。両回線不通の場合には非常用回線として、番組中継用移動局を流用して回線構成を図る。 (5) ラジオ送信所 ア 送信機は 100kw機2台が設置されており、障害発生時には適宜切替えて使用する。 イ 電源設備については、商用電源停電の場合、自家発電装置を使用する。なお、商用電源は2系統化されている。 ウ 空中線設備 現用空中線での放送継続が不可能な場合は、予備空中線を使用する。 エ 被災の状況によっては、非常用送信設備（赤坂演奏所側に設置）を使用する。 (6) テレビ送信所 ア 送信機は10Kw機と予備機が設置されており、障害発生時には適宜切替えて使用する。 イ 親局の商用電源はループ受電の2系統となっており、自家発電設備も設置されている。 ウ 空中線設備 現用空中線は上下段に2分割されており、障害部分の切り離し使用が可能である。
文 化 放 送	1 災害時の活動態勢 大規模な災害が発生した場合、社長を本部長とする特別放送実施本部が設置され、全社を挙げて特別放送に取り組む。 2 発災時の取り組み 発災とともに速報で一報を伝える。放送内容は、次のとおりである。 (1) 台風情報・被害情報等 (2) 政府・公共機関からの情報 (3) 電気・ガス・水道・交通・医療などの生活情報 (4) 安否情報 3 応急復旧対策 発災時、本社放送機能が被害にあった場合、速やかに次の措置をとり、放送継続に努める。 (1) 無線局、社外非常スタジオ、送信所予備スタジオを開設する。 (2) 本社S T L使用不能の場合は、ライン又は非常用無線によって送出する。 (3) S T L、無線、ライン等の送出系統が使用不能の場合は、送信所予備スタジオを使用する。

機 関 名	内 容
ニ ッ ポ ン 放 送	1 災害時の活動態勢 災害の状況に応じ、ニュース速報等により、発災を報知する。以後アナウンサーにより、 (1) 出水時の注意 (3) 持出品の注意 (2) 避難時の心構え (4) ドライバーへの注意 等を繰り返し放送する。 2 応急復旧対策 万一、木更津の本送信所（出力100kW）が送信不能の場合は、足立予備送信所（出力1kW）に切替え、放送の継続に努める。また、本社放送機能に支障を生じたときは本社周辺適宜の場所に仮設スタジオを設け放送を継続し、原状の早期回復に努力する。
ラ ジ オ 日 本	1 災害時の活動態勢 (1) 大規模な災害が発生した場合は、副社長を本部長とする非常事態対策本部を設置し、特別態勢により通常番組を変更して災害報道に万全を期す。 (2) 非常事態対策本部のもとに設置される特別態勢は、東京支社及び横浜本社は同時に同一機構による併列配置をとる。 2 発災時の応急措置 (1) 東京支社での放送が不能な場合は、横浜本社から放送を行うが、両所とも放送不可能な場合は、川崎送信所から放送を確保する。 (2) 上記演奏所～送信所間の放送系統が使用不能となった場合は、無線によって放送を確保する。 (3) その他適宜移動無線局を使用して取材及び連絡を確保する。
エ フ エ ム 東 京	1 災害時の活動態勢 非常災害が発生した場合、直ちに非常災害対策本部を設置し、その規模状況に応じ、本部長は、関係の各局（長）に次のような指示を行い、各々迅速な措置を講じる。 (1) 編成制作局 非常特別番組の編成、取材、制作、報道、機器保全、送出、官公庁連絡、復旧、保全作業、対外PR・掲示、聴取者サービス、応援 (2) 営業局 対外連絡、ネット局連絡、応援（関西支社は対外連絡） (3) 経営管理局 掲示、物資・資金等の確保、渉外、社屋保全、車両等の確保 2 発災時の応急措置 演奏所機能が停止した場合は、送信所より放送を実施する。
J - W A V E	1 災害時の活動態勢 放送区域内に非常事態が発生したときは、社長を本部長とする非常災害対策本部を設置し、災害特別放送を実施する。 2 発災時の応急措置 (1) 災害の規模、状況により通常番組を中断して、特別番組に切り替える。 小規模のときは通常番組に臨時ニュースを挿入する処置を講ずる。 (2) 放送設備等の被災に対しては下記の手順で放送の継続をし、障害の早期回復を図る。 ア 送信所及び中継回線被災の場合は、演奏所の予備送信機で放送を継続する。 イ 演奏所被災の場合は、送信所に移動し、放送を継続する。
I n t e r F M	1 災害時の活動態勢 「災害対策実施要綱」に基づき、非常事態の状況に応じ特別放送態勢をとる。 2 応急復旧対策 本社放送施設が機能しなくなった場合は、「非常災害時の送信所からの送出要綱」に基づき、速やかに芝送信所からの放送に切り換え、放送を継続する。
日 経 ラ ジ オ 社	1 災害時の活動態勢 (1) 社内規程「防災マニュアル」に基づき、放送態勢の確保と従業員の安全確保に努める。 (2) 本部長（社長）の管理統括のもとに、副本部長（2名）で構成する指揮系統で対応する。 2 発災時の応急措置 (1) 本社⇄送信所間、光回線（本線）使用不能の場合は、予備ラインで放送を継続する。 (2) 本線、予備ライン使用不能の場合には、送信所に要員配置し電話回線で放送する。 S T L、ラインとも使用不能の場合には、本社スタジオから無線でプログラムを直接送信所に伝送する。 (3) 全てのラインが使用不能の場合には、送信所に要員配置し直接放送する。 (4) 本社スタジオ、日経スタジオ、送信所の停電の場合に自家発電を運転する。 (5) 災害時の取材・放送は、主として日本経済新聞社内スタジオを使用して同新聞社との連携を強化する。 (5) その他適宜、移動無線局、携帯局を使用して、ライン障害に対する手当を行い、取材・

機 関 名	内 容
	放送を確保する。
日 本 テ レ ビ	1 災害時の活動態勢 災害発生時には、報道局を中心に編成局・制作局・社会情報局・制作技術局・技術局等からなる「非常事態放送対策本部」を設置、報道特別番組を実施する。 2 発災時の応急措置 (1) 放送送出関係 ア 本社、N T T 間（伝送回路（ネット回路）） (ア) 本社、N T T 東京テレビジョン中継センタ（T R C）間地下埋設ケーブル上り、下り各2回線使用する。送受2回線は現用するものの予備とする。 (イ) 上記のケーブル使用が不能の場合においては、本社、T R C 間をマイクロウェーブにより連結する。 イ 本社、送信所間（伝送回線） (ア) 本社、芝送信所間を地下埋設ケーブルにより結んでおり、上り、下り系8回線を所有している。 (イ) 上記のほか、現在マイクロウェーブをS T L 及びT S L として使用しているが、同様に災害時にあっても、これを使用する。 (2) 送信関係 災害時には、次の送信設備を活用し、最も適切な方法により実施する。 ア 送信機は25kw、3 台方式により、無停波体制を備えている。本社よりリモコン操作が可能である。 イ 予備送信機1台を新宿センタービルに備え、本社側よりリモコン操作が可能である。 (3) 電源関係 ア 本社 (ア) 受電設備 商用電源は本線、予備2 回線あり、本線に障害のある場合は、予備回線を使用する。 (イ) 非常用発電設備 a 1,500K V A、750K V A、625K V A の発電機3台及び300kW発電機1 台により、保安電力、放送業務、スタジオ照明及び放送機器用として使用する。 b セットを連続運転した場合は10時間、また、燃料温存のため、1 台ずつ交互運転した場合は、7日間使用することが可能である。 イ 芝送信所 (ア) 受電設備 商用電源は東京タワー側にはループ受電されている。当社側は本線、予備線の2 回線がある。 (イ) 非常用発電設備500K V A 発電機1台を保持し、24時間連続運転が可能である。 ウ 生田スタジオ 非常用発電設備625K V A、85K V A の発電機2台を保有しており、5日間連続運転が可能である。
フジテレビジョン	1 緊急招集 各部署ごとに、あらかじめ定められた緊急招集体制により、放送活動に必要な人員を確保するとともに、速やかに災害特別放送実施本部を設置する。 2 災害等の警報に関する周知 関係法規、気象庁との申し合せ事項により整理された通報事項に関して、当社災害特別放送実施要領に基づき、災害特別放送を実施する。 3 取材体制 各地の状況を速やかにスタジオへ送るため、関東一円を網羅したE N G 基地を活用する。 4 放送体制 災害特別放送実施本部長の判断に基づき、特別放送を行う。 5 電源設備・送信関係については、以下の対応を行う。 (1) 電源 ア 2種の送電ルートによるバックアップ イ 自家用発電2,200K V A の対応 (2) 送信 ア 地下埋設ケーブルによる東京タワー送信 イ 予備・マイクロ回線による東京タワー送信 ウ 新宿センタービル非常用設備による送信

機 関 名	内 容
テ レ ビ 朝 日	1 災害時の活動態勢 (1) 放送体制 ア 非常災害が発生した場合は、直ちに社長を本部長とする「非常災害対策本部」を設置する。 イ 「放送対策部」の構成メンバーは次のとおりである。 編成局分担役員、編成局長、報道局長、技術局長、各班の局長及び編成部長、ANNニュースセンター長とする。 (2) 報道特別番組の編成 報道特別番組の編成の必要が生じた場合は、「放送対策部」が対応する。 なお、緊急の場合には、その時の編集担当者及びニュース担当責任者の判断で決定する。 (3) 放送実施 すでに定めている災害時の放送実施ルートにより放送する。 2 発災時の応急措置 災害発生時には可及的速やかに放送機器の点検を行い、放送の可能を確認する。 (1) マスター又はスタジオが使用不能になった時は随時処置として、中継車から直接東京タワーの送信所に送出する。 (2) 東京電力からの送電が停止された場合は、非常用発電機を稼働させ、放送用電力を確保する。また、この電力を中継車に送電するためのケーブルは常備されている。 (3) 東京タワーの送信所が使用不能になったときは、新宿予備送信所から放送する。 3 放送対策要員の確保（夜間の体制）常時夜間当直制をとり、放送進行責任者のもとに、緊急時にも放送できる体制をとっている。
テ レ ビ 東 京	1 災害時の活動態勢 災害が発生した場合は、非常災害対策規程に準じて、取締役社長による非常事態宣言を受け、以下の非常災害対策体制に移行する。 (1) 非常災害対策本部 事務局長：総務局長 事務局：総務局長、人事局長、編成局長、及び、事務局が任命した総務局員、人事局員、編成局員 (2) 総合対策部 責任者：総務局長 非常災害時の安全確保、ライフラインの確保 構成部署：人事・救護班、局舎保全・車両班、広報・連絡班、経理班、システム班 (3) 災害放送対策部 責任者：編成局長 非常災害放送の速やかな実施 構成部署：編成班、報道制作班、ネットワーク班、送出班 (4) 上記に属さない部署は、担当業務内での緊急対応をしつつ、通常放送体制への移行の準備に備える。 2 発災時の応急措置 (1) 可及的速やかに放送設備・機器の点検を行い、放送の可能を確認する。 (2) 東京電力からの電力供給が停止した場合、UPS 及び非常用発電機の稼働により放送電源を確保。 (3) マスター又はスタジオが使用不能になった時は随時処置として、関係会社スタジオ、天王洲スタジオ等に報道拠点を移し、中継車、中継機材を活用の上、東京タワーへ伝送し直接送出する。 3 要員の確保（夜間の体制） 夜間休日は、報道局員、技術局員、設備関連スタッフが最少人数体制で常勤している。 災害発生時には、指定された緊急要員が速やかに出社し、非常災害対策体制の確保、及び、報道局の指示で災害放送にあたる体制となっている。

機 関 名	内 容
T O K Y O M X	1 災害時の活動態勢 (1) 災害状況に応じ、通常放送を中断し、災害特別放送に切り換える。 (2) 災害特別放送については、本部が要員、機器などの状況を把握、判断し、対応する。 (3) 本部を設置するまでの初動時点においては、規定に基づいて、社内勤務者が代行する。 (24時間放送体制をとっている) (4) 社内勤務者以外の者は、規定に基づいて直ちに対応することとし、放送活動及び防災活動に従事する。 2 発災時の応急措置 (1) 可及的速やかに放送機器の点検を行ない、放送を確保する。 (2) マスター又はスタジオが使用不能の場合は、多摩ニュースセンター、都庁記者クラブ、中継車から直接東京タワー送信所に送出する。

2 災害時の放送

各放送機関における災害に関する警報等の放送は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
日 本 放 送 協 会	1 災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申し合わせにより、気象庁から放送に適するよう整理した予報、注意報、警報等の通知を受けて、通報事項を放送する。 2 災害関連番組の編成 災害時又は災害の発生が予想される場合には、必要な施設、資機材、人員等を確保し、状況に応じ、次のとおり災害関連番組を編成する。 (1) 災害関係の警報・情報・注意報 (2) 災害関係のニュース及び告知事項 (3) 防災、災害対策のための解説・キャンペーン番組 (4) 民心の安定に役立つ教養、娯楽番組等
T B S テ レ ビ 及 T B S ラ ジ オ	1 災害に関する警報等の周知 関係法規及び気象庁との申し合せにより、放送に適する気象、地象等に関する情報の通知を受け、通知事項を放送する。 2 特別番組の編成等 (1) その災害の規模、広がり（大震災にあつてはその震度、被害の程度）によって、編成を中心に、ネット特番とするか、ローカル特番とするか、CMの処理をどうするか等を判断し、速やかに特番体制に入る。 (2) 全社的には「大震災対応マニュアル」に基づき、社長を最高責任者とする災害対策総合本部を設置し、その指示のもとで非常時の体制構築を行い、組織維持に努めながら、正確かつ迅速な災害報道の支援にあたる。 (3) 特にラジオでは地位密着型媒体としての特性を生かしながら、ライフラインに関する情報や生活情報を多角的に伝え、被災者でもある聴取者に安心情報を伝えることに努める。
文 化 放 送	当社内規「特別放送実施要領」に基づき、非常災害が発生した場合、「特別放送対策本部」を設置し、直ちに特別放送に入る。この放送内容は、次のとおりである。 1 都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 2 災害報道等の緊急情報 3 避難誘導、交通機関の状況 4 被害の程度を考慮しての生活安否情報等に重点を置き、人心の安定に努める。
ニ ッ ポ ン 放 送	1 災害に関する警報等の周知 災害原因に関する情報、災害予警報、被害状況、措置状況等を迅速かつ的確に収集し、関係法規及び気象庁との申し合せにより、直ちに放送する。 2 広報事項及び広報活動 サービスエリア内に大規模な災害が発生し、交通、通信が円滑を欠くような状況になった場合は、本社の組織を特別放送体制に転換して、特別放送を実施する。放送内容は、次の事項等に重点を置き、人心の安定と生活の確保、治安の維持に貢献するよう努める。 (1) 都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (2) 災害報道等の緊急情報 (3) 危険告知、避難誘導、交通規制 (4) 国及び自治体の災害対策、民生対策 (5) 生活情報
ラ ジ オ 日 本	1 社内規定「臨時ニュース等実施要領」及び「非常事態対策要領」に基づき、ニュース速報又は臨時ニュースを放送するとともに非常事態対策本部を設置し、事態に即応した番組編成を行う。 2 非常事態対策本部長は非常事態の状況に応じ「非常事態A」又は「非常事態B」のいずれかを設定する。「非常事態A」とは、通常サービスエリア内に大被害をもたらす超大型台風の襲来、エリア内の大半を焼く大火災及び大規模な化学災害等をいう。 3 災害に関する情報、注意、官公庁からの通報等の迅速な収集及び放送のため、社員は、「災害時の行動マニュアル」に基づいて対処する。

機 関 名	内 容
エフエム東京	当社内規「非常災害対策要領」に基づき、非常事態A又はBの番組編成を行う。 1 情報収集 (1) 都庁、消防庁など関係官庁への直接取材 (2) 一般市民などをパーソナル情報提供者にすべく計画中 2 放送体制 当社内規「災害対策時作業要領」に基づき、緊急報道体制をとって放送を行う。 3 番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り換え、正確な情報の伝達に努める。
J - W A V E	社内規定「非常災害対策規定」に基づき、災害特別放送を実施する態勢をとる。 1 情報収集 (1) 非常災害対策本部等からの情報収集 (2) 各省庁等からの情報収集 2 災害特別放送体制 社内規定「特別放送実施細則」に基づき、特別放送態勢をとり、定められた放送形式により放送を行う。 3 災害関連番組の編成 被災状況、救援連絡、救援キャンペーンの実施等の放送をし、正確な情報が行き渡るようにする。
日 経 ラ ジ オ 社	1 当社内規「防災及び災害時行動要領」に基づき、放送体制の確保を図る。 災害時の編成・取材及び放送内容についても別に定める要領により災害の様相に合わせ、弾力的に対処する。 具体的には、 (1) 正確な災害情報 (2) 国及び自治体の災害対策を中心に放送、人心の安定と治安維持に努める。
I n t e r F M	1 災害に関する警報等の周知 災害基本法に基づく放送要請が関係所管官庁からあった場合、社内に特別放送本部を設置し、通報事項を放送する。特別放送は、災害の規模に応じてパターンA、パターンBに分け、緊急 特別放送を実施する。放送内容は次のとおりである。 (1) 大規模地震における警戒宣言とその内容 (2) 津波警報が発せられた場合の警報の内容 (3) 東京都知事との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 (4) 横浜市長との間に締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づく事項 2 放送内容 (1) パターンA 震度5以上の地震や大規模災害が首都圏で発生した場合、通常番組を中断し特別放送に切替える。 (2) パターンB 被害が小規模なときは、通常番組内で適時速報を流す。 (3) 特別放送では原則として英語を使用するが、被害の規模に応じて日本語を含む7ヵ国語で放送し、「被害情報」ときめ細かい「安心情報」を伝える。 (4) 民間のボランティア団体の協力を得て、各団体による放送の他、被災レポート、復旧状況を取材して「安心情報」を伝える。
日 本 テ レ ビ	当社内規「非常事態放送対策要領」に基づき、情報の収集及び放送体制をとる。 1 情報収集 (1) 災害対策本部からの収集 (3) NNN系列からの収集 (2) 各省庁担当記者からの収集 (4) 当社支局員からの収集 2 放送体制 当社内規「非常事態放送対策本部体制」に基づき、必要な報道体制をとり、定められた放送形式により放送を行う。 3 災害関連番組の編成及び放送体制 災害発生と同時に、その態様に応じて、スーパー速報処理から緊急特別番組編成にいたるまで適宜、放送形態をとることにより、正確な災害状況の周知徹底を図る。

機 関 名	内 容
フジテレビジョン	1 編成部は、報道センターからの連絡に基づき、編成案を作成する。 2 ネット局への連絡は原則として、ネットワーク部が窓口となるが、夜間及び緊急の場合は、放送デスク又はマスターが行い、局数を掌握する。 3 特別番組に関する統一タイトルは「報道特別番組」とする。
テ レ ビ 朝 日	災害時の放送については、次により実施する。 1 災害発生の第一報の確認ができしだい、ANNニュース速報を番組中にスーパーする。 2 被害状況が判明しだい、レギュラー番組を中断し、報道優先スタジオから災害の模様を放送する。 3 災害及び被害の規模によっては、報道特別番組に切替える。
テ レ ビ 東 京	1 災害関係の警報等及び避難に関する情報の周知 関係法令及び気象庁の申し合わせに基づき、気象に関する情報をスーパー速報等を通じて速やかに放送する。 2 報道特別番組の放送 甚大な災害が発生、又は被害の予想される場合は報道特別番組を放送する。 (1) 上記1.同様、気象警報及び気象に関する情報、政府・地方公共団体の避難指示・勧告等、人命・安全に関わる情報を最優先で繰り返し伝える。災害時は情報が錯そうするので、正確な情報提供と冷静な対応を呼びかけ、人心の安定に努める。 (2) 大規模災害が発生した場合には、交通機関やライフライン等、必要とされる情報を整理して伝える。 (3) 交通機関に影響が出るような台風接近時や荒天の際に懸念される帰宅困難者については一斉帰宅の抑制の周知や安全確保に必要な情報提供に努める。
T O K Y O M X	1 災害発生の確認ができ次第、直ちに速報をスーパーする。 2 災害状況に応じ、通常放送を中断し、災害の模様などを放送する。 3 災害及び被害の規模によっては、災害特別放送に切り換える。 4 災害状況、救援連絡などの情報収集を次により行なう。 (1)都庁及び各省庁の担当記者 (2)都内各地域の担当記者 (3)一般市民からの情報の活用 (4)Lアラートによる市町村情報

資料第 126 災害時に放送を依頼するラジオ局一覧（各放送機関）（本文 192 頁）

（令和 2 年 4 月現在）

放 送 局 名	周 波 数	会 社 名
N H K 第 1	5 9 4 KHz	日本放送協会
N H K 第 2	6 9 3 KHz	日本放送協会
T B S ラジオ	9 5 4 KHz	株式会社 T B S ラジオ
文化放送	1 1 3 4 KHz	株式会社 文化放送
ニッポン放送	1 2 4 2 KHz	株式会社 ニッポン放送
ラジオ日本	1 4 2 2 KHz	株式会社 アール・エフ・ラジオ日本
ラジオ NIKKEI	① 3.925Mhz 6.055 Mhz 9.595 Mhz ②3.945Mhz 6.115 Mhz 9.760 Mhz	株式会社 日経ラジオ社
N H K ・ F M	8 2 . 5 MHz	日本放送協会
T O K Y O F M	東京 80.0MHz 多摩・武蔵野 86.6MHz 青梅 83.6MHz 八王子 80.5MHz 新島 76.7MHz 八丈島 84.3MHz	株式会社 エフエム東京
J - W A V E	8 1 . 3 MHz	株式会社 J - W A V E
I n t e r F M	7 6 . 1 MHz	株式会社 InterFM



「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合にケータイのネット上に緊急開設されます。つぎの各ケータイ上のWebサイトトップ画面からアクセスしてください。

(本文129頁)



伝言の登録

「登録」→「メッセージ」→「登録」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
- ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」を選ぶ。
- ③ メッセージしたい項目を選ぶ。(コメントも書き込めます)
- ④ その画面でも「登録」を選ぶ。

伝言の登録が完了。

伝言の確認

「確認」→「電話番号」→「検索」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
- ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「確認」を選ぶ。
- ③ 相手のケータイ電話番号を入力。
- ④ その画面で「検索」を選ぶ。

伝言の検索結果が表示。

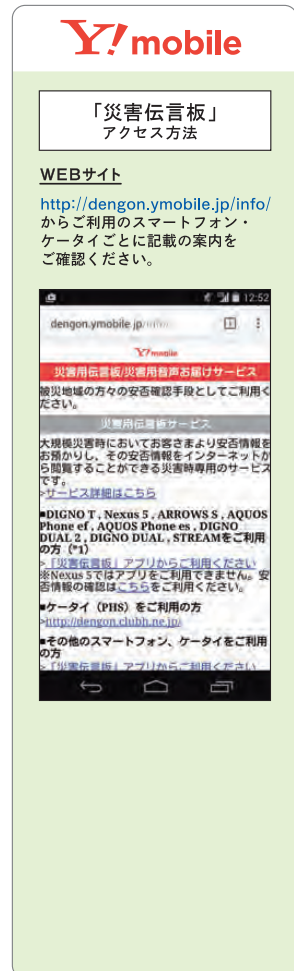
「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。

被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。



「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合にスマートフォン上に緊急開設されます。つぎの各スマートフォン上のWebサイトトップ、またはアプリ画面からアクセスしてください。



伝言の登録

「登録」→「メッセージ」→「登録」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
 - ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」を選ぶ。
 - ③ メッセージしたい項目を選ぶ。(コメントも書き込めます)
 - ④ その画面でも「登録」を選ぶ。
- 伝言の登録が完了。

伝言の確認

「確認」→「電話番号」→「検索」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
 - ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「確認」を選ぶ。
 - ③ 相手のケータイ電話番号を入力。
 - ④ その画面で「検索」を選ぶ。
- 伝言の検索結果が表示。

<iPhone・iPad・App Store>TM and ©2014 Apple Inc. All rights reserved. iPad・iPhoneは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスのもとで使われています。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。

「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。

被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。

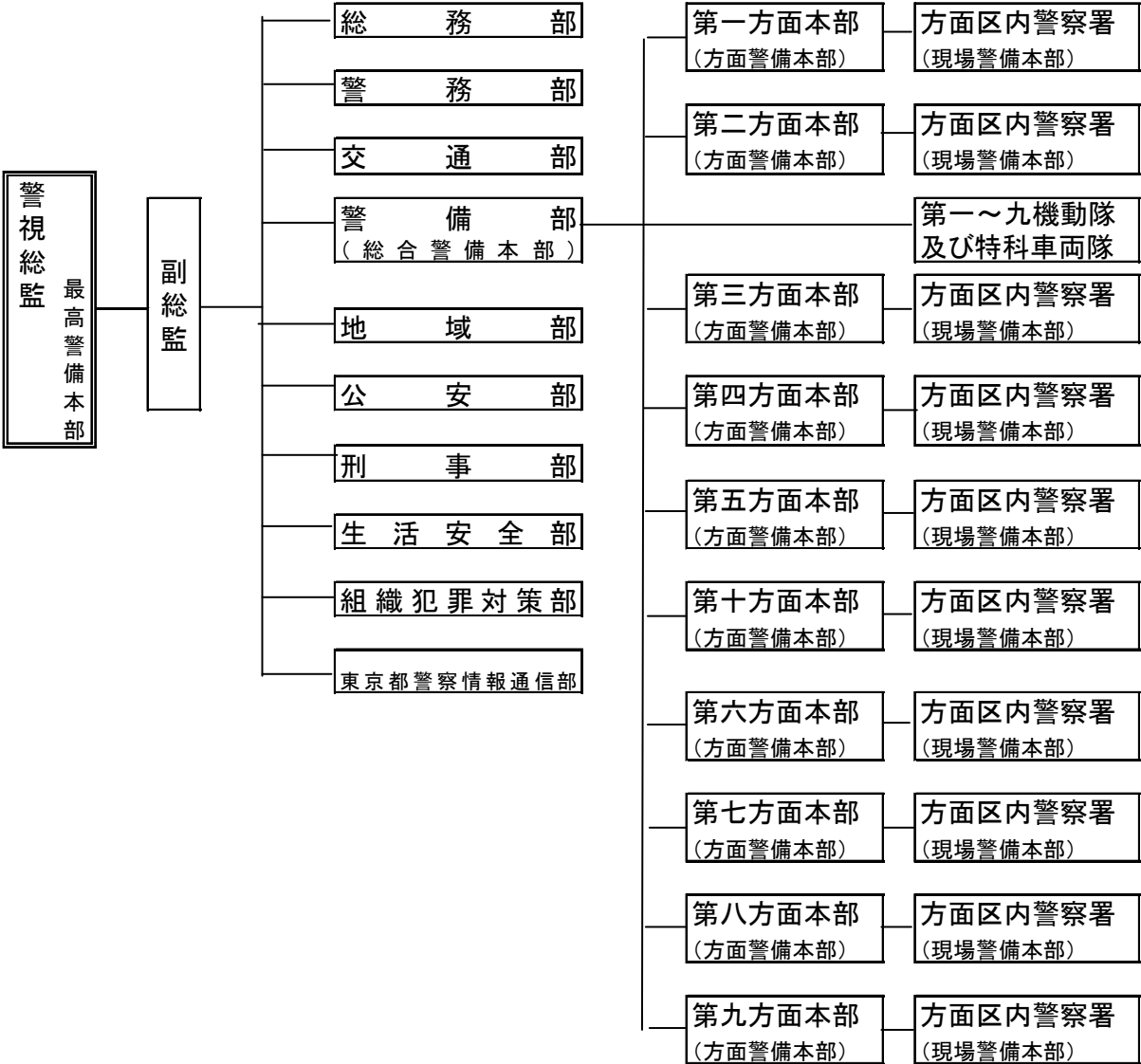
資料第128① 水防用備蓄資器材表 (都建設局) (本文230頁)

(令和2年4月1日時点)

管内別	管内水防管理団 (区市町村)	水防倉庫所管区分	水防倉庫数 (棟)	土のう 袋	大型 土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	総量鋼板 枚	寛 本	木材 m ³	シート ㎡	鉄線 kg	杭 本	掘 m	玉石 m ³	シヨペル 丁	ツルハシ 丁	掛失 丁	鋸 丁	鉋 丁	番線記号 丁	もっこ 丁	一輪車 台
第一建設事務所	千代田区、中央区、港区	建設局	1	9,960	50	1,526	110	0	25	0	3,486	25	34	14,350	0	180	15	2	6	2	4	10	2
		警視庁	0	0	0	250	0	0	0	0	1,700	50	0	850	0	350	10	14	24	6	21	0	7
		東京消防庁	1	1,854	27	2,768	12	0	1	1,500	197	270	570	15,250	0	942	154	75	72	14	26	22	18
		水防管理団体	9	12,010	0	149	1,013	88	0	0	2,745	537	0	1,028	248	1,028	248	206	119	80	59	134	50
第二建設事務所	大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	建設局	7	57,900	490	1,750	15,555	950	0	0	8,902	1,350	1,153	25,800	0	643	227	91	91	138	53	0	12
		警視庁	2	800	0	0	300	0	0	0	3,000	100	0	2,000	0	0	66	30	28	19	20	0	17
		東京消防庁	2	4,051	103	5,155	2,263	180	14	20	1,665	553	391	6,160	0	1,904	232	209	57	45	24	51	63
		水防管理団体	15	13,405	0	240	2,098	30	119	6	11,708	315	15	8,650	0	1,103	209	94	94	52	48	84	90
第三建設事務所	新宿区、中野区、渋谷区	建設局	2	16,350	190	6,080	160	0	0	0	8,348	300	360	13,100	0	1,937	88	25	15	7	6	10	9
		警視庁	3	1,400	0	0	250	0	0	0	3,900	125	0	1,300	0	0	386	84	45	68	28	44	0
		東京消防庁	1	1,560	13	2,714	1,207	29	0	0	1,117	144	484	4,600	0	1,187	131	117	52	22	23	16	19
		水防管理団体	59	31,560	0	0	606	0	0	0	1,611	725	279	24,200	0	549	121	44	17	5	12	156	46
第四建設事務所	葛飾区、練馬区、豊島区	建設局	4	27,000	500	0	7,605	279	43	2	3,473	715	250	24,200	0	241	61	62	37	28	44	0	16
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	2	5,648	63	4,384	3,764	99	18	0	2,385	330	364	1,400	0	1,517	159	153	62	22	32	37	66
		水防管理団体	7	11,200	0	0	302	100	0	1	2,267	169	240	2,160	0	457	110	68	59	21	29	0	34
第五建設事務所	墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区	建設局	9	114,680	140	400	11,840	1,060	3	27	11,384	1,360	745	73,560	0	1,216	292	213	42	80	101	65	50
		警視庁	2	1,050	0	0	250	0	0	0	1,800	125	0	1,250	0	1,32	21	34	49	9	9	0	16
		東京消防庁	1	4,286	58	3,515	981	143	2	0	841	36	92	1,293	0	1,267	91	67	18	8	21	3	89
		水防管理団体	20	86,630	0	380	5,943	175	62	18	25,005	2,007	504	20,985	0	3,236	783	308	47	58	60	0	124
第六建設事務所	文京区、台東区、荒川区、北区、足立区	建設局	8	62,690	475	1,920	11,271	505	0	9	4,331	636	905	58,126	0	450	283	103	44	37	35	134	19
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	1	2,835	77	2,564	812	0	0	0	25	35	46	355	0	901	82	70	19	12	9	9	36
		水防管理団体	15	35,960	54	0	4,700	350	0	4	9,563	670	358	11,000	0	2,459	287	229	112	86	72	202	112
西多摩建設事務所	羽村市、瑞穂町、あきる野市、日の出町、松原村、奥多摩町	建設局	10	101,550	730	0	9,970	1,220	234	12	13,201	2,105	2,423	19,510	0	670	449	170	43	100	61	65	36
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水防管理団体	24	50,500	0	460	5,495	64	0	0	54,954	5,170	52	16,560	0	457	349	105	63	47	37	0	73
南多摩建設事務所	町田市、多摩市、稲城市	建設局	4	40,700	390	765	1,805	438	10	0	8,840	440	958	18,550	30	266	120	67	21	40	42	0	18
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水防管理団体	21	81,700	310	1,400	14,315	1,882	20	0	341,080	2,790	939	5,710	0	982	169	198	109	29	74	0	44
南多摩建設事務所	八王子市、日野市	建設局	4	45,300	570	0	7,538	748	408	0	12,708	1,082	7,780	0	438	168	38	63	61	14	0	0	42
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	1	1,355	35	3,176	989	227	22	52	1,254	104	341	1,465	0	1,159	88	100	237	233	18	19	36
		水防管理団体	14	11,901	10	0	2,101	0	0	0	12,186	520	605	3,880	0	324	43	56	29	28	35	0	16
北多摩建設事務所	武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、西東京市、狛江市、府中市	建設局	5	48,060	50	540	3,396	592	728	0	2,046	1,965	4,120	20,500	400	347	90	96	51	49	36	10	18
		警視庁	1	600	0	0	500	60	0	0	1,600	8	0	500	0	50	6	6	7	0	13	0	1
		東京消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水防管理団体	16	29,250	0	50	5,355	0	0	0	58,680	240	800	27,500	0	1,311	373	241	67	8	18	0	154
北多摩建設事務所	立川市、小山市、国立市、昭島市、国分寺市、東村山、武蔵野市、東大和市、狛江市、府中市	建設局	5	49,400	650	166	5,188	628	100	2	11,761	535	1,200	10,150	0	329	170	78	27	31	42	0	23
		警視庁	1	500	0	0	200	0	0	2	4,844	50	0	9,950	0	25	8	8	3	15	15	14	0
		東京消防庁	1	7,012	73	5,635	4,245	238	11	0	3,132	624	196	21,215	0	1,825	115	106	142	90	16	6	70
		水防管理団体	169	38,736	0	0	4,268	0	0	0	346,557	330	40	31,285	0	858	461	419	495	94	401	0	97
大島支庁	大島町、利島、新島村、神津島	建設局	3	4,350	0	0	0	0	0	0	3,840	20	200	1,200	0	121	2	2	13	9	2	0	4
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水防管理団体	1	2,500	100	0	0	0	0	0	45	0	45	130	0	47	1	1	1	9	1	0	3
三宅支庁	三宅村、御蔵島	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水防管理団体	1	2,400	100	0	0	0	0	0	400	0	0	200	0	20	38	5	15	12	2	0	1
八丈支庁	八丈町、青ヶ島村	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水防管理団体	2	2,200	0	2,200	0	0	0	0	100	15	0	0	0	20	4	4	8	16	4	0	3
小笠原支庁	小笠原村	建設局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		水防管理団体	66	585,040	4,435	8,711	81,774	6,690	1,526	55	92,865	10,548	13,448	287,156	430	5,185	2,008	957	467	619	447	294	266
内訳	東京消防庁	建設局	10	5,150	0	0	1,750	60	0	2	16,844	465	0	15,850	0	1,033	195	132	191	77	121	0	62
		警視庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		東京消防庁	10	28,601	449	29,911	15,345	928	67	73	11,930	2,023	2,184	37,158	0	10,682	1,052	897	659	446	169	163	397
		水防管理団体	369	402,852	374	2,679	46,196	2,689	201	30	870,859	13,473	3,832	157,230	0	12,744	3,153	1,968	1,211	508	845	576	840

資料第128② 水防用備蓄資器材表（都港湾局）（本文230頁）

所管別	倉庫名	所在地	電話番 (運送先)	号土のう 袋	大型土のう 袋	土のう留	のう杭	軽鋼板 枚	籠	木材 m³	シート ㎡	鉄 kg	杭 本	縄 m	五石 m³	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉋 丁	排 丁	線 丁	もっこ 丁	ー 台	輪車 台	庫 m²	面 m²	期
港湾局	佃水門	中央区麻布 1-1-26	03-3531-5735	200	0	0	0	0	0	0.0	380	130	0	400	0	10	5	0	1	3	0	1	5.8				
	新堀水門 水防倉庫	勝どき 6-3	〃	2,750	0	0	0	0	0	0.0	90	130	0	3,400	0	8	5	1	2	1	3	0	2	35.2			
	浜前水門詰所	〃 3-14-13	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	200	0	2	0	0	0	0	0	2	9.7				
	浜越宮 排水機場	〃 浜越宮庭園1-1	03-3434-3709	1,300	0	0	0	0	0	0.0	290	20	0	3,500	0	10	4	1	2	2	0	1	9.0				
	芝浦排水機場	港区港南 3-9-63	03-3471-7818	1,750	0	0	0	0	0	0.0	480	60	0	4,000	0	10	5	1	1	2	6	0	1	9.0			
	吾川水門	大田区大森東 5-37-28	03-3761-4865	4,000	0	0	0	0	0	0.0	380	30	0	3,400	0	10	5	1	1	0	4	0	3	20.0			
	東京港建設事務所	江東区辰巳 1-1-33	03-3521-3013 (高潮対策センター)	400	0	0	0	0	0	0.0	400	45	0	3,000	0	22	13	8	3	1	3	0	2	30.0			
	砂町排水機場	〃 新砂 3-8	03-3640-9150	2,600	0	0	0	0	0	0.0	194	25	0	1,000	0	10	5	1	0	0	2	0	1	6.8			
	辰巳排水機場	〃 原巳 1-1-44	03-3521-2791	2,200	0	0	0	0	0	0.0	380	25	0	3,000	0	10	5	1	1	1	3	0	1	34.5			
	東豊水門 水防倉庫	〃 東豊 1-1-19	〃	2,600	0	0	0	0	0	2.9	90	30	45	3,000	0	25	13	3	3	2	3	0	2	87.5			
	豊洲水門	〃 越中島 3-1-1	〃	1,800	0	0	0	0	0	0.0	10	20	0	0	0	10	5	1	1	0	1	0	1	3.0			
	あけぼの水門	〃 辰巳 2-8-1	〃	0	0	0	0	0	0	0.0	90	0	0	0	0	10	5	1	1	0	0	1	3.0				
	東京都管内 総計	—	—	—	19,600	0	0	0	0	0	2.9	2,784	515	45	24,900	0	137	70	19	16	10	30	0	18	253.5		



資料第130 災害時装備資機材一覧表（警視庁）（本文235頁）

(令和2年4月現在)

1 車両一覧表

車 種 別	台 数	車 種 別	台 数	車 種 別	台 数
パトカー	1292	輸送車	540	水難救助車	3
白バイ	961	クレーン・レッカー	41	山岳救助車	4
警備用自動二輪車	40	ショベル車	21	災害用投光車	2
機動救助車	11	災害用資材車	112	衛星通信車	1
機動救助資材車	12	災害用広報車	10	給水車	4
多目的災害用車	10				

2 舟艇一覧表

舟 種	隻 数
警備艇	22

3 ヘリコプター

所 属	機 数
航空隊	14

4 災害用装置、資材一覧表

機 材 名	現有量	機 材 名	現有量	機 材 名	現有量
救命ボート	420	牽引車補助車	457	渡河橋	1
船外機	207	バール	1,228	土のう袋	74,732
救命索発射器	72	自動膨張式救命浮環	2,134	可搬式膨張堰	56
救命胴衣	3,512	チェンソー	320	エンジンカッター	488
スコップ・ハンマー	3,451				

資料第131 ヘリコプターの機種及び性能基準（警視庁）（本文235頁）

1 機 種

(1)	はやぶさ1・3号	レオナルド式A109
(2)	はやぶさ2号	ユーロコプター式EC135型
(3)	はやぶさ4号	アグスタ式A109型
(4)	おおとり1号	ユーロコプター式EC155B1型
(5)	おおとり2・3号	アグスタ式AW139号
(6)	おおとり4号	アグスタ式AB139型
(7)	おおとり5号	エアバス・ヘリコプターズ式EC155B1式
(8)	おおとり6号	準備中
(9)	おおとり7・8号	ベル式412EP型
(10)	おおぞら1・2号	準備中

2 機種別の性能

区 分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h	290 km/h	290 km/h	271 km/h	準備中	226 km/h	226 km/h	準備中	準備中
航続時間	3：00	3：30	3：00	3：00	4：30	5：10	5：10	5：10	4：30		3：30	3：30		
有効搭載量	1019 k g	1012 k g	1019 k g	855 k g	1642 k g	2132 k g	2132 k g	2132 k g	1642 k g		1801 k g	1815 k g		
座席数	8 席	8 席	8 席	8 席	14 席	14 席	14 席	17 席	14 席		13 席	13 席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）													
使用燃料	航空用ジェットA－1													
耐風性	21.8 m/s													
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○						－	○			○			
救助用吊上装置		230kg		272kg							272kg			
吊下装置（カーゴフック）	－	1300kg	－	1000kg	1600kg	－	2200kg	－	－		－	－		
担架装置（リッターキット）	－	1人	－	1人	－	－	1人	－	－		－	－		
投光機（サーチライト）	○										○			
拡声器（スピーカー）	○										－			
地震判読システム搭載用装置	○	－	○	－	○		－	○			－			
備 考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 3 航空法により、各種装置について同時装備を行えない場合がある。													

資料第132 東京都関係部署所属船艇等一覧表（第三管区海上保安本部）（本文235頁）

1 船 艇（巡視船6隻、巡視艇16隻、消防船1隻）

所 属	船 種	船 名	総 ト ン 数	全 長 (m)	深 さ (m)
東 京 海 上 保 安 部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 ☎ 03-5564-4999	巡 視 艇	ま つ な み	165	35.0	3.5
		ゆ り か ぜ	23	20.0	2.5
		ゆ め か ぜ	23	20.0	2.5
		い そ ぎ く	26	20.0	2.5
		や ま ぶ き	26	20.0	2.5
		は や か ぜ	23	20.0	2.5
横 浜 海 上 保 安 部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎ 045-641-4999	ヘリコプター 搭 載 型 巡 視 船	お お す み	3,100	105.0	4.8
		あ き つ し ま	6,500	150.0	10.0
	巡 視 船	い ゑ づ	3,680	110.0	7.5
		ぶ こ う	1,500	96.0	5.5
	消 防 船 ひ り ゅ う		280	35.0	5.5
	巡 視 艇	は ま な み	110	35.0	3.5
		は ま ぐ も	110	35.0	3.5
		い そ づ き	64	27.0	3.5
		き り か ぜ	23	20.0	2.5
		は ま か ぜ	23	20.0	2.5
		の げ か ぜ	26	20.0	2.5
		や ま ゆ り	26	20.0	2.5
		し お か ぜ	23	20.0	2.5
		た ま か ぜ	26	20.0	2.5
下 田 海 上 保 安 部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 0558-22-4999	巡 視 船	し き ね	1,300	89.0	3.5
		か の	335	56.0	3.0
	巡 視 艇	い づ な み	100	32.0	1.5

２－（１） 航空機（固定翼４機、回転翼５機）

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽 田 航 空 基 地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港 1-12-1 ☎ 03-3747-1118	大 型 ジ ェ ッ ト 飛 行 機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 (ガルフV)
		LAJ501	
	中 型 飛 行 機	MA 722	ボンバルディア式 DHC-8-315型 (ボンバル300)
		MA 725	
	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
巡視船「おおすみ」搭載機	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH 912	シコルスキー式 S-76D型
巡視船「あきつしま」搭載機	中 型 回 転 翼 航 空 機	MH 689	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 690	

２－（２） 航空機性能（羽田駐機分）

区 分							
		巡行速度 (k t)		搭 載 能 力			使 用 燃 料
				人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (Cm)	
固 定 翼	ガルフV	510		22	1,136	78×90× 95	ジェットA-1
	ボンバル300	243		32	1,080	160× 100× 80	ジェットA-1
回 転 翼	スーパーピューマ225	150		21	1,355	129× 119× 16 8	ジェットA-1

- * 1 搭載能力については、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- * 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個当たりの最大容積をいう。
- * 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- * 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数である。

資料第133 災害時の救護活動等についての協定書（都福祉保健局）（本文244頁）

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

- 第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力を努めるものとする。
- 3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

（協力の内容）

- 第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。
- ア 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
- イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
- 2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

（費用弁償）

- 第3条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。
- ア 協力に必要な柔道整復師の派遣に要する経費
- イ 衛生材料等の経費

（損害賠償）

- 第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年東京都条例第38号）の例による。

（防災訓練への参加）

- 第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（応急救護計画の策定）

- 第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、公益社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

（協 議）

- 第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

- 第8条 この協定の有効期間は協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。
- この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成26年3月27日

甲 東京都
代表者 東京都知事 舩 添 要 一

乙 公益社団法人東京都柔道接骨師会
代表者 東京都柔道接骨師会長 工 藤 鉄 男

資料第134 都における食品衛生指導班の編成内訳（都福祉保健局）（本文256頁）

区 分	班 数	1 班 の 編 成	備 考
本 庁	4班	食品衛生監視員2名	保健所の応援
保 健 所	12班	食品衛生監視員2名	1所1～3班を編成
健康安全研究センター	15班	食品衛生監視員2名	8班 特別区保健所の応援 7班 多摩地区保健所の応援
市 場 衛 生 検 査 所	5班	食品衛生監視員2名	冷蔵倉庫等の監視
食 肉 衛 生 検 査 所	5班	食品衛生監視員2名	冷蔵倉庫等の監視

*島しょ地域においては、本庁及び健康安全研究センター広域監視部からの応援により対応する

「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（歯科用医薬品等の範囲）

第 4 条 甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料

（2）その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（歯科用医薬品等の引取り）

第 6 条 歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第 7 条 歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第 11 条 この協定の施行に伴い、平成 10 年 6 月 4 日付け「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都文京区本郷一丁目 25 番 25 号
大東京歯科用品商協同組合
代表者 理 事 長 井 上 恒 雄

「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、一般社団法人東京医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第 4 条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）医療救護活動に必要となる医薬品等

（2）その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医薬品等の引取り）

第 6 条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第 7 条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第 11 条 この協定の施行に伴い、平成 14 年 10 月 1 日付け「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋本町二丁目 1 番 5 号
一般社団法人東京医薬品卸業協会
代表者 理 事 長 内匠屋 理

「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、商工組合日本医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の範囲）

第 4 条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）医療救護活動に必要となる医療機器等

（2）その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療機器等の引取り）

第 6 条 医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第 7 条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第 11 条 この協定の施行に伴い、平成 10 年 6 月 4 日付け「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都文京区本郷三丁目 39 番 15 号
商工組合日本医療機器協会
代表者 理 事 長 松 原 一 雄

「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（衛生材料の範囲）

第 4 条 甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる衛生材料
- (2) 避難所等で使用される衛生材料
- (3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（衛生材料の引取り）

第 6 条 衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（搬送体制の確保）

第 7 条 衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第 9 条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第 11 条 この協定の施行に伴い、平成 10 年 6 月 4 日付け「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都港区浜松町 1-2-3 泉浜松町ビル 1 階
社団法人 日本衛生材料工業連合会

「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書」

東京都を「甲」とし、一般社団法人日本産業・医療ガス協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第 4 条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ガス及び液体酸素
- (2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等
- (3) その他、甲が指定するもの

（緊急要請）

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

第 6 条 医療ガス等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認）

第 7 条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

（搬送体制の確保）

第 8 条 医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第 9 条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

（細 目）

第 10 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協 議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）

第 12 条 この協定の施行に伴い、平成 18 年 2 月 13 日付け「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書」は、廃止する。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 19 年 10 月 1 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都港区芝五丁目 30 番 9 号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
代表者 代表理事 田 口 博

資料第 140 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

(都福祉保健局)

(本冊 257 頁)

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務（以下「本業務」という。）の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社（以下「指定航空会社」という。）に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第 3 条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第 4 条 甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前 2 項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第 5 条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

(1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送

(2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第 6 条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険（機体、第三者・乗客包括賠償責任保険）に加入させるものとする。

(費用負担)

第 7 条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 航空機運航に係る経費

(2) その他本業務遂行に必要な経費

2 前項第 1 号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間に乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3 前項の本業務に要した時間については、1 時間以下の場合は 1 時間とし、1 時間を超えた場合は 30 分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第 8 条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

（協定の有効期間及び解除）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

（疑義の解釈等）

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（施行期日）

第12条 この協定は、平成13年3月1日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年3月1日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都 代表者 東京都知事 石原慎太郎
乙	東京都文京区湯島三丁目37番4号 財団法人日本救急医療財団 理事長 大塚敏文

資料第141 都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況（都福祉保健局）（本文258頁）

（令和2年4月1日現在）

品 名	数量	備 蓄 場 所	対応人員
災害用救急医療資器材 （新7点 セット）	107 セット	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 15 セット 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 10 セット 東京都災害拠点病院 82 セット	50,000 人分
現場携行用 医療資器材	83 セット	東京都災害拠点病院 82 セット 東京都福祉保健局内 1 セット	213 人分
セルフケア セット （救急箱）	256 セット	都立学校 251 セット 都営大江戸線災害備蓄倉庫 5 セット	128,000 人分
単品補充用 医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000 人分
合 計			252,213 人分

資料第142 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定（都福祉保健局）（本文258頁）

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（血液製剤の範囲）

第4条 甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。

医療救護活動に必要となる輸血用血液及び血しょう分画製剤

（搬送体制）

第5条 血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。

（費用弁償）

第6条 第2条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成15年7月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都新宿区大久保一丁目2番15号
日本赤十字社東京都支部
副支部長 田中 順一郎

丙 東京都渋谷区広尾四丁目1番31号
財団法人 献血供給事業団
理事長 青木 繁之

資料第143 東京都災害拠点病院設置運営要綱（都福祉保健局）（本文263頁）

第1 目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者の適切な医療を確保することを目的とする。

第2 設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第3 運営方針

- (1) 災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。
- (2) 災害拠点病院の管理者（以下「施設管理者」という。）、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。
- (3) 施設管理者は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。
- (4) 災害拠点病院への収容対象者は、原則として、東京都及び近隣県市等又は区市町村において設置した医療救護所に対応できない重症者であって、医療救護所等から依頼されたものとする。
- (5) 施設管理者は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を施設の所在地を管轄する区市町村災害対策本部等に連絡するものとする。
- (6) 施設管理者は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所に派遣するものとする。
- (7) 災害拠点病院における収容活動及び応急医療の期間は、原則として、災害発生時の14日以内とする。
- (8) 受療者の医療費の取扱いは、災害救助法が適応された場合は、同法第33条の規定によるものとする。

第4 災害拠点病院の基準

(1) 選定基準

- ア 災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。
- イ 原則として200床以上の病床を有する救急告示医療機関であること。
- ウ 建物が耐震耐火構造であること。
- エ 重症者を応急的に収容するための講堂、会議室の転用面積が広いこと。

(2) 整備基準

- ア 施設管理者は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。
- イ 国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」（健政発第435号）第4の整備基準を基本とし、原則として次の施設及び設備を有するものとする。
 - (ア) 災害拠点病院として必要な施設
 - a 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - b 電気等の生活必需基盤の維持機能
 - c 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

(イ) 災害拠点病院として必要な設備

- a 広域災害・救急医療情報システムの端末
- b 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- c 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- d 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等

第5 災害拠点病院の組織

- (1) 災害拠点病院は、広域基幹災害医療センター、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。
- (2) 広域基幹災害医療センターは、災害拠点病院の役割の他、他の災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。
- (3) 地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎のブロック代表病院として、ブロック内の情報連絡機能等を有するものとする。
- (4) (2)及び(3)に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第6 施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1) 内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2) 手続き等

ア 施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱（平成10年8月21日付10衛医救第211号）による。

イ 設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱（昭和61年1月17日付60衛医対第815号）及び東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領（平成10年7月1日付10衛医救第236号）による。

第7 備蓄品の管理及び報告

- (1) 施設管理者は、東京都の補助（都立病院にあっては、寄託）を受けて整備した資器材（以下「備蓄資器材」という。）の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第1号様式による管理台帳を備えるものとする。
- (2) 備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。
- (3) 施設管理者は、毎年3月31日現在の備蓄資器材の保管状況を別紙第1号様式の写しにより翌月の5日までに福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第8 防災訓練等の実施

- (1) 施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年1回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第2号様式（第1片）により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。
- (2) 施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第2号様式（第2片）に記入するものとする。

第9 災害拠点病院運営協力金の交付

第5の規定に基づき補助を受けた病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。

(1) 交付対象

災害拠点病院（国立病院を除く。）の開設者に対し、各施設ごとに交付する。

(2) 交付金額

災害医療施設運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月17日から施行する。

この要綱は、平成2年3月20日から施行する。

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

この要綱は、平成2年12月20日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

資料第144 東京都災害拠点病院施設状況一覧（都福祉保健局）（本文263頁）

東京都災害拠点病院一覧

令和2年4月1日現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ
区中央部	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	03-3293-1711	320	○	
	三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03-3862-9111	482		
	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-3541-5151	520	○	
	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-8211	535	○	
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	1,074		
	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161	329		
	☆ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	877	○	○
	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101	815		
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	1,032		○
	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	753	○	○
	東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	1,228	○	○
区南部	永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	400		○
	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	815	○	
	NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6111	594		
	☆ 東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	934	○	
	大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	03-3775-3111	344		○
	東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	506		○
	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	03-3742-7301	400		
区西南部	池上総合病院	大田区池上6-1-19	03-3752-3151	384		
	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	741	○	
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	305		
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	403		
	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	898		○
	★ 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	426	○	○
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	708	○	○
区西部	☆ 東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	1,015	○	
	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3353-1211	960		
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	1,379	○	○
	東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711	304		
	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	763	○	
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	418		
	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	03-3269-8111	520		
	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	03-3382-1231	296		
	東京警察病院	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	415		○
	荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	252		
	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	03-3383-1281	340		
	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	508		
	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	03-5963-3311	343		
区西北部	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	1,025	○	
	☆ 帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	1,078	○	○
	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03-3964-1141	550		
	東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1	03-5375-1234	470		○
	練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611	342		
	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	400		
	☆ 東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111	450	○	
区東北部	西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	03-5647-1700	196		
	苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12	03-3850-5721	221		
	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	03-3899-1311	306		
	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	365		
	東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03-5682-5111	314		
	平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	03-3692-2121	203		
	☆ 東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	765	○	○
	東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	03-5655-1120	200		
区東部	江東病院	江東区大島6-8-5	03-3685-2166	286		
	順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03-5632-3111	404		
	がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	03-3520-0111	686		○
	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	03-6204-6000	309		
	東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	400		
	江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	03-3673-1221	418		
	森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1	03-5679-1211	275		
	☆ 青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	529	○	○
西多摩	公立阿佐留医療センター	あきる野市引田78-1	042-558-0321	305		
	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042-551-1111	316		
	☆ 東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	042-665-5611	610	○	○
南多摩	東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	042-639-1111	500		○
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	042-371-2111	401	○	
	東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	042-338-5111	287		
	稲城市立病院	稲城市大丸1171	042-377-0931	290		
	町田市民病院	町田市旭町2-15-41	042-722-2230	447		
	南町田病院	町田市鶴間4-4-1	042-799-6161	222		
	日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	042-581-2677	300		
北多摩西部	★ 国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	042-526-5511	455	○	○
	立川病院	立川市錦町4-2-22	042-523-3131	450		
	東大和病院	東大和市南街1-13-12	042-562-1411	284		
北多摩南部	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111	611	○	○
	☆ 東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	多摩 042-323-5111 小児 042-300-5111	789	○	○
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	581		
北多摩北部	☆ 公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	042-461-0052	518	○	
	佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	042-461-1535	183		
	東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	042-396-3811	344		
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	042-491-2111	522		
合計		82施設		43,657	26	23

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。 三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

資料第145 東京都災害拠点病院標準整備品目（都福祉保健局）（本文263頁）

（令和2年4月現在）

品 名		数 量
1	救急医療資材セット新7点セット （医療器具及び薬品）	1 セット
2	現場携行用医療資器材	1 セット
3	トリアージ・タッグ	5 0 0 枚
4	ベット兼担架	1 0 台
5	毛布	1 0 0 枚
6	空気枕	1 0 0 個
7	ガートル台	3 0 台
8	煮沸消毒用器材	5 式
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、整備量 を設定すること。 ただし、水、常用発電、トイレ（簡 易方式）は、使用可能な状況を必 ず確保すること。
1 0	大型投光器	
1 1	非常用キャンドル	
1 2	組立水槽	
1 3	浄水セット	
1 4	組立式簡易トイレ	
1 5	野外炊飯設備	
1 6	非常食	

資料第146 災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定（都福祉保健局）
（本文265頁）

東京都を「甲」とし、ドライアイスメーカー会を「乙」とし、全日本ドライアイスディーラー会を「丙」とし、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において遺体保存用ドライアイスを区市町村に供給する必要があるときは、乙及び丙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（緊急要請）

第4条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第5条 ドライアイスの搬送については、丙が行うものとする。ただし、丙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第6条 甲の要請により乙及び丙が協力したときは、丙が代表して実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請により乙及び丙から供給されたドライアイスについて、その費用を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

甲、乙及び丙は、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年6月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都港区港南一丁目6番41号
ドライアイスメーカー会
代表者 会長 小池 敏雄

丙 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
全日本ドライアイスディーラー会
代表者 会長 白井 一成

東京都を「甲」とし、八王子葬祭業協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。

（緊急要請）

第4条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第5条 棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２９年９月１日

甲

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

東京都知事 小池 百合子

乙

東京都八王子市天神町１４番地

八王子葬祭業協同組合

理事長 町田 貞修

東京都を「甲」とし、全日本葬祭業協同組合連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村からの要請に基づき甲が行う災害時における棺等葬祭用品の供給に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における棺等葬祭用品等を区市町村に供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、甲の指示により区市町村の設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給等について速やかに措置する。

（緊急要請）

第4条 第2条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第5条 棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき、甲の要請を受けて棺等葬祭用品を供給したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品について、その費用を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲、乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２９年９月１日

甲

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

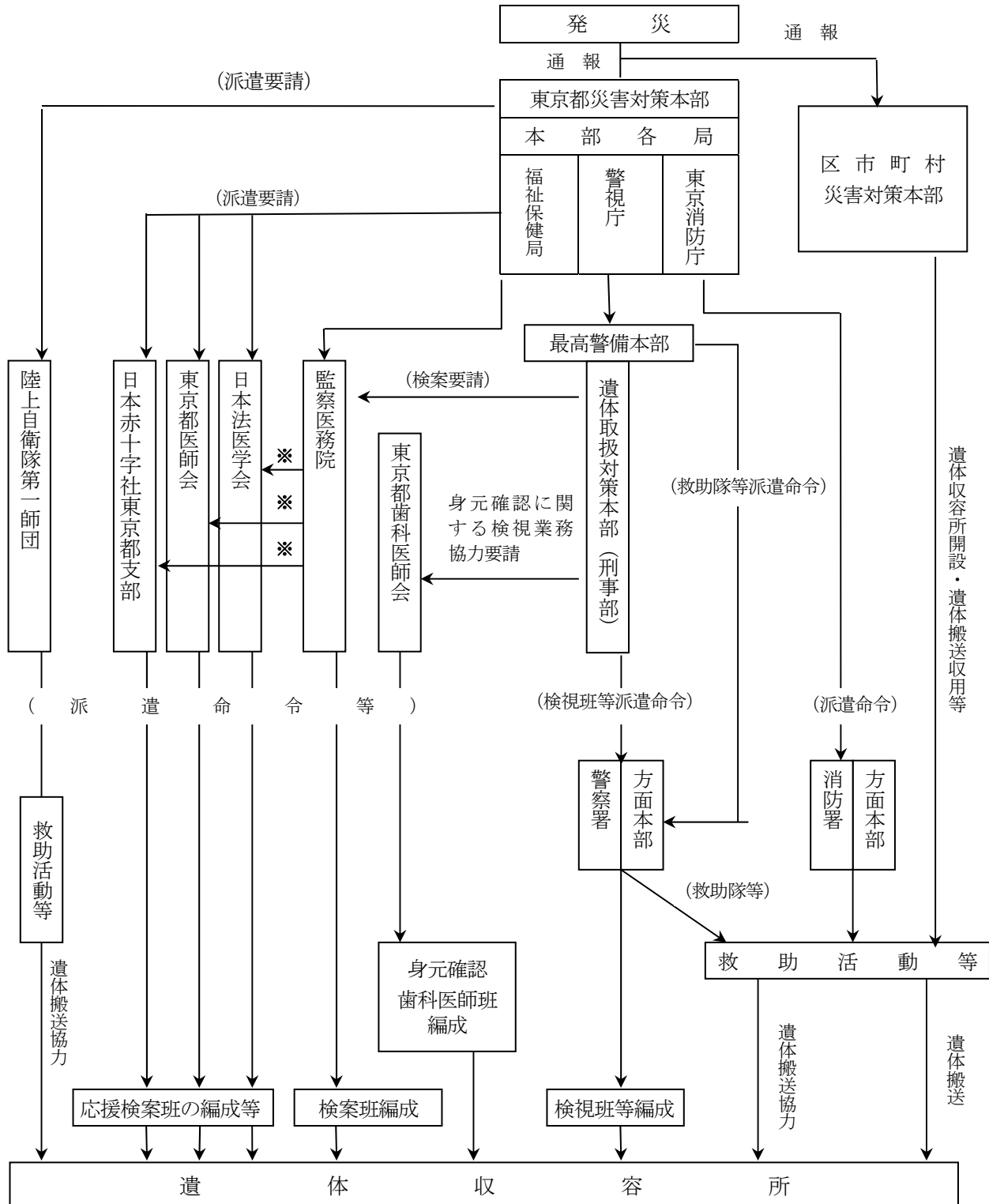
東京都知事 小池 百合子

乙

東京都港区港南二丁目４番１２号

全日本葬祭業協同組合連合会

会長 松井 昭憲



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

資料第 149 検視班の編成基準（警視庁）（本文 266 頁）

担 当 業 務 等	編 成 人 員 等	担 当 業 務 等	編 成 人 員 等
検 視 責 任 者	1	写 真 撮 影	1
検 視 補 助 ・ 記 録	2	指 紋 採 取	2
検 案 補 助	1	合 計	7

※各警察署に 3 班編成

資料第 150 検案班処理能力（都福祉保健局）（本文 266 頁）

構 成	構 成 人 員			計	編成 班数	期間	出 動 延班数	1 班処	処理可能
	監察医	事務	作業					理件数	延 件 数
監 察 医 務 院	1 人	1 人	1 人	5 人	9 班	10 日	90 班	64 体	5,760 体
応援監察医等	2 人	—	—					/ 1 日	

資料第151 災害時における火葬の実施に関する協定（都福祉保健局）（本文270頁）

東京都を「甲」とし、東京博善株式会社を「乙」とし、株式会社戸田葬祭場を「丙」とし、株式会社日華を「丁」とし、甲乙丙丁間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「東京都地域防災計画」及び「東京都広域火葬実施計画」に基づき、区市町村及び他県等からの要請を受け、都内を広域火葬体制とした場合に、甲が調整し、実施する遺体の火葬に対する乙、丙及び丁の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（被災状況の報告）

第2条 甲は、災害時における火葬場の被災状況を把握するため、乙、丙及び丁に報告を求めることとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において区市町村等が平常時使用している火葬場での遺体の火葬が困難となり、都内全域を広域火葬体制とすることを決定し、火葬場の調整の必要が生じたときは、乙、丙及び丁に対し、火葬協力を要請するものとする。

（要請事項の報告）

第4条 甲の要請に対して乙、丙及び丁は、遺体の受入れに関して報告することとする。

（火葬場の調整等）

第5条 甲は、乙、丙及び丁からの報告に基づき、応援火葬場の割り振りに関する調整を行い、乙、丙及び丁に対して協力を依頼するものとする。

2 前号の規定に基づき、甲から要請を受け、遺体の火葬を実施する乙、丙及び丁は、遺体の火葬を円滑に実施するため、被災区市町村等と火葬の実施について協議・調整を図るものとする。

（実施報告）

第6条 乙、丙及び丁は、甲の要請により火葬を実施したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、甲の要請に基づき、乙、丙及び丁が協力して実施した遺体の火葬について、その実費を負担するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙、丙及び丁協議の上決定するものとする。

甲、乙、丙及び丁は、本協定書を4通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成11年6月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都千代田区内神田二丁目5番6号
東京博善株式会社
代表取締役社長 大橋 孝

丙 東京都板橋区舟渡四丁目15番1号
株式会社戸田葬祭場
代表取締役社長 中山 準

丁 東京都府中市多磨町二丁目1番1号
株式会社日華
代表取締役社長 宇都宮 鐵彦

（平成31年4月1日現在）

	名称・所在地・電話番号			経営者
23区 9施設	瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1	03(3670)0132	東京都
	町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	03(3892)0311	東京博善(株)
	落合斎場	新宿区上落合3-34-12	03(3361)4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1	03(3466)1006	
	四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	03(3601)0424	
	桐ヶ谷斎場	品川区西五反田5-32-20	03(3491)0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里1-2-27	03(3311)2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡4-15-1	03(3966)4241	(株)戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海1-3-1	03(5755)2833	臨海部広域斎場組合
多摩地区 9施設	青梅市火葬場	青梅市長淵5-743	0428(22)3918	青梅市
	瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田244	042(557)0064	瑞穂斎場組合
	思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	日の出町大字平井3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
	八王子市斎場	八王子市山田町1681-2	0426(64)5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平3-28-8	042(583)8888	日野市
	南多摩斎場	町田市上小山田町2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
	立川聖苑	立川市羽衣町3-20-18	042(522)2730	立川・昭島・国立聖苑組合
	日華多磨葬祭場	府中市多磨町2-1-1	042(361)2174	(株)日華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町1-3	042(367)7788	府中市
島しょ 8施設	八丈町火葬場	八丈町三根3481	04996(2)3020	八丈町
	小笠原村父島火葬場	小笠原村父島字洲崎	04998(2)3111	小笠原村
	小笠原村母島火葬場	小笠原村母島字評議平	04998(2)3111	
	新島村火葬場	新島村字道下77-1	04992(5)1110	新島村
	式根島火葬場	新島村式根島856-3	04992(7)0373	
	神津島村火葬場	神津島村字金長	04992(8)1250	神津島村
	大島町火葬場	大島町元町字黒ママ352-3	04992(2)2914	大島町
	三宅村火葬場	三宅村阿古548-10	04994(5)0423	三宅村
	26ヶ所			

資料第153 避難の指示者一覧表（都総務局）（本文284頁）

実 施 責 任 者	災 害 の 種 別	根 拠 法
区市町村長又は知事（指示）	災 害 全 般	災 害 対 策 基 本 法 60 条
警 察 官（指示）	同 上	災 害 対 策 基 本 法 61 条
		警 職 法 4 条
海 上 保 安 官（指示）	同 上	災 害 対 策 基 本 法 61 条
水 防 管 理 者（指示）	洪 水 津 波 高 潮	水 防 法 29 条
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪 水 津 波 高 潮	水 防 法 29 条
〃（指示）	地 す べ り	地 す べ り 等 防 止 法 25 条
自 衛 官（指示）	災 害 全 般	自 衛 隊 法 94 条

資料第154 避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表(都総務局・都福祉保健局) (本文293項)

(平成31年4月1日現在)

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	力所	力所	人
千代田	17	3	10,563
中央区	30	16	38,194
港区	57	21	43,746
新宿区	51	82	69,002
文京区	33	16	39,033
台東区	45	13	87,589
墨田区	40	17	57,525
江東区	195	21	154,680
品川区	156	35	91,304
目黒区	83	21	37,678
大田区	129	36	159,791
世田谷区	128	85	165,707
渋谷区	37	11	46,864
中野区	48	44	50,600
杉並区	96	27	100,395
豊島区	80	39	23,815
北区	71	53	141,678
荒川区	62	28	80,367
板橋区	78	37	100,217
練馬区	165	40	96,340
足立区	122	72	160,847
葛飾区	82	72	90,494
江戸川区	154	45	138,009
区計	1,959	834	1,984,438

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	力所	力所	人
八王子市	136	85	169,408
立川市	67	16	39,610
武蔵野市	20	33	41,970
三鷹市	78	12	22,427
青梅市	32	12	14,846
府中市	47	12	24,873
昭島市	38	10	30,926
調布市	32	30	20,170
町田市	85	51	44,130
小金井市	16	21	31,781
小平市	40	33	55,895
日野市	43	41	52,800
東村山市	26	19	91,217
国分寺市	17	24	18,304
国立市	37	15	33,993
福生市	17	7	16,502
狛江市	13	12	9,182
東大和市	29	15	26,624
清瀬市	26	22	19,645
東久留米市	24	35	36,747
武蔵村山市	31	6	12,991
多摩市	33	26	21,067
稲城市	39	7	16,601
羽村市	20	6	39,923
あきる野市	28	1	13,848
西東京市	32	29	36,257
市計	1,006	580	941,737

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	力所	力所	人
瑞穂町	23	2	13,100
日の出町	14	12	12,032
檜原村	9	0	2,045
奥多摩町	38	4	13,321
多摩町村計	84	18	40,498
大島町	27	0	12,533
利島村	4	2	270
新島村	14	0	5,234
神津島村	6	0	6,206
三宅村	13	0	12,161
御蔵島村	3	0	400
八丈町	23	0	7,317
青ヶ島村	4	0	800
小笠原村	8	0	2,210
島しょ町村計	102	2	47,131
総計	3,151	1,434	3,013,804

(注)

- 1 避難所には、避難所が使用できない場合や収容可能人数を超えた場合等により開設する避難所、協定施設等を含む。
- 2 避難所が福祉避難所を兼ねる場合、避難所に計上している。

資料第 155① 災害時における避難所等確保の支援に関する協定（都総務局）

（本文 294 頁）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本シティホテル連盟関東支部（以下「乙」という。）は、東京都内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）等において、区市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所（以下「避難所等」という。）の確保について、乙が実施する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における区市町村による避難所等の確保の支援に関する協力体制を確立して、都民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務の内容）

第 2 条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が加盟する事業者の宿泊施設（以下「乙の加盟施設」という。）を避難所等として区市町村に提供することに関する乙の加盟者内の調整
- (2) 避難所等として提供可能な乙の加盟施設に関する情報等の提供

（要請）

第 3 条 甲は、災害時に、区市町村から避難所等の確保に関する支援の要請（以下「支援要請」という。）を受けたときは、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請するものとする。

2 災害時に、区市町村において避難所等を確保することが困難であると認めるとき、又は区市町村が甲に対して支援要請を行う時間的余裕がないと認めるときは、甲は、区市町村から前項の支援要請があったものとみなして、乙に前条に規定する支援業務を要請することができる。

3 前 2 項の規定による支援業務の要請は、別記様式第 1 号により行う。ただし、当該様式による要請をすることができない緊急の場合は、口頭で行い、後日、同様式により処理するものとする。

4 甲は、災害時に備えた区市町村の避難所等の確保のために必要と認めるときは、災害時以外においても、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請することができる。

（施設の使用）

第 4 条 支援要請をした区市町村（前条第 2 項により区市町村から支援要請があったものとみなされる場合を含む。）は、第 2 条の規定による情報提供に基づき、使用を希望する

乙の加盟施設と個別に施設の使用について調整を行うものとする。

(費用負担)

第5条 区市町村が前条の規定に基づいて乙の加盟施設を使用する場合の費用は、原則として当該施設を使用する区市町村が負担するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和2年6月26日から令和3年3月31日までとする。

2 期限満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年6月26日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

知事 小池 百合子

東京都千代田区鍛冶町二丁目4番8号

乙 一般社団法人全日本シティホテル連盟

関東支部長 服部 公雄

別記様式第 1 号

年 月 日 時 分
東 京 都

災害時における避難所確保の支援に係る要請書

全日本シティホテル連盟

関東支部長 服部 公雄 様

東京都知事

小 池 百合子

令和 2 年 6 月 2 6 日締結の災害時における避難所確保の支援に関する協定書第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり支援を要請します。

担当

東京都

電 話 番 号 :

ファクシミリ番号 :

資料第 155② 災害時における避難所等確保の支援に関する協定（都総務局）

（本文 294 頁）

東京都（以下「甲」という。）と日本旅館協会東京都支部（以下「乙」という。）は、東京都内において大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生のおそれが生じた場合（以下「災害時」という。）等において、区市町村が実施する避難所及び一時的な避難場所（以下「避難所等」という。）の確保について、乙が実施する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における区市町村による避難所等の確保の支援に関する協力体制を確立して、都民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（支援業務の内容）

第 2 条 乙の支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が加盟する事業者の宿泊施設（以下「乙の加盟施設」という。）を避難所等として区市町村に提供することに関する乙の加盟者内の調整
- (2) 避難所等として提供可能な乙の加盟施設に関する情報等の提供

（要請）

第 3 条 甲は、災害時に、区市町村から避難所等の確保に関する支援の要請（以下「支援要請」という。）を受けたときは、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請するものとする。

2 災害時に、区市町村において避難所等を確保することが困難であると認めるとき、又は区市町村が甲に対して支援要請を行う時間的余裕がないと認めるときは、甲は、区市町村から前項の支援要請があったものとみなして、乙に前条に規定する支援業務を要請することができる。

3 前 2 項の規定による支援業務の要請は、別記様式第 1 号により行う。ただし、当該様式による要請をすることができない緊急の場合は、口頭で行い、後日、同様式により処理するものとする。

4 甲は、災害時に備えた区市町村の避難所等の確保のために必要と認めるときは、災害時以外においても、乙に対し、前条に規定する支援業務を要請することができる。

（施設の使用）

第 4 条 支援要請をした区市町村（前条第 2 項により区市町村から支援要請があったものとみなされる場合を含む。）は、第 2 条の規定による情報提供に基づき、使用を希望する

乙の加盟施設と個別に施設の使用について調整を行うものとする。

(費用負担)

第5条 区市町村が前条の規定に基づいて乙の加盟施設を使用する場合の費用は、原則として当該施設を使用する区市町村が負担するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和2年6月26日から令和3年3月31日までとする。

2 期限満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年6月26日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

知事 小池 百合子

東京都千代田区平河町二丁目5番5号

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合内

乙 日本旅館協会東京都支部

支部長 石井 敏子

別記様式第 1 号

年 月 日 時 分
東 京 都

災害時における避難所確保の支援に係る要請書

日本旅館協会東京都支部
支部長 石井 敏子 様

東京都知事
小 池 百合子

令和 2 年 6 月 2 6 日締結の災害時における避難所確保の支援に関する協定書第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり支援を要請します。

担当 東京都 電 話 番 号 : ファクシミリ番号 :

資料第 156① 避難対策等における連携と協力に関する包括協定（都総務局）
（本文294頁）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ショッピングセンター協会（以下「乙」という。）は、避難対策等における連携と協力に関し、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が平素から相互に連携し、地震、風水害等の災害に備え、都民に対する避難先の提供や防災に係る啓発活動等に関し、可能な範囲で協力することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第 2 条 甲と乙は、次の事項に関して必要な情報交換を行い、相互に連携・協力して取り組むものとする。

- （１） 都民に対する避難先の提供に関すること。
- （２） その他避難対策や防災に係る啓発活動等に関すること。

2 前項第 1 号の実施に当たっては、必要に応じて甲の区域内における区市町村と乙の構成員が別途協定を締結して定めるものとする。

（確認事項）

第 3 条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力すること及び甲が乙以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）

第 4 条 本協定の有効期限は、令和 3 年 3 月 31 日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の 1 月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に 1 年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 21 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
甲 東京都
代表者 東京都知事 小 池 百合子

東京都文京区後楽一丁目 4 番 14 号
後楽森ビル 15 階
乙 一般社団法人日本ショッピングセンター協会
代表者 会 長 清 野 智

資料第 156② 避難対策等における連携と協力に関する包括協定（都総務局）
（本文294頁）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人日本D I Y・ホームセンター協会（以下「乙」という。）は、避難対策等における連携と協力に関し、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が平素から相互に連携し、地震、風水害等の災害に備え、都民に対する避難先の提供や防災に係る啓発活動等に関し、可能な範囲で協力することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第 2 条 甲と乙は、次の事項に関して必要な情報交換を行い、相互に連携・協力して取り組むものとする。

（1） 都民に対する避難先の提供に関すること。

（2） その他避難対策や防災に係る啓発活動等に関すること。

2 前項第 1 号の実施に当たっては、必要に応じて甲の区域内における区市町村と乙の構成員が別途協定を締結して定めるものとする。

（確認事項）

第 3 条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力すること及び甲が乙以外の者と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期限）

第 4 条 本協定の有効期限は、令和 3 年 3 月 31 日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の 1 月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に 1 年延長されるものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 21 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号

新神田ビル 5 階

乙 一般社団法人日本D I Y・ホームセンター協会

代表者 会 長 稲 葉 敏 幸

資料第 157 東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書（都福祉保健局）

（本文 297 頁）

東京都知事（以下「甲」という。）と恩方病院を運営する医療法人永寿会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。）に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（派遣等）

第2条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2（2）ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第3条 乙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- （1）東京DPAT活動拠点本部における活動
- （2）被災区市町村における活動
- （3）他道府県における活動
- （4）その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第4条 前条（1）の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

2 前条（2）の活動を行う東京DPATは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

3 前条（3）の活動を行う東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

(医薬品等の確保)

第5条 乙は、派遣する東京DPATに対し、別紙1に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙2に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が派遣した東京DPATが第3条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

- (1) 東京DPAT派遣に要する経費等（災害救助法（昭和22年法律第118号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
- (2) 東京DPATが携行し、使用した医薬品等

(助成金)

第7条 甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

- (1) 別紙2に掲げる関連資機材。ただし、200,000円以内に限る。
- (2) 第9条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
- (3) 衛星携帯電話基本料金

2 前項(1)の助成金については、1回限りとする。

(補償)

第8条 甲は、乙が派遣した東京DPAT隊員が、第3条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京DPAT隊員を傷害保険に加入させるものとする。

2 前項に要する費用は甲が負担する。

(研修)

第9条 乙は、東京DPAT隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

(有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京DPAT隊員として登録されたものがないときは、第2条から第6条まで及び第8条の規定は適用しない。

(その他協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙と

協議して定めるものとする。

- 2 本協定書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。
- 3 乙が東京D P A Tの編成できる要件を満たさなくなると認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって協定期間の終了とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事
小池百合子

乙 福岡県福岡市西区今津3810番地
医療法人永寿会 理事長 齋藤 秀樹

同文の協定

平成30年3月30日

乙 東京都青梅市末広町一丁目4番地の5
医療法人社団岩尾会 理事長 室 愛子

乙 東京都豊島区西池袋一丁目10番2号
医療法人財団厚生協会 理事長 関 晶比古

乙 東京都八王子市裏高尾町273番地
医療法人社団青溪会 理事長 菊本 弘次

乙 東京都調布市上石原三丁目33番地の17
医療法人社団青山会 理事長 青木 浩子

乙 東京都調布市深大寺北町四丁目17番1
医療法人社団欣助会 理事長 塚本 一

乙 東京都西東京市南町三丁目4番10号
医療法人社団薫風会 理事長 山田 雄飛

乙 東京都八王子市美山町1076番地
医療法人社団光生会 理事表 平川 博之

乙 東京都練馬区関町南四丁目14番53号

- 医療法人社団じうんどう 理事長 田邊 英一
乙 東京都豊島区西池袋一丁目10番2号
医療法人財団厚生協会 理事長 関 晶比古
乙 東京都日野市西平山一丁目24番地1
医療法人社団清愛会 理事長 杉山 吉昭
乙 東京都足立区中川四丁目29番12号
医療法人社団成仁 理事長 片山 成仁
乙 東京都足立区西新井五丁目41番1号
医療法人社団大和会 理事長 矢野 諭
乙 東京都八王子市宮下町178番地
医療法人社団東京愛誠会 理事長 長瀬 輝誼
乙 東京都文京区本郷二丁目1番1号
学校法人順天堂 理事長 小川 秀興
乙 東京都文京区千駄木一丁目1番5号
学校法人日本医科大学 理事長 坂本 篤裕
乙 東京都三鷹市上連雀四丁目14番1号
公益社団法人井之頭病院 理事長 菊池 健
乙 東京都多摩市連光寺一丁目1番地1
社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 理事長 佐藤 忠彦
乙 東京都小平市小川東町四丁目1番1号
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
理 事 長 水 澤 英 洋

平成31年3月29日

- 乙 東京都立川市錦町四丁目2番地2号
国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇
乙 東京都品川区旗の台1丁目5番地8号
学校法人昭和大学 理事長 小口 勝司
乙 東京都千代田区九段南四丁目8番地28号
学校法人日本大学 理事長 田中 英壽

令和元年度6月28日

- 乙 東京都板橋区三園一丁目19番1号
医療法人社団翠会 理事長 齊藤 雅
乙 東京都板橋区三園一丁目19番1号
医療法人社団翠会 理事長 齊藤 雅

(別紙 1)

東京 D P A T 標準携行医薬品及び医療資器材

		一般名（主な商品名）	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩（マイスリー）	5mg	30 錠
		ロラゼパム（ワイパックス）	0.5mg	30 錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム（デパケン）	200mg	30 錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩（セロクエル）	25mg	30 錠
		リスペリドン（リスパダール内用液）	0.5mg	30 包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩（ルボックス）	25 mg	30 錠
	その他	カロナール	300mg	30 錠
		PL 総合顆粒		30 包
		フェリビナクテープ（MS 冷シツプ®）		30 枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム（セルシン注射液）	10 mg	10 本
		フェノバルビタール（フェノバル注射液）	100mg	5 本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン（アキネトン注射液）	5mg	5 本
	精神神経用剤	ハロペリドール（セレネース注）	5mg	10 本
	呼吸促進剤	フルマゼニル（アネキセート注射液）	0.5mg	5 本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5 本
		シリンジ	2.5ml	5 本
		注射針	23G	5 本
		翼状針	23G	5 本
		ディスポ舌圧子		30 本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2 個
		血圧計		2 台
		聴診器		2 個
		体温計		1 本
		パルスオキシメーター		1 個
		針捨てボックス		1 個

(別紙 2)

東京 D P A T 標準関連資機材 (通信機器・記録機器等)

区分	品名	数量
通信機器・ 記録機器等	衛星携帯電話 (予備バッテリー等含む)	1 台
	モバイルプリンター (ケーブル含む)	1 台
	トランシーバー (充電器含む)	2 台
	ライティングシート	1 箱
	被災地域地図 (東京都広域地図)	1 冊
	プリンター用紙	500 枚
	プリンター用インク	1 組
	デジタルカメラ (充電器・パソコン接続用ケーブル含む)	1 台
	モバイルパソコン (A C アダプター・予備バッテリー含む)	1 台
	L A N ケーブル	1 本
	テーブルタップ	1 個
	データカード・ルーター	1 個
	電子記録媒体 (U S B メモリースティック等)	1 個
	ホワイトボードマーカー (黒、赤、青)	3 本
	ノート・筆記用具等	5 セット

資料第 158① 東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書（都福祉保健局）

（本文 297 頁）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）と病院経営本部長（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。）に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）

第2条 要領第2の2による登録機関は次に掲げる医療機関とする。

- （1）東京都立広尾病院
- （2）東京都立墨東病院
- （3）東京都立多摩総合医療センター
- （4）東京都立小児総合医療センター
- （5）東京都立松沢病院

（派遣等）

第3条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2（2）ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第4条 乙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- （1）東京DPAT活動拠点本部における活動
- （2）被災区市町村における活動
- （3）他道府県における活動
- （4）その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

(指揮命令)

第5条 前条(1)の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

2 前条(2)の活動を行う東京DPATは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

3 前条(3)の活動を行う東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

(医薬品等の確保)

第6条 乙は、派遣する東京DPATに対し、別紙1に掲げる医薬品及び医療資器材(以下「医薬品等」という。)並びに別紙2に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が派遣した東京DPATが第4条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

(1) 東京DPAT派遣に要する経費等(災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費

(2) 東京DPATが携行し、使用した医薬品等

(助成金)

第8条 甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

(1) 別紙2に掲げる関連資機材。ただし、1医療機関200,000円以内に限る。

(2) 第9条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費

(2) 衛星携帯電話基本料金

2 前項(1)の助成金については、1回限りとする。

(研修)

第9条 乙は、東京DPAT隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

(有効期間等)

第10条 この覚書の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京DPAT隊員として登録されたものがないときは、第3条から第7条までの規定は適用しない。

(その他協議事項)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

2 本覚書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

3 乙が東京D P A Tの編成できる要件を満たさなくなると認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局長 梶 原 洋

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
病院経営本部長 内 藤 淳

(別紙 1)

東京 D P A T 標準携行医薬品及び医療資器材

分類		一般名（主な商品名）	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩（マイスリー）	5mg	30 錠
		ロラゼパム（ワイパックス）	0.5mg	30 錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム（デパケン）	200mg	30 錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩（セロクエル）	25mg	30 錠
		リスペリドン（リスパダール内用液）	0.5mg	30 包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩（ルボックス）	25 mg	30 錠
	その他	カロナール	300mg	30 錠
		PL 総合顆粒		30 包
		フェリビナクテープ（MS 冷シツ®）		30 枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム（セルシン注射液）	10 mg	10 本
		フェノバルビタール（フェノバル注射液）	100mg	5 本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン（アキネトン注射液）	5mg	5 本
	精神神経用剤	ハロペリドール（セレネース注）	5mg	10 本
	呼吸促進剤	フルマゼニル（アネキセート注射液）	0.5mg	5 本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5 本
		シリンジ	2.5ml	5 本
		注射針	23G	5 本
		翼状針	23G	5 本
		ディスポ舌圧子		30 本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2 個
		血圧計		2 台
		聴診器		2 個
		体温計		1 本
		パルスオキシメーター		1 個
		針捨てボックス		1 個

(別紙 2)

東京 D P A T 標準関連資機材 (通信機器・記録機器等)

区分	品名	数量
通信機器・ 記録機器等	衛星携帯電話 (予備バッテリー等含む)	1 台
	モバイルプリンター (ケーブル含む)	1 台
	トランシーバー (充電器含む)	2 台
	ライティングシート	1 箱
	被災地域地図 (東京都広域地図)	1 冊
	プリンター用紙	500 枚
	プリンター用インク	1 組
	デジタルカメラ (充電器・パソコン接続用ケーブル含む)	1 台
	モバイルパソコン (AC アダプター・予備バッテリー含む)	1 台
	L A N ケーブル	1 本
	テーブルタップ	1 個
	データカード・ルーター	1 個
	電子記録媒体 (U S B メモリースティック等)	1 個
	ホワイトボードマーカー (黒、赤、青)	3 本
	ノート・筆記用具等	5 セット

資料第 158② 東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書（都福祉保健局）

（本文 297 頁）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）、病院経営本部長（以下「乙」という。）及び公益財団法人東京都保健医療公社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。）に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）

第2条 要領第2の2による登録機関は次に掲げる医療機関とする。

公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院

（派遣等）

第3条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙を通じて、丙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、乙と協議の上、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2（2）ただし書に該当するときは、丙及び丙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を、乙を通じ甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに乙を通じて甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第4条 丙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- （1）東京DPAT活動拠点本部における活動
- （2）被災区市町村における活動
- （3）他道府県における活動
- （4）その他甲、乙及び丙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第5条 前条（1）の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

- 2 前条（2）の活動を行う東京D P A Tは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。
- 3 前条（3）の活動を行う東京D P A Tは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）

第6条 丙は、派遣する東京D P A Tに対し、別紙1に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙2に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）

第7条 甲は、丙が派遣した東京D P A Tが第4条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

- （1）東京D P A T派遣に要する経費等（災害救助法（昭和22年法律第118号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
- （2）東京D P A Tが携行し、使用した医薬品等

（助成金）

第8条 甲は、丙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

- （1）別紙2に掲げる関連資機材。ただし、1医療機関200,000円以内に限る。
- （2）第10条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
- （2）衛星携帯電話基本料金

- 2 前項（1）の助成金については、1回限りとする。

（補償）

第9条 甲は、丙が派遣した東京D P A T隊員が、第4条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京D P A T隊員を傷害保険に加入させるものとする。

- 2 前項に要する費用は甲が負担する。

（研修）

第10条 丙は、東京D P A T隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第11条 この覚書の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから書面

による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、丙に東京DPAT隊員として登録されたものがないときは、第3条から第7条まで及び第9条の規定は適用しない。

(その他協議事項)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲及び乙丙と協議して定めるものとする。

- 2 本覚書について、甲、乙及び丙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

- 3 丙が東京DPATの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局長 梶 原 洋

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
病院経営本部長 内 藤 淳

丙 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番
東京都保健医療公社理事長 山 口 武 兼

(別紙 1)

東京 D P A T 標準携行医薬品及び医療資器材

分類		一般名（主な商品名）	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩（マイスリー）	5mg	30 錠
		ロラゼパム（ワイパックス）	0.5mg	30 錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム（デパケン）	200mg	30 錠
	抗精神病薬	クエチアピンフマル酸塩（セロクエル）	25mg	30 錠
		リスペリドン（リスパダール内用液）	0.5mg	30 包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩（ルボックス）	25 mg	30 錠
	その他	カロナール	300mg	30 錠
		PL 総合顆粒		30 包
		フェリビナクテープ（MS 冷シツ®）		30 枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム（セルシン注射液）	10 mg	10 本
		フェノバルビタール（フェノバル注射液）	100mg	5 本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン（アキネトン注射液）	5mg	5 本
	精神神経用剤	ハロペリドール（セレネース注）	5mg	10 本
	呼吸促進剤	フルマゼニル（アネキセート注射液）	0.5mg	5 本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5 本
		シリンジ	2.5ml	5 本
		注射針	23G	5 本
		翼状針	23G	5 本
		ディスポ舌圧子		30 本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2 個
		血圧計		2 台
		聴診器		2 個
		体温計		1 本
		パルスオキシメーター		1 個
		針捨てボックス		1 個

(別紙 2)

東京 D P A T 標準関連資機材 (通信機器・記録機器等)

区分	品名	数量
通信機器・ 記録機器等	衛星携帯電話 (予備バッテリー等含む)	1 台
	モバイルプリンター (ケーブル含む)	1 台
	トランシーバー (充電器含む)	2 台
	ライティングシート	1 箱
	被災地域地図 (東京都広域地図)	1 冊
	プリンター用紙	500 枚
	プリンター用インク	1 組
	デジタルカメラ (充電器・パソコン接続用ケーブル含む)	1 台
	モバイルパソコン (A C アダプター・予備バッテリー含む)	1 台
	L A N ケーブル	1 本
	テーブルタップ	1 個
	データカード・ルーター	1 個
	電子記録媒体 (U S B メモリースティック等)	1 個
	ホワイトボードマーカー (黒、赤、青)	3 本
	ノート・筆記用具等	5 セット

資料第159 東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定（都福祉保健局）

（本文297頁）

東京都（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、第2条で規定する場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、東京都災害福祉広域支援ネットワーク構成団体とも協働しながら、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の円滑な派遣調整等を行い、もって災害時の福祉支援力の低下を防止するため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（東京都災害福祉広域調整センターの設置）

第2条 以下の場合、甲は東京都災害福祉広域調整センターを設置する。

- （1） 東京都の地域において大規模災害が発生し、または発生するおそれがあると認めた場合。
- （2） 甲が災害対策本部を設置した場合（即応対策本部又は応急対策本部を設置した場合も同様とする）。
- （3） 甲と乙が協議の上、必要と判断した場合。

（東京都災害福祉広域調整センターの設置場所）

第3条 東京都災害福祉広域調整センターは、原則として以下を設置場所とする。

- （1） 東京都内で災害が発生した場合は甲（東京都新宿区西新宿二丁目8番1号）とする。
- （2） 他県で発災し、支援をするためにセンターを立ち上げる場合は乙（東京都新宿区神楽河岸1番1号）とする。

2 前項の施設が被災し、利用できない場合、その他当該施設内に東京都災害福祉広域調整センターを設置することが困難である場合には、甲と乙が協議の上、これに代わる設置場所を確保する。

（東京都災害福祉広域調整センターの役割）

第4条 東京都災害福祉広域調整センターは、災害時において、人的支援が必要とされる要配慮者が利用する社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の応援派遣を円滑に支援するため、被災地や応援派遣団体との必要な調整等を行う。

（東京都災害福祉広域調整センターの運営）

第5条 乙は、東京都災害福祉広域調整センターの運営を行うものとし、甲は、同センターの運営に必要な支援を行う。

（経費負担）

第6条 東京都災害福祉広域調整センターの運営に関し必要となる経費は、甲が負担する。ただし、甲と乙が協議の上、合意が得られた場合については、この限りではない。

（東京都災害福祉広域調整センターの閉鎖）

第7条 東京都災害福祉広域調整センターの閉鎖時期については、甲と乙が協議の上、決定する。

（平常時の取組）

第8条 甲と乙とは、災害時に迅速かつ円滑に被災地や応援派遣団体との必要な調整ができるよう、

平常時から相互に連携した取組に努める。

(協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区神楽河岸1番1号
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
代表者 会 長 青山 侑

資料第160 災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定

(都福祉保健局)

(本文297頁)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都医療社会事業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。

3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、要配慮者の生活支援に係る業務とする。

(協力要請)

第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

- (1) 派遣要請理由
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣人数
- (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

(細 目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都豊島区南大塚三丁目43番11号
一般社団法人東京都医療社会事業協会
代表者 会 長 田上 明

資料第161① 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定

(都福祉保健局)

(本文298頁)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京精神保健福祉士協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。

3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
- (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

(協力要請)

第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

- (1) 派遣要請理由
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣人数
- (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

(細 目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区大久保一丁目1番2号
一般社団法人東京精神保健福祉士協会
代表者 会 長 関原 育

資料第161② 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定

(都福祉保健局)

(本文298頁)

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京社会福祉士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
- (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

(協力要請)

第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

- (1) 派遣要請理由
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣人数
- (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

(細 目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都豊島区南大塚三丁目43番11号
公益社団法人東京社会福祉士会
代表者 会 長 大輪 典子

資料第161③ 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定

(都福祉保健局)

(本文298頁)

東京都（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都介護福祉士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

(福祉職員等の業務)

第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
- (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

(協力要請)

第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

- (1) 派遣要請理由
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣人数
- (4) 派遣期間

(福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出)

第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

(資材等の調達)

第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

(細目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都江東区猿江一丁目3番7号
公益社団法人東京都介護福祉士会
代表者 会 長 白井 幸久

資料第161④ 災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定

(都福祉保健局)

(本文298頁)

東京都（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、社会福祉施設及び福祉避難所等への福祉職員等の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

- 第1条 この協定は、災害時において、要配慮者を支援するため、区市町村又は他道府県からの要請に基づき、甲が福祉避難所等への福祉職員等の派遣を実施する場合における乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員及び全国組織と調整し、福祉職員等の派遣について可能な範囲での人材の確保及び派遣調整の必要な協力を行うものとする。
- 3 甲は、乙と区市町村又は他道府県等との協力関係の確保について、必要な調整を行うものとする。

（福祉職員等の業務）

第2条 甲が乙に第1条第2項の規定に基づき派遣の協力を要請する福祉職員等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者の日常生活の介助に係る業務
- (2) その他要配慮者の生活支援に係る業務

（協力要請）

第3条 甲は、区市町村又は他道府県等からの要請に基づき、福祉職員等の派遣を行う場合は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合で、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行うものとする。

- (1) 派遣要請理由
- (2) 派遣場所
- (3) 派遣人数
- (4) 派遣期間

（福祉職員等派遣候補者名簿の作成及び提出）

第4条 乙は、前条の定めによる協力要請があった場合は、福祉職員等の派遣候補者名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が福祉職員等の派遣を行った場合は、別に定めるところによりその実費を甲が弁償するものとする。

（資材等の調達）

第6条 甲は、本協定により派遣する福祉職員等の活動場所への移送について、必要な措置を講じるものとする。

(細 目)

第7条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定書締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙の一方から書面により特段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都千代田区飯田橋二丁目9番3号
特定非営利活動法人
東京都介護支援専門員研究協議会
代表者 理事長 小島 操

資料第162 災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定（都財務局）

（本文299頁）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、東京都（以下「甲」という。）がティ・エス・ピー太陽株式会社（以下「乙」という。）に対し、災害時における応急収容施設としての天幕等の調達に関する協力を要請するときの手続等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施することが困難な場合には、状況により、乙に対し、災害応急収容施設としての天幕等の調達の協力を要請することができる。

（調達に関する指示）

第3条 前条に定める甲の乙に対する天幕等の調達の要請は、東京都財務局長（以下「財務局長」という。）が調達内容、日時及び場所等を指定して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財務局長が調達に係る指示を行うことが困難な場合には、東京都知事の事務を分掌する他の局長がこの指示を行うものとする。

（天幕等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、天幕等を提供する。

（費用負担）

第5条 甲の使用した天幕等に要する費用は甲が負担する。

（代金の請求）

第6条 乙は、天幕等の提供が完了した後、甲の認定を受けて当該地域における通常のコ費用を甲に請求するものとする。

（協定期間）

第7条 協定期間は、平成8年3月1日から平成9年2月28日までとする。

ただし、期間満了前甲、乙いずれからも何等の申出がない場合は、この契約の有効期間をさらに1年延長するものとし、今後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第8条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成8年3月1日

甲 （東京都知事）

乙 （ティ・エス・ピー太陽株式会社代表取締役）

資料第 163 災害時における愛護動物の救護活動についての協定書（都福祉保健局）（本文 305 頁）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会（以下「乙」という。）とは、東京都域において大規模な災害が発生した場合に、被災した愛護動物の救護を図り、もって都民生活の安定に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づき、災害時において甲及び乙が協力して実施する愛護動物の救護活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第 2 条 活動の対象となる動物は、被災地域内の犬、ねこ等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（活動内容）

第 3 条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 動物救援本部の設置及び運営管理に関すること。
- 二 被災動物の救護及び応急処置に関すること。
- 三 その他必要な災害応急業務に関すること。

（活動要請等の手続）

第 4 条 甲は、活動の要請が必要であると認めるとき、又は被災区市町村からの活動の要請を受け、活動が必要と認めるときは、乙に対し活動を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は、次に掲げる事項を記載した別記様式 1 によるものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- 一 要請理由
- 二 要請内容
- 三 活動の場所
- 四 活動の期日又は期間
- 五 その他必要な事項

3 甲は、第 1 項の規定による活動の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に別記様式 2 により通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに別記様式 3 により乙に通知するものとする。

（活動の履行）

第 5 条 乙は、活動の要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（平常時の対応等）

第 6 条 甲は、災害時に区市町村で行われる活動について、区市町村と乙の会員とが相互協力のもと円滑に活動を実施できるよう平常時から必要な調整を行うものとする。

2 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時において乙の会員が区市町村と円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、平常時から定期的な連絡会を開催する。

（負担）

第 7 条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

（資材等の調達・搬送）

第 8 条 甲は、乙の実施する活動に必要な資材等の調達及び搬送について、必要な措置を講じるものとする。

（損害補償）

第 9 条 第 4 条の規定に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）又は災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 38 年東京都条例第 38 号）の規定に準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶

養者に対する損害補償を行うものとする。

一 当該損害が当該乙の会員の故意又は重大な過失により生じた場合

二 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

三 当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合

2 第4条に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員が第三者に損害を与えた場合、当該第三者の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(活動の終了)

第10条 乙は、活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を記載した別記様式4により、甲に報告するものとする。

一 活動の具体的内容

二 活動の実施期間

三 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(連絡体制)

第12条 この協定の運用等に関しての連絡窓口は、甲にあっては東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課、乙にあっては社団法人東京都獣医師会事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第15条 この協定の期間は、協定書締結日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月15日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都港区南青山一丁目1番1号
社団法人 東京都獣医師会会長
村中 志朗

資料第164 災害時における要援護者の移送に関する協定書（都福祉保健局）（本文309頁）

東京都（以下「甲」という。）と財団法人全国福祉輸送サービス協会東京支部（以下「乙」という。）とは、甲が実施する要援護者の移送に係る乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が被災地内の要援護者を他地区へ移送する場合における乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（移送用車両の要請）

第2条 甲は乙に対し、要援護者の移送に必要な車両（以下「福祉タクシー」という。）の供給を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請があった場合、乙の組合員の中から福祉タクシーを供給するものとする。

（費用弁償）

第3条 甲の要請に基づく福祉タクシーの供給に要する費用は、甲が負担する。

（事故等）

第4条 乙の供給した福祉タクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに他の福祉タクシー等により、供給を継続するよう務めるものとする。

2 乙は、その供給した福祉タクシーの運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第5条 乙は、その福祉タクシーの運行に際し、乙の責に帰する理由により事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（損害賠償）

第6条 甲は、その責に帰する理由により使用中の福祉タクシーを損傷し又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償する。

（災害補償）

第7条 甲は、使用中の福祉タクシーの運転者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、当該運転手が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故についてはこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(平常時からの連携)

第8条 甲及び乙は、平常時から、福祉タクシーの供給に関する情報交換や訓練等を実施するなど、その連携に努めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は平成19年6月11日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲・乙何らの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、記名押印の上各1通を保有する。

平成19年6月11日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区九段南四丁目8番13号

乙 財団法人全国福祉輸送サービス協会東京都支部

代表者 東京支部長 水田 誠

資料第165 応急給水用資器材及び給水能力一覧表(都水道局) (本文323頁)

水道局応急給水用資器材の現有数及び給水能力

(令和2年4月1日現在)

資 器 材	容量	数量	基本給水量 (L)	給水可能水量 (L)	給水可能人数 (人)
給水車	4 m ³	1台	4,000	28,000	9,300
	3.2m ³	1台	3,200	22,400	7,400
	3 m ³	2台	6,000	42,000	14,000
	2 m ³	12台	24,000	168,000	56,000
	1.6m ³	7台	11,200	78,400	26,100
仮設水槽	1 m ³	464基	464,000	3,248,000	1,082,600
給水タンク	3 m ³	0基	0	0	0
	2 m ³	0基	0	0	0
	1 m ³	5基	5,000	25,000	8,300
	0.3m ³	50基	15,000	105,000	35,000
ポリ容器	20 L	262個	5,240	36,680	12,200
	10 L	173個	1,730	12,110	4,000
	6 L	0個	0	0	0
合 計			539,370	3,765,590	1,254,900

- (注) 1 給水可能水量とは、目安として、飲料水を車両輸送により1日7往復した場合の水量である。
2 給水可能人数とは、目安として、飲料水1日1人当たり約3Lとした場合の人数である。
3 上記以外に、他の水道事業体との覚書等により、被災状況に応じて必要な救援を受ける。

(1) 区部の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）

令和2年4月1日現在

【水道局設置分】					(m ³)						
番号	区名	施設名	所在地	確保水量	番号	区名	施設名	所在地	確保水量		
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園	★	三番町18番地	1,500	58	杉並区	区立蚕糸の森公園	★	和田三丁目55番	1,500
2		都立日比谷公園	★	日比谷公園1番地	1,500	59		区立昭栄公園	★	高井戸西一丁目12番	1,500
3		都立一橋高等学校	☆	東神田一丁目12番13号	100	60		区立井草森公園	★	井草四丁目12番1号	1,500
4	中央区	晴海給水所		晴海一丁目6番3号	1,300	61		区立馬橋公園	☆	高円寺北四丁目35番5号	100
5		区立あかつき公園	★	築地七丁目19番1号	1,500	62		都立善福寺川緑地	☆	成田西三丁目14番	100
6		区立堀留児童公園	☆	日本橋堀留町一丁目1番16号	100	63	豊島区	区立西池袋公園	★	西池袋三丁目20番1号	1,500
7	港区	芝給水所		芝公園三丁目6番7号	26,600	64	北区	都立文京高等学校	☆	西巢鴨一丁目1番5号	100
8		都立青山公園	★	六本木七丁目23番	1,500	65		区立桐ヶ丘中央公園	★	桐ヶ丘一丁目8番	1,500
9		シティハイツ桂坂(港区防災活動拠点)	☆	高輪二丁目13番8号	100	66		区立滝野川公園	★	西ヶ原二丁目1番	1,500
10	新宿区	淀橋給水所		西新宿二丁目10番1号	24,000	67	荒川区	区立北運動公園	★	神谷二丁目47番6号	1,500
11		区立鶴巻南公園	★	早稲田鶴巻町507番	1,500	68		南千住給水所		南千住八丁目2番6号	33,300
12		区立百人町ふれあい公園	★	百人町三丁目28番	1,500	69		区立日暮里南公園	★	東日暮里五丁目19番1号	1,500
13	文京区	本郷給水所		本郷二丁目7番29号	20,000	70	板橋区	三園浄水場		三園二丁目10番1号	15,600
14		区立教育の森公園	★	大塚三丁目29番	1,500	71		板橋給水所		加賀一丁目17番1号	26,600
15	台東区	都立上野恩賜公園	★	上野公園8番51号	1,500	72		大谷口給水所		大谷口一丁目4番	11,600
16		区立隅田公園山谷堀広場	☆	浅草七丁目1番	100	73		都立城北中央公園	★	桜川一丁目1番	1,500
17	墨田区	区立文花公園	★	文花一丁目27番5号	1,500	74		区立城北公園	★	坂下二丁目19番1号	1,500
18		区立両国公園	☆	両国四丁目25番3号	100	75		都立板橋高等学校	☆	大谷口一丁目54番1号	100
19	江東区	亀戸給水所		亀戸二丁目6番50号	20,000	76		都立赤塚公園	☆	高島平三丁目1番	100
20		豊住給水所		東陽六丁目1番8号	13,300	77		区立西徳第二公園	☆	西台三丁目42番1号	100
21		江東給水所		新砂三丁目6番17号	22,000	78	練馬区	練馬給水所		光が丘二丁目4番1号	66,600
22		有明給水所		有明三丁目1番8号	6,600	79	区立大泉公園	★	大泉学園町六丁目25番	1,500	
23		区立南砂三丁目公園	★	南砂三丁目14番21号	1,500	80	区立学田公園	★	豊玉南三丁目32番	1,500	
24		都立辰巳の森海浜公園	★	辰巳二丁目1番	1,500	81	区立はやいち公園	☆	早宮一丁目47番11号	100	
25	品川区	区立戸越公園	★	豊町二丁目1番30号	1,500	82	足立区	区立みんなの広場公園	☆	石神井町八丁目41番	100
26		区立しおじ公園	★	八潮五丁目6番	1,500	83		小右衛門給水所		中央本町三丁目8番1号	16,600
27		都立八潮高等学校	☆	東品川三丁目27番22号	100	84		区総合スポーツセンター	★	東保木間二丁目27番1号	1,500
28	目黒区	八雲給水所		八雲一丁目1番	16,600	85		区立千住スポーツ公園	★	千住緑町二丁目1番1号	1,500
29		都立林試の森公園	★	下目黒五丁目37番	1,500	86		区立諏訪木東公園	★	西新井三丁目25番	1,500
30	大田区	馬込給水所		西馬込二丁目15番6号	12,080	87		区立大谷田南公園	★	中川四丁目42番1号	1,500
31		上池台給水所		上池台一丁目48番25号	11,000	88		区立北鹿浜公園	★	鹿浜三丁目26番	1,500
32		東海給水所		東海一丁目3番12号	13,300	89		都立舎人公園	☆	舎人公園1番1号	100
33		区立西六郷三丁目公園	★	西六郷三丁目16番16号	1,500	90		区立北宮城町公園	☆	扇二丁目37番1号	100
34		区立萩中公園	★	萩中三丁目25番26号	1,500	91	江北給水所		江北五丁目5番	16,600	
35		区立都堀公園	★	大森東一丁目30番	1,500	92	葛飾区	金町浄水場		金町浄水場1番1号	48,700
36		区立下丸子公園	★	下丸子四丁目21番	1,500	93	水元給水所(都立水元公園内自由広場)		水元公園4番	33,300	
37		区立女塚なかよし公園	☆	池上五丁目24番	100	94	区立上千葉公園	★	東堀切三丁目25番1号	1,500	
38		世田谷区	砧浄水場		喜多見二丁目9番1号	8,300	95	区立新小岩公園	★	西新小岩一丁目1番3号	1,500
39	砧下浄水所			鎌田二丁目4番1号	700	96	区立渋江東公園	☆	東四つ木二丁目15番	100	
40	和田堀給水所			大原二丁目30番43号	20,200	97	江戸川区	西瑞江給水所		東瑞江一丁目26番2号	6,600
41	玉川給水所			玉川田園調布一丁目19番1号	20,000	98	葛西給水所		北葛西三丁目9番	13,300	
42	大蔵給水所			砧二丁目8番1号	13,300	99	都立篠崎公園	★	上篠崎一丁目25番	1,500	
43	駒沢給水所			弦巻二丁目41番5号	3,200	100	区立宇喜田中央公園	★	北葛西四丁目15番	1,500	
44	区立こどものひろば公園		★	下馬二丁目31番4号	1,500	101	区立小岩公園	★	北小岩六丁目43番	1,500	
45	区立葎根公園		★	船橋六丁目21番	1,500	102	都立大島小松川公園	★	小松川一丁目7番	1,500	
46	都立祖師谷公園		★	上祖師谷四丁目2番	1,500	103	都立葛西南高等学校	☆	南葛西一丁目11番1号	100	
47		区立中町二丁目公園	☆	中町二丁目34番1号	100	104	仮称 一之江五丁目公園	☆	一之江五丁目14番	100	
48	渋谷区	都立代々木公園	★	代々木神園町二番1号	1,500	区部【水道局設置分】小計（104か所）				689,480	
49		都立第一商業高等学校	☆	鉢山町8番1号	100	★: 応急給水槽(1,500m ³ 槽) ☆: 小規模応急給水槽(100m ³ 槽)					
50		区立景丘公園	☆	恵比寿四丁目19番21号	100	【都市整備局等所管分】					
51	中野区	区立弥生公園	☆	弥生町五丁目4番	100	番号	区名	施設名	所在地	確保水量	
52		区立江古田の森公園	☆	江古田三丁目14番	100	105	墨田区	白鬚東地区防災拠点	堤通二丁目	2,700	
53		区立みずのとう公園	☆	江古田一丁目3番	100	※白鬚東地区防災拠点は、既存の貯水槽を給水拠点に位置づける。					
54	杉並区	杉並浄水所(注1)		善福寺三丁目28番5号	0	区部合計確保水量（105か所）				692,180	
55		和泉水圧調整所		和泉二丁目5番23号	16,600						
56		上井草給水所		上井草三丁目22番12号	60,000						
57		都立和田堀公園	★	大宮二丁目26番	1,500						

(注1) 杉並浄水所は、平成28年12月28日から運用を停止している。

(2) 多摩地区の給水拠点(応急給水槽、浄水場、給水所等)等

令和2年4月1日現在

【都営水道市町】

(m³)

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
1	八王子市	鎌水給水所	鎌水401番地	1,660
2		西寺方給水所	西寺方町1006番地167	1,660
3		狭間給水所	狭間町1994番地478	5,000
4		大目第二給水所	大目町710番地	1,760
5		高月給水所	高月町2240番地	5,000
6		散田給水所	散田町二丁目6番地1	6,660
7		東浅川給水所	東浅川町674番地	4,330
8		寺田配水所	寺田町1359番地4	330
9		元八王子配水所	元八王子町三丁目2750番487号	150
10		北野給水所	北野町595番地3	5,280
11		南陽台配水所	南陽台三丁目5番1号	330
12		檜原給水所	檜原町1294番地3	13,330
13		暁町配水所	暁町三丁目3番1号	830
14		久保山配水所	久保山町二丁目15番1号	730
15		大船給水所	七国三丁目56番1号	7,330
16		鎌水小山給水所	鎌水二丁目92番地	23,330
17		南大沢給水所	南大沢四丁目25番地	4,950
18		都立陵南公園	★長房町1572番地	1,500
19		櫛田ポンプ所	櫛田町545番	440
20	立川市	柴崎浄水所	柴崎町一丁目1番41号	1,500
21		砂川中部浄水所(注1)	砂川町三丁目11番7号	0
22		立川栄町浄水所	栄町五丁目38番5号	330
23		西砂第一浄水所(注1)	西砂町二丁目53番14号	0
24		立川砂川浄水所	砂川町六丁目41番1号	5,100
25		市立松中公園	☆西砂町一丁目19番地の12	100
26	三鷹市	上連雀浄水所(西配水場)	上連雀九丁目41番4号	5,430
27		三鷹新川浄水所(東配水場)	新川二丁目1番15号	3,330
28	青梅市	日向和田浄水所	日向和田二丁目370番地	880
29		千ヶ瀬第二浄水所	千ヶ瀬町一丁目69番地の1	200
30		御岳山第一配水所	御岳山170番地の3	70
31		成木配水所	成木八丁目690番地の3	30
32		新町給水所	新町五丁目24番地の1	2,330
33		二俣尾配水所	二俣尾五丁目107番2号	70
34		城山配水所	東青梅六丁目95番地の1	1,440
35		梅郷配水所	和田町二丁目578番1号	1,330
36	府中市	府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台二丁目7番地及び武蔵台一丁目25番地	3,730
37		若松浄水所	若松町四丁目10番地	1,760
38		幸町浄水所(注2)	幸町二丁目24番地	1,140
39		府中南町浄水所	南町一丁目50番地	1,660
40		都立武蔵野公園	★多磨町三丁目2番地	1,500
41	調布市	上石原浄水所	上石原一丁目34番地7号	1,120
42		仙川浄水所	仙川町三丁目6番地27号	320
43		深大寺浄水所	深大寺南町五丁目56番地1号	9,900
44		調布西町給水所	西町717番地	6,660
45	町田市	小野路給水所	小野路町2637番地1	6,330
46		原町田浄水所	原町田五丁目13番3号	520
47		滝の沢浄水所	旭町二丁目7番7号	1,880
48		野津田浄水所	野津田町3398番地	1,000
49		市立つくし野セントラルパーク	★つくし野三丁目19番地	1,500
50		市立鶴川中央公園	☆鶴川六丁目6番地	100
51		成瀬コミュニティセンター	☆西成瀬二丁目49番1号	100
52		市立忠生公園	☆忠生一丁目3番地	100
53		市立三輪中央公園	☆三輪緑山三丁目21番	100
54	小金井市	梶野浄水所	梶野町五丁目10番33号	1,300
55		上水南浄水所	小平市上水南町三丁目12番36号	11,660
56	小平市	小川浄水所	小川町一丁目847番地	6,580
57		津田二水源	津田町三丁目39番3号	1,200
58	日野市	大坂上浄水所	大坂上一丁目17番地の11	650
59		多摩平浄水所	多摩平二丁目7番地の2	3,660
60		程久保給水所	程久保五丁目10番地の1	6,700

(注1) 砂川中部浄水所及び西砂第一浄水所は、平成14年8月14日から運用を停止している。

(注2) 幸町浄水所は、工事により、令和4年3月末まで運用停止予定。

(注3) 美住給水所は工事により、令和3年3月末まで運用停止予定。

(注4) 清瀬旭が丘浄水所は、平成17年6月24日から運用を停止している。

(注5) 運搬給水拠点(給水車等の車両への水の補給施設)

拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所で行う。

(m³)

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
61	日野市	三沢配水所	三沢905番地の2	1,490
62		日野旭が丘給水所	旭が丘二丁目42番地の2	1,660
63	東村山市	八坂給水所	富士見町五丁目4番地46	20,000
64		東村山浄水場	美住町二丁目20番地236	36,000
65		美住給水所(注3)	美住町二丁目13番地4	2,020
66		市立東村山運動公園	★恩多町一丁目9番地5	1,500
67		市立秋津小学校	☆秋津町三丁目48番地1	100
68	国分寺市	東恋ヶ窪浄水所	東恋ヶ窪二丁目5番地8	1,220
69		国分寺北町第二浄水所	北町四丁目1番地5	5,800
70	国立市	国立中浄水所	中三丁目8番1号	2,000
71		谷保浄水所	谷保1462番地1	2,000
72	西東京市	芝久保浄水所	芝久保町五丁目9番1号	6,030
73		保谷町浄水所	保谷町一丁目5番24号	2,910
74		西東京栄町浄水所	栄町二丁目7番6号	1,000
75	福生市	福生武蔵野台浄水所	武蔵野台二丁目32番地	2,540
76		市立明神下公園	★南田園一丁目12番地1	1,500
77	狛江市	和泉本町浄水所	和泉本町四丁目6番1号	2,260
78	東大和市	上北台浄水所	上北台一丁目801番地1	5,330
79		東大和給水所	桜が丘三丁目44番地	26,660
80	清瀬市	清瀬元町浄水所	元町二丁目27番12号	600
81		清瀬旭が丘浄水所(注4)	旭が丘二丁目5番5号	0
82		市立第3保育園	☆旭が丘三丁目755番地1	100
83	東久留米市	南沢浄水所	南沢三丁目9番地21	3,330
84		滝山浄水所	滝山六丁目1番地1	1,960
85	武蔵村山市	学園配水所	学園一丁目5番地の7	1,460
86		中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	950
87		市立中原公園	★中原二丁目21番地の4	1,500
88	多摩市	桜ヶ丘浄水所	桜ヶ丘四丁目10番地	1,500
89		落合浄水所	中沢一丁目12番地	100
90		愛宕配水所	愛宕二丁目51番地	1,140
91		南野給水所	南野二丁目16番地	3,360
92		聖ヶ丘給水所	聖ヶ丘四丁目1番地	14,000
93		市立並木公園	★和田1551番地1	1,500
94	稲城市	坂浜浄水所	坂浜816番地	1,510
95		向陽台給水所	向陽台六丁目16番地	2,000
96		若葉台給水所	若葉台一丁目19番地	2,160
97	あきる野市	秋留台給水所	秋川三丁目2番地10	2,000
98		菅生給水所	菅生683番地	2,000
99		上代継浄水所	上代継407番地	200
100		戸倉給水所	戸倉348番地1	1,660
101		小峰台配水所	小峰台40番地	160
102		伊奈配水所	伊奈372番地3	130
103	瑞穂町	石畑給水所	石畑2301番地	10,000
104	日の出町	文化の森給水所	平井3075番地	2,000
多摩地区【都営水道市町】小計 (104か所)				355,250

【都営水道市町以外】

1	武蔵野市	第一浄水場(注5)	吉祥寺北町四丁目11番46号	0
2		第二浄水場(注5)	桜堤一丁目6番6号	0
3	昭島市	西部配水場	緑町二丁目17番16号	2,780
4		東部配水場	朝日町四丁目23番地	2,160
5	羽村市	第一配水場	緑ヶ丘二丁目18番地5	2,060
6		小作浄水場	小作台四丁目2番地1	14,260

多摩地区【都営水道市町以外】小計 (6か所)

21,260

多摩地区合計確保水量 (110か所)

376,510

★: 応急給水槽(1,500m³槽)☆: 小規模応急給水槽(100m³槽)

資料第 167 食料等の備蓄状況（都福祉保健局・都総務局）（本文 323 頁）

①食の備蓄状況

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

品目	都	区	市町村	合計
アルファ化米、クラッカー等	830 万食	934 万食	531 万食	2,295 万食
即席めん	220 万食			220 万食
その他		223 万食	122 万食	345 万食
計	1,050 万食	1,157 万食	653 万食	2,860 万食

②調製粉乳等の備蓄状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

品目	都
調製粉乳・乳児用液体ミルク	95,993 ℓ分
ほ乳びん	10,000 本

③生活必需品等の備蓄状況

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

品目	都	区	市町村	合計
毛布	648 千枚	1,719 千枚	551 千枚	2,918 千枚
敷物	1,008 千枚	998 千枚	350 千枚	2,356 千枚
紙おむつ（乳幼児用）	296 千枚	1,238 千枚	563 千枚	2,097 千枚
紙おむつ（要介護者用）	72 千枚	483 千枚	427 千枚	982 千枚
生理用品	715 千枚	2,778 千枚	1,480 千枚	4,973 千枚

資料第 168 災害時における食料品調達業務に関する協定（都福祉保健局）（本文 323 頁）

東京都（以下「甲」という。）と社団法人日本即席食品工業協会（以下「乙」という。）とは、東京都内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、都民生活の早期安定を図るため、都民生活に必要な食料品を甲が乙から受ける供給に関して、この協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における食料品の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は災害時における食料品の確保を図るため、食料品を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 甲は乙に対し食料品の数量及び輸送先を定めて要請し、当該場所において甲又は区市町村職員責任者が数量を確認のうえこれを引き取るものとする。

（協 力）

第 3 条 乙は、甲から要請を受けた時は、食料品の供給に可能な限り協力するものとする。

（食料品の種類）

第 4 条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける食料品は、即席めん（スナックめん）とする。

（要請方法）

第 5 条 甲の乙に対する要請方法は文書によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難な場合は電話等の方法により要請し、文書は事後行うものとする。

（運 搬）

第 6 条 食料品の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第 7 条 この協定に基づき、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が食料品の供給・運搬終了後、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期限）

第 8 条 協定期間は平成12年 6 月19日から平成13年 3 月31日までとする。ただし、双方から申出のない場合には、更に 1 年間延長され、以降、この例によるものとする。

（協 議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を 2 通作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 1 2 年 6 月 1 9 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
甲 東京都
代表者 東京都福祉局長
神 藤 信 之

東京都台東区浅草橋五丁目 5 番 5 号
乙 社団法人 日本即席食品工業協会
代表者 理事長
井 田 毅

資料第 169 災害時における支援協力に関する協定（都総務局）（本文 323 頁）

東京都（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震や台風等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その範囲、手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、乙による支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

また、本協定に定める支援協力の具体的な実施に当たり、乙は、乙のグループ会社を業務に当たらせることができることについて甲はあらかじめ承諾する。

（支援協力の範囲）

第 3 条 甲が乙に協力を要請するものは、次のとおりとする。

- （１）物資の供給
- （２）大規模水害時における避難場所の提供等

（物資の供給の実施）

第 4 条 乙は、甲から前条第 1 号の要請を受けたときは、乙が保有し、又は調達可能な物資について、速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙による物資の供給が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第 5 条 甲が乙に要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （１）別表に掲げる物資の提供
- （２）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資供給の要請方法）

第 6 条 甲は、物資の供給を要請するときは、あらかじめ甲が定める要請様式をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第 1 2 条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受け、受託したときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙が搬送するものとし、甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づき、乙が甲に対する物資の供給に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の価格及び配達に要する費用は、災害が発生する直前の適正な価格とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、物資の供給後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(大規模水害時における避難場所の提供等)

第11条 乙は、甲と協議の上、大規模水害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、乙が所有又は管理する施設を都民の一時的な避難場所として提供することに関し、都内区市町村との協議、協定の締結など、支援協力関係構築に努めるものとする。

2 前項の支援協力の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 店舗の駐車場等での一時的な避難者の受入れ
- (2) 店舗等のトイレの利用
- (3) 都内区市町村の要請に基づく食料品や日用品の都内区市町村への販売
- (4) 避難者受入れに係る環境整備
- (5) その他避難者に対する必要な支援

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。
なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第13条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、
甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、
期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をし
ない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保
管する。

令和2年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

東京都知事 小池 百合子

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号

乙 イオン株式会社

代表執行役社長 吉田 昭夫

災害発生時における要請物資（例示）

分類	品 目	
食糧	おにぎり	
	弁当	
	カップみそ汁	
	パン	サンドウィッチ類
		調理パン、菓子パン
		食パン
	カップスープ	
	レトルト食品	ごはん
		おかず類
	カップラーメン	
	飴・チョコレート等の嗜好品	
	果物	
	粉ミルク・乳幼児用液体ミルク	
飲料水	ミネラルウォーター	2リットル、500ミリリットル
	お茶	2リットル、500ミリリットル
	清涼飲料水	2リットル、500ミリリットル
	缶コーヒー	無糖、加糖
生活必需品	割り箸／スプーン／フォーク／紙コップ／紙皿	
	ラップ／ポリ袋	
	トイレットペーパー／ティッシュペーパー／ウェットティッシュ	
	生理用品	
	石鹸／洗剤／歯ブラシ／歯磨き粉	
	ロウソク／マッチ／ライター	
	懐中電灯／乾電池	
	ガムテープ	
	使い捨てカイロ（冬季）	
	カートリッジガスボンベ	
	ブルーシート	
被服類	シャツ	紳士用、婦人用
	パンツ	紳士用、婦人用
	軍手／靴下	
	雨具（ビニールカッパ）	
衛生用品	マスク	
	絆創膏、包帯	
	消毒薬	
	栄養剤	

資料第 170 災害時における容器入飲料の調達に関する協定（都総務局）（本文 324 頁）

東京都を甲とし、社団法人全国清涼飲料工業会を乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における容器入飲料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第 2 条 甲は、災害時において容器入飲料を確保する必要があるときは、乙に対して、その調達について協力を要請するものとする。

2 前項の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

この場合、乙の会員に対する要請は、乙への要請とみなす。

3 甲は、乙に対し容器入飲料の数量及び運搬先を指定の上供給を要請し、乙は当該場所において、甲又は甲の指定する者に引き渡すものとする。

（協 力）

第 3 条 乙は、甲から要請のあったときは、可能な限り容器入飲料の供給に協力するものとする。

（容器入飲料の範囲）

第 4 条 甲が乙に対して供給を要請する容器入飲料は、原則として、水又は無糖茶等、災害時の飲料として適当なものとする。

（運 搬）

第 5 条 容器入飲料の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁償）

第 6 条 この協定に基づき、乙が供給した容器入飲料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、乙が容器入飲料の供給・運搬終了後、乙の提出する納品書に基づき、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

（細 目）

第 7 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（雑 則）

第 8 条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第 9 条 この協定は、平成 17 年 10 月 27 日から適用する。

甲と乙とは、上記協定の証として本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 17 年 10 月 27 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 石 原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 3 号
社団法人全国清涼飲料工業会
代表者 会 長 平 本 忠 晴

資料第 171① 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）（本文 324 頁）

東京都（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達可能な物資とする。

- 一 別表に掲げる物資
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第 5 条 甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第 10 条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に対する回答を速やかに甲に伝達するものとする。

3 甲は、乙の回答を受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

4 乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

(費用の負担)

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した経費は、甲が負担する。

(物資の価格及び運搬等に要した経費)

第8条 物資の価格は、乙の調達した物資に災害発生直前に設定されていた小売価格等を基準とした適正な価格とし、物資の運搬等に要した経費は、乙が負担する実費相当額とする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の運搬等に要した経費の請求を書面をもって直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保管する。

平成２９年３月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

代表者 理事長 棒 雄 一 郎

別表（第4条関係）

■ 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品目
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ袋（使い捨て）、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

資料第 171② 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）（本文 324 頁）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、東京都の災害時における東京都への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資調達に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣、及び乙のグループ企業が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、連絡調整員を甲の指定する場所に派遣するとともに、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙のグループの経営判断、乙のグループ企業と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙のグループ企業の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙のグループ企業による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙のグループ企業が保有し、又は調達可能な物資とする。

- 一 別表に掲げる物資
- 二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第 5 条 甲は、物資の供給を要請するときは、書面をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第 11 条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙のグループ企業に対し、甲の要請の内容を速やか

に伝達し、当該要請に対する乙のグループ企業の回答をとりまとめた上で速やかに甲に伝達するものとする。

3 甲は、乙のグループ企業の回答を乙から受領した後、速やかに発注内容（発注物資、発注物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

4 乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙のグループ企業から当該物資の引渡しを受けるものとする。

（情報の共有）

第7条 甲および乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう勉める。

（費用の負担）

第8条 乙からの連絡調整員の派遣、乙のグループ企業が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達場所までの配達に要する費用は、甲が負担する。

（物資の価格及び物資の配達に要する費用）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前の乙のグループ企業における適正な価格とし、物資の配達に要する費用は、乙のグループ企業が負担する実費相当額とする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

（改正）

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

（協議）

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

附 則

甲乙間で平成27年3月31日付締結された「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」については、本協定の締結日をもって失効するものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年8月9日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

代表者 代表取締役社長 井 阪 隆 一

別表（第4条関係）

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水 乳児用液体ミルク、粉ミルク 缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石けん、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレトペーパー 防水シート

資料第 171③ 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）（本文 324 頁）

東京都（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、乙による支援協力が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、製造・調達可能な物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する供給可能な物資、又は調達可能な物資とする。

一 別表に掲げる物資

二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請及び発注の方法）

第 5 条 甲は、物資の供給を要請するときは、あらかじめ甲が定める要請様式をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第 10 条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受け、受託したときは、速やかに対応するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に乙又は乙が指定する者が搬送するものとし、甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき、乙が甲に対して物資を供給するのに要する経費（物資の価格に加え、配達に要する費用を含む。）は、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の価格及び配達に要する費用は、災害が発生する直前の適正な価格（物資の価格については、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格）とする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、甲に対して、供給した物資の価格及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第11条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都品川区大崎一丁目11番2号

乙 株式会社ローソン

代表者 代表取締役 竹 増 貞 信

(別表) (第4条関係)

■災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、 粉ミルク、缶詰 (イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペーパー 防水シート

資料第 171④ 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）（本文 324 頁）

東京都（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（協力実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙と取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に協力を要請する物資は、次のとおりとする。

- （1）避難所用間仕切りシステム
- （2）ハニカム製簡易ベッド
- （3）その他、乙が提供可能な物資のうち甲が指定するもの

（要請及び発注）

第 5 条 甲は、物資の供給を要請するときは、要請内容（要請物資、要請物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第 10 条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙から当該物資の引渡しを受けるものとする。

2 乙は、可能な限り物資の組立て等を指導できる者を派遣して、必要な説明等を行えるよう努めるものとする。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第11条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかが相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管

する。

令和2年8月21日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都世田谷区松原五丁目2番4号

乙 特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテツ・ネットワーク

代表者 代表理事 坂 茂

資料第 171⑤ 災害時における物資の調達支援協力に関する協定（都総務局）（本文 324 頁）

東京都（以下「甲」という。）と東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における物資の調達支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の調達支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し乙の組合員（以下「組合員」という。）が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（協力実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の調達支援協力について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、組合員と取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により組合員の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び組合員による調達支援協力が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に協力を要請する物資は、次のとおりとする。

- 一 段ボール製簡易ベッド
- 二 段ボール製シート
- 三 段ボール製間仕切り
- 四 その他、甲が指定する段ボール製品

（要請及び発注）

第 5 条 甲は、物資の供給を要請するときは、要請内容（要請物資、要請物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第 10 条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、組合員に甲の要請内容を速やかに連絡し、組合員の回答を

とりまとめ、甲に連絡するものとする。

3 甲は、乙から回答を受領した後、乙及び組合員に速やかに発注書を発行する。

4 組合員は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、組合員から当該物資の引渡しを受けるものとする。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき、組合員が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第9条 組合員は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、組合員に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第11条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第12条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管

する。

令和2年6月22日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都中央区八丁堀四丁目1番4号

乙 東日本段ボール工業組合

代表者 理事長 齋藤 英男

資料第 172 災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定（都総務局）（本文 324 頁）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都冷凍空調設備協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲への支援協力に関して以下のとおり合意し、災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う可動式空調機器の調達等の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（供給協力等の要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、可動式空調機器の調達等が必要であると認めるときは、乙の会員事業者が保有する又は調達可能な物資の供給を要請することができる。

（供給協力等の実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、可動式空調機器の調達等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員事業者と取引先、委託先、協定先等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙の会員事業者による可動式空調機器の調達等が円滑に行われるよう、輸送ルート上の被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給を要請することができる物資は、次に掲げるもののうち、乙の会員事業者が保有し、又は調達可能な物資とする。

一 可動式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風機等、施設への設置工事を伴わないもの）

二 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

2 乙は甲の要請に基づき、調達した物資を納入後、稼働できる状態に設置する。

（要請及び発注の方法）

第 5 条 甲は、物資の供給を要請するときは、要請内容（要請物資、要請物資の数量、配達方法、配達場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める要請様式により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第 11 条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙の会員事業者から当該物資の引渡しを受け、稼働状態の確認を行う。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第8条 乙の会員事業者が甲に供給した物資の代金及び甲の指定する物資の配達場所までの配達に要する費用は、甲が負担する。

(物資の価格及び物資の配達に要する費用)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前の乙の会員事業者における適正な価格とし、物資の配達に要する費用は、乙の会員事業者が負担する実費相当額とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、甲に対して、供給した物資の対価及び物資の配達に要する費用等の請求を直接行うものとする。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保管する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号

乙 一般社団法人東京都冷凍空調設備協会

代表者 会長 渋谷 俊 徳

資料第 173 都備蓄倉庫一覧（都福祉保健局）（本文 324 頁）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

倉庫名		所在地	規模
直営倉庫	毛利	江東区毛利 2-1-12	1,166 m ²
	北烏山	世田谷区北烏山 7-2-9 先、8-1-2 先	540 m ²
	塩浜	江東区塩浜 2-26-13	2,023 m ²
	船橋	世田谷区船橋 4-41-17	1,569 m ²
	西新小岩	葛飾区西新小岩 2-1-10	1,096 m ²
	白鬚東	墨田区堤通 2-7-13、2-8-14	9,724 m ²
	城南大橋第二	大田区東海 3-4-1	3,497 m ²
	南千住	荒川区南千住 6-45-41	2,120 m ²
	麻布十番駅地下	都営大江戸線麻布十番駅	1,480 m ²
	清澄白河駅地下	都営大江戸線清澄白河駅	767 m ²
兼用倉庫	多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	3,741 m ²
	立川地域防災センター	立川市緑町 3233-2	1,686 m ²
	都庁第二本庁舎	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎	60 m ²
	葛飾区	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所	177 m ²
	西多摩福祉事務所	青梅市河辺 6-4-1 青梅合同庁舎	32 m ²
	大島支庁	大島町元町字小清水	130 m ²
	三宅支庁	三宅村伊豆 642	150 m ²
	八丈支庁	八丈町大賀郷	40 m ²
	小笠原支庁	小笠原村父島字西町	50 m ²
契約倉庫	テレコムセンター備蓄倉庫	江東区青海 2-5-10	2,907 m ²
計		20か所	32,955 m ²

資料第174 調製粉乳等備蓄等一覧（都福祉保健局）（本文325頁）

（令和2年4月1日現在）

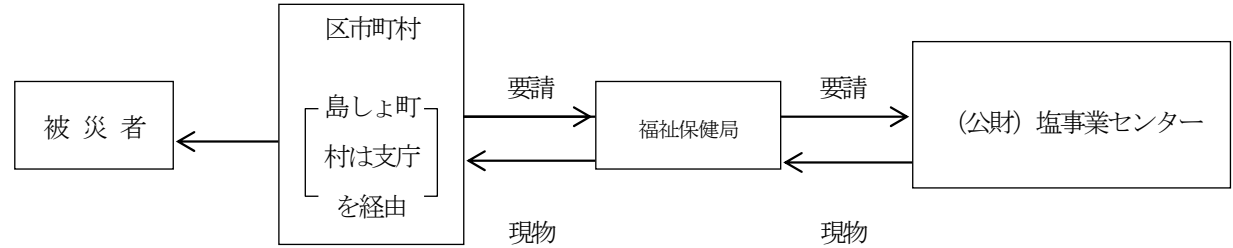
品名	数量	製品名（内訳）	備蓄所在地	調達連絡先
調整粉乳	8,340缶	・森永はぐくみ （1缶810g 7,352缶） ・乳たんぱく質消化調製粉末 ニューMA-1（1缶800g 216缶） ・乳たんぱく質消化調製粉末 MA-mi（1缶800g 208缶） ・無乳糖調製粉末ノンラクト （1缶300g 564缶）	鴻池運輸(株) 東日本支店青梅流通 センター営業所 青梅市末広町2-9-13 Landport 青梅Ⅱ 042(878)2910	森永乳業(株) 港区港南3-8-1(森永 乳業港南ビル) 03(5479)4671
	21,456缶	・ビーンスタークすこやかM1 （1缶300g缶 21,216缶） ・ビーンスタークペプディエット （1缶350g缶 240缶）	雪印ビーンスターク (株)群馬工場 群馬県邑楽大泉町吉 田1201 0276(63)1211	雪印ビーンスターク (株) 調布市多摩川1-30 -4 042(490)7951
	（管理）福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課			
乳児用液体ミルク	1,440缶	明治ほほえみらくらくミルク （1缶240ml缶 1,440缶）	三菱倉庫(株) 東京支店青海営業所 江東区青海4-5-1 03(3528)0773	三菱倉庫(株) 東京支店 中央区新川1-28- 24 03(3297)8520
	（管理）福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課			
ほ乳びん	10,000本	・プラスチック製ほ乳びん （環境ホルモン対応）乳首付 （240ml 5,000本） （200ml 5,000本）	鈴与(株) 東日本物流センター 埼玉県比企郡川島町 かわじま2-3 プロロ ジスパーク川島2 049(299)2101	ピジョン(株) 中央区日本橋久松町 4-4 03(3661)4271
	（管理）福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課			

資料第175 副食品の調達先（予定）一覧表 （都産業労働局）（本文328頁）

(平成31年4月現在)

品 名	名 称 ・ 住 所	電 話
漬 物	東京都漬物事業協同組合 江東区三好1-1-2渡辺ビル	(5 8 7 5) 8 2 5 3
つくだ煮 煮 豆	全国調理食品工業協同組合 台東区東上野3- 1-10 井門東上野ビル	(6 8 0 7) 7 5 7 6
味 噌	東京都味噌工業協同組合 中央区日本橋浜町 2 -16- 5 東味ビル	(3 6 6 9) 5 3 9 1
	全国味噌工業協同組合連合会 中央区新川 1 -26-19全中・全味ビル	(3 5 5 1) 7 1 6 1
醬 油	日本醤油協会 中央区日本橋小網町 3 -11日本橋SOYICビル	(3 6 6 6) 3 2 8 6

資料第176 食塩調達経路図（都福祉保健局）（本文328頁）



名 称	所 在 地	電 話
(公財) 塩事業センター	品川区大井 1 - 4 7 - 1 NTビル	0 3 (5 7 4 3) 7 7 1 1

資料第177 米穀の調達先一覧表（都産業労働局）（本文328頁）

（令和3年6月末見込）

区 分	調 達 先 （ 予 定 ）		即 時 調 達	
	住 所 ・ 名 称	電 話	数 量	
米 穀	千代田区霞ヶ関1-2-1 農林水産省政策統括官貿易業務課	(6744) 1363	必要量を調達	・災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例として、知事又は区市町村長は、政府所有米穀の引渡を要請 ・政府所有米穀は民間委託先の倉庫に保管 ・令和3年6月末見込備蓄量 玄米91～99万トン ※調達した政府所有米穀については協定先の精米工場でとう精

資料第178 米穀販売事業者等名簿一覧表（都産業労働局）（本文328頁）

（令和2年12月末現在）

区分	米穀販売事業者名・所在地	電 話	精米工場名・所在地	電 話
		F A X		F A X
1	東京山手食糧販売協同組合 杉並区桃井2-2-1 山手荻窪ビル	3301-8031 3301-8047	川越精米工場 川越市石田本郷1040-1	0492-24-0581 0492-24-7372
2	三多摩食糧卸協同組合 立川市柴崎町3-16-24	042-527-1316 042-524-9374	サンショクライスセンター 武蔵村山市伊那平1-88-3	042-560-0511 042-560-0512
3	木徳神糧株式会社 千代田区神田小川町2-8 木徳神糧小川町ビル	3233-5146 3233-5152	桶川精米工場 桶川市川田谷字楽上1117	048-786-3358 048-786-3735
			本牧精米工場 神奈川県横浜市中央区かもめ町42	045-621-5844 045-622-2297
4	全農パールライス株式会社 千代田区神田三崎町3-1-16神保町北東急ビル	3222-2150 3222-2180	八王子精米工場 八王子市北野町587-1	042-645-5431 042-645-5001
5	株式会社神明ホールディングス 兵庫県神戸市中央区栄町通6-1-21	078-371-2131 078-341-3757	(株)神明きっちゃん東京工場 川口市領家5-5-24	048-222-8011 048-222-8029
6	株式会社ニュー・ノザワ・フーズ 東村山市野口町3-10-1	042-393-2316 042-394-6421	ニュー・ノザワ・フーズ 精米センター 東村山市野口町3-10-1	042-393-2316 042-394-6421
7	株式会社ヤマタネ 江東区越中島1-2-21 ヤマタネビル	3820-9280 3820-9380	東京精米工場 江東区新木場4-12-14	3521-0888 3521-0890
			岩槻精米工場 さいたま市岩槻区大字掛573	048-758-4471 048-758-4472
8	東光食品株式会社 目黒区上目黒1-21-12中目黒東光ビル	5708-5736 5708-5793	東扇島精米センター 川崎市川崎区東扇島23-4	044-287-1098 044-287-1123
9	株式会社イクタツ 江戸川区松江3-16-6	3651-5040 5607-1919	イクタツ千葉ライスステーション 千葉市花見川区犢橋町1634-1	043-258-8861 043-258-8887
10	(株) カーギルジャパン 千代田区丸の内3-1-1国際ビル	5224-5739 5224-5734	つくば精米センター つくば市上岩崎1776-2	029-840-1111 029-876-2222

資料第 179 災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定書

(都福祉保健局)

(本文 331 頁)

東京都（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都災害備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）での荷役作業等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時において、災害応急対策用貨物自動車供給契約書に基づき乙が提供した車両等で緊急物資を迅速に輸送するために、甲が乙に倉庫での荷役作業等の協力を求める場合において、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する別表に定める倉庫での荷役作業
- (2) その他甲が必要とする業務

(費用負担)

第 3 条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

(費用の請求及び支払)

第 4 条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して 30 日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(事故等)

第 5 条 乙は、業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(従事者及び第三者に対する責任)

第 6 条 乙は、本協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(災害補償)

第 7 条 甲は、本協定により業務に従事した者が、本業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 38 年東京都条例第 38 号）に定めるところに準じてその損害を補償する。

(有効期間)

第 8 条 協定期間は平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、

期間満了の日の１か月前までに甲乙から申出がないときは、更に１年間延長され、以降この例による。

(協議)

第９条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年１０月３１日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都新宿区四谷三丁目１番８号

乙 社団法人東京都トラック協会

代表者 会長 大高 一夫

別表（第２条関係） 東京都災害備蓄倉庫

名称	所在地
毛利倉庫	東京都江東区毛利二丁目１番１２号
北烏山倉庫	東京都世田谷区北烏山七丁目２番及び八丁目１番
塩浜倉庫	東京都江東区塩浜二丁目２６番１３号
船橋倉庫	東京都世田谷区船橋四丁目４１番１７号
西新小岩倉庫	東京都葛飾区西新小岩二丁目１番
白鬚東倉庫	東京都墨田区堤通二丁目８番１４号、７番１３号、 ６番８号、５番５号及び４番３号
城南大橋第二倉庫	東京都大田区東海三丁目４番
南千住倉庫	東京都荒川区南千住六丁目４５番４１号
麻布十番駅地下倉庫	東京都港区麻布十番一丁目２番地先から３番地先
清澄白河駅地下倉庫	東京都江東区三好一丁目８番地先から１番地先
立川地域防災センター倉庫	東京都立川市緑町３２３３番地の２
多摩広域防災倉庫	東京都立川市緑町３２５６番地の５
都庁第二本庁舎倉庫	東京都新宿区西新宿二丁目８番１号 都庁第二本庁舎
テレコムセンター倉庫	東京都江東区青海二丁目５番１０号
葛飾区倉庫	東京都葛飾区立石五丁目１３番１号 葛飾区役所
西多摩福祉事務所倉庫	東京都青梅市河辺町六丁目４番１号 青梅合同庁舎

資料第180 東京都生活協同組合連合会との協定（都生活文化局）（本文331頁）

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、都民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と安定供給）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はそれを受けて、乙に加盟する各生活協同組合（以下「会員生協」という。）に対し、必要な指導・要請を行うものとする。

2 甲は、会員生協が、区市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して、同協定の締結を促進する指導・要請を行うものとする。

3 甲が乙に対し要請する応急生活物資についての細目は、別途定めるものとする。

（医療・保健活動への支援）

第3条 災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、乙は、甲が東京都医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」に沿って協力するものとする。

（ボランティア活動の推進）

第4条 乙は、災害時において、会員生協組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策事業に協力するものとする。

（情報の収集・提供）

第5条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して都民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に会員生協組合員の防災意識の向上に務め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第8条 乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との間の連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡協議会の設置）

第10条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会の開催及び運営については、甲と乙が協議の上、別途定める。

（協議）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年1月22日

甲 東京都

代表者 東京都知事 青 島 幸 男

乙 東京都生活協同組合連合会

代表者 会長理事 野 村 銀 市

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定 実施細目」

東京都（以下「甲」という。）と東京都生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」（以下「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害時における応急生活物資供給等に関する協力事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第1条 この実施細目に定める災害時の事項は、原則として甲が東京都災害対策本部を設置し、要請を行ったときをもって発効する。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲が応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し応急生活物資の供給業務について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙に加盟する生活協同組合及び生活協同組合連合会並びに乙が加盟する生活協同組合連合会（以下「会員生協等」という。）が保有する応急生活物資の供給業務及び輸送業務（以下「業務」という。）に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別に定める。

2 乙は、会員生協等が保有する災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（第1号様式）」をもつて行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、乙に連絡がとれない場合は、乙があらかじめ定めた会員生協等に対し、文書又は電話等により直接要請を行うことができる。

3 連絡責任者は、甲にあつては業務所管理局の担当課長とし、乙にあつては東京都生活協同組合連合会専務理事とし、乙に連絡がとれない場合は、あらかじめ乙が定めた会員生協等の担当理事とする。

4 乙は、連絡する順位を定めた名簿を毎年度当初、甲に提出するものとし、会員生協等の担当理事に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、都民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

2 乙は、会員生協等をして業務実施区域の被災状況及び生活物資の供給状況等を把握させ、甲に対してその情報を提供するものとする。

（輸送）

第7条 業務は、緊急通行車両事前届出済証を有している乙及び会員生協等が使用する車両を用いて乙及び会員生協等が行うものとする。ただし、車両が使用不可能な場合は、他の手段を用いて行うものとする。

2 甲は、乙が実施する業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙及び会員生協等が輸送した応急生活物資を、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(業務報告)

第9条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を、「応急生活物資の供給・輸送業務等報告書(第2号様式)」により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第3条及び第7条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については災害が発生する直前に会員生協の組合員に供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、輸送等に要した費用については甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第12条 第3条及び第7条の規定に基づく業務により生じた損害は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の損害補償)

第13条 甲は、乙及び会員生協等の業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和38年東京都条例第38号)」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(協 議)

第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成26年3月20日改正

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 舩 添 要 一

東京都中野区中央五丁目41番18号

乙 東京都生活協同組合連合会

代表者 会 長 理 事 伊 野 瀬 十 三

(第1号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

年 月 日

様

東京都知事

(印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力要請業務

事 項	内 容
要請業務	
実施日時	
実施場所	
連絡先	
備考	

2 供給要請物資等

品 目	仕 様	数 量	備考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第2号様式)

応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

年 月 日

東京都知事

様

東京都生活協同組合連合会

会長理事

(印)

「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 協力業務

事 項	内 容
要 請 業 務	
実 施 日 時	
実 施 場 所	
業 務 従 事 者	
使 用 車 両	
備 考	

2 供給物資等

品 目	仕 様	数 量	備考

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

資料第 181 災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定（都総務局）

（本文 331 頁）

東京都(以下「甲」という。)と東京倉庫協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における緊急支援物資の保管及び荷役等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、災害時等において甲から乙に対して行う緊急支援物資の保管及び荷役等の要請に関して、必要な事項を定める。

（緊急支援物資の保管及び荷役に関する要請）

第 2 条 甲は、緊急支援物資の保管及び荷役が必要な場合は、乙に対し、緊急支援物資の品目、数量その他の必要な事項を明示の上、その旨を要請する。

- 2 甲は、乙が事故その他の理由により連絡できない場合には、直接、本協定に基づく業務に協力する乙の会員事業者に要請の連絡をすることができる。
- 3 前項の要請の連絡を円滑に実施するため、乙は、同項に規定する乙の会員事業者の同意を得た上で、当該乙の会員事業者の連絡先等を、あらかじめ甲に提供する。

（物流専門家の派遣に関する要請）

第 3 条 甲は、緊急支援物資の保管及び荷役に当たり、物流に関する専門的な支援が必要と認める場合は、乙に対し、物流に関する専門的な知識を有する者(以下「物流専門家」という。)の派遣を要請することができる。

（要請に対する回答等）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項の要請があった場合は、最大限協力するものとし、乙の会員事業者と協議の上、甲に対し、受入れに関し必要な事項を回答する。

- 2 甲は、前項の回答に基づき、発注内容及び発注する乙の会員事業者(以下「発注先会員事業者」という。)を決定し、発注先会員事業者に発注するとともに、乙に対し発注状況を情報提供する。
- 3 乙は、前項に規定する情報提供を受けた場合は、その内容を発注先会員事業者以外の乙の会員事業者に対し、伝達する。
- 4 乙は、前条の要請があった場合は、乙の会員事業者と協議の上、甲に対して、物流専門家を派遣する。

（要請及び回答の方法）

第 5 条 第 2 条から前条までの要請及び回答は、書面により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、書面によって要請又は回答を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請又は回答を行った場合は、当該要請又は回答について書面を作成し提出する。

(情報提供)

第6条 甲と乙とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用負担)

第7条 緊急支援物資の保管及び荷役並びに物流専門家の派遣に要する費用は、甲が負担する。

2 緊急支援物資の保管及び荷役に係る費用は、地震、風水害等の災害が発生する直前の発注先会員事業者における価格を基準として算定する。

3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲と発注先会員事業者とが協議の上、別途定める。

(事故等)

第8条 本協定に基づく業務開始後において、事故等の発生に伴い緊急支援物資が破損する等により使用不可能となった場合は、乙は甲に対しその状況を報告する。

2 事故等の発生により、本協定に基づく業務の継続が困難な事由が発生した場合は、甲乙協議の上、対応を定める。

(災害補償)

第9条 本協定に基づく業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったことにより損害が生じた場合は、その損害の補償について、甲及び乙は誠意をもって協議の上、取り決める。

(関係機関との連絡)

第10条 本協定に基づく業務に係る関係機関との連絡調整は、原則として甲が行う。

(担当部署及び連絡責任者)

第11条 甲と乙とは、本協定に基づく業務に関する担当部署を定め、連絡責任者を選任するとともに、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(協定実施に関する手続等)

第12条 本協定の実施に関する手続その他の必要な事項は、甲乙協議の上、別途定める。

(協議等)

第13条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

平成25年5月24日

甲 東京都
東京都知事 猪瀬直樹

乙 東京倉庫協会
会長 田中 稔

資料第 182 災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定（都総務局）（本文 331 頁）

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

（支援協力の実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の範囲）

第 4 条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）物資等の輸送力の提供
- （2）荷役作業
- （3）物資の供給
- （4）物資拠点の提供及び運営

2 乙は、第 1 項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を派遣する。

（要請の方法）

第 5 条 甲は、支援の協力を要請するときは、要請内容（物資の品目、物資の数量、調達車両台数、配車場所、輸送場所、荷役作業場所、荷役作業量、物資拠点の提供及び運営、連絡調整員の派遣場所等）を決定して、あらかじめ甲が定める要請様式により、乙に要請するも

のとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した甲の連絡責任者が口頭で乙の連絡責任者に要請を行い、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受け、受託したときは、速やかに対応するものとする。

(物資の引渡し)

第6条 甲は、甲の指定する物資の配達場所に原則として甲の職員を派遣して、物資を確認の上、乙の会員運送事業者から当該物資の引渡しを受けるものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、業務終了後、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に業務内容を報告する。

(情報の共有)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準とする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者を指定して互いに通知する。
なお、連絡責任者に変更があった場合には相手方に対し直ちに通知する。

(改正)

第12条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第13条 本協定の解釈に疑義を生じた場合及び本協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和元年10月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

乙 一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

代表者 理事長 和佐見 勝

資料第 183 災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定

(都福祉保健局)

(本文 332 頁)

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人全国物流ネットワーク協会（以下「乙」という。）は、甲が別表に定める広域輸送基地として開設する、公共トラックターミナルの災害時運営における物資の受入れや輸送等を円滑に実施するために、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第 1 条 甲は乙に対し、甲が開設する広域輸送基地における物資の流れ（受入場所、荷役作業、輸送等）に関する協力を要請し、乙は必要な助言を行うものとする。

(協定期間)

第 2 条 本協定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月までに甲乙双方から意志表示がない場合は、更に 1 年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第 3 条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 15 号

乙 一般社団法人全国物流ネットワーク協会

代表者 会長 森 日出男

別表 広域輸送基地

名称	所在地
京浜トラックターミナル	東京都大田区平和島二丁目1番1号
板橋トラックターミナル	東京都板橋区高島平六丁目1番1号
足立トラックターミナル	東京都足立区入谷六丁目1番1号
葛西トラックターミナル	東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号

資料第 184 災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定

(都福祉保健局)

(本文 332 頁)

東京都（以下「甲」という。）とトールエクスプレスジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の物資の受入れや輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が日本自動車ターミナル株式会社との間に締結した「災害時における施設使用等に関する協定」に基づき開設した広域輸送基地で、緊急物資の受入れや輸送等を円滑に実施するために、甲が乙に協力を求める場合において、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとし、甲が乙に協力を求める広域輸送基地は、乙が次の協力要請に応じることが出来る広域輸送基地に限る。

- (1) 甲が開設した広域輸送基地における緊急物資の受入場所の確保
- (2) 広域輸送基地における緊急物資の荷役作業
- (3) 広域輸送基地から甲が指定する場所への緊急物資の輸送
- (4) その他甲が必要とする業務

(協力実施)

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、緊急物資の受入れや輸送等について最大限協力するよう努めるものとする。

(広域輸送基地)

第 4 条 第 1 条の甲が開設する広域輸送基地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 京浜トラックターミナル
所在地 東京都大田区平和島二丁目 1 番 1 号
- (2) 名称 板橋トラックターミナル
所在地 東京都板橋区高島平六丁目 1 番 1 号
- (3) 名称 足立トラックターミナル
所在地 東京都足立区入谷六丁目 1 番 1 号
- (4) 名称 葛西トラックターミナル
所在地 東京都江戸川区臨海町四丁目 3 番 1 号

(協力要請及び発注の方法)

第5条 甲は、乙に第2条の要請をするときは、書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、第11条の規定により指定した各広域輸送基地における甲の担当者が口頭で乙の担当者に要請を行い、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に対する回答を書面をもって速やかに甲に伝達するものとする。

3 甲は、乙の回答を受領した後、速やかに要請内容（輸送場所、輸送物資、輸送物資の数量等）を決定して、乙に対し発注書を発行する。

4 乙は、甲から前項の発注書を受領したときは、速やかに対応するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

(請求及び支払)

第7条 乙は、業務終了後、前条に定める経費の請求を書面をもって直接行うものとする。

2 甲は、履行の確認後、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(従事者及び第三者に対する責任)

第9条 乙は、本協定による業務の遂行に際し、乙の責に帰する事由により業務に従事した者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

(災害補償)

第10条 甲は、本協定により業務に従事した者が、本業務において本人の責に帰さない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）に定めるところに準じてその損害を補償する。

(連絡責任者等)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく要請等に関する連絡責任者及び広域輸送基地ごとの担当者を指定して互いに通知する。

なお、連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

(情報交換及び訓練)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の輸送等についての情報交換や災害時を想定した訓練を行い、災害時に備えるものとする。

(改正)

第13条 本協定の改正は、甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(協議)

第14条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙のいずれかの者が相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

大阪府茨木市宿久庄二丁目10番2号

乙 トールエクスプレスジャパン株式会社

代表者 代表取締役 山本 龍太郎

同文の協定（順不同）

令和２年３月３１日

愛知県名古屋市東区葵二丁目１２番８号

乙 名鉄運輸株式会社

代表者 取締役社長 内田 亙

静岡県駿東郡清水町伏見字向田３５１番地

乙 近物レックス株式会社

代表者 代表取締役社長 堀内 悟

岐阜県大垣市田口１番地

乙 西濃運輸株式会社

代表者 取締役社長 神谷 正博

東京都中央区日本橋堀留町二丁目８番４号日本橋コアビル７階

乙 トナミ運輸株式会社

代表者 取締役上席執行委員 営業戦略事業部長 飛弾 芳彦

東京都江東区新砂二丁目４番１７号

乙 日通トランスポート株式会社東京支店

代表者 執行役員 支店長 若月 剛

新潟県新潟市中央区女池北一丁目１番１号

乙 新潟運輸株式会社

代表者 取締役社長 坂井 操

福岡県久留米市東櫛原町３５３番地

乙 久留米運送株式会社

代表者 代表取締役 二又 茂明

長野県松本市征矢野二丁目７番１６号

乙 信州名鉄運輸株式会社

代表者 代表取締役 榊原 勝則

山形県山形市諏訪町二丁目１番２０号

乙 第一貨物株式会社

代表者 取締役社長 武藤 幸規

大阪府東大阪市西鴻池町三丁目１番２２号

乙 山陽自動車運送株式会社

代表者 代表取締役社長 荻野 秀実

東京都江東区辰巳三丁目１０番２３号

乙 セイノースーパーエクスプレス株式会社

代表者 代表取締役 小寺 康久

東京都江東区越中島三丁目６番１５号

乙 王子運送株式会社

代表者 代表取締役 濱野 健二

東京都中央区日本橋本町一丁目９番１号Ｓ－ＧＡＴＥ日本橋本町１０階

乙 株式会社ロジネットジャパン東日本

代表者 代表取締役社長 真田 俊秀

東京都新宿区若松町３３番８号

乙 名糖運輸株式会社

代表者 代表取締役社長 林原 國雄

東京都大田区平和島二丁目１番１号トラックターミナル１０号棟

乙 株式会社ユービーエクスプレス

代表者 代表取締役 尾上 佐吉

北海道札幌市白石区流通センター五丁目１番５号

乙 松岡満運輸株式会社

代表者 代表取締役社長 佐藤 孝雄

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２３番２６号

乙 中越運送株式会社東京支社

代表者 常務取締役 支社長 勝又 長博

埼玉県川越市仲町3番地13

乙 武蔵貨物自動車株式会社

代表者 取締役社長 増田 力

愛知県小牧市大草南43番地

乙 株式会社ムソー

代表者 代表取締役 木下 太一郎

東京都江東区新砂一丁目13番13号

乙 東京トラック運送株式会社

代表者 代表取締役 飯野 正雄

愛媛県松山市空港通四丁目5番5号

乙 四国名鉄運輸株式会社

代表者 代表取締役 白方 寿人

東京都品川区八潮三丁目2番地35号

乙 ヤマト運輸株式会社新東京主管支店

代表者 支店長 水野 勉

東京都大田区平和島二丁目1番1号

乙 姫路合同貨物自動車株式会社東京支店

代表者 取締役支店長 是川 正憲

東京都大田区平和島二丁目1番1号

乙 株式会社丸運 京浜ターミナル営業所

代表者 所長 三代川 忠弘

広島県福山市西町二丁目16番18号

乙 備後通運株式会社

代表者 代表取締役社長 大山 茂生

東京都中央区日本橋人形町二丁目26番5号

乙 日本通運株式会社首都圏支店

代表者 執行役員 首都圏支店長 加藤 憲治

東京都板橋区高島平六丁目1番1号

乙 株式会社シューハイ

代表者 代表取締役 小林 幹雄

東京都江戸川区臨海町四丁目3番1号

乙 ラニイ福井貨物株式会社東京支店

代表者 支店長 伊坂 憲一

群馬県邑楽郡大泉町仙石三丁目2番2号

乙 東武物流サービス株式会社

代表者 取締役社長 高原 正広

北海道札幌市中央区北1条東15丁目140番

乙 札幌自動車運輸株式会社

代表者 代表取締役社長 上野 聖二

長野県松本市笹賀7600番地7

乙 南信貨物自動車株式会社

代表者 代表取締役社長 丸山 光彦

東京都大田区平和島二丁目1番1号

乙 丸点通運株式会社東京支店

代表者 支店長 田中 城司

資料第 185 災害時における施設使用等に関する協定（都福祉保健局）（本文 332 頁）

東京都（以下「甲」という。）と日本自動車ターミナル株式会社（以下「乙」という。）は、東京都内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における施設使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、災害時において、緊急物資を受け入れ、区市町村の輸送拠点等へ輸送するための積換えを行う場所（以下「広域輸送基地」という。）として、甲の協力要請に基づき、乙の協力を得て、乙の施設を使用する場合において必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （１）広域輸送基地の運営に必要な場所の提供
- （２）乙の施設及び施設周辺の被災状況の把握と情報提供
- （３）広域輸送基地災害対策本部への人員の派遣
- （４）広域輸送基地の運営に必要な什器、消耗品等の提供
- （５）その他甲が必要とする業務

２ 乙は、前項の要請を受けた場合は、最大限協力する。

３ 甲は、乙が前項の協力を行うために必要がある場合は、広域輸送基地としての機能確保のために必要な支援に努める。

（広域輸送基地）

第 3 条 甲が広域輸送基地として使用できる乙の施設は、次のとおりとする。

- （１）名称 京浜トラックターミナル
所在地 東京都大田区平和島二丁目 1 番 1 号
- （２）名称 板橋トラックターミナル
所在地 東京都板橋区高島平六丁目 1 番 1 号
- （３）名称 足立トラックターミナル
所在地 東京都足立区入谷六丁目 1 番 1 号
- （４）名称 葛西トラックターミナル
所在地 東京都江戸川区臨海町四丁目 3 番 1 号

（広域輸送基地の開設）

第 4 条 甲は、第 2 条第 1 項第 2 号により乙に情報提供を要請し、乙からの情報提供に基づき、前条の施設について広域輸送基地として開設する。その際、甲は乙に対して、開設する旨の連絡を行う。

(広域輸送基地の運営の終了)

第5条 甲は、広域輸送基地の運営を終了した場合、その旨を乙に対して連絡するとともに、乙の施設を現状に復し速やかに乙に引き渡す。

(費用負担)

第6条 この協定に基づき、乙が業務の遂行に要した経費については、甲が負担する。

2 甲が負担する経費は、災害直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上決定する。

(費用の請求及び支払)

第7条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、請求の日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、その措置が講じられた後速やかに支払う。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 前条に定めるもののほか、この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年10月31日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

乙 日本自動車ターミナル株式会社

代表者 代表取締役社長 村山 寛司

資料第186 東京都災害備蓄倉庫の即応態勢の強化に関する協定（都福祉保健局）

（本文332頁）

東京都福祉保健局を甲とし、東京消防庁を乙とし、甲乙間において、大規模災害が発生した場合、都民の生命及び財産を守り、可能な限り被害を軽減するため、東京都災害備蓄倉庫（直営）の即応態勢の強化について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が設置する東京都災害備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）の鍵、機械警備カード等（以下「鍵等」という。）を甲の要請に基づき、乙の所管する倉庫の最寄りの消防署又は消防出張所において保管することにより、甲が早期に倉庫の状況確認を行い、被災者に迅速な備蓄物資の輸送を可能とし、大規模災害時における即応態勢の強化を図ることを目的とする。

（保管場所）

第2条 乙は、甲が設置する倉庫の最寄りとなる別表に掲げる消防署又は消防出張所（以下「消防署等」という。）において、適切に管理できる場所で鍵等を保管するものとする。

（保管方法）

第3条 甲は、鍵等及び保管専用キーボックスを乙に預託し、乙は、預託を受けた鍵等を保管専用キーボックスに収納し、保管するものとする。

2 甲は、鍵等を変更した場合は、速やかに乙に連絡し交換するものとする。

3 乙は、鍵等及び保管専用キーボックスを紛失又は破損した場合は、速やかに甲に連絡し対処するものとする。

（受渡し方法等）

第4条 甲の職員が鍵等を受領する場合は、職員IDカード等身分を証明できるものを消防署等に勤務する乙の職員（以下「乙の職員」という。）に提示するとともに、名刺等の裏に受領日時を記載したものを提出するものとする。

2 乙の職員は、前項により甲の職員であることを確認したときは、甲の職員に鍵等を引き渡すものとする。

3 甲の職員が鍵等を返却する場合は、受領時に提出した名刺等の裏に返却日時を記載し、乙の職員に提出するものとする。

4 乙の職員は、鍵等の受渡しに使用した名刺等を保管専用キーボックス内に収納しておくものとする。

5 甲が鍵等の受渡し状況を確認する場合は、事前に消防署等に連絡し、保管専用キーボックス内の名刺等を回収することにより行うものとする。

（訓練の実施）

第5条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を図るため、事前に協議した上で訓練を実施するものとする。

（疑義の決定等）

第6条 この協定に定めのない事項又は各条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。

甲及び乙は、この協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年2月21日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
福祉保健局長 平 井 健 一

東京都千代田区大手町一丁目3番5号
乙 東京消防庁
消防総監 関 口 和 重

1 広域輸送基地

（平成31年4月1日現在）

項目 区分	施設名称	所在地	備考
陸上輸送基地	1 多摩広域防災倉庫	立川市緑町3256番地の5 立川市緑町3, 233 の2外	都総務局
	2 立川地域防災センター		
	3 京浜トラックターミナル	大田区平和島2-1-1	日本自動車ターミナル株式会社
	4 板橋トラックターミナル	板橋区高島平6-1-1	
	5 足立トラックターミナル	足立区入谷6-1-1	
	6 葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町4-3-1	
海上輸送基地	1 大井食品ふ頭	大田区東海5・6丁目	都港湾局
	2 芝浦ふ頭	港区海岸3丁目	
	3 辰巳ふ頭	江東区辰巳3丁目	
	4 10号地その1多目的ふ頭	江東区有明3丁目	
	5 品川ふ頭（内貿）	港区港南5丁目	
	6 中央防波堤内側内貿ふ頭	中央防波堤内側埋立地	
	7 竹芝ふ頭	港区海岸1丁目	
	8 日の出ふ頭	港区海岸2丁目	
	9 晴海ふ頭	中央区晴海5丁目	
	10 フェリーふ頭	江東区有明4丁目	
	11 10号地ふ頭	江東区有明4丁目	
	12 大井コンテナふ頭	品川区八潮2丁目	東京港埠頭株式会社
	13 中央防波堤外側コンテナふ頭	中央防波堤外側埋立地	
	14 青海コンテナふ頭	江東区青海3丁目	
	15 品川ふ頭（コンテナ）	品川区東品川5丁目	
航空輸送基地	1 東京国際空港 （羽田飛行場）	大田区羽田空港	東京航空局
	2 東京都調布飛行場	調布市西町外	都港湾局
	3 東京ヘリポート	江東区新木場4丁目	

2 水上輸送基地（河川等船着場 115箇所）（令和2年3月末現在）

施設名称		所在地	施設名称		所在地
1	新三崎橋	千代田区飯田橋3丁目10番地先	34	高橋	江東区高橋
2	和泉橋	千代田区神田佐久間町1丁目11番地先	35	番所橋	江東区東砂2丁目14番地先
3	千代田区庁舎前	千代田区九段南1丁目2番地先	36	小名木川クローバー橋	江東区北砂1丁目2番地先
4	月島ふ頭	中央区豊海町	37	新砂緊急用船着場	江東区新砂3丁目地先
5	浜町	中央区日本橋浜町1丁目地先	38	青海客船ターミナル	江東区青海2丁目
6	常盤橋	中央区日本橋本石町2丁目1番先	39	夢の島マリーナ	江東区夢の島3丁目
7	日本橋	中央区日本橋1丁目9番先	40	夢の島	江東区夢の島地先
8	箱崎町	中央区日本橋箱崎町地先	41	黒船橋	江東区門前仲町1丁目1番地先
9	朝潮運河	中央区晴海3丁目1番先	42	木場六丁目	江東区木場6丁目
10	新川	中央区新川2丁目地先	43	亀戸中央公園	江東区亀戸8丁目
11	明石町	中央区明石町地先	44	豊洲三丁目	江東区豊洲3丁目
12	お台場海浜公園	港区台場1丁目地先	45	旧中川・川の駅スロープ	江東区大島9丁目
13	芝浦-西-2	港区芝浦4丁目地先	46	砂町-北-1	江東区潮見1丁目地先
14	芝浦-西-4	港区芝浦2丁目地先	47	東雲-南-1	江東区辰巳1丁目地先
15	芝浦西-西-1	港区芝浦4丁目地先	48	豊洲-東-2	江東区枝川1丁目地先
16	新芝-東-5	港区芝浦3丁目地先	49	汐見-南-1	江東区枝川3丁目地先
17	高浜-東-2	港区港南3丁目地先	50	豊洲-東-7	江東区塩浜1丁目地先
18	高浜-西-3	港区港南3丁目地先	51	汐見-北-5	江東区塩浜2丁目地先
19	日の出棧橋	港区海岸2丁目地先	52	豊洲-東-10	江東区越中島3丁目地先
20	新芝-西-7	港区芝浦3丁目地先	53	豊洲五丁目スロープ	江東区豊洲5丁目1番地先
21	市兵衛河岸	文京区後楽1丁目	54	豊洲ぐるり公園	江東区豊洲5丁目1番地先
22	墨田緊急用船着場	墨田区墨田5丁目地先	55	亀戸	江東区亀戸2丁目1番地先
23	おしなり公園	墨田区押上1	56	天神橋	江東区亀戸3丁目8番地先
24	両国	墨田区横綱1丁目地先	57	有明客船ターミナル	江東区有明3丁目
25	両国2	墨田区横綱1丁目地先	58	大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮4丁目地先
26	平井橋	墨田区立花3丁目地先	59	勝島1丁目	品川区勝島1丁目
27	吾妻橋	墨田区吾妻橋1丁目先	60	水辺ライン（大井）	品川区勝島1-5
28	白鬚東	墨田区堤通2丁目先	61	しながわ水族館棧橋	品川区勝島2丁目
29	浅草	台東区花川戸1丁目地先	62	東海橋	品川区北品川2丁目
30	浅草東参道二天門	台東区花川戸2丁目地先	63	品川天王洲棧橋	品川区東品川1丁目
31	桜橋	台東区今戸1丁目地先	64	東品川二丁目防災棧橋	品川区東品川2丁目
32	越中島	江東区越中島1丁目地先	65	五反田	品川区西五反田1-10
33	扇橋閘門	江東区猿江1丁目地先	66	多摩川二丁目緊急用船着場	大田区多摩川2丁目地先

施設名称		所在地	施設名称		所在地
67	東京都漁連水産物流通センター	大田区京浜島3丁目	92	東京東部漁協荒天時避難 繋船場	葛飾区奥戸7-20番先
68	大森ふるさとの浜辺公園	大田区平和の森公園2番2号	93	北沼公園	葛飾区奥戸8-17番先
69	羽田2、3丁目	大田区羽田2、3丁目	94	第五建築事務所上平井橋 係留所	葛飾区東四つ木1-1番先
70	羽田空港天空橋	大田区羽田空港1丁目	95	ミシ油脂(株)専用荷揚げ場	葛飾区堀切4-66番先
71	夫婦橋	大田区南蒲田1	96	奥戸	葛飾区奥戸7丁目7番先
72	東糀谷六丁目	大田区東糀谷6丁目	97	臨海緊急用船着場	江戸川区清新町1丁目
73	神谷	北区神谷1丁目3番地先	98	上篠崎緊急用船着場	江戸川区上篠崎2丁目地先
74	岩淵緊急用船着場	北区志茂5丁目	99	葛西臨海公園	江戸川区臨海町2丁目地先
75	岩淵	北区志茂5丁目41番地先	100	一之江橋	江戸川区新堀1丁目1番地先
76	志茂	北区神谷3丁目	101	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目地先
77	豊島	北区豊島5丁目5番地先	102	鹿骨新橋	江戸川区松本2
78	北赤羽	北区浮間1丁目1番地先	103	小松川緊急用船着場	江戸川区小松川1丁目地先
79	白鬚西	荒川区南千住8丁目地先	104	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目
80	東尾久	荒川区東尾久7丁目地先	105	ふれあい橋	江戸川区平井3-1
81	荒川遊園	荒川区西尾久6丁目地先	106	平井	江戸川区平井6丁目71番地先
82	小豆沢	板橋区小豆沢4丁目地先	107	平井七丁目	江戸川区平井7-2
83	板橋緊急用船着場	板橋区舟渡2丁目	108	なぎさ公園	江戸川区南葛西7丁目3番地先
84	新田緊急用船着場	足立区新田2丁目地先	109	今井交通公園	江戸川区江戸川4丁目9番先
85	足立緊急用船着場	足立区足立2丁目	110	スポーツランド	江戸川区東篠崎1丁目8番地先
86	千住	足立区千住曙町地先	111	ポニーランド	江戸川区篠崎町3丁目23番地先
87	堀切緊急用船着場	葛飾区堀切1丁目地先	112	船堀	江戸川区船堀1丁目地先
88	柴又緊急用船着場	葛飾区柴又7-19番地先	113	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先
89	東立石	葛飾区東立石4-6番先	114	篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目25番地先
90	西新小岩	葛飾区西新小岩1丁目地先	115	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4丁目37番先
91	青戸六丁目広場付近護岸	葛飾区青戸6-40番先			

3 地域内輸送拠点（101箇所）

（平成31年4月現在）

施設名称		所在地	施設名称		所在地
1	九段中等教育学校	千代田区九段北2-2-1	54	あったカホール	八王子市北野町596-3
2	中央区立総合スポーツセンター	中央区日本橋浜町2-59-1	55	南大沢文化会館	八王子市南大沢2-27
3	みなとパーク芝浦	港区芝浦1-16-1	56	エスフォルタアリーナ八王子（八王子市総合体育館）	八王子市狭間町1453-1
4	新宿区立新宿コスミックスポーツセンター	新宿区大久保3-1-2	57	柴崎市民体育館	立川市柴崎町6-15-9
5	文京スポーツセンター	文京区大塚3-29-2	58	泉市民体育館	立川市泉町786-11
6	文京総合体育館	文京区本郷7-1-2	59	武蔵野市立武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20
7	文京シビックセンター	文京区春日1-16-21	60	元気創造プラザ 総合スポーツセンター	三鷹市新川6-37-1
8	台東区本庁舎	台東区東上野4-5-6	61	青梅市本庁舎	青梅市東青梅1-11-1
9	墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋1-23-20	62	青梅市民球技場	青梅市河辺町1-872-1
10	江東区中央防災倉庫	江東区塩浜1-3-14	63	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾3-903-1
11	品川区防災センター	品川区広町2-1-36	64	明星大学グランド	青梅市長瀬2-590
12	品川学園	品川区北品川3-9-30	65	府中市役所北庁舎屋内駐車場	府中市宮西町2-24
13	荏原平塚学園	品川区平塚3-16-26	66	府中市水防・防災ステーション	府中市小柳町6-1
14	浜川中学校	品川区東大井3-18-34	67	昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1
15	大井競馬場	品川区勝島2-1-2	68	大町備蓄倉庫	調布市菊野台3-27-40
16	目黒区総合庁舎	目黒区上目黒2-19-15	69	東京スタジアム	調布市西町376-3
17	大森スポーツセンター	大田区大森本町2-2-5	70	小島町備蓄倉庫	調布市小島町3-98-5
18	大田区産業プラザ（Pio）	大田区南蒲田1-20-20	71	町田市総合体育館	町田市南成瀬5-12
19	京浜島地区備蓄倉庫	大田区京浜島3-5-8	72	小金井市役所第二駐車場	小金井市前原町3-41-15
20	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵4-6	73	小金井市総合体育館	小金井市関野町1-13-1
21	国士舘大学	世田谷区世田谷4-28-1	74	小平市役所	小平市小川町2-1333
22	羽田クロノゲート（世田谷区）	大田区羽田旭町11-1	75	小平市民総合体育館	小平市津田町1-1-1
23	渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川町1-1	76	東部出張所	小平市花小金井1-8-1
24	中野区本庁舎	中野区中野4-8-1	77	西部出張所	小平市小川西町4-10-13
25	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮5-11-1	78	市民の森ふれあいホール	日野市本町6-1-3
26	都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	79	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町3-30-5
27	杉並区立永福体育館	杉並区永福1-7-6	80	国分寺市民スポーツセンター	小平市上水本町6-22-1
28	杉並区立上井草スポーツセンター	杉並区上井草3-34-1	81	市民ひかりスポーツセンター	国分寺市光町1-46-8
29	杉並区立高円寺体育館	杉並区高円寺南2-36-31	82	くにたち市民総合体育館	国立市富士見台2-48-1
30	日本通運株式会社 江古田流通センター	練馬区旭丘1-22-13	83	福生市民会館	福生市福生2455
31	滝野川体育館	北区西ヶ原2-1-6	84	福生市防災食育センター	福生市熊川1606-1
32	桐ヶ丘体育館	北区赤羽台3-17-57	85	狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町3-25-1
33	赤羽体育館	北区志茂3-46-16	86	東大和市本庁舎	東大和市中央3-930
34	荒川区民会館（サンプール荒川）	荒川区荒川1-1-1	87	清瀬市本庁舎	清瀬市中里5-842
35	荒川総合スポーツセンター	荒川区南千住6-45-5	88	武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町1-1-1
36	あらかわ遊園スポーツハウス	荒川区西尾久8-3-1	89	武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町1-17-1
37	あらかわ遊園運動場	荒川区西尾久8-3-1	90	多摩市立武道館	多摩市諏訪4-9
38	東尾久運動場	荒川区東尾久7-1-1	91	稲城長峰スポーツ広場	稲城市長峰3-10-1
39	南千住野球場	荒川区南千住9-45-5	92	羽村市スポーツセンター	羽村市羽加美1-29-5
40	板橋区立小豆沢体育館	板橋区小豆沢3-1-1	93	あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350
41	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川1-3-1	94	西東京市役所田無庁舎	西東京市南町5-6-13
42	練馬区立総合体育館	練馬区谷原1-7-5	95	西東京市役所保谷庁舎	西東京市中町1-5-1
43	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘4-1-4	96	瑞穂スカイホール	瑞穂町箱根ヶ崎2475
44	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1	97	元狭山広域防災広場	瑞穂町二本木487-1
45	都立東綾瀬公園	足立区東綾瀬3-4	98	日の出町本庁舎	日の出町大字平井2780
46	都立舎人公園	足立区舎人公園1-1	99	檜原村本庁舎	檜原村467-1
47	テクノプラザかつしか	葛飾区青戸7-2-1	100	奥多摩町本庁舎	奥多摩町氷川215-6
48	奥戸総合スポーツセンターエイトホール	葛飾区高砂1-2-1	101	奥多摩町福祉会館	奥多摩町氷川199-ロ
49	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1			
50	葛西防災施設	江戸川区西葛西8-17-1			
51	小松川防災施設	江戸川区小松川1-7			
52	八王子市甲の原体育館	八王子市中野町2726-8			
53	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町3506番地			

資料第188 貨物自動車・乗合自動車供給機関（都財務局）（本文334頁）

機関別

機 関 名	所 在 地	電 話 等
東京都 トラック協会	新宿区四谷3-1-8	3359-6251(NTT代表) 86961(防災無線) 86960(無線ファクシミリ)
東京都庁輸送 事業協同組合	新宿区新宿4-3-15	3352-5550(NTT代表)
日本通運(株)	中央区日本橋人形町2-26-5	5652-6950(NTT代表) 86801(防災無線) 86800(無線ファクシミリ)
東京バス協会	渋谷区初台1-34-14	3379-2441(NTT代表) 79541(防災無線)

資料第189 都各局舟艇保有状況（本文334頁）

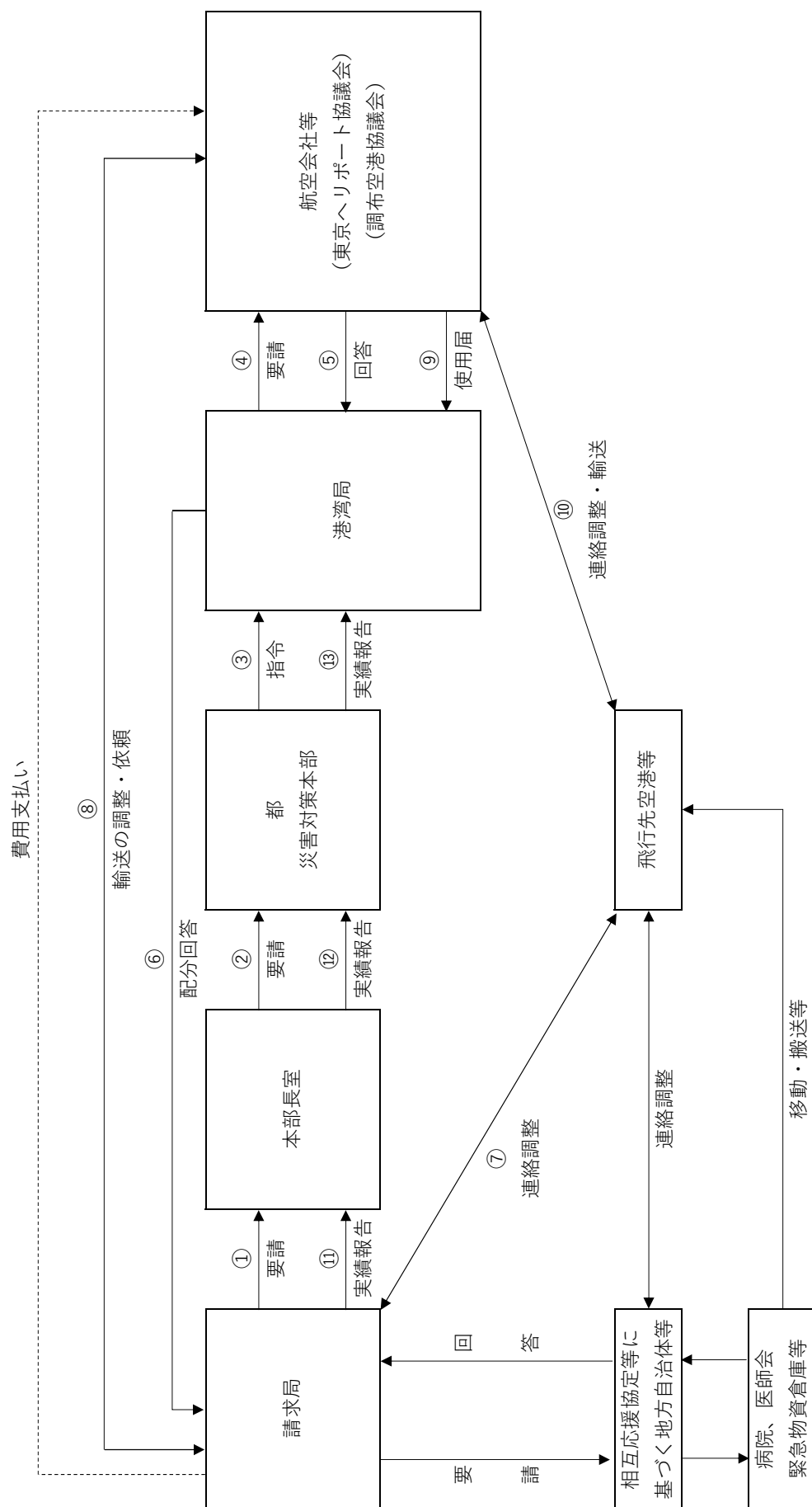
機 関 名	保 有 数	備 考
建 設 局	1 8	水上バス、指揮艇、清掃船
港 湾 局	2 8	監視艇、指揮艇、清掃船ほか 令和2年4月1日現在
警 視 庁	4 0 5	警備艇、救命ボート 令和2年4月1日現在
東 京 消 防 庁	2 6 8	消防艇、救命ボートほか 令和2年4月1日現在
合 計	7 1 9	

※港湾局の場合、用途を監視艇、指揮艇及び清掃船に限定すると、24隻となる。

資料第190 調達あっせん対象船舶一覧表（関東運輸局）（本文334頁）

（令和2年12月1日現在）

事業者又は団体名	住所・電話	船名	トン数	輸送能力		備考	
				人	容積 (m³)		
東海汽船（株）	港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウナ5F Tel.3436-1137	橘丸	5,681	596	574.3	貨客船	
		さるびあ丸	6,099	沿海 限定近海 1,343 693		〃	
		セブンアイランド愛	280	255		旅客船	ジ エ ッ ト 船
		セブンアイランド結	176	241		〃	
		セブンアイランド大漁	165	255		〃	
		セブンアイランド友	164	255		〃	
東京都観光汽船 （株）	台東区花川戸1-1-1 Tel.3457-7824	リバータウン	141	300		〃	
		アワータウン	138	320		〃	
		ジュビリー	146	300		〃	
		竜馬	143	340		〃	
		道灌	148	300		〃	
		海舟	146	300		〃	
		いりす	77	240		〃	
		ヒミコ	114	160		〃	
		ホタルナ	167	261		〃	
		エメラルダス	132	100		〃	
		御座船 安宅丸	486	500		〃	
公益財団法人 東京都公園協会	墨田区横綱1-2-15 Tel.5608-8922	さくら	54	140		〃	
		あじさい	54	140		〃	
		こすもす	76	200		〃	
観光汽船興業(株)	中央区日本橋茅場町 2-17-3 Tel.3457-1071	アーバンランチⅠ	19	41		〃	
		アーバンランチⅡ	19	41		〃	
		アーバンランチⅢ	19	41		〃	
東京シッピングサービス （株）	港区海岸3-1-3 Tel.3455-2121 3455-1461	第30港丸	11	34		〃	
		第31港丸	11	36		〃	
		しらさぎ	12	36		〃	
		第27東港丸	14	50		〃	
		第55港丸	14	46		〃	
小笠原海運(株)	港区芝浦3-7-9DKビル8F Tel.3451-5171	おがさわら丸	11,035	894	928.3	貨客船	
伊豆諸島開発(株)	港区海岸3-6-43 Tel.3455-3090	あおがしま丸	460	50	640.2	〃	
		ははじま丸	453	200	-	〃	
		ゆり丸	469	沿海 限定近海 115 40	930.6	〃	
神新汽船（株）	港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウナ5F Tel.3436-1146	フェリーあぜりあ	485	240	138.1	〃	
東京都新島村	新島村本村1-1-1 Tel.04992-7-0004	にしき	69	100		旅客船	



資料第 192 緊急通行車両等の確認事務処理要領（都財務局）（本文336頁）

（目 的）

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条の規定に基づき、知事が行う緊急輸送車両及び緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要事項を定めることを目的とする。

（緊急通行車両等の要件）

第2条 地震防災応急対策及び災害応急対策のため、緊急通行車両等として確認する車両は、次の各号に掲げるいずれかの一に該当する業務に従事する車両とする。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に規定する災害時における交通の規制等が措置された場合は、災対法施行令第32条の2第1項に基づき道路交通法（昭和35年法律第105）第39条第1項の緊急自動車は除くものとする。

ア 警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の際の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの

イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの

ウ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの

オ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

カ 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの

ク 緊急輸送の確保に使用されるもの

ケ 警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食糧、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

コ その他に災害の発生の防衛又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

（確認機関）

第3条 都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）のうち次項に規定するもの以外の確認については、財務局長が行う。

2 交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁に所管する関係車両の確認については、交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監が行う。

（確認）

第4条 確認は、当該緊急輸送業務等の実施の責任者（以下「申請者」という。）に別記様式第1の緊急通行車両等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出させ、当該関係車両が緊急通行車両等に該当するか審査して行うものとする。

（事前届出）

第5条 関係車両のうち、地震防災応急対策及び災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、確認手続の効率化・省力化を図るため、申請者の申出により、第3条の各確認機関において、あらかじめ緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができものとする。

2 申請者は、別記様式第2の1の緊急通行車両等事前届出書を提出するものとする。

3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、別記様式第2の2の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

4 届出済証の交付を受けた車両（以下「届出済車両」という。）の使用者は、当該車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、廃車になったとき及びその他緊急通行車両等としての必要が無くなったときは、速やかに届出済証を返還するものとする。

5 各確認機関は、別記様式第3の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出書の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

(標章及び証明書の交付)

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該申請者に対し、大震法施行令第12条に基づく場合は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する標章及び緊急輸送車両確認証明書を、災対法施行令第33条に基づく場合は災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条に規定する緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

2 各確認機関は、届出済車両について確認の申請があった場合には、第4条の確認申請書に代えて届出済証を提出させて行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略できるものとする。

3 届出済車両の確認の申請は、事前届出を行った確認機関に対し行うことを原則とするが、やむを得ない場合には、警察署、交通機動隊本部、又は交通検問所において確認申請し、標章等の交付を受けることができるものとする。

4 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第24条の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなし取り扱うこととする。

(標章等の整理)

第7条 確認機関は、標章等の交付状況を明らかにするため、別記様式第4の緊急通行車両等確認申請受理簿（標章等交付簿）を備え、その整理をしなければならない。

第1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及びこれらの法律（地震法を除く。）の規定に基づき実施される交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定のあった車両（以下「規制除外車両」という。）の確認に関する事務の円滑かつ適正を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

緊急通行車両等の確認事務等については、災対法、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）、地震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「地震法施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 防災基本計画 災対法第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。
- 2 防災業務計画 災対法第2条第9号に規定する防災業務計画をいう。
- 3 地域防災計画 災対法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。
- 4 指定行政機関 災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- 5 指定地方行政機関 災対法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- 6 指定公共機関 災対法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- 7 指定地方公共機関 災対法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。

第4 緊急通行車両等の事前届出

1 緊急通行車両等の事前届出の対象車両

緊急通行車両等として使用される車両であることの確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前の届出（以下「緊急通行車両等の事前届出」という。）の対象車両は、次に掲げるものとする。

なお、災害対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官等の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両とする。

(1) 災対法の規定に基づく緊急通行車両としての対象車両

災対法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「災害応急対策」という。）を実施するための車両として使用されることとなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 災害発生時に、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関又は指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により当該指定行政機関等の活動のために常時使用される車両又は災害発生時に、指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両

(2) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両としての対象車両

地震法第24条に規定する緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）を行うこととなる車両であって、次のいずれにも該当する車両

ア 地震法第9条第1項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときに、地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域として指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項に規定する地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を行う車両として使用される計画がある車両

イ 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有する車両若しくは指定行政機関等との契約等により指定

行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために常時使用される車両又は警戒宣言が発せられたときに、指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が他の関係機関・団体等から調達する車両

2 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

(1) 緊急通行車両等の事前届出の受理

緊急通行車両等の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出の受理に当たっては、車両を緊急通行車両等として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「緊急通行車両等業務責任者」という。）に別記様式第1号の「緊急通行車両等事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写し及び輸送協定書その他当該車両が前1に掲げる車両であることを疎明する書類（以下「事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

(3) 警察署長が事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長は、自署管内に緊急通行車両等として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する緊急通行車両等業務責任者から事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に当該事前届出書等を送付するものとする。

(4) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長は、緊急通行車両等の事前届出を受理した場合は、事前届出書等に係る車両が前1に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第1号の「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を当該事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(3)の規定により警察署長から送付を受けた事前届出書等に係る届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 届出済証の再交付

(ア) 交通規制課長は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両等の事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出を受けた場合は、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、再交付する届出済証に「再」と朱書すること。

(イ) 警察署長は、前アの規定により経由して交付した届出済証について前(ア)の申出を受けた場合は、その旨を交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた交通規制課長は、当該警察署長を経由して再交付を行うこと。

ウ 届出済証の返還

交通規制課長及び警察署長は、届出済証に係る車両（以下「事前届出車両」という。）が緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなった場合、廃車となった場合又はその他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったと認めた場合は、速やかに公安委員会（交通規制課災害交通対策第一係経由）に当該届出済証を返還させるものとする。

3 緊急通行車両等の事前届出に係る処理経過

(1) 交通規制課長は、別記様式第2号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2) 警察署長は、別記様式第3号の「緊急通行車両等事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、緊急通行車両等の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第5 緊急通行車両等の確認

1 緊急通行車両等の確認の手続

(1) 緊急通行車両等の確認の実施

緊急通行車両等の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通規制課長等」という。）が、警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに交通部長が別に定めるところにより設置される交通検問所（以下「本部等」という。）において行うものとする。この場合において、届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から緊急通行車両等の確認を求める旨の申出があったときは、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 緊急通行車両等の確認の際に提出させる書類等

ア 事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、届出済証の交付を受けている者に、届出済証を提示させるとともに、別記様式第4号の「緊急通行車両等確認申請書」及び必要事項を記載した災対法施行規則別記様式第4の証明書又は地震法施行規則別記様式第7の証明書（以下総称して「証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認

交通規制課長等は、事前届出車両以外の車両に対する緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び輸送協定書その他当該車両が緊急通行車両等として使用される車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、緊急通行車両等確認申請書及び必要事項を記載した証明書を提出させるものとする。

(3) 緊急通行車両等の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第3の標章又は地震法施行規則別記様式第6の標章（以下総称して「確認標章」という。）及び証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(4) 道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の取扱い

道府県公安委員会又は都道府県知事が発行した緊急通行車両等届出済証の交付を受けている者から、緊急通行車両等の確認を求める旨の申出を受けた場合は、当該緊急通行車両等届出済証を届出済証とみなして、届出済証の交付を受けている者と同様に取り扱うものとする。

2 緊急通行車両等の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第5号の「緊急通行車両等確認申請取扱簿」を備え付け、緊急通行車両等の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に通知すること。

第6 規制除外車両の事前届出

1 規制除外車両の事前届出の対象車両

規制除外車両として使用される車両であることの確認（以下「規制除外車両の確認」という。）に係る事前の届出（以下「規制除外車両の事前届出」という。）の対象車両は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両として災対法、原災法又は国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外することが適切であり、かつ、緊急通行車両等として使用されることとなる車両に該当しないものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別のナンバープレートを有しているものは、規制除外車両ではあるが、規制除外車両の事前届出は要しないものとする。

- (1) 医師若しくは歯科医師又は医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等を搬送する車両（そのために必要な特別の構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機
- (5) 道路啓開作業車両
- (6) 重機輸送用車両

2 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 規制除外車両の事前届出の受理

規制除外車両の事前届出の受理は、交通規制課長が行うものとする。ただし、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者である者に限って受理すること。

(2) 規制除外車両の事前届出の際に提出させる書類

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の受理に当たっては、車両を規制除外車両として使用して行うこととなる業務の実施について責任を有する者（当該業務を代行する者を含む。以下「規制除外車両業務責任者」という。）に別記様式第6号の「規制除外車両事前届出書」並びに当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類の写

し及び次に掲げる書類（以下「除外事前届出書等」という。）を提出させるものとする。

ア 前1の(1)に規定する車両については、医師免許証若しくは歯科医師免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

イ 前1の(2)に規定する車両については、使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造業者又は販売業者であることを確認できる書類の写し

ウ 前1の(3)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

エ 前1の(4)及び(5)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

オ 前1の(6)に規定する車両については、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状（建設用重機を積載した状況）が確認できるもの）

(3) 警察署長が除外事前届出書等の提出を受けた場合の措置

警察署長が、自署管内に規制除外車両として使用されることとなる車両の使用の本拠の位置を有する規制除外車両業務責任者から除外事前届出書等の提出を受けた場合は、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に当該除外事前届出書等を送付するものとする。

(4) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出を受理した場合は、除外事前届出書等に係る車両が前1に掲げる車両に該当するかどうかの審査後、別記様式第6号の「規制除外車両事前届出済証」（以下「除外届出済証」という。）を当該除外事前届出書等の提出をした者に交付するものとする。この場合において、前(3)の規定により警察署長から送付を受けた除外事前届出書等に係る除外届出済証については、当該警察署長を経由して交付すること。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付及び返還に関する規定の準用

前記第4の2の(4)のイ及びウの規定は、除外届出済証の再交付及び返還の手續に準用する。

3 規制除外車両の事前届出に係る処理経過

(1) 交通規制課長は、別記様式第7号の「規制除外車両事前届出取扱簿（本部用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

(2) 警察署長は、別記様式第8号の「規制除外車両事前届出取扱簿（警察署用）」を備え付け、規制除外車両の事前届出に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。

第7 規制除外車両の確認

1 規制除外車両の確認の手續

(1) 規制除外車両の確認の実施

規制除外車両の確認は、交通規制課長等が、本部等において行うものとする。この場合において、除外届出済証の交付を受けている者（車両の使用者を含む。以下同じ。）から規制除外車両の確認を求める旨の申出があったときは、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うこと。

(2) 規制除外車両の確認の際に提出させる書類等

ア 除外事前届出車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外届出済証に係る車両（以下「除外事前届出車両」という。）に対する規制除外車両の確認に当たっては、除外届出済証の交付を受けている者に、除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第9号の「規制除外車両確認申請書」及び必要事項を記載した別記様式第10号の「規制除外車両確認証明書」（以下「除外証明書」という。）を提出させるものとする。

イ 除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認

交通規制課長等は、除外事前届出車両以外の車両に対する規制除外車両の確認に当たっては、当該車両の使用者に、当該車両の自動車検査証又は当該車両を特定する書類及び前第6の1に掲げる車両又は交通対策本部長（交通部長）が別途指示する車両であることを疎明する書類を提示させるとともに、規制除外車両確認申請書及び必要事項を記載した除外証明書を提出させるものとする。

(3) 規制除外車両の確認を行った場合の措置

ア 交通規制課長等は、規制除外車両の確認を行った場合は、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

イ 確認標章の有効期限は、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

2 規制除外車両の拡大

災対法に基づく交通規制の実施後において、被害状況、道路及び交通状況、災害応急対策、緊急事態応急対策又は国民の保護を実施するための措置の進展状況等により、規制除外車両の対象範囲を拡大する場合は、車両の種別、確認事務の手続その他必要事項について、交通対策本部長が別途指示する。

3 規制除外車両の確認に係る処理経過

交通規制課長等は、別記様式第11号の「規制除外車両確認申請取扱簿」を備え付け、規制除外車両の確認に係る取扱状況を明らかにしておくものとする。この場合において、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、当該取扱状況について、交通規制課長（災害交通対策第一係経由）に通知すること。

別記様式第1号

整理番号 (

高
速
道
路

号)

☐ 災害 緊急対策用 ☐ 地震 防災 緊急対策用 ☐ 原子力災害 ☐ 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地 電話番号 取扱責任者役職 氏 名 印		☐ 災害 緊急対策用 第 号 ☐ 地震 防災 緊急対策用 ☐ 原子力災害 ☐ 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会	
番号標に表示されている番号		備 考	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通機関所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会（届出をした警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当する場合は、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 緊急通行車両等として使用されることとなる車両でなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等として使用される必要性がなくなったとき。	
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職 氏 名			
届出車両の出発地			
※ この事前届出書（2枚組のもの）を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号

緊急通行車両等事前届出取扱簿（本部用）

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付番号	決定年月日	備 考
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号

緊急通行車両等事前届出取扱簿（警察署用）

整理番号	受付年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名 又は申請者氏名	交付年月日	備考
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4号

整理番号（
署課係
号）

災害 震 地 原 因 民 力 保 護 防 災 応 急 対 策 用 緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書 東 京 都 公 安 委 員 会 殿 申 請 機 関 名 所 在 地 番 号 氏 名 印	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）	
住 所 （ ） 局 番 氏 名	住 所 （ ） 局 番 氏 名
通 行 日 時	
出 発 地 日 約 地	出 発 地 日 約 地
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

別記様式第5号

緊急通行車両等確認申請取扱簿

整理番号	受理年月日	番号標に表示 されている番号	申請機関名 又は申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号

整理番号 (寄 号)

☐ 災害 緊急対策用 ☐ 原子力災害 緊急対策用 ☐ 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請機関名 所在地 電話番号 取扱責任者役職 氏 名 印		☐ 災害 緊急対策用 ☐ 原子力災害 緊急対策用 ☐ 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 東京都公安委員会	
番号標に表示 されている番号		備 考	
車両の用途		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所帯の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 届出をした車両が次のいずれかに該当する場合は、この届出済証を速やかに返還してください。 (1) 規制除外車両として使用されることとなる車両でなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両として使用される必要性がなくなったとき。	
使用者機関名 所在地 電話番号 使用責任者役職 氏 名			
届出車両の出発地			
※ この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、自動車検査証又は車両を特定する書類の写し及び車両を使用して行う業務の内容を証する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号

規制除外車両事前届出取扱簿（本部用）

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名 又は申請者氏名	交付番号	決定年月日	備考
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第8号

規制除外車両事前届出取扱簿（警察署用）

整理番号	受付年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名 又は申請者氏名	交付年月日	備考
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 9 号

整理番号 (署課 号)

災害 応急対策用 原子力 国民保護措置用 規制除外車両確認申請書 東京都公安委員会 殿 申請機関名 所在地番号 氏名 印		年 月 日
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所 () 局 番 氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 10 号

整理番号 (署課 号)

第 号 規制除外車両確認証明書 東京都公安委員会 印		年 月 日
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所 () 局 番 氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 11 号

規制除外車両確認申請取扱簿

整理番号	受理年月日	番号標に表示されている番号	申請機関名又は申請者氏名	交付番号	交付年月日	備考
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	
	・ ・				・ ・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

資料第194 災害用トイレの分類と備蓄等状況（都総務局）（本文341頁）

（平成31年4月1日現在）

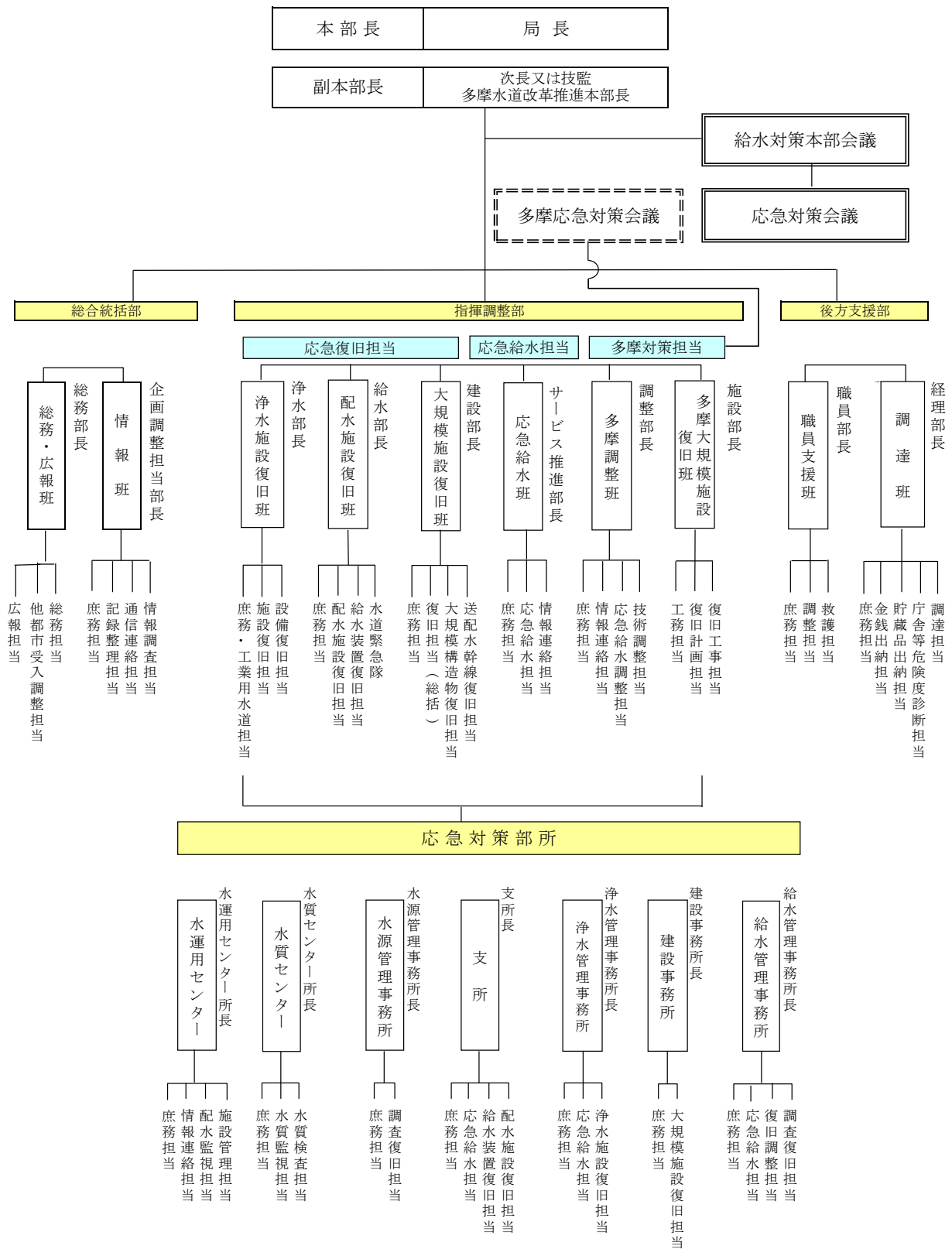
名 称	特 徴	備蓄量等	
		区市町村	都
マンホール設置型トイレ	災害発生時に組み立て、屋外に設置しマンホールにし尿を落とすタイプ。	9,633基	1,692基
便槽付トイレ	災害発生時に組み立て、屋外に設置する便槽付のタイプ。	10,997基	-
簡易トイレ	便座があり、室内に設置可能で持ち運びができるタイプ。し尿をパックし処分するタイプ。	179,674基	7,984基
携帯トイレ	便座がなく、既設トイレの便座に袋を設置し、使用後はし尿をパックし処分するタイプ。	4,259,305枚(個)	-
仮設トイレ	工事現場やイベント会場等で利用されているboxタイプ。し尿を貯留し、汲み取りが必要なタイプ。	683基	-

資料第195 清掃船一覧表（都港湾局）（本文345頁）

（令和2年4月現在）

名 称	ごみ処理能力	主機関出力	備 考
清 海 丸	71 m ³	77kw 1 基	清掃母船
第 一 清 海 丸	20 m ³	169kw 2 基	油回収装置搭載兼用船
第 二 清 海 丸	20 m ³	169kw 2 基	油回収装置搭載兼用船
第 三 清 海 丸	26 m ³	134kw 2 基	
第 五 清 海 丸	9 m ³	169kw 2 基	
第 六 清 海 丸	20 m ³	77kw 2 基	
第 七 清 海 丸	15 m ³	110kw 2 基	

資料第196 給水対策本部組織図（都水道局）（本文348頁）



資料第197 通信施設の応急・復旧対策など（各通信事業者など）（本文356頁）

1 活動態勢

各機関の災害時の活動態勢は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
NTT 東 日 本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	1 災害対策本部の設置 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部又はこれに準ずる機関を設置する。 災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。 2 社員の動員計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。 (1) 社員の非常配置 (3) 初動時の駆けつけ要員の確保 (2) 社員の非常招集方法 (4) グループ各社間相互の応援要請方法 3 情報連絡 災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。 なお、気象業務法に基づき、気象庁からFAXによる伝達予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。 (資料第121参照)
K D D I	1 災害対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信サービスを確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、あるいは国から大規模地震に関する警戒宣言が発せられた場合、本社に災害対策本部を設置する。 (2) 同本部は、社長を長とし、通信の疎通確保に関する対策、営業、管財、広報、管理及び救護に関する対策等、災害対策に関する一切の活動を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 関係事業所には必要に応じて現地対策室を設置し、災害対策本部の指示のもとに災害復旧活動を行う。 (4) 東京都災害対策本部及び国の関係防災機関との連絡、調整を行う。 2 災害対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所要要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、災害対策本部長の指揮のもと所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 社外関係機関との連絡、調整は、東京都の防災行政無線、内閣府の中央防災無線及び総務省の非常無線通信等を利用する。 (2) 社内及び社外間の連絡は、社内連絡網、災害時優先指定済の加入電話、ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話等を使用する。
ソフトバンク	1 災害対策本部の設置 災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「緊急事態」という。）は、緊急事態の情勢に応じた災害対策本部又はこれに準ずる対策組織を確立して、被災の回復または予防の措置を講ずる。 2 対策要員の確保 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営、もしくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。 (1) 社員の非常配備および勤務体系 (2) 社員の非常招集の方法 (3) 関係組織相互間の応援の要請方法 3 情報収集と連絡 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、対策組織を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

機 関 名	内 容
日 本 郵 便 株 式 会 社 東 京 支 社	1 非常災害対策本部等の設置 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合は、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関（本部等）を、日本郵便株式会社東京支社及び郵便局等に設置する。本部等では、各機関内部、相互、関係事業者、地方公共団体等と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急復旧活動を行う。 2 非常参集体制等 速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。また関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。 3 通信手段の確保 直ちに災害時優先電話、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急連絡用回線、地域防災無線、電子メール等の通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧に努めるなど、通信の確保のために必要な措置を講じる。 4 災害に関する情報の収集及び伝達 各機関は、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じられるように被害規模等災害に関する情報の収集・伝達を迅速に行う。 5 災害の拡大防止活動 災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講ずる。 6 避難活動 災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、郵便局等の不特定多数の者が利用する施設においては、利用者等を避難場所に適切に誘導するものとする。 7 施設及び設備の応急復旧活動 施設及び設備の緊急点検を実施し（必要に応じて専門技術を持つ人材等を活用）、被害状況の把握を行い、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。 8 災害時における広報活動 災害時の業務被害、応急対策の措置状況等、事業の業務運営状況及びその見通し等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関を通じ、適切な広報活動を行い、利用者等の便宜を図るとともに、災害復旧の促進及び民心の安定に役立てる。

2 応急対策

各機関の応急対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	1 通報、連絡各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備のは握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。 4 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 5 被災地特設公衆電話の設置 被災救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 6 携帯電話の貸出し 「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努める。 7 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

NTTコミュニケーションズ	1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 3 重要通信のそ通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。 (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 4 災害用伝言ダイヤルの提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。
NTTドコモ	1 通報、連絡 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集、報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象情報、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 3 重要通信の疎通確保 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要が有るときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を執ること。 (3) 非常、緊急通話は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定める所により、一般の通話に優先して取り扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 4 携帯電話の貸出し 災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

K D D I	災害等により通信の疎通に異常が発生した場合は、必要な応急対策を実施するとともに、被害の規模に応じて、次の対策を実施する。 1 通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施する。 2 災害用伝言板等の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板等の運用を行う。 3 災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、緊急連絡用設備、災害対策用車両、車載型無線基地局、移動電源車を配備しているほか、緊急輸送用ヘリコプターの準備、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵しているのでこれらを使用して対応する。 4 通信サービスの利用制限 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5 携帯電話等の貸し出し 指定行政機関、地方公共団体などから要請を受けた場合、貸し出し用の携帯電話・衛星携帯電話の貸し出しに努める。
ソフトバンク	1 情報収集と連絡 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。 (1) 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。 (2) 必要に応じて、社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。 2 重要通信の疎通確保 (1) 災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。 a. 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。 b. 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第2項および「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 c. 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第1項および「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。 d. 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 e. 電気通信事業者との連携をとること。 (2) 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等をすみやかに提供する。 3 電話端末の貸出し 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、携帯電話・衛星携帯電話の貸し出しに努める。
日本郵便株式会社 東京支社	1 災害時における業務運営の確保 状況に応じ、関係各機関と密接な連絡を取り、業務運営を確保するために必要な措置をとる。 (1) 被災地の郵便運送及び集配の確保、早期回復を図るため、災害の態様、規模に応じて、運送、集配経路、方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。 (2) 郵便物委託運送法及び関連の契約に従い、業務の継続、郵便物の保全等のために必要な措置を講ずる。 (3) 重要な郵便物の送達の確保、交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合、災害の規模、被災状況等に応じ、地域、期間を限って、郵便の減便、運送、集配業務を休止する。 また、郵便の利用制限、郵便業務の一部停止をする措置をとる。 2 被災地の窓口業務の維持を図るため、被災により継続不能となった郵便局について仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便局車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間、取扱日の変更等の措置を講じる。 3 業務運営の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧事業用品の応急調達、緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

3 復旧対策

各機関の復旧対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容								
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ス N T T ド コ モ	N T T 東日本、N T T コム及びN T T ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。 - 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 - 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。 - 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。 - 災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th><th>修理又は復旧する電気通信設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td> 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの </td></tr> <tr> <td>2</td><td> ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。） </td></tr> <tr> <td>3</td><td>第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr> </tbody> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備								
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの								
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）								
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの								
K D D I	災害により被災した通信設備等の復旧は、次により実施する。 - 復旧工事の計画 - 応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 - 原状復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施する。 - 本復旧工事 被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な復旧工事を実施する。 - 復旧の順位 復旧工事に当たっては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施する。								
ソフトバンク	災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、次の各号のとおり迅速・適切に実施する。 - 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義としてすみやかに実施する。 - 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当てを行う。 - 復旧にあたっては、行政機関等と提携し、早期復旧に努める。								
日 本 郵 便 株 式 会 社 東 京 支 社	- 現状復旧 迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。 - 恒久復旧 被災した関連施設について、被災状況を精査の上、必要に応じ、災害の再発防止のため、適切な施設改良を考慮した復旧計画を作成し、全面的な恒久措置を講じる。								

1 運行基準

機関名	内 容			
都 交 通 局		強 風	大 雨	濃霧・吹雪等
	都電	○ 風速が毎秒25m以上に達した場合、状況を考慮して運転を一時中止する。	○ 軌道冠水の場合、状況に応じて運転を中止する。	○ 視界不良の場合、注意運転を行う。
	都 営 地下鉄	○ 風速が毎秒25m以上に達し危険と認められる場合、出発を一時見合わせる。	○ ずい道内浸水の場合、状況に応じて運転を中止する。	○ 視界不良の場合、注意運転を行う。
	日暮里・ 舎人ライ ナー	○ 風速が毎秒25m以上に達し危険と認められる場合、一時運転を見合わせる。	○ 軌道冠水の場合、状況に応じて運転を中止する。	○ 視界不良の場合、注意運転を行う。
J 東 日 本	○ 降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、関係法令に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転規制方法等をあらかじめ定めておくとともに、速度規制又は運転中止の手配をとる。			
J R 東 海	○ 集中豪雨、強風等に対し、あらかじめ定められた運転規制基準により、直ちに列車の徐行又は運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。			
J R 貨 物	○ 集中豪雨、強風等に対し、あらかじめ定められた運転規制基準により、直ちに列車の徐行又は運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。			
東 武 鉄 道	○ 強風及び線路浸水時の運転規制は、鉄道運転規則及び運転取扱心得等に基づき、次のとおり、その運行を規制する。 ① 浸水により線路が損壊したとき、及び浸水が軌条面に達し、電車の機器に支障をきたすときは、列車の運転を見合わせるほか、状況に応じ運転を中止する。 ② 瞬間最大風速が20m以上の場合は、徐行運転（45km以下）とし、25m以上の場合は列車の運転を見合わせる。			

機関名	内 容
東 急 電 鉄	○ 風速が毎秒20m/s以上の場合は、注意運転とし、25m/s以上の場合は、列車の発車を見合わせを行う。 ○ 風速が毎秒30m/s以上の場合は、列車の運転中止の規制を行う。 ○ 降雪時には、転てつ器の設けてある駅において、転てつ器への積雪防止と除雪策のため、消雪装置を整備し、列車の運行を確保する。
京 成 電 鉄	○ 集中豪雨、強風により被害の発生が予想される場合、あらかじめ定められた運転取扱実施基準により状況に応じて運転規制を行い輸送の安全の確保に努める。 ① 風速計の数値（25m/s、30m/s）により、列車に対し注意運転・運転停止等の運転規制を実施する。 ② 雨量による運転規制については、各雨量規制地域に設置した雨量計の数値により注意運転・運転停止等の運転規制を実施する。
京 王 電 鉄	○ 強風・豪雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転を中止又は徐行とする。 ① 風速が京王線毎秒25m以上、井の頭線毎秒21m以上を観測した時は、列車の運転を中止する。 ② 浸水等により、軌道面の冠水を認めた場合は列車を停止する。
京 急 電 鉄	① 暴風雨 ○ 風速が毎秒20m以上となったときは、以後その状況に注意し、毎秒30m以上となったときには列車の運転を見合わせる。 ② 浸水区間 ○ 枕木上面まで浸水しているときは、25km/h以下の速度で運転する。 ○ レール頭面まで浸水しているときは、15km/h以下の速度で運転する。 ○ レール頭面を越えたときは、運転を休止する。ただし、浸水がレール頭面上100mm以下で、かつ保線区長の承認を得たときは、運輸司令は15km/h以下の速度で運転を指示することができる。
西 武 鉄 道	○ 運転司令は、天候の状態に常に注意し、風雨が激しくなったときは、次のような指示を行う。 ① 風速が毎秒20m以上を超えたと認められるか、豪雨のおそれがあるときは、暴風雨警報を指令する。なお、風速が毎秒20m以上になったとみとめたときは、毎時55km以下で注意運転するよう指令する。 ② 風速が毎秒25m以上になったと認めたときは、毎時25km以下で注意運転するよう指令する。 ③ 風速が毎秒30m以上になったと認められたときは、列車運転の一時中止を指令する。 ④ 池袋線（高麗～吾野駅間）及び西武秩父線（吾野～西武秩父駅間）の取扱いで降雨が毎時30mm、ただし、一時的な降雨（雷雨）については毎時40mmに達したとき、又は継続雨量が250mmに達したときは、列車の運転を一時見合わせ関係各部に点検を依頼する。

機関名	内 容
小 田 急 電 鉄	強風に対する取扱 1 風速20m/s以上のとき ①一般区間：該当区間の列車は注意運転を行う。 ②酒匂川区間：該当区間の列車は15km/h以下の速度規制を行う。 ③特別警戒区間：該当区間の列車は45km/h以下の速度規制を行う。 ④相模川区間：該当区間の列車は45km/h以下の速度規制を行う。 2 風速25m/s以上 ①一般区間：該当区間の全列車は25km/h以下の速度規制を行う。 ②酒匂川区間：該当区間は運転を見合わせる。 ③特別警戒区間：該当区間は運転を見合わせる。 ④相模川区間：該当区間の列車は15km/h以下の速度規制を行う。 3 風速30m/s以上 該当区間は運転を見合わせる。 ※一般区間とは、酒匂川区間、特別警戒区間、相模川区間以外の区間をいう。 ※多摩川橋梁は特別警戒区間に該当する。 降雨に対する取扱 1 時雨量40mm、又は連続降雨量300mmに達したときは、該当区間に対して45km/h以下の速度規制を実施する。 2 時間雨量が80mmに達したときは、該当区間の運転を見合わせる。 3 時雨量40mm以上且つ連続降雨量300mm以上となったときは、当該区間の運転を見合わせる。 ※代々木上原駅～登戸駅間を除く
東 京 地 下 鉄	① 強風の場合の地上区間において ・ 風速が毎秒15m以上になったとき速度を時速60km以下の運転。 ・ 風速が毎秒25m（東西線は20m）以上になったとき列車の出発を見合わせる。 ・ 風速が毎秒30m（東西線は25m）以上になったとき列車の運転を休止する。 ② 濃霧又は吹雪に遭遇した場合で、進路の見通し距離が200m以下になったときは注意運転、50m以下となったときは列車の運転を休止する。 ③ 浸水等によりレールが冠水したときは、列車の運転を休止する。
東 京 モ ノ レ ー ル	○ 気象通報又は風速計により、風速が毎秒25m以上になると予測したときは、状況を判断して、列車の運転を一時中止する。 ○ 集中豪雨の場合は、状況に応じて列車の運転を一時中止する。

機関名	内 容
ゆ り か も め	○ 風速計の表示が毎秒25m以上となり、運転の継続が危険と認められる時は、駅停車中の列車は出発を抑止し、駅間にある列車は、時速30km以下の運転規制を行い、次駅で出発を抑止する。
北 総 鉄 道	○ 集中豪雨、強風により被害の発生が予想される場合、運転取扱実施基準に定められた取扱いにより、状況に応じて運転の中止又は徐行の措置を取り、安全確保に努める。 ① 風速が毎秒25m以上30m未満は速度規制を、風速30m以上は列車の運転を一時中止する。（規制対象区間内） ② 線路が冠水したときは、必要によりその区間を運転する列車を徐行又は停止させることとする。 ③ 降雪により、列車運行に支障をきたすおそれのあるときは、乗降場等の除雪に努め、深夜の場合は営業終了後、必要により降雪（凍結）対策列車を運行する。
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	① 風速が毎秒25メートル以上になった場合は区間を定めて速度規制又は列車の運転を一時見合わせる。 ② 風速が毎秒30メートル以上になったときは、区間を定めて列車の運転を中止する。
多 摩 都 市 モ ノ レール	① 暴風雨 ○ 風速計により風速が20m/sを超えた場合は次の運転規制を行う。 ア 風速20m/s以上・・・運転見合わせ イ 風速25m/s以上・・・運転中止 ② 雪害 ○ 状況に応じて運転規制等を行う。 ア 降雪により列車運行に支障が予想される場合 ヒーター投入及び散布器、凍結防止剤の準備 イ 大雪注意報発表・・・速度35km/h以下 ウ 大雪警報発表・・・速度25km/h以下
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	○ 暴風雨時などのときは、区間を定めて下記の基準により運転規制を実施する。 ① 風速が25m/s以上の場合は、45km/h以下の徐行運転（ただし、荒川橋梁は20m/s以上）。 ② 風速が30m/s以上の場合は、運転停止（ただし、荒川橋梁は25m/s以上）。 ③ 江戸川橋梁の桁下水位が2mを超えた場合は、45km/h以下の徐行運転。 ④ 第一萱丸高架橋の雨量が40mm/hを超えた場合は、45km/h以下の徐行運転。 ○ 線路への浸水によりレールの所在が不明の場合は、運転を中止する。

2 災害時の応急措置

(1) 活動体制

機 関 名	内 容
都 交 通 局	○ 台風、豪雨等により被害が発生した場合、被害の程度等に応じて、本局に災害対策本部、被災現場に現地災害対策本部等を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。
J R 東 日 本	① 支社に災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の指示、応援、協力の要請、緊急広報に努める。 ② 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告応援の要請、外部機関との連絡対応に当たる。
J R 東 海	○ 線路及び電気設備等に被害が予想される場合は、その規模に応じた社員の警備体制を発動する。 ○ 被害が発生した場合は、被害の程度により、事故現場に事故復旧本部を、新幹線鉄道事業本部内に事故対策本部を設置する。
J R 貨 物	○ 風水害が発生した場合、全機能をあげて貨物及び施設の安全確保と緊急輸送を行う災害対策本部を設置する。
東 武 鉄 道	○ 災害が発生した場合は、状況に応じて、本社に災害対策総本部を、また、現地に現地対策本部を設置する。
東 急 電 鉄	○ 災害等が発生した場合は、被害を最小限度に止め、速やかに被害復旧に当たるため災害対策本部を設置し、輸送の安全確保に努める。
京 成 電 鉄	○ 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、被害を最小限に防止し、輸送の安全確保及び早期復旧に当たるため、災害対策規則に基づき、災害対策本部を設置し情報収集に当たるとともに、適切な措置を講ずる。
京 王 電 鉄	○ 台風、豪雨等による災害に対して、被害を最小限に防止し、輸送の安全を確保するため、災害対策本部を設置し、速やかに被害の復旧に当たる。
京 急 電 鉄	○ 災害が発生し、鉄道本部長が必要と認める場合は、鉄道災害対策本部を設置するものとする。設置場所は、総合司令所対策本部室とする。ただし、鉄道本部長の指定する場所とすることができる。 ○ 災害・事故等のおそれがある場合において、必要と認めた場合は、警戒本部を設置するものとする。
西 武 鉄 道	○ 暴風雨及び降積雪による被害が予想され警戒の必要があると判断した場合には、鉄道本部長（事故ある場合は鉄道副本部長）は、本社又は運転司令に風水害対策部を設置する。
小 田 急 鉄 電	○ 台風、豪雨等により災害が発生した場合は、被害の程度に応じて、社内制定の「危機管理規則」に基づき、本社に総合対策本部及び現地対策チームを設置する。
東 京 地 下 鉄	○ 災害の発生又はそのおそれのある場合、事故・災害等対策規程に基づき非常体制を発令し、本社社屋内に対策本部を設置する。 ○ 災害が発生した場合には、災害の発生場所に、直ちに現地対策本部を設置する。

機 関 名	内 容
東京モノレール	○ 暴風雨、大雨、大雪等により、列車運転の支障及び鉄道施設、車両の被害発生が予想されるときは、被害発生の防止及び早期復旧を図るため、鉄道防災心得に基づき防災体制をとる。
ゆりかもめ	○ 災害が発生した場合は事故復旧本部を設置し、災害が継続し又は拡大するおそれがあり輸送に著しい影響を及ぼすと認められる場合は事故・災害対策本部を設置し、旅客の安全確保、損害の拡大防止及び輸送の早期回復に努める。
北総鉄道	○ 風水害等の発生が予想される場合又は発生した場合、被害を最小限に防止し、輸送の安全確保及び早期復旧を図るため、災害対策本部を設置して情報収集に当たるとともに、適切な措置を講ずる。
東京臨海高速鉄道	○ 災害が発生したときは、その状況により災害対策本部を設置する。 ○ 被災地において非常措置、応急復旧を行う場合は必要により現地対策本部を設置する。
多摩都市モノレール	○ 災害が発生した場合は、その状況により災害対策本部を設置する。 ○ 被災地において非常措置、応急復旧を行う場合は必要により現地対策本部を設置する。
首都圏新都市鉄道	○ 災害が発生した場合、その状況により対策本部を設置する。 ○ 発生場所に現地対策本部を設置し、非常措置、応急復旧にあたる。

(2) 情報連絡体制

機 関 名	内 容
都交通局	1 都電 ○ 有線電話の不通が予想され、連絡不能に陥るおそれがあるときは、営業所は無線機を搭載した巡回自動車の出動を要請し、災害状況の把握及び連絡の保持に努める。 2 都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー ○ 災害が発生した場合、関係事業所は別に定める連絡系統により、相互に連絡し、二次災害の防止、応急対策の実施等協力して処置に当たる。 ○ 通信設備としては、運転指令電話、事業電話、列車無線電話、保安電話、沿線電話等があり、災害状況の把握、情報連絡、復旧作業の指示等に使用する。
J R 東 日 本	① 気象庁等から送られてくる気象情報、データ等必要な観測情報、予測情報をもとに、気象の変化に対応した情報連絡体制を整える。 ② 通常の風水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、列車無線を活用する。
J R 東 海	① 気象庁等から送られてくる気象情報、データ等必要な観測情報、予測情報をもとに、気象の変化に対応した情報連絡体制を整える。 ② 通常の風水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、列車無線、携帯電話を活用する。

機 関 名	内 容
J R 貨 物	① 関東支社長は、担当気象官署の長から気象通報を受けるとともに、警備に必要な気象の観測を行い、気象の変化に対応する情報連絡体制を整える。 ② 通常の風水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、乗務員無線、携帯無線機等の使用による。
東 武 鉄 道	○ 災害時における情報連絡の円滑化を図るため、運転取扱心得、運転事故応急処理手続等により、その伝達経路及び報告箇所を定めるとともに、指令電話、列車無線、災害用無線電話等の通信設備を活用して、情報の収集、伝達に努める。
東 急 電 鉄	① 通信線路使用可能のときは、指令電話、鉄道電話、駅管内間電話及びN T T加入電話（災害時優先設定）を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。 ② 必要に応じ無線車を災害現場に急行するとともに、移動用無線機（保守無線）を携行し、電力指令所又は運輸指令所と無線による通信連絡を行う。 ③ 必要に応じ線路沿線 250m間隔に設置の沿線電話により通信連絡を行う。
京 成 電 鉄	① 指令電話、列車無線、一斉情報装置及び沿線電話により、災害情報、応急活動の指示等の連絡を行う。 ② 必要に応じて、無線車を現場に急派し、本社と無線連絡をとるほか、連絡用電話の架設又は携帯電話機等を使用する。
京 王 電 鉄	① 現地との間で列車無線及び鉄道電話による連絡をとる。 ② 本社、運輸指令所、電力指令所等と通信を行うため、衛星電話を搭載した緊急自動車を災害現場に急派し、状況を把握し、連絡指示を行う。 ③ 沿線200m間隔に設置されている沿線電話機で、迅速な情報連絡を図る。
京 急 電 鉄	○ 運輸司令及び施設司令は、異常気象についての気象警報が発令されたとき、並びに風速計及び雨量計の測定担当者から、その測定値が定められた基準を超えた旨連絡を受けたときは、その内容を関係箇所へ伝達する。
西 武 鉄 道	○ 指令電話、鉄道電話、列車無線、沿線電話、保守無線機、衛星電話機、非常電話、災害電話、警視庁ホットライン、東京都防災無線、及びN T T加入電話を活用し、連絡を図る。
小 田 急 鉄 電	○ 情報連絡体制は、事故・災害の規模により当社制定の「危機管理規則」又は「運転事故応急処理手続」によるものとし、事故・災害現場などからの連絡は、鉄道内線電話、保守無線、携帯電話、衛星携帯電話などにより行う。
東 京 地 下 鉄	① 気象庁等から気象情報を受けるとともに、風速計及び河川水位監視装置等の情報を把握し、災害警備に必要な情報の伝達、指示を行う等気象の変化に対応する情報連絡体制を整える。 ② 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、F A X、鉄道電話、N T T加入電話及び携帯電話等を活用する。

機 関 名	内 容
東京モノレール	① 運転指令回線、運転専用回線、業務回線、電気保安回線及び列車無線電話の設備により情報連絡体制をとる。 ② 列車無線電話は、各列車及び移動用自動車に搭載しているほか、携帯用無線を保有しているので、これらを総合活用して災害現場からの情報を把握し、適切な指示を行う。
ゆりかもめ	① 定められた連絡・指示系統に基づき情報連絡体制をとるとともに、東京都、気象庁その他関係機関との連絡を密にとり、情報の収集と伝達を行う。 ② 通信連絡は、指令電話、列車無線装置、沿線電話、N T T加入電話等を活用する。
北総鉄道	○ 災害発生の場合は、指令電話、列車無線及びN T T加入電話により、事故時連絡系統に従い関係箇所へ迅速な情報連絡を行う。
東京臨海高速鉄道	○ 東京都、気象庁及び緊急機関との連絡を密にして、災害の状況、線路その他の施設及び沿線の被害状況を把握し、定められた連絡体制により報告又は連絡をする。
多摩都市モノレール	○ 指令管理所長は、旅客輸送に影響を及ぼす災害が発生するおそれのあるとき、又は発生したときは、各列車及び駅に対して適切な案内放送によりその概要、輸送対策等を伝達する。
首都圏新都市鉄道	○ 列車無線、沿線電話等を利用し、災害情報、応急活動の連絡指示を行う。 ○ 必要に応じて緊急自動車の出動を行う。

3 事故発生時の救護活動

機 関 名	内 容
都交通局	○ 地下鉄駅係員、都電乗務員及び日暮里・舎人ライナー係員は、負傷者の救護措置を行い、旅客の生命の安全を図る。
J R 東 日 本	○ 旅客誘導・放送案内等による駅構内の混乱防止及び負傷者の救出に努めるとともに、被害状況により、救護所の開設、警察署・消防署等への出動要請を行う。
J R 東 海	○ 被害の状況によっては、臨時救護所を開設するなど応急体制をとるほか、医療機関、消防署、警察署等の救援を要請する
東武鉄道	○ 駅長は、負傷者があった場合、救出・救護等の処置を行うほか、医療機関、消防署、警察署等の救援を要請する。
東急電鉄	○ 災害発生時には、鉄道事業本部異常時対策規程に基づき、対策本部を設置し、人命の救助を第一に救護活動に当たるとともに、消防署、警察署に出動を要請する。
京成電鉄	① 災害発生時には、駅従事員、乗務員が救急救護活動に当たる。 ② 災害対策規則に基づき、災害対策本部に被災者対応班を編成し、救護活動に当たる。

機 関 名	内 容
京 王 電 鉄	① 災害発生時には、災害対策本部を設置し、負傷者の救護を優先的に 行う。 ② 併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ警察署・消防 署に出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。
京 急 電 鉄	○ 死傷者の救護を最優先とし、併発事故の防止に万全を講ずるもの とし、警察署、消防署および医療機関等へ通報し、出動・救援の要請を 行う。
西 武 鉄 道	○災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行 う。 ① 負傷者の救出の際には、旅客（医師・看護師等）の協力を求め る。 ② 付近に病院等がある場合には、その医師に協力を求める。 ③ 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 ④ 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所を設置 する。
小 田 急 鉄 電	① 係員は相互に協力して、あらかじめ定められた担当業務に従い、旅 客・従業員等の救護を的確かつ迅速に行う。 ② 救護に当たっては、関係防災機関等の連携に努める。
東 京 地 下 鉄	○ 災害が発生した場合、社員は互いに協力し、旅客の安全確保を第一 の使命として行動する。 ① 旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 ② 旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置 を行う。 ③ 死傷者のあるときは、救出及び応急救護に努めるとともに、119 番通報し救急隊の出動を要請する。 ④ 現地対策本部は、救援隊を編成して旅客の救出、応急救護、負傷 者搬送及び消防隊、救急隊の出動要請及び活動に協力する。
東 京 モ ノ レ ー ル	○ 災害発生時には、駅従事員、乗務員はその状況を冷静に判断し、死 傷者の救護を最優先とし、負傷者に対する応急措置と最寄の病院へ収 容又は救急車の要請、手配をする。
ゆ り か も め	○ 災害発生時には鉄道事故災害対策要綱等に基づき、旅客の誘導・案 内等を実施し、駅構内の混乱防止と負傷者の救護措置を行うととも に、医療機関、警察署及び消防署等の救援を要請する。
北 総 鉄 道	① 災害発生時には、「鉄道災害対策要綱」に基づき、旅客の救出救 護、避難誘導に当たる。 ② 必要に応じ警察及び消防署に出動・救護の要請を行う。
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	① 事故発生により人命に危険が生じたときは、これの救助を先決とし て最善を尽くす。 ② 旅客に負傷者が発生した場合、速やかにその旨を運輸指令室長又は 最寄りの駅長に報告するとともにその救護に当たり、必要に応じ、警 察署及び消防署等に救援を要請する。

機 関 名	内 容
多摩都市 モノレール	① 当事者及び発見者は、死傷者の救護を最優先する。また、併発事故の防止の手配をとるとともに、直ちに指令管理所長及び駅務管理所長へ通報する。 ② 事故現場に居合わせた係員は、可能な限り事故の処置に協力する。
首都圏新 都市鉄道	○ 旅客の誘導、放送案内等により、駅構内の混乱防止と負傷者の救護措置を行うとともに、医療機関、警察署及び消防署等の救援を要請する。

4 復旧対策

機 関 名	内 容
都 交 通 局	1 復旧体制 (1) 動員体制 ○ 別に定める緊急時の動員体制により、災害の規模に応じた職員を動員し、場合によっては協力会社の応援を得て、復旧体制を整える。 (2) 被害状況の調査 ○ 被害状況の調査は、応急対策の実施後速やかに行い、被災の規模、程度について調査、確認し、復旧計画の策定に支障のないようその被災状態を正確に把握する。 2 復旧対策 (1) 復旧は、排水、障害物の除去、埋没、決壊等からくる二次災害の防止を最優先とし、早期に旅客の安全、列車運行の正常化を確保するため、機能、形態において被災前の状態に復することを第一の目標とする。 (2) 被災施設の復旧については、工務事務所長、各保線管理所長、電気総合管理所長、各電気管理所長は、早急に被災状況を確認し、都交通局長へ報告するとともに、比較的軽微な損傷については、各事業所の保存する維持補修資材をもって直ちに復旧に努める。損傷の大きい場合は、建設工務部、車両電気部ごとに工事費を算出、資材を調達し、迅速に復旧に努める。 (3) 本復旧計画は、被災状態の調査、分析結果に基づき、将来再び同様な被害を防止するための設備の改良を折り込んだ計画とする。
J 東 R 日 本	○ 災害に伴う被災線区の迅速な運転再開のため、各施設、設備の被害状況及び復旧工事の難易度、輸送の重要度等を勘案し、復旧対策を計画する。
J R 東 海	○ 施設及び電気設備の被害に対しては、早急に復旧作業を行うものとし、災害警備計画及び応急・復旧計画に基づき、これに必要な次の対策を実施する。 ① 社員の招集 ② 応急作業の業務分担 ③ 応急工事用の労務の調達

機 関 名	内 容
	④ 応急工事用の機器の運用及び調達 ⑤ 応急工事用の材料の準備及び調達
J R 貨 物	○ 災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。
東武鉄道	○ 災害の発生に際しては、鉄道施設の被災状況の調査、把握に努めるとともに、早期復旧に努める。
東急電鉄	○ 災害に対する復旧体制は、被害が大きいとき、又は列車運転に支障をきたすような場合は、鉄道事業本部異常時対策規程に基づき、復旧班の組織体制を作り、応急復旧の手配及び指揮命令に当たる。
京成電鉄	① 災害対策規則に基づき、災害対策本部を設置するとともに、状況に応じて現場に現地対策本部を設置する。 ② 現地対策本部は、復旧計画の作成、要員の手配並びに復旧資材の調達及び復旧作業に当たる。
京王電鉄	○ あらかじめ定められている事故連絡体制に従い、情報の授受を行うとともに、予想される被害に応じて従事員を動員して、速やかに対応する体制をとる。
京急電鉄	① 復旧作業を円滑に遂行するため、必要な係員の非常招集を行う。 ② 必要ある場合には、あらかじめ協力要請してある外部機関へ応援を依頼する。
西武鉄道	○ 災害対策規程に基づき、地震による災害（以下「震災」という）及び暴風雨・降雪等による災害（以下「風水害」という）に対する対策を行う。また、災害による被害の拡大防止を図り、運輸部、電気部、工務部及び車両部においては、それぞれの内規により、災害に即応可能な人員及び資材の手配を行う。
小 田 急 電 鉄	① 被害状況を適確に把握し、国、自治体及び関係機関との調整を踏まえて復旧計画を作成する。 ② 復旧に当たっては、国、自治体及び関係機関との連絡調整を密接に行い早期の運転再開に努める。
東 京 地 下 鉄	① 対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。 ② 対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出動の計画を策定する。 ③ 応急工事が完了した場合は、直ちに本復旧工事計画を策定し、迅速かつ適切に実施する。 ④ 本復旧工事の実施は、再び被害を受けることのないよう防災対策の強化を図る。 ⑤ 復旧工事に係わる現業長は、日頃から緊急用自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動体制を確立しておく。
東京モノ レール	① 災害が発生したときは、対策本部を設置し、早期復旧を図る。 ② 関係会社の応援依頼先名簿を作成しておき、必要に応じて復旧用機材及び人員等の応援を求める。

機 関 名	内 容
ゆ り か も め	① 災害が発生した場合は、鉄道事故災害対策要綱等に基づいて職員を動員するとともに、必要に応じて協力業者の応援を求める。 ② 国、自治体及び関係機関との連絡を緊密にし、早期復旧に努める。
北 総 鉄 道	① 災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、対策要員を非常召集して応急措置、救護、早期復旧に努める。 ② 状況に応じ外部業者へ応援要請を行う。
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	① 災害に伴う被害区間の迅速な運転再開を図り、復旧に際しては再び被害を受けることのないよう耐震性、防災強度の向上を図るとともに、復旧計画に当たっては被害状況、復旧工事の難易を勘案し、運転再開によって復旧効果が最も大きい主要施設を重点として計画する。 ② 復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後速やかに本復旧計画を立て迅速かつ適切に実施する。 ③ 復旧のための資機材は、常に使用できるよう整備する。
多 摩 都 市 モ ノ レール	○ 人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速的確な処置をとり、併発事故の防止に努めて、その影響を最小限にとどめるとともに復旧を迅速に行い本線路の早期開通に努める。
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	○ 災害に対す復旧体制は、人命に関わるもの及び列車の運行に直接関係のある設備の復旧を優先して行う。

資料第199 船舶の運航基準（東海汽船）（本文371頁）

機 関 名

内 容

東 海 汽 船

基準運航の中止条件は、次のとおりである。

		大島航路	三宅島 航路	八丈島 航路	湾内周遊航路
さるびあ丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	5 m	5 m	5 m	4 m
橘 丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	5 m	5 m	5 m	4 m

視程 1,000m

就航船舶	航路	基準航行中止						
		減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化	目的地航行継続中止	翼走の中止
		風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程
セブンアイランド愛	東京／大島／神津島	15m/s 以上	2.5m/s 以上	18m/s 以上	3.0m/s 以上	4,500m以下	800m以下	1,000m 以下
セブンアイランド虹								
セブンアイランド友								
セブンアイランド大漁								

（令和2年4月1日）

種別	国指定文化財		都指定文化財	
	区分			
建造物	国宝	2	都指定有形文化財	63
	重要文化財	83		
美術 工芸品等	国宝	279	都指定有形文化財	275
	重要文化財	2,721		
	重要無形文化財	47	都指定無形文化財	7
	重要有形民俗文化財	9	都指定有形民俗文化財	19
	重要無形民俗文化財	6	都指定無形民俗文化財	60
	選定保存技術	17		
重要文化的景観		1		
史跡・ 名勝・ 天然記念物	特別史跡	2	都指定史跡	106
	史跡	48		
			都指定旧跡	222
	特別名勝	2	都指定名勝	12
	名勝	11		
	特別天然記念物	1	都指定天然記念物	62
	天然記念物	15		
			都指定名勝及び史跡	1
小計		3,244		827
計	4,071			

資料第201 応急仮設住宅供給能力一覧表（都住宅政策本部）（本文391頁）

(令和2年4月現在)

	仮設住宅の供給(建設) (戸あたり 29.7 m ² 換算)		
	1か月以内	3か月以内累計	6か月以内累計
プレハブ造(注1)	4,000 戸	29,000 戸	62,000 戸
木造(注2)	1,500 戸	4,500 戸	9,000 戸

(注1) 東京都で災害が発生した場合、東京都が含まれる関東ブロック内でどのくらい供給(建設)できるかを調べたものである(一般社団法人プレハブ建築協会報告)。ただし、次の条件が満たされることを前提としている。

- a. 標準の仕様及び標準プランに基づくこと。
- b. 各事業所、生産工場が当該災害の被害の影響がないこと。
- c. 生産資材、生産部材などの原材料、設備機器が確保されること。
- d. 生産資材、生産部材などの運搬手段が確保されること。
- e. 建設技術者、作業員が当該地域内外より確保されること。
- f. 給排水・電気・ガス設備は、敷地内(団地内)の範囲とすること。

(注2) 東京都で災害が発生した場合、全国からどのくらい供給(建設)できるかを調べたものである(一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会報告)。

資料第202 災害復旧用材の供給に係わる特例措置（関東森林管理局）（本文392頁）

用材 (立木)・ 素材	販売の相手方	特 別 措 置 用 途 区 分		代 金 返 納	(時価の五割以内)	随意契約
					可否	可否
都 区市町村 個人	都	災害救助法に基づく災害救助用	応 急 復 旧 住 宅 等	「国の所有に属する物品の売り払い代金の納付に関する法律」に基づき、国有林材の売払いに際し、代金の延納の特約を締結することが可能 延納期間や担保の有無、延納利率などの条件については、毎年度財務省と協議の上決定	可	可
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公 共 施 設 (公営住宅を含む)		否	可
		個人用施設の復旧用			否	可
	区市町村	災害救助法が適用された災害で、区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	事務所、学校、病院 診療所、託児所 道路、橋、堤防		可	可
		区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公 共 施 設 (公営住宅を含む)		否	可
		個人用施設の復旧用	住 宅 店 舗 等		否	可
	個人	災害復旧用	住 宅 店 舗 等		否	可

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に県又は区市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。
(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として口頭で要請することができる。)

資料第 203 災害弔慰金等の支給（都福祉保健局、日本赤十字社東京都支部）（本文 392 頁）

①都福祉保健局

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1 区市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した区市町村が 3 以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が 1 以上ある場合の災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村 (条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	死亡者 1 人につき主たる生計者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第 2 条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者 1 人につき主たる生計者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円	

* 上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

②日本赤十字社東京都支部

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼 床上浸水 避難所へ 1 晩以上 避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット バスタオル 毛布、緊急セット 安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各 1 とする。

資料第 204 災害援護資金等の貸付（都福祉保健局）（本文 393 頁）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度（都福祉保健局・区市町村）	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1 人 220 万円 2 人 430 万円 3 人 620 万円 4 人 730 万円 5 人以上 730 万円 に世帯人員が 1 人増すごとに 30 万円を加算した額 （注）住居が滅失した場合は、1,270 万円に緩和	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区市町村(条例) 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の 1 か月以上の負傷 150 万円 2 家財等の損害 ア 家財の 1/3 以上の損害 150 万円 イ 住居の半壊 170 万円 ウ 住居の全壊 250 万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350 万円 3 1 と 2 が重複した場合 ア 1 と 2 のアの重複 250 万円 イ 1 と 2 のイの重複 270 万円 ウ 1 と 2 のウの重複 350 万円 4 次のいずれかの事由の 1 に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2 のイの場合 250 万円 イ 2 のウの場合 350 万円 ウ 3 のイの場合 350 万円	1 据置期間 3 年（特別の事情がある場合 5 年） 2 償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年） 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年 3 % 以内で条例で定める率（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年 5 %
災害援護資金・都制度（都福祉保健局・区市町村）	国制度と同じ	1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 2 実施主体 区市町村（要綱） 3 経費負担 都 10/10 4 対象となる災害 国制度と同じ 5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合 150 万円を上限に貸付 1 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 2 家財の 1/3 以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出	1 据置期間 3 年（特別の事情がある場合 5 年） 2 償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合 5 年） 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年 1 % 以内（据置き期間中は無利子） 5 延滞利息 年 5 %

資料第 205 被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局）（本文 393 頁）

被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局・区市町村）

種別	内 容																		
	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。） 3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 (1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1) 又は (2) の区市町村を含む都道府県の区域内で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） (5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） (6) (1) 若しくは (2) の区市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 5 万人未満に限る。） 4 制度の対象となる被災世帯 3 の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 5 支援金の支給額 支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）<table><tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊 4（1）に該当</th><th>解体 4（2）に該当</th><th>長期避難 4（3）に該当</th><th>大規模半壊 4（4）に該当</th></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）<table><tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借 (公営住宅以外)</th></tr><tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円	住宅の被害程度	全壊 4（1）に該当	解体 4（2）に該当	長期避難 4（3）に該当	大規模半壊 4（4）に該当	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
住宅の被害程度	全壊 4（1）に該当	解体 4（2）に該当	長期避難 4（3）に該当	大規模半壊 4（4）に該当															
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																

資料第 206 中小企業への融資（都産業労働局）（本文 395 頁）

機関名	区分	内 容
都 産 業 労 働 局	災 害 復 旧 資 金 融 資	① 資 金 使 途 ② 対 象 企 業
		③ 対 象 災 害
		④ 限 度 額
		⑤ 利 率
		⑥ 期 間
		⑦ 保 証 人
		⑧ 担 保
		⑨ 信 用 保 証
		⑩ 信 用 保 証 料
		⑪ 返 済 方 法
	(災)	

機関名	区分	内 容
	経営支援融資「区市町村認定不要型(経営一般)」	① 資金使途 運転資金、設備資金 ② 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合であって、一定の要件に該当するもの ③ 限度額 1億円（組合2億円） ④ 利率 融資期間に応じて年1.7%～2.2%以下（令和2年4月1日現在） ⑤ 期間 10年以内 ⑥ 保証人 原則として、法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。 ⑦ 担保 原則として、新規の保証種別における信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合は無担保とし、8,000万円を超える場合は、物的担保を要する。 ⑧ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。 ⑨ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。 ⑩ 返済方法 分割返済(元金据置期間は2年以内)

※上表のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫において、台風や豪雪等の異常な自然現象などにより被害を受けた中小企業者等に対する災害復旧に係る資金貸付制度が設けられる場合がある。

① 株式会社日本政策金融公庫による融資（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	資金の種類		融資対象となる事業	貸付けの相手方	利 率 (年利)	償還期間	償還期間 の うち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金		農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会、農業振興法人等	災害 0.10%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金		<災害復旧> 農業施設等の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者、農協・同連合会	災害 0.10%	15年以内 (果樹の改植又は補植は25年以内)	3年以内 (果樹の改植又は補植は10年以内)
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.10%	15年以内	5年以内
			復旧造林(補助事業)	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 0.10%	30年以内	20年以内
	林業基盤整備資金	林道	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.10%	20年以内	3年以内
			<主務大臣指定施設> 林業用施設等の復旧	林業を営む者	災害 0.10%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
漁業関係	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤等の復旧	漁協、漁連、水産加工協、水産加工協連、漁業を営む者	災害 0.10%	20年以内	3年以内
		漁場、水産種苗生産施設の復旧	漁協、漁連等			
係資金	農林漁業施設資金	＜主務大臣指定施設＞ 漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧及び漁船の復旧	漁業を営む個人又は会社・漁業生産組合等の法人	災害 0.10%	15年以内	3年以内
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	農林漁業者	災害 0.10%	10年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	＜共同利用施設＞ 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.10%	20年以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

②経営資金等の融通

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
天 災 資 金 （ 一 般 及 び 激 甚	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者※1 3.0%以内 3割被害者※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内～6年以内 （激甚災害の場合は4年以内～7年以内）	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—
	（融資条件） 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。 （貸付限度）[経営資金] ・個人は200万円以内（政令で定める資金500万円以内） なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） ・法人は2,000万円以内（政令で定める資金2,500万円以内） [事業資金] ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内 （注）① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。 ② 上記表の利率（年利） ※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。 ※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。					

- (注) ○ 一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、
運用の範囲内で被害農林漁業者に融資することができる。
- 既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、
被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

区 市 町 村		人 口	基 準		
			1 号	2 号	
区	千代田区	58,406	80	40	
	中央区	141,183	100	50	
	港区	243,283	100	50	
	新宿区	333,560	150	75	
	文京区	219,724	100	50	
	台東区	198,073	100	50	
	墨田区	256,274	100	50	
	江東区	498,109	150	75	
	品川区	386,855	150	75	
	目黒区	277,622	100	50	
	大田区	717,082	150	75	
	世田谷区	903,346	150	75	
	渋谷区	224,533	100	50	
	中野区	328,215	150	75	
	杉並区	563,997	150	75	
	豊島区	291,167	100	50	
	北区	341,076	150	75	
	荒川区	212,264	100	50	
	板橋区	561,916	150	75	
	練馬区	721,722	150	75	
足立区	670,122	150	75		
葛飾区	442,913	150	75		
江戸川区	681,298	150	75		
計		9,272,740			
多摩地域	八王子市	577,513	150	75	
	立川市	176,295	100	50	
	武蔵野市	144,730	100	50	
	三鷹市	186,936	100	50	
	青梅市	137,381	100	50	
	府中市	260,274	100	50	
	昭島市	111,539	100	50	
	調布市	229,061	100	50	
	町田市	432,348	150	75	
	小金井市	121,396	100	50	
	小平市	190,005	100	50	
	日野市	186,283	100	50	
	東村山市	149,956	100	50	
	計				
	都 計		13,515,271		

(注2) 人口は、平成30年4月27日現在国勢調査による。

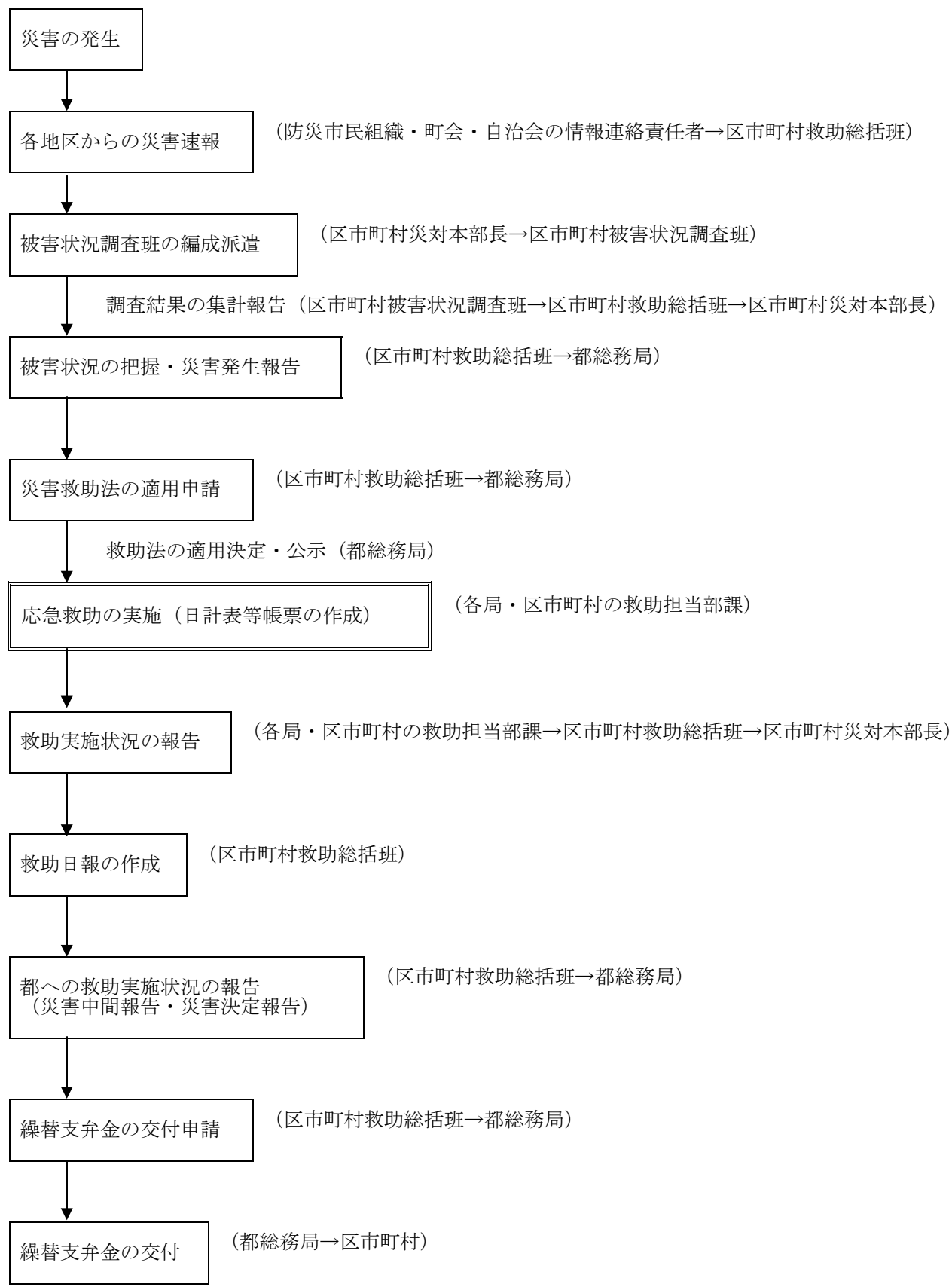
救助の種類	救助の対象	令和元年度費用の限度額	救助の期間	備考																																									
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	基本額 避難所設置費1人1日当たり330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材等、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。																																									
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等にご利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内																																									
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1 食は 1/3 日）																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 <table><tr><th>区分</th><th>1 人</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人</th><th>6人以上 1人増す 毎追加算</th></tr><tr><td>全壊</td><td>世帯 18,800</td><td>世帯 24,200</td><td>世帯 35,800</td><td>世帯 42,800</td><td>世帯 54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>全焼</td><td>夏季 18,800</td><td>夏季 24,200</td><td>夏季 35,800</td><td>夏季 42,800</td><td>夏季 54,200</td><td>夏季 7,900</td></tr><tr><td>流失</td><td>冬季 31,200</td><td>冬季 40,400</td><td>冬季 56,200</td><td>冬季 65,700</td><td>冬季 82,700</td><td>冬季 11,400</td></tr><tr><td>半壊</td><td>夏季 6,100</td><td>夏季 8,300</td><td>夏季 12,400</td><td>夏季 15,100</td><td>夏季 19,000</td><td>夏季 2,600</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>冬季 10,000</td><td>冬季 13,000</td><td>冬季 18,400</td><td>冬季 21,900</td><td>冬季 27,600</td><td>冬季 3,600</td></tr></table>	区分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上 1人増す 毎追加算	全壊	世帯 18,800	世帯 24,200	世帯 35,800	世帯 42,800	世帯 54,200	7,900	全焼	夏季 18,800	夏季 24,200	夏季 35,800	夏季 42,800	夏季 54,200	夏季 7,900	流失	冬季 31,200	冬季 40,400	冬季 56,200	冬季 65,700	冬季 82,700	冬季 11,400	半壊	夏季 6,100	夏季 8,300	夏季 12,400	夏季 15,100	夏季 19,000	夏季 2,600	床上浸水	冬季 10,000	冬季 13,000	冬季 18,400	冬季 21,900	冬季 27,600	冬季 3,600	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
区分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上 1人増す 毎追加算																																							
全壊	世帯 18,800	世帯 24,200	世帯 35,800	世帯 42,800	世帯 54,200	7,900																																							
全焼	夏季 18,800	夏季 24,200	夏季 35,800	夏季 42,800	夏季 54,200	夏季 7,900																																							
流失	冬季 31,200	冬季 40,400	冬季 56,200	冬季 65,700	冬季 82,700	冬季 11,400																																							
半壊	夏季 6,100	夏季 8,300	夏季 12,400	夏季 15,100	夏季 19,000	夏季 2,600																																							
床上浸水	冬季 10,000	冬季 13,000	冬季 18,400	冬季 21,900	冬季 27,600	冬季 3,600																																							

救助の種類	救 助 の 対 象	令 和 元 年 度 費 用 の 限 度 額	救 助 の 期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校教育児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校教育児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から（教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200 円以内 小人（12歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	救助の対象	令和元年度費用の限度額	救助の期間	備考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 215,200 円以内 小人 (12 歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当り 3,500 円 以内 2 一時保存 ① 既存建物借上費：通常の実費 ② 既存建物以外：1 体当り 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料第210 救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ（都総務局）（本文406頁）



資料第211 各担当別災害救助関連必要帳票一覧（都総務局）（本文406頁）

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
1 救助総括担当	体制整備	事前体制整備に要するもの	1 災害救助実施組織表 2 被害状況調査実施組織表 3 世帯別被害状況表
	被害調査	被害状況の収集に伴うもの	1 被害状況集計表 2 被災者台帳 3 世帯構成員別被害状況
	災害報告	被害報告に伴うもの	1 速報 2 発生報告 3 中間報告 4 決定報告 5 救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
	救済実施	救助の実施に伴うもの	1 救助日報 2 被災世帯状況調 3 救助物資購入（配分）計画表
	繰替支弁金	繰替支弁金の請求に伴うもの	1 災害救助費概算交付申請書 2 災害救助費清算交付申請書
2 被害状況調査担当		1 世帯別被害状況調査表 2 被害状況集計表 3 世帯構成員別被害状況	
3 各担当共通の参考様式等	救助実施	1 救助実施記録日計表 2 救助関係物資等支払簿 3 救助に関する支出関係証拠書類 4 輸送記録簿 5 人夫雇上台帳 6 引渡書 7 受領書 ……（別紙物資引渡書）	
	救助事務	出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等（救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する）	
4 避難所設置運営担当		1 救助実施記録日計表 2 避難所用物資受払簿 3 避難所設置及び収容状況 4 避難所設置に要した支払証拠書類 5 避難所設置に要した物品受払証拠書類	
5 炊き出し等食品給与担当		1 救助実施記録日計表 2 食品等給与物品受払簿 3 炊き出し給与状況 4 食糧等購入代金支払証拠書類 5 食品給与のための物品受払証拠書類	
6 飲料水供給担当		1 救助実施記録日計表 2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品等受払簿 3 飲料水の供給簿 4 飲料水供給のための支払証拠書類	

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
7 被服・寝具等生活必需品給与担当		1 救助実施記録日計表 2 物資受払簿 3 物資の給与状況 4 物資購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類	
		物資購入（配分）のための参考様式	1 世帯構成員別被害状況 2 救助物資購入（配分）計画表
8 医療救護担当	救護班	1 救助実施記録日計表 2 医療品衛生材料受払簿 3 救護班活動状況	
	本部医療班	1 救助実施記録日計表 2 医薬品衛生材料受払簿 3 救護班活動状況写 4 病院・診療所医療実施状況 5 診療報酬に関する支払証拠書類 6 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	
9 助産担当（医療救護班）		1 救助実施記録日計表 2 衛生材料受払簿 3 助産台帳 4 助産関係支出証拠書類	
10 救出担当		1 救助実施記録日計表 2 被災者救出用機械器具燃料受払簿 3 被災者救出状況記録簿 4 被災者救出用関係支払証拠書類	
11 応急仮設住宅設営担当	委託工事による場合	1 救助実施記録日計表 2 応急仮設住宅台帳 3 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 4 応急仮設住宅使用貸借契約書 5 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 6 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類	
	直営工事	上記の外 1 工事材料受払簿 2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿	
	特別設定基準	（設置戸数引上に要する参考様式） 1 被災住宅状況調 2 全壊世帯に対する住宅復旧計画 3 応急仮設住宅入居予定者名簿	
12 被災住宅の応急修理担当	委託工事による場合	1 救助実施記録日計表 2 住宅の応急修理記録簿 3 住宅応急修理関係支払証拠書類	
	直営工事	上記の外 1 工事材料受払簿 2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿	
	特別設定基準	（修理戸数引上に要する参考様式） 1 被災住宅状況調 2 半壊世帯に対する住宅復旧計画 3 住宅の応急修理予定者名簿	

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
13	学用品等給与担当	1 救助実施記録日計表 2 学用品給与状況 3 学用品購入関係支払証拠書類 4 備蓄物資払出証拠書類	
		学用品 (配分) のための 参考様式	1 学年別児童生徒数調査表 (調査表及び方法は任意) 2 学用品購入(配分)計画表 3 学用品受払簿
14	死体の搜索担当	1 救助実施記録日計表 2 捜査用機械器具燃料受払簿 3 死体捜査用関係支払証拠書類 4 死体捜査用関係支払証拠書類	
15	死体の処理担当	1 救助実施記録日計表 2 死体処理台帳 3 死体処理費関係支払証拠書類	
16	死体の埋葬担当	1 救助実施記録日計表 2 埋葬台帳 3 埋葬費支出関係証拠書類	
17	障 害 物 除 去 担 当	1 救助実施記録日計表 2 障害物除去の状況 3 障害物除去支出関係証拠書類	
		障害物除去対象 世帯数引上申請に 要する参考様式	1 被災住宅状況調 2 半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3 障害物除去対象者名簿
輸送・人夫関係	18 輸送担当	1 救助実施記録日計表 2 輸送記録簿 3 燃料及び消耗品受払簿 4 輸送関係支払証拠書類	
	19 労務供給 担 当	1 救助実施記録日計表 2 人夫雇上げ台帳 3 人夫賃関係支払証拠書類	

※救助協力班関係参考様式

救 助 協 力 担 当	20 物資調達担当	1 物資等購入（配分）計画表 2 物資調達関係支払証拠書類 3 物資受払簿 4 引渡書 5 受領書
	21 救援物資等 受付配分担当	1 救護物資等受付簿 2 救護物資等配分計画表 3 物資受払簿 4 引渡書 5 受領書 6 輸送記録簿 7 人夫雇上げ台帳

別紙（甲） 物資引渡書

引 渡 書 年 月 日 殿 引渡責任者 職氏名 印 下記物品を引き渡すので受領されたい。 1 引渡場所 2 引渡時間 年 月 日 時 分 3 引渡物品 下記のとおり			
品 名 等	単位呼称	数 量	備 考

受領書 年 月 日 殿 受領責任者 職氏名 印 下記物品を確かに受領した。 1 受領場所 2 受領時間 年 月 日 時 分 3 受領物品 下記のとおり			
品 名 等	単位呼称	数 量	備 考

資料第212 災害報告の様式（都総務局）（本文406頁）

災害報告様式

No. 1 被害概況速報

地区名 _____

災 害 の 種 類								
災 害 の 発 生 地 区								
災 害 発 生 年 月 日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行 方 不 明 者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道路損壊	箇所	河 川 の 被 害	河川決壊	箇所	そ の 他 被 害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

№. 2 被害状況調

区市町村名

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
災害発生年月日		年 月 日						

№. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名

世帯構成員別被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

N o . 4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	員数内訳表のとおり
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費	世帯			
(5) 医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
高 等 学 校 等 生 徒	人			
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法第35条の求償に対する支払費				
合 計				

別 表 世帯構成員別被害状況

[illegible]

資料第 213 日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）（本文 406 頁）

No. 1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票					
救助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	区町村 責任者氏名 印
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	
	救護班	学用品等	死体搜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
NO. _____ 月 日 時 分					
員数（世帯）					
品目（数量・金額）					
受入先					
払出先					
場所					
方法					
記事					

救助総括様式 No. 2 救 助 日 報

報 告 機 関				受 信 機 関				
送 信 者				受 信 者				
報 告 時 限		年 月 日 時 _{現在}		受 信 時 間		年 月 日 時 _{現在}		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊焼 流失 世帯数 世帯数	()世帯	点
		収容人員	人					
	野外仮設	箇所数	箇所		半壊・焼 床上浸水 世帯数 世帯数	()世帯	点	
		収容人員	人					
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数		ヶ班
		終了予定日	月 日			救 助 地 区		
	炊出し箇所数		箇所			診療者数	医 療	人
	救出人員	朝	人		助 産		人	
		昼	人		医療機関	医 療	施設数	ヶ所
		夜	人				診療人員	人
		計	人			助 産	施設数	ヶ所
	供給人員		人		救助終了予定月日		月 日	
	供給水量		ℓ		救 出 地 区			
	給水期間	開始月日	月 日		救 助 し た 人 員		人	
		終了予定日	月 日		今後救出を要する人員		人	
	給水方法				救出終了予定月日		月 日	
					救出の方法			

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越 量			死体の処理	死 亡 原 因 別 人 員		体	
	小学生	全壊（焼）世帯	（ ）人		死体処理	死 体 洗 浄		体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人			死 体 縫 合		体
	中学生	全壊（焼）世帯	（ ）人			死 体 消 毒		体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人		死体保存	既存建物利用		ヶ所
	高校生	全壊（焼）世帯	（ ）人			仮 設 建 物		ヶ所
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（ ）人		死 体 処 理 機 関			
	翌日への繰越量		点		今後処理を要する死体		体	
					死体処理終了予定月日		月 日	
	埋葬	前日までの埋葬			体	障害物の除去	要 障 害 物 除 去 戸 数	
本日埋葬		大人	体	本日除去した戸数			(計) 戸	
		小人	体	今後除去する戸数			戸	
		計	体	除去終了予定月日			月 日	
翌日以降の要埋葬数		体	輸送	公 用 車 使 用		台		
埋葬終了予定月日		月 日		借 上 車 使 用		台		
死体の搜索	搜索地区			救助の種類				
	死体	搜索を要する死体						体
		本日発見死体						体
		今後の要搜索死体		体				
	搜索の方法			人夫	人夫雇上げ数			
	搜索終了予定月日		月 日		従 事			
			作 業					
仮設住宅	着工月日	戸 月 日	備考					
	竣工月日	戸 月 日						
住宅修理	着工月日	戸 月 日						
	竣工月日	戸 月 日						

№ 3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置				救助費（千円）
福祉保健局	避難所	カ所・人				
都計整備局	応急仮設住宅	戸				
福祉保健局	炊出し	カ所・人				
水道局	飲料水	人				
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失 半壊・床上 世帯 世帯				
福祉保健局	医療	救護班 病院診療所 診療人員 班 カ所 人				
	助産	カ所・人				
警視庁 東京消防庁	救出	人				
都計整備局	住宅の修理	戸				
教育庁	学用品	教科書	小学生 人	学用品	小学生 人	
			中学生 人		中学生 人	
建設局	埋葬	大人 体 小人 体人				
総務局	死体捜索					
福祉保健局	死体の処理	洗浄 消毒 保存 検案 体 体 体 体				
建設局	障害物の除去	戸				
各局	輸送	人				
	人夫					
	法第34条の補償					
	事務費					

（注） 報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

(平成31年3月31日)

区 分		数 量	金額(評価額)
都 福 祉 保 健 局	食料品・生活必需品・医療資器材	ク ラ ッ カ ー	745,060食 115,894,258円
		シ ョ ー ト ブ レ ッ ド	817,200食 114,654,052円
		ク リ ー ム サ ン ド ビ ス ケ ッ ト	400,000食 64,368,000円
		ク ッ キ ー	399,000食 64,638,000円
		ア ル フ ァ 化 米	4,916,600食 918,705,080円
		即 席 め ん	2,200,000食 311,256,000円
		毛 布	656,663枚 1,730,041,798円
		ビ ニ ー ル ゴ ザ ・ カ ー ペ ッ ト	1,008,724枚 1,074,730,907円
		肌 着	5,280組 3,574,796円
		安 全 キ ャ ン ド ル	179,429本 132,407,770円
		木 炭	26,800袋 112,660,430円
		コ ン ロ	20,650個 49,426,580円
		な べ セ ッ ト	23,998個 58,828,582円
		や か ん	7,998個 23,708,791円
		簡 易 風 呂 ・ シ ャ ワ ー	30組 89,939,600円
		簡 易 ト イ レ	7,690組 12,879,010円
		折 畳 式 リ ヤ カ ー	100台 9,888,000円
		水 袋 詰 機	5機 44,805,000円
		家 庭 用 テ ン ト	964張 28,903,901円
		ビ ッ グ テ ン ト	17張 28,191,100円
		紙 お む つ	367,624枚 20,144,093円
		生 理 用 品	714,600枚 5,402,376円
		調 製 粉 乳	29,796缶、 4,987箱、 42,012,500円
		ほ 乳 び ん	10,000本 5,528,250円
		医 療 資 器 材	252,213人分 430,522,192円
		小計	5,493,111,066円

都 総 務 局	食料品・生活必需品・医療資器材	ク ラ ッ カ ー	134,234食	21,672,295円
		シ ョ ー ト ブ レ ッ ド	130,826食	59,060,090円
		ク リ ー ム サ ン ド ビ ス ケ ッ ト	130,826食	21,193,812円
		パ ー ン	768食	251,320円
		ア ル フ ァ 化 米	198,639食	47,629,344円
		保 存 水	1,189,554本	99,726,784円
		毛 布	69,200枚	6,382,800円
		ビ ニ ー ル ゴ ザ ・ カ ー ペ ッ ト	69,200枚	41,307,840円
		組 立 式 簡 易 ト イ レ	384台	1,142,232円
		簡 易 ト イ レ	9,882組	34,050,288円
		生 理 用 品	16組	4,702円
		救 急 セ ッ ト	192組	1,000,440円
	小計			333,421,947円
合 計			5,826,533,013円	

資料第 215 激甚法に定める事業及び関係局（都総務局）（本文 409 頁）

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第 3 条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第 3 条 及び 第 19 条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第 3 条 及び 第 9 条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第 3 条 及び 第 10 条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第 5 条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業 又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第 5 条 及び 第 6 条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第 7 条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第 8 条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第13条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教 育 庁	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生 活 文 化 局	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福 祉 保 健 局	
第21条	27 水防資材費の補助の特例	建 設 局	
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住 宅 政 策 本 部	
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建 設 局 教 育 庁 産 業 労 働 局 財 務 局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料第216 災害（風水害）の一般的知識（都総務局）

気象の一般的知識（気象庁）

1 気 圧

一般的には気体（大気）の圧力、つまり気体中の単位面積に加わる力を意味する。

地上の気圧は日々の気象の状態により変化しており、上空においても各高度における気圧は変動している。また場所によって気圧は異なっており、このような気圧の分布状態のことを気圧配置という。

2 高 気 圧

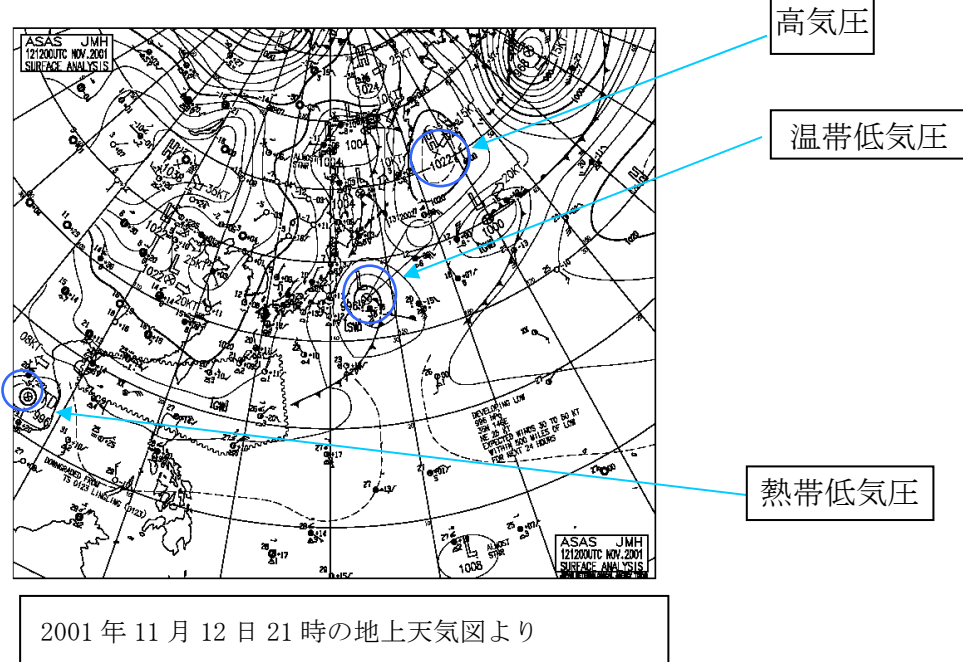
周囲より気圧の高いところ。高い低いとは相対的なもので標準気圧（1気圧）は1013.25hPaより低い場合でも周囲に比べて高ければ高気圧と呼ぶ。天気図上で両側よりも相対的に気圧の高いところの連なりは気圧の尾根と言うことが多い。

高気圧のところでは周囲に向かって風が吹き出し、北半球では時計の回り方と同じで比較的晴天の場合が多い。

3 低 気 圧

高気圧とは反対に周囲より気圧の低いところで標準気圧1,013hPaより高くても、周囲より低ければこれを低気圧と呼ぶ。天気図上で両側よりも相対的に気圧の低いところの連なりは気圧の谷と言うことが多い。

低気圧のところでは周囲から風が吹き込み、北半球では時計の回り方と逆で、中心付近では上昇気流となり、雨を降らせて天気は悪い場合が多い。



4 台 風

熱帯や亜熱帯の海洋上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼ぶが、赤道より北で東経100度と180度の間の北太平洋域に存在する熱帯低気圧のうち最大風速がおよそ17m/s（34ノット）以上に発達したものを「台風」と呼ぶ。

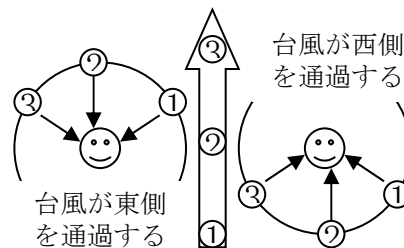
台風は発達して、フィリピンや日本、中国などの東アジア海域に接する諸国へ来襲し、猛烈な暴風雨をもたらす。台風を中心付近では、1時間に100mmを超える大雨が降ることも珍しくなく、周辺部でも1時間に30～60mmの大雨が降る。前線が停滞しているところへ台風が接近すると前線による雨も強化され、特に大雨になりやすい。

なお、熱帯低気圧には、このほか発生地域によって次のようにいろいろな呼び名がある。

サイクロン	南太平洋（南半球）の東経180度より西ベンガル湾やアラビア海などの北インド洋に存在する熱帯低気圧のうち、最大風速が17m/s（34ノット）以上のもの。
ハリケーン	北大西洋や東経180度以東の北太平洋に中心がある熱帯低気圧のうち、最大風速が33m/s（64ノット）以上のもの。南太平洋でも同じ強さのものをハリケーンと呼んでいる。

4－1 台風に伴う風の特徴

台風は巨大な空気の渦巻きになっており、渦の巻き方は時計の針の進む方向と逆回りになっている。台風が接近してくる場合、進路によって風向きの変化が異なる。ある地点の西側又は北側を台風が通過する場合は、「東→南→西」と時計回りに風向きが変化し、東側や南側を通過する場合は「東→北→西」と反時計回りに変化する。（下図）



また、自分の立つ位置が台風を中心（台風の眼といい、日本付近では直径20km位、発達期には40km位）に入ると今まで吹いていた強い風が急に止んで雲が少なくなり、青空が見える場合がある。

しかし、台風が過ぎると雲が厚くなり、いままでとは反対方向の強い風が吹きはじめる。

4-2 台風の大きさ、強さ

台風情報などで「大型で強い台風」などといわれるが、大きさや強さの目安として次のように分類されている。

熱帯低気圧の分類	台風の大きさの分類	台風の強さの分類
・ 17m/s未満 熱帯低気圧 ・ 17m/s以上 台風	平均風速15m/s以上の強風域半径が ・ 500km以上800km未満 大型 (大きい) ・ 800km以上 超大型 (非常に大きい)	最大風速が ・ 33m/s以上44m/s未満 強い ・ 44m/s以上54m/s未満 非常に強い ・ 54m/s以上 猛烈な

4-3 台風の来襲、時期

統計によると、台風の発生数は平均して1年間に約26個、このうち日本に上陸する台風の数はその1割弱の3個ぐらいである。

日本に上陸する台風の発生時期は概ね6月から10月にかけてであるが、とくに8月が最も多く9月がこれについて多くなっている。

4-4 台風と大雨

台風が日本に近づいてくるときに、日本付近に梅雨前線や秋雨前線などが停滞していると、台風が遠くにあるうちから強い雨が降り出すことがある。このようなときには、雨が降る時間が長くなることが多く、さらに台風が通過するときに一層激しい雨が加わって大雨となり、大きな災害につながることもある。

雨は地形の影響を大きく受けるので、山間部では平野部の数倍もの降雨量となることもめずらしくない。

4-5 台風の後

台風は大陸に上陸したり、中緯度の低温海域に進むと衰弱して消滅する。

日本付近に北上した台風は北からの冷たい気流にぶつかり、次第に温帯低気圧（中緯度帯の偏西風に沿って発生する低気圧）の性質を持ってくる。温帯低気圧に変わっても弱まらないで発達することがあるので注意が必要である。

5 風と被害

風とその強さによるおおよその被害は下表のとおりである。

表に示した風速は、10分間の平均風速である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがある。風圧Pは、風速Vの2乗に比例する。

なお、気象庁では「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は強風注意報や暴風警報を発表して注意や警戒を呼びかけている。注意報、警報の基準は地域によって異なるので、資料第120 防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準を参照。

風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平 になり、高速度運転中では横風 に流される感覚を受ける。	橋などが揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危 険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速度運転中では、横風に流 される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれる ものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	30
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていなくて 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。		通常の速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散す るものがある。 固定されていないプレハブ小 屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被 覆材)が広範囲に破れる。	40
	25以上 30未満	～110km			細い木の幹が折れたり、根の 腐っていない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散する。 道路標識が壊れる。			50
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危 険。		走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の 葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が 崩落する。	60
	35以上 40未満	～140km			多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯が倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。		外装材が広範囲にわたって 飛散し、下地材が露出する ものがある。	
	40以上	140km～					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するもの がある。	

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 風速は地形や周りの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
- (2) 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

6 高 潮

台風や低気圧に伴って海面が上昇する現象。風津波、暴風津波とも言う。

気圧が1 hPa低下すると、潮位は1 cm上昇する。この海面吸い上げ効果と風による吹き寄せ効果が重なり合って高潮を誘起する。

台風が接近して、高潮が満潮時と重なると、潮位が非常に高くなり、さらに暴風によって発生した高波も加わり、堤防をこわし、海岸の低地等に海水が流れ込み、大被害を起こすことがある。南側に開いた湾では、台風が西側を通過すると南よりの風が海水を海岸に吹きよせるため、一層大きな高潮が起こる。

高潮はまたたく間に来襲してくるので、台風の通過地点と満潮の時刻には十分注意が必要である。

7 集中豪雨

わが国は毎年のように梅雨時に各地で集中豪雨に見舞われ、がけ崩れや低地帯の浸水が起こっている。

集中豪雨とは、狭い範囲に大量の雨が降る現象である。激しい雨と雷が夜半や明け方など時間を選ばず何時間も続くことが特徴となる。

ある地域に集中して大雨が降るためには、雨が降っている場所に雨の源である多量の水蒸気が持続的に運び込まれる必要がある。このような大雨は連なった積乱雲の列によってもたらされ、線状降水帯と呼ばれる。

近年雨量計が数多く配置されるようになったことや、解析雨量（レーダーとアメダスによる雨量の観測から、それぞれの長所を組み合わせ、より詳しい雨量分布を解析し作成したもの）を用いることにより、局地的な雨の実況が把握出来るようになった。

次表は雨の降り方に関する目安である。

雨の強さと降り方

1時間 雨量 (ミリ)	予報 用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10～20	やや 強い 雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話 し声が良く 聞き取れな い	地面一面に水 たまりがで きる		この程度の雨でも長 く続く時は注意が必 要
20～30	強 い 雨	どしゃ降り				ワイパーを速くして も見づらい	側溝や下水、小さな 川があふれ、小規模 の崖崩れが始まる
30～50	激 し い雨	バケツをひ っくり返し たように降 る	傘をさして いてもぬれ る		道路が川のよ うになる	高速走行時、車輪と 路面の間に水膜が生 じブレーキが効かな くなる（ハイドロブ レーニング現象）	山崩れ・崖崩れが起き やすくなり危険地帯 では避難の準備が必 要 都市では下水管から 雨水があふれる
50～80	非 常 に 激 しい 雨	滝のように 降る（ゴー ゴーと降り 続く）	傘は全く役 に立たなく なる	寝ている人 の半数くら いが雨に気 がつく	水しぶきであ たり一面が白 っぽくなり、 視界が悪くな る	車の運転は危険	都市部では地下室や 地下街に雨水が流れ 込む場合がある マンホールから水が 噴出する 土石流が起こりやす い 多くの災害が発生す る
80～	猛 烈 な雨	息苦しくな るような圧 迫 感 があ る。恐怖を 感ずる					雨による大規模な災 害の発生するおそれ が強く、厳重な警戒 が必要

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (2) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

資料第217 過去の主な風水害（都総務局）

昭和23年以降の主な風水害等(死者及び行方不明者の合計が50人以上のもの)

番号	被害発生 年月日	災害種目	被害地域	人的被害（人）			住家被害（棟）			
				死者	行方 不明者	負傷者	全壊 (流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	S23(1948) 9.11~9.12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9.15~9.17	アイオン台風	関東、甲信、東北、 特に岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24(1949) 6.18~6.22	デラ台風	九州から東北南部、 特に鹿児島、愛媛	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8.13~8.18	ジュディス 台風	九州、四国	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31~9.1	キテイ台風	東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25(1950) 1.10~1.14	風害	九州、北陸、関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9.3~9.4	ジェーン台風	四国、近畿中部、 北日本、特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
8	26(1951) 7.7~7.17	水害	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
9	10.13~10.15	ルース台風	東北以西、特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
10	27(1952) 6.22~6.24	ダイナ台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
11	7.10~7.12	水害	中国、四国、近畿、 東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
12	28(1953) 6.23~6.30	水害	九州、中国、四国、 特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
13	7.16~7.25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
14	8.11~8.15	水害	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894
15	9.22~9.26	台風第13号	全国、特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
16	29(1954) 5.8~5.12	風害	北日本、近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
17	9.10~9.14	台風第12号	関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
18	9.24~9.27	台風第15号 (洞爺丸台風)	全国、特に北海道、 四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
19	30(1955) 2.19~2.20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害 (紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31(1956) 4.17~4.18	風水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
22	32(1957) 7.25~7.28	水害(諫早水害)	九州、特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
23	33(1958) 1.26~1.27	風浪害 (南海丸事件)	西日本	174	83	8	—	—	6	—
24	9.26~9.28	台風第22号 (狩野川台風)	近畿以東、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	34(1959) 8.12~8.14	台風第7号	近畿、中部、関東、 特に山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
26	9.26~9.27	台風第15号 (伊勢湾台風)	全国(九州を除く。)、 特に愛知	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
27	35(1960) 5.24	浪害 (チリ地震津波)	北海道南岸、 三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	36(1961) 6.24~7.5	水害	山陽、四国、近畿、 中部、関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9.15~9.16	台風第18号 (第二室戸台風)	全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10.25~10.28	水害 ・台風第26号	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313

総務省消防庁「令和元年消防白書」附属資料1-5-1 昭和23年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの）より作成

番号	被害発生 年月日	災害種目	被害地域	人的被害（人）			住家被害（棟）			
				死者	行方 不明者	負傷者	全壊 (流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
31	37(1962) 7.1～7.8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	38(1963) 1	雪害	北陸、山陰、山形、 滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	39(1964) 7.17～7.20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
34	40(1965) 9.10～9.18	台風第23・24・ 25号	全国、特に徳島、 兵庫、福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	41(1966) 9.23～9.25	台風第24・26号	中部、関東、東北、 特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	42(1967) 7.8～7.9	水害	中部以西、特に長崎、 広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	8.26～8.29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	43(1968) 8.17	水害 (飛騨川バス転落)	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	47(1972) 7.3～7.15	水害 台風第6・7・9号	全国、特に北九州、 島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	49(1974) 5.29～8.1	水害 ・台風第8号	静岡、神奈川、三重、 兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	51(1976) 9.8～9.14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	52(1977) 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
43	54(1979) 10.17～10.20	台風第20号	全国、特に関東、 東北、東海	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
44	55(1980) 12～56.3	雪害	東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
45	57(1982) 7～8	集中豪雨 ・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、 三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
46	58(1983) 7.20～7.29	集中豪雨	山陰以东、特に島根	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
47	12～59.3	雪害	東北、北陸、 特に新潟、富山	131	—	1,366	61	128	70	852
48	16(2004) 6～10	集中豪雨 ・台風等	全国	220	16	2,925	1,471	16,669	42,537	135,130
49	17(2005) 12～18.3	雪害	北海道、東北、北陸	152	—	2,145	18	28	12	101
50	22(2010) 11～23.3	雪害	北海道、秋田、新潟、 山形	131	—	1,537	9	14	6	62
51	23(2011) 7～10	集中豪雨・台風 第6・9・12・15 号	全国	106	20	519	485	5,735	8,894	30,215
52	23(2011) 11～24.3	雪害	北海道、東北、北陸	133	—	1,990	13	12	3	55
53	24(2012) 11～25.3	雪害	北海道、東北、北陸	104	—	1,517	5	7	2	23
54	29(2017) 11～30.3	雪害	北海道、東北、北陸	116	—	1,539	9	18	13	40
55	30(2018) 6.28～7.29	水害 (7月豪雨) ・台風第12号	全国	263	8	484	6,783	11,346	6,982	21,637
56	R1(2019) 10.12～26	台風第19号 ・水害	全国	98	3	484	3,077	24,809	13,016	24,613

総務省消防庁「令和元年消防白書」附属資料1-5-1 昭和23年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの）より作成

資料第217 過去の主な風水害（都総務局）

2 東京都（昭和20年以降）

年 月 日	種 目	被 害 地 域	主 な 被 害
昭和22 9. 14～15	台風 (カスリーン)	区 部 ・ 多 摩 地 域	死者 6、不明 2、負傷 3、流出家屋40、全壊75、半壊81、床上78, 993、床下24, 879
昭和23 9. 16	台風 (アイオン)	区 部 ・ 多 摩 地 域	死者 1、不明 1、負傷22、流出家屋 2、全壊76、半壊 158、床上73, 750、床下64, 127
昭和24 8. 31～ 9. 1	台風 (キティ)	区 部	死者18、負傷 104、全壊 896、半壊 3, 233、床上73, 750、床下64, 127
昭和33 7. 22～23	台風第11号	区 部 ・ 多 摩 地 域	死者 3、負傷 130、破損流出 590、全壊18、半壊50、床上13, 459、床下22, 970
9. 26～28	台風第22号 (狩野川)	都 内 全 域	死者36、不明 3、負傷 164、流出家屋42、全壊 330、半壊 590、床上 142, 802、床下337, 731
昭和34 9. 26～27	台風第15号 (伊勢湾)	区 部 ・ 多 摩 地 域	死者 3、負傷33、全壊42、半壊 239、一部破損 1, 972、床上 1, 402、床下 9, 561
昭和40 8. 21～23	台風第17号	都 内 全 域	負傷 9、全壊 1、半壊 7、一部破損 104、床上 759
9. 16～18	台風第24号	都 内 全 域	死者 6、負傷10、全壊 3、半壊11、一部破損 165、床上 257
昭和41 6. 27～28	台風第4号	都 内 全 域	死者 2、不明 1、負傷 6、全壊12、半壊20、一部破損37、床上15, 852
9. 24～25	台風第26号	多 摩 地 域	死者 5、負傷 313、全壊 377、半壊 2, 934、一部破損51, 088、床上 439
昭和46 8. 31	台風第23号	区 部 ・ 多 摩 地 域	死者 3、半壊 1、一部破損24、床上 577
昭和47 7. 12	大雨	区 部 ・ 多 摩 地 域	全壊 2、半壊 2、一部破損 4、床上 738
昭和48 10. 13	大雨	区 部 ・ 多 摩 地 域	床上 571
昭和49 7. 20	雷雨	区 部 ・ 多 摩 地 域	死者 1、負傷 2、半壊 3、一部破損 1、床上 770
9. 1	台風第16号	都 内 全 域	負傷 2、全壊19、一部破損 9、床上80
昭和50 10. 5	台風第13号	島 し ょ 地 域	負傷85、全壊 285、半壊 524、一部破損1, 286、床上4
昭和51 9. 9	台風第17号	区 部 ・ 多 摩 地 域	負傷 1、一部破損 6、床上 2, 288
昭和53 2. 28	突風	区 部	負傷34、全壊 1、半壊 2、一部破損 584
4. 6	集中豪雨	区 部 ・ 多 摩 地 域	不明 1、負傷 1、一部破損 2、床上 1, 874
昭和54 5. 15	集中豪雨	区 部 ・ 多 摩 地 域	床上 826

年 月 日	種 目	被 害 地 域	主 な 被 害
昭和54 10. 19	台風第20号	都 内 全 域	死者 5、負傷81、全壊33、半壊 358、一部破損 1,505、床上 184
昭和56 7. 22	集中豪雨	区 部 ・ 多 摩 地 域	床上 1,796
10. 22	台風第24号	都 内 全 域	負傷 4、全壊 1、半壊 1、一部破損 6、床上6,235
昭和57 9. 12	台風第18号	都 内 全 域	負傷13、全壊 4、半壊 3、一部破損18、床上5,733
昭和58 11. 7	台風第17号	区 部 全 域	負傷 6、全壊30、半壊24、一部破損73、床上1
昭和60 6. 30～7. 1	台風第6号	都 内 全 域	負傷 5、全壊 3、半壊 4、一部破損47、床上22、床下 209
7. 14	大雨	区 部	死者 1、負傷 1、一部破損 2、床上 1,193、床下 7,351
9. 6	大雨	足 立	床上65、床下 855
昭和61 8. 4	台風第10号	都 内 全 域	床上 738
昭和62 7. 25	大雨	都 内 全 域	死者 1、負傷 1、床上 349、床下 3,482
7. 31	大雨	区 部	死者 1、負傷 2、床上 250、床下 1,947
8. 24	大雨	都 内 全 域	床上25、床下 657
平成元 8. 1	大雨	都 内 全 域	負傷 1、一部破損 5、床上 1,100、床下2,534
8. 10	大雨	区 部 ・ 多 摩 地 域	半壊 1、床上 189、床下 434
平成3 9. 19～20	台風第18号	都 内 全 域	死者 1、負傷 3、全壊 1、半壊 3、一部破損10、床上 483、床下 2,739
平成5 8. 26～27	台風第11号	都 内 全 域	一部損壊3、床上826、床下3,312
平成7 9. 16～17	台風第12号	島 し ょ 地 域	負傷1、全壊16、半壊24、一部損壊659、床下6
平成8 9. 21～22	台風第17号	都 内 全 域	負傷9、全壊1、半壊5、一部損壊199、床上10、床下72
平成9 6. 20	台風第7号	渋谷・武蔵村山ほか	死者1、負傷3、一部損壊20、床上1、床下6
平成9 9. 21～25	台風第24号	小 笠 原	死者3、負傷3、全壊3、半壊5、一部損壊93
平成10 1. 15	大雪	都 内 各 地	死者1、負傷2、一部損壊26
平成11 7. 21	大雨	新 宿 、 杉 並 ほ か	死者1、負傷3、床上493、床下315

年 月 日	種 目	被 害 地 域	主 な 被 害
平成12 7. 8	台風第3号	都 内 全 域	負傷1、全壊3、一部損壊13、床上4、床下33
平成13 9. 10	台風第11号	都 内 全 域	死者1、負傷1、一部損壊59、床上10、床下133
平成14 10. 1	台風第21号	都 内 全 域	全壊4、半壊9、一部損壊61、床上2、床下26
平成15 9. 21	台風第15号	都 内 全 域	全壊6、半壊19、一部損壊166
平成16 10. 8	台風第22号	都 内 全 域	半壊1、一部損壊23、床上289、床下785
平成17 9. 4	大雨	中 野 ・ 杉 並 外	床上2, 972、床下2, 644
平成18 9. 11	集中豪雨	都 内 全 域	床上32、床下54
平成19 9. 6	台風第9号	都 内 全 域	負傷3、半壊7、一部損壊166、床上6、床下34
平成20 8. 5	大雨	区 部	死者5、床上86、床下87
平成21 10. 8	台風18号	都 内 全 域	負傷4、全壊1、一部損壊20、床上15、床下30
平成22 7. 5	大雨	都 内 全 域	不明2、床上381、床下401
平成25 1. 14	大雪	都 内 全 域	重傷者1、軽傷者34
平成25 4. 6	大雨	新 宿 ほ か	一部破損1、床上浸水25、床下浸水4
平成25 7. 23	大雨	目 黒、世 田 谷 ほ か	床上浸水357、床下浸水103
平成25 8. 12	大雨	杉 並 ほ か	一部破損2、床上浸水24、床下浸水22
平成25 8. 21	大雨	豊 島、文 京 ほ か	床上浸水84、床下浸水80
平成25 10. 15	台風第26号	都 内 全 域	死者37、行方不明3、重傷者10、軽傷者15、全壊52、半壊27、一部損壊83、床上58、床下103
平成26 2. 8	大雪及び大雨	都 内 全 域	重軽傷5、軽傷者61、
平成26 2. 14	大雪及び大雨	都 内 全 域	重傷者6、軽傷者50、半壊1、一部破損332、非住家51
平成26 6. 24	大雨	三 鷹、調 布 ほ か	一部破損167、床上浸水103、床下浸水25
平成26 6. 29	大雨	渋谷、文京、目黒ほか	一部破損1、床上浸水209、床下浸水90、非住家23
平成26 7. 20	大雨	品 川 他	床上浸水41、床下浸水30、非住家18

年 月 日	種 目	被 害 地 域	主 な 被 害
平成26 7. 24	大雨	武蔵野、杉並ほか	床上浸水64、床下浸水85、非住家1
平成26 9. 10	大雨	江戸川、台東ほか	床上浸水35、床下浸水92
平成27 9. 8～9. 10	関東・東北豪雨	区 部 ほ か	一部破損2、床上浸水9、床下浸水14、その他非住家10
平成28 1. 17	大雪	区 ・ 市 部	軽傷者15
平成28 7. 14	大雨	中野、板橋ほか	床上浸水16、床下浸水22
平成28 8. 19	台風第9号	都 内 全 域	半壊1、一部破損19、床下浸水173、床下浸水267
平成29 8. 19	大雨	大田、練馬ほか	全壊1、床上浸水50、床下浸水43
平成29 10. 22	台風第21号	島 し ょ ほ か	一部破損20、床上浸水18、床下浸水26
平成29 7. 14	大雨	板橋、中野ほか	床上浸水16、床下浸水22
平成29 8. 19	台風第9号	都 内 全 域	半壊1、一部破損19、床上浸水173、床下浸水267
平成30 1. 22	大雪	武 蔵 野	軽傷者13
平成30 8. 27	大雨	世田谷、杉並ほか	床上浸水409、床下浸水38
平成30 9. 18	大雨	板橋、豊島、北	床上浸水39、床下浸水13
平成30 9. 30	台風第24号	都 内 全 域	全壊1、半壊4、一部破損391、床上浸水2
令和元 9. 7～9. 9	台風第15号	島 し ょ 他	死者1、軽症者6、全壊14、半壊73、一部破損1, 607 床上浸水24、床下浸水13
令和元 10. 10～10. 13	東日本台風	都 内 全 域	死者3、軽症者10、全壊36、半壊666、一部破損1, 045 床上浸水320、床下浸水531

参 考 資 料

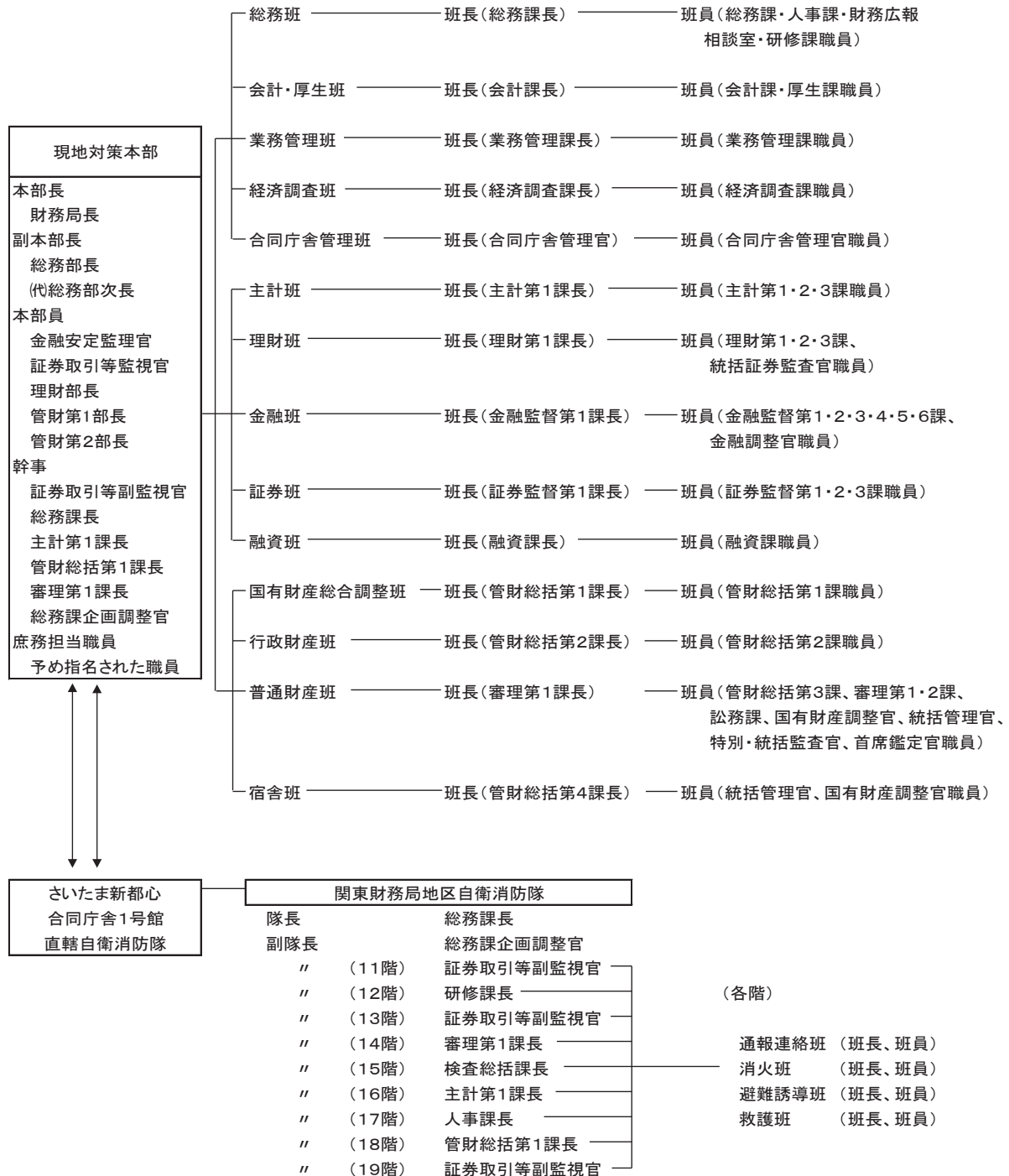
参考資料Ⅰ 防災機関の災害対策組織（各防災機関）

（令和２年４月１日時点）

	機関名		機関名
1	関東財務局	35	東京電力グループ
2	関東信越厚生局	36	東武鉄道
3	関東農政局	37	東急電鉄
4	関東森林管理局	38	京成電鉄
5	関東経済産業局	39	京王電鉄
6	関東東北産業保安監督部	40	京急電鉄
7	関東地方整備局	41	西武鉄道
8	関東運輸局	42	小田急電鉄
9	東京航空局	43	東京地下鉄
10	関東地方測量部	44	東京モノレール
11	第三管区海上保安本部	45	ゆりかもめ
12	東京管区气象台	46	北総鉄道
13	関東総合通信局	47	多摩都市モノレール
14	関東地方環境事務所	48	東京臨海高速鉄道
15	北関東防衛局	49	首都圏新都市鉄道
16	NTT東日本	50	都トラック協会
17	NTTコミュニケーションズ	51	都医師会
18	NTTドコモ	52	都歯科医師会
19	日本銀行	53	都薬剤師会
20	日赤東京都支部	54	献血供給事業団
21	日本放送協会	55	都獣医師会
22	東日本高速道路	56	TBSホールディングス
23	中日本高速道路	57	文化放送
24	首都高速道路	58	ニッポン放送
25	水資源機構	59	ラジオ日本
26	国立病院機構	60	エフエム東京
27	KDDI	61	J-WAVE
28	ソフトバンク	62	日経ラジオ社
29	JR東日本	63	日本テレビ
30	JR東海	64	テレビ東京
31	JR貨物	65	フジテレビジョン
32	東京ガス	66	テレビ朝日
33	日本通運	67	TOKYO MX
34	西濃運輸	68	TBSラジオ

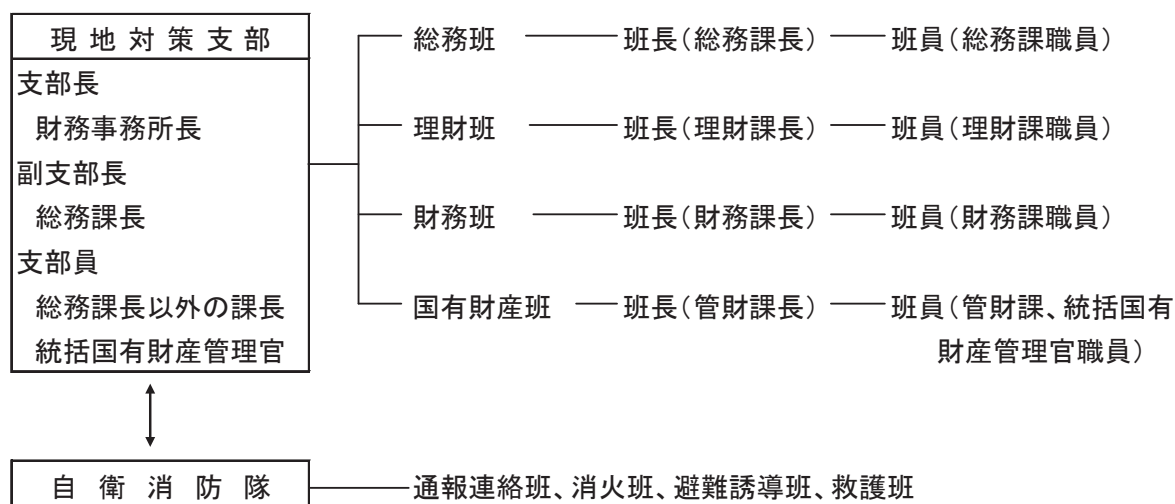
1 関東財務局

業務別班編成及び地区自衛消防隊組織(本局)

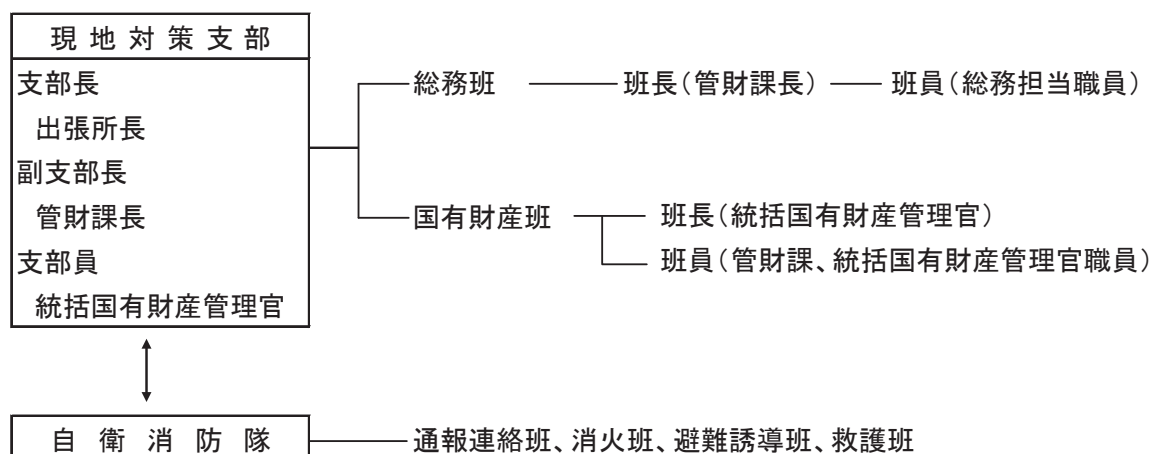


業務別班編成及び自衛消防隊組織(財務事務所・出張所)

[財務事務所]



[出張所]



※ 上記の業務別班編成、自衛消防隊組織については、各財務事務所等において適宜修正する。

2 関東信越厚生局

災害対策本部

災害対策本部の構成

本部長	局長
本部員	上席総務管理官 麻薬取締部長 総務管理官 指導総括管理官 特別指導管理官 本局内各課長 各都県事務所長 各年金審査分室長 調査総務課長 麻薬取締部横浜分室長 総括社会保険審査官
事務局	総務課長補佐 企画調整課長補佐 庶務係長 企画調整係長 指名緊急参集要員たる職員

3 関東農政局

○ 災害対策本部の構成及び災害応急業務

関東農政局災害対策本部

区 分	職 名
本 部 長	関東農政局長
副 本 部 長	関東農政局次長
〃	関東農政局次長
本 部 員	企画調整室長
〃	総務部長
〃	消費・安全部長
〃	生産部長
〃	経営・事業支援部長
〃	農村振興部長
〃	統計部長
〃	地方参事官（生産振興）
〃	地方参事官（事業支援）
〃	地方参事官（各省調整）
〃	地方参事官（事業計画）
〃	地方参事官（都市農業）
〃	地方参事官（埼玉県担当）
〃	総務課長
〃	消費生活課長
〃	生産振興課長
〃	担い手育成課長
〃	設計課長
〃	調整課長

対策本部事務局窓口： 企画調整室

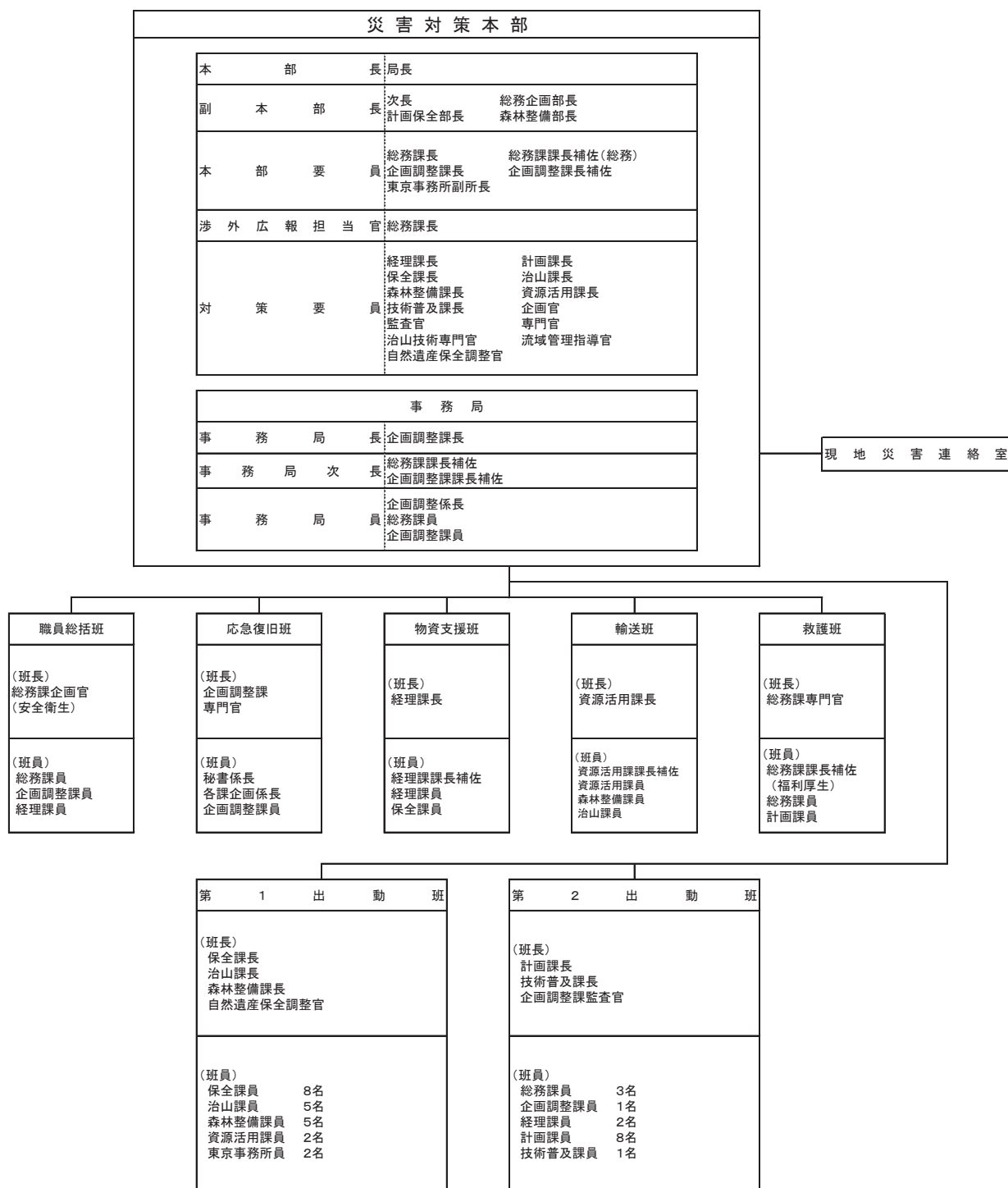
○ 関東農政局震災応急業務一覧

震災応急業務	責任者
① 全体統括	
1 災害対応の総括	企画調整室長
2 被害状況の把握・報告	
2-1 農業関係被害の取りまとめ	企画調整室長
2-2 農作物の被害応急調査	統計部長
2-3 農地・農業用施設等の被害状況の把握と 緊急応急対策の実施	農村振興部長
2-4 卸売市場施設、食品産業関連事業者等の 被害状況の把握	経営・事業支援部長
3 職員の派遣	企画調整室長
② 震災応急対応	
4 応急用食料・物資の支援	生産部長、経営・事業支援部長
5 需給・価格動向の調査	企画調整室長
6 飲食料品（7の対象となるものを除く） 及び油脂の安定供給対策	経営・事業支援部長

7 米穀、野菜、食肉・鶏卵等の農畜産物及びこれらを主な原材料とする飲食料品の安定供給対策	生産部長
8 食品安全の危機管理対策	消費・安全部長
9 食品表示制度の弾力的運用	消費・安全部長
10 飼料の安定供給対策	生産部長
11 種子の安定供給対策（稲、麦及び大豆）	生産部長
12 病虫害防除対策	消費・安全部長
13 家畜衛生対策	消費・安全部長
14 営農技術指導	生産部長
15 家畜移動	生産部長
16 相談窓口の設置・対応	
16-1 被害農業者の被害に関する相談窓口	企画調整室長
16-2 消費者からの緊急相談窓口	消費・安全部長
③ 災害復旧	
17 災害復旧（農業共同利用施設）	経営・事業支援部長
18 災害復旧（農地・農業用施設、公共土木（農地海岸、地すべり対策（農地）））	農村振興部長
④ 金融	
19 金融対策	経営・事業支援部長
⑤ 職員等の安否確認、庁舎管理等	
20 職員等に係る安否確認	総務部長
21 庁舎等管理に係る対策	総務部長
22 宿舍管理に係る対策	総務部長
23 安全管理等に係る対策（負傷者の救護等）	総務部長
24 情報システムに係る対策	総務部長
25 執行可能な予算金額の把握等	総務部長

4 関東森林管理局

関東森林管理局災害対策本部組織図



5 関東経済産業局

○ 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部本部長 <局長>

災害対策本部副本部長 <総務企画部長>

災害対策本部部員 <次のうちから本部長が任命する>

地域経済部長、産業部長、資源エネルギー環境部長、総務企画部次長、地域経済部次長、電源開発調整官、地域エネルギー振興企画官、総務課長、政策評価広報課長、会計課長、企画調査課長、地域経済課長、企業立地支援室長、産業技術革新課長、地域振興課長、次世代・情報産業課長、産業振興課長、国際課長、消費経済課長、製造産業課長、アルコール室長、流通・サービス産業課長、中小企業課長、中小企業金融課長、経営支援課長、資源エネルギー環境課長、電力事業課長、資源・燃料課長、ガス事業課長、東京通商事務所長、横浜通商事務所長、その他の当局職員

課 室 名	所 掌 事 務
総務課	1 情報の収集、伝達その他防災に関する事務の総合調整に関すること。 2 中央防災会議並びに地方防災会議に設置される災害対策本部その他関係機関との連絡又は協議に関すること。 3 防災上必要な教育及び訓練の実施に関すること。 4 防災関係備品の整備に関すること。 5 災害対策本部の事務で他の所掌に属しないもの。
政策評価広報課	1 広報に関すること。 2 防災上必要な情報システムの整備に関すること。
会計課	1 庁舎内外の国有財産の被害状況の把握及び復旧等の措置に関すること。 2 消防用設備の点検等職員の安全確保に関すること。 3 その他庁舎内の防火管理に関すること。
企画調査課	管内の経済状況の把握、情報の収集に関すること。
地域経済課	1 総務課及び地域経済部内との連絡に関すること。 2 地域経済部の所掌に係る事業に関する災害の防止に関する事務を総括すること。
企業立地支援課	工業用地下水の汲上げによる地盤沈下その他工業用水及び工業用水道に係る災害の防止に関すること。
産業技術革新課	公設試験研究機関の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
地域振興課	産業クラスター参加機関の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
次世代・情報産業課	情報サービス業その他所掌事業に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。
産業振興課	1 総務課及び産業部内との連絡に関すること。 2 産業部の所掌に係る事業に関する災害の防止に関する事務を総括すること。
アルコール室	アルコール事務所への連絡及び被害状況の把握、情報の収集に関すること。
国際課	1 輸出製品に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2 災害発生証明書の交付等に関すること。
消費経済課	電気用品、ガス用品の安全の確保に関すること。
製造産業課	1 機械工業、鉄鋼業、化学工業その他所掌事業に係る被害状況の把握、情報収集に関すること。 2 繊維工業、雑貨工業その他所掌事業に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。
流通・サービス産業課	大規模小売店舗等の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
中小企業課 中小企業金融課 経営支援課	1 中小企業者に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2 中小企業者の復旧資金の融通その他防災上必要な措置の実施に関すること。
資源エネルギー環境課	1 総務課及び資源エネルギー環境部内との連絡に関すること。 2 資源エネルギー環境部の所掌に係る事業に関する災害の防止に関する事務を総括すること。
電力事業課	電気の需給の調整に関すること。
資源・燃料課	1 石油製品販売事業者の被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2 採石、砂利採取に伴う災害の防止に関すること。 3 各種鉱山の被害状況の把握、情報の収集に関すること。
ガス事業課	ガスの供給に関すること。
東京通商事務所 横浜通商事務所	1 輸出製品に係る被害状況の把握、情報の収集に関すること。 2 災害発生証明書の交付等に関すること。

6 関東東北産業保安監督部

○ 災害対策本部の組織及び事務分掌

【災害対策本部】

役 職	担当部署
本 部 長	部長
副 本 部 長	産業保安監督管理官
本 部 員	企画調整官 管理課長、電力安全課長、保安課長、鉱山保安課長、総括鉱務監督官、鉱害防止課長
本部員候補	管理課課長補佐（総括）、電力安全課課長補佐（総括）、保安課課長補佐（総括）、鉱山保安課課長補佐（総括）、鉱山保安課課長補佐（石油総括）、鉱害防止課課長補佐（総括）、管理課課長補佐（防災担当） 電力安全課（課長補佐）、保安課（課長補佐）、鉱山保安課（課長補佐）、鉱害防止課（課長補佐） 管理課（総括係長）、同（管理係長）、同（広報・情報公開係長）、電力安全課（総括係長）、同（発電係長）、同（火力係長）、保安課（総括係長）、同（高圧ガス火薬係長）、鉱山保安課（総括係長）、同（監督係長）、同（石油総括係長）、鉱害防止課（総括係長）、同（鉱害監督係長）

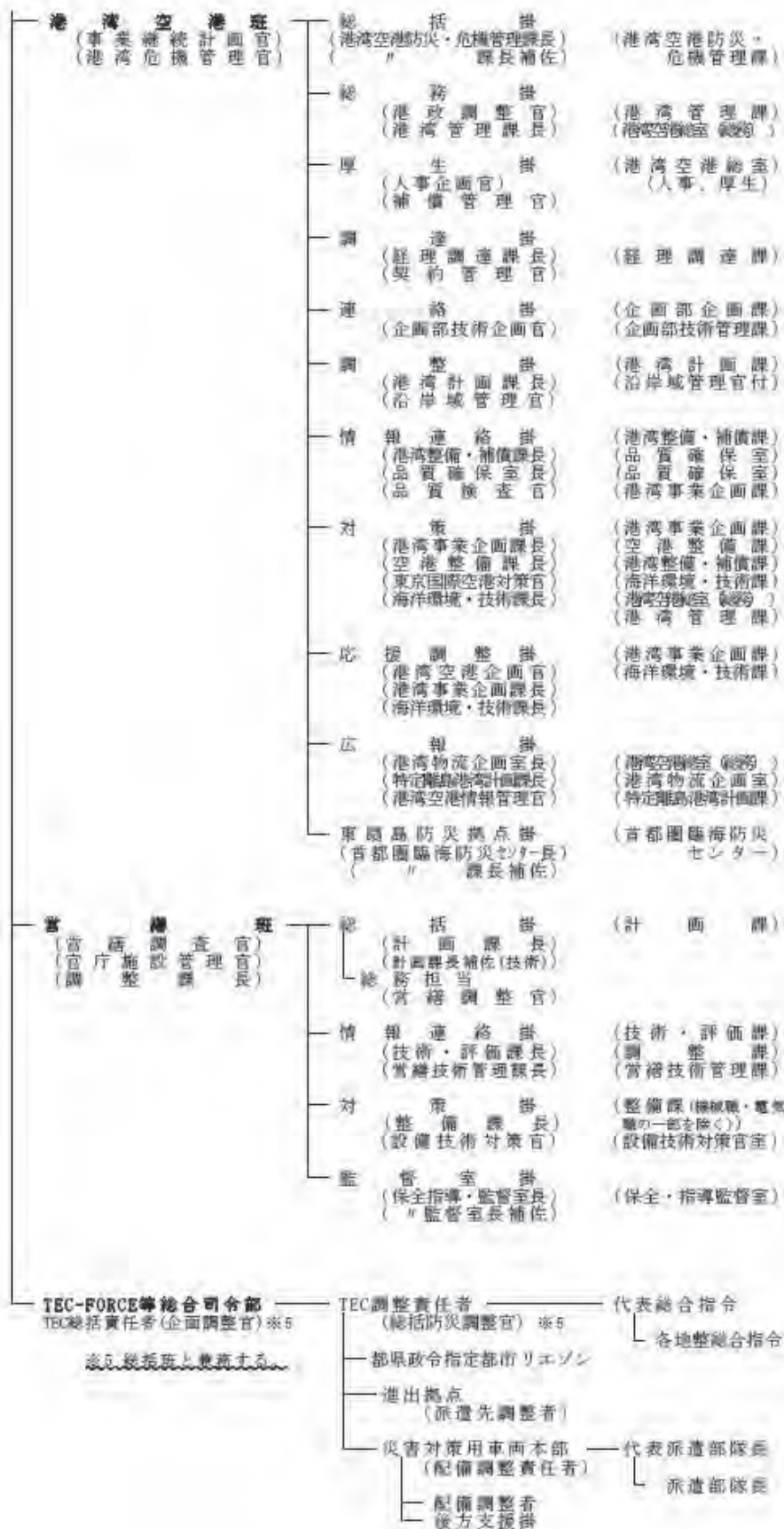
※本部長（部長）は、上記本部員候補の中から本部員を任命する。

課 名	事 務 分 掌
管理課	1. 情報の収集及び伝達その他防災に関する事務を総括すること 2. 中央防災会議並びに地方防災会議に設置される災害対策本部その他関係機関との連絡又は協議に関すること 3. 防災上必要な教育及び訓練の実施に関すること 4. 災害対策本部の事務で他の所掌に属しないもの
電力安全課	1. 変電所、送電線その他の電気施設に係る災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること 2. 電気施設に係る災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること
保安課	1. ガスに関する施設に関する災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること 2. 火薬類、一般高圧ガス、液化石油ガスなどの危険物及び石油コンビナートによる災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること
鉱山保安課	1. 鉱山における災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関すること（鉱害に関するものを除く。） 2. 石油・天然ガス鉱山における災害の防止、災害応急対策、災害復旧、その他防災に関することは事務分掌規程に基づき定められた担当において行う。
鉱害防止課	1. 鉱山における鉱害の防止、応急対策、災害復旧、その他鉱害に関すること。

○ 災害対策本部の本部組織表

本部長 — 副本部長 — 災害対策室総括責任者
(局長) (副局長) (企画部長)





8 関東運輸局

○ 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部 本部長 <局 長>

災害対策本部 副本部長 <次 長>

災害対策本部 本部員

総務部長、交通政策部長、観光部長、鉄道部長、自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、海事振興部長、海上安全環境部長、総務部次長、同部安全防災・危機管理調整官、同部総務課長、同部人事課長、同部会計課長、同部広報対策官

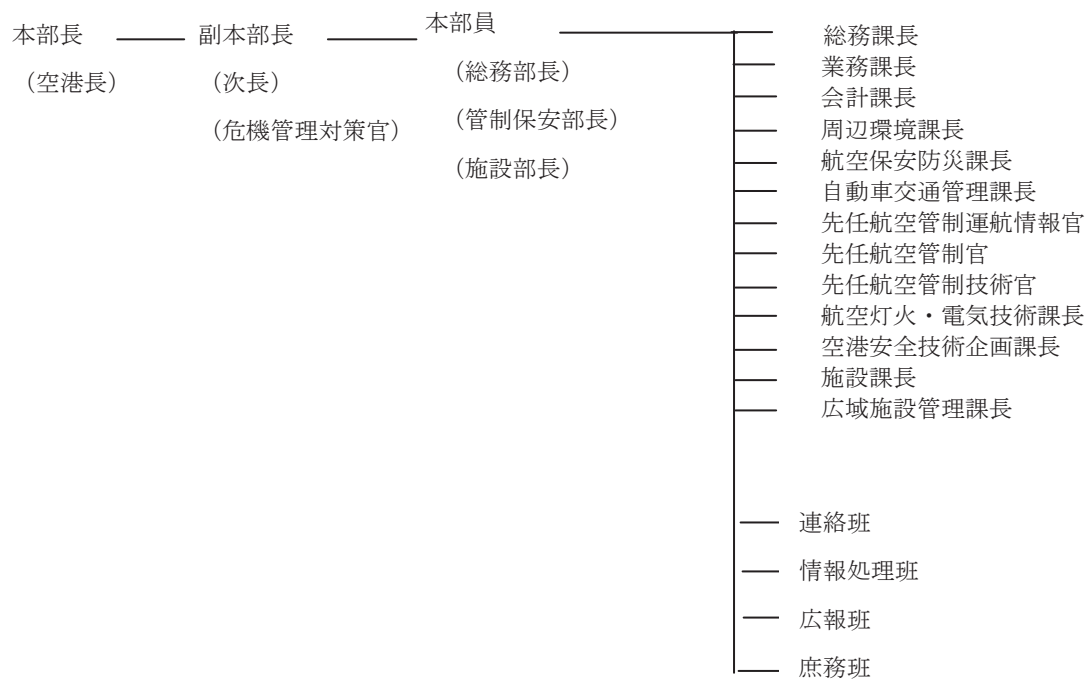
災害対策本部支援チーム

	構成員	担当事務
総括・広報班	総務部安全防災・危機管理調整官（班長）、同部総務課長（副班長）、同部広報対策官、同部安全防災・危機管理課長（副班長）	・災害全般の状況、関係省庁の動向に関すること ・自治体との連絡調整に関すること ・住民及びマスコミへの広報に関すること ・災害対策本部の運営に関すること
職員・庁舎班	総務部人事課長（班長）、同部会計課長（副班長）	・来庁者、職員及び職員の家族に関すること ・他局職員の応援要請に関すること ・技能職員及びボランティアに関すること ・庁舎の被災対応に関すること ・設備、物品、食料等の調達に関すること
緊急輸送班	交通政策部計画調整官（班長）、同部環境・物流課長（副班長、兼任）、自動車交通部貨物課長（兼任）、海事振興部旅客課長（兼任）、貨物課長（兼任）	・緊急輸送計画に関すること
代替輸送班	交通政策部交通企画課長（班長）、同部消費者行政・情報課長、観光部観光企画課長（兼任）、同部国際観光課長（兼任）同部観光地域振興課長（兼任）、鉄道部監理課長（兼任）、自動車交通部旅客第一課長（兼任）、海事振興部旅客課長（兼任）、貨物課長（兼任）	・代替輸送計画に関すること ・帰宅困難者対策に関すること
鉄道班	鉄道部監理課長（班長、兼任）、同部計画課長、同部技術第一課長、同部技術第二課長、同部安全指導課長（副班長）、首席鉄道安全監査官	・乗客等の被害状況に関すること ・鉄道の運行状況に関すること ・鉄道施設・車両の被害状況及び復旧見通しに関すること ・不通区間の代替輸送に関すること

自動車班	自動車交通部旅客第一課長（班長、兼任）、同部旅客第二課長、同部貨物課長（兼任）、交通政策部環境・物流課長（兼任）、自動車監査指導部首席自動車監査官（旅客）（副班長）、同部首席自動車監査官（貨物）、自動車技術安全部管理課長（副班長）、同部保安・環境課長、同部整備課長、同部技術課長	・乗客等の被害状況に関すること ・自動車の運行状況に関すること ・道路（一般、高速）の被害状況及び復旧見直しに関すること ・自動車による緊急・代替輸送に関すること
海上交通班	海事振興部旅客課長（班長、兼任）、同部貨物課長（兼任）、同部港運課長、同部船舶産業課長、同部船員労政課長（兼任）、海上安全環境部調整官（副班長）、同部監理課長、同部船舶安全環境課長、同部船員労働環境・海技資格課長、同部次席海技試験官、同部次席運航労務監理官、同部次席海事技術専門官（検査）、同部次席海事技術専門官（測度）、同部次席外国船舶監督官	・乗客等の被害状況に関すること ・船舶の運航状況に関すること ・船舶、港湾施設の被害状況及び復旧見直しに関すること ・船舶による緊急・代替輸送に関すること ・帰宅困難者の宿泊施設（船舶）の確保に関すること（副）
倉庫班	交通政策部環境・物流課長（班長）	・従業員の被害状況に関すること ・物流施設、保管貨物の被害状況及び復旧見直しに関すること ・倉庫での緊急輸送物資の一時保管、積替に関すること
宿泊施設班	観光部観光企画課長（班長）、同部国際観光課長、同部観光地域振興課長、海事振興部船員労政課長（副班長）	・宿泊者等の被害状況に関すること ・宿泊施設の被害状況及び復旧見直しに関すること ・帰宅困難者の宿泊施設の確保に関すること（正）

9 東京航空局(東京空港事務所)

災害対策本部の組織図



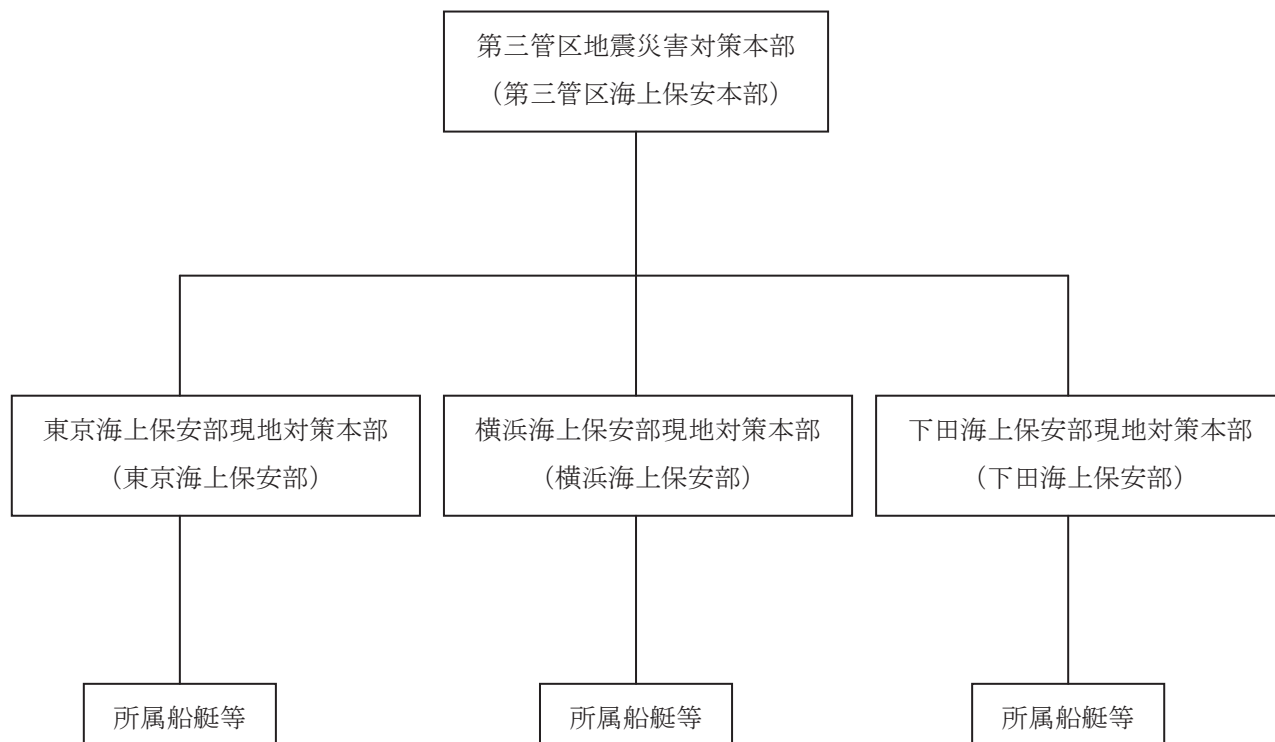
10 関東地方測量部

国土地理院関東地方測量部地方災害対策本部

区分	職名
本部長	部長
副本部長	次長
	防災課長
	測量課長
本部員	地理空間情報管理官
	管理課長
	防災課防災企画係長
	防災課防災情報係長
	主任指導官
	管理課総務係長
	管理課総務係員
	測量課技術専門員
	調査係長

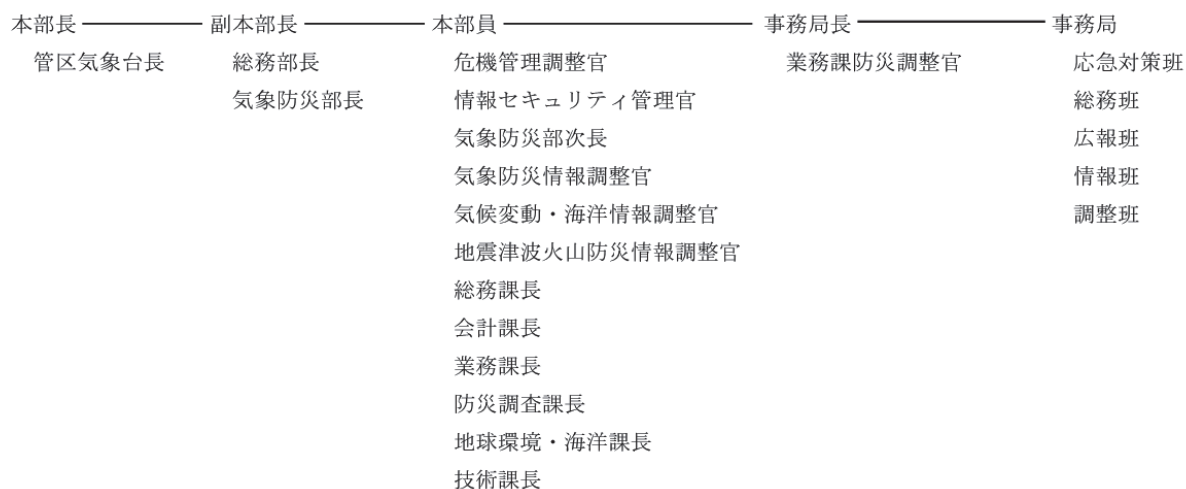
1 1 第三管区海上保安本部

発災時の活動体制図



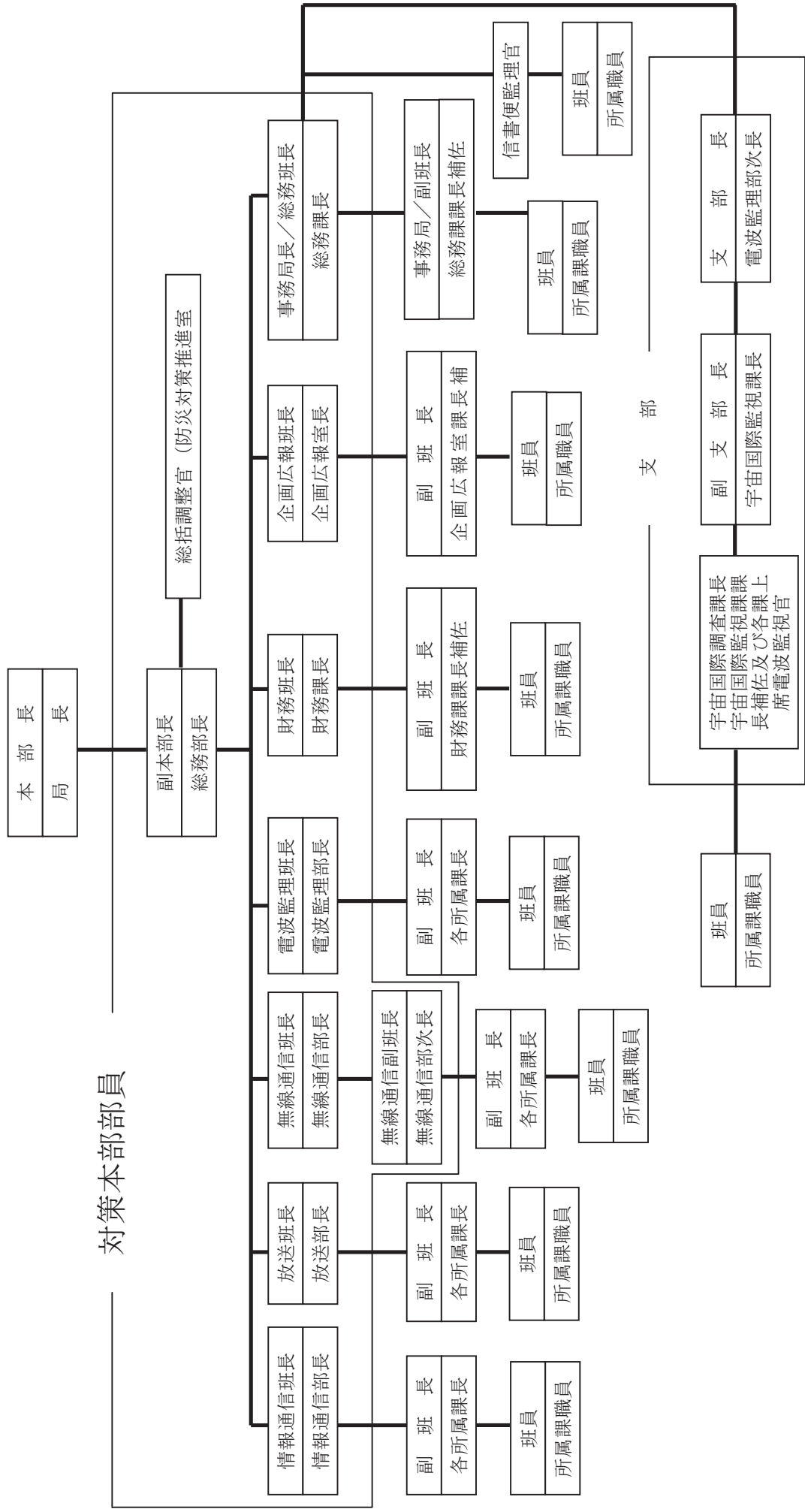
1 2 東京管区気象台

○ 東京管区気象台災害対策本部の本部組織



1 3 関東総合通信局

対策本部組織図



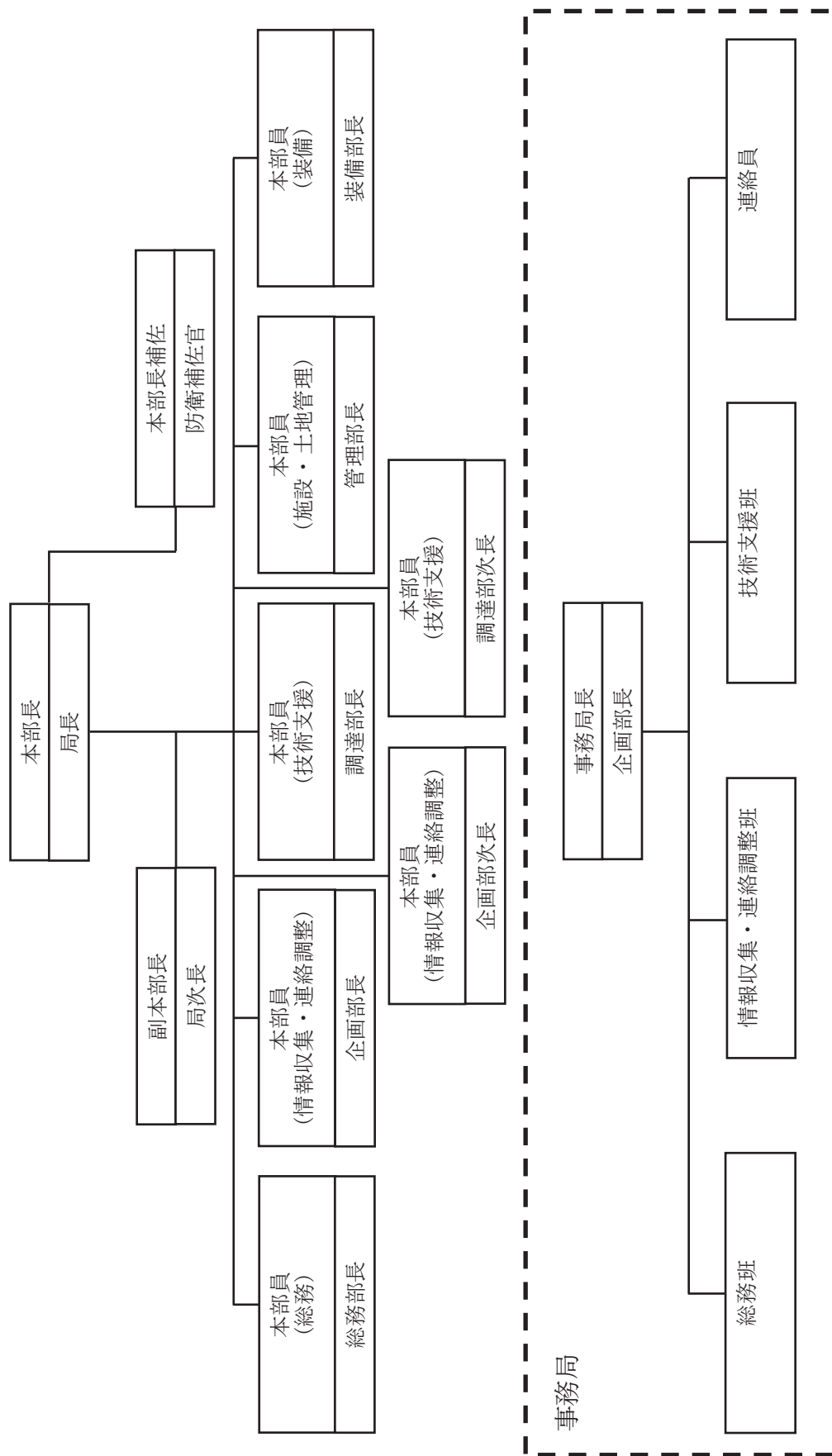
1 4 関東地方環境事務所

災害対策業務分担表

○災害対策本部	
本部長 副本部長 本部員	所長 総務課長 保全統括官 放射能汚染対策課長 廃棄物・リサイクル対策課長 環境対策課 野生生物課 国立公園課長 自然環境整備課長 事務局：総務課

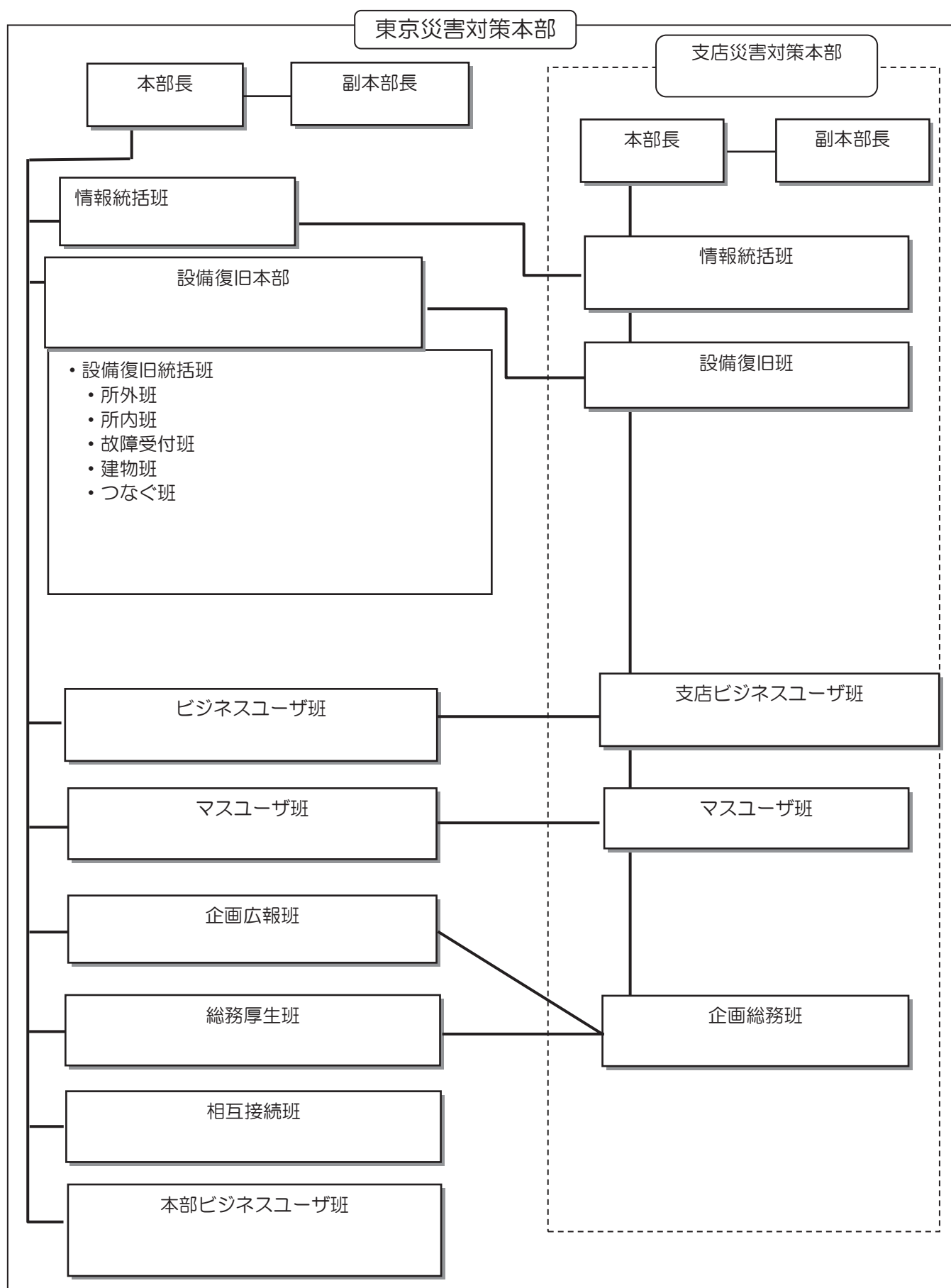
○災害対策業務分担	
総務課	・管内被害状況の把握・広報 ・災害対策本部事務局の運営
放射能汚染対策課	・放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
廃棄物・リサイクル対策課	・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ・災害廃棄物処理対策支援
環境対策課	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
野生生物課	・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 ・有害危険動物の拡散対応 ・災害ペット対策
国立公園課 自然環境整備課	・国立公園の被災・損壊対応

北関東防衛局緊急事態等対策本部組織図
(大規模震災が発生した場合)



16 NTT東日本

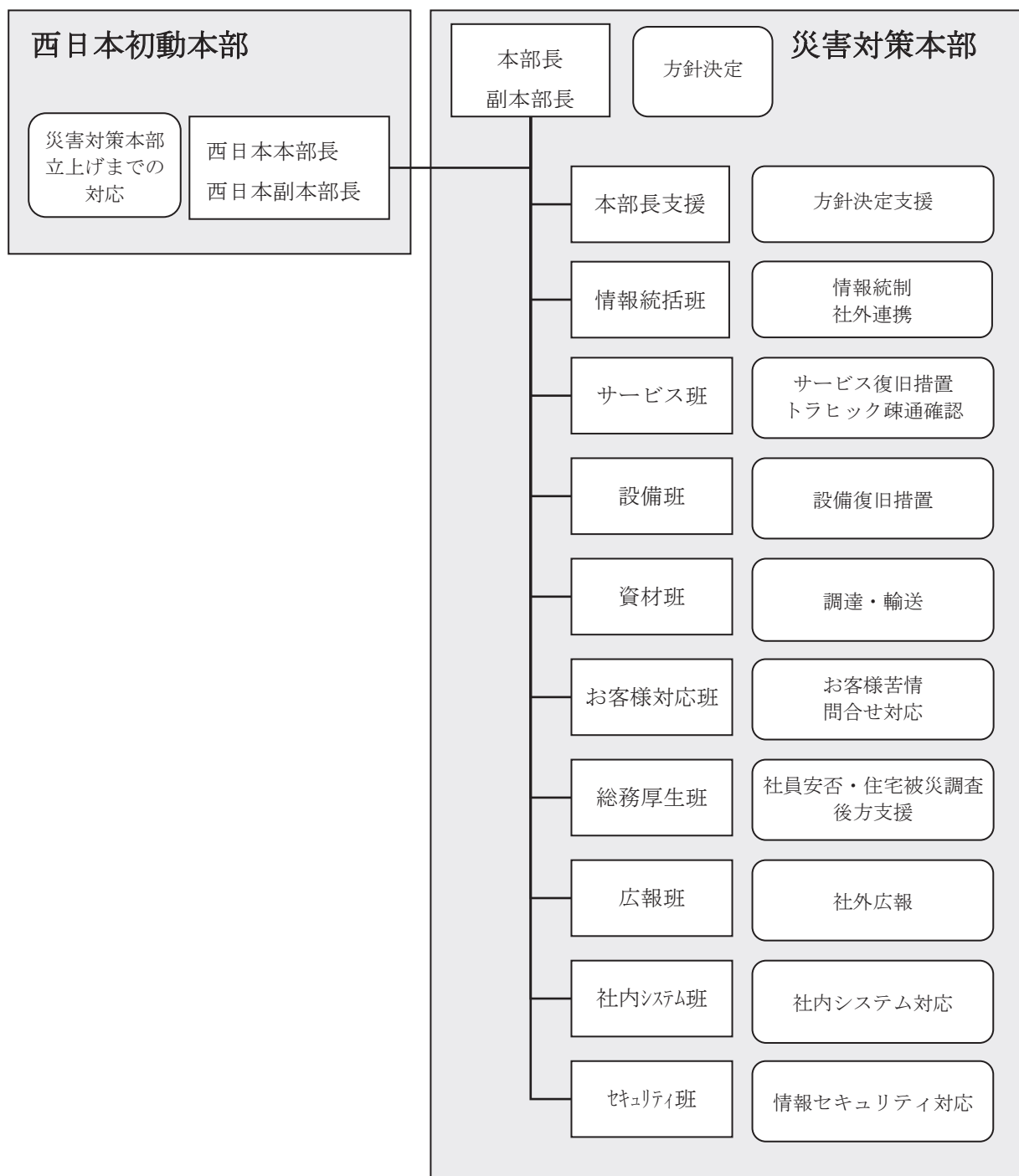
○東京災害対策本部の組織体制



17 NTTコミュニケーションズ

災害対策本部の組織体制および情報伝達体制

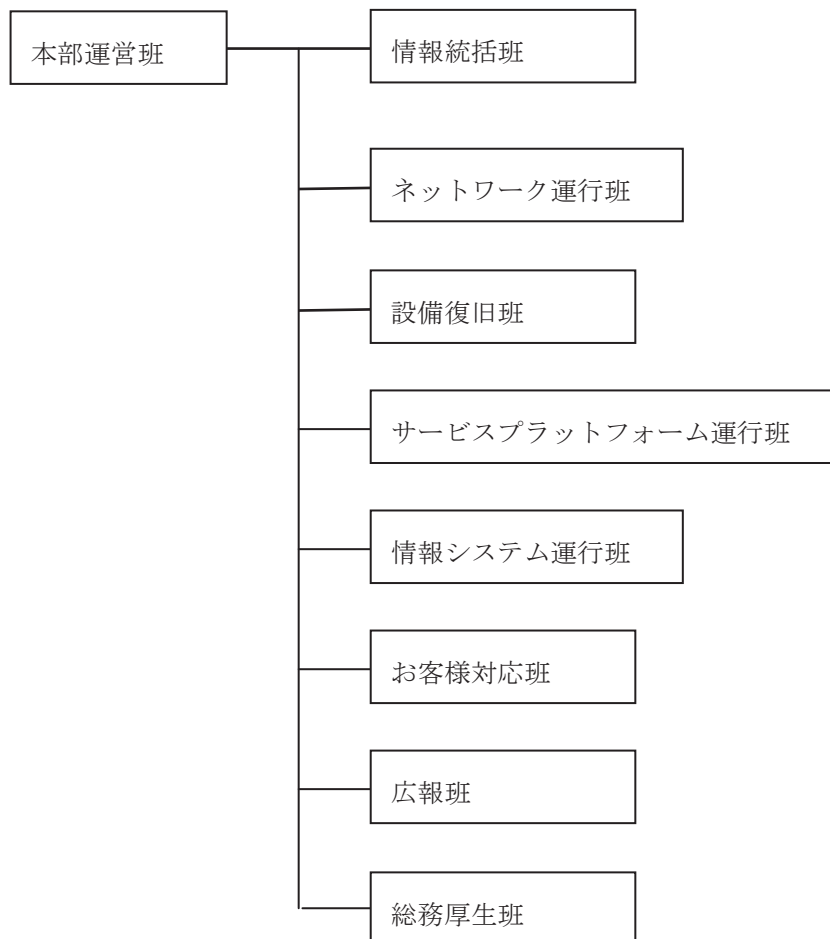
(強化地域における警戒宣言の発令、及び災害等発生時、又は大規模故障が発生した場合に設置する。)



18 NTTドコモ

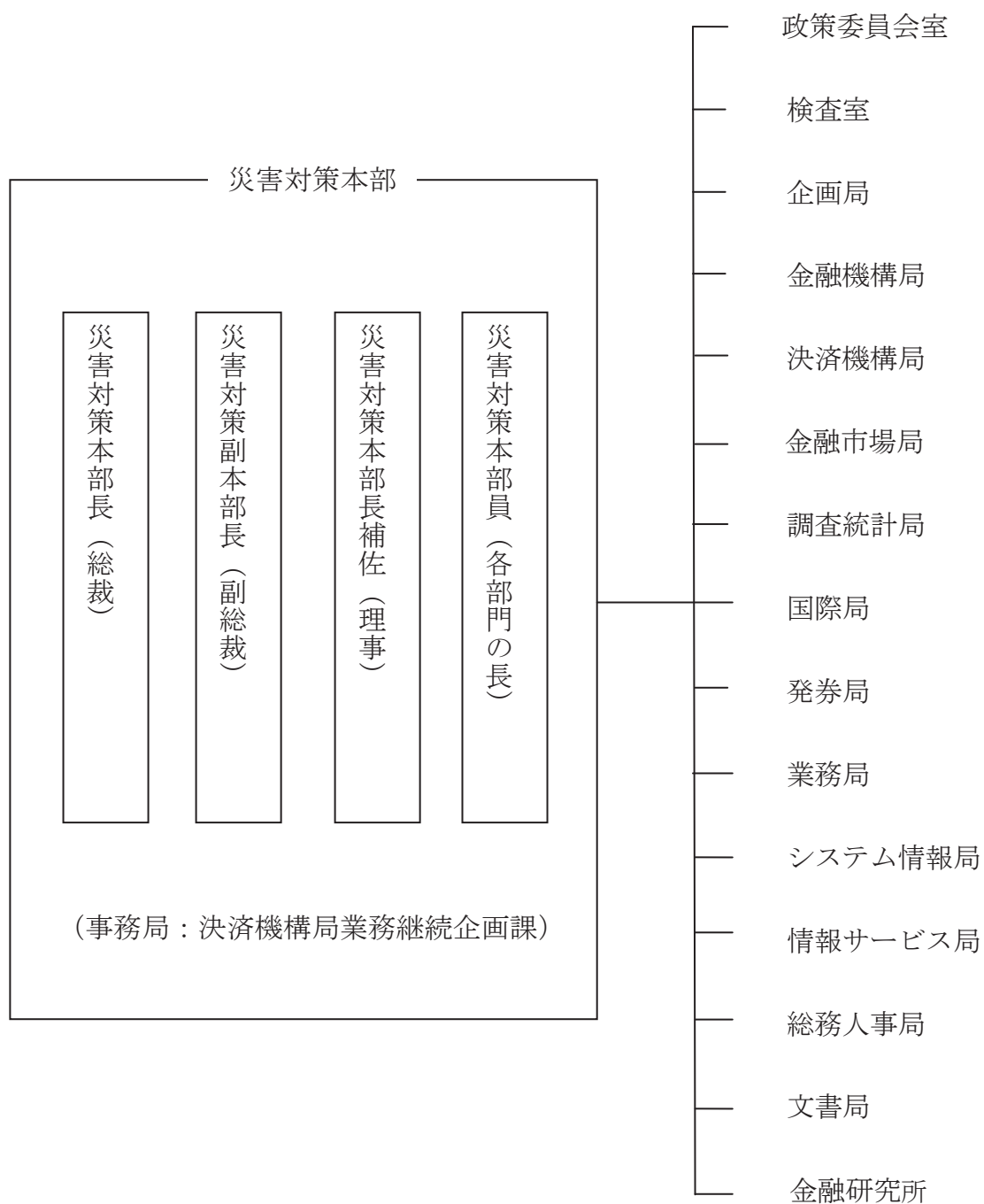
○ 災害対策本部の組織体制及び情報伝達系統

(災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合に設置する。)



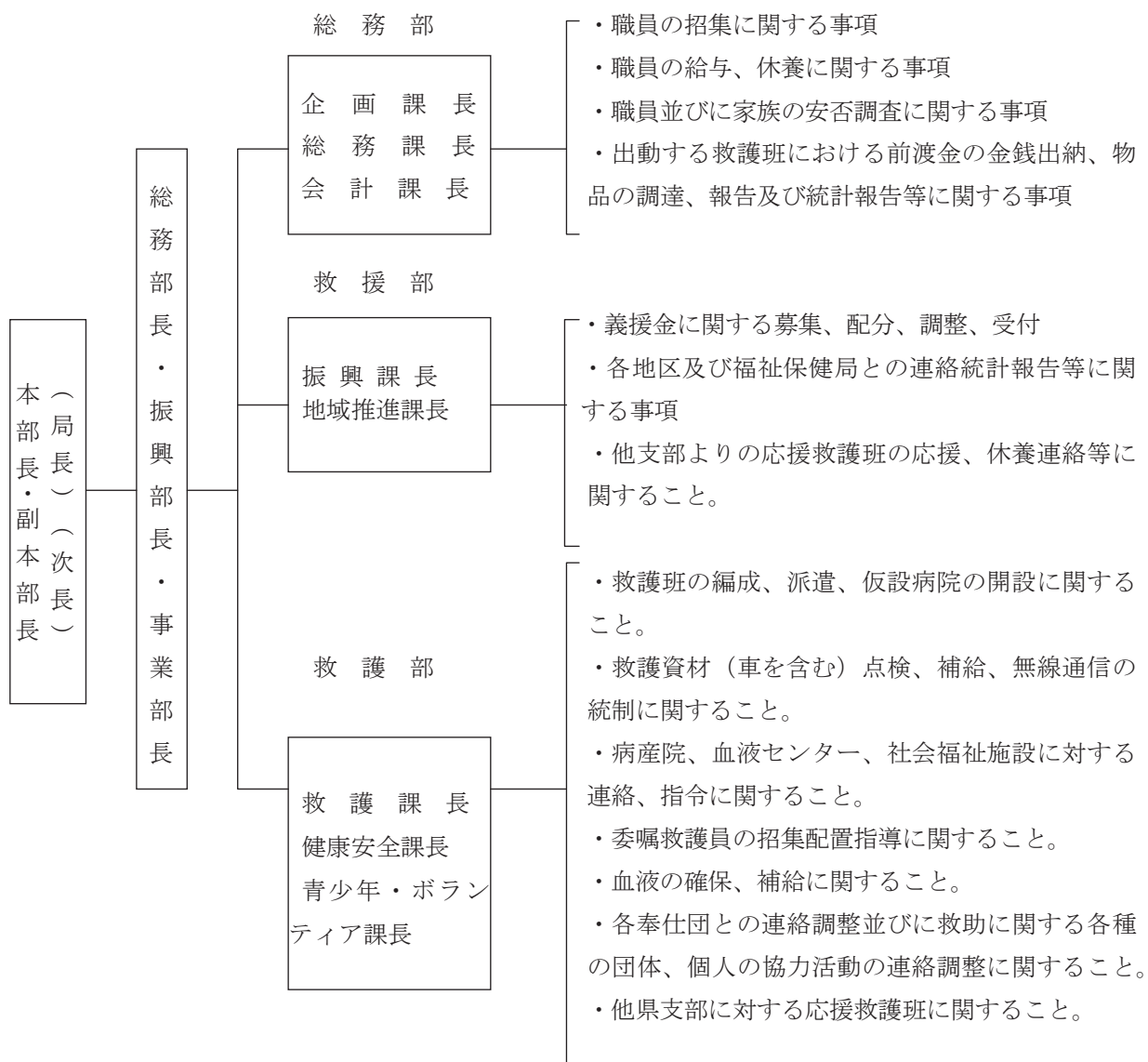
19 日本銀行

○ 災害対策本部の構成



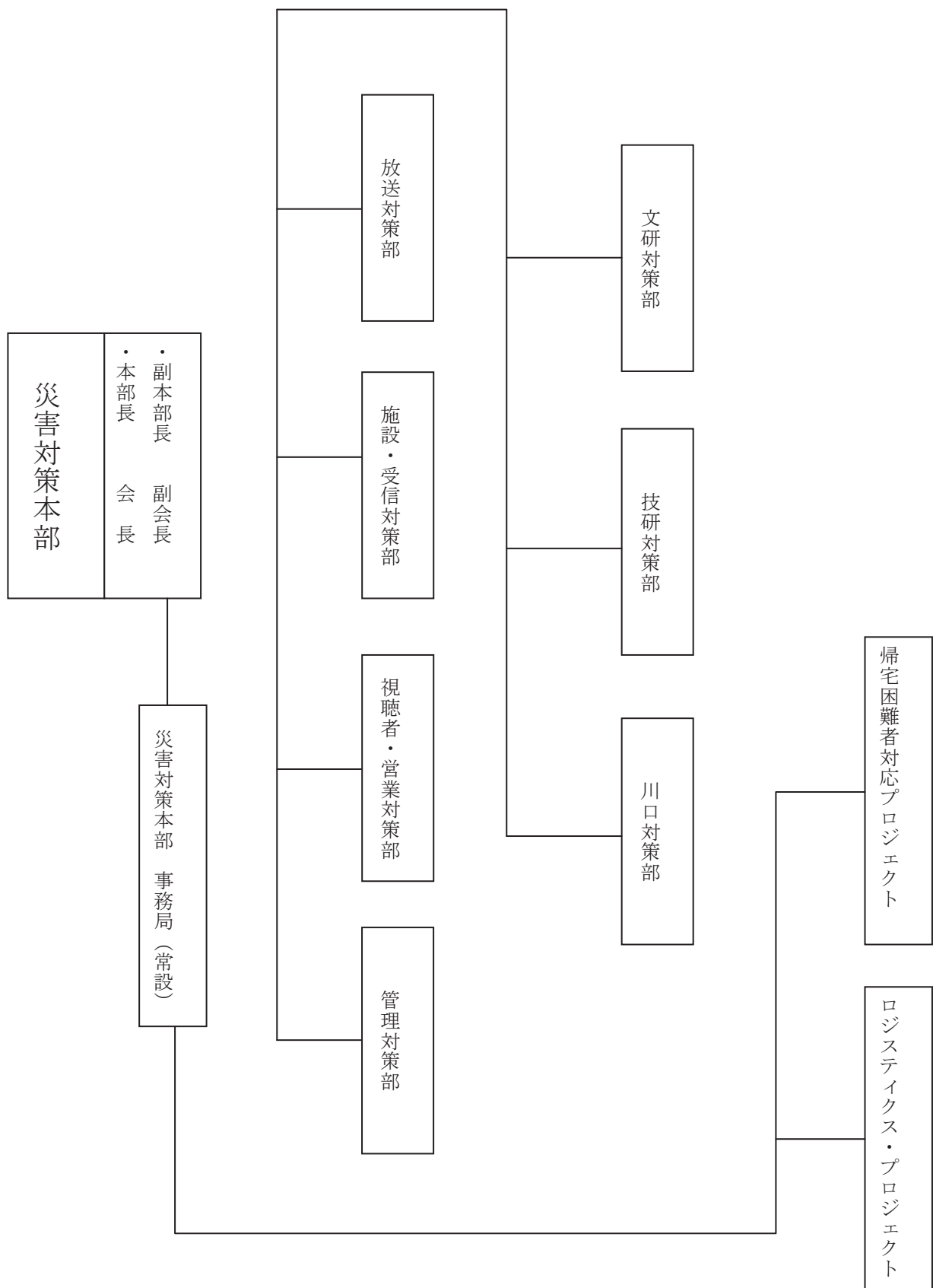
20 日赤東京都支部

○ 災害対策本部の組織及び事務分掌



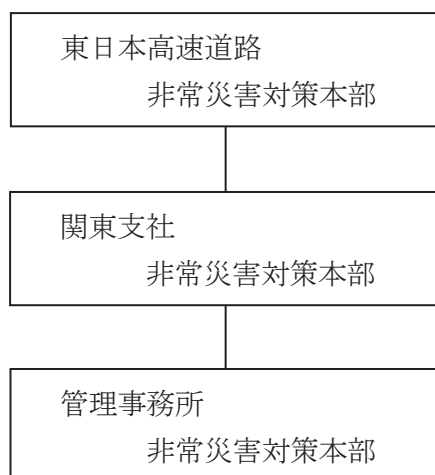
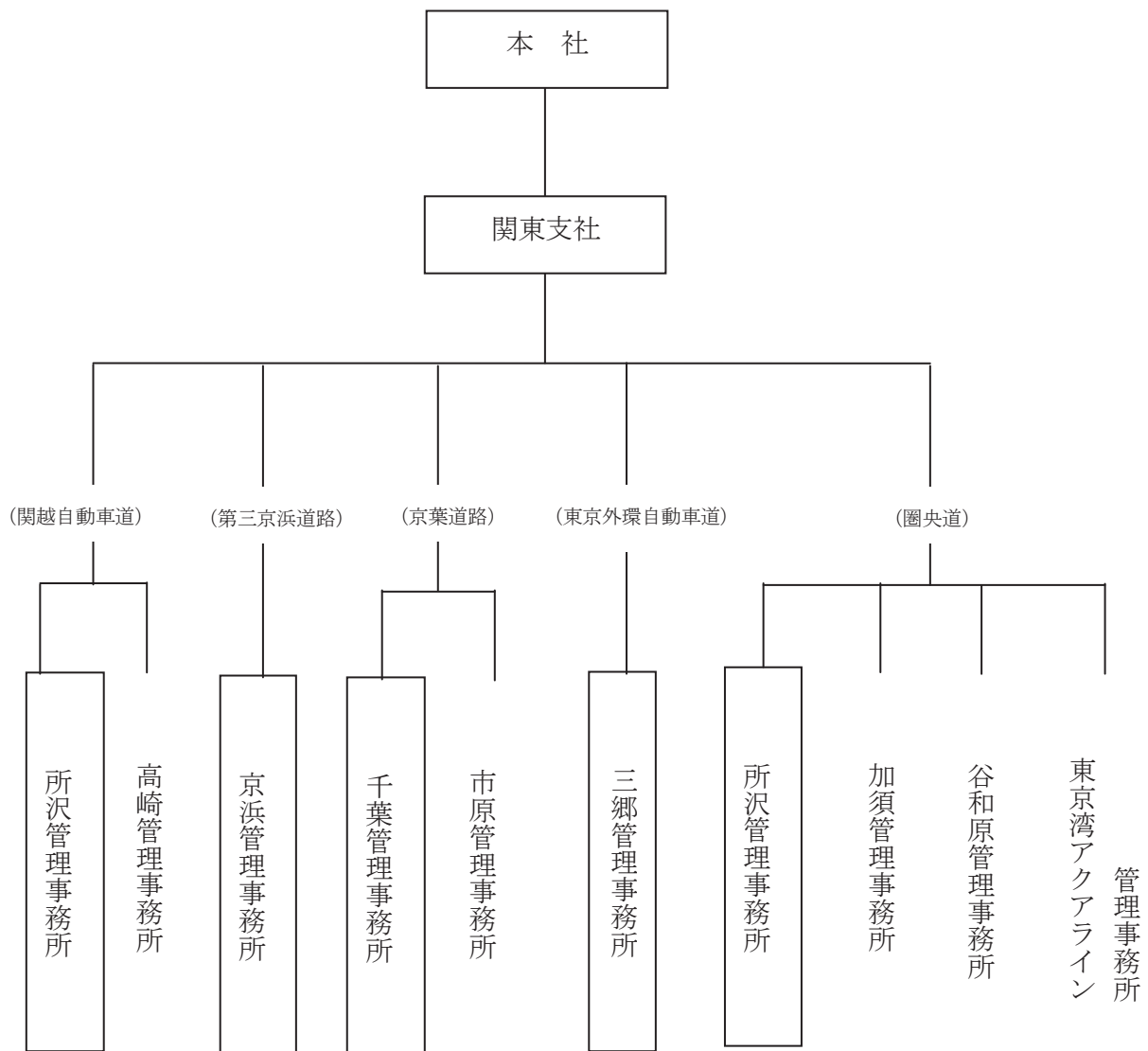
2 1 日本放送協会

○ 災害対策本部の組織図



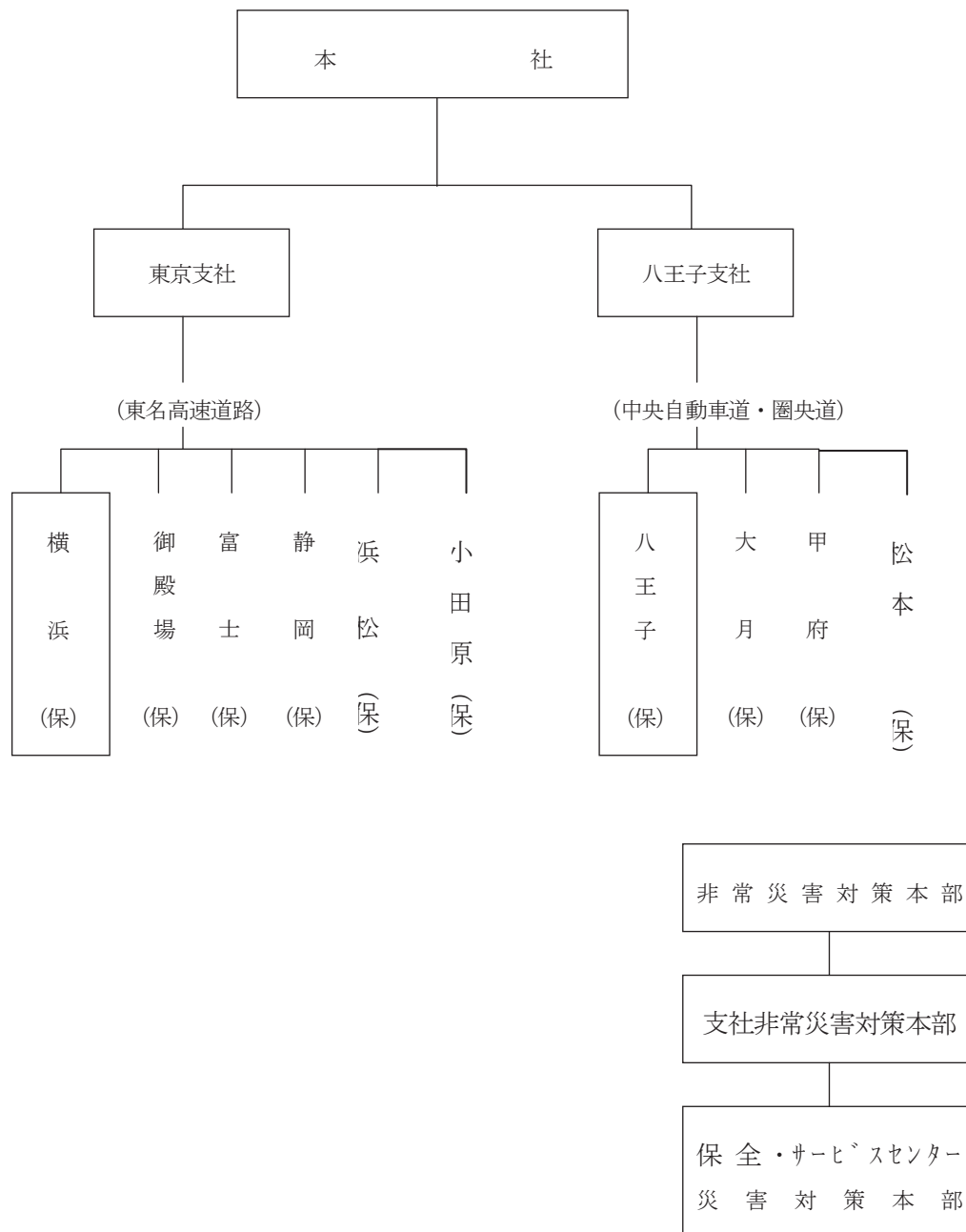
2 2 東日本高速道路

○ 防災体制の組織



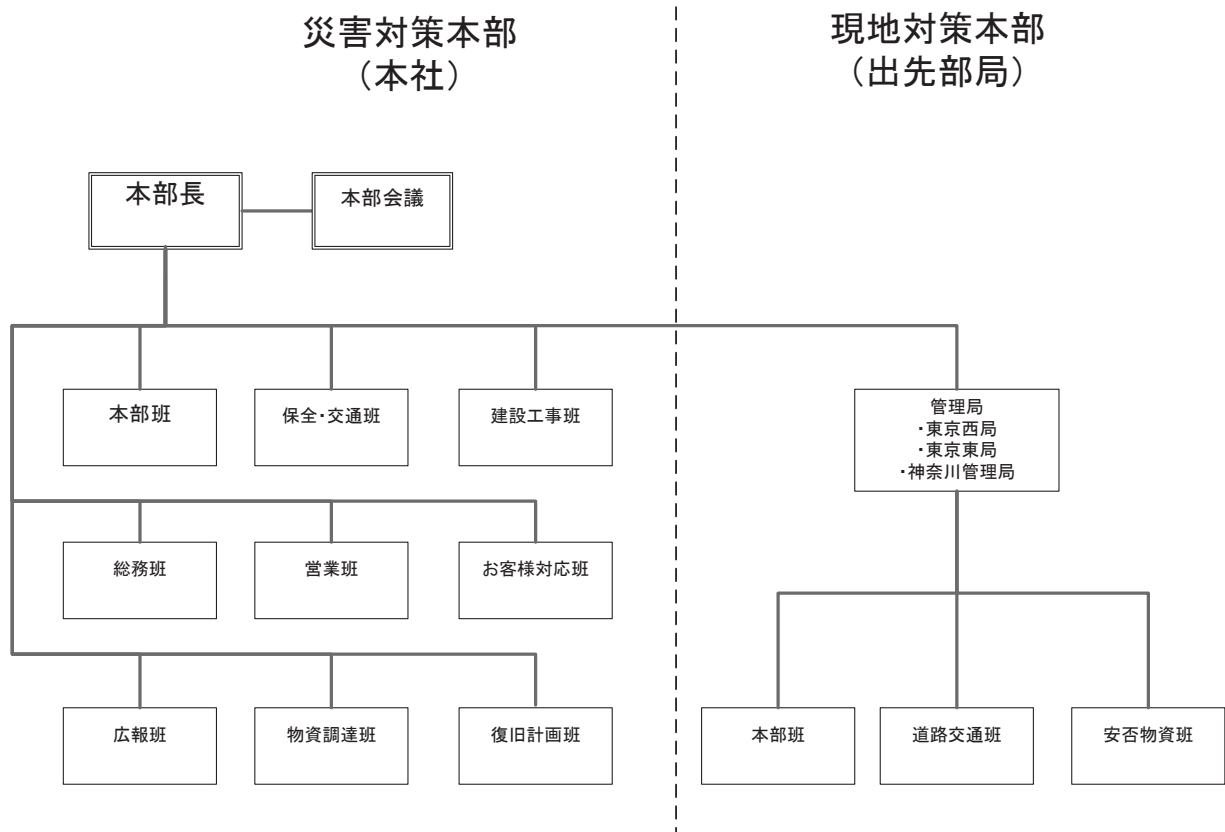
2 3 中日本高速道路

○ 防災体制の組織



※（保）：保全・サービスセンター略称

2 4 首都高速道路



2 5 水資源機構

防災本部構成一覽

	注 意 態 勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非 常 態 勢	備 考
本部長	危機管理監が指名する者 (危機管理監)	危機管理監が指名する者 (危機管理監)	理事長が指名する者 (危機管理監)	理事長	1. 本部長及び副本部長の（ ）は、地震・津波・風水害対策以外（以下「その他」という。）とする。 2. 副本部長において、理事長又は危機管理監が指名する者とは、事案に応じてダム事業部長、ダム事業部次長（管理）、水路事業部長、水路事業部次長から指名する。 【共通】 1. 自宅待機 注意態勢においては、自宅等において防災業務を行うことができる。ただし、注意態勢要員に対し、情報の伝達を適切に行う。 2. 各班長は原則として以下の通りとする。 事務局長（危機管理監）、総務班長（総務部長）、広報班長（経営企画部長）、調整班長（技術管理室長）、ダム班長（ダム事業部長）、水路班長（水路事業部長） 3. 各班の協力 各班の態勢時に人員が必要なときは各班は相互に協力する。 4. 班長が指定する者 各班長が指定する者は別表3の構成の中から指名する。 【地震・津波・風水害対策・その他】 理事長又は危機管理監不在時の代行者は以下の通りとする。 1. 注意態勢、第一警戒態勢 ダム事業部長→水路事業部長→ダム事業部次長（管理）→水路事業部次長→ダム事業部ダム管理課長→水路事業部利水課長 2. 第二警戒態勢 ダム事業部長→水路事業本部長→危機管理監→ダム事業部長→水路事業部長→ダム事業部次長（管理）→水路事業部次長 3. 非常態勢 副理事長→ダム事業本部長→水路事業本部長→経営企画本部長→総務人事本部長→財務用地本部長 【水質事故・第三者に起因する大規模災害】 理事長又は危機管理監不在時の代行者は以下の通りとする。 1. 注意態勢、第一警戒態勢及び第二警戒態勢 【地震・津波・風水害対策】 の1.と同様。 2. 非常態勢 【地震・津波・風水害対策】 の3.と同様。
副本部長	危機管理監が指名する者	危機管理監が指名する者	理事長が指名する者 (危機管理監が指名する者)	副理事長	
本部員				各理事 各監事 技師長	
事務局	事務局長が指定する者	事務局長が指定する者	事務局長が指定する者	事務局長が指定する者	
総務班		総務班長が指定する者	総務班長が指定する者	総務班長が指定する者	
広報班	広報班長が指定する者	広報班長が指定する者	広報班長が指定する者	広報班長が指定する者	
調整班		調整班長が指定する者	調整班長が指定する者	調整班長が指定する者	
ダム班	ダム班長が指定する者	ダム班長が指定する者	ダム班長が指定する者	ダム班長が指定する者	
水路班	水路班長が指定する者	水路班長が指定する者	水路班長が指定する者	水路班長が指定する者	

防災本部業務内容一覽

	構 成	注 意 態 勢	第 一 警 戒 態 勢	第 二 警 戒 態 勢	非 常 態 勢
事務局	(局長) 危機管理監 (副局長) 設備保全室長 (副局長) 管理調整室長 特命審議役 (関東事業担当) 関東事業担当 管理調整室 設備保全室 (建築課除く) 監査室 危機管理監付	・防災業務の総合調整、窓口 ・東海地震に係わる情報収集 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・利水者対応	・防災業務の総合調整、窓口 ・内閣府、東京都との無線通信、関東防災連絡会との連絡 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・利水者対応	・防災業務の総合調整、窓口 ・内閣府、東京都との無線通信、関東防災連絡会との連絡 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・組立式衛星無線通信装置の設置 ・利水者対応	・防災業務の総合調整、窓口 ・東海地震に係わる地震予知情報等の情報収集 ・内閣府、東京都との無線通信、関東防災連絡会との連絡 ・防災情報の収集、共有 ・通信設備、予備電力の確保 ・組立式衛星無線通信装置の設置 ・利水者対応
総務班	(班長) 総務部長 (副班長) 人事部長 (副班長) 用地管財部長 常務参与 特命審議役 総務部総務課 人事部 用地管財部 設備保全室 (建築課)		・庁舎、宿舍の点検 ・役職員及び家族の安否確認 ・炊き出し等 ・本社職員等被災者の対応 ・来庁者の避難誘導	・庁舎、宿舍の点検 ・役職員及び家族の安否確認 ・炊き出し等 ・本社職員等被災者の対応 ・来庁者の避難誘導	・庁舎、宿舍の点検 ・役職員及び家族の安否確認 ・炊き出し等 ・本社職員等被災者の対応 ・来庁者の避難誘導
広報班	(班長) 経営企画部長 (副班長) 経営企画部次長 首席審議役 総務部広報課 経営企画部	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録	・広報に関する業務 ・メディア情報等の収集 ・防災業務全体の記録
調整班	(班長) 技術管理室長 (副班長) 財務部長 財務部 技術管理室		・支援体制（人員・物資機材）の確保、調整、派遣 ・関係機関への情報連絡員の派遣調整、派遣 ・支援者及び情報連絡員の連絡窓口 ・機構施設影響による第三者被災者の対応 ・緊急通行車両の標章及び証明書の交付手続き	・支援体制（人員・物資機材）の確保、調整、派遣 ・関係機関への情報連絡員の派遣調整、派遣 ・支援者及び情報連絡員の連絡窓口 ・機構施設影響による第三者被災者の対応 ・緊急通行車両の標章及び証明書の交付手続き	・支援体制（人員・物資機材）の確保、調整、派遣 ・関係機関への情報連絡員の派遣調整、派遣 ・支援者及び情報連絡員の連絡窓口 ・機構施設影響による第三者被災者の対応 ・緊急通行車両の標章及び証明書の交付手続き
ダム班	(班長) ダム事業部長 (副班長) ダム事業部次長 ダム事業部	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)	・ダム事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡(水路施設含む)
水路班	(班長) 水路事業部長 (副班長) 水路事業部次長 水路事業部	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡	・水路事業部所管事務所に係る防災業務の状況把握、指示等 ・主務省への報告・連絡 ・関東地方水質汚濁対策連絡協議会との連絡

2 6 国立病院機構

○ 災害対策本部の組織及び事務分掌

国立病院機構災害対策本部

本部長：理事長 / 副本部長：副理事長 / 本部員：全ての常勤理事、部長

① 総 括 班	【班長：総務課長】【班の構成：総務課、人事課】
1. 災害対策本部の庶務に関すること 2. 災害対策本部への連絡に関すること 3. 本部職員の現地災害対策本部への派遣に関すること 4. 厚生労働省への報告に関すること 5. その他、他の班に属さないこと	
② 情 報 収 集 班	【班長：企画調整課長】【班の構成：企画調整課、経営課、評価課、指導課】
以下に掲げる事項の情報収集に関すること イ. 被災地域の被災状況（当該地域のライフライン、通信、交通、物流、避難所などの情報をテレビやラジオ等から収集） ロ. 被災した NHO 病院の被災状況（当該病院のライフライン、通信、患者・職員の死傷者の状況等の情報を病院から収集） ハ. 被災した NHO 病院の近隣医療機関の活動状況（広域災害・救急医療情報システムから情報収集） ニ. 被災した NHO 病院等の必要物資に関する情報	
③ 医 療 救 護 支 援 班	【班長：医療課長】【班の構成：医療課、サービス安全課、総合研究センター】
1. 次に掲げる初動医療班及び医療班の派遣に関すること イ. 初動医療班及び医療班の派遣先、活動拠点及び宿泊先に係る調整 ロ. 初動医療班及び医療班の移動状況並びに活動状況の把握・確認 ハ. 医療班派遣終了時期の調整 2. 被災地域からの患者移送の調整に関すること 3. 看護師等個別職種の派遣に関すること 4. 被災した NHO 病院への職員派遣に関すること 5. 医療救護支援に係る政府、地方自治体等からの要請に関すること 6. DMAT 事務局との情報共有及び連携に関すること	
④ 物 資 調 達 ・ 供 給 班	【班長：計画課長】【班の構成：計画課、整備課】
1. 次に掲げる被災病院の物品の調達・搬送に関すること イ. 地方公共団体及び事業者等との災害時における供給に係る協定の締結 ロ. 被災した NHO 病院への物資流通経路の確認 ハ. 被災した NHO 病院への医薬品、水及び食料等の調達・搬送 ニ. ライフライン途絶に伴う自家発電機の燃料、給水車及び電源車の調達依頼 2. 次に掲げる災害救援物資の受入れに関すること イ. 救援物資及び義援金品の保管場所の確保 ロ. 救援物資及び義援金品についての台帳管理	
⑤ 広 報 班	【班長：広報文書課長】【班の構成：広報文書課、IT推進室、業務監査室】
1. 広報資料の作成・周知に関すること 2. マスコミ等への広報に関すること 3. プレス発表場所の設営・運営に関すること 4. ホームページ災害掲示板の管理に関すること	
⑥ 災 害 復 旧 班	【班長：施設整備主幹】【班の構成：施設整備企画室、施設整備設計室】
1. 次に掲げる施設、設備等の被害状況の把握に関すること イ. 被災した NHO 病院の応急診断 ロ. 被災した NHO 病院の建物、設備等被害状況についての取りまとめ ハ. 二次被害のおそれがある施設に対する応急措置の助言	

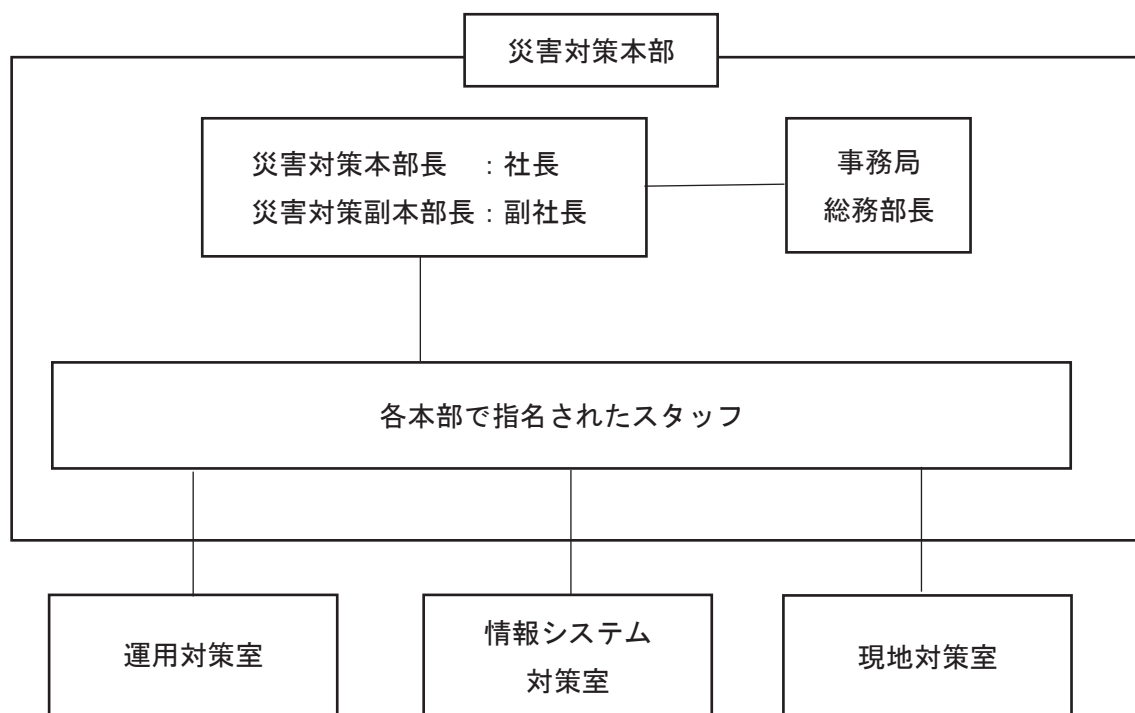
- | |
|---|
| 2. 次に掲げる電気、ガス及び水道等のライフラインの復旧状況の把握等に関すること
イ. 被災地域の電気、ガス及び水道等のライフラインの復旧状況の把握
ロ. 被災地域の電気、ガス及び水道等のライフラインに係る応急措置の助言
3. 災害復旧に係る整備に関すること（被災建物、設備等についての復旧整備に係る計画の策定） |
|---|

⑦ 対 応 記 録 班	【班長：職員課長】【班の構成：職員課、厚生課】
災害対策本部が実施した対応の記録に関すること	

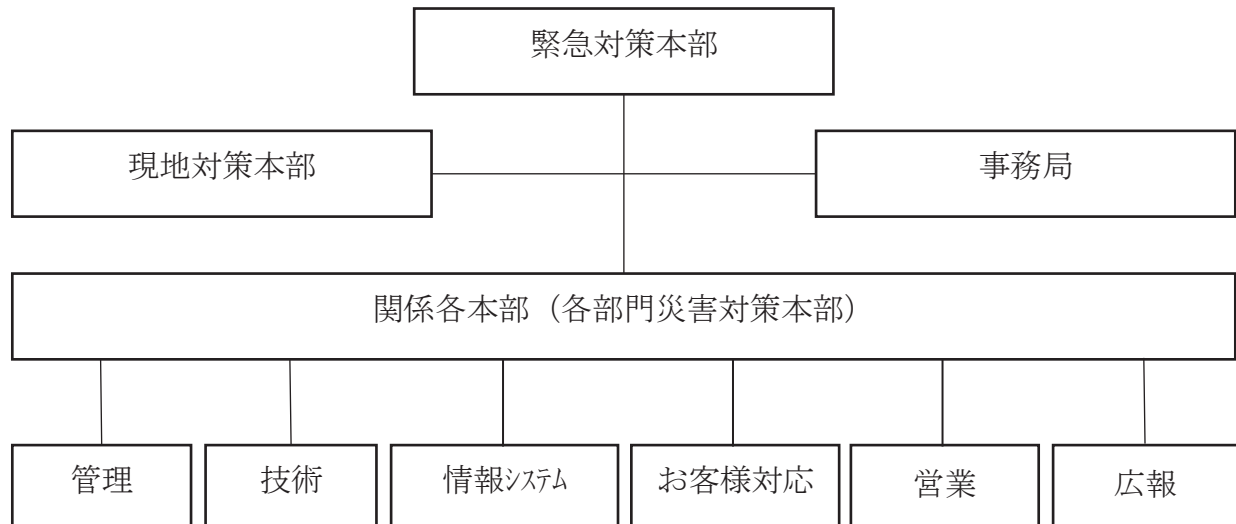
※災害が発生し、理事長が必要と認めたときは、防災業務計画の規定に基づく現地災害対策本部を設置する。

27 KDDI

○ 災害对本部の構成表



28 ソフトバンク



29 JR東日本

○ 対策本部の組織及び任務

班名	班長	班員	各班の主な役割
本部長 支社長			すべての業務の総括
副本部長 総務部長			本部長の補佐
総務班	総務部企画担当部長 副班長 東京ステーションシティ運営 担当部長 調査役 総務課長	総務部企画室 総務部人事課 総務部法務課 総務部総務課 総務部安全企画室	支社及び現業機関の安否情報の集約 報道や関係機関から道路や社会状況等について情報収集 対策本部における記録の作成、業務用自動車の借り上げ手配、 関係警察機関等への連絡 死傷者遺族・家族等の対応 事故原因調査、証拠物件の保全 自治体への連絡 社内システムに関する対応
広報班	広報課長	総務部広報課	広報対応について本社と協議し方針の策定 情報の整理及びマスコミへの発表、問い合わせ対応
医療班	勤労担当部長	勤労課	医療機関に対する救護手配 負傷者、死傷者対応
運車班	運輸車両部長	運輸車両部企画課 運輸車両部輸送課 運輸車両部運用課 運輸車両部車両課	車内の死傷者の救助・救護、長時間に及ぶ駅間の停車時、沿線 火災や津波発生時の早期お客さま救済 列車、運転設備、車両センター等の被災状況の把握 輸送計画策定、他会社との調整、運転不能区間の把握 列車のう回、運休、救援列車等の運転計画及び整理 旅客の輸送手配、乗務員の運用手配
営業班	営業部長 副班長 サービス品質改革室長	営業部企画課 営業部業務課 営業部販売課 営業部首都圏 エージェンツセンター サービス品質改革室	駅の状況把握 駅における死傷者の救助・救援への対応 一時滞り場所の提供、帰宅困難者対応に関する情報の把握 お客さま案内要員の要請手配 応援要員の手配及び休憩室の確保 お客さまへの情報提供 公民鉄との連絡・調整
施設班	施設部長 副班長 施設部担当部長	施設部企画課 施設部保線課 施設部工事課 施設部耐震補強対策室 施設部東京圏 ホームドア整備推進室 施設部建築課 施設部機械課	線路設備、鉄道建造物、駅舎等建築物、機械関係設備状況の把握 人命に関わる被災設備の撤去 グループ会社等への資機材(重機)、要員の要請手配 被災設備の復旧 応援要員の手配
電気班	電気部長 副班長 電気部担当部長	電気部企画課 電気部電力課 電気部信号通信課	電力関係、信号通信設備状況の把握 臨時照明、通信設備の仮設 人命に関わる被災設備の撤去 グループ会社等への資機材(重機)、要員の要請手配 被災設備の復旧 応援要員の手配
機動班	監査室長 副班長 総務部総合事務センター 所長	監査室 総務部総合事務センター	支社対策本部長の指示した業務
資材班	財務部長	財務部経理課 財務部契約審査課	必要物資の調達、支援物資の事前把握 復旧材料の調達、輸送用燃料の確保 備蓄食料等の操配
事業班	事業部長	事業部企画・地域共創課 事業部不動産活用課 事業部首都圏 えきまち創造センター	グループ会社の情報収集 グループ会社への支援要請の調整 グループ会社で実施した社員安否確認情報の把握 グループ会社からの応援要員の手配、確保
事務局	安全企画室長	総務部安全企画室	支社対策本部の運営 地震、津波の概況把握 各班の調整、本社対策本部への連絡 応援要員の全体的な調整

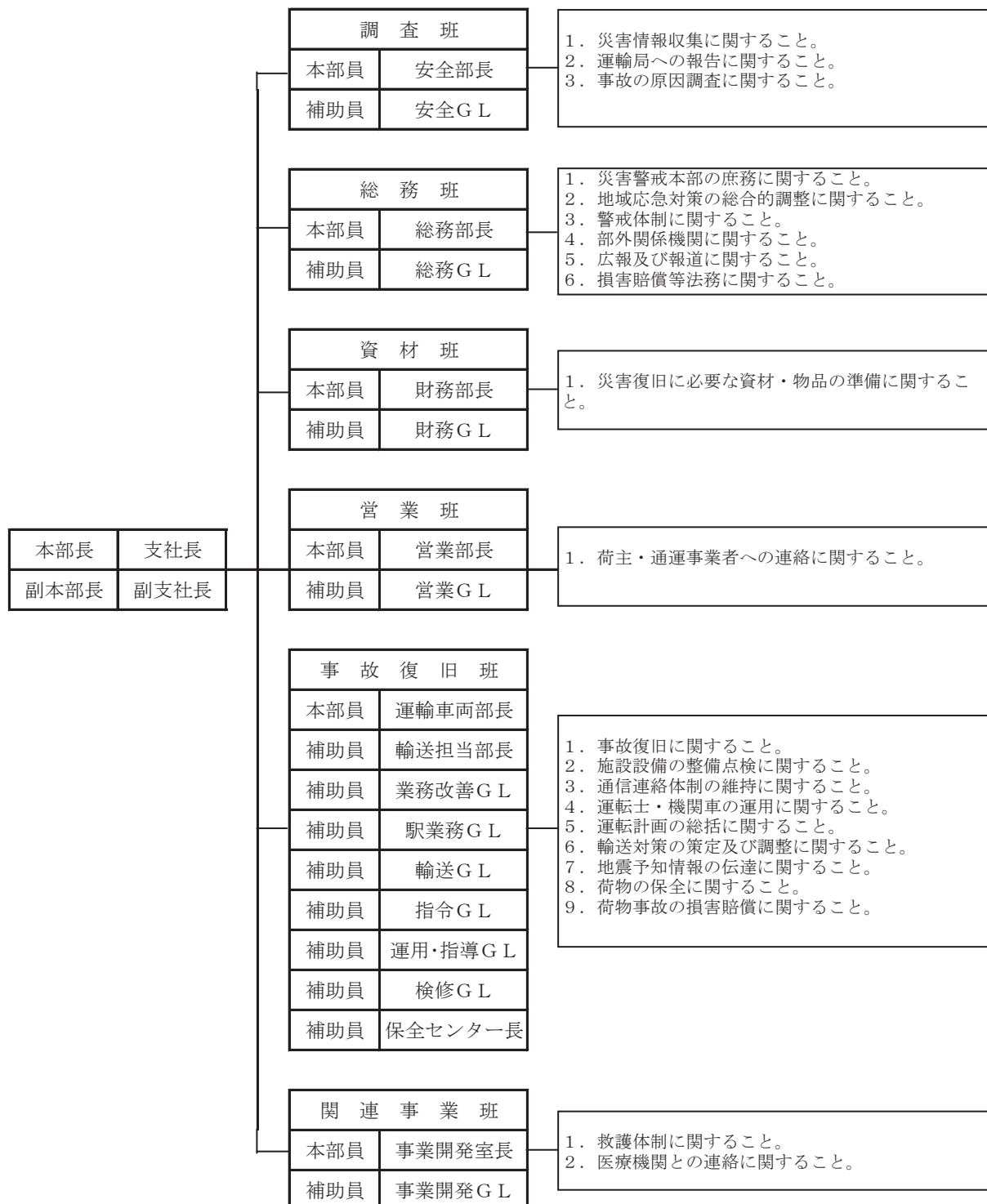
30 JR東海

○ 対策本部の組織及び任務

班	班 長	班 員	班 務
本部長	新幹線鉄道事業本部長		対策本部における総括指揮
副本部長	関西支社長 新幹線鉄道事業本部副本部長		対策本部長の補佐
総務・救護班	管理部長	総務課長	救護、記録、連絡、ヘリコプターの手配及び他に属さない事項
経理班	管理部長	経理課長	自動車借り上げ、宿舍、給食、休養、資材及び備品の手配その他
広報班	東京広報室長	—————	報道関係及び関係会社への広報業務
指令班	指令担当部長	指令担当課長	情報収集及び関係箇所への連絡並びに輸送手配及び運転再開への指令統括
輸送・旅客班	運輸営業部長	管理課長 営業課長 輸送課長 運用課長	輸送計画、旅客手配、運転手配、運用変更及び要員の手配並びに車両に対する事故復旧処理および原因調査
調査班	運輸営業部長	—————	事故等状況、内容の調査、復旧の進捗状況、事故等対策会議等の記録及び事故等の状況の関係運輸局、安全対策部への連絡並びに事故等対策会議決定事項等の関係箇所への連絡
車両班	車両部長	車両課長	車両に関する事故等復旧処理及び原因調査
施設班	施設部長	保線課長 工事課長	施設に関する事故等復旧処理及び原因調査
電気班	電気部長	電力課長 信号通信課長 システム課長	電気に関する事故等復旧処理及び原因調査
情報設備班	電気部長	中央電気所長	対策本部、復旧本部間の情報連絡設備の設置

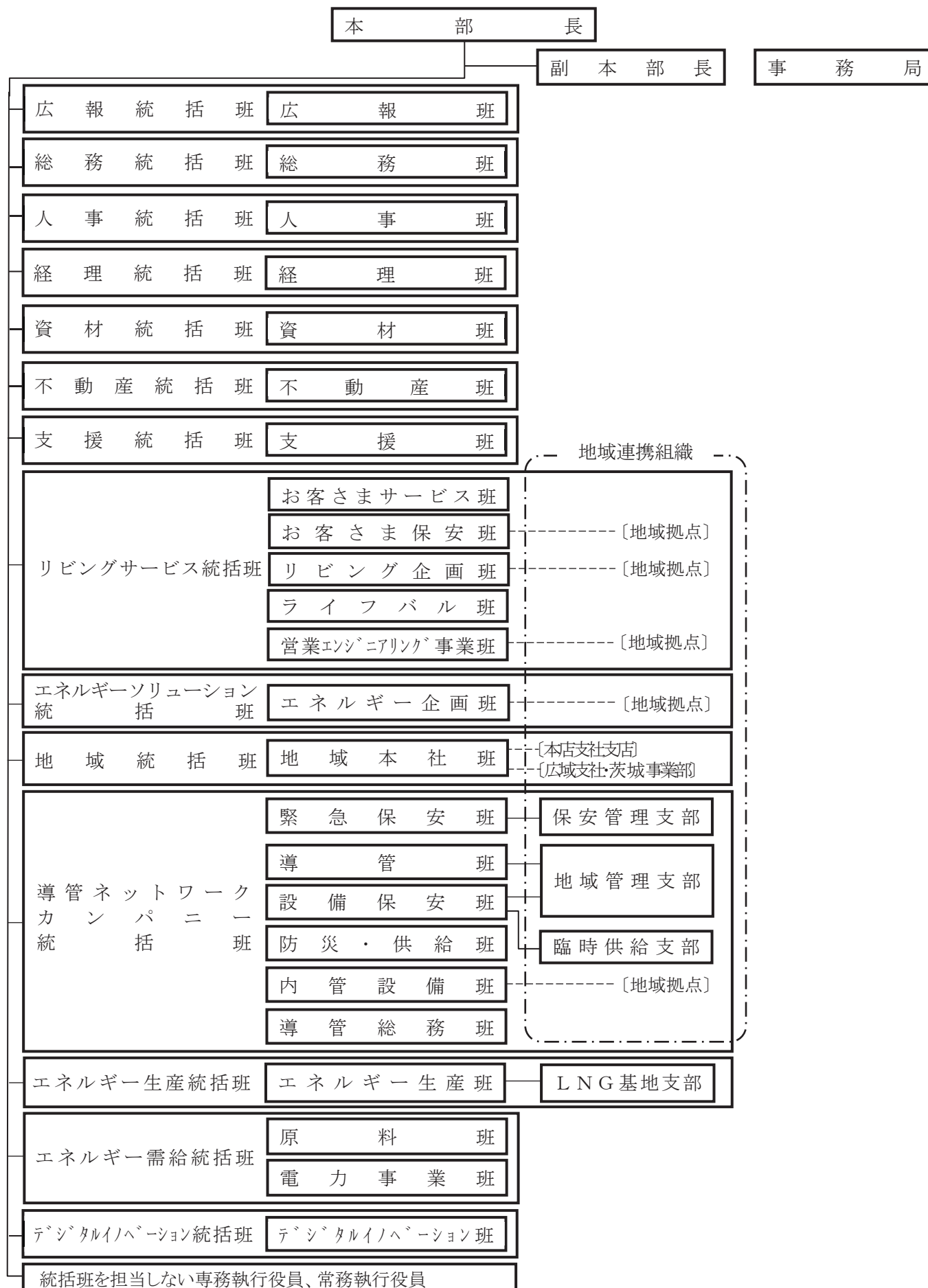
3 1 J R貨物

○ 災害対策本部活動体制



3 2 東京ガス

非常事態対策本部の組織



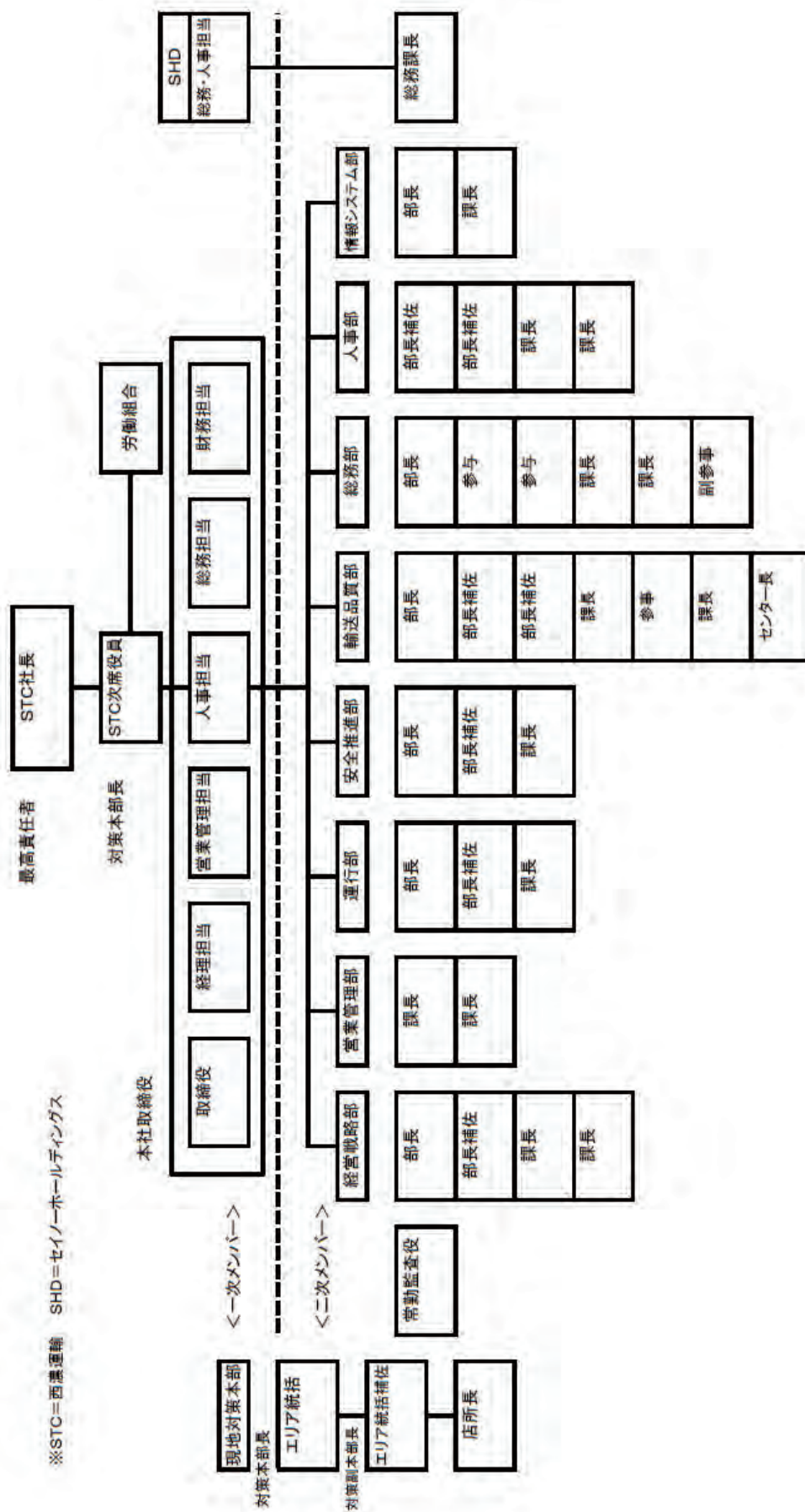
3 3 日本通運

災害対策委員会の役割

メンバ ー		役 割
委員長	首都圏支店長	業務および活動全般の統括
副委員長	首都圏支店部長（総務） 首都圏支店部長（営業）	災害対策委員長の補佐、代理
事務局	首都圏支店課長（総務） 首都圏支店課長（経理） 首都圏支店課長（業務）	災害対策委員会等の事務局業務に関すること
（総務対策班）	首都圏支店課長（総務）	①災害対策委員会の運営に関すること ②労働組合との協力および連携に関すること ③従業員の被災状況の把握に関すること ④従業員との連絡事務に関すること ⑤非常時緊急用品の活用等に関すること ⑥社内外からの救援品の受付と管理に関すること ⑦顧客および官庁以外の関係先との連絡・対応に関すること ⑧従業員およびその家族の救援活動に関すること ⑨宿泊施設等の確保に関すること ⑩社員およびその家族に対する物資等の配布に関すること ⑪各対策班の情報集約に関すること ⑫他本部との窓口、連携、調整事務に関すること ⑬ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行等に関すること
（通信・情報対策班）	首都圏支店課長（総務）	①通信・情報連絡手段の整備と復旧に関すること ②情報システムの復旧およびデータ等の保全に関すること ③情報連絡体制の確立等に関すること ④ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（広報対策班）	首都圏支店課長（労働）	①報道機関等との対応に関すること ②外部からの情報収集に関すること ③ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（経理対策班）	首都圏支店次長（経理）	①災害対策資金の調達に関すること ②災害対策に要する費用の出納と管理に関すること ③必要物資等の調達に関すること ④債権の確認と保全に関すること ⑤社有財産の被災状況の把握に関すること ⑥社有財産の復旧に関すること ⑦従業員の家屋等の復旧・再建の支援活動に関すること ⑧ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（輸送対策班）	首都圏支店部長（業務） 首都圏支店次長（自動車） 首都圏支店次長（業務）	①出勤可能人員の把握と出勤の確保に関すること ②作業対応人員の確保に関すること ③車両等の確保および整備に関すること ④備車・下請との連絡と確保に関すること ⑤作業計画の策定および作業対応の記録に関すること ⑥政府・諸官庁との連絡・対応に関すること ⑦関係業界との連絡・対応に関すること ⑧ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行に関すること
（顧客対策班）	首都圏支店部長（営業） 首都圏支店部長（移転引越営業）	①顧客の要請の把握に関すること ②顧客業務の継続に関すること ③顧客への情報提供に関すること ④顧客の被災状況の把握に関すること ⑤顧客への見舞いに関すること ⑥ＢＣＰ（非常時）の適切な遂行等に関すること

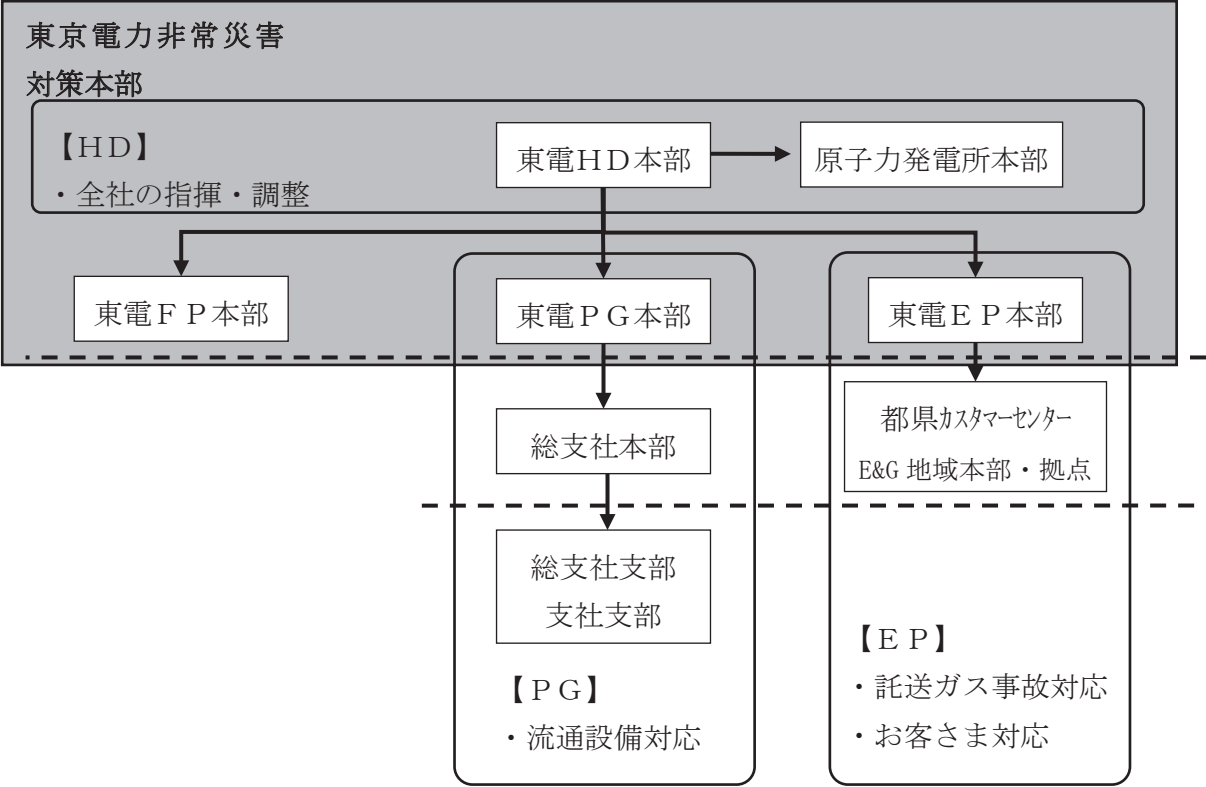
災害対策本部 組織図

※STC=西濃運輸 SHD=セイノーホールディングス



3 5 東京電力グループ

○東京電力非常災害態勢



○非常対策組織構成

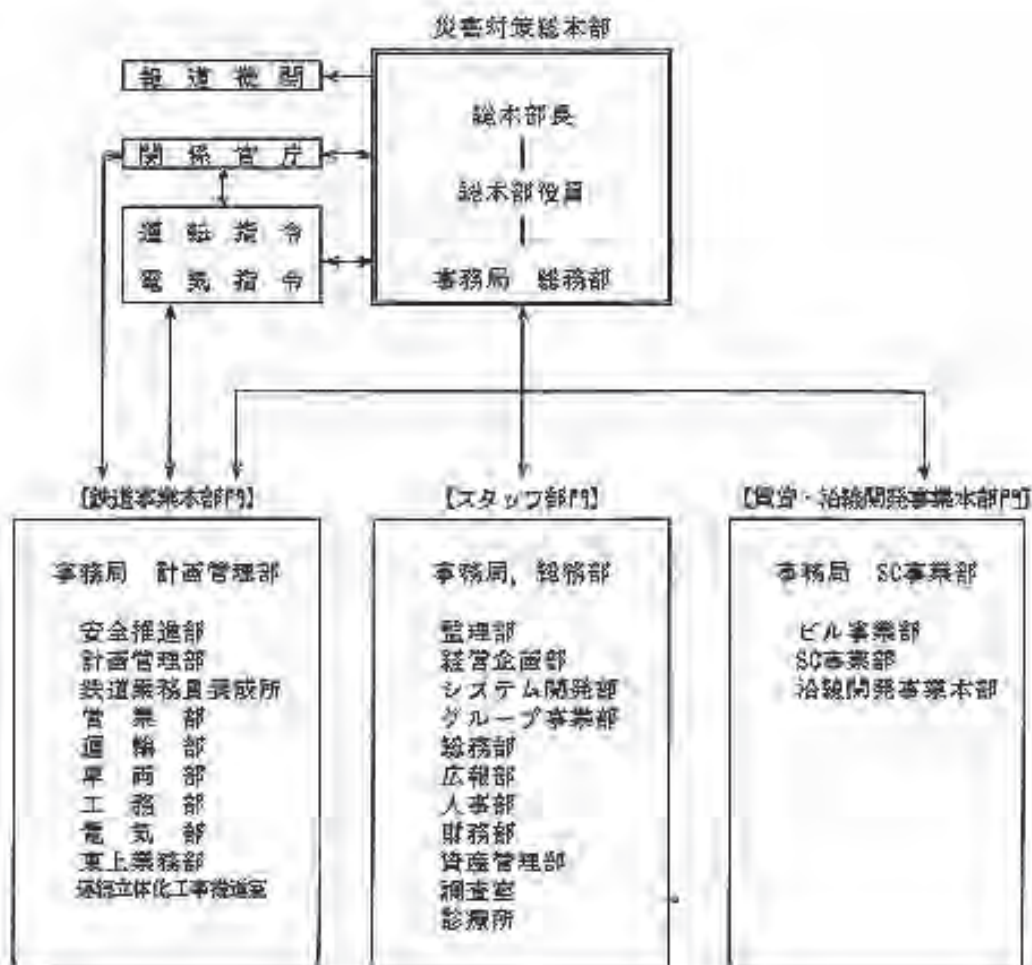
班 構 成	業 務 分 掌
情 報 班	①本部長指令の伝達 ②各班の情報総括，各班への情報配信 ③国，都の災害対策本部等への派遣者との連絡 ④官公庁との連絡 ⑤一般被害情報等の収集，連絡 ⑥停電軒数集約 ⑦お客さま対応の総括
広 報 班	①マスコミ対応，連絡 ②社内全体への情報提供

復 旧 班	①当社被害・復旧情報の収集，連絡 ②復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ③所要応援隊の把握，手配 ④所要復旧資機材の把握，手配 ⑤設備の災害予防措置の実施
給 電 班	①電力系統運用状況の把握 ②電力系統の応急対策，復旧方法の検討 ③供給力増強対策（他社からの応援受電，自家発電要請を含む） ④電力の緊急融通体制の確認
資 材 班	①所要復旧資機材の調達，輸送 ②社外工事力および社外機動力の調達 ③東地域等他電力会社からの資機材融通
厚 生 班	①人身災害情報，厚生班関連設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ②救急，救護，医療，防疫，衛生活動 ③食料，被服の調達 ④宿泊施設，寝具の手配 ⑤社員・家族間の安否状況連絡の実施，支援センターの設置 ⑥厚生班関連設備の災害予防措置の実施
総 務 班	①非常災害対策本部の設置・運営支援 ②業務設備の被害・復旧情報の収集，連絡 ③通話制限の実施 ④業務設備の災害予防措置の実施 ⑤本社保有建物の建物危険度判定，機能継続処置の実施 ⑥本社保有建物建物自己調査ならびに建物危険度判定実施状況の把握 ⑦行政からの要請に基づく建物応急危険度判定に関する対応
スタッフ	①非常態勢発令の役員等への連絡，要員呼集 ②非常災害対策本部の運営

3 6 東武鉄道

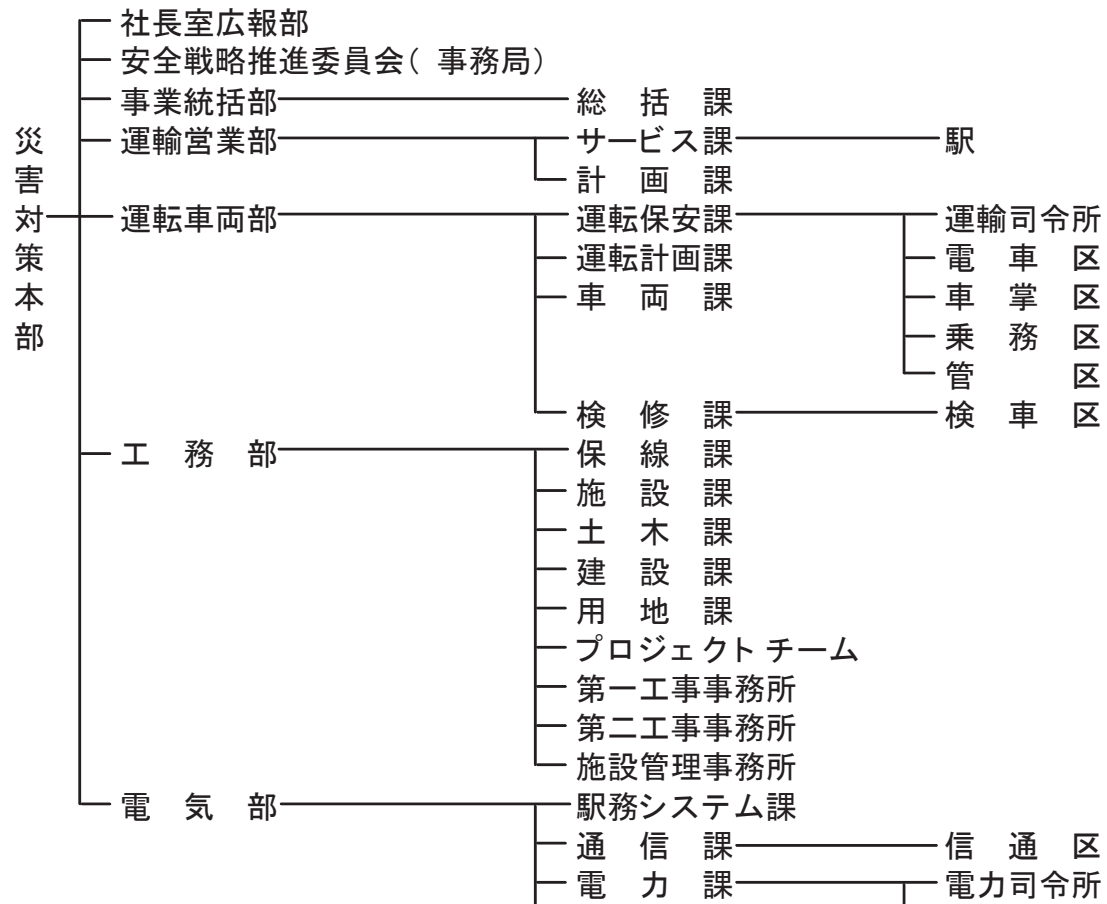
災害対策総本部が設置されたときの連絡体制

- ・各部は、それぞれ所属する部門の事務局と相互に連絡を行うものとする。ただし、緊急を要する事項については、直接災害対策総本部と連絡することができる。
- ・災害対策本部を設置した場合は、別途連絡体制を講じるものとする。
- ・各部門の事務局は、所管部・室・所の連絡体制を構築し、定期的に見直しを行うものとする。

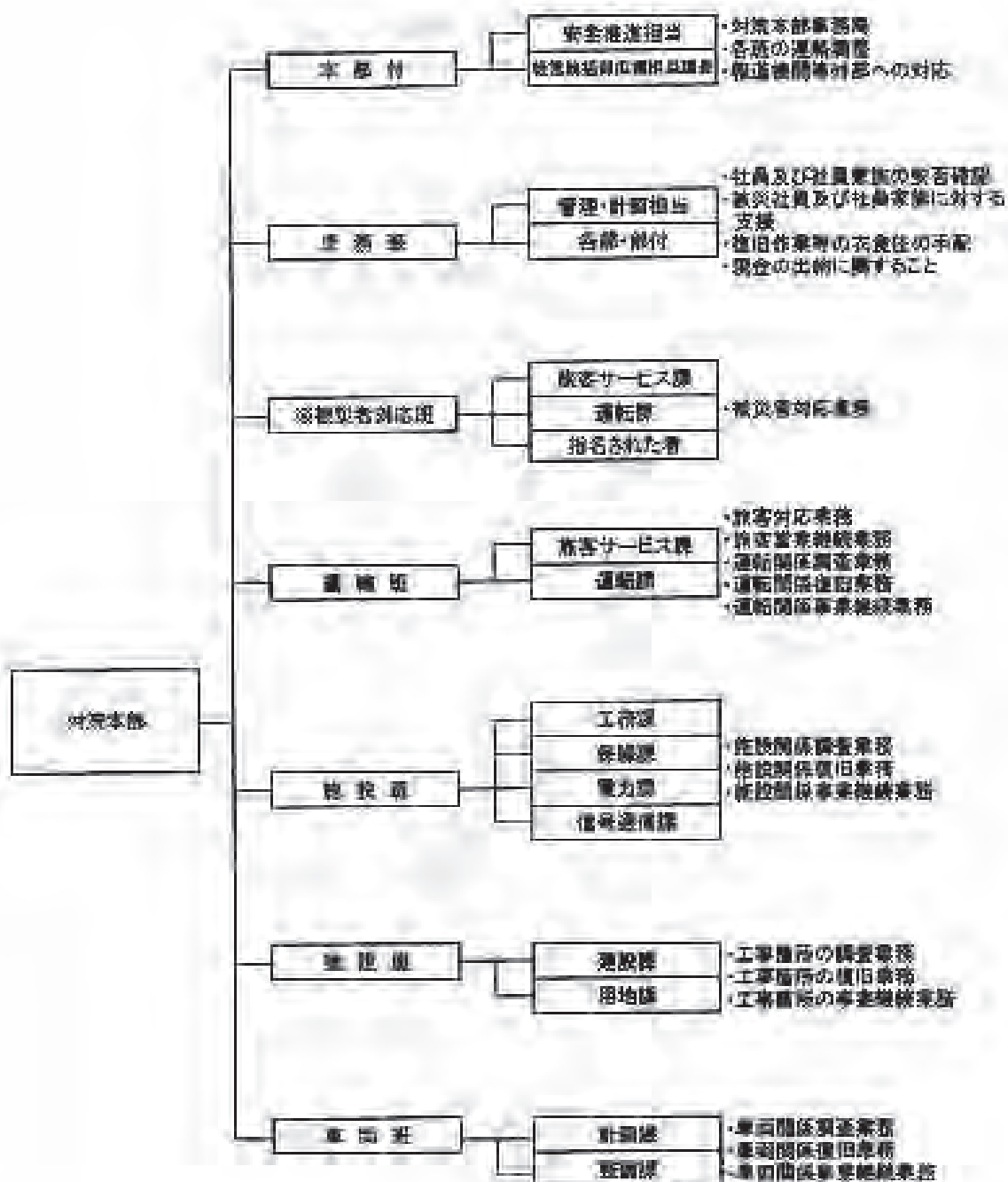


37 東急電鉄

○ 災害対策本部の組織



対策本部の組織

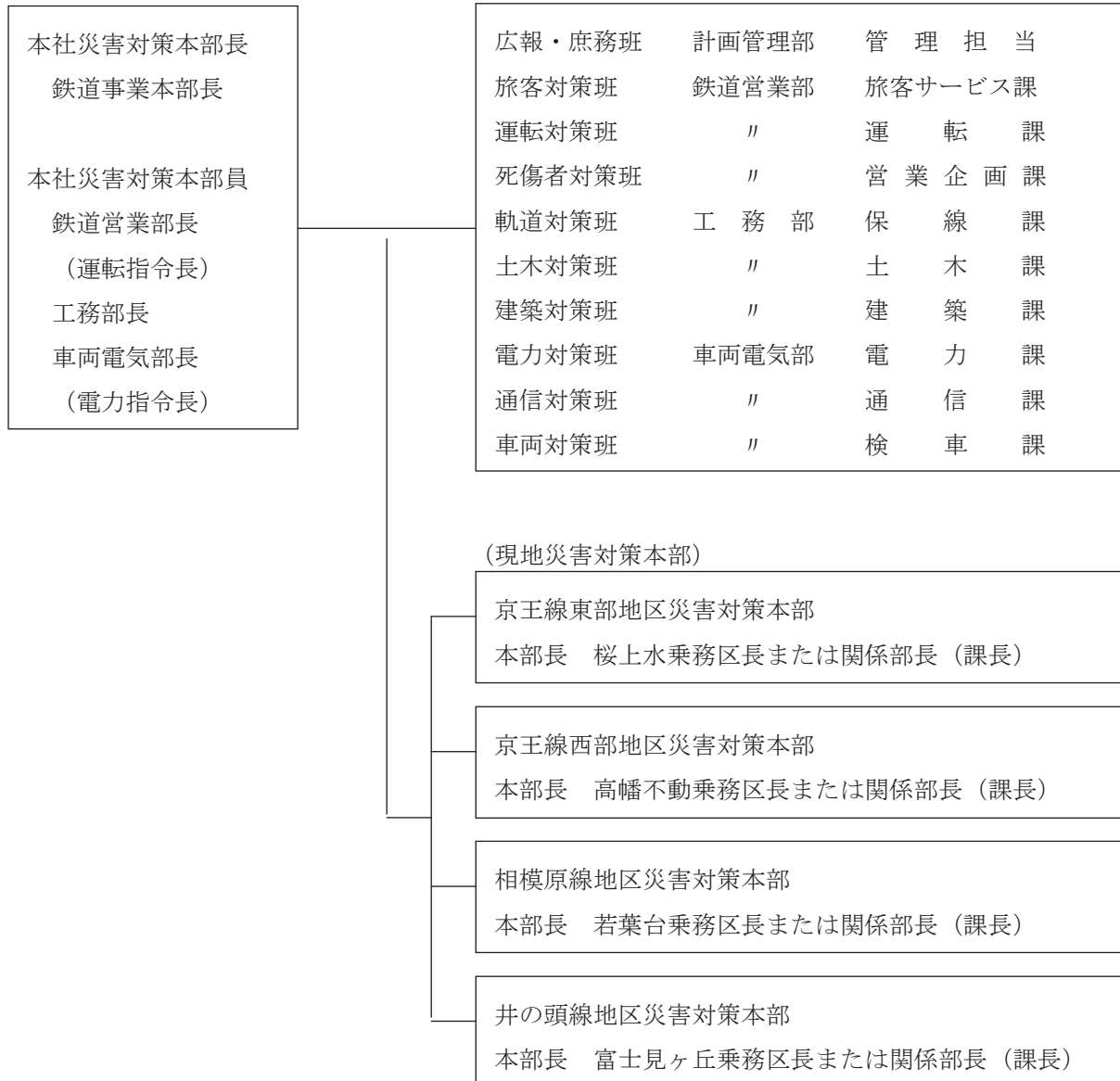


※被災者対応班は必要に応じ編成する。

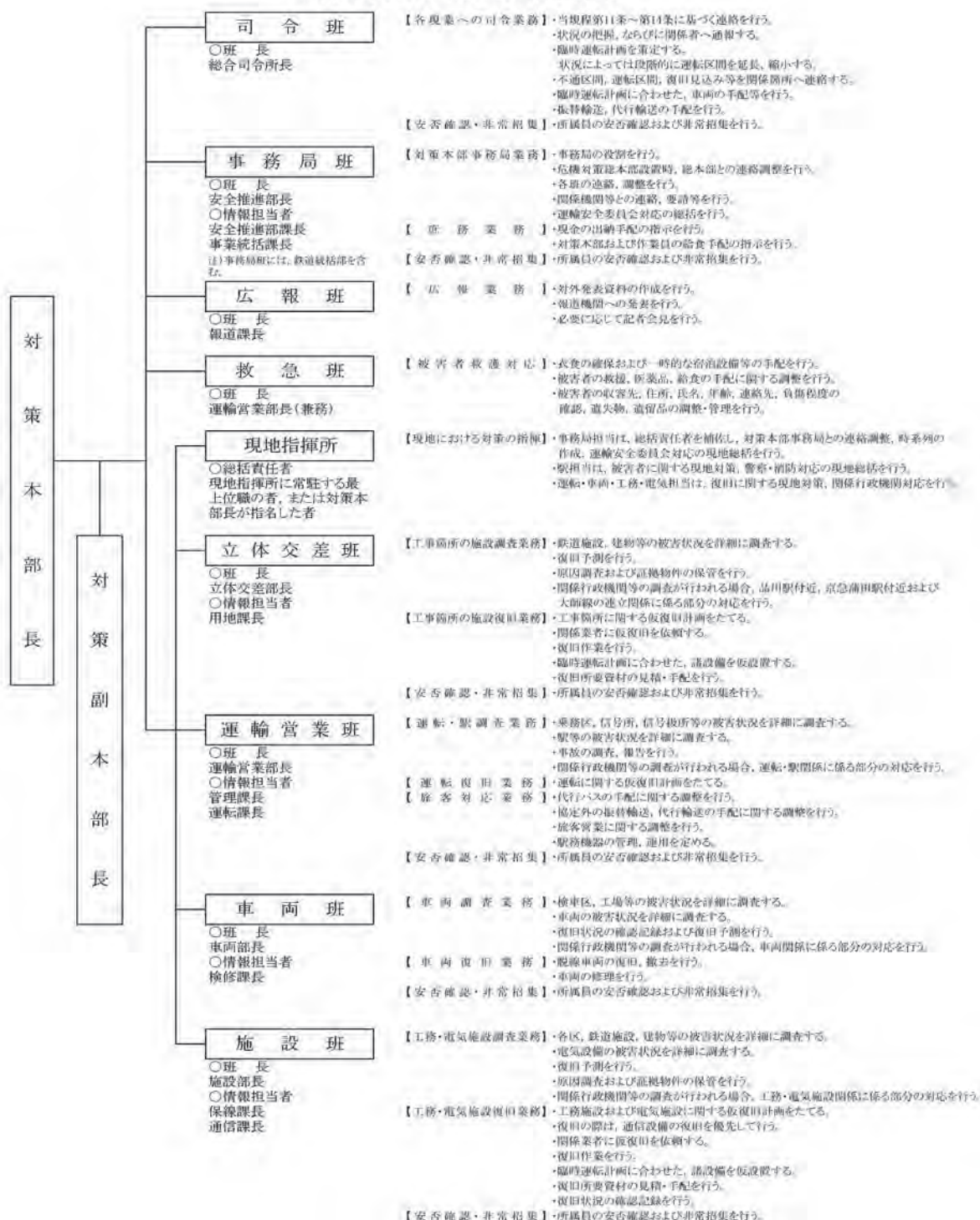
39 京王電鉄

◎ 組 織

(本社災害対策本部)



対策本部の組織および業務分掌



4 1 西武鉄道

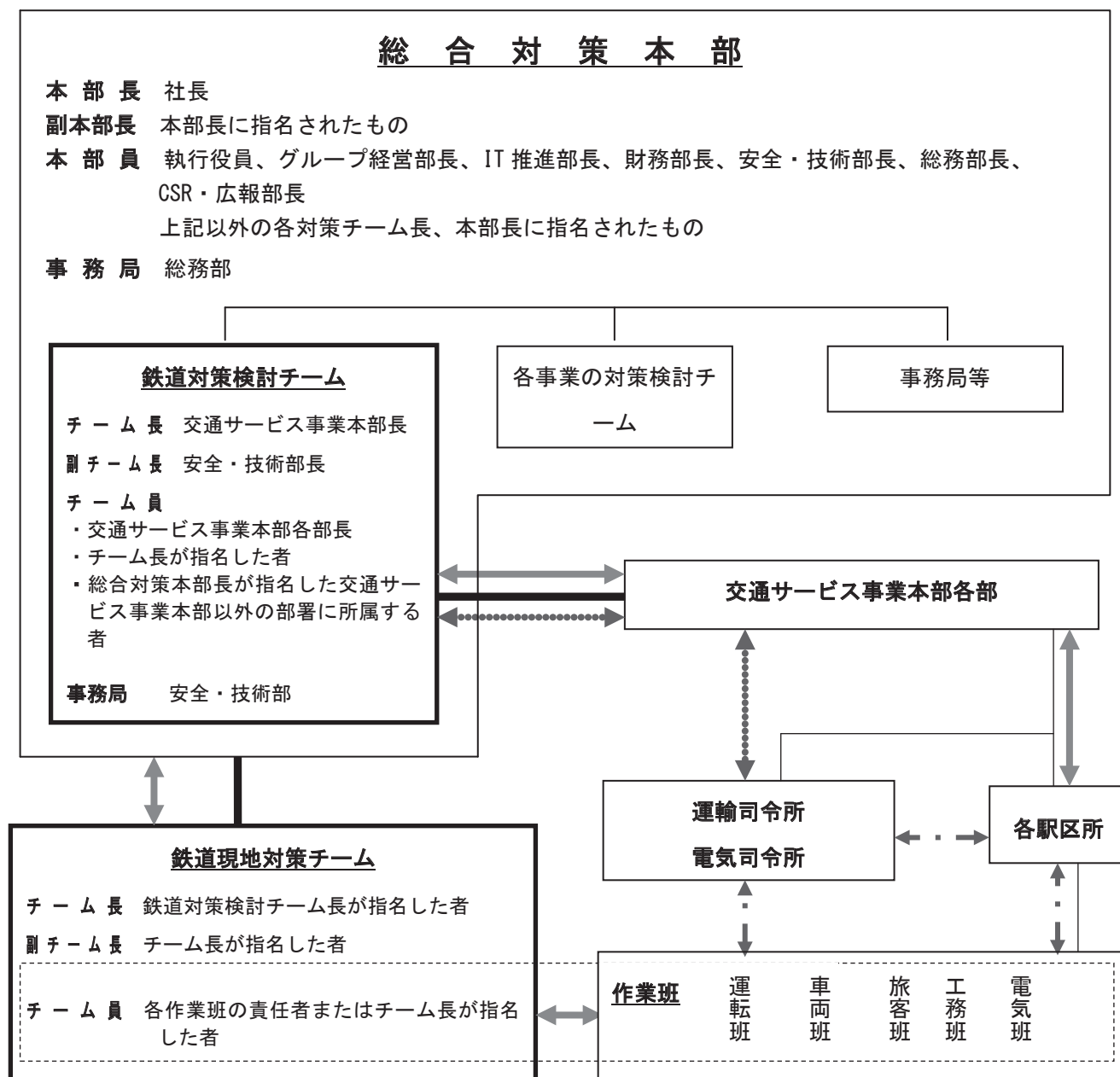
○ 災害対策本部の組織及び業務分掌

災害対策本部長（災害対策会議議長≡社長執行役員）	執行役員	災害対策本部長等の補佐（災害対策会議議長より指名ある場合は特定災害対策本部長）
	経理部長	所要資金の手配※ 1 現金の出納※ 2
	情報システム部長	情報システム関連施設・設備の被災状況調査 情報システム・諸データ全般の保全措置 緊急時タブレット等情報機器の利用環境構築および運用 情報システムの復旧計画の策定と実施
	管理部長	災害対策本部の設置および運営（各部間調整を含む） 被害者支援室の設置および運営（注） 西武鉄道ビルの被災状況調査および機能保持 当社がガバナンス上管理する会社およびその他協力先との連絡調整 被災状況集約（全事業および当社がガバナンス上管理する会社）※ 3 被害金額の推計（全事業および当社がガバナンス上管理する会社）※ 3 復旧計画および予算措置の総括（全事業および当社がガバナンス上管理する会社）※ 3 グループ各社の状況確認※ 3 西武HDとの連絡調整※ 3 復旧関係費用の調整※ 3 西武鉄道ビルの非常用備蓄品の搬出、配給および調達 その他庶務事項
	広報部長	情報の収集および社内外広報
	人事部長	復旧要員確保の調整 従業員の安否確認および被災状況の把握 所掌施設の被災状況調査 ガバナンス上管理する会社の被災状況集約（㈱西武タブレット） 被災従業員の支援対策 食糧等の調達配給および支援 医療機関との連絡調整

管財部長	特定災害対策本部の設置および運営 所掌不動産および建築物の被災状況調査、復旧計画の策定と実施
資材部長	所要物品の手配 緊急復旧工事の発注支援 主要取引先および発注資材等の被災状況調査
計画管理部長	鉄道施設の復旧に関する予算措置の総括 ガバナンス上管理する会社の被災状況集約（西武鉄道サービス（株）・西武電設工業（株）） 関係諸官庁への報告
安全推進部長	特定災害対策本部（鉄道本部内）の設置および運営 鉄道施設の被災状況の集約 鉄道施設の被害金額の推計 鉄道施設の復旧計画の総括 関係諸官庁への報告
運輸部長	鉄道営業に関する事項 (1)旅客の避難誘導と混乱防止措置 (2)駅施設等の点検、被災状況調査 (3)列車運行計画の策定と実施 (4)旅客被災者への対応 旅客誘致イベント実施時の避難誘導、混乱防止措置 関係諸官庁への報告
電気部長	電気関係施設の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施 (1)電車線路 (2)電力設備 (3)変電設備 (4)信号保安設備 (5)通信設備
工務部長	線路・諸建造物・施工中の所掌工事箇所・鉄道用地の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施
建設部長	施工中の連立施設の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施
車両部長	車両関係の点検、被災状況調査、復旧計画の策定と実施
沿線事業企画部長	特定災害対策本部の設置および運営 所掌営業施設・広告媒体の被災状況調査、復旧計画の策定と実施 ガバナンス上管理する会社・沿線観光施設の被災状況集約、復旧計画の総括（西武レクリエーション（株）・（株）豊島園・多摩川開発（株）・多摩川ボートシステム（株））
沿線事業企画部ジェネラルマネジャー（不動産事業担当）	所掌不動産・建築物の被災状況調査、復旧計画の策定と実施
沿線事業企画部ジェネラルマネジャー（ドーム担当）	所掌営業施設の被災状況調査、復旧計画の策定と実施

4 2 小田急電鉄

総合対策本部設置後の組織と情報連絡経路



凡 例

←→ 復旧作業に関する伝達経路

←····→ 列車運行に関する伝達経路

◀ · ▶ 復旧時間に関する伝達経路

4 3 東京地下鉄

対策本部及び現地対策本部の組織

(1) 第1種非常体制



(注1) 対策本部には、対策本部の運営を統括する事務局長を置く。

(注2) 対策本部には、必要により広報本部及び被害者対応本部を置くことができる。

(注3) 広報責任者又は広報班員が到着するまでの間については、現地対策本部長の指名した者が報道対応責任者となりその任に当たる。広報責任者又は広報班員が到着したときは、それまでの対応状況を正確に引継報告する。

(注4) 調査責任者又は調査班員が到着するまでの間については、現地対策本部長の指名した者がその任に当たる。調査責任者又は調査班員が到着したときは、それまでの調査状況を正確に引継報告する。

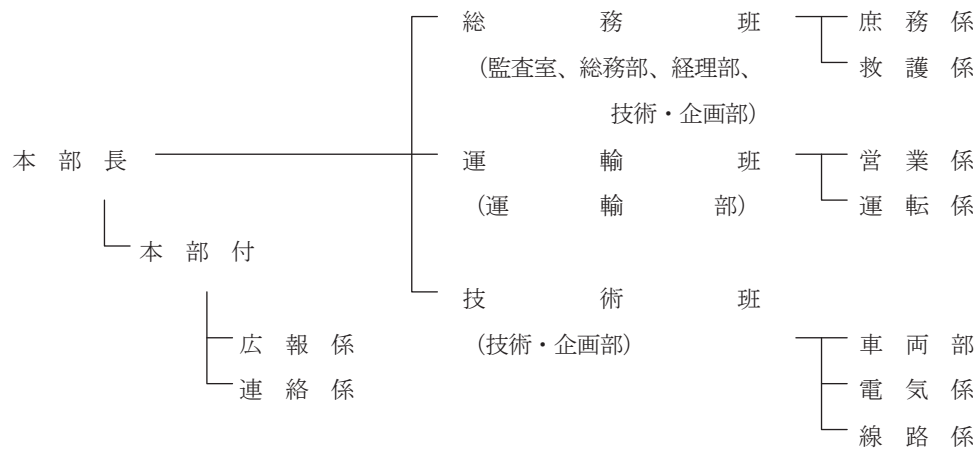
(注5) 被害者対応班が到着したときは、それまでの対応状況、負傷者の状況等を正確に引継報告し、その指揮下に入る。

(注6) 車両及び改良建設の各責任者は、各所長又は所長の指名した者とする。

(注7) 営業部、運転部、車両部、工務部、改良建設部及び電気部と安全・技術部を兼務している所属員は、総括班又は調査班の班員とする。

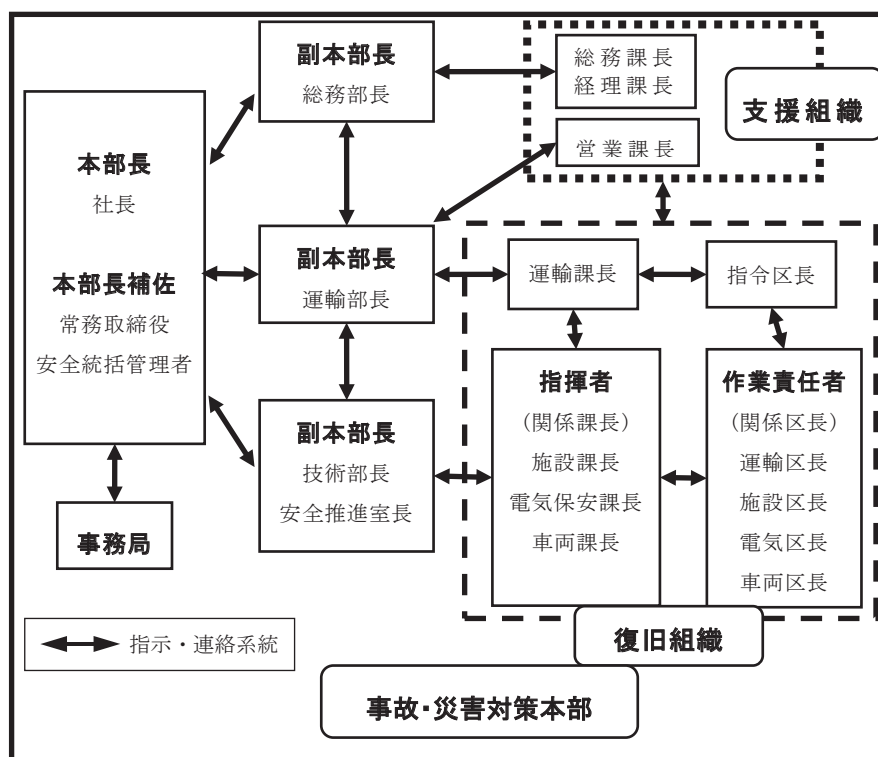
4 4 東京モノレール

○ 事故対策本部の組織

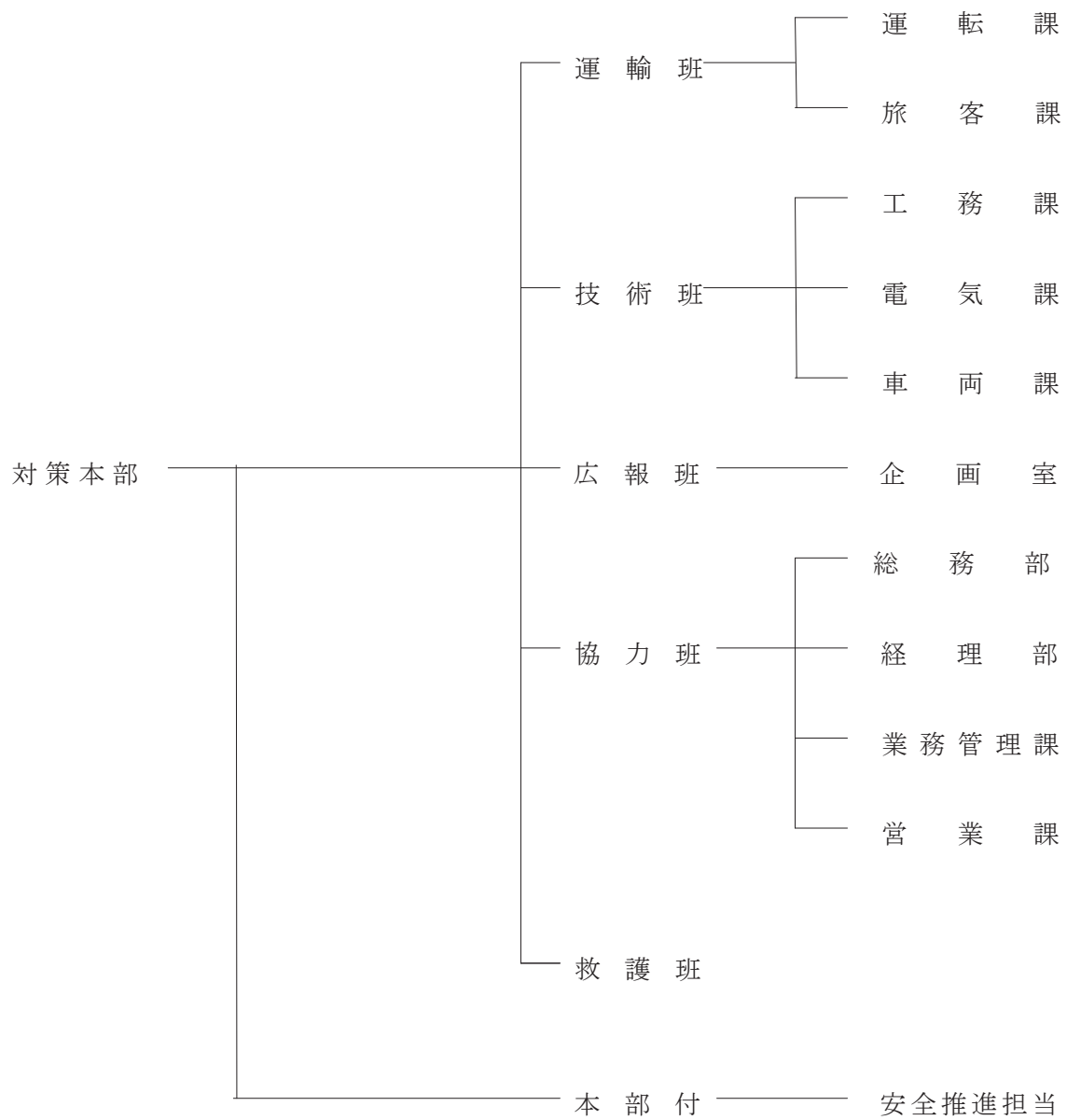


4 5 ゆりかもめ

○ 事故・災害対策本部の組織



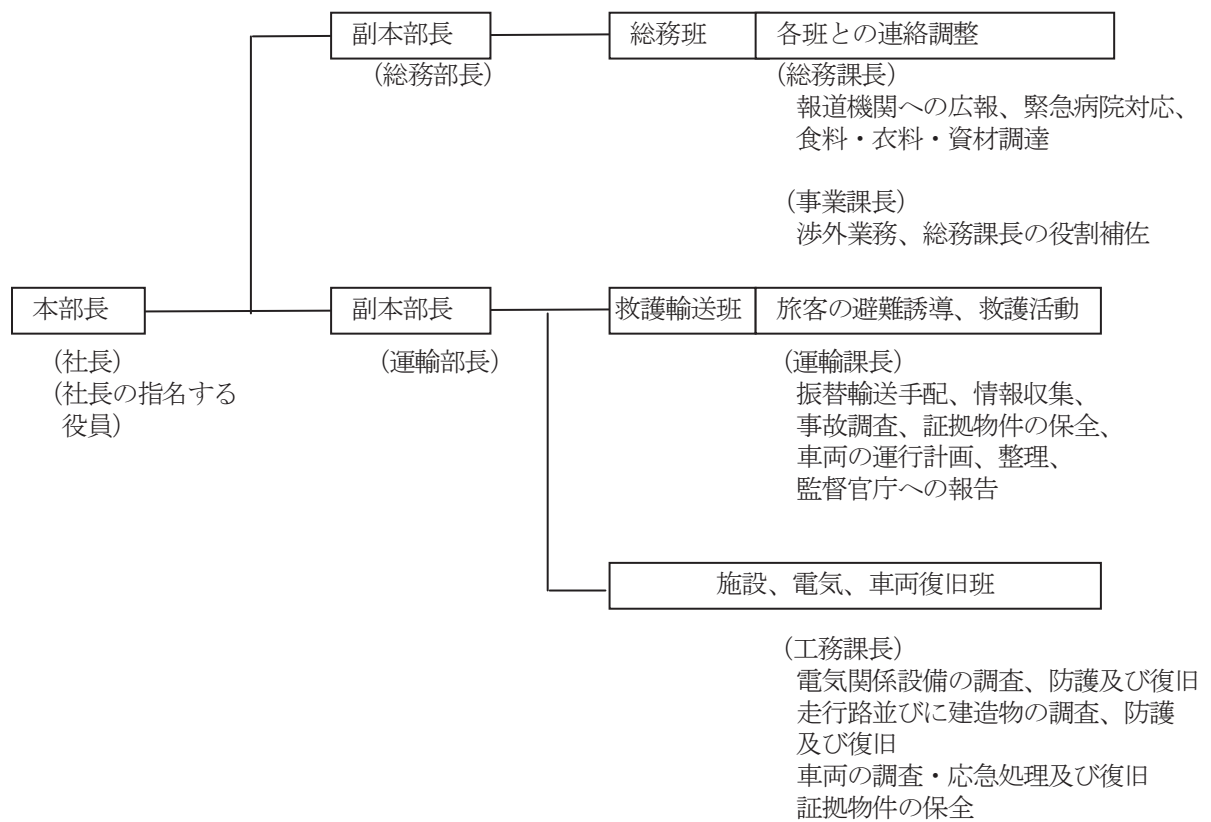
4 6 北総鉄道



○ 救護班の編成は、事故の状況により本課全社員による。

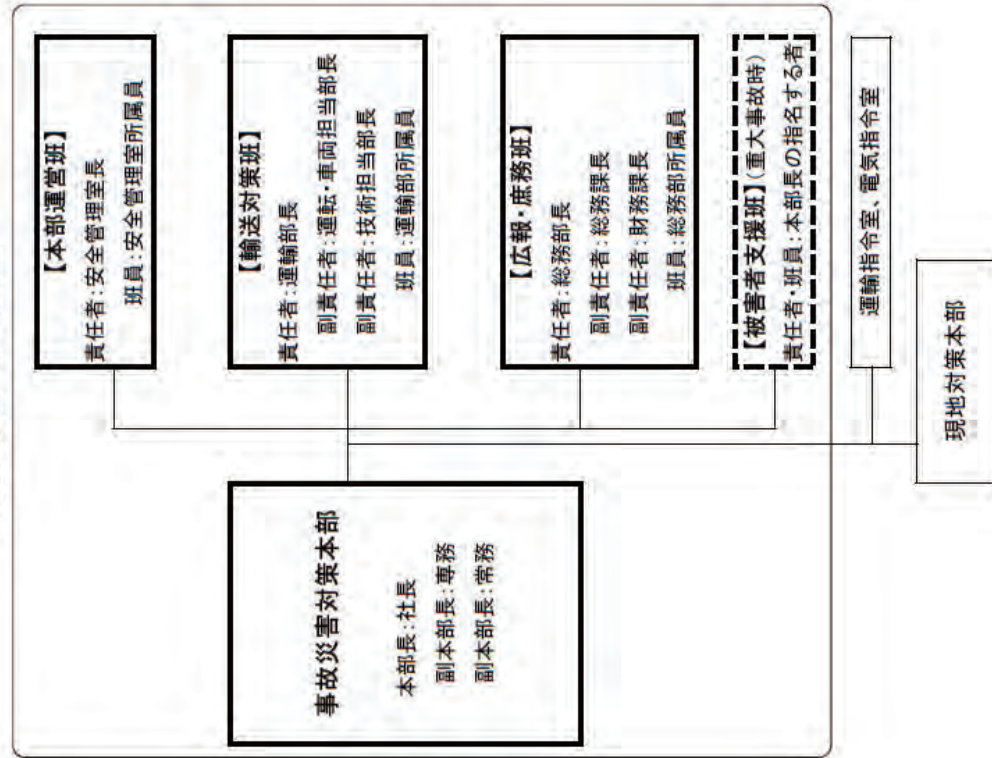
4 7 多摩都市モノレール

○対策本部組織と役割



事故災害対策本部の組織図及び任務

事故災害対策本部の組織図

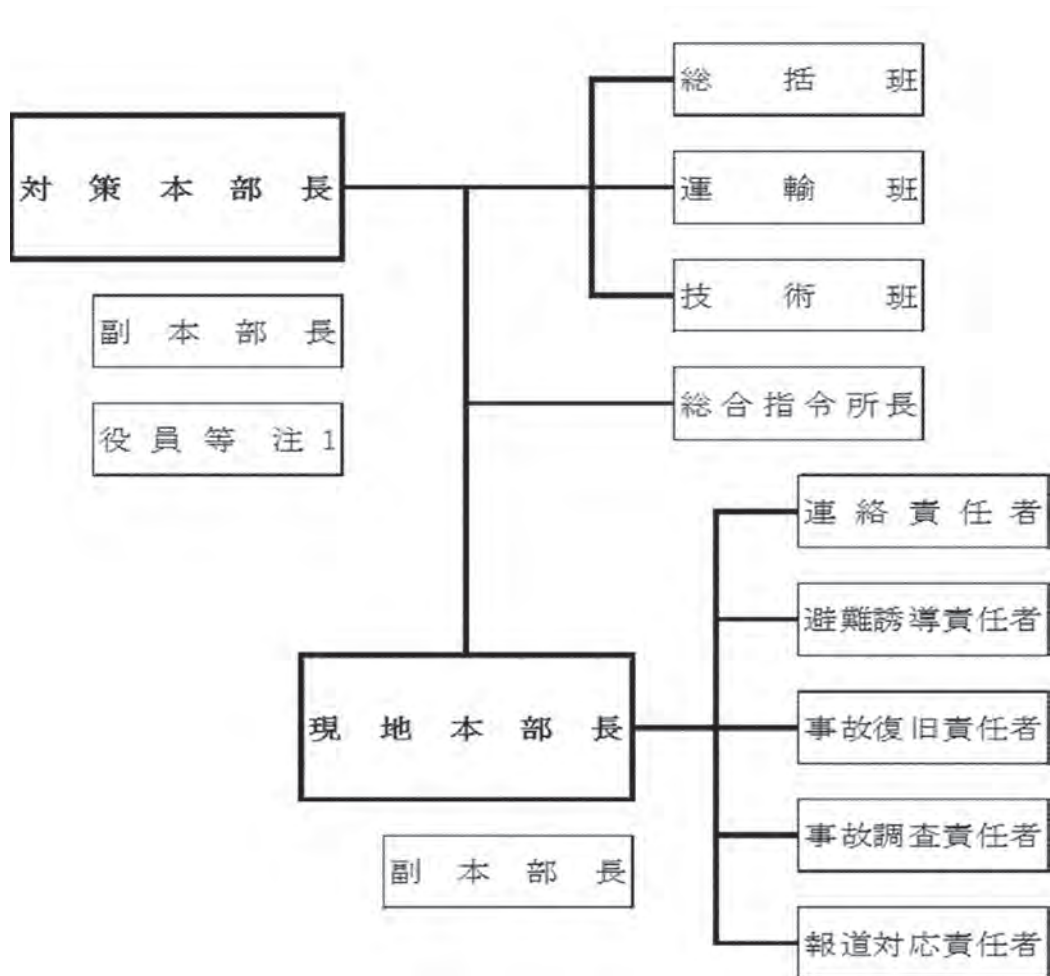


事故災害対策本部の任務

班	主な任務
本部運営班	1. 対策本部の設置及び運営
	2. 社外情報の収集及び社内情報の整理、伝達
	3. 対策本部指令の作成及び発令
	4. 対策本部の記録、整理
	5. 関東運輸局等監督官庁との連絡調整
輸送対策班	1. 現場状況の把握及び情報の伝達
	2. 要員の確保状況の把握及び現地への応援
	3. 旅客の混乱防止、避難誘導、収容等の指示
	4. 列車運行計画策定、代行輸送等の手配
	5. JR他各社との連絡調整
	6. 旅客等への運行情報提供
	7. 業務委託会社、協力会社等への応援要請
	8. 施設点検・被害状況調査及び事故原因調査等の指示
	9. 施設、車両等の応急復旧計画策定
	10. 資機材及び復旧作業業者等の手配
広報・庶務班	1. 報道機関への対応
	2. 復旧対応に向けた衣食住の手配
	3. 復旧資機材、什器の調達
	4. 東京都庁及び沿線関係機関等との連絡調整
	5. 社員の被災状況把握及び支援
	6. 被害者支援の初期対応(必要な場合)
被害者支援班	1. 被害者支援計画に基づく対応(重大事故時のみ設置)

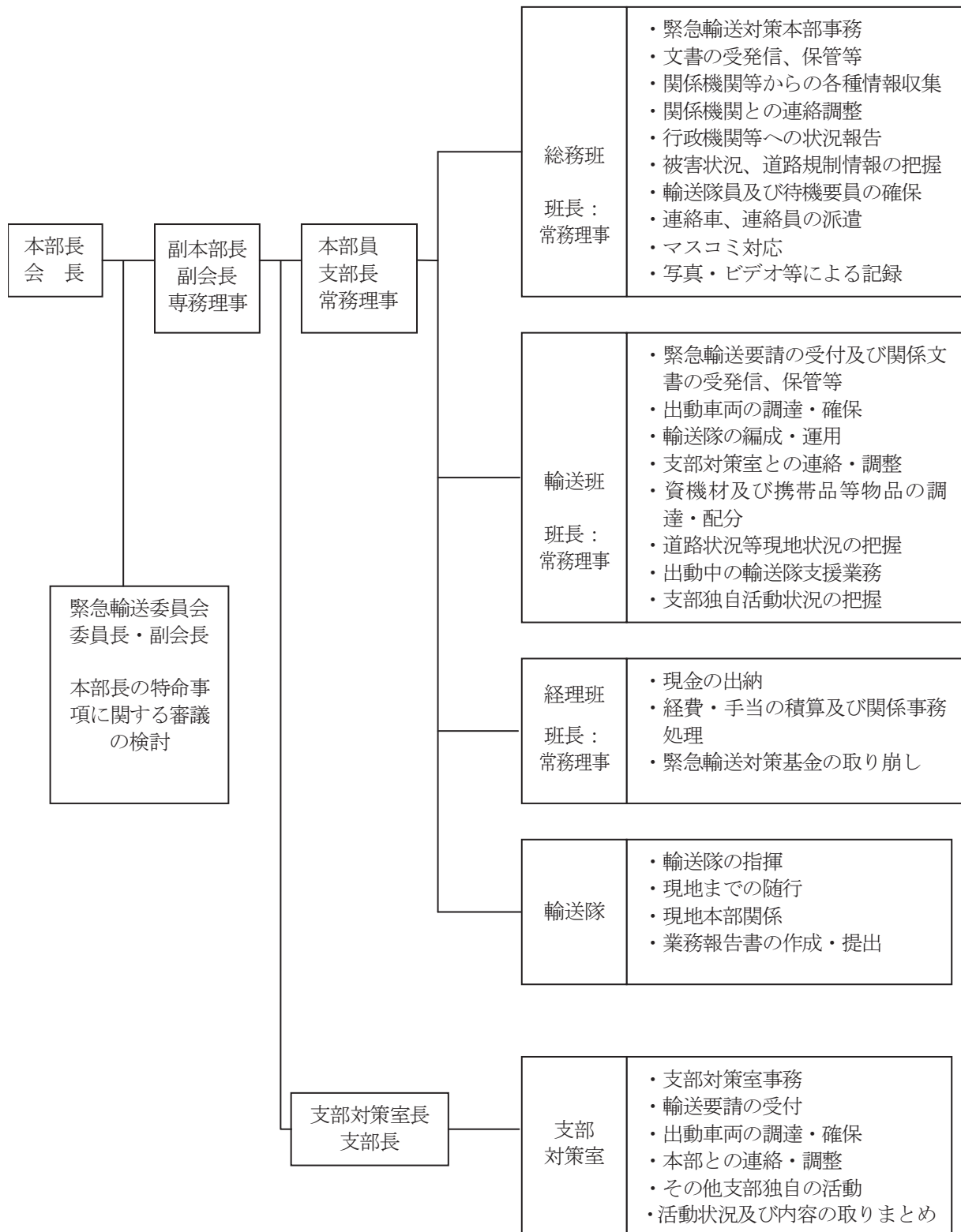
4 9 首都圏新都市鉄道

○ 対策本部等の組織



50 都トラック協会

○緊急輸送対策本部組織及び事務分掌



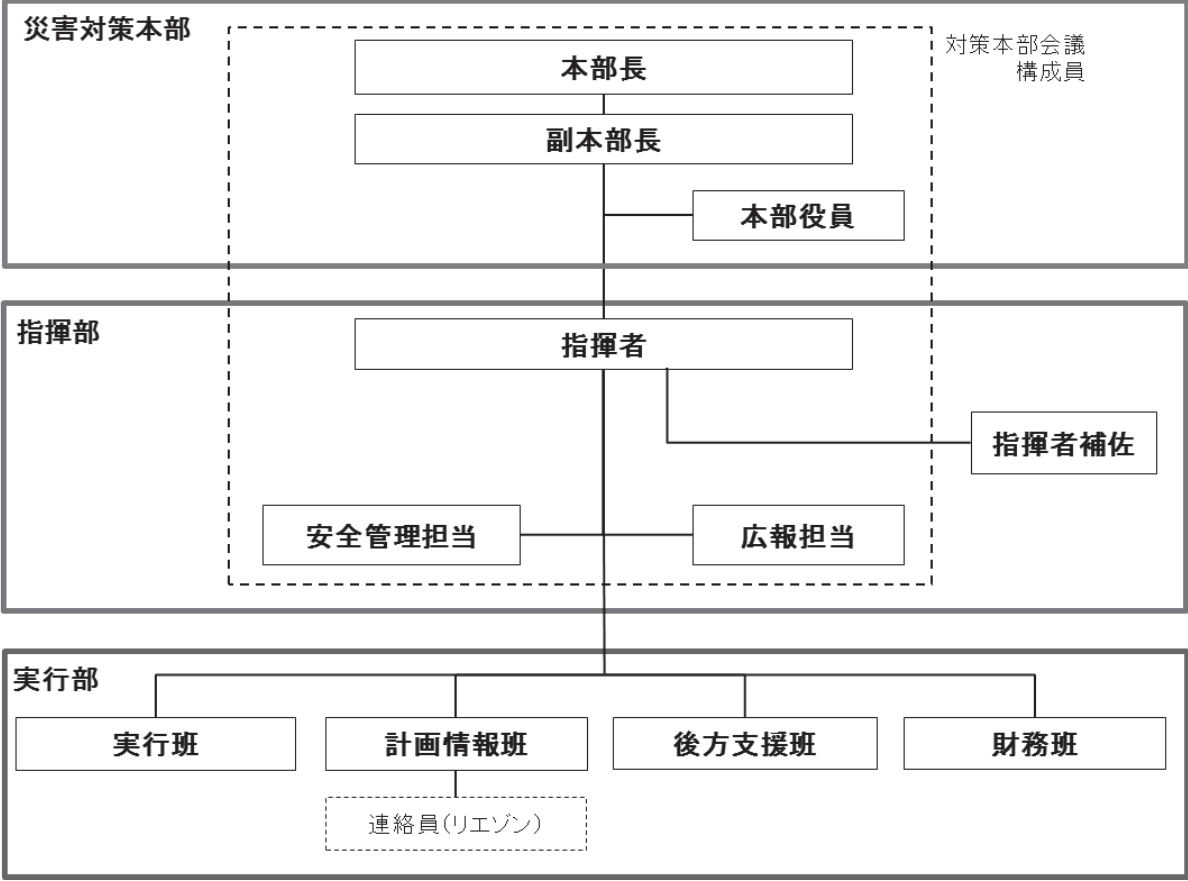
5 1 都医師会

災害対応体制の構成・役割

構成員		役割（○：災害対応業務に係るもの ●：継続業務に係るもの）
災害対策本部	本部長	○●災害対策本部の設置・解散判断 ○●災害対策本部の統率・指揮、最終的な意思決定
	副本部長	○●本部長の補佐
	本部役員	○●本部長・副本部長の補佐
指揮部	指揮者	○●災害対応業務・継続業務に係る現場総指揮 ※指揮者は、本部役員を兼任する。
	指揮者補佐	○●災害対応業務・継続業務に係る指揮者の補佐 ○●外部機関との調整
	安全管理担当	○●実行部の安全の確認および助言
	広報担当	○●会員、都民、報道機関等への情報発信の総括
実行部	実行班	○都医療救護班派遣に係る調整 ○JMAT の受け入れに係る調整 ○関東甲信越医師会医療支援チームの受け入れに係る調整 ○十四大都市医師会資料支援チームの受け入れに係る調整 ○遺体検案に関わる調整 ○防疫活動に係る調整 ○外部の帰宅困難者支援（会館受入の実務） ●地域医療体制の継続（救急相談センターへの相談医の派遣） ●東京都リハビリテーション病院の管理運営
	計画情報班	○東京都災害対策本部における情報収集（連絡員の派遣） ○地震に関する情報収集 ○地区医師会、会員等の被災状況の把握 ○情報システムの復旧 ○●その他、対応に必要な情報の把握 ○●その他関連書類の作成 ○対応の記録 ○来援者に対する宿泊事情等の情報の提供 ○会館を来援者の宿泊場所に提供する場合の調整 ●情報発信（会員、都民、地域、報道機関等）
	後方支援班	○役職員の安否確認 ○役職員の参集状況の把握 ○役職員への対応（情報発信、負傷者対応、帰宅困難の役職員への対応、食料等の支給） ○会館の復旧 ○通信の確保

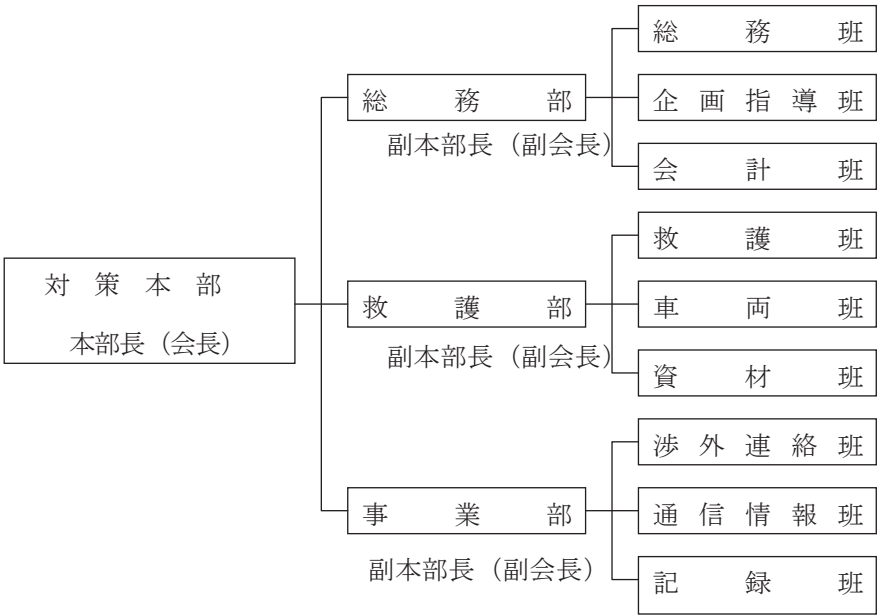
		○その他対応に必要な後方支援
	財務班	○都医療救護班および JMAT の出動費に係る処理 ○●出納業務（災害対応に要する費用の把握、調達（現金出納）、その他の費用の調達（現金出納）、給与・賞与の支給）

災害対応体制図



5 2 都歯科医師会

○ 災害救護対策本部組織

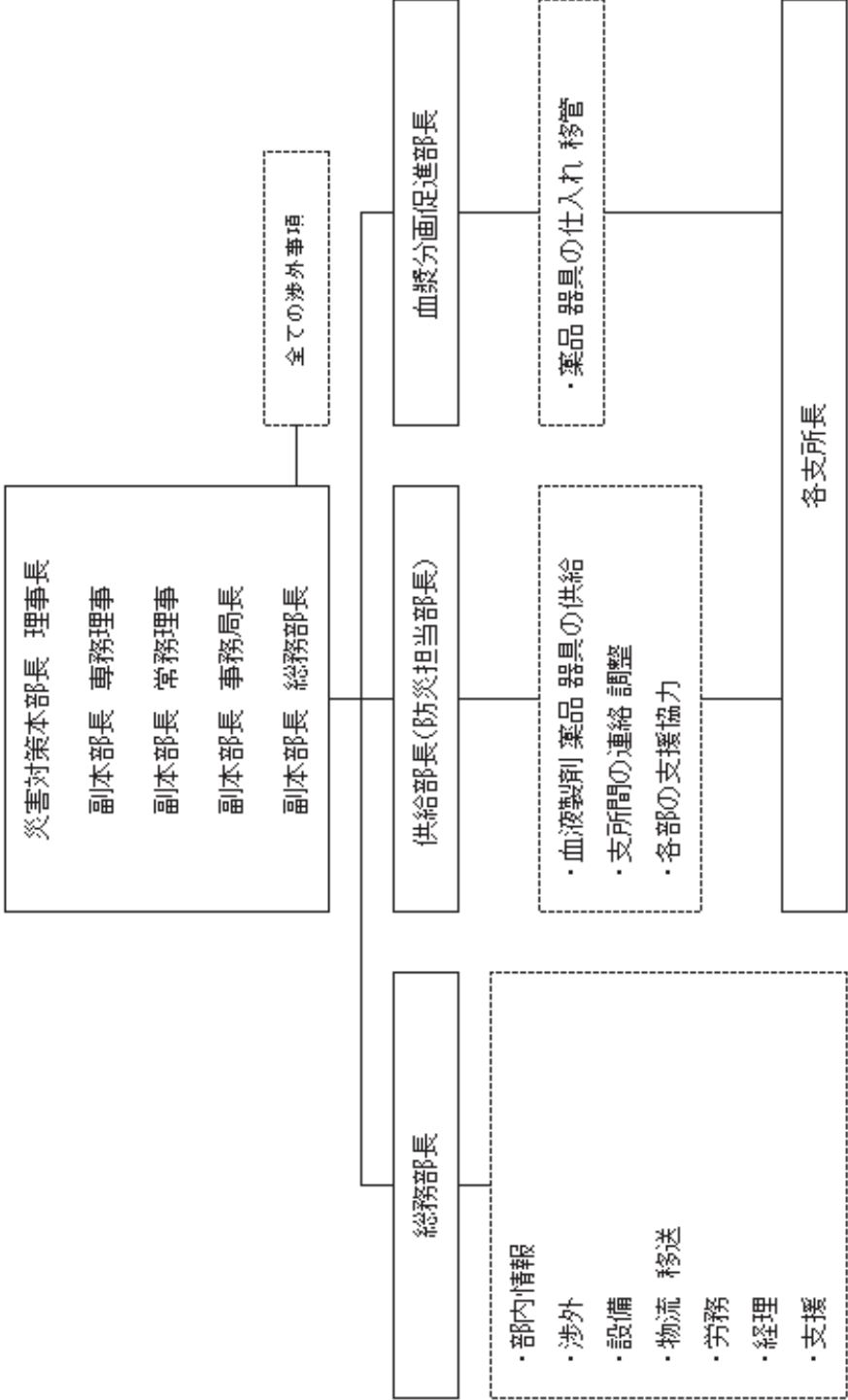


5 3 都薬剤師会

○ 災害対策本部組織図

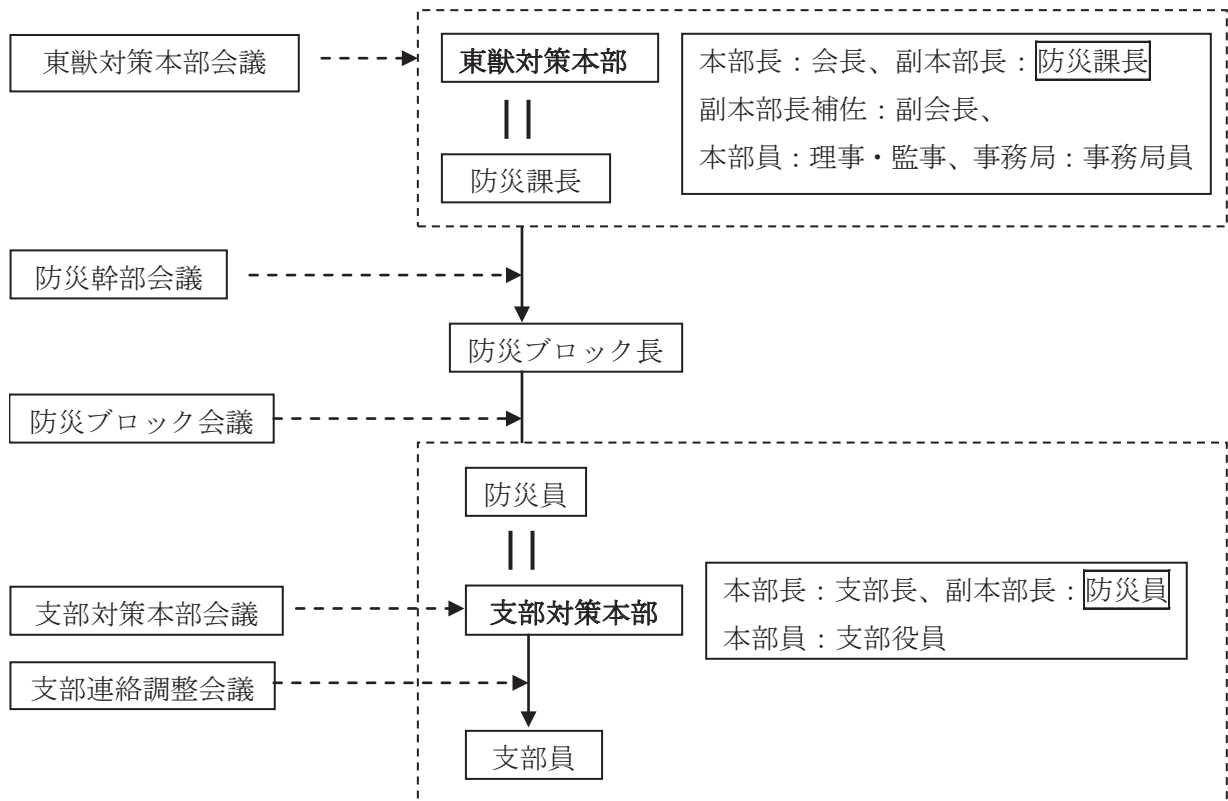


災害対策本部組織図



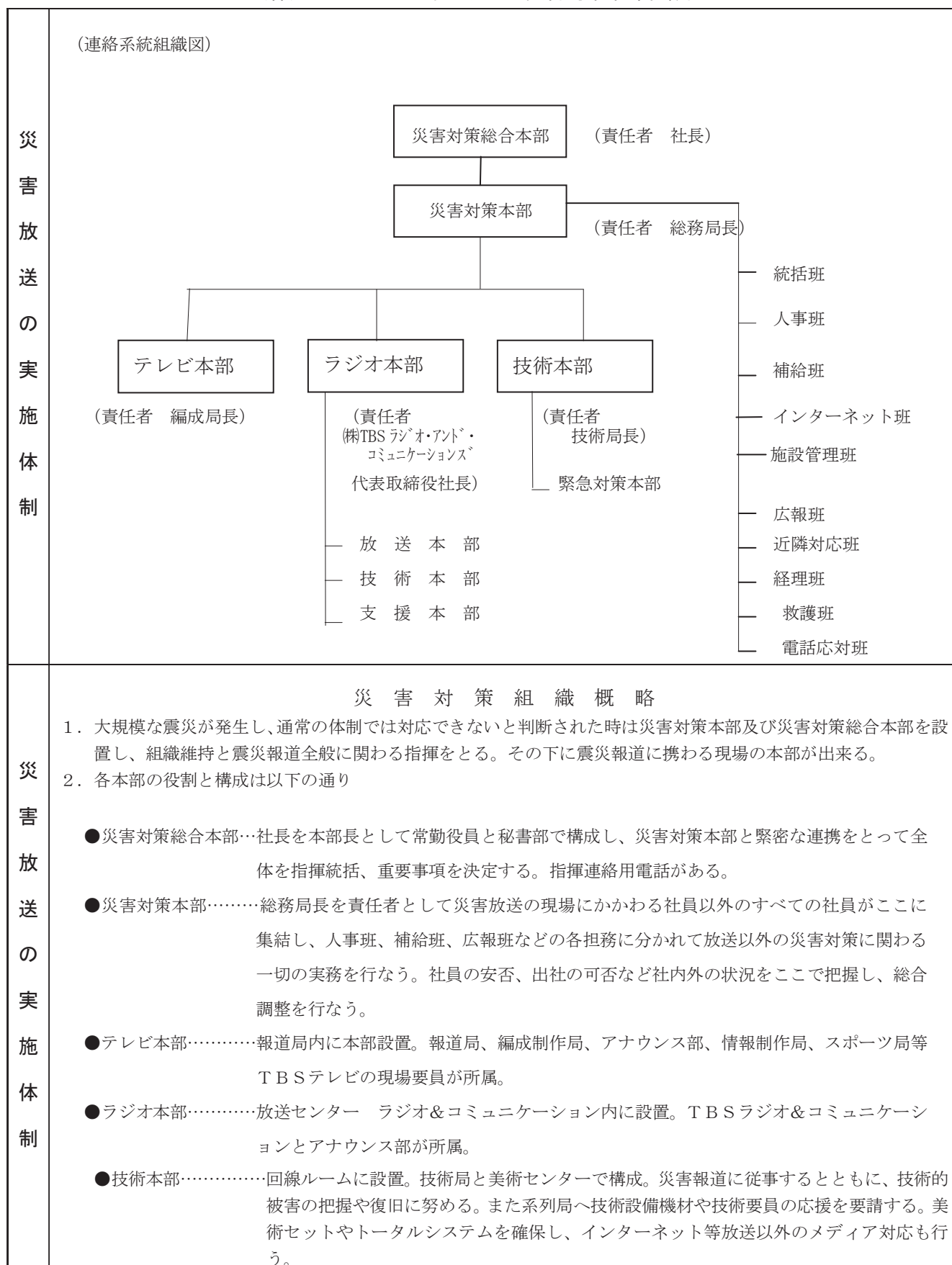
55 都獣医師会

東京都獣医師会動物救護対策本部の組織構造図



56 TBSホールディングス

(株) TBS ホールディングス 災害対策本部組織図



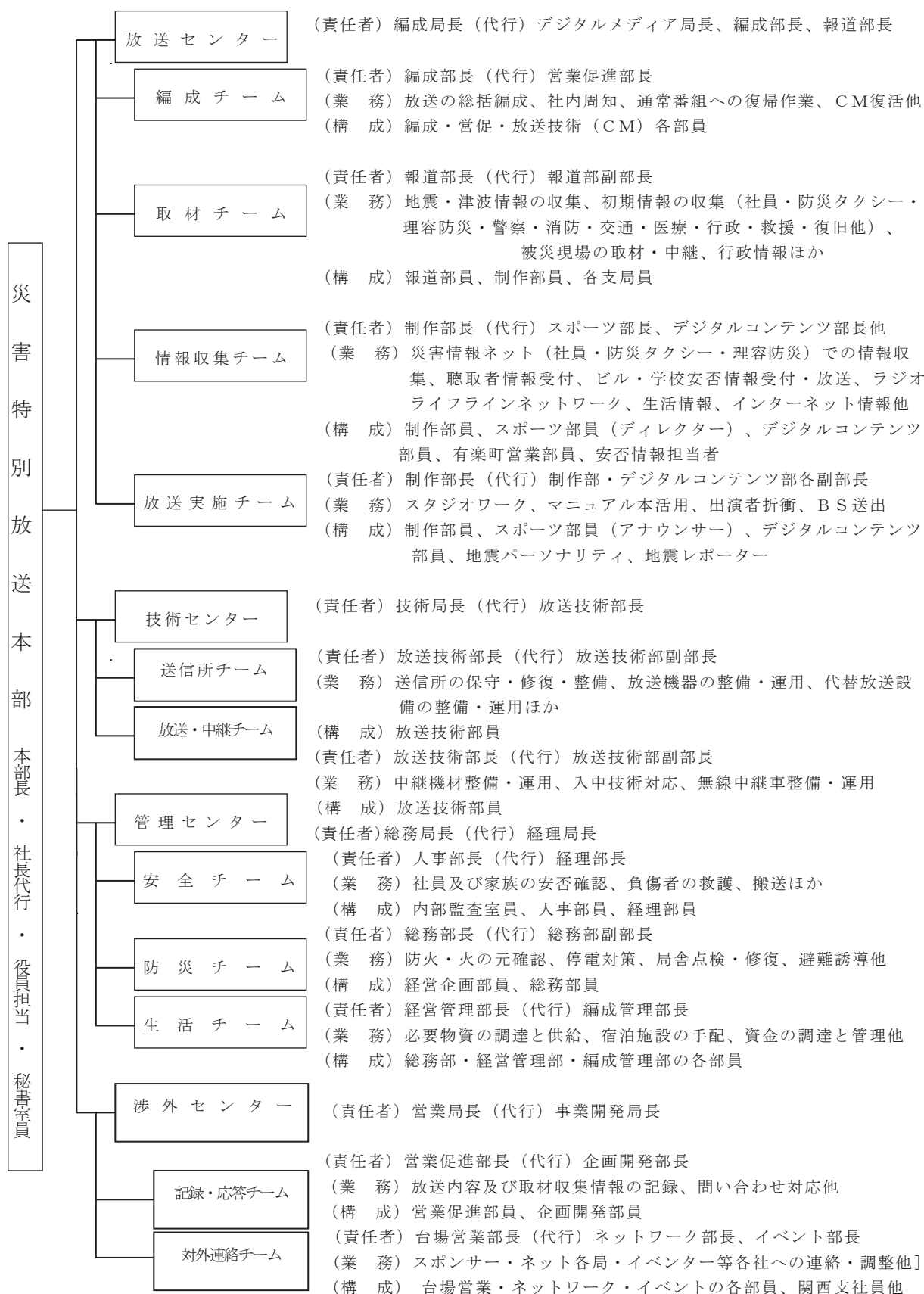
5 7 文化放送

○特別放送実施本部の構成と担務

特別放送 実施本部 (本部長)社長 (構成員) 常勤役員、 各局長	管理チーム		
	管理班	社屋保全、局内保安防火、車両、電話回線、食料、資金調達、医薬品等の確保、	(班長) 総務部長
	放送実施チーム		
	編成班	特別放送の編成及び連絡調整、NRN番組の制作	(班長) 編成部長
	取材班	取材及び番組制作送出 地震情報、被害情報、生活関連情報等の情報収集	(班長) 報道スポーツ センター部長
	制作班	取材及び番組制作送出 地震情報、被害情報、生活関連情報等の情報収集	(班長) 制作部長
	技術班	送信所、放送中継回線、取材通信網の確保手配	(班長) 技術システム 部長
	リスナー班	聴取者の問い合わせへの対応	(班長) デジタル 事業局部長
	アナウンス班	アナウンス業務、取材及び番組制作送出 地震情報、被害情報、生活関連情報等の情報収集	(班長) 制作部長
	業務 渉外班	営業折衝全般、 スポンサー、広告会社、ネットワーク各局等	(班長) 営業部長

58 ニッポン放送

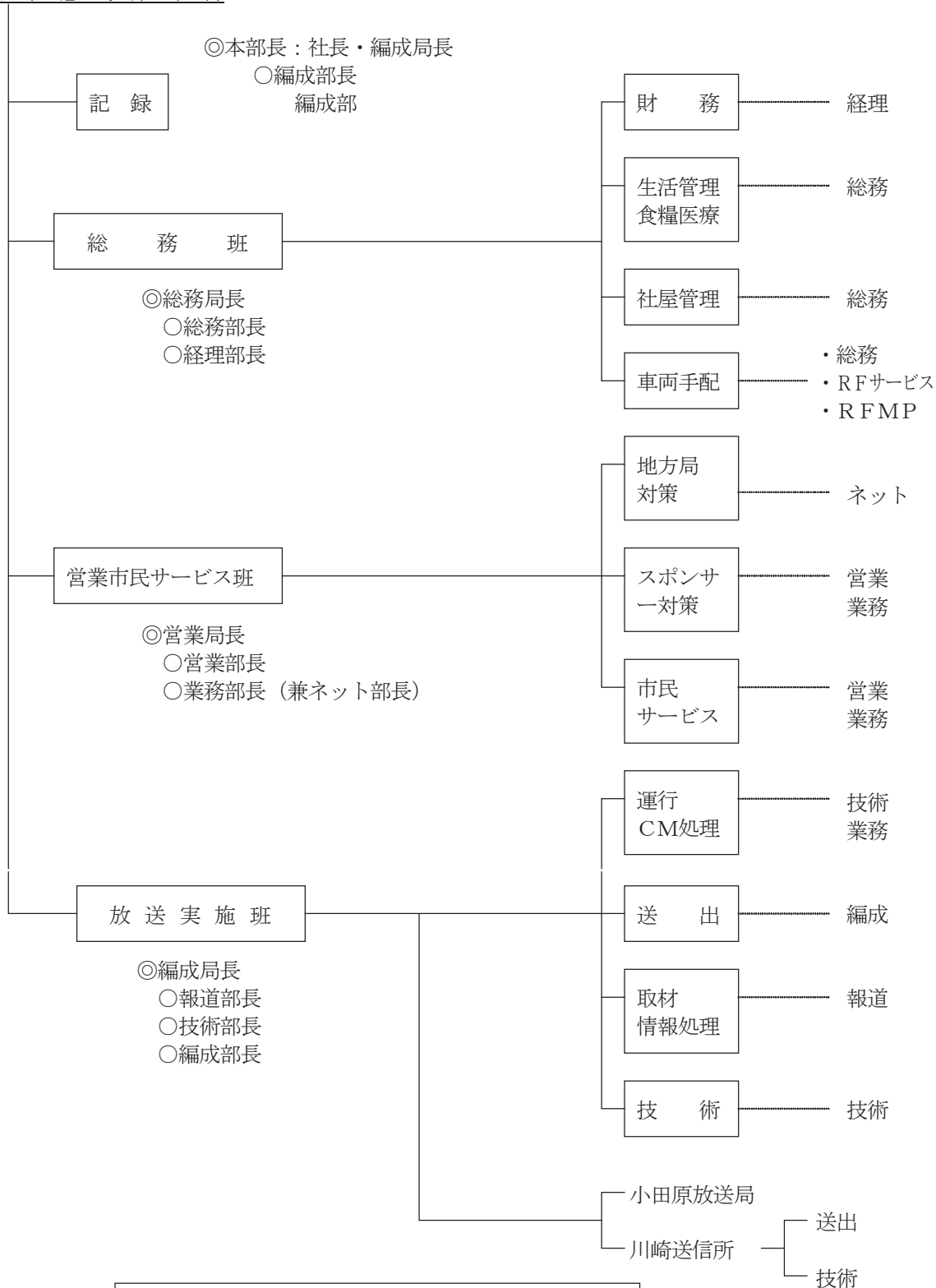
○ 災害特別放送本部の構成・業務



59 ラジオ日本

○ 社内非常事務配置表

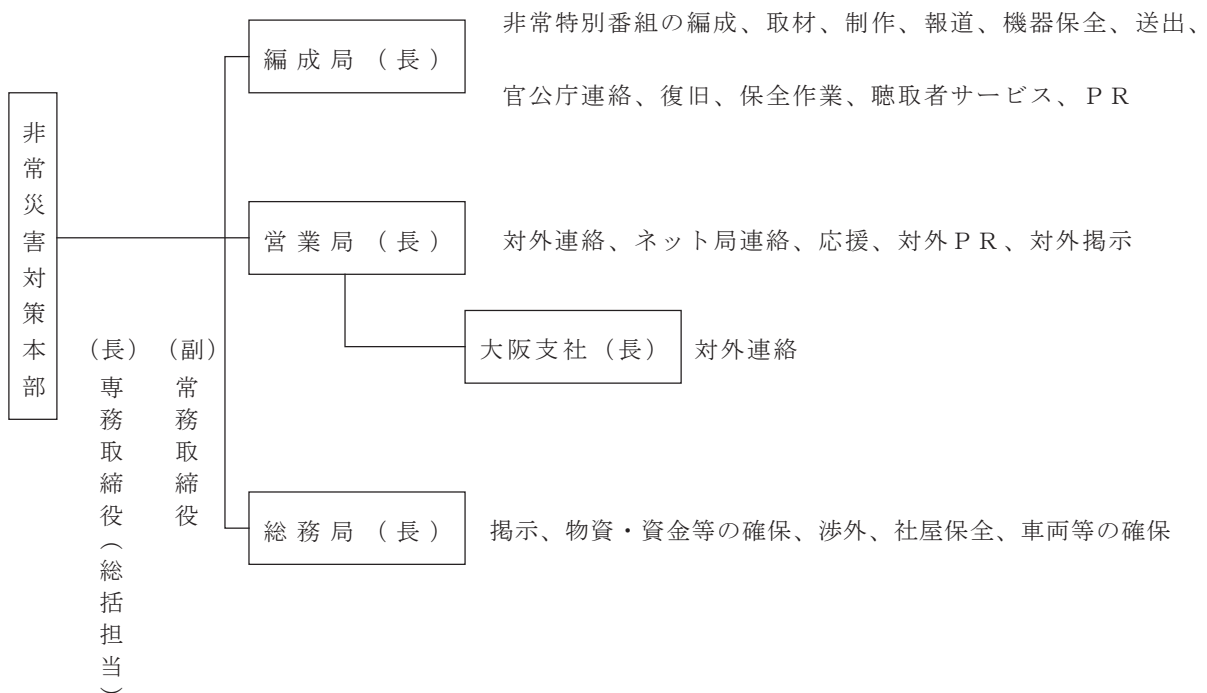
非常事態対策本部



本社・東京支社共に上記の配置を行う。
但し 本社・東京支社使用不能の場合は送信所に
上記に準じて配置する。

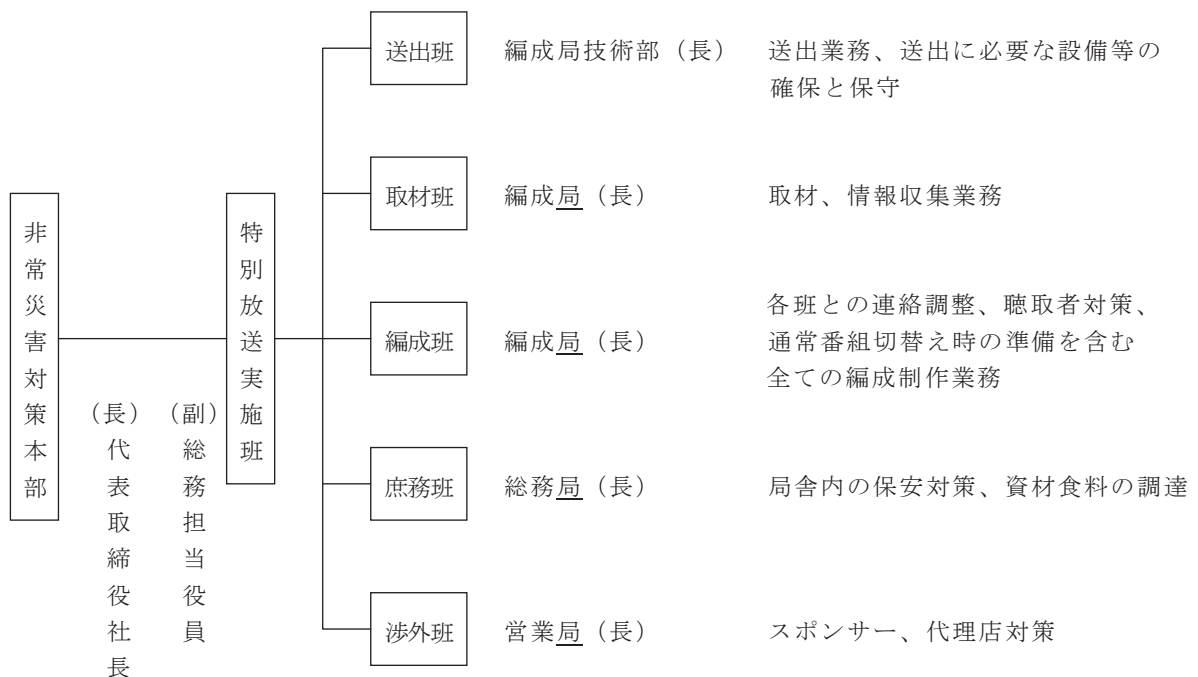
60 エフエム東京

○ 非常災害対策本部の組織及び事務分掌



61 J-WAVE

○ 災害対策本部組織及び職務分担



(注) 各班の職務は原則として当該部員が行う。

本部は本社に設置する。ただし、業務継続が困難なときは、送信所に移設する。

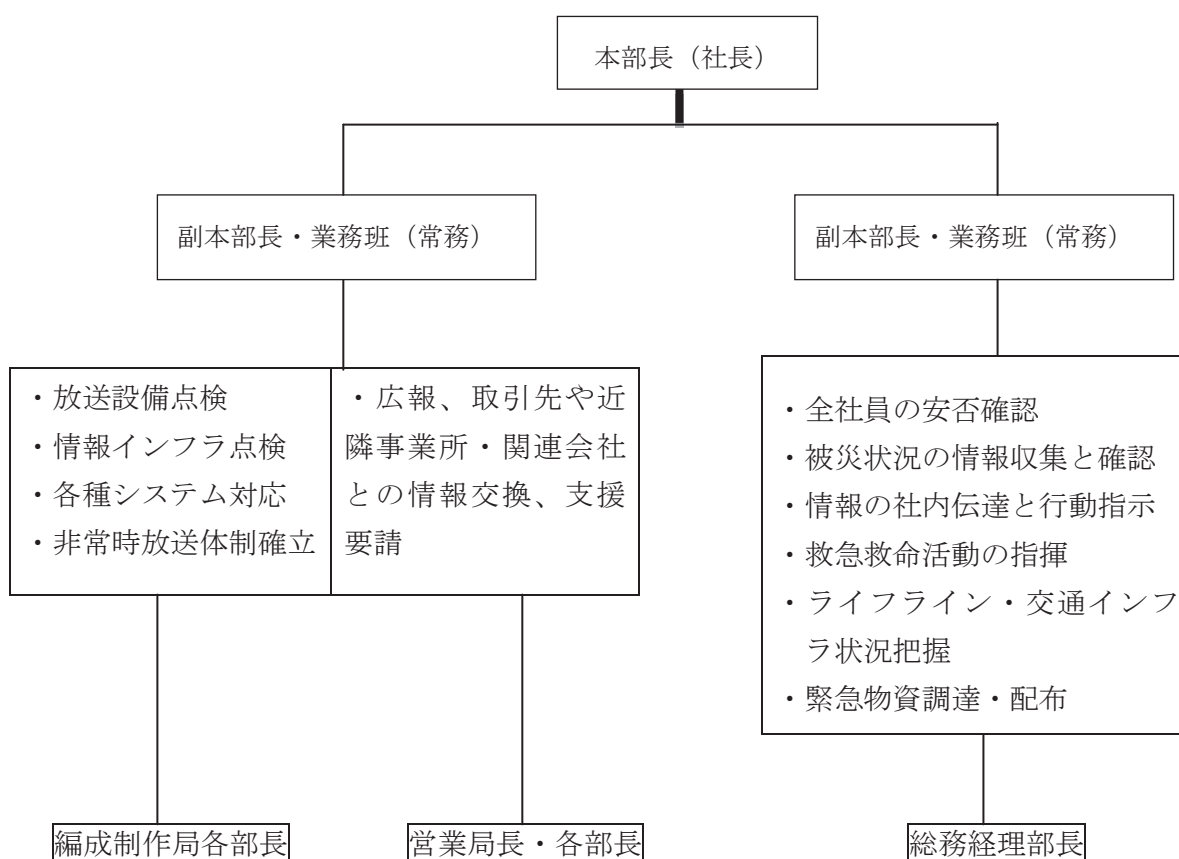
6 2 日経ラジオ社

災害対策本部の設置

1. 設置時期 震度5強以上の地震、その他火災などの大規模災害発生時
(社長の指示によるか、社長不在時には職制最上位者が判断)
2. 設置場所 日経ラジオ社内もしくは近隣の安全な場所

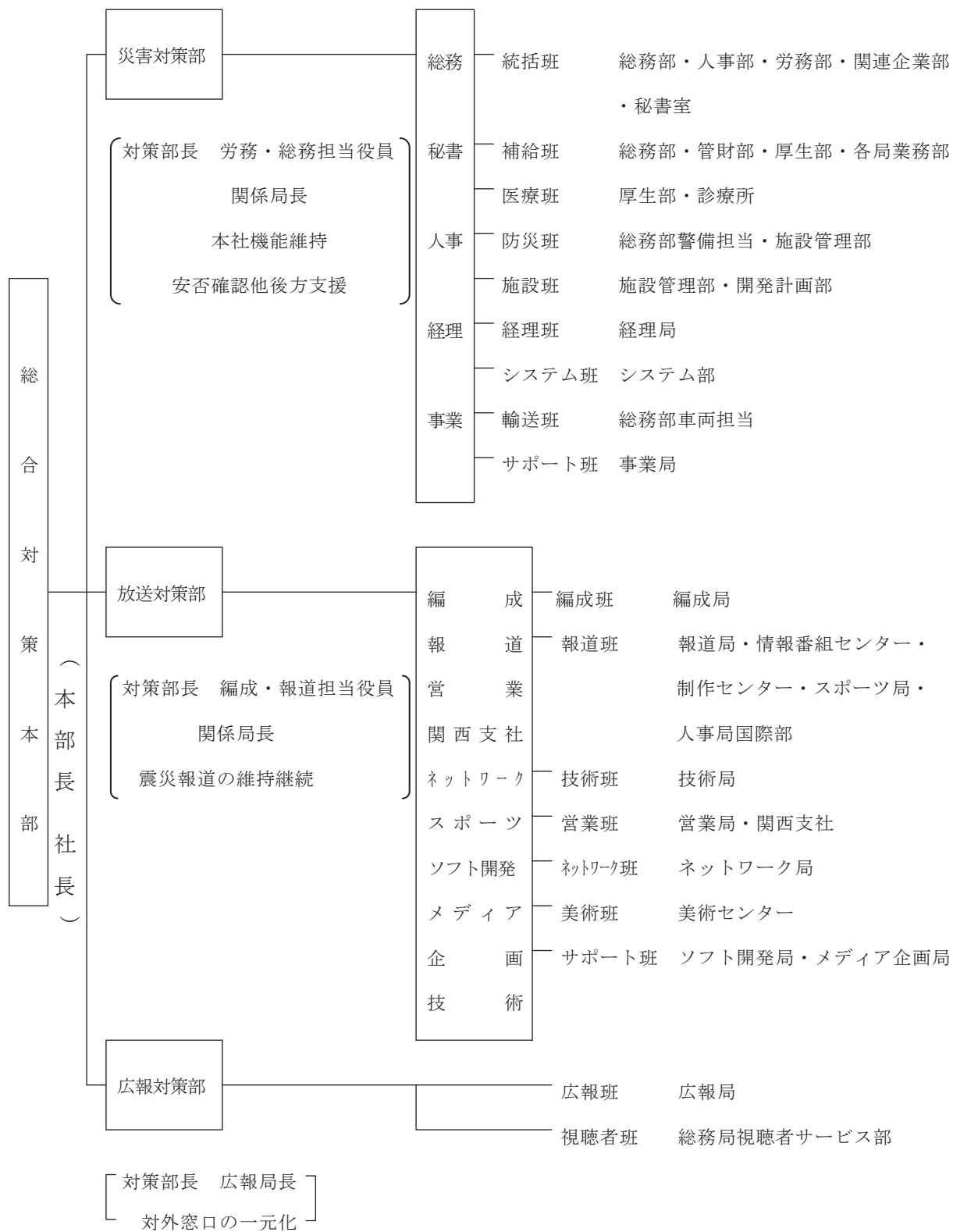
必要機材	電話機、パソコン、事業所配置図、組織図、社員名簿、飲料水、非常食、毛布など
------	---------------------------------------

3. 組織と役割



6.3 日本テレビ

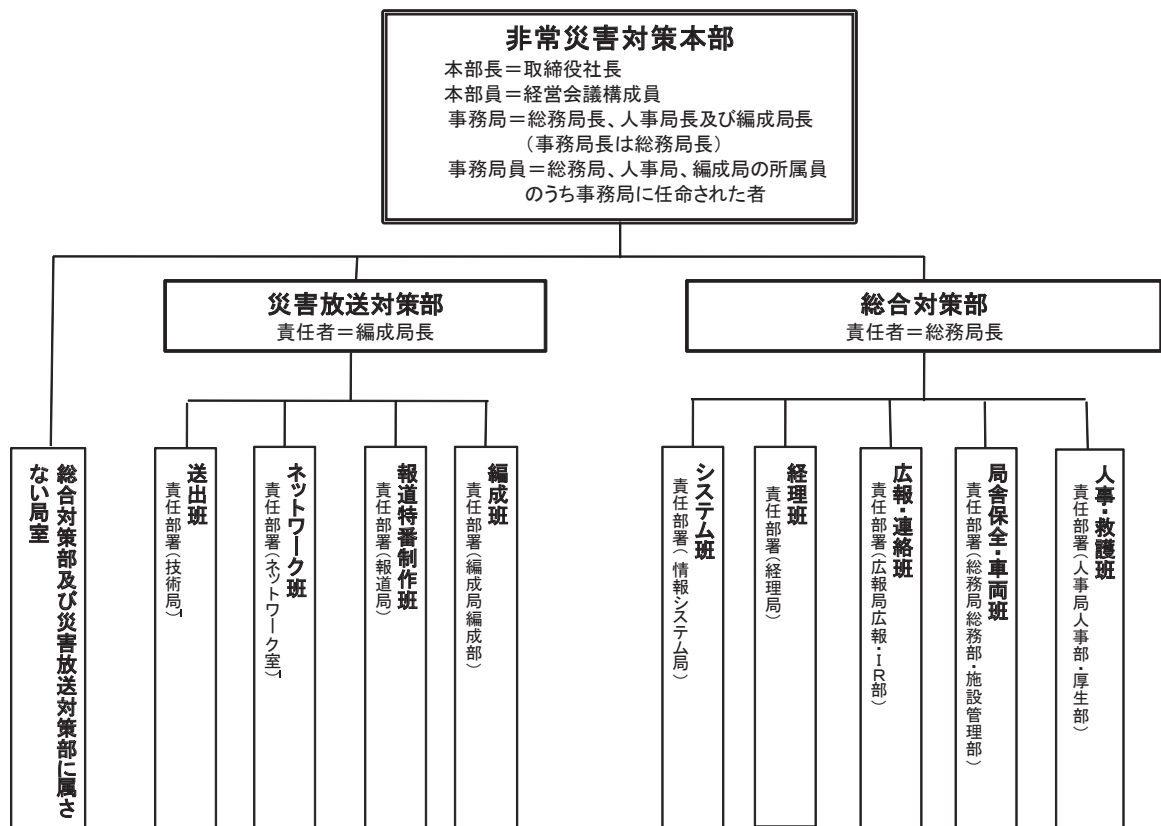
○ 総合対策本部組織図



※この組織に指定のない部署の人は、各対策部の指示に従う。

64 テレビ東京

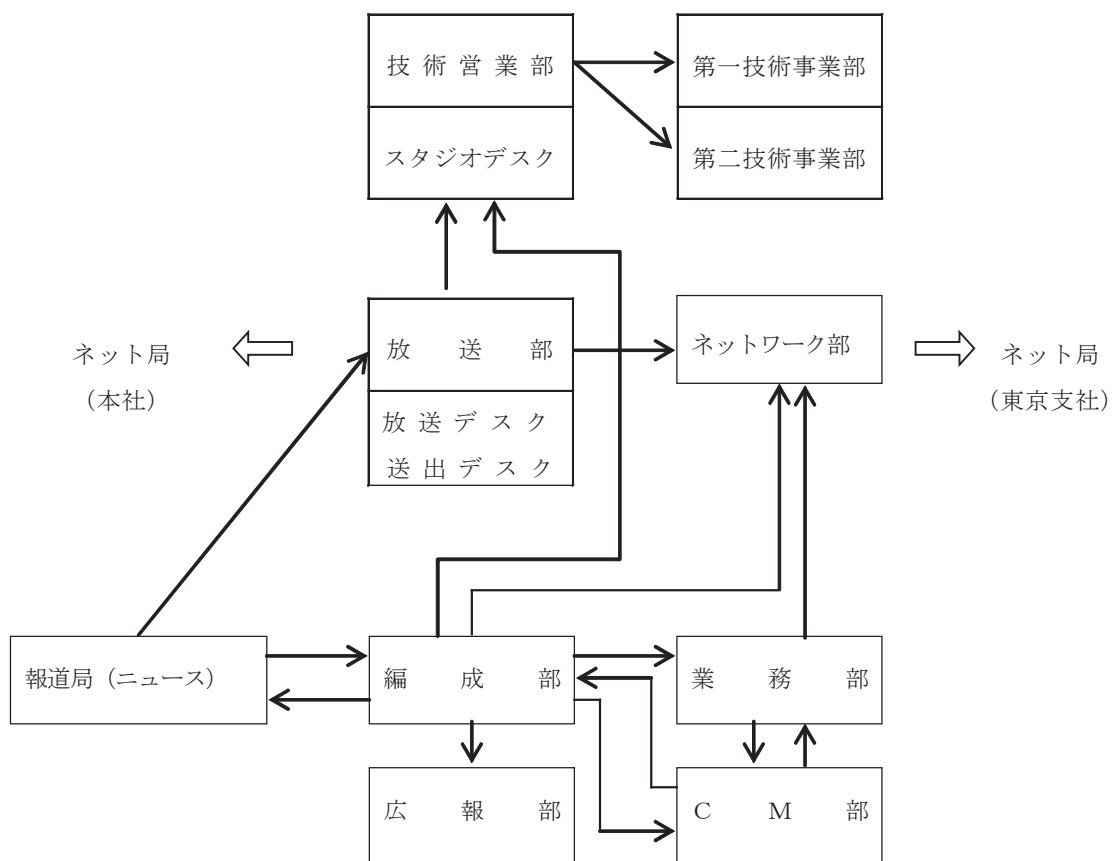
○ 非常災害時の組織図



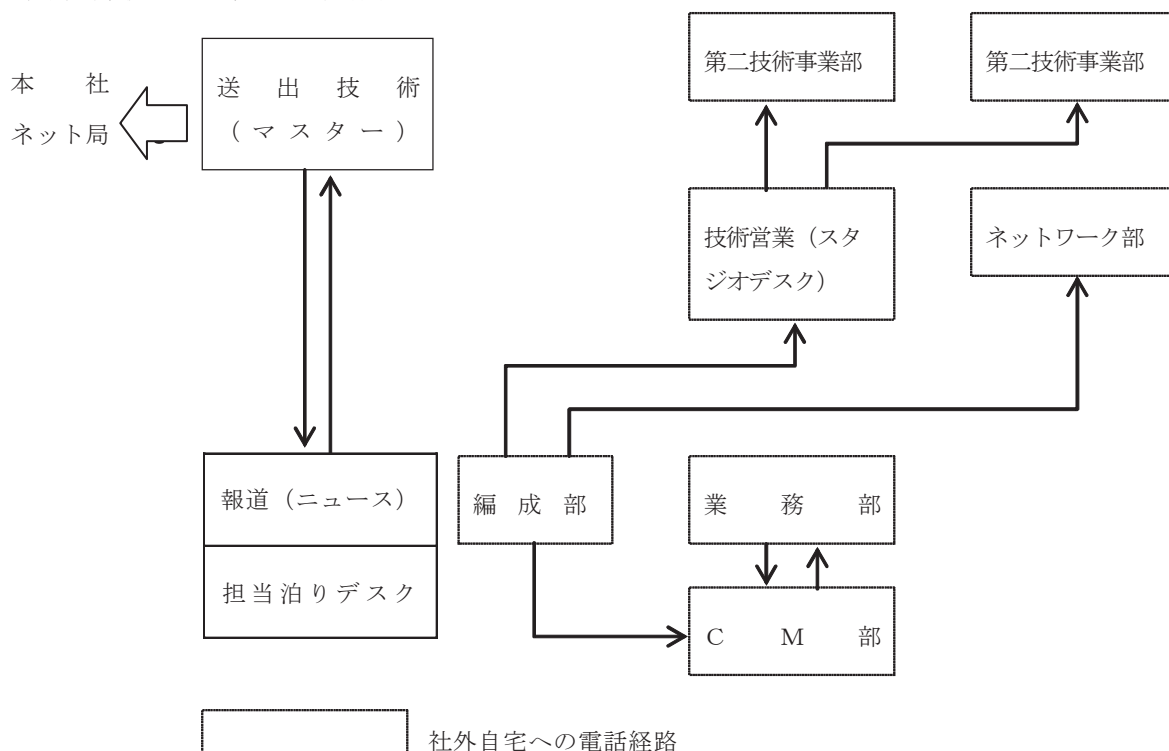
65 フジテレビジョン

○ 災害時の組織

1 昼間（午前10時～午後6時）体制



2 夜間（午後6時～午前10時）体制

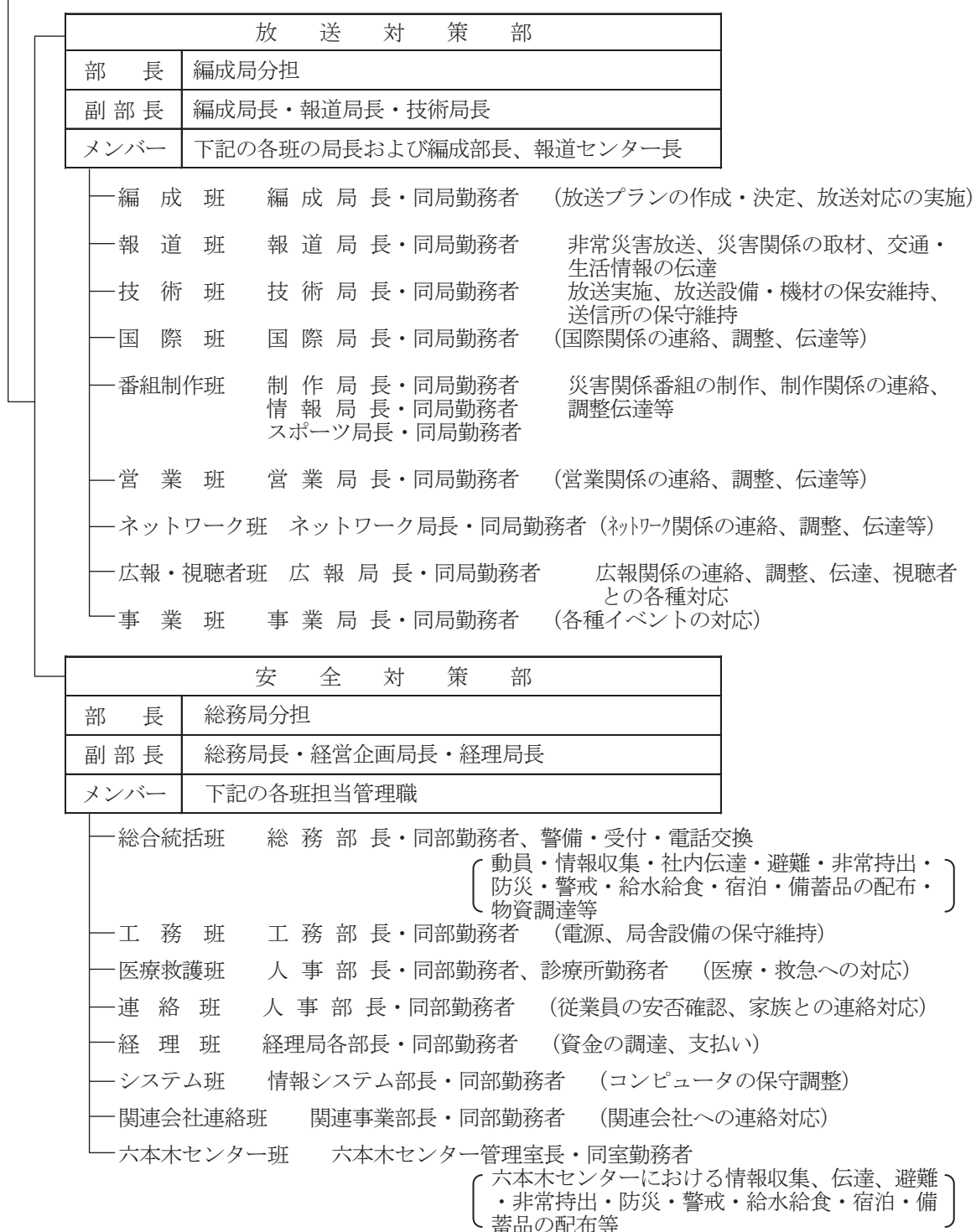


66 テレビ朝日

○ 非常災害対策本部組織図

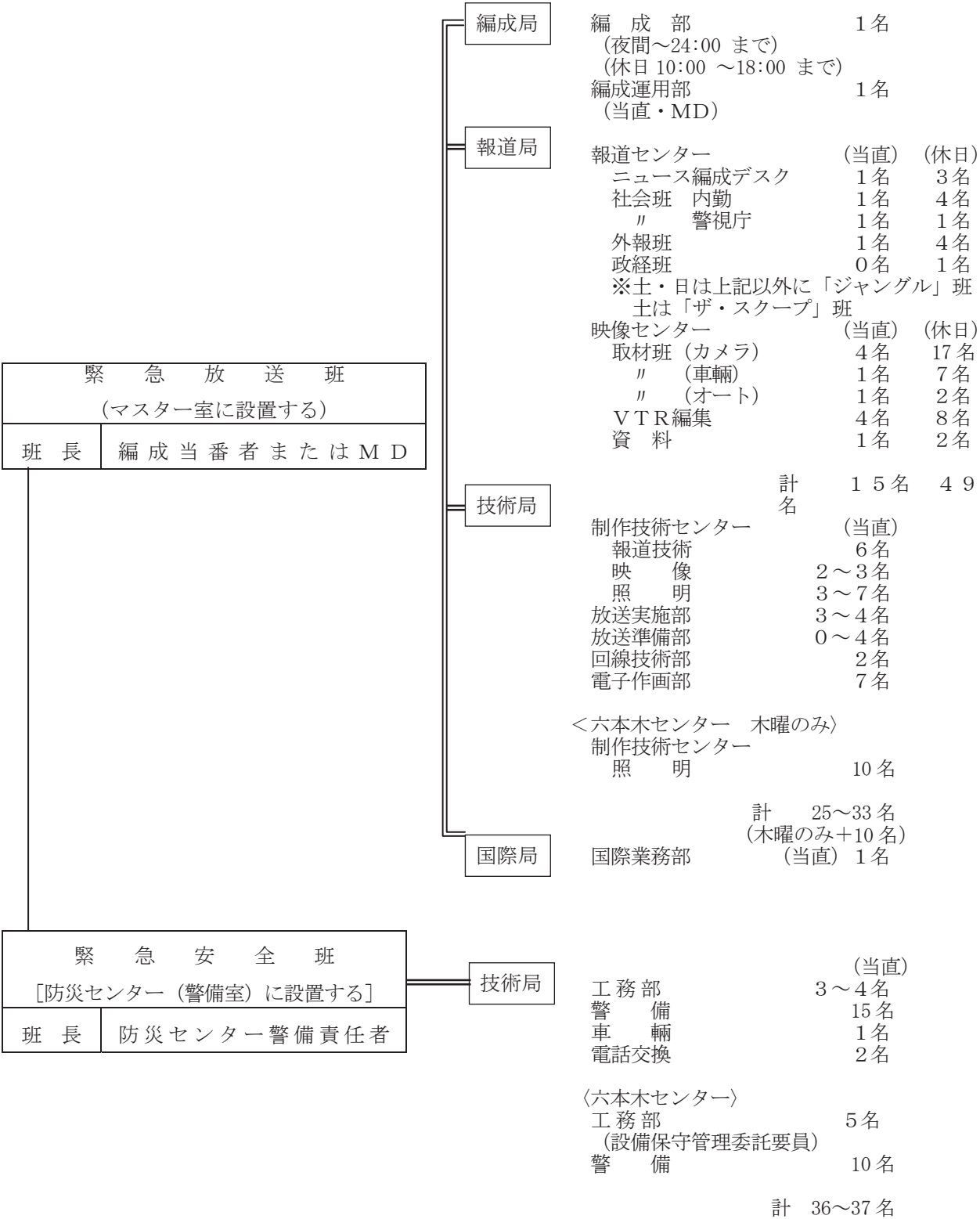
非常災害対策本部	
本部長	社長
副本部長	副社長
本部メンバー	常務会メンバー

※ この組織に指定のない部署の人は、安全対策部の指示に従う。



○ 非常災害緊急対策部組織図
(夜間・早朝・休日の場合)

- ☆ この組織は非常災害対策本部が設置されるまでの応急体制です。
- ☆ 当直勤務者以外の従業員が災害発生時に在社の場合、緊急放送班または緊急安全班の指示に従い、各班を応援する。
- ☆ 緊急安全班は、緊急放送班の要請があった場合、緊急放送班の指揮下に入り、可能な限り緊急放送班を支援する。



67 TOKYO MX

○ TOKYO MX非常災害対策本部の組織及び事務分掌



災害対策総合本部長 TBSラジオ社長

災害対策総合本部構成員:各取締役

放送本部

責任者:編成局担当取締役

災害の規模・影響に応じた災害放送の実施

構成員

編成局編成部、ニュース情報部、制作部

他部署からの応援は必要に応じて

技術本部

責任者:メディア推進局担当取締役、技術部長

災害放送の確保と運行、放送設備の被害の把握と復旧

構成員

メディア推進局技術部

支援本部

責任者:総務局担当取締役

防災計画の遂行と社屋の保全、電源確保、社員の安否確認と人員配置

構成員

総務局総務・経営企画部、経理部

メディア推進局インターネット事業推進部

他、必要に応じて営業統括局営業部からも応援

営業統括局事業部員は、担当イベント他の対策が完了した時点で、
経験に応じて放送本部・支援本部の応援に回る。

営業統括局業務部員・営業推進部員・営業部員・ネットワーク部員は、
担当業務の状況によるが、可能であれば放送本部・支援本部の応援に回る。

参考資料 II
都各局の主な災害時応援等協定の締結状況

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
政策企画局	災害時等における放送要請に関する協定	日本放送協会、TBSテレビ(株)、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)文化放送、(株)ニッポン放送、(株)ラジオ関東、(株)エフエム東京、日本テレビ放送網(株)、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送(株)、(株)東京12チャンネル	昭和55年12月1日
		(株)日本短波放送	昭和56年1月10日
		(株)エフエムジャパン	平成2年7月30日
		東京メトロポリタンテレビジョン	平成8年1月31日
		(株)InterFM	平成8年4月30日
	「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目	同上	
	新聞社との報道要請に関する協定	【乙】東京都公安委員会【丙】(株)朝日新聞社、(株)共同通信社、(株)読売新聞社、(株)毎日新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)中日新聞東京本社、(株)産業経済新聞東京本社、(株)日刊工業新聞社、(株)日本工業新聞社、(株)時事通信社、(株)ジャパンタイムズ	平成9年9月1日
	災害時等における放送要請に関する協定書	アメリカン・フォーシズ・ネットワーク(AF N)	平成23年10月25日
総務局	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書	(各ブロック知事会と全国知事会間で締結)	平成24年5月18日
	震災時等の相互応援に関する協定(1都9県)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	平成20年2月6日
	震災時等の相互応援に関する協定実施細目(1都9県)		平成16年2月24日
	21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	平成24年4月1日適用
	21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目		
	九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市	平成22年4月1日
	九都県市災害時相互応援に関する協定実施細目		
	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	【関西広域連合】滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市 【九都県市】埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市	平成26年3月6日
	大規模災害時における清掃工場の使用に関する協定	東京二十三区清掃一部事務組合	平成20年3月31日
	災害時における東京都と東京郵政局の協力に関する覚書	東京郵政局	平成10年6月18日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)東京建設業協会※	昭和50年4月1日
		(一社)日本道路建設業協会	昭和51年4月1日
		(一社)東京都中小建設業協会	昭和62年4月1日
		(一社)南多摩建設業協会、(一社)北多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合	平成8年7月18日
		(一社)プレハブ建設協会※	昭和54年12月1日
	災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定	(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部 (一社)東京都測量設計業協会 (一社)東京都地質調査業協会	平成25年6月25日
	災害時における建物の解体等の応急対策業務に関する協定	(一社)東京建物解体協会	平成25年11月8日
	災害時におけるクレーン等の供給に関する協定	東京建設重機協同組合	平成26年3月26日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
総務局	災害時等における道路啓開等の支援に関する協定	(一社)日本自動車連盟、全日本高速道路レッカー事業協同組合、(一社)全国ロードサービス協会	平成26年7月31日
	災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定	東京都コンクリート圧送協同組合	平成31年3月4日
	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	東京都石油商業組合	平成16年8月5日
	災害時における避難所等確保の支援に関する協定	(一社)全日本シティホテル連盟 日本旅館協会東京都支部	令和2年6月26日
	避難対策等における連携と協力に関する包括協定	(一社)日本ショッピングセンター協会 (一社)日本DIY・ホームセンター協会	令和2年8月21日
	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	(株)サークルKサンクス、(株)スリーエフ、(株)セブン-イレブンジャパン、山崎製パン(株)、(株)ファミリーマート、ミニストップ(株)、(株)ローソン、(株)吉野家	平成17年8月31日
		国分グロースチェーン(株)、(株)ココストア、(株)ポプラ、山田食品産業(株)	平成17年9月22日
		(株)モスフードサービス	平成20年6月11日
		アールアンドケーフードサービス(株)	平成20年11月21日
		(株)九九プラス	平成21年8月27日
		(株)壺番屋	平成22年8月20日
		(株)ダスキン	平成25年3月11日
	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	(株)セブン&アイフードシステムズ、ロイヤルホスト(株)	平成19年2月8日
		ワタミ(株)、チムニー(株)	平成23年6月20日
		(株)第一興商、(株)ビーアンドヴィ	平成23年9月1日
		(株)サガミチェーン、味の民芸フードサービス(株)	平成24年8月31日
		埼玉県カラオケ業防犯協会、千葉県カラオケ事業者防犯協会、東京カラオケボックス事業者防犯協会、神奈川県カラオケボックス協会	平成24年9月19日
		サトレストランシシステムズ(株)	平成24年12月1日
		タリーズコーヒージャパン(株)	平成25年3月11日
		(株)ストロベリーコーンズ	平成25年10月8日
	東京の防災力の向上のための連携協力に関する協定	東京商工会議所	平成26年5月29日
	災害時における容器入飲料の調達に関する協定	(一社)全国清涼飲料工業会	平成17年10月27日
	災害時等における緊急支援物資の保管及び荷役等に関する協定	東京倉庫協会	平成25年5月24日
	災害時における支援協力に関する協定	イオン(株)	令和2年7月1日
	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(株)セブン&アイ・ホールディングス	令和元年8月9日
	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年3月31日
	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(株)ローソン	令和2年7月1日
	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	NPO法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク	令和2年8月21日
	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	東日本段ボール工業組合	令和2年6月22日
	災害時における可動式空調機器の調達等に関する協定	(一社)東京都冷凍空調設備協会	令和2年6月22日
	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	(一社)AZ-COM丸和・支援ネットワーク	令和元年10月31日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
総務局	復興まちづくりの支援に関する協定	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、(一社)中小企業診断協会東京支部、(公社)東京都不動産鑑定士協会、(公社)日本建築家協会、(一社)東京都建築士事務所協会、(公社)日本技術士会、(一社)再開発コーディネーター協会	平成19年1月11日
		(一社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、(公社)東京公共嘱託登記司法書士協会、日本公認会計士協会東京会、日本弁理士会関東支部会	平成22年3月26日
		(一社)全日本土地区画整理士会	平成22年5月31日
		(公社)東京社会福祉士会	平成28年12月1日
	アマチュア無線による災害時の情報収集活動に関する協定	(一社)日本アマチュア無線連盟	平成19年3月1日
	防災への取組に関する協定書	Google Ireland Limited	平成25年4月1日
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成25年4月1日
	J-anpi協力協定	エヌ・ティ・ティ・レゾナント(株)	平成25年4月1日
	大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定	石油連盟	平成20年11月26日
	大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定	東京都石油商業組合	平成25年1月17日
財務局	災害時における普通貨物四輪駆動車の優先供給契約	(株)トヨタレンタリース東京、オリックス自動車(株)	平成16年4月1日
	災害時における応急対策用天幕等の確保に関する協定	ティ・エス・ピー太陽(株)	平成8年3月1日
	災害応急対策用バス供給契約	(一社)東京バス協会	平成17年4月1日
	災害応急対策用貨物自動車供給契約	(一社)東京都トラック協会、東京都庁輸送事業協同組合、日本通運(株)東京支店	平成17年4月1日
生活文化局	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	東京都生活協同組合連合会	平成8年1月22日
	「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」実施細目		平成26年3月20日
	災害ボランティア活動支援に関する協定	(社福)東京都社会福祉協議会	平成25年3月31日
都市整備局	震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定	(一社)全日本シティホテル連盟関東支部、東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	平成22年9月30日
	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	(一社)東京都建築士事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会、特定非営利活動法人耐震総合安全機構	平成23年6月30日
	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	(一社)東京建設業協会	平成24年7月6日
	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	(一社)東京都中小建設業協会	平成25年12月25日
	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた連携に関する協定書	(株)みずほ銀行、みずほ信託銀行(株)	平成25年1月17日
住宅政策本部	震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)東京都宅地建物取引業協会、(公社)東京共同住宅協会、全日本不動産協会東京都本部	平成14年9月10日
	災害時における住宅復興に向けた協力にかかる基本協定	住宅金融公庫	平成17年9月1日
	【再掲】災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)プレハブ建設協会	昭和54年12月1日
	災害時における応急対策業務に関する協定の実施細目		昭和54年12月5日
	【再掲】災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)東京建設業協会	昭和50年4月1日
	災害時における応急対策業務に関する協定の実施細目		昭和50年12月3日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
環境局	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	(一社)東京都産業廃棄物協会	平成19年12月25日
	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	(一社)東京都LPガス協会	平成26年5月19日
福祉保健局	災害時における要援護者の移送に関する協定	(一財)全国福祉輸送サービス協会東京都支部	平成19年6月11日
	災害時における食料品調達業務に関する協定	(一社)日本即席食品工業協会	平成12年6月19日
	災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約	日本赤十字社東京都支部	平成4年4月1日
	災害時の医療救護活動についての協定	(公社)東京都医師会	平成29年4月1日
	災害時の歯科医療救護活動についての協定	(公社)東京都歯科医師会	平成11年6月28日
	災害時の救護活動に関する協定	(公社)東京都薬剤師会	平成20年7月17日
	災害時の救護活動等についての協定	(公社)東京助産師会	平成19年6月11日
	災害時の救護活動等についての協定	(公社)東京都看護協会	平成24年10月30日
	災害時の救護活動等についての協定	(公社)東京都柔道接骨師会	平成26年3月27日
	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	(一社)東京医薬品卸業協会	平成18年2月13日
	災害時における歯科用医薬品等調達業務に関する協定	大東京歯科用品商協同組合	平成18年2月13日
	災害時における医療機器等調達業務に関する協定	商工組合日本医療機器協会	平成18年2月13日
	災害時における衛生材料調達業務に関する協定書	(一社)日本衛生材料工業連合会	平成18年2月13日
	災害時における医療ガス等調達業務に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	平成19年10月1日
	災害時における遺体の搬送に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	平成11年6月30日
		(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成13年7月10日
	災害時における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定	ドライアイスメーカー会、 全日本ドライアイスディーラー会	平成11年6月30日
	災害時における火葬の実施に関する協定	東京博善(株)、(株)戸田葬祭場、(株)日華	平成11年6月30日
	災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書	日本赤十字社東京都支部 (公財)献血供給事業団	平成15年7月1日
	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	全東京葬祭業連合会	平成11年6月30日
		(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成13年7月10日
	災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定	(一財)日本救急医療財団	平成13年3月1日
	災害時における東京都災害備蓄倉庫での荷役作業等に関する協定	(一社)東京都トラック協会	平成24年10月31日
	災害時における緊急物資の受入れ及び輸送等に関する協定	(一社)全国物流ネットワーク協会	平成31年4月1日
		トールエクスプレスジャパン(株)、名鉄運輸(株)、近物レックス(株)、西濃運輸(株)、トナミ運輸(株)、日通トランスポート(株)東京支店、新潟運輸(株)、久留米運送(株)、信州名鉄運輸(株)、第一貨物(株)、山陽自動車運送(株)、セイノースーパーエクスプレス(株)、王子運送(株)、(株)ロジネットジャパン東日本、名糖運輸(株)、(株)エービーエクスプレス、松岡満運輸(株)、中越運送(株)東京支社、武蔵貨物自動車(株)、(株)ムソー、東京トラック運送(株)、四国名鉄運輸(株)、ヤマト運輸(株)新東京主管支店、姫路合同貨物自動車(株)東京支店、(株)丸運京浜ターミナル営業所、備後通運(株)、日本通運(株)首都圏支店、(株)シェーハイ、ラニイ福井貨物(株)東京支店、東武物流サービス(株)、札幌自動車運輸(株)、南信貨物自動車(株)、丸点通運(株)東京支店	令和2年3月31日
	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	イオン(株)	平成31年3月25日
	災害時における施設使用等に関する協定	日本自動車ターミナル(株)	平成24年10月31日
	災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書	(公社)東京都獣医師会	平成23年3月15日
	災害時における被災者の支援に関する協定	東京都生活衛生同業組合連合会	平成25年7月11日
	災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定	(社福)東京都社会福祉協議会 (一社)東京都老人保健施設協会	平成25年8月12日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
福祉保健局	東京都災害福祉広域調整センターの設置及び運営等に関する協定	(社福)東京都社会福祉協議会	平成30年3月7日
	災害時における要配慮者の生活支援のための福祉職員等派遣に関する協定	(一社)東京都医療社会事業協会	平成30年3月7日
	災害時における要配慮者の生活支援等のための福祉職員等派遣に関する協定	(一社)東京精神保健福祉士協会 (公社)東京社会福祉士会 (公社)東京都介護福祉士会 (NPO法人)東京都介護支援専門員研究協議会	平成30年3月7日
	東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する協定書	(医)永寿会 恩方病院、(医)岩尾会 東京海道病院、(医)厚生協会 大泉病院、(医)厚生協会 東京足立病院、(医)青溪会 駒木野病院、(医)青山会 青木病院、(医)欣助会 吉祥寺病院、(医)薫風会 山田病院、(医)光生会 平川病院、(医)じうんどう 慈雲堂病院、(医)清愛会 七生病院、(医)成仁 成仁病院、(医)大和会 大内病院、(医)東京愛成会 高月病院、(学)順天堂 順天堂大学医学部 附属順天堂東京江東高齢者医療センター、(学)日本医科大学 日本医科大学 付属病院、(公財)井之頭病院、(福)桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院、国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院	平成30年3月30日
		(学)日本大学 日本大学医学部附属板橋病院、(学)昭和大学 昭和大学附属 烏山病院、国家公務員共済組合連合会 立川病院	平成31年3月29日
		(医)翠会 成増厚生病院 (医)翠会 陽和病院	令和元年6月28日
	東京都災害派遣精神医療チーム派遣等に関する覚書	東京都立 小児総合医療センター 東京都立 多摩総合医療センター 東京都立 広尾病院 東京都立 墨東病院 東京都立 松沢病院 (公財)東京都保健医療公社 豊島病院	平成30年3月30日
産業労働局	放射性物質等による災害時等対応に関する協定	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	平成19年3月12日
	災害時における副食品供給に関する協定	全国調理食品工業協同組合、東京都漬物事業協同組合	平成26年4月1日
	災害時における調味料供給に関する協定	東京都味噌工業協同組合、全国味噌工業協同組合連合会、日本醤油協会	平成26年4月1日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
産業労働局	異常災害等発生時における給食用米穀とう精及び輸送に関する協定	(株)神明	平成23年11月21日
		(株)ニュー・ノザワ・フーズ、(株)イクタツ	平成23年11月22日
		三多摩食糧卸協同組合	平成23年11月25日
		全農パールライス東日本(株)東京支店	平成23年11月30日
		東京山手食糧販売協同組合、木徳神糧(株)	平成23年12月1日
		(株)ヤマタネ	平成23年12月5日
		東光食品(株)	平成23年12月6日
		東京食糧(株)	平成23年12月9日
中央卸売市場	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場協会、全国中央卸売市場協会北海道・東北支部、全国中央卸売市場協会関東支部、全国中央卸売市場協会東海・北陸支部、全国中央卸売市場協会近畿支部、全国中央卸売市場協会中国・四国支部、全国中央卸売市場協会九州支部	平成24年9月1日
	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定実施細目		平成24年9月1日
	大規模災害時における生鮮食料品調達に関する協定	東京都水産物卸売業者協会、東京魚市場卸協同組合、築地市場青果連合事業協会、築地市場関連事業者等協議会	平成13年6月6日
		東京新宿ベジフル(株)、淀橋市場青果卸売協同組合、淀橋市場関連事業者組合	平成13年3月7日
		東京豊島青果(株)、豊島市場青果卸売協同組合、豊島市場関連事業者組合	平成13年3月15日
		東京北魚(株)、大都魚類(株)千住支社、東京千住魚市場卸協同組合、足立市場関連事業者組合	平成13年3月19日
		東京豊島青果(株)板橋支社、東京富士青果(株)、板橋市場青果卸売協同組合、板橋市場関連事業者組合、東京千住青果(株)、東京北足立市場青果卸売協同組合、東京都北足立市場関連事業者組合	平成13年3月26日
		東京千住青果(株)葛西支社、葛西市場青果卸売協同組合	平成13年3月29日
		東京荏原青果(株)、世田谷市場青果卸売協同組合、世田谷市場関連事業者組合	平成17年2月23日
		多摩ニュータウン青果(株)	平成25年3月8日
		多摩ニュータウン市場青果卸売協同組合	平成25年5月31日
		協同組合大田市場21	平成13年9月20日
	大規模災害時における生鮮食料品の調達及び輸送に関する協定	東京大田市場青果卸売協同組合	平成13年9月21日
		東京荏原青果(株)、東京東梅食品(株)、新神田市場青果卸売協同組合	平成13年9月25日
		東京青果(株)、東京神田青果市場(株)、大都魚類(株)大田支社、大田市場関連事業者協同組合、大田市場青果卸売協同組合	平成13年9月26日
		大田市場水産物卸協同組合、東京魚市場卸協同組合大田支所	平成13年9月28日
	大規模災害時における生鮮食料品の輸送に関する協定	(株)ジェイディエス	平成13年9月21日
		協和エンタープライズ(株)	平成13年9月26日
		大田市場流通事業協同組合	平成13年9月28日
	大規模災害時における食堂等の営業時間の延長に関する協定	大田市場関連事業者協同組合	平成13年9月26日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
売中 市央 場卸	大規模災害時における大田市場で発生した障害物等の除去に関する協定	中村産業(株)	平成13年9月20日
	大規模災害時における軽油の供給等に関する協定	大田市場石油(株)	平成13年9月26日
建設局	災害時における応急復旧業務に関する協定	東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会	平成9年9月1日
	災害時における応急復旧業務に関する細目協定		
	災害時における水門等の応急復旧業務に関する協定	石川島播磨重工業(株)、川崎重工業(株)東京支店、(株)栗本鐵工所東京支店、佐藤鉄工(株)、大同機工(株)、(株)田原製作所、日立造船(株)東京支店、三菱重工業(株)	平成9年10月1日
	災害時における水門等の応急復旧業務に関する細目協定		
	災害時における排水機場の応急復旧業務に関する協定	(株)荏原製作所東京事務所東京事務所、(株)電業社機械製作所、(株)西島製作所東京支社、ニイガタ原動機サービス(株)、(株)日立製作所、ヤンマーディーゼル(株)東京支社	平成9年10月1日
	災害時における排水機場の応急復旧業務に関する細目協定		
	震災時における船舶による輸送等に関する協定	(財)東京都公園協会 (現 (公財)東京都公園協会)	平成19年1月11日
	地震時における緊急点検等に関する協定	(財)東京都環境整備公社	平成24年3月9日
	地震時における緊急点検等に関する細目協定	(現 (公財)東京都環境公社)	
	災害時等における情報収集業務等に関する協力協定	(一社)東京道路清掃協会	平成25年3月22日
	【再掲】災害時における応急対策業務に関する協定		
	災害時における応急対策業務に関する細目協定	(一社)東京建設業協会、(一社)日本道路建設業協会、(一社)東京都中小建設業協会、(一社)南多摩建設業協会、(一社)北多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合	平成8年7月18日
		(一社)東京建設業協会、(一社)東京都中小建設業協会、(一社)北多摩建設業協会	平成9年9月1日
		(一社)南多摩建設業協会 西多摩建設業協同組合	平成9年10月1日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)東京都造園緑化業協会	平成21年9月9日
	災害時における応急対策業務に関する細目協定		
	【再掲】災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定(総務局締結)		
	災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する細目協定	(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部 (一社)東京都測量設計業協会 (一社)東京都地質調査業協会	平成25年6月25日
	【再掲】災害時におけるクレーン等の供給に関する協定(総務局締結)		
災害時におけるクレーン等の供給に関する細目協定	東京建設重機協同組合	平成26年3月26日	
災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書	(一社)全国木造建設事業協会	平成25年7月11日	
港湾局	災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定	(株)IHIインフラシステム、 豊国工業(株)、大同機工(株)	平成22年9月30日
	災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する細目協定		平成25年2月28日
	災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する協定	豊国工業(株)、 三菱重工鉄構エンジニアリング(株)、 西田鉄工(株)	平成22年9月30日
	災害時における水門門扉等の応急対策業務に関する細目協定		平成25年2月28日
	災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する協定	(株)日立プラントテクノロジー、 クボタ機工(株)、 (株)荏原製作所	平成22年9月30日
	災害時における排水機場のポンプ等の応急対策業務に関する細目協定		平成25年2月28日
	災害時における水上輸送基地の利用に関する協定	東京湾遊漁船業協同組合、 東京都漁業協同組合連合会	平成13年3月31日
	災害時緊急輸送に必要なフェリーふ頭の使用協定	東京港埠頭(株)、日本沿海フェリー(株)、 オーシャン東九(株)、川崎近海汽船(株)、近 海郵船(株)、日本高速フェリー(株)	昭和63年3月11日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期	
港湾局	災害時における緊急物資受入れ等に関する協定	(社)東京港運協会、 東京港港湾運送事業協同組合	平成9年2月26日	
	災害時における応急対策業務に関する協定	東京タグセンター	平成8年8月30日	
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)日本埋立浚渫協会	平成8年8月30日	
	災害時における応急対策業務に関する細目協定		平成25年4月1日	
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)日本埋立浚渫協会、 伊豆七島建設業協同組合	平成25年10月16日	
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	関東旅客船協会、 日本内航海運組合総連合会	平成8年7月1日	
		(一社)日本外航客船協会	平成8年8月26日	
		(一社)日本船主協会	平成8年12月27日	
	災害時における船舶による輸送等に関する実施細目	関東旅客船協会、 日本内航海運組合総連合会、 (一社)日本外航客船協会、(一社)日本 船主協会	平成9年3月31日	
	災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	調布空港協議会	平成19年1月31日	
	災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する細目協定		平成19年1月31日	
	災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	東京ヘリポート協議会	平成18年3月29日	
	災害時の航空機による緊急輸送業務の協力に関する細目協定			
	【再掲】災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する協定(総務局締結)			
	災害時等における設計、測量、地質調査等の応急対策業務に関する細目協定	(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部 (一社)東京都測量設計業協会 (一社)東京都地質調査業協会	平成25年6月25日	
【再掲】災害時におけるクレーン等の供給に関する協定(総務局締結)				
災害時におけるクレーン等の供給に関する細目協定	東京建設重機協同組合	平成26年3月26日		
会計管理局	災害時における指定金融機関との取り決めについて	(株)みずほ銀行(旧:富士銀行)	平成12年3月31日	
教育庁	都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定	(一社)東京電業協会、(一社)東京都電設協会	平成21年3月6日	
	都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定	東京都塗装工業協同組合	平成22年6月23日	
交通局	【再掲】災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)東京建設業協会	昭和50年4月1日	
	災害時における応急対策業務に関する細目協定		平成11年12月24日	
	非常災害時緊急放送の駅構内における受信公開に関する覚書	日本放送協会	平成24年4月1日	
水道局	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	札幌市水道事業管理者、仙台市水道事業管理者、さいたま市水道事業管理者、川崎市水道事業管理者、横浜市水道事業管理者、新潟市水道事業管理者、静岡市公営企業管理者、浜松市水道事業及び下水道事業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、京都市公営企業管理者、大阪市水道事業管理者、堺市上下水道事業管理者、神戸市水道事業管理者、岡山市水道事業管理者、広島市水道事業管理者、北九州市水道事業管理者、福岡市水道事業管理者、熊本市上下水道事業管理者	平成25年3月31日	
	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目			
	東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	千葉県水道事業管理者	平成9年5月30日	

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
水道局	関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市の工業用水道事業者	平成11年1月5日
	社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定	(公社)日本水道協会関東地方支部	平成23年12月7日
	震災等非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定	日本ダクタイル鉄管協会、日本ダクタイル異形管工業会、水道バルブ工業会、日本水道鋼管協会	平成22年4月30日
	【再掲】災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)東京建設業協会	昭和50年4月1日
	災害時における応急対策業務に関する細目協定		昭和54年8月31日
	災害発生時の応急対策業務等に関する協定	東京水道サービス㈱	平成21年3月31日
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	東京都水道事業者協会	平成24年7月30日
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する実施細目		
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	三多摩管工事協同組合	平成24年5月24日
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	協同組合東京都水道請負工事連絡会	平成25年12月16日
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する実施細目		
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定	東京都管工事工業協同組合	平成25年12月16日
	災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する実施細目		
	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定	(一社)東京空調衛生工業会	平成24年7月26日
	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する実施細目		
	災害時における応急対策用建設機械の供給に関する協定	東京建設重機協同組合	昭和54年2月26日
	災害対策用車両供給協定書	東京都庁輸送事業協同組合	平成25年3月15日
	災害時における応急対策用バスの供給に関する協定書	西武バス㈱、内山観光バス㈱、小田急箱根高速バス㈱、青和観光㈱、東栄運輸㈱、東京滋賀交通㈱、東武バスセントラル㈱、ニュープリンス観光バス㈱、日本中央バス㈱、日立自動車交通㈱、㈱フジエクスプレス、㈱平成エンタープライズ、㈱瑞穂、南多摩運送㈱、ワールド自興㈱	平成19年3月13日
	地震災害等の発生時における業務の協力に関する協定	㈱PUC	平成25年10月1日
下水道局	災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定	下水道メンテナンス協同組合	平成13年10月1日
	災害時における下水道管路施設の応急復旧業務に関する協定第6条の出動要請に関する覚書		平成25年4月1日
	災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定	(一社)東京下水道設備協会	平成25年4月1日
	災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する細目協定		平成25年4月1日
	災害時における処理場等の応急対策業務に関する協定	(一社)日本下水道施設管理業協会	平成13年12月1日
	災害時における処理場等の応急対策業務に関する細目協定		平成13年12月1日
	「災害時における処理場等の応急対策業務に関する細目協定」の覚書		平成13年12月15日

局名	協 定 名	締 結 先	締結時期
下水道局	災害時における排水設備の復旧に関する協定	東京都管工事工業協同組合	平成25年5月28日
	災害時における排水設備の復旧に関する協定実施細目		平成25年6月13日
	【再掲】災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)東京建設業協会	昭和50年4月1日
	災害時における応急対策業務に関する細目協定		平成13年9月4日
	「災害時における応急対策業務に関する細目協定」に関する覚書		平成13年9月4日
警視庁	災害時における交通指導、警戒業務に関する協定	(一社)東京都警備業協会	平成10年11月26日
東京消防庁	災害時における救助・救急業務に関する協定	(一社)東京建設業協会	昭和57年2月1日
	震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会	平成27年6月29日
	災害時における救急用酸素の調達業務に係る協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	平成24年12月1日
		商工組合日本医療機器協会	平成24年12月1日
		(一社)東京医薬品卸業協会	平成24年12月1日
		(一社)日本衛生材料工業連合会	平成25年7月1日
	震災時における消防活動業務の協力に関する協定	東京セメント建材協同組合	平成8年3月27日
	震災時における消火活動業務に関する協定	東京都生コンクリート工業組合、東京地区生コンクリート協同組合、三多摩生コンクリート協同組合、東関東生コン協同組合、埼玉中央生コン協同組合、玉川生コンクリート協同組合、湘南生コンクリート協同組合	平成8年9月30日
	震災時における消防職員及び消防資器材の搬送に関する協定	(公財)東京都公園協会	平成8年6月28日
		屋形船東京都協同組合	平成8年10月31日
	災害救助犬の出動に関する協定	(社)ジャパンケネルクラブ、全国災害救助犬協会、日本救助犬協会、日本レスキュー協会	平成9年7月1日

昭和 48 年 10 月 第 1 次修正
令和 3 年 1 月 第 20 次修正

印刷物規格表第 2 類

印刷番号(2) 6 2

東京都地域防災計画

風水害編 別冊資料

編集発行 東京都防災会議

(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 0 3 (5 3 2 1) 1 1 1 1 (代) 内線 25-029

印 刷 情報印刷株式会社

〒213-0031 神奈川県川崎市高津区宇奈根 718-15
電 話 0 4 4 (8 5 0) 8 8 6 1